


早稻田大學出版部

明治四十三年六月廿五日印刷
明治四十三年六月廿八日發行



早稲田大學編輯部編纂

發行者　荒川信賢
東京市小石川區音羽町四丁目十一番地

印刷者　渡邊八太郎
東京市牛込區榎町七番地

發行所　早稲田大學出版部
東京牛込區早稲田
振替東京一一二三番

日清印刷株式會社印刷

訓蒙用字格跋

此書初稿未經改修、嘗被坊間竊刻、傳譌匪鮮、印流既廣、無由追究、今茲、予休告在京、謀將上木、爰就定本、逐件校對、彙分臚列、條貫井然、庶免魯魚之誤、以資雕龍之益、梨棗告成、因書其由云爾、

享保甲寅端午日　　門人津府記室奥田士亨敬誌

千里不啻是其心獨能毋介然者耶、（王荊公送陳興之序）▲少尚當歷五年、多則不啻、（左昭元年注）○與傳者之自立例以言春秋、蓋不啻壤翅矣、（汪克寬綱目考異序）○禦倭易於禦虜、十百不啻也（五雜俎）、

此れまた、別義なし、隨宜消息すべし、不啻、下にあるはめづらし、

▲他言　言他

上不顧而他言、（梁書鍾嶸傳）▲王顧左右而言他、（孟子）○齊王不顧而言他、（綱目廿八）、

▲懷德　德懷

君子懷德、小人懷惠、（論語）▲太古德懷、不禮懷、（楊子法言）、

此二條も、亦別義なし、しばらく、此をあげて、作例をあらはす、

▲茲不復○不○於此

大常有謚議、國史有列傳、茲不復書、（汪充黃文獻祠堂碑○歷代文選）○凡賦詩者、當能稱誦之、茲不復道、（王禕送鄭仲宗序○金華文統）▲具見諸書者、茲不復贅、（衍義補九十三）○殊政偉績、茲不備書、（王禕均役記○文統）○皆君素所優爲者耳、茲不贅、（啓蒙意見序）○其世係姓氏里族、載於先少傳公銘誌中、茲不具、（劉恕自撰銘皇明文範）○其行治官世已、著於誌幾聖之塋者、故此不著、（曾南豐强文集序）○其州里世次歷官行事、將有待識於平甫之塋者、故不著於此云、（曾文歐文集序）、

此條、不の字の、あり所、上下の、異あれども、さのみ別義なし、

訓蒙用字格　終

の人の、模樣を、形容したるものなり、たとへば、月如弦と、かけば、月を物にたとへたるなり、如月之弦と、かけば、物を月にたとへたるなり、旁若若旁も、その通なり、常には、旁若無人と、用ゆるがよろし、

▲出奇取勝　取出奇勝

非取出奇勝也、（太宗問答）▲非欲出奇取勝、（同上直解）、

本文、恐くは、傳寫のあやまりならん、

▲莫斯爲甚　茲焉莫甚　孰此爲甚

古之哲王、莫不斯愼、（宋書恩倖傳敘）○尊信表章、莫此爲至、（胡傳劉序）○傷善受奸、莫此爲甚、（衍義）○荒政之施、莫此爲大、（霍林玉露）○正俗調風、莫大於此、（隋李諤傳）▲名實淆紊、茲焉莫甚、（梁鍾嶸傳）▲計巧之甚、孰此爲甚、（衍義）、

此等の、詞、古今の文、さま〴〵の、書法あれども、さのみ異義なし、

▲比德於玉　於玉比德

昔者君子、比德於玉焉、（禮聘義）▲君子無故、玉不去身、君子於玉比德焉、（禮玉藻）、

此れ亦異義なし、主客輕重の、別なるべし、

▲退食自公　自公退食

羔羊之皮、素絲五紽、退食自公、委蛇委蛇、▲羔羊之皮、素絲五緎、委蛇委蛇、自公退食、

此二法も、異義なし、叶韵のため、如此凡て、古書には、押韵多し、易の彖象、みな韻字なり、强て意義を求むべからず、

▲不啻――　――不啻

三人交章累上、不啻數十、（東坡策）○去其親（三一

以稱賢主而前主之君不及者、其淵源皆出於此也、(書魏鄭公傳曾文)〇此先王之世、所以自天子至於庶人無一人之不學、而天下國家、所以治日常多、而亂日常少也、(朱經筵講義)〇所以天下之治日常少而亂日常多、皆由此學不講之故也(同上)〇此食所以可去而信必不可無也、(顔淵直解)〇此人之所以爲難知而論人者、當以聖賢爲準也、(憲問直解)〇將軍所以功未甚多、身食萬戸、三子皆爲侯者、以皇后故也、(前霍去病傳)、

●雜格凡十一條

▲於此有人　有人於此

於此有人焉、入則孝出則悌、▲有人於此、毀瓦畫墁、〇有人於此、力不勝一匹雛、〇有楚大夫於此、(共孟子)、

▲於此有年　有年於此

子相晉國、以爲盟主、於今七年矣、(左昭元年)▲不違啓處、於今十年、(左昭三十二)〇弟子事先生、于茲有年矣、(韓文)〇先王甍、於今二十五年、吾昆弟在、而墓碑不刻無文、(同曾成王碑)〇太宗施德於天下、於茲六年矣、(歐縱囚論)▲兵困於京索之間者、三年於此、(史記)〇朕親率天下之農、十年於今、而野不加辟、(漢文帝記)〇被蝗以來、七年于茲、(後漢書安帝紀)、

右二條、義理の、差なし、文勢による、

▲旁若無人　若旁無人

荊軻至燕、日與屠狗及高漸離擊筑、荊軻和而歌於市中、相樂已而相泣、傍若無人、(史記)〇捫蝨而言、旁若無人、(晉王猛傳)〇至金陵、著宮錦袍、坐舟中、旁若無人、(唐李白傳)▲人皆勸我酒、我若耳不聞、(韓醉贈張祕書)〇荊軻飲燕市、酒酣氣益震、哀歌和漸離、謂若傍無人、(左太沖詠史)、

右二法、文字の、おき様、かはれども、意義の別なし、旁若は、旁を、形容したるものなり、若旁は、そ

按するに、此三法、皆、所以の字、かゝり所、差別あり、此所以とあるは、下の事をくゝりて、このわけなりと、上に所以の字を置く、此庶績所以咸熙也と云がごとき是なり、此字の下に、詞ありて、下に所以の字あるは、此の字の下に、其本體をあげて、そのはたらきの、わけをことわりて、所以の字を、下に置く、天地の所以爲大也と、云がごとき是なり、所以此と云は、各別のこと、此字、下へかゝりて、上の二法と、ことなり、このとよむべし、



——所以——而——所以
——所以——而——
——而——所以——
——

此小民〔所以〕易傷苦、〔而〕天下〔所以〕多困窮也、（全符潛夫論）○此古之人〔所以〕大過人、〔而〕今之君子〔所以〕不及也、（大蘇稼說）○蓋天理之〔所以〕常存、〔而〕人心之〔所以〕不死也、（離婁注）○此道之〔所以〕不明不行、〔而〕邪說暴行、〔所以〕肆行而莫之禁也、（朱與呂書）○君臣一心上下忘勢、此虞廷之君臣、〔所以〕爲萬世法、〔而〕其治效、〔所以〕爲不可及歟、（衍義補二）▲先王之道、此其〔所以〕爲美、〔而〕小事大事無不由之也、（集注）○此其愛民之心、〔所以〕輕短〔而〕功不至於百姓也、（同上）○心之在人、是人之〔所以〕爲人〔而〕與禽獸艸木異焉者也（象山求放心義）○此上下之情、〔所以〕不孚〔而〕治功之成恆、不若於古歟、（衍義補六）○此人道、〔所以〕日流於邪淫、〔而〕世道日、淪於汙下也歟、（衍義補三十六）▲此百官和於朝〔而〕庶績〔所以〕咸熙也歟、（衍義補十一）、

所以の字、長き文句の內、上下に、各用ひて、ことなることあり、又上に、一つ用て、下を兼るあり、下に用て、上を兼るあり、詳に辨ずるに及ばず、長短緩急のつりあひを考ふべし、

▲所以字雜格

此白首之母子、〔所以〕義不可以苟安、恩不可以苟止者也、（曾文上執政書）○唐之〔所以〕治、太宗之〔所

說般若不識般若、所以皆成諍論、(困知記)▲皆所以示諸侯禮也、○皆所以示諸侯汰也、(共左傳昭四)○皆所以順性命之理盡變化之道也、(易序)○皆所以救弊也、(王梅溪集○性論)、

所以皆と云は、皆の字、下へつゞきて、その上に、所以の字を加へて、そのわけを、あらはすなり、皆所以は、所以の字、皆字の、中にこもる、差別あきらかなり、

▲所以以　以所以

能言距楊墨者、已是心術向正之人、所以以聖人之徒許之、(朱答石子重書)▲君子不以其所以養人者害人、(孟子)、

この辨、解するに不及、尤も分明なり、古人、所以の字を、ゆゑんと訓ずる、尤字義を會得してよめり、所以の字連綿して、故の義あり、ゆゑに、所以以と用ゆ、必以する所とよむ時は、此等の處、不通、所によりて、上にて、ゆゑんにとよみ、きりてもよし、

▲此所以――此――所以所以此――

公論與私言、交入於耳、此所以聽之難也、(歐割子)○此所以外人之議不允也、(歐文論張子奭劄子)○此所以學者不可以不深思而愼取之也、(王文襄禪山記)○此所以庶績咸熙也、(衍義補)○此所以上下之間不疑不惑也、(禮緇衣注)○此所以人主之好立功名者、聽勇銳之語、則易合聞持重之言、則難入也、(歐爲君難論)○此所以言出而人信服之、不待其辭之畢也、(顏淵直解)○此所以子之不足與檜爲寃也、(花影集○言奏檜)▲此天地之所以爲大也、(中庸)○此五者君子之所以敎也、(孟子)○此伏羲神農黃帝堯舜所以繼天立極、(大學序)○此春秋所以無義戰也、(孟子盡心注)此五帝三王之所以無敵也、(李斯書)○此世主之所以人人甘心而不悟也、(大蘇商君論)▲所以此童子爲族人得著總者、以其無父兄當室之時即著免也、(禮記問喪疏)○既每事用禮所以是復禮也、(皇侃疏顏淵篇)、

（左哀三年）▲日居月諸〔出自東方〕（詩日月）○〔出自北門〕憂心殷殷、（同北門）○〔出自聖斷〕不欲人知、（歐劄子）▲〔日居月諸東方自出〕（詩日月）○簠簋普淖、則此之〔自實〕（文選潘岳賦）○天下之治亂、胥〔此〕焉〔出〕矣、（丁奉漢成紀玉堂評）、

此も、上と同きことにて、出字の、上下、甚だ異同なし、詩の出自東方、東方自出は、叶韵のために、如此上下の差あり、その餘は、主客輕重の、差を辨ずべし、通鑑晉安帝紀に、自帝即位以來、内外乖異すと、云ことあり、自の字、帝の下にあるべきはずなり、此は帝の即位より、このかたと云ことにて、總て、その時節をさす、それ故、帝字の上にあり、他の文これに準ずべし、

●足字格凡二條

▲足深　深足

在熹愚賤、不〔足深〕惜、（朱與史丞相書）○此爲陳寶之屬、無〔足深〕怪、（朱答劉子澄書）▲梁元帝、爲周師所圍、猶講老子云云、此〔深足〕爲戒、（通鑑唐紀）、

▲自足　足自

得二萬人、乘大船戰、〔自足〕擊之、（吳書孫皓）○汝但作佞、此法〔自足〕安身、（通鑑宋明帝紀）▲索米貽譏、祗〔足自〕點耳、（三國志序）○更膺引公羊穀梁、適〔足自〕亂、（左傳杜序）、

此二條、甚だかはることなし、上下の連續にて、辨ずべし、凡文字に、二法ありて、甚だ異なるあり、不必必不のごとき是なり、二法甚だことならざるあり、可深深可のごとき是なり、只一法にて、二法なきあり、足以可以其所のごとき、是なり、故に、この所足以を、載せず、

●所以字格凡五條

所以皆　皆所以

此河圖洛書之數、〔所以皆〕以五爲中也、（啓蒙）○

甚厲、（鶴林玉露五）、

此も、上の例と、同じ、その わけ、甚微也、これらの別、倭語にては、言わけがたし、北使は、敢著坐は仕らぬと云、此虜のもの、南使が、いちばつて著坐を、仕らぬと云なり、凡て、敢不不敢は、下より、よみてよく、きこゆるなり、不敢即席は、席に即くことを、あへてせざるなり、敢不即席は、席に即かざることを、あへてするなり、前の 不敢奉詔、敢不奉詔も、同じきわけなり、詔を奉せぬは、同じきことにて、そのうちにて、奉詔を、あへてせぬと、不奉詔を、あへてするとの、差なり、

▲不敢復——　不復敢——

吾請出、不敢復言帝秦、（史魯仲連傳）○孝王、不敢復言太后以嗣事、（前文三王傳）○安世乃止、不敢復言、（前張安世傳）▲自是景崇不復敢出、（鑒五代漢紀）○刁約愈恐、不復敢隱、遂以實對、（沈氏筆談）、

不敢復は、またすることを、敢て せざる なり、不復敢は、敢することを、復せざるなり、

●自字格凡二條

▲自●○　○自●

鄭詹自齊逃來、（春秋）○古人有言、請自隗始、（韓文）○史之興、自漢始、（劉静修集）○嘉穀之有秋、皆自人始、（虞伯生集字説）○陽虎使季孟自南門入、出自東門、（左定公）▲公至自會、（共春秋）○曹伯歸自京師、（春秋成六年）○公至自齊、○公至自伐戎、○【杜註】諸侯歸國、或書名、或不書名、或言自某歸、傳無義例、從告辭、○我來自東、零雨其濛、（詩東山）○黃老之説、始自黃帝老子、（文章辨體吳立夫）、

杜氏の、注をみれば、自字の、上下、春秋には、義例なし、しかれども、左傳に、自南門入、出自東門 と、云をみれば、差別ありとみえたり、

▲自○○出　出自○○　○○自出

禮樂征伐自天子出、（論語）○使其徒自北門入、

（共論語）○百官有司、莫敢不哀、先之也、（孟滕文公）○莫敢不懲、（左傳）▲有離俗不順其上、則百姓莫不敢惡、莫不毒孽、（荀子議兵）、

不敢不は、不の字、下へつく、不敢不勉は、つとめざることを、敢てせず、つとむるなり、莫敢不も同じことなり、莫不敢惡と、云がごときは、敢惡の二字、つゞきて、それに莫不を、加へたるなり、いづれも、果敢の敢なり、宋の王岐公、月夜禁中、對設一榻賜坐、王不敢を謝すと、不敢の義、あきらかなり、

▲不敢自――　敢不自――

罪當朕躬、弗敢自赦、（書湯誥）○不敢自暇自逸、（酒誥）○君大夫、不敢自稱曰余小子、（曲禮下）○戰栗恐懼、不敢自顯、（漢韋玄成傳）○愚臣徘徊於恩澤、而不敢自棄者也、（曹子建表）▲匹夫逞志於君、而無討、敢不自討乎、（左傳三十三先軫言）○敢不自占、不占不以實者、盡沒入所采取、而作縣官一歲、（漢王莽傳）○苟有所懷、敢不自聞、（後弟五倫傳）○不敢不自反以節其所易、（中庸大全）、

不敢自、敢不自の、別、此も、不敢、敢不と、同じことなり、敢不自の中に、二法あり、是も上と同じことなり、不敢自棄は、自棄することを、敢てせざるなり、敢不自占は、自占ざることを、敢てするなり、敢不自聞は、自聞せざることを、敢てせんや、聞するなり、此は不敢故なり、文の內には、この法多し、

▲敢弗之　弗之敢

夫身者親之遺也、立模乃曷、敢弗之敬也、是故言也弗之敢苟也、行也弗之敢惰也、（李空同敬遺堂記）、

此は、不敢敢不と、同き例にて、かはることなし、明人の文は、奇を好むゆゑ、如此多し、

▲不敢即席　敢不即席

宋光堯之喪、金虜來弔祭、京仲遠爲報謝使、虜錫燕汴京、仲遠曰、若不撤樂、有死而已、不敢即席、北典籤者連呼曰、北朝燕南使、敢不即席、聲

語）○一制書所勅者、十有五鎮、無敢不從者、（胡傳閔二）○固拒禪命、未踐尊位、聖意懇惻、臣等敢不奉詔、輒具章遣使者奉、（三國志魏二）○溫太眞行酒、而敢不飮、（通鑑）○臣不敢愛死、無乃求去憂而滋長乎、臣是以懼敢不聽命、（左昭二十年宋華費遂言）▲疇敢不祗若王之休命、（說命）○予曷敢不終朕畝、（大誥）○妻也者親之主也、敢不敬與、子也者親之後也、敢不敬與、（禮哀公問）○弟子敢不承乎、（孔子閒居）○吾子靖亂、敢不拜德、（左傳）○敢不藉手以拜、（同上昭十六年）○敢不唯命是聽、（左宣十二）、

不敢は、あへて、せざるなり、敢不は、せざることを、あへてするなり、凡て、敢は、果敢の意にて、ことを、いさみ、すゝみて、なすことゝ、それ故、不敢と云は、ことを、ひかへ、はゞかつて、遠慮することなり、不敢侮鰥寡と、云がごとき是なり、敢不と云は、そのうらなり、敢不奉詔、敢不飮が、ごとき、不遠慮に、なんのそのと、詔を奉せず、酒をのまぬと云ことゝ也、又敢不に一法あり、敢不敬與敢不拜與と、云がごときは、敬せざることを、敢てせんや、拜せざることを、敢てせんやと、云意になり、敬する意也、敢の、一字に、不敢の意あり、孟子左傳等に、敢問と云ことあり、古來の注に、不敢と注す、是もそのわけなり、おしきつて、問ふことを、不遠慮に思ふ、此土にて、はゞかりながら、お尋を申と、云がごとし、此等のことは、漢土にみても、まぎるゝことありとみえたり、子在回何敢死、蒙引大全に、この敢は、果敢の敢と云と、不敢の敢と、兩說あり、何敢死なんと、一句に通じてみれば、不敢の敢なり、敢の一字に、ついて、いへば、果敢の敢なり、

▲不敢不―　莫敢不―　莫不敢―

予畏上帝、不敢不正、（湯誓）○以吾從大夫之後、不敢不告也、（論語）○喪事不敢不勉、（同上）○有所不足、不敢不勉、（中庸）○侍中以古事裁我、我不敢不服、（北魏崔光傳）○誠知夫邪正之機、乃治亂之原、不敢以不辨也、（國朝文纂徐貞卿崇化論）▲上好禮則民莫敢不敬、○莫敢不服、○莫敢不用情、

則安〔得而不言〕、（韓上張書）○禮者生民之大也、樂得之而以成、政得之、而以行、刑得之而以清、仁〔得之而不廢〕、義〔得之而不誣〕、智〔得之〕而〔不惑〕、信〔得之而不渝〕、（李肝江禮論）○其氣安〔得而不〕壯哉、（衍義補百四十六）○豈〔得而不用〕哉、（朱答汪尙書）○是以其說、不〔得而不漫〕也、（朱答張書）○其作詩以喩王、亦不〔得而不汲汲〕也、（詩傳幽風）、

不得而知は、知ることを、得ざるなり、得而不言は、言ざることを得るなり、間に而の字を、加るなり、

▲使不得　不得使

彼奪其民時、〔使不得〕耕耨以養其父母、（孟梁惠王）○鄭像賊、以刀築其口、〔使不得〕言、（三國志魏四）○王衍口、未嘗言錢、郭欲試之、令婢以錢繞牀、〔使不得〕行、（晉書）▲巡行宗廟、〔不得使〕火及之、（左昭十八杜注）、

不使得、不得使は、不使、使不と、同じきこと、下に得の字を加るなり、不使得もある、偶見出さゞればのせず、

▲不得字雜格

政在三家、哀公〔不得〕自專、（靈問注）○匹夫匹婦、〔不獲〕自盡、民主罔與成厥功、（書經）○銜恨蒙枉、〔不得〕自叙、（後孔僖傳）○上〔不得〕自列於聖朝、下無以奉宗祀近丘墓、（柳文對賀者）○君子無入而〔不自得〕焉、（中庸）、

此も、上の諸條と、同きことなり、別に條を立るに、及ばざるゆゑに、こゝに出す、

●不敢字格凡六條

▲不敢　敢不

〔不敢〕侮鰥寡、（康誥）○有餘〔不敢〕盡、（中庸）○苟無其德、〔不敢〕作禮樂、（同上）○牲殺器皿衣服不備、〔不敢〕以祭、則〔不敢〕以宴、（孟滕文公）○於道統之傳、〔不敢〕妄議、（中庸序）○上下雷同、非陛下之福、善事上官、臣〔不敢〕奉詔、（通鑑漢三十五）▲子而思報父母之仇、臣而思報君之讐、其有〔敢不〕盡力者乎、（越

得一日安也、(老蘇重遠)○爲權計者則曰、荊州不得則吾西陵、不得一日帖席也、(論衡○時化成)▲巽耎阿諛、使一日不得聞其過、(老蘇諫論)、

不得一日の、例も、上の、不可一日の、格にて、合せ考ふべし、

▲不得○　○不得　不○得　得不○

賢者不得過、不肖者不得不及、此喪之中庸也、(禮喪服四制)○將廢帝、夜謝晦悚息、不得眠、(宋書檀道濟傳)○帝自闔殿門、崇韜不得入、(鑑後唐紀)○高宗一日出對廷臣云、夜來不得睡、(朱語類百二十七)○血汚遊魂不得歸、(前燈新話詩)○銜門一別、夢難稀、人欲歸、時不得歸、(吳融詩)▲血汚遊魂歸不得、(同上注引杜詩)○山上有山、歸不得、湘江暮雨、鷓鴣飛、(孟遲詩)○春色惱人、眠不得、月移花影、上欄干、(王荊公詩)○故鄉歸不得、地入亞夫營、(杜詩春遠)○如繫詞之文、後人決學不得、(程遺書十八)○文與道相離不得、(崇古文訣李漢文評)▲生死輪廻、不出得、地獄苦楚不免得、(歸元直指)○今時人看易、皆不識得易是何物、(程外書)▲亦使小人得不陷於非義、(程傳漸卦)○周易以卜筮得不焚、(朱語百五)、

不得歸、得不陷の、ごときは、いづれも、雅言なり、辨ずるに及ばず、歸不得、不免得の ごときは、俗語なり、此は義理に、かはることは、なけれども、辭の雅俗なり、不得歸と云は、かへることが、ならぬと、しかと云なり、歸不得と云は、倭語にて、いへば、かへられぬ、もどられぬと云がごとし、大様にいふなり、詩には俗話を用ゆ、所によりて、歸不得、不歸得、通用して用ゆ、語類等の內理會不得、不得理會、不理會得と、三様あり、いづれも、俗語なれども、少々差別ありと見えたり、

▲不得而―　得而不―

天命之本然者、不得而著、(大學或問)○時義當然、不得而避也、(明夷大義)○夫陽子惡訕上者、故雖諫且議、使人不得而知焉、(韓文)▲夫如是、

宅、籍沒貲財、具奏其狀、「復不得」御、（通鑑漢五十五○注謂其奏不得進也）▲諸葛誕曰、前作千人鎧仗、始成欲以擊賊、今當還洛、「不復得」用、（三國志本傳）○臺軍「不復得」食、以此饑困、（通鑑齊東昏紀）○留從効、以唐國勢削弱、「不復」臣之、（同注後周五）○自是學士、「不復得」對矣、（鑒唐昭宗紀）○朕意「不復得」通矣、（同上）、

不得不復の字、例を以て考ふべし、

○不得字格凡八條

▲不得更―　更不得―

張說敎李泌賦棊曰、但可以意虛作、「不得更」實道棊子、（鄴侯外傳）○今母老且病、恐「不得更」壽、（棠陰比事）▲平平正正、「更不著得些子蹺欹」、（朱語二十九）、

不得更は、不可更の、例を以て、會得すべし、凡て不可、不能、不得の、三つの言、いづれも、ちかきことなり、不可は、さならぬこと、不能は、さへせぬこと、不得は、わがものにならぬこと、委細は言つくしがたし、

▲不得獨―　獨不得―　獨得不―

勇者「不得獨」進、怯者「不得獨」退、（淮南子）▲孫香曰、以道遠、「獨不得」還、（吳宗室傳）○吾「獨不得」爲此、使天下受其害、而吾享其名、吾何心哉、（范鎭宋綱目）▲長陷大惡、「獨得不」坐、（前杜欽傳）、

▲不得多―　多不得―

富民「不得多」占田以錮貧民、（老蘇田制）▲州縣生梗長吏、「多不得」之官、（鑒隋紀）

右いづれも、上の例に、ならふべし、

▲不得一日　一日不得

嗚呼吏不能皆廉、而廉者又止如此、是斯民「不

爲貧、復無所得、此危道也、(晉綱目帝奕紀)○以乾兌艮坤爲次、復無所據、(朱答程可久書)▲高堂隆、解物故字云、物無也故事也、言無復所能於事、(史張丞相傳注)○紀僧眞曰、爲兒昏、得荀昭光女、即時無復所須、(通鑑齊紀)○無復所能於事也、(後牟長傳注)○四體諸根、無復所知、誠可哀也、(大藏一覽一)▲罔無復敢有所言、(朱與丞相劄子)○易之取義、無復有所自來、(朱易象說)○前言已盡、無復有他說也、(滕文公注)▲金銀堆積、無復用處、(五雜俎)、

不可復、復不可等の、例を以て、勘辨すべし、

▲亦復不　亦不復　又復不　又不復

就令一歲之中、一境之內、取黍校驗、亦復不齊、(律呂新書)○至楊子雲、亦復不喜孫吳、而曰不有司馬法乎、(吳沈六經師律序○金華文統)○當時名賢、居潘右者、亦復不少、(陸子集要)▲遂不與、亦不復火、(左昭十八)○祥後中門外不哭、禪則門內亦不復哭、(喪大記注)○眞爲壟斷、無復廉恥、雖有子貢之辨、亦不復能自明矣、(朱答呂書)▲叔孫通所撰禮儀與律令、同錄於理官、法家又復不傳、(漢禮樂志)○近世巫覡妄分五姓、如張王爲商、武庾爲羽、似取諸韻、至於以柳爲宮、以趙爲角、又復不類、(呂才陰陽書序)▲天下之學復廢、士亦皆散去、而云云孔子廟、又不復理、(曾文縣學記)、

不復、復不の辨、已に前にあらはる、この所の格は、それに亦の字、又の字を、加へたるなり、亦は從來もまたと云にて、あきらかなり、復は再びすること、又は二つあること、玄之又玄と云にて、しるべし、

▲不得復　復不得　不欲復　不復得

宣帝時、欲因匈奴衰弱、出兵擊之、使不得復擾西域、(衍義補百五十六)○米賊斷道、不得復通、(通鑑五十二)○大弟顯、不得復豫事、(鑑晉紀七)○取妻者止於外、不得復使、(莊子德充符)▲張儉遂破覽冢

爾、而美厚(復不可常)厭足、聲色不可常玩聞、(列子楊朱)▲徵君壽命、盡(不復可延)(梁書庾黔婁傳)○遂無文理、(不復可讀)(朱文)○官粟積於無用之地、後將紅腐(不復可食)(朱社倉記)○去古日遠、古服(不復可見)已、(家禮儀節一)○下此則市井之人、(不復可)爲士矣、(子路集注)○山水暴漲、(不復可)涉(法苑二十六)▲得與不得、(復未可)知、(朱文)、

▲不足復――　不復足――

形不堪復伉、勢(不足復)校、(昌言)○(不足復)勞吾士馬、(晉赫連勃勃傳)○吾罪人也、(不足復)顧吾之存亡、(晉苻堅傳)○道濟已死、吳子輩(不足復)憚、(宋檀道濟傳)▲仰天歎息以爲、斯人之去而道雖成、不復足以爲榮也、(老蘇上歐公書○斯人指范富諸公)、

不足復は、復するに不足なり、不復足は、復足るにあらざるなり、

▲不能復――　復不能――

不復能――

吾當舍飴弄孫、不能復關政矣、(後皇后紀)○憂沮喪氣、(不能復)振、(大蘇策)▲是區區之名分、(復不能)守、而幷棄之也、(通鑑周紀○溫公論)○(復不能)討、而成其亂、是不足爲國卿、失其職矣、(胡傳文十七)▲太妃(不復能)追、(通鑑宋順帝紀)○漸涵入骨髓、(不復能)自解免、(朱與呂書)○形神俱耗、(不復能)堪矣、○眞爲壟斷、無復廉恥、雖有子貢之辨、亦(不復能)自明矣、(朱與呂伯恭書)、

此も、上の諸格に準じ、復の字の、上中下を辨ずべし、

▲無所復――　復無所――
無復所――　無復有所――
無復――處

肌慄心悸自悔、(無所復)及、(後明八王傳)○犬馬之力、(無所復)堪、(晉書段灼傳)○雖有奇傑、(無所復)用、(老蘇養才)○朋友之心、(無所復)恨、(朱答潘書)▲因敵

不能人人と、人人不能と、不人人能と、文章の内にて、三法あること、其わけ尤も精微なり、强て、臆解をなしがたし、義理の先後もあり、聲音の便も、ありて、その義、一體ならず、大槩は、人人と云は、皆と云ことなり、しかれば、不能皆、皆不能の例にて、はかりしるべし、不能人人は、不能皆と同じことにて、なる人もあり、ならぬ人もありて、同じやうには、ならぬと云こと、不人人能も、その内の差別なり、人人不能と云は、人人が、いづれも、ならぬと云こと、皆不能のごとし、此は字法のつもりを以て云、しかれども、上にあぐる、諸文に、人人不能と、不能人人と、同じやうに、きこゆる所あり、此文勢、語路の便に、よるとみえたり、

▲不能或　或不能

弗或者、不能或如此也、（書微子注）▲氣質之稟、或不能齊、（大學序）、

不能獨、獨不能の、例にて、辨ずべし、

▲不能字雜格

父歿、而不能讀父之書、手澤存焉爾、母沒而杯圈不能飲焉、口澤之氣存焉爾、（禮玉藻）○雖與之天下、不能一朝居也、（孟子）○一旦有不能輸來其間、（杜牧賦○朱子曰當作不能有）○不能久從予遊矣、（朱序）○爲小人排擯不能一日安于朝廷、（朱語百三十一）、

●不復字格凡四條

▲不可復――　復不可――
不復可――　復未可――

死者不可復生、絕者不可復屬、（前路溫舒傳）○盜鑄紛紛而起、不可復禁、（綱目二十八）○怨叛之人、不可復使、（後楊震傳）○人始離艱苦、不可復以煩苛嚴急治之也、（解卦傳）○臨事解體、不可復知、（大蘇擬策）○渠在今日、必不容復有詞也、（朱答郭希呂）○所謂西域者、其名稱隨世更改、不可一一復識別也、（衍義補百五十五）▲爲美厚爾、爲聲色

姑嗜魚鱠、又不能獨食、夫婦常力作供鱠、呼隣母共之、(後漢書姜詩傳) ○鄭亡則夏不能獨立矣、(鑒唐宗紀) ○上疾篤賜景文死曰、吾不能獨死、請子先之、(宋書王景文傳) ○不能獨異者、隨俗習非之人也、(睽卦傳) ▲文豪厲聲曰、我獨不能定天下耶、(通鑑宋紀十五) ○當盜之制及腹中、獨不能保其心腹腎腸哉、(歐文樊侯廟災記) ○翟璠曰、璠雖無任、獨不能以便宜斬將軍乎、(鑒晉武紀)、

不能獨、獨不能も、不獨獨不と、同じことにて、不能獨とあるは、獨りは、えせず、人とつれだたねばならぬと云こと、獨不能とあるは、人はみな能すれども、我ひとり、えせぬと云こと、差別甚だ明なり、

▲未有能　未能有

自生民以來、未有能濟者也、○枉己者、未有能直人者也、○以善服人者、未有能服人者也、(共孟子) ▲皆古聖人也、吾未能有行焉、(孟子) ○非有馮河之勇、不能有爲於斯時也、(泰卦傳) ○讀之者、苟不切己觀省、亦恐未能有益也、(陸子○白鹿講義)、

未有能は、未有之也の類にて、能の字、下に連る、未能有は、不能有の、類にて、詞を緩して、未能と云なり、

▲不能人人　不人人能　人人不能

李德裕言於帝曰、夫宰相不能人人忠良、(唐鑑二十) ○猶恐不能人人皆肯如此愨實用功、(朱答張書) ○人多則難齊、必欲齊之、不能人人以敎之、不可事事以敎之、故有金鼓之聲、(衍義補百廿六) ▲治地之力、不人人能施、治地之法、不人人能知、(霍林玉露方寸地説) ○禮久廢、行者頗少、不人人能也、(家禮七) ○所謂歩弓者、小民不人人曉也、(衍義補九十五) ▲生民之疾無窮、而藥石之品、人人不能畜、所能畜者唯艾爾、(方孝孺艾菴記) ○雖貴賤皆稟天地之性、然人人不能皆脩所固有、而或至於失之、(衍義補四) ○賢者之中、求其治繁者、又不可以人人而能也、(東坡策別)、

不必能　―

不知武用兵、乃不能必克、與書所言遠甚、(老蘇孫武論)○有凶者不必有凶、而不能必无凶、(周易義海臨卦)○疾病痒痾、亦勢所不能必無、(回春序)▲臣又知陛下有所必不能矣(賈誼傳)○陰柔之人、雖極用壯之心、然必不能終其壯、有摧必縮、(大壯卦傳)○少下於奕秋者、必不能以舉其棊矣、(陸象山)▲寵以少人自戰其地、若便進擊、不必能制、(三國志劉劭傳)、

此も上と同じ、不能必、必不能は、不必必不のごとし、この二つは、不能の字つゞきて、必字上下の別あり、不必能は、不必二字つゞきて、能字下に接す、

▲不能以　以不能

不能以三隅反矣、(子路注)○徒法不能以自行、(孟子)○子玉剛而無禮、不可以治民、過三百乘、其不能以入矣、(左僖二十七)○曾不能以一瞬、(赤壁賦)○非在上之人爲之主宰、則亦不能以成功也、(衍義補百廿八)○其終不能有以及於禮也、(朱子)▲以不能保我子孫黎民亦曰殆哉、(大學)○天下固不免於用兵、所不可知者、有遲速遠近、而要以不能免也、(東坡倡勇敢策)、

不能以は、以の字、下へ接す、以不能は、以の字、上をうけ、その義自らあきらかなり、

▲未能必　必未能　未必能

毎求其是者正者善者而爲之、雖未能必是必正必善、而其志則然、(陸與包詳道書)▲本路帥司、當遣援兵策應、必未能朝夕下也、(楊龜山集論金人入寇)▲於堯舜禹湯文武周公之心、未必能造其微、(書序)○不脩其本、而遽欲勝之、則未必能勝云云、(離婁注)、

不能必と、同じ例なり、不能と、未能との義を辨ずべし、

▲不能獨　獨不能

〔無〕尺寸之膚〔不〕愛焉、則〔無〕尺寸之膚〔不〕養也、(孟子)○其道大行、〔無〕一夫〔不〕被其澤、(盡心注)○便〔無〕處〔無〕事〔不〕善、(衞靈大全)○〔無〕一人一家之爲人親、爲人長者、〔不〕得人親之長之、(衍義補百六十)○〔無〕一人一物一處之〔不〕得其安、(同百五十八)、

此の所の格も、第一第二條と、同じことなり、文字數あれども、わけは同じことなり、上と見合すべし、

●不能字格凡十條

▲不能自――　自不能――

我實縱欲、而〔不能自〕克也、(左昭十一年)○今宜徙邊郡〔不能自〕存者、(後龐參傳)○身處脂膏、〔不能自〕潤、(鑑漢光武紀)○家無錢財、寸步〔不能自〕致、(韓文)○若民則非如赤子之〔不能自〕言矣、(大學或問)○義者本心之所當爲、而〔不能自〕已、(朱文)▲嚴者君子守身之常、而小人〔自不能〕近、(遯本義)○中心喜悅、其進〔自不能〕已矣、(學而集注)、

不能自、自不能の別、不可自、自不可の例を以ておすべし、自己と自然との、別にて辨ずべし、

▲不能皆――　皆不能――

是以〔不能皆〕有以知其性之所有、而全之也、(大學序)○天下〔不能皆〕君子、〔不能皆〕小人、(許順之見朱文)○子孫〔不能皆〕賢、而盈虛相代者、天之道也、(眞西山度牒田記)○天理人倫、原於帝降之衷、具於秉彝之性、人人所有也、而〔不能〕以〔皆〕中正、(衍義補百五十八)▲陰陽異位、動靜異時、而〔皆不能〕離乎大極、(圖說)○然〔皆不能〕無謬誤、(朱子太極通書後序)○天霽無風、海舟〔皆不能〕動、(衍義補百三十四)○千經萬典、〔皆不能〕出乎大學之書、(同百六十)、

皆不能は、しれたる通にて、何もならぬと云ことなり、不能皆は、人によりて、能すれども、何も、同じやうには、ならぬと云こと、不皆皆不、不全全不の、例と同じ、

▲不能必――　必不能――

勢を辨ずべし、道無不在事無不總と、云がごときは、道の事のと云ものを、主にして、それがあらぬと云ことはなく、すべぬと、云ことは、なしと云ことなり、それゆゑ、道の字事の字の上にあり、無時不明と云がごときは、心を主にして、いつも、あきらかならざる時は、なきと云こと、時字、客になる、それ故、時の字、下にあり、いづれも、この例を以て、おすべし、莫不心愜と、云がごときは、心愜の字、つゞきて、それに莫不を、加ふ、しれたる通りなり、辨ずるに及ばず、

▲無物不○　物無不○

苟得其養、無物不長、苟失其養、無物不消、(孟子)○無書不讀、無物不格、(陳北溪傳)▲有孚於中、物無不應、(中孚卦傳)○無意無必、惟其所在、而物無不化、惟聖者能之、(盡心注)○天覆地載、物無不容、(漢諸葛豐傳)○事無不覆、物無不功、善無不顯、惡無不章、(後荀悅傳)○德洋恩普、物靡不得所(難蜀父老)○賈誼賦通人大觀兮、物無不可、

注索隱曰、莊子無物不然、無物不可、(史記)、

▲無德不報　德無不報

無言不讎、無德不報、(詩大雅抑)▲怨有不讎、而德無不報、則又未嘗不厚也、(憲問注)、

此も、上のわけと、同じことなり、無德不報とあるは、德の字輕し、德無不報とあるは、德の字重し、

▲無不意○　意無不○

縱筆疾書、求者操紙立與、及取以去、無不意滿、(方正學集郭君誌)○皆應曰諾、無不意滿、(黄山谷集跋奚移文)▲吾知識廓然貫通、無有蔽礙、而意無不誠、心無不正矣、(朱答江德功書)、

無不意滿とあるは、無不の二字、人にかゝる、意無不滿とあるは、無不二字、意にかゝる、上の三ヶ條と、同じ斷なり、

▲無不字雜格

可知矣、(歐與陸仲書翰墨九)○輕重緩急、不問可知(衍義補百九十)○子路非謂不學而可以爲政、但謂爲學不必讀書耳、(朱答陳明仲)、

可不とあるは、不字、下、全句にかゝりて、それに、可字を加へたるなり、不字、上にある、不問可知がごときは、不と可とを、引き分けたるなり、文句の長短、緩急の違なるべし、義理に、さして、かはることなし、

▲不可字雜格

但不可專以知覺爲仁耳、(朱答石子重書)○先王知勇者不可常得、故以賞爲千金、以刑爲猛虎、(老蘇諫論)○豈可畏而不歸哉、(朱傳幽風)○涌泄之、後不可常攻、(儒門事親六)○此一段、是論語中第一義、不可只如此看、(朱答諸生)○不可只如此說過、無益於學也、(同上)○不可只作閑話說過便休也、(朱答李堯卿)○不可只靠一言半句海上單方、便以爲足、(朱答吳伯起)、

●無不字格凡五條

▲無●不—　●無不—

無不●—

惟德動天、無遠弗屆、(書大禹謨)○自南自北、無思不服、(詩大雅文王有聲)○無草不死、無木不萎、(同小雅)○靡國不泯、民靡有黎、(同桑柔)○二者之用、充塞流行、無顯不至、無幽不格、無高不至、(樂記注二者謂禮樂也)○德禮不易、無人不懷、(左傳廿七)○常目在之、則無時不明矣、(大學章句)○可以無遠而不至矣、(離婁注)▲是以近無不聽、遠無不服、(周語)○文明則理無不盡、事無不察、(革卦傳)○求無不至、動無不濟、(周語)○此心常存、而身無不脩也、(章句)○性無不有、故道無不在、(中庸或問)○隨尙書省、事無不總、(類聚新集)○以聖人所性而議道、則道無不盡、以衆人之可爲而制法、則法無不行、(表記注)▲長老見者、莫不心愼、(漢董賢傳)○物之當有當無、莫不心諭、(橫渠答范巽之書)、

此格も、無一不然と云と同じことなり、主客輕重の

君子不可以不脩身、思脩身、不可以不事親、(中庸)○吾先君子與陳有盟、不可以不救、(左襄六)○不可以不在於位、故安然放意無所事也、(觀卦傳)○清濁雖不同、然不可以濁者不爲水也、(程子遺書○明道)▲棠君尚謂其弟員曰、聞免父之命、不可以莫之奔也、親戚爲戮、不可以莫之報也、(左昭廿年)○願治之君、志學之士、皆不可以莫之考也、(大學或問)○雍糾欲殺其父、不可以莫之告也、(捫虱新話)、

不可以不は、不可不に、以字を、入れたるなり、不可以莫も、同じことなり、莫の字と、不の字との、わけを勘辨すべし、近思錄に、載不可以濁者不爲水と、あるは、常には、不の字、以の上にあるべし、刊寫のあやまりか、

▲不亦可――　亦不可――

今爲此三者爲之、是不亦可以止乎、所謂失其本心者也、(趙岐孟子注告子文)○曠之舍之以自絕其天性、不亦可乎、▲不以禮節之、亦不可行也(論語)○是亦不可以已乎、此之謂失其本心、(孟子告子)、

此も、前の不亦亦不の、例にて、しるべし、孟子の古注と、法、相異す、意を着くべし、

▲可不○○　不○可○

得其人、則天下之治、可不勞而致矣、(鼎卦傳)○兵可不費中國而糧食自足、(後班超傳)○因謂聖人可不脩而至、大道可不學而知、(張子○近思錄)○鄙生腐儒不達時務之說、可不辨而自明、(朱答徐書)○使其母妻登城招之、可不戰而下也、(綱目五十八)○鴨綠之北可不戰而取矣、(唐鑑)○青冀諸鎭、可不攻而克、(通鑑宋明紀)○可以不勞而坐得其所欲、(小蘇策)▲中心至誠在惠益於物、其至善大吉、不問可知、(益卦傳)○凡十八州、尚可四五萬人不耕而食、(歐上通進司書)○期以數年、不刑一人而可復、(滕文公注)○不待言而可見、(陽貨注)○二者輕重不較可知、(歐文春秋論)○然則吾子之所能、與其所用心者、不待相見而

▲不可以―　可以不―

有國者、不可以不愼、（大學）○悼子曰、雖然弗可以已、（左襄公二十六）○爲貧者、不可以居尊、（萬章注）○春秋撥亂反正之書、不可以廢焉者也、（胡哀十三）○讀者不可以其近而忽之也、（章句）○一人之所欲、不可以施於天下、（小蘇策）▲學者其可以不務本乎、（離婁注）○人臣受君之重位、牧天之所愛焉、可以不安而利之養而濟之哉、（王符潛夫論）○掩吾所短、而避其所長、則可以取勝而不破矣、（衍義補百五十四）○可以不勞而萬事皆理、（小蘇策）、

不可以と云は、以することがならぬと云こと、可以不と云は、可不の間に、以の字を加へたるなり、義自らあきらかなり、

▲不可以―不　不以―可

不可以叔父之私、不將公事、（檀弓）○如葑菲常食之菜、不可以其近地黃腐之莖葉、遂棄其上而不采、（坊記注）▲信本人之所固有、非兵食所得而先也、是以爲政者、當身率其民而以死守之、不以危急而可棄也、（論語集注民無信章）○道又不是一件甚物、可模得入手、（朱語十三）○俸祿之給名位之榮云云、不以軍功而可輕以予人哉、（衍義補百四十）○然則朱陸之學、豈不從是以可別白之哉、（求是編三）、

不可以の下に、不字あること、前の格と、大樣同きことにて、少差別あり、その義、自らあきらかなり、集注の、不以危急、而可棄也と云、可字不以の上にあるべきに、下にあること、昔し一老衲ありて、そのわけさま〴〵辨說あり、先子云、此はたゞ危急を以て、すつべきならずと、云ことゝいへり、畢竟急なる時に、すてゝよいと云に、あらずとなり、もし上に不可とおけば、危急を以て、すてられたと云こと、意趣甚だこまかなることなり、

▲不可以不―　不可以莫―

▲不可一日——一日不可

——

緣民臣之心不可一日無君（公羊傳文九年）○民之於水火所賴以生不可一日無、○仁者甚於水火而尤不可以一日無（共集注）○兵可千日而不用不可一日而不備（梁書陳寵傳）○學者之於學不可一日少懈（朱語類升卦）○六經者聖人致治之要術爲國家天下者不可一日以或廢也、（王子充六經論）▲不信於上而失其職一日不可居也、（晉卦傳）○此經爲天子至庶人一日不可無之書（孝經大義序）○人之學也一日不可已（朱語類升卦）○道之名在古今一日不可去而萬善皆由此出（老子口義）○誠有天下者之不可以一日不講也（皇明疏抄李邦義）○春秋之法以人隨君以君隨天曰緣民臣之心不可一日無君一日不可無君而猶三年稱子者爲君心之未當立也、此非以人隨君耶（春秋繁露）、

不可一日と、一日不可とは、上の諸格と、かはりて、甚だ異同なし、文字の、つもりを以て云時は、不可一日と、書が常法なり、不能期月守也、不能一朝居也と、云がごとし、一日の字、下へ接して、一日の間さうせんと思へども、それがならぬと云こと、もし一日不可と書くときは、一日の間にても、さうならぬと云こと、一日の字、主となりて重し、董仲舒、繁露に公羊の文を引て、不可一日と書て、その次自語を述るには同きことを、一日不可と用ゆ此も一日と云ことを重じてかく書きかゆとみえたり、其差別尤も精しきことなり、

▲不可須臾——須臾不可

——

道也者不可須臾離也、（中庸）○君子曰禮樂不可斯須去身（樂記）▲行權者非至於甚不得已則不可爲守經者則日用常行而須臾不可離者也、（萬章大全輔氏）○所以存天理之本然而不使離於須臾之頃也、（中庸章句）、

此も、上の、不可一日の、格と同じ、上下文句の、つり合、主客輕重の差を、辨ずべし、

詩傳二十四)、
此れは前の例と違、不可再、再不可字法かはれども、義用差別なし、その中、再不可とあるは、俗語の文法なり、再と云字を、先へ言きりて、あとに、不可を言不可再と、同きことになる、凡て漢文の法にも、先に言きつて、あとに、とくことあり、その差別をしらざれば、再不可は、顛倒の樣に、覺ゆるなり、再不不再の條と、あはせみるべし、

▲不可又 ― 又不可 ―

但當篤信而力行之、不可又爲他說所搖復爲省事欲速之計也、(朱答呂子約書)▲狂者又不可得、(孟子)○又不可專咎食肉者之鄙矣、(古今人物論○顧充)、
不復復不の、例と同じ、

▲不可深 ― 不深可 ― 可不深 ―

有道無道、只會食祿略無建明、豈不可深耻(朱語四十四)▲豈不深可醜乎、(續綱目發明)○其去聖賢日以益遠、豈不深可痛惜、(朱語百十九)○殆如燭照而龜卜、不亦深可戒哉、(王褘原諫○文範)○死牖下、豈不深可惜哉、(人物論)▲可不深致其思、以省其道、求其實乎、(陸子集要)、
不可深、深不可は、深可可深の例を以て、參考すべし、可不深は各別可不勉格なり、

▲不可甚 ― 甚不可 ― 不甚可 ―

徒知天下之不可以甚寬而用之、○徒知天下之不可甚嚴也而用之、(共小蘇策)▲陛下又未格之以法、無乃甚不可乎、(文苑英華張九齡)▲豈不甚可歎哉、(陸書)○日亦虧微、豈不甚可哀乎、(衍義二十九)○豈不甚可畏哉、(陸集要三)、
不可更、不可苟等の例を以て、考ふべし、不甚可は不但可の例なり、

此獨不可爲寒心哉、（皇明疏鈔○葉奇）、
不可獨、獨不可は、不獨獨不の例にて、おしるべし、

▲不可果——果不可——

然不可果謂之知道者、（揚龜山集）▲是果不可去耶、（歐本論）○道若果不可爲、則學者、又安可求仁以爲道、（朱答呂書）、

▲不可多——多不可——

千斤之犍、人間不可多得、（通鑑晉紀九注）○每日文字不可多看、（朱語百十六）○賢人君子、始不可多見、（方正學任重齋記）▲車服冠冕之制、後漢志內略載、又多不可曉、（朱語類九十一）○禮學多不可考、（同八十四）、
右二條も、上の諸格の、例にてしるべし、

▲不可自——自不可——

兄弟相救於急難、不可自舍、（左昭七年杜註）▲其善不可沒、而其不足者、自不得揜矣、（南軒論語解孔文子章）○非聖人不能約結、斯民自不可約結也、（郭士望文心錄）○蛟龍潛伏、而淵然之光、自不可犯焉、（人物論李善長）、
此も、同前なり、不可自の、自は、自己の自なり、自不可の、自は、自然の自なり、

▲不可再——再不可——

陸秀夫曰、陛下不可再辱、即負帝同溺、（宋紀綱目）○由千古之後、遡千古之前、而得一才焉、則人以爲景星慶雲之不可再覩矣、由千里之內、遡千里之外、而得一才焉、則人以爲祥麟瑞鳳之不可再得矣、（王遵岩集序洪朝選）○空心溫服、以利爲度、不可再服、（回春二）○生本爲求妻而來、自慮前一見之後、不可再得、閨閤深邃、內外隔絕但欲一達其意、而終無便可乘、（剪燈新話）▲宋江携住劉唐的手、分附賢弟保重、再不可來、此間做公的多、不是耍處、我更不遠送、只此相送、（水

有安於卑近之嫌也、（朱答敬夫書）○大公以大老歸周、後不應猶有未字之女可配武王、（詩説約十）▲猶不可禁禦是故閑之以禮、（左昭六年）○廷尉者、天下之平也、猶不可以失乎、（三國華歆傳）、

不猶猶不の、例にて おししるべし、不應猶も、不可猶のごとし、不可と云は、さうせられぬこと、不應と云は、さうあるはずでないと云こと、揣量して云なり、

▲不可終―　終不可―

貫古今、而不可終窮、（吳立大○文章辨體）▲有妻君子終不可諠兮、（詩淇澳）○繫風捕影、終不可得、（谷永書）○威權大盛、終不可制、（晉書劉隗傳）、

不終終不の例にてしるべし、

▲不可盡―　盡不可―

天下之事非宰相、不可盡行、非諫官、不可盡言、（小蘇策）○褒頌功德、雖不可盡信、（王深父辨體）○五者幷馳、不可殫形、（神女賦）○爲偉人者、不可勝數、不可殫論、（杜牧集序）○愛利之政、不可悉紀、（韓忠獻集）▲環艶奇偉、殫不可識、（文選嵇叔夜琴賦）○[注]李翰曰、琴聲之微、不可盡識也、（與本文字法異）、

不可盡と、不可悉、不可殫、いづれも、同きこと、孟子に、不可勝用、不可勝食と、云の類、勝は、あげてとよみ、つくすこと也、又殫不可―と用ゆるも、意義にかはることなし、聲音の便による、文選の本文に、殫不可とあるを、注には不可盡とあり、正くいへば、不可盡の方、よろしきゆゑなるべし、又處によりて、盡不可と、用て、こと〴〵く、用ひられぬと云ことになるもあるべし、それは、不盡、盡不の例に準ずべし、

▲不可獨―　獨不可―

常疑劉牢之、既不可獨任、（晉書謝安傳）○器量分寸、既不合古、即權衡之法、不可獨用、（律呂新書）▲今諸卿、獨不可少假、（三國志二）○陛下試與思及

おきたるものなり、輙不可用は、そのまゝ用られぬと云こと、不可用の字、連接して、それに輙を、加ふるなり、

▲不可但―　但不可―
不但可―　不不但―

魏王操曰、爲將當有怯弱時、不可但恃勇也、(衍義補百廿九)○司馬温公曰、殯殮之間、亦當輟哭臨視、務令安固、不可但哭而已、(家禮四)○不知六合之間、又有如此國土、不可但以耳目之所接者爲是也、(列子穆王注)▲程子曰、庶母亦當爲主、但不可入廟、(家禮大全)○孔子若有財、必與顏淵爲槨、所謂喪具、稱家之有無者、但不可以非義它求耳、(朱答石子重書)○居喪爲尊長強之以酒、當如何、朱子曰、勉狥其意亦無害、但不可至沾醉、食已復初可也、(語類)▲帝者公平天下、其道可以常行、皇優於帝、其道不但可常行而已、又更大於常、(書序正義)○章句似可以兼說下節之旨、不但可施於此節云、(中庸大全十三章)▲其詭詐不誠、縱民肆寇、不不但已、(名山藏日本傳)、

不可但、但不可は、不但但不の、ごとし、不但可は、但可に、不を加へ、可に不但を加へたるなり、不不但、めづらしき字法なり、

▲不可苟―　苟不可―

夫生不可不惜、不可苟惜、(顏氏家訓)○不可苟狥人情也、(朱語八十三)○吾不可以苟射故也、(左宣十二)○人不可以苟富貴、亦不可以徒貧賤、(大蘇上梅直講書)○禦寇是說固不可以苟訾、亦不可以苟贊、(陸象山論)▲夫此二者、苟不可以遂棄、則宜有以少假之也、(大蘇無沮善○二者府史賤吏之類也)、

不苟苟不の、例にて、準じしるべし、

▲不可猶―　猶不可―

喜怒哀懼云云其已發也、不可猶有留滯之心、(胡雲峯大學通)○隋裴虔通身爲弒逆、幸免族夷、不可猶使民、乃除名流驩州、(通鑑唐紀八)○不咸猶

全誣一(顔氏家訓)○亦未可全責他(陸語録五)○未可全不信一(朱語九十七)▲案陳結之並無所經見全不可曉(容齋五筆八)○但欲實到須躬行非是道理全不可思量不可講說也(朱張欽答夫)、

不全全不と、合せ考ふべし、上の不可皆、皆不可と、同じことなり、

▲不可兩 — 兩不可 —

身計國謀不可兩遂(顔氏家訓)○名不可兩立行不可兩全(説苑四)▲受刑誅者人各有心兩不可得(風俗通)、

兩不可と云は、兩ながら、ならぬと云こと、不可兩と云は、一つはなりて、兩ともには、ならぬと云こと、獨不不獨の例と、おなじ、

▲不可便 — 便不可 — 不便可 —

讀者亦宜各就本文消息不可便以孔子之說爲文王之說也(易本義圖注)○否既休息漸將反泰不可便爲安肆(否卦傳)○既曰仁之端則不可便謂之仁(程子語近思録)○將士疲勞不可便用(三國志鄧艾傳)▲豎子若過今日便不可制(北魏書爾朱榮傳)○周禮儀禮可信禮記便不可深信(朱語八十六)▲此篇先生主意以言僭不便可謂之靜(東坡集三靜照堂詩注)、

不可便は、不可のごとし、便不可は、便不のごとし、いづれも、上の通りなり、この外不便可は、便の字、下へつゞき、それに不字を加ふるなり、不便の例をも參考すべし、

▲不可輒 — 輒不可 —

塵埃射人不可輒視(墨莊漫錄)▲凡世之墨不過二十年膠敗輒不可用今吾墨皆百餘年不敗(同上)、

輒は、すなはちとよみ、たやすくと、よみて、ことをそのまゝ、無造作にすること、なり、不可輒視は、たやすく、みることがならぬと云こと、不可を、上に

（王梅溪集對策）○夷齊讓國而逃、後來自是不合更食周粟（朱答張敬夫）▲不知用心錯誤何故至此、使人更不可曉（朱答江德功書）○老兄以爲、嘗經文定之手、更不可改（朱與張書）○今日只思量今日事、更不可思量明日事（朱語百廿）、

不可更、更不可、更の字、意の先後なり、前の不更、更不と、あはせ考ふべし、不字、ばかりと、不可二字との、差別ばかり、

▲不可皆―　皆不可―

珍寶甚多、不可皆識（南齊書始興王傳）○其餘非賢、不可皆養（李盱江集）○程子之言此類非一、不容皆誤（大學或問）○事有所不可並從而欲不可以皆得（小蘇策）▲讀法平價皆不可闕（離騷注）○上下求之、而皆不可得（詩朱傳秦風）○是果堯舜三代之法歟、皆不可得而考矣（衍義補九十三）、

此も、不皆皆不と同じ、合せ考ふべし、不可皆識と、あるは、しれたるもあり、しれぬもありて、ことごとくは、しれぬと云こと、皆不可識と、あるは、ことごく、みなしれぬと、云ことなり、

▲不可必―　必不可―

豈不欲中道哉、不可必得、故思其次也（孟子）○要以使天子有所不可必爲、而群下有所震懼、（小蘇策）○情者出于不可必無者、（李空同序幽錄）▲緣木求魚、言必不可得（梁惠王集注）○其事有所必不可聽、則專行而不顧（蘇子由策）○天下知其不可以必得也、然後勉強於功名、而不敢僥倖、知其不至於必不可得也、然後有以自慰其心不懈（大蘇無沮善）、

不必必不と、合せ考べし、

▲不可全―　全不可―

斯理之不可全詰者也（後尚或傳論）○韓偓曰、此輩亦不可全無（鑑唐七十八指宦官）○問左傳可信否、曰不可全信、信其可信者耳（程遺書十九）○大抵古禮、不可全用（朱語八十四）○神仙之事、未可

夫病已深、而欲求乾久艾、固〔難卒〕辨、（離婁注）○盧芳夙賊、〔難卒〕以力制、（後郭伋傳）○〔難〕以〔遽〕破、（續綱目十九）○軍伍之制、階級部分已定、〔難遽〕更改、（衍義補百卌）○不唯先丞相一身之德業、〔難遽〕形容（朱答趙書）▲倉猝之際、〔亟難〕措置、（衍義補）○每類中、衆體並出、欲識體、而〔卒難〕尋考、（文章辨體凡例）○非理明義精、〔卒難〕決擇、（朱書）○楞伽經散漫不一、觀者〔猝難〕理會、（困知記三）

此も、上と同前なり、その內、文字の、つもりにてはにはかに、なりがたいと云ことは、難遽と、定りて、書べきことなり、時によりて、遽難とも書く、わづかの間なれば、緩急の差別にもあらず、此は音呼の便によりて、時に因てたがふとみえたり、再不不再のごとし、然れども、又俗語にもあらず、

●至字格凡一條

▲至乃　乃至

〔至乃〕田竇衛霍之遊客、廉頗翟公之門賓、（朱暉傳論）○〔至乃〕復比鄧夫人於文母、（張酺傳）○叔世衰亂、崇使巫史、〔至乃〕宮殿之內、戶牖之間、無不沃酹、甚矣其惑也、（魏黃初五年詔）○甚〔至乃〕有爲虜向道者、（衍義補百二十）○若韓公者、〔至乃〕自謂己之道乃夫子孟軻揚雄所傳之道、則其言之不讓益甚矣、（朱答周盛公書）▲一字之義有所不明、而其禍〔乃至〕於此、（大學或問）○其尤賢者、〔乃至〕成功如是、（老蘇廣士）○卒時貧甚、〔乃至〕無以爲家（朱四賢堂記）、

乃至は、きこえたる通なり、佛書に多くあり、至乃は、乃字下へ長くかゝりて、それに至ると云こと、後漢書已來、南史唐書の中、多くあらはる、

●不可字格凡二十條

▲不可更——更不可——

不利賓、包苴之魚豈能及賓、謂〔不可更及外人〕也、（程傳姤卦）○唐大宗謂群臣曰、死者〔不可更生〕（衍義補二十五）○譬猶大厦、弊則脩之、〔不可更造〕

▲不若｜｜不若

不｜｜若

曾謂泰山不如林放乎(論語)○知之者、不如好之者、好之者、不如樂之者、(同上)○爲指之不若人也、(孟子)○可以人而不若鳥乎、(大學)▲王棄逐其子、曾視投兎死人之不如、(小雅朱傳)○曾伐木析薪之不若也、(同上)○幽王無良不一其德、殆鷲鶩之不如、(衍義)○蔣大夫之書、嚴乎愾乎、失身二姓、曾薛逢諸人不若、(蕭良有○玉堂鑑綱)○將見犬馬聲色珠玉文繡、曾土芥瓦礫之不如矣、(傳議)▲學之不古若、科擧之習害之也、(喬行簡五經翼)○治不古若、蓋有由耳、(宋綱目廣義)、

この二法、義理に、かはることなし、亦文字の緩急なり、

▲若字雜格

知覺運動、人與物若不異也、(告子集注)○漢臣長予四年、予兄弟視之漢臣視予、則師弟子如也、(王文○馬漢臣墓誌)○知農民之苦、未有漢文若者也、(衍義廿七)○姦臣在天子之左右、其所以蒙蔽之者、豈但一指若哉、(衍義補二)○王宋詩、初若不經意、然遣辭屬意清麗絶人、(文獻經籍考)○其腹中固已江漢若矣、(李卓吾書古今文致)○聞讀魯論夫子之言行、夏之時、若悅然而有省也、(張以寧春王正月考)○夷考其他、則未能一一伊傅如也、(楊守陳孔明論○皇明文範)、

●難字格二條

▲難悉　悉難

言不盡於此、餘難悉載、(曹植辨道論後漢書注)▲是皆大者、餘悉難名、(歐文惜蒼蠅賦)、

難悉悉難、義理に、かはることなし、宜に隨て、消息すべし、

▲難卒　卒難 卒與猝同

▲似字雜格

似皆剩語、(朱與張書)○朝廷立學養士之意、與夫制財用之法、似皆不如此、(同與李教授書)○兩章似皆有病、(朱文七十三)○少似乖戾、(同上鄭相公啓)○前書所喩原憲一條、似於鄙意有未安者、(同與呂子約書)○熹詳此數句、似頗未安、(同與敬夫書)○與奪之際、似已平允、(同上)○連上句說、似更分明、(同上)○似恐於公平之意思未完、(同答呂書)○但子靜似猶有些舊來意思、(同上)○此似只說得義字、○似只以性對心、(同答張書)○但云出於自然、則只似言性而非所以語命矣、(同上)○聖人本意、似只如此也、(朱答許順之書)○似初無此意、(朱答林擇之書)○似初無甚發明、(同上)○凡宇宙之中、敦固之物、皆山之似也、吾觀夫仁者、亦甚似夫山耳、(金穀似稿清人)○屢瀆鈞聽、然似頗未盡深察(朱與陳公別紙)、

●若字格凡四條

▲若乃　乃若

若乃世公二郡之擧、斯爲過矣、(風俗通)○若乃論文敍事則囿別區分(文心雕龍)▲乃若其情則可爲善矣(孟子)、

若乃は、若夫のごとし、乃若は、夫若のごとし、

▲莫若—莫如—　莫—若

信斯言也、宜莫如舜(孟子)○朝廷莫如爵、鄕黨莫如齒、輔世長民莫若德、(同上)▲謂人莫己若者亡、(書仲虺之誥)○群臣又莫君若者亡、(說苑)○凡爲愚者、莫我若也、(柳文)○自回以下、則穎悟、莫賜若矣、(丹鉛總錄十二)○出於天性、不可以言間計奪者、莫父子若也、(皇明文衡高啓)▲天地間動物、莫健如龍、而馬次之(衍義補百廿三)、

若の字、二字めにあると、三字めにあると、別の仔細なし、緩急輕重のたがひなり、

可了浮生一事矣、其視老死而宗族羞之郷黨罵之者〔爲孰愈〕(朱廷立○皇明文範)▲〔孰爲〕夫子、○弟子〔孰爲〕好學、(共論語)○人道〔誰爲〕大、(禮哀公問)、

▲孰爲不　孰不爲

呉鎰曰、如治天下審所尚論孰爲利〔孰不爲〕利孰爲害〔孰不爲〕害、何不云孰爲利〔孰爲不利〕孰爲害〔孰爲不害〕以此推之可知用字法、(文章一貫)▲〔孰不爲〕事、事親事之本也〔孰不爲〕守、守身守之本也、(孟子)、

此は事は、同じやうなことにて、不と云字の、かゝり處ことなり、文章一貫の、文をみれば漢文にも、辭のあとさきを、あやまることは、あるとみえたり、孰爲利孰不爲利と云は、利を主にして、爲と、不爲とを、たゝかはせたるなり、孰爲利孰爲不利と云は、利と不利とを、たゝかはせて、いづれぞと、各孰爲を、加へたるなり、二の内にては、あとの方宜しきゆゑに、文章一貫にもかくいへり、孟子の文は、又各別のこと、いづれか、事るとせざらん、皆事ると云こと、意うらへかへる、上とは各別なり、

●似字格凡三條

▲似亦　亦似

心有忿懥之説、〔似亦〕無可疑、(朱答林擇之書)○下文又擧仁義禮智以爲之目則此句〔似亦〕無害、(朱書)▲庾翼曰殷君驕豪、〔亦似〕由有佳兒、(晉庾紀)、

似亦は、亦するに似たること、亦似は、亦にたると云こと、意のあとさきを辨ずべし、下の條、これにならふ、

▲似稍　稍似

近加訂正〔似稍〕明白、(朱答范文叔書)○意思〔似稍〕穩當、(同答張敬夫)○比舊〔似〕已〔稍〕勝、(同上)○別尋得一頭緒〔似差〕簡約端的、(朱與劉子澄書)▲發明得天人無間斷處〔稍似〕精密、(朱答何叔京書)○前説〔稍似〕可採、(歐文劄子)、

▲爲至　至爲

冢宰上兼三公、其職任爲至重、(胡宿三十)〇四六騈儷、於文章家爲至淺、(容齋三筆)▲爲學次第、至爲纖悉、(大學或問)〇民情好惡大略可見、而小民至爲難保、(衍義廿二)〇首尾相應、極爲詳備、(同補百十九)〇關雎之詩、至爲深遠、(陸深史綱辨疑)、

此も、爲甚甚爲の別と同じ、三字句、四字句、長短差別あり、

▲爲皆　皆爲

既濟者、以皆濟爲義者也、小者不遺、乃爲皆濟、(易古注)〇如史墨之言、則爲皆是眞龍、(左昭廿九杜注)▲人之所履者容足之外、皆爲無用之地、(衛靈公注)〇表與襲皆爲不敬、(玉藻)〇當弔而不弔、當免而不免、皆爲廢禮、(文王世子注)、

▲爲苟　苟爲

不爲苟得也、(孟子)〇君行峻、不爲苟合、(朱文一經堂記)▲苟爲不熟、不如荑稗、(孟子)〇苟爲不然、則必有是四者之病矣、(孟公孫丑注)、

爲苟の爲は、なし行ふことと、苟爲は、虚語なり、苟熟せずとせばと、よむ、てにはなり、熟せざることをなすに非ず、

▲爲便　便爲

但謂之人心、則固未以爲悉皆邪惡、但謂之危、則固未以爲便致凶咎、(朱答蔡書)▲固非以心之應物便爲不得其正、(大學或問)〇幾微之際、一或覺焉則又便爲已發、而非寂然之體、(朱與張欽夫書)、

爲便便爲、甚だ違ふことなし、義理の先後なり、

▲爲孰　孰爲

鄒人與楚人戰、則王以爲孰勝、(孟子)〇然二先生之學、不知所造爲孰深、(程允夫寄朱書見朱文集二先生指周張二子)〇雖食息於天地間者曾未幾時、然亦

向之序此書、於今爲最近古（晉文）○惟樂記爲最近道（程子）○汝於聲聞中爲最多聞（維摩經）▲于人倫日用最爲切要（陽貨直解）○二先生發明此意最爲詳備（朱文君子貴道說）○四時改易、尤爲無藝（張以寧春王正月考）、

爲最最爲の、四字句は、古文に、常に、最爲と用ること多し、爲最と用ゆるは、まれなること也、上の三字句の、法とは、うらはら也、この二條は、其わけ爲甚と同じ、

▲爲有　有爲

得之爲有財古之人皆用之（孟子）○惟助爲有公田（同上）▲有爲者亦若是（孟子）○其可以有爲乎（升卦傳）、

爲有有爲は、諸格とは、各別かはる、爲有と云は、爲の字、わきより、物を評判することにて、爲甚爲最の、爲のごとし、有爲と用ゆるは、爲の字なし、行ふことなり、詳に辨ずるに及ばず、

▲爲得　得爲

以意逆志、是爲得之（孟子）○以陰居陰、爲得其實（蹇卦傳）○送終之禮所當得爲而不自盡（公孫丑注）○何得爲君子乎（憲問直解）、

▲爲能　能爲

無恒產而有恒心者、惟士爲能（孟子）○唯大人爲能格君心之非○唯智者爲能以小事大（共同上）○惟天下至聖爲能聰明睿智足以有臨也（中庸）▲或曰世守也、非身之所能爲也（孟子）○君子能爲可貴、不能使人必好己、能爲可用、不能使人必用己（荀子大略）○能爲師然後能爲長、能爲長然後能爲君（學記）、

右二條も、前の有爲と、同じことにて、爲の字のわけ、ことなり、唯士爲能と、云がごとき、よくすとすと、よむべし、よくすることを、すと、よむは惡し、唯天爲大唯助爲有公田と云の類、いづれも同きこと也、

▲使字雜格

翁還撫之曰、子可教也、〔復使食糞〕、(後方術傳)○太祖愛之、〔常令在左右〕、(魏志明帝紀)○有精兵萬人、付智略者任將、〔常使嚴整〕、(吳宗室傳)○玄宗爲安祿山起第、〔令但窮壯麗、不限財力〕、(唐鑑)○其所不能、不強使爲、(韓文書)○庶幾不墜、〔使卒有明〕也、(同上)○諺曰誰爲爲之、〔誰令聽之〕、(司馬遷報任安書)○言我爲誰而爲又〔令誰聽我〕也、(文章軌範註)、

●爲字格凡十二條

▲爲甚　甚爲

物皆然、心〔爲甚〕、(孟子)○親長在人、〔爲甚〕邇、親之長之在人、〔爲甚〕易、(離婁註)○河源起自西北、去中國〔爲甚〕遠、(宋景濂治河議)▲系辭之語、〔甚爲〕精密、(朱易大全)○通俗反音、〔甚爲〕近俗、(顏氏家訓)、

爲甚甚爲、別して、異義なし、その內、三字句には、爲甚とあり、四字句には、甚爲とあり、これは、語路のつゞき宜しき故にや、あまたの內には、たまく違ことあれども、大樣はこの通りなり、

▲爲最●　最爲●

天於萬物、〔爲最大〕、(唐書沈伯儀傳)○其明於是非得失之理、〔爲尤詳〕、(曾文○王平甫文集序)○人之所稟獨得其秀、故其心〔爲最靈〕、(大極圖解)○三代之教藝、〔爲最下〕、(朱子貢舉議)▲人之進事固當有序、女之從人〔最爲大〕、(漸卦傳)○代王高帝子、於今見在〔最爲長〕、(漢高五王傳)○衆科之目進士〔尤爲貴〕、(唐選舉志)○佛氏之言、比之楊墨〔尤爲近理〕、所以其害〔爲尤甚〕、(程子)、

爲最最爲の、三字句は、唐書のごとく、爲最大と用る法多し、最爲大と置くことは、偶あること也、此は、さのみ意義の大に違たることはなし、最大の二字つゞきたるゆゑなり、

▲爲最●●　最爲●●

以禮而道其志之所行、(使必中節、)(樂記注)○報答之辭、(令必有適、)(鑑光武紀)○集魯公之文、(使必傳天下必信於後世、)(劉敞顔魯公集序)▲子與人歌而善、(必使反之而後和之、)(論語)○(必使學者即凡天下之物、)(大學章句)○李註曰、適猶所也、言報答之辭(必令得所也、)(同上)、

使必は、必と、するやうに、この方より、せしむるなり、それゆゑ、使字、上にあり、必使は、きこえたる通りなり、

▲使皆　皆使

能(使皆出於君命、則可以濟時之否、)(否卦傳)○天誘其衷、(使皆降心以相從也、)(左僖廿八)○(使皆)行而後可、(左定八)○文宣太后廟、四周柏樹、獨鬱茂、侯景(使悉斫殺、)(梁書)▲其有增加、(皆使與奪田同罪、)(後劉般傳)○各具宣布、(咸使知聞、)(鐘士季檄)○(皆令)朝臣王公已下各舉所知、(衍義補百廿一)○故茲詔示、(咸使聞知、)(明文王禪詔)、

此も、上の、使必必使の例と、同きことなり、その內使皆令皆と、あるべき所に、多は、皆使皆令と用ゆ、所によりて、通用して、互に書くと みえたり、强て意義を求むべからず、

▲使各　各使

宮音至大、羽音至小、律之(使各得其稱、)(樂記集說)○(使各反其鄕里、)(賈誼過秦論)○解釋文義、(使各指歸、)(朱答胡廣中書)▲降者厚賞、(各令安土、)(范希文○衍義補百五十七)○移書諭告、(各使安其資業、)(同上賈琮)、

▲使將　將使

但昏弱之資、執之不固、尤悔日積、計有甚於吾友之所患者、乃承訪以所疑、(使將)何辭以對耶、(朱答劉子澄書)▲(將使)卑踰尊、疏踰戚、可不愼與、(孟子)○(將使)天下之人皆如己不肖而淪胥以陷焉、(大學或問)、

此二格も上と同例なり、

〔嘗所〕怨恨、輙任客殺之、(後五行傳)○仲舒史遷、〔嘗所〕信用、(綱目前七)○前有一栢樹、褒〔常所〕攀援、(魏志王褒傳)○彭城王義康聽識過人、〔常所〕暫過、終身不忘、(宋書)○汝昔作上士時、〔常所〕食也、(鑒隋文紀)○考其實、不及五霸、而求名欲過三王、此孤〔常所〕非笑、(同唐高紀)○告行於〔常所〕來往、(韓文書)、

▲所尤　尤所

夫軍旅之〔所最〕急者、惟粮食爾、(周禮删翼)○是聖人〔所尤〕用心者也、(柳文○與韋書)○强〔所最〕勞、而使之、有自喜之心、(小蘇策)▲三王年長、〔尤所〕畏憚、(宋書建安王傳)○姦臣〔最所〕畏憚、(通鑑唐紀)○豫以其凡先施、〔尤所〕望也、(陸子集要)○乃其〔最所〕用意以誘進學徒者、(困知記)、

右二條、いづれも、同きこと也、義理甚だことなることなし、長短先後の、わけを辨ずべし、

▲所深不——　深所不——

明者亦復不爲非是、則熹〔所深不識〕也、(朱書六十四)▲人子之心、〔深所不遑〕、(朱書)○恩除過望、〔深所未安〕、(同上)、

此も、文字數は、あれども、上の所深深所と、同きことにて、所深とは、深の字、下へつゞく、深所とは、所の字、下へつゞく、義理甚だことならず、文法自らしかり、

▲所字雜格

婦人伏於人也、無〔所〕敢自遂也、(大戴禮本命)○考其行事議論之本末、則於鄙意、〔所〕不能無疑者尚多、(朱答韓尚書)○平日〔所〕疑而未白者、(朱與張書)○非敢有〔所〕優劣也、(辨體凡例)○其風流氣概、豈能〔所〕可髣髴哉、(詩人玉屑)、

●使字格凡五條

▲使必　必使

性分之所固有、(大學序)○其稱侯者、位其所固有、也、(胡傳昭十三)▲不敢請耳、固所願也、(孟子)○親喪固所自盡也、(同上)○若得視衞君之事君也、則固所願也、(左哀十五)○富貴固所不論、(鑒唐紀)○不韙之罪、固所不敢逃也、(王穉大事記後記○金華文統)、

▲所皆　皆所

有得焉而思與其子孫、人情之所皆然也、(王梅溪集禹論)▲物必有理、皆所當窮、(程子)○安重誨為樞密使、事無大小、皆所參決、(白帖)、

▲所深　深所

此天理大變、人情所深駭、(胡傳文元)○無責難者、將有所深責也、(東坡)○以時節宣益綏壽祉是所深望、(宋書六十四)▲為禮法之士何曾等深所讎疾、(三國志王粲傳)○宿留爲一兩日歟、深所望也、(朱答鞏書)○竊聞進學之意甚篤、深所望於左右、(同上)○凡此皆深所未喩、(朱答張書)、

▲所復　復所

天下國家之成敗安危、尙何所復望、其判白黑於其間哉、(陸象山與包書)▲死者無復所能於事也、(後牟長傳註)○又似直以易之取象無復有所自來、(朱易象說)○此豈可復有所馳騁於世哉、(唐荊川書皇明文則)、

右四ヶ條、いづれも、同きことなり、所字のかへり所を、辨ずべし、所固有は、固の字、下へつゞく、固所願は、所の字、下へつゞく、いづれも、同きことなり、

▲所嘗　嘗所

子所雅言、詩書云云、(論語)○此喪之中庸也、王者之所嘗行也、(禮喪服四制)○且紀所嘗論辨取舍之意、別為或問、(中庸序)○上少時所嘗游處也、(前張安世傳)○此狗即袁郎所常騎也、(宋書袁粲傳)▲

考すべし、城非不高也、池非不深也とあるは、城の池のと、云ものを、一つゞゝあげて、その堅固なることをいへり、城池の字、主になる、それ故、城池の字を、上におく、非將士不勇と、非不の二字を、わりて非字を、上に、おくは、大將の罪を、自ら悔たるものにて、此度の敗軍は、將士の不勇なる故にては、ないと云こと、非の字、下四字にかゝる、差別甚だ明也、尤可勘辨、非德不至、德非不至も同し理也、

●所字格凡十一條

▲所同　同所

心之所同然者何也、(孟子)○降衷秉彝、人所同得、(盡心注)○夫天命不已、固人物之所同得以生者也、(朱答張書)▲皇天后土、所同憤疾、(王褘擬春秋文辭○皇明文範)、

所同同所、義理の差なし、文字のつゞき、上下のつりあひなり、

▲所處　處所

精爽散越、不知所處、(三國志)○無所處而不當、(韓文原道)▲人生有處所、死復何在耶、(三國志)○山行海宿不擇處所、(韓文)、

所處處所、甚だ差別なし、處は、をるとよむ、所は場所なり、それゆゑに、所處と云は、をると云こと虚なり、處所はをりどころと云こと實なり、

▲所素　素所

勒羯賊耳詐乃其所素有、(晉紀發明)○自幼至老、之所素願、(三體詩杏目)▲司馬遷言陵事親孝、與士信、常奮不顧身、臣殉國家之急、其素所蓄積也、(李陵傳)○乃夜召素所親壯健者長樂從官、(後竇武傳)○素所親厚、布在州郡、(通鑑)○其直節忠誠爲中外素所稱信者君子也、(歐論賈昌朝劄子)、

此も、所同同所と、同きこと、義理甚だことならず、

▲所固　固所

〔非朕文考〕有罪、惟予小子無良(大誓)○客謂養由基曰、〔非吾〕能敎枝左詘右也、(史記)○榮季曰、〔非神〕敗令尹、令尹其不勤民、實自敗也、(左傳二十八)○〔非聖人〕能名道也、有是道、則有是名也、(胡子知言)○〔非我〕不諫、君不能用我也、(唐鑑八)○曰〔非氣〕不足也、乃氣有餘也、(朱語百二十)▲扁鵲曰、〔越人非〕能生死人也、此自當生者、(史記)○〔道非〕亡也、幽厲不由也、(近思錄)○〔非性〕然也、敎之使然也、(同上○大中行狀)○跖之狗吠堯、〔堯非〕不仁、狗固吠非其主、(史淮陰傳)、

非の字、下にあるは、上の字、主たり、道非亡也、堯非不仁と、云がごときは、道又は、堯舜を、主としていへり、非の字、上にあるは、下の字、客たり、非性然也、非氣不足也と、云がごときは、性又氣を客して、その人を、主にしたるものなり、何も此例にて、しるべし、下の二條準此、

▲——非不——　非——不——

〔城非〕不高也、〔池非〕不深也、〔兵革非〕不堅利也、〔米粟非〕不多也、孟(子)○貴戚之卿、〔小過非〕不諫也(萬章注)○〔矢非〕不銛、而〔劍非〕不利也、(戰國策)○瞽瞍之舜鯀之禹、〔習非〕不惡也、而卒爲聖(韓文原性)○皇親與同國休戚者也、其祿〔非不〕豐也、貴〔非不〕極也、(皇明疏鈔李夢陽)▲〔非〕其鬼〔不〕神、其神不傷人、〔非〕其神〔不〕傷人、聖人亦不傷、(老子)○資衰苴杖者不聽樂、〔非〕耳〔不〕能聞也、服使然也、(荀子哀公)○孟拱曰、〔非〕將士〔不〕勇也、〔非〕車馬器械〔不〕精也、實在乎事力之不給耳、(續綱目)○武昌以西並、復不守、不守者、〔非〕糧〔不〕足、〔非〕城〔不〕固、兵將背戰耳、(吳志)、

▲非德不至　德非不至

〔非〕其〔德〕薄也、而形勢弱也、(史婁敬傳)○此〔非〕其〔德不至〕、力不足也、(劉原父○辨體)○如苗民逆命、帝乃誕敷文德、舜〔德非不至〕也、蓋有遠近昏明之異、故其歸有先後、(萃卦傳)、

この二條、同きことなり、前の不以、二字の格と、參

▲非是　是非

韓子此語、非是蹈襲前人、(孟子序説)○非是先傳以近小而後不教以遠大也、(近思錄)○妻盈月哀兒女、撫視不離、非是輕狡不顧室家者也、(三國志高柔傳)▲有子曰、是非君子之言也、(檀弓)○則是非不知善之當爲、與惡之當去也、(大學章句)○九州之險、是非一姓、(三國志鍾會傳)○是非所謂原泉混々而放乎四海者耶、(朱序)○若其父有善而不彰、是非其子之情也、(歸有光張墓碣山曉閣明續文選)、

▲非誠　誠非

非誠有志於道者、(困知記)▲夫士誠非有意於自高、(朱高士軒記)、

▲非素　素非

非素有約束能一其進退也、(鑒晉武紀)▲僕與李陵俱居門下、素非相善也、趣舍異路、(司馬遷傳)、

▲非復　復非

縱數城或全、其餘非復己有、則將軍尚安歸乎、(後荀或傳)○南風不競、非復一日、(宋書沈文季傳)○其所以得於民者、非復世俗之吏也、(小蘇上高學記)▲多被刪改、復非公筆、(宋元通鑑十)、

右四ヶ條、いづれも、同じわけなり、非復復非は、不復復不と參考すべし、

▲非甚　甚非

國制搶攘、非甚有紀、胡可謂治、(治安策)▲甚非所以安上而全下也、

非甚は、甚しからざるなり、甚非は、非なることが、甚きなり、不甚甚不と、同きことなり、參考すべし、

亦上と同例なり、

▲非——　——非——

民之有田者、非皆躬耕之也、而無田者爲之耕、(小蘇) ○非盡人之子與、(孟子) ○夫營爲謀慮、非皆不善也、(朱與張書) ▲長幼卑尊、皆非辟居州也、王誰與爲善、(孟子) ○管叔之惡則未著、而其志其才皆非象比也、(公孫丑注) ○自古聖人賢士、皆非有心求於聞用也、(評臣論)、

不皆皆不と、同例なり、

▲非苟　苟非

非苟沒於利而榮於名也、(韓文上宰相書) ○蓋非苟慕執事者、慕觀聖人之道於執事者也、(曾文上歐陽書) ○辭情懇至、非苟然者、(陸子集要) ▲苟非其人、道不虛行、(系辭) ○苟非其人、簞食豆羹見於色、(孟子) ○苟非以德信懷之、未易平也 (宋元通鑑十四)、

不苟苟不と、同例なり、

▲非本　本非

不得已而去、非本欲如此也、(公孫丑注) ○非本無定體而可以無所不爲也、(告子注) ○學非本不同、非本不一、而異若是、(列子) ▲本非能輕富貴之人、(盡心注) ○性與命本非二物、(字義詳講)、

非本本非の、わけも、上の例にて、おすべし、此等の差別、日本のことばにては、心に會しても口には、いひわけがたし、大抵非本は、本にあらざるなり、本非は、本よりあらざるなり、

▲非獨　獨非

非獨賢者有是心也、人皆有之、(孟告子) ○若吾子野、非獨其善可銘、(歐文) ○非獨人爾、物皆有之(困知記) ▲貪淫甚矣、獨非罪乎、(左昭十六) ○豐狐文豹、棲於山林、伏於巖穴、然且不免於網羅機辟之患、其皮爲之災也、今魯國、獨非君之皮邪、(莊子山木) ○伯主之興、固世道之一幸而王迹熄、獨非世道之衰也、(呂大圭春秋五論)、

非獨獨非は、不獨獨不と同きことなり、

不粋、以此知異學決不可與聖學同年而語也、(朱文)、

此訣、異義なし、文勢の長短、緩急の差別なり、

▲不與共—　與不共—
與—不共

居父母之仇云云、不與共天下也、(檀弓)○議讎之輕重、有至於不與共戴天者、(胡傳哀元)▲西戎者秦之臣子、所與不共戴天之讎也、(詩傳)▲申侯者、王法必誅不赦之賊、而平王與其臣庶不共戴天之仇也、(詩揚之水傳)○中原陷沒、未嘗不痛心疾首、與虜有不共戴天之讐、(王梅溪劄子)、

此等の文法、尤もこまかなる事なり、凡そ與と云は先と相手になること、共と云は、ともぐに、つれたつこと、西戎は秦のあだなるゆゑに、彼とは、共々に天をいたゞかぬ讐なりと云意にて、與不共と用ゆ、不與共と用ゆるは、彼とともに天をいたゞくことを、せぬと云こと、差別あきらかなり、又與の字を、上へあげて、その間に詞ありて、下に不共の字を用ゆるは、虜とは、臣庶とはと、上にてきりて、共に天をいたゞかぬと、云ことなり、

●非字格凡十三條

▲非必　必非

非必外本内末而後財可聚也、(大學章句)○今之征伐非必略地屠城、要在平定安集之耳、(光武勅馮異)○所謂己私者、非必如常人所見之過惡、而後爲己私也、(陸與胡季隋書)▲謂之賢人必非黨附朝宰交亂將相者矣、(李德裕集)○說書必非古意、轉使人薄、(近思錄)○盈車之魚、必非笱之可制、(詩說約)、

非必必非は、不必必不と、同例なり、非必は、必しも何に非ずと、辭二字になりて、一決せず、必非は、かならず、何に非ずと、決してきはめたるものなり、

▲非皆　皆非

▲與之　之與

〔與〕之偕、而不自失焉、○雖〔與〕之俱學、弗若之矣、（共孟子）▲義〔之與〕比、（論語）○八世之後、莫〔之與〕京、（左莊廿二年）○擁腫〔之與〕居、鞅掌之爲使、（莊子）○不逞〔之與〕群、而厥父之不恤、（三國志董昭傳）○鹿家〔之與〕遊、木石〔之與〕居、（王遵岩集）

與之之與の別、由之之由の、例にておすべし、

▲與誰　誰與

以此而推、西南將萬里無外、權備將〔與誰〕守死乎、（三國志魏二）▲死者如可作也、吾〔誰與〕歸、（檀弓）○遠而無人、吾〔誰與〕爲鄰、（莊山木）○予美亡此、〔誰與〕獨處、（詩唐風）、

此は、使誰誰使と、同きことなり、與字の、上下、義理の差なし、語路の便に、よると見えたり、

▲與―不同　不與―同

其性與人殊、若犬馬之〔與〕我〔不同〕類也、（孟子）○心事犖々〔與〕俗輩〔不同〕、（韓文）○霜〔與〕露〔不同〕、（程遺書十八）○伯夷伊尹〔與〕孔子〔不同〕道、（蒙引）○高世絕俗〔與〕衆〔不同〕、（直解）▲〔不與〕我〕戍申、▲〔不與〕我〕戍甫、（共詩揚之水）○〔不與〕民同〕樂、（孟子）○君〔不與〕同姓〕同〕車、〔與〕異姓〕同〕車、不同〕服、（禮坊記）、

この法、同きやうなる中にて、少し意かはる、その差別甚だ微なり、同孟子の中に、與我不同類とあるは、我とは、類がちがふたと云こと、不與民同樂とあるは、與民同樂することを、せぬと云こと、與民同樂の四字つゝきなり、何れも、この例にておすべし、

▲與―不可　不可與―

以此自治、與夫因機亟決電掃風馳者、固不同、然猶歸于是、其〔與〕講和之計、〔不可〕同年而語矣、（朱書）○〔與〕異端爲生死事大無常迅速、然後學者正、〔不可〕同日而語、（朱答廖子晦書）▲細推其端、即道不可以在之一語、自莊子中來、所以尤覺

まぎるゝことありと見えたり、○其字是指那事物、而言於字俗語向這箇之意句中有其於兩字連下者、是說那人那事在這箇事物上於其連下者是向那事物、○見助語辭、

●與字格凡七條

▲―與―　―之與―

立天之道、曰陰與陽、立地之道、曰剛與柔、立人之道、曰仁與義、(易系辭)○天下之無營而文生之者、惟水與風而已、(老蘇)▲天子之與后、猶日之與月陰之與陽、相須而后成者也、○天子之與后、猶父之與母也、(共、昏義)○獻子之與此五人者友也、無獻子之家者也、(孟子)○天道之與人道也相去遠矣、(莊子在宥)○大王自度於皇帝、孰與太上皇之與高皇帝、及皇帝之與臨江王親、(史韋長孺傳)○逆之與順、臣無以辨、(宋元通鑑十三)○夫少之與長也異觀、(韓文)○嘗見夫水之與風乎、(老蘇文)○君子之與小人比也、自守以正、(漸卦程傳)、

與の字、一字ばかり用ゆるは、上下のことを、牛角にならへて云、陰與陽仁與義と、云がごとき、上下に輕重なし、之字を加ふるは、上の事、主になりておもし、孟獻子之與此五人者友也と、云をみてしるべし、赤壁賦に、客亦知夫水與月乎と、云は、之字なし、老蘇文には、之字あり、是も同きわけなり、

▲與其　其與

與其殺無辜、寧失不經、(書大禹謨)○且予與其死於臣之手也、無寧死於二三子之手乎、(論語)○與其譽於前、孰若無毀於其後、與其樂於身、孰若無憂於其心、(韓文序)▲夫子之言曰、吾與回言終日不違如愚、則其與衆人辨也有矣、(韓答張籍書)○考其所向、則有常人之所恥者、此其與求堯舜孔子之道而期於必至、何啻九牛毛哉、(陸子篋問)、

與其其與のわけ、其於於其と、同きことなり、詳にするに不及、

爲父母者、非不願其男女之有室家而、亦惡其不由道、(孟子注)▲古之人、未嘗不欲仕也、又惡不由其道、不由其道而往者與鑽穴隙之類也、(孟子)○由其道則行、不由其道則廢(荀子議兵)○夫富貴聲名、人情所樂、而君子或得而不處命也、惡不由其道耳、(三國志王昶傳)、

孟子の、本文に、不由其道とあるは、仕官のその道すぢをさす、注に其不由道と云は、その人をさして、其と云、其字、さしどころ、不同、人と道との、差別を辨ずべし、

▲其爲　爲其

其爲人也孝弟、○其爲仁之本與、(共論語)○惡在其爲民父母也、(孟子)○若權衡之稱物、低昂屢變、而不害其爲同也、(同離婁注)▲爲其子孫者、果若循理奉法、足以長守其富貴、(孝經大義)、

▲其爲　爲其(爲去聲)、

苟偃卒、而視不可含、欒懷子曰、其爲未卒事於齊故也乎、(左襄十九)○其爲子孫後世慮、可謂詳且遠矣、(衍義補九十五本書蔡傳)▲爲其少故也、吾將授之矣、(左隱十一)○所惡執一者、爲其賊道也、(孟子)○貴有德何爲也、爲其近於道也、(禮祭義)○爲其賢於士也、故使之公卿、(王荊公諫官論)、

▲其於　於其

其於地也爲黑、○其於人也爲大腹、(共易說卦)○四時之相推奪、其必有不得其平者乎、其於人亦然、(韓送孟序)▲君子於其言、無所苟而已矣、(論語)○古之君人者、於其臣也、可謂盡禮矣、(前漢賈山傳)○於其去也不能忘言、遂爲之序、(歐文忠送宋君序)○人君之尊雖屯難之世、於其名位非有損也、(屯程傳)○於其常用之器、各因其事而刻銘以致戒、(大學或問)、

右三ケ條、同じわけなり、其於は、其が於てするなり、其於人也と、云がごとし、於其は、其に於てするなり、於其臣と云が如し、此等のこと、中國にても、

▲其有　有其

其有不合者、仰而思之、夜以繼日、(孟子)○得吉而無咎者、以其有順德也、(升卦傳)○曹太子其有憂乎、非歎所也、(左桓九)▲雖有其德、○雖有其位、(共中庸)○耻有其辭而無其德、耻有其德而無其行、(表記)、

其無無其と同き理なり、

▲其以　以其

吾惡其以好內聞也、(魯語)○稱伐取者、其以鄭莊公殘民之甚、當此刑矣、(胡傳隱十年)▲鄭忽以其有功也、怒故有郎之師、(左隱六)○陶冶亦以其械器易粟者、(孟子)○君子所以異於人者、以其存心也、(同上)、

以其は、それを以てするなり、其以は、以の字、下へ接す、或は人をさして、其と云、或は發語になりてそれと云、

▲其非　非其

如知其非義、斯速已矣、何待來年、(孟子)○又使知其非狄、以警敎之也、(陽貨集注)▲非其義也、非其道也、祿之以天下、弗顧也、(孟子)○苟非其人、道不虛行、(易系辭)○孔子奚取焉、取非其招不往也、(滕文公)、

▲其非有　非其有

久假而不反、惡知其非有也、▲尺地莫非其有也、○夫謂非其有而取之者盗也、充類至義之盡也、(共孟子)

右二條、同じわけなり、上の、其無無其の、例にてしるべし、其非義と云は、其事が、非義なと云こと、非其義と云は、義理の、そのすぢでなきと云こと、其非有非其有も、同じわけなり、

▲其不由道　不由其道

しるべし、大抵雖の字は、たとひとよみて、上下を、讀つゞけみれば、上下のわけ、自ら分明なり、

●其字格凡十一條

▲其不　不其

庶乎〔其不〕差矣、(大學章句)○堅白不足、而欲自試磨涅、〔其不〕磷緇也者幾希、(陽貨注)○叔詹曰、楚子〔其不〕沒乎、(左傳廿二)▲若敖氏之鬼、〔不其〕餒而、(左傳○注言必餒)○斯文之墜緒、猶千鈞之一髮、續而承之、〔不其〕在於入乎、(金華文統)、

其不、不其の別も、不亦亦不の辨と、同じきことなり、其不、しれたる通なり、不其は、反語になるなり、

▲其不然　不其然

曾子曰、〔其不然〕乎、〔其不然〕乎、(禮檀弓)○東野云、汝歿以六月二日云云、其然乎、〔其不然〕乎、(韓文祭文)○此善惠大士、所謂渡河、須用筏、到岸不須舡也、〔其不然〕乎、(張高英護法論)▲才難〔不其然〕乎、(論語)○受楚之功、而取貨於鄭、不可謂國、秦〔不其然〕(左襄二十六○正義云秦不肯其如是也○注疏本作其不然者恐非)、

此も、上の例と同じ、其不然乎と云は、不然ることなり、不其然乎と云は、うらになりて、其れしからずや、しかりと云ことなり、護法論は、其然のはずなり、うたがはし、

▲其無　無其

宋太子痤縊而死、公徐聞〔其無〕罪也云云、(左襄廿六)○惡者惡之、而善者不好、則必〔其無〕可好之實、(論語注)○衞懿之死、非〔其無〕人也、(老蘇上王長安書)○非惡〔其無〕名也、惡〔其無〕實也、(衞靈公直解)▲苟〔無其〕德、不敢作禮樂焉、○〔無其〕理則不必禱、(述而集注)、

其無罪と云は、其字人をさす、無其德は、其字德をさす、其字、上下の差別、いづれも、この通りなり、

晉安紀)、

又五字句に、下三字、つゞきたる、一字めに、あると、二字めにあるとの違あり、此も上の通なり、その内、一字めに用ること多し、且雖の字は、所によりて、而の字と映帶して、上下呼應して、用ることあり、大凡雖の字、所以の字、敢の字、其字用法、甚だ意味あり、ことに、其字、おき所違へば、各別の事になる也、

▲雖字雜格

古者樂工不與士齒、〔雖〕賢如子野師襄、皆世不易其業、(李綱言〇鑑唐高祖紀)〇自古征取於民者、其目有二、但其名〔雖〕同於古、而其實則異爾、(衍義補二十三)〇申生曰我〔戰雖〕死、猶有令名、(晉語)〇當此之時、〔雖〕下愚之才〔居之〕、猶能使恩同天地、威侔鬼神、(仲長統昌言)〇〔雖〕其文義〔有〕非文王之舊者、然讀者各以其意求之、則並行而不悖也、(易乾本義)〇〔雖〕更得正人、何益哉、(通鑑隋文帝紀)〇文章〔雖〕各出於心術、而實有兩等、(皇朝類苑一貫引之)

〇詖淫邪遁、〔雖〕是四件、却是兩件、(公孫丑大全)〇詔報曰經云、〔身雖〕在外、乃心不離王室、(後張酺傳)〇李曰尙書康王之誥曰、〔雖〕爾〔身〕在外、乃心罔不在王室也、(同上注)〇其造於約也、〔雖〕事變之感不一、知應以是心而不窮、〔雖〕天下之理至衆、知反之吾身而自足、(近思錄)〇桓殺隱公而立、大司馬九伐之法、〔雖〕未之擧、猶有望也、及使冢宰下聘恩禮加焉、則天下之望絕矣、〇桓弑隱公而立、〔雖〕方伯連帥環視而未之郵、猶有望也、及穀鄧二國自遠來朝、則天下諸侯、莫有可望者矣、(共胡傳桓七年)、

右胡氏傳の文、雖字の置處、一同なるべきに、加樣に違は、義理の差別はなし、句之長短、連斷之分なるべし、もし雖を、大司馬の、上に置く時は、未之擧の三句、甚短くて、上下のつり合偏なり、又下の雖字を、方伯連帥の下に置く時は、上の句法と、一例になれども、方伯連帥環視而未之郵、十字連續したることとなれば、わりがたし、其故二段の事に、かはりは、なけれども、雖の字、所有不同、此外にも、史書の内、長句の雖の字、何れも此等の例にて、推し

り、上二字つゞきたるには、三字めにあるが多し、偶まかはりて、あるは各意義あるなり、

▲雖●●○○　●●雖
○○

大夫士相見、「雖貴賤不敵」、主人敬客則先拜客、（曲禮下）○爲名與爲利、「雖淸濁不同」、然其利心則一也、（顏淵注）○尊卑之節、「雖多少不同」、不能及也、（陸子集要）○吳君通敏如此、「雖諸君有志」、然於此不同」、而法有大小之異、（王梅溪集策對）○人君之與人臣、「雖名分不同」、而法有大小之異、○「雖天下無事」、然兵不可去、戰不可忘古之道也、（衍義補百三十）○「雖神農復生」、亦當隨時以立政、而不容固守其舊矣、（滕文公大全）▲「齊國雖褊小」、吾何愛一牛、（孟子）○「四支雖無故」、不足恃也脉而已矣、（韓文）○「四海雖無事」、不足矜也、紀綱而已矣、（同上）○君之與民「貴賤雖不同」、然其心未始有異也、（梁惠王集注）、

五字句に、一字めに、雖の字を用ゆると、三字めに用ゆるとの別あり、此も上の、四字句の例にて、主從の差別にておすべし、その內一字めにおくこと多し、雖淸濁不同、程子の語、二程全書、近思錄には、雖の字、淸濁の下にあり、集注に、その文を引用らるゝには、雖字淸濁の字の上にあり、此は兩様ともに、義理の違ことはなけれども、雖の字、淸濁の字の上に、おくは、文字のつり合、宜きなり、すべて、近思錄に程子の語を、載られたるは、直に二程全書の、本文の通なり、集注には文を直して、引用ゆること多し、

▲●雖○○　雖●○○○

古之王天下者、「知雖落天地」、不自慮也、「辯雖雕萬物」、不自悅也、「能雖窮海內」、不自爲也、（莊子）○「時雖有先後」、「數雖有多寡」、然其爲理則一而已、（啓蒙）▲「雖義有精粗」、並堪講授、（隋書劉炫傳）○「雖外無救援」、遂無叛者、（隋書王思政傳）○「雖爵同千乘」、而無嬪媵、（晉書山濤傳）○「雖位總鼎司」、而委事僚宷、（晉王戎傳）○「雖體涉風素」、而志存不軌、（鑑

とひ、聖人出生すとも云意にて、聖人の字、客になる、然ども文字の中には、三字めに置くが定りたる法なり、上二字にて、つゞきよろしき、故なるべし、

▲雖父母沒　父母雖沒

父母有婢子若庶子庶孫甚愛之、〔雖父母沒〕沒身敬之不衰、（禮內則）▲〔父母雖〕沒、將爲善、思貽父母令名必果、（同上）、

此も、上の條と、同じきことなれども、禮記に、同文異格ある故に、別に之を出す、父母雖沒とあるは、父母への孝のことを云、父母存生の內は、言ふに不及、たとひ死後とても、善を行へとなり、父母の字重し、雖父母沒とあるは、婢子子孫を、敬することを云へり、たとひ父母死去の後たりとも、之を敬せよとなり、婢子子孫の字、主になりて重し、

▲雖●○○　●雖○○

〔雖楚救我〕、將安用之、（左襄八年）○〔雖君有命〕、寡人弗敢與聞、（左隱元年）○〔雖君有命〕、爲國故子必射、（左成十五年）○同姓〔雖恩不同〕、義必同也（周禮疏）○桓玄〔雖名晉臣〕其實晉賊、（晉書姚興傳）○李晟曰〔雖晟不肖〕願爲公先驅（唐書本傳）○李愷曰吾曹荷國重寄〔雖力不敵〕當死官、（同上）○子弟或近出燕集〔雖夜已深〕猶未寢、必俟其歸驗其醉否、（胡文定傳淵源錄）○弑君之賊〔雖身已沒〕而王法不得赦、（胡傳桓公）▲〔回雖不敏〕、○〔雍雖不敏〕（共論語）○〔君雖獨豐〕其何福之有、（左氏桓六年）○〔性雖本善〕而不可以無省察矯揉之功、（孟告子注）○衆人〔理雖本具〕而欲則害之、

又雖の字、四字句に、下の二字つゞきたるに、雖の字を、一字めに、用ゆると、二字めに、用ゆるとの、差別あり、二字めに、用ゆるは、君雖獨豐と、左氏傳にある通にて、君の字、主になる、一字めに用ゆるは、雖君有命と云が如く、その人を主にして、言て、君の字客になる、君命なりともと云心なり、然とも、文字の中には、雖字、二字めに用ゆること多し、大抵、下二字つゞきたるには、雖の字、二字めにあ

となる、賊雖多と、云がごとき是也、一字めに用ゆるは、下の字、客となる、雖身死と、云がごとき是なり、

▲雖年少　年雖少

裴度自興元入朝、李逢吉之黨百計毀之、上雖年少、察其誣謗、待度益厚、（通鑑）○帝雖年幼、猶天下之父、（沖帝前李固言）▲公孫軼年雖少、有奇才、（史記）○田疇雖年少、多稱其奇、（三國志十二）○禹年雖幼、而見光武、知非常人、遂相親附、（後鄧禹傳）○劉文靜見世民而異之曰、豁達類漢祖、神武同魏武、年雖少、命世之才也、（通鑑唐紀）、

此の條、上の格と、同きことなれども、作例多きによつて、別に、之を出す、年雖少は、年の字主となる、年はわかけれどもと、專ら、よはひを稱するなり、雖年少は、年の字客となる、年わかけれども、その人を稱したるものなり、下條これに準ず、

▲雖兵多　兵雖多

雖兵多、何益、（通鑑七十七）▲月氏兵雖多、然數千里踰葱嶺來、非有運輸、何足憂邪、（後班超傳）○兵雖衆、不堅、（衍義補）、

▲雖●●○　●●雖○
雖○●●

雖聖人出、斯言不廢、（張文潛集）○今日雖孔子在、義不可留、（明王樟記）○雖聖人作、須有損益、（二程全書）○楊子曰云云、善乎其言、雖孔子出、必從之矣、（王荊公學記）▲齊楚雖大、何畏焉、（孟子）○陰陽雖殊、無一以待之、（王弼系辭注）○陳平雖智、安能間無疑之主哉、（大蘇）○大義雖明、而微言未析、（中庸序）○天下雖大、而吾心之體無不該、事物雖多、而吾心之用無不貫、（衍義補百五十九）▲雖衆車徒、舍於外、以寡約入、（禮內則）、

雖字、四字句に、雖字を、一字めに、用ゆると、三字めに、用ゆると、二法あり、三字めに用ゆるは、齊楚雖大、天下雖大の、ごとき、皆齊楚天下を主として、云、一字めに用ゆるは、雖聖人出と、云がごとき、た

禮注）○雖今賊亡、憂未艾也、（唐書賈循傳）▲上古無酒、今雖有酒猶設之、是不忘古也、（士冠禮疏）○今雖未是、後遇明師友、却易整頓也、（陸象山書）、

此も、上と同きことなり、雖字の、主客先後を、辨ずべし、凡て、雖は、たとひと、よみて、よく通ず、今日平話に、たとひ今と云と、今たとひ、と云にて、大様分るゝなり、

▲雖則　則雖

雖則如雲、匪我思存、（詩出其東門）○雖則七襄、不成報章、（詩小雅）○雖則云然、尚猷詢茲黃髮、則罔所愆、（秦誓）○樂是人之本心、雖則聖賢別有眞樂、而亦常人之所固有、（王陽明書）○審得其人、以承大將軍之明、雖則山澤之人、無不感德思樂爲用矣、（後漢書憑衍傳○劉攽曰雖則字顚倒當作則雖云云）▲若吾夫子、則雖不得其位、（中庸序）、

則雖は則字上の意をうけて下を起す文字の中多きことなり、解するに不及、雖則は、則の字、下へつづく意義自らことなり、

▲雖固　固雖

太多政法而不諜、雖固亦無罪、雖然止是耳矣、（莊人間世）○簿領紛沓之地、雖固道無不在、然非所以從容下上其議時也、（王陽明書欒惠卷）○今茲之旱、雖誠無補於後患、其將有禆、（陽明豫備倉記）▲固雖防夢簡、自合定浮淳、（草訣辨疑）、

雖固固雖、此も義理甚だことなることなし、字法の、つもりを以て云時は、定りて、雖固と、おくべきはずなり、然ども、又時に因りて、固雖と用ゆ、語路の便に、よるとみえたり、

▲雖●○　●雖○

懼雖身死、罪責彌重、（魏志四）○邵康節燈下正襟危坐、雖夜深亦如之、（朱語類六）▲凡父母在、子雖老不坐、（禮內則）○賊雖多而亂尋當破矣、（通鑑宋蒼梧王紀）、

雖の字、三字句に、一字めに、用ゆると、二字めに、用ゆるとの、別あり、二字めに用ゆるは、上の字、主

○今又安得遽以一人之所未聞、而盡廢衆人之所共聞者哉、(大學或問) ○今爲格物之說、又安得遽以是而爲言哉、(同上) ○臣既喜于事捷、得自申展、(三國公孫淵傳) ○太后詔曰、成濟不得便爲大逆也、(同上魏四) ○故得各全其志耳、(同荀彧傳) ○北裔之地那得忽有此子、(北魏書祖瑩傳) ○無得更入人家、(鑑唐高祖紀) ○豈得專以多殺爲快哉、(衍義補百五十六) ○得卒與其所尤難、皆可喜無憾也、(曾文記) ○民得遂無饑亂以死、無不悅喜歡呼、(朱社倉記)、

得字、上下の別、上に擧る、諸條と、同きことと、いづれも、得の字の、かゝり所を、辨ずべし、

●雖字格凡十四條

▲雖使　使雖

雖使苟免、亦惡德也、(蹇卦傳) ○雖驅之使爲朋黨、孰敢哉、(鑑唐文宗紀) ▲先帝任人始皆回容、積纖微以至誅貶、誠使雖小過必知而改之、君臣無猜、則讒邪不干其間矣、(李德裕傳) ○呂后既不可去、故削其黨以損其權、使雖有變而天下不搖、(大蘇論)、

雖使、しれたる通なり、使雖は、雖の字、下へつゞく、それに使を加へたるなり、文をみてしるべし、

▲雖或　或雖

一資半級、雖或得之、(小學五) ○如有可疑、雖或傳以爲聖賢之言、亦須更加審擇焉、(朱與張書) ○雖或考索强通、終是不該貫、(同上) ○前後次第、雖或不同、(同跋) ▲或雖爲之、而彼爲後者、無顧於此、(朱與張書)、

雖或、或雖、甚だことなることなし、雖の字、先後の意を辨ずべし、

▲雖今　今雖

雖今死亡將近、而不可以棄其前功、(詩朱傳) ○玄酒新水也、雖今不用、猶設之不忘古也、(士冠

無咎、(程傳師卦)○唯人之生、乃得其氣之正且道者、(大學或問)、

右二條、同じことなり、得字、下にあるは、下へつゞく、上にあるは、以字乃字得の内にもこもるなり、

▲得獨　獨得

勇者不得獨進、怯者不得獨退、(淮南子)○易以卜筮得獨不焚、(歐傳易圖序)○菱谿之石有六、其最大者偃然僵臥於谿側、以其難徙故得獨存、(歐菱谿石記)▲國人數聞王善射、不敢反叛、故陳獨得完、(後明八王傳)○環唐皆水矣、唐獨得歲、(王荊公新田詩序)、

得獨は、ひとりすることを得るなり、獨得は、ひとり得るなり、義理甚だかはることなけれども、意趣同からず、勘辨すべし、

▲得復　復得

但當朴實頭做前去、豈得復顧其身、(莊子口義二)○及程氏兩先生出、而後學者始得復聞其說、(朱文克齋記)○太宗謂杜淹曰、仕王世充、尊顯矣、何得亦不諫、(通鑑唐太宗紀)▲臧銅棄世之徒、復得顯用、(後楊賜傳)○豈復得出入狡猾、(通鑑宋順帝紀)、

得復は、またすることを得るなり、復得は、また得るなり、此も、上の例と、あはせみるべし、下の、得皆、皆得、これにならふ、

▲得皆　皆得

便是寂然而靜時、然豈得皆塊然如槁木、(中庸大全)○其發露於五官者、安得皆正、(陸語錄)▲人人皆得討賊、(三國魏志)○習誦數日、皆得上口、(南齊書焦度傳)、

▲得字雜格

若小人、本心既喪、何得更有仁在、(憲問大全)○以中順自固則不革、而已安得便有吉凶乎、(革卦傳)

數子欲何所處也、(公孫丑注)○渤海廢亂、朕甚憂之、君欲何以息其盜賊以稱朕意、(漢書龔遂傳)○嗣源叱而問之曰、爾曹欲何爲、(鑑後唐紀)○胡爲、遑遑欲何之、(歸去來辭)○太后曰、明日我自欲以璽綬授之、(三國志魏四)○王覇恐驚衆、欲且前阻水、(通鑑漢卅一丁)○後秦主萇、欲自救之、(晉武紀)○南安公順、欲自攝國事、(晉安紀)○海陵王休茂性急、欲自專處決、(宋武紀)○欲更攻與世、未至數十里、(鑒宋明紀)○陛下去欲安之、(隋紀二)○欲自刎以謝衆、(唐紀二)○衆心兇懼、欲且保郁州、(宋元通鑑十四)○是欲不擧足而登泰山也、(胡文定言淵源錄)○教人未見意趣、必不樂學、欲且教之歌舞、(近思錄)○欲更細論以求可否、(朱與張書)、

欲の字、いづれも、文字のかゝり所を、辨ずべし、一二字の間、別に、門を立るに及ざる類、この處に、あつめあらはす、○讀史管見、隋文帝紀に、帝嘗乗怒、欲六月殺人、太理卿●趙綽、爭曰云々、此は古の法、春夏の間は、生長の象に、かたどりて、刑罰は、行れざるに、文帝暴虐にて、六月の炎天に、人を刑せんとせらるゝと云こと、帝の不仁を、あらはせり、それゆゑ、欲字、六月の字の上にあり、常の記錄の體なれば、六月欲殺人と、欲字、六月の下に、あるはずなり、虛實の違あり、凡て、欲字の上下、この例にて、しるべし、

● 得字格凡五條

▲ 得以　以得

張騫知善水草處、軍得以無饑渴、(霍去病傳)○凡諸說之同異得失、亦得以曲暢旁通而各極其趣、(中庸序)○乃出大法用爲聖師、周人得以序彝倫而立大典、(柳箕子碑)▲一旦恍然似有以得其要領者、(中庸序)○再傳以得孟子、(同上)○忠信以得之、驕泰以失之、(大學)、

▲ 得乃　乃得

兀朮曰、張樞密貶嶺南、何得乃在此、(綱目宋紀)▲用師之道、利於得正、而任老成之人、乃得吉而

▲欲皆　皆欲

爲政者、苟不知大體、必〔欲人人皆〕致私恩以悅其意云云、(胡士佺正宗約解離婁)〇〔欲盡〕去群大夫而立其左右、(胡襄七年)〇是故人君爲治、用天下之人、以理天下之事、非不〔欲〕人人〔皆〕用其賢且智也、(衍義補)〇左右〔欲悉〕燒寶貨府庫、(三國志張魯傳)〇楊洄常伺三子過失、以告惠妃、上大怒、〔欲皆〕廢之、(綱唐玄宗)〇宦者〔欲盡〕去崇韜之黨、(鑑後唐紀)▲言每人〔皆欲〕致私恩以悅其意、則人多日少、亦不足於用矣、(離婁集註)〇諸大夫〔皆欲〕還、(魯語)〇然〔皆欲〕得狂者猥者而與之、(指孔孟〇大蘇策畧四)〇使天下〔皆欲〕援弓而射之、(陳龍川集)、

欲皆と用ゆるは、皆の字、下の事にかゝる、皆欲と用ゆるは、皆の字、人にかゝる、人みな、かくせんと願ひ、ほつする意なり、集注に、皆欲と、あるは、少しかはる、人ごとに、皆々私恩をいたさんと、願ふと云意なり、

▲欲各　各欲

衆無所依、〔欲各〕散去、(後董卓傳)〇帝曰卿諸人、〔欲各〕行己意、(宋書蔡興宗傳)〇武臣張耳陳餘、〔各欲〕南面而王、(鑒秦二世紀)〇君臣之道、〔各欲〕自盡而已、(衍義補百五十五)〇上行下效、〔各欲〕以自盡、(同上百五十九)、▲〔各欲〕正己也、(孟子)

此も、欲皆、皆欲と、同じきことにて、欲各は、面々に、何せんと欲するなり、各の字、下の文につゞく、各欲は、面々に欲するなり、欲の字、下につゞく、

▲欲只　只欲

便〔欲只〕以思慮知識求之、更不於操存處用力、▲但記二蘇排伊川處、〔只欲〕改正云、同朝之士、有不相知者、(朱答林擇之書)、

▲欲字雜格

容體〔欲其〕可度、故曰正、(冠義注)〇經學〔欲其〕深純、詞章〔欲其〕典則、(衍義補九卷)〇〔欲其〕不爲亂、亦不可得也、(老蘇兵制)〇孟子既不敢比孔子、則於此

而遽欲刊去、豈不可惜、（朱子○淵源附錄）、

▲欲遂　遂欲

陶謙死、操欲遂取徐州、還定呂布、（後荀彧傳）○王儉言於蕭道成、曰、以公今日位地、欲終北面、可乎、（鑑宋順帝紀）▲長房遂欲求道、而顧家人爲憂、（後費長房傳）○不知此兒終欲何作、（同袁紹傳）、

▲欲便　便欲

若必欲便窮竟此說、亦請先罷穿鑿己心、（朱答江德功）▲便欲沿流挂帆直取白下、（鑑宋紀）○但見大學以格物爲先、便欲只以思慮知識求之、更不於操存處用力、（朱答林擇之書）、

▲欲將　將欲

霽雲笑曰、欲將有爲也、（唐書張巡傳）▲將欲取之、必先與之、（老子）○今陛下、將欲平禍亂拯阽危、（陸宣公集）○將欲利民、反以害民、（陸語錄）、

右四條、いづれも、苟欲の、例にておすべし、

▲欲之　之欲

君子疾夫舍曰欲之、而必爲之辭、（論語）▲求其端、不訊其末、惟怪之欲聞、（韓文原道）、

此も、由之、之由の、例のごとく、欲之は、之字、力あり、之欲は、之字かろし、

▲欲必　必欲

何必苦心極力以求於此、而欲必得之哉、（朱易象說）○明府欲必得其人、西門亭長陳寔可、（後鍾皓傳）▲居尊者、必欲以行道、（萬章註）○兩漢諸儒、必欲究其所從、則既滯泥而不通、（易象註）○大將軍何進連徵不詣、進必欲致之、（後申屠蟠傳）○一味慢罵虛喝、必欲取勝、（朱書）○言必欲其忠信、行必欲其篤敬、（朱答林張書）、

此も、苟欲、欲苟と、同例なり、

以清河王、などの如きは、清河王が、よき人にて、年もたけたるゆゑを以て、之を立てたきとおもふと云ことなり、此等の字法、甚有意趣、意の先後を辨ずべし、

▲欲强　强欲

李林甫爲相、又奏野無遺賢、皆無其實、而欲强爲之名者也、(衍義補百十二)○彼明以知覺爲性、始終不知性之爲理、乃欲强合於吾儒以爲一道、如之何其可合也、(困知記)▲名實如形與影、有形則影隨之、無形而强欲爲之影、萬無此理也、(衍義補百十二)○二氏之道、其不同也、尙矣而吾子强欲同之可乎、(眞西山集勿齋記)、

欲强、强欲、義理甚だかはることなし、欲の字の、あたり所を、辨すべし、

▲欲爲　爲欲

欲爲天下除暴、(魏志七)○吾欲爲汝納其女以答厚惠、(晉書慕容紹傳)○兄子伯與欲爲葺理、(小學)▲爲欲置酒見之、(漢黥布傳)、

欲爲、爲欲、欲の字、意の先後あり、欲以、以欲と、合せ考ふべし、

▲欲苟　苟欲

若欲苟而行、又何訪焉、(左哀十一)○鄭邈削髮、被僧服、王世充大怒曰、爾以我爲必敗、欲苟免邪、(鑒唐紀)▲拱把之桐梓人、苟欲生之、(孟子)○所爲如是、而君苟欲左右之邪、(後董卓傳)、

欲苟は、苟せんと、欲すること、苟欲は、いやしくも、ほつすること、義理自らあきらかなり、

▲欲遽　遽欲

引而不發、重其事、而未欲遽言之也、(孝經大義)○未能盡彼之情、而欲遽申己意、(朱書)▲或者不循其本、而遽欲勝之、(孟離婁註)○亦不可直謂假設、而遽欲忘之也、(朱易象說)○今欲以一說疑之、

●欲字格凡十四條

▲欲復　復欲

軍、小脩武、〔欲復〕與楚戰、（通鑑漢紀）○韓信家在楚、其意〔欲復〕得故邑、（同上）○今乘此勢、〔欲復〕大出、（同上）○既至潮以表哀謝、帝頗感悟、〔欲復〕用之、（韓退之傳）○只緣聖意〔欲亦〕令講書、（朱奏議）▲近以地震策免司空陳褒、今者災異〔復欲〕切讓三公、（後陳忠傳）○是非死友〔復欲〕誰求、（後范式傳）○將軍〔復欲〕何待、而不早決之乎、（同何進傳）○高公〔復欲〕作家門功勳以欺朝廷耶、（鑒唐僖記）○諸葛恪遂有輕敵之心、〔復欲〕出軍、▲君〔再欲〕殺之、〔再欲〕活之、（莊子山木）、

欲復は、再びせんと欲するなり、復欲は、欲すること、再びなり、

▲欲以　以欲

直〔欲以〕其不肖之身爲標準、（大學或問）○如楚乞師、〔欲以〕伐齊、（左宣十八年）○齊〔欲以〕千社封魯昭公、（史齊世家）○奈何〔欲以〕一旦之功、而加萬世之功哉、（通鑑漢高紀）○萇弘〔欲以〕鬼神之術輔尊靈王、（谷永傳）○時議〔欲以〕爲司徒、（後陳紀傳）○慕容德無子、〔欲以〕超爲嗣、（晉書）○上〔欲以〕劉夫人爲皇后、（鑒後唐二）▲勇猛比丘白佛、〔欲以〕世間言論脩治佛經云、癡人〔以〕外道言論〔欲〕雜揉佛經、乃是毀損、（要覽）○〔以〕不貞之資〔欲〕勉而貞、非極其剛陽用力之久、不能也、（朱禮本義）○今子〔以〕小惡而〔欲〕覆宋國、不亦難乎、（左哀八年）○李固〔以〕清河王蒜年長有德、〔欲〕立之、（後李固傳）○李德裕〔以〕一夫之力〔欲〕窮其類而致之必死、（大蘇論）○梁沈約〔以〕吳音〔欲〕一天下之音、則音韻之病、自此始、（續文獻句學）

欲以、とあるは、以てせんと欲することと、欲以劉氏爲皇后と、云が如き、劉氏を以て、皇后に、立たきとおもひ玉ふ、欲すと云字の中に、以の字がこもるなり、以の字、上に在て、下に、欲の字あるは、それを以てして、かやうにせんとおもふことなり、以の字と、欲の字と、別段のことにて、間あり、李固

定りたることなり、大傳、吾文王之爲子と云は、文王の、御子たると云こと、爲文王之子、とかくべき所なり、めづらしき文法なり、文王のためには、子たることゝ、云ことなり、

▲之爲　爲之　爲字去聲

非夫人〔之爲〕慟、而誰爲、(論語) ○叔仲昭伯曰、我楚國〔之爲〕、豈爲一人行也、(左襄廿八) ○宋向戌曰、我一人〔之爲〕、非爲楚也、(同上) ○不唯許國〔之爲〕、亦聊以固吾圉也、(左隱十一) ▲吾〔爲之〕範我馳驅、○〔爲之〕詭遇、一朝而獲十、(共孟子)、

これも、由之之由と、同きわけなり、爲之と云は、しれたることなり、之爲には、爲の字を、下におくこと、人人うたがふことなり、是も、由之の、之字を、上へあげて、之由と、書と、同きことなり、言の緩急にて、上下の違ありとしるべし、

▲之字雜格

自秦已下、享國日久者、有晉〔之〕武帝梁〔之〕武帝唐〔之〕明皇、(王荊公時政疏) ○吾祖祐、以才幹精敏見稱、生於唐哀帝〔之〕天祐二年、而歿於周世宗〔之〕顯德五年、蓋與五代相終始、歿之一年、而吾大祖始受命、(蘇老泉集) ○所以治夷狄之道、有脩文而和親之者、漢〔之〕文景之事是也、(小蘇○王者不治夷狄論) ○嗚呼龜山不得商〔之〕高宗而遇宋〔之〕高宗命也夫、(張時泰宋高紀) ○封禪不經見、若漢〔之〕光武唐〔之〕高宗、皆效尤之、秦其始作俑者歟、(丘濬○綱鑑秦紀) ○其自東而南以入于淮、則濫觴於漢武元光〔之〕三年、而大潰於宋熙寧〔之〕十年、(皇明文範○王梅河源考)、

常には、梁武帝、唐明皇と、定りて、書くことなり、間に、之字を加ふ、意義かはることなし、此は詞におきありて、梁の時の武帝、唐の時の明皇と、云がごとし、助語辭に、大成殿を、大成之殿と云は、この殿、大成之殿たるを明すと、この類なり、凡て之字には、長短緩急之別あり、助字考に之を詳にす、

一陰一陽之謂道、(系辭)○天命之謂性、率性之謂道、修道之謂敎、(中庸)○是之謂三有禮焉、(孟子)○是之謂以其所不愛及其所愛、(同上)○此之謂民之父母、(大學)▲喜怒哀樂之未發、謂之中、發而中節、謂之和、(中庸)○形而上者、謂之道、形而下者、謂之器、(系辭)○自誠明、謂之性、自明誠、謂之敎、(中庸)○不軌不物、謂之亂政、(左隱五年)○程子曰、如形而上者謂之道、不可移謂字在之字下、此孔子文章、(易大全)、

之謂は、もとより、自らつきたる名なり、謂之は、この方より名くるなり、畢竟自然と、作爲との別なり、朱子語類云、謂之名之也、之爲直爲也、中庸大全黄氏洵饒云、首章言謂者、直謂之也、謂之者名之也、稍緩し、これらの辨にてしるべし、

▲之由　由之

嘷沓背憎、職此之由、(詩小雅)○敎之不刑、其此之由乎、(禮學記)○廢興存亡、恆此之由、(魏志五)○延寇釁境、抑此之由、(宋書論)▲小大由之、(論語)○國家之敝、恒必由之、(左襄十三年)、

之由、由之、しれたる通なり、詳に辨ずるに及ばず、

▲之爲　爲之

文王之爲世子、朝於王季日三、(禮記)○惟奕秋之爲聽、(孟子)○周公曰、吾文王之爲子也、武王之爲弟也、今王之爲叔父也、吾於天下豈卑賤也、(書大傳)○垂三百年、而其治莫盛於太宗之爲君也、(曾文唐論)○士大夫之論、亦惟官之爲去、(大蘇論)○張湯之爲父、而有張安世之子、劉歆之爲子、而有劉向之父、許敬宗之爲祖、而有許遠之孫、韓侂胄之爲孫、而有韓琦之祖、人之賢否、不係於世類、於舜禹朱均已見之、(餘冬序錄五十五)▲舍曰欲之、而爲之辭、(論語)○爲之君、爲之師、(原道)○盡天下而無不爲之臣、(張文潛集)、

爲之君、爲之師の、類きこえたる通なり、之爲聽之爲使の類は、爲聽爲使の字、つゞきて、その上に、之の字を、おきて、やすめ字とするなり、意義自らあきらかなり、又文王之爲世子、太宗之爲君と云は、

有德者必有言、徒能言者、未必有德也、仁者志必勇、徒能勇者、未必有仁也、(憲問註) ▲夫子之去、蓋亦未有必然之意也、(衞靈大全) ○雖遯之時、君子處之、未有必遯之義、(遯卦傳)、

此も、必有有必の、別にて合點すべし、それに、未の字を、加へたるなり、

▲未必可○　未可必○　未必不○

君子於細事、未必可觀、而材德足以任重、(衞靈公集注) ○賊嚴兵固險攻之、未必可拔、(鑑晉紀) ○又況侯之、未必可得、徒使人抱不決之疑、(朱答汪尚書) ○事亦未必可成、(朱答張書) ▲惟其欲後人不廢壞之、未可必得也、(曾鞏昌縣記) ○文帝爲諸王、特以其賢而取之、其初未可以必得也、絳侯以天下與所不可必得之人、恩德至厚也、(張文潛集文帝論) ▲遭遇聖明容納諫諍言之、未必不聽、(歐文疏) ○凡蔡京之所爲、未必不身爲之也、(朱答汪書) ○杜門省事、未必不佳也、(朱答林擇之)、

此も、必可可必、不必必不等の、字法と、通用して、その義を辨ずべし、

▲未嘗不―　未嘗―不　未嘗不―不

太史公曰予讀孟子書云云、未嘗不廢書而歎也、(史記) ▲自始志學至老、未嘗一日去書、不觀、(唐書權德輿傳) ○未嘗五年間不戰、焦焦然七十餘年矣、(鑒唐文宗紀) ○晩歲肥遯、未嘗一日去書不觀、(困學紀聞序) ▲雖曰出入無時、未嘗不卓然乎日用之間而不可掩也(朱答張敬夫)、

未嘗の下、不の字あり、所を辨ずべし、廢書而嘆ずるは、不の字、上にあり、去書不觀は、不の字、下に在り、義理自ら明かなり、解するに及ばず、もし廢書而歎ずるに、不字を、歎の字の上に、置く時は、義理解せざるなり、

●之字格凡五條

▲之謂　謂之

▲未之——未—之

蓋有之矣、我未之見也、○軍旅之事、未之學也、(共論語)○程門專以西銘開示學者、而於東銘則未之嘗言、(朱答汪尙書)▲其未得之也、患得之、(論語)○商自契以來、天命所歸、未嘗去之、(孔子間居註)○祖母賈、常道其兄嚴閣黎之爲人、某幼而未識之、(王梅溪集)、

此も、上の、未之有の例と、同きことなり、未之學也、未之知也と、云がごときは、うわさにて、辭ゆるし、未奇之、未識之と、云が如きは、しかと、きわめたるものなり、

▲未之或——未或之——勿之或——

過此以往、未之或知也、(系辭)○叔向曰自古以來、未之或失也、(左昭十三)○考諸典籍、未之或聞、(左正義)○書契已來、未之或紀也、(後班固傳)○士衡文賦、未之或先、(選玉評)▲北方學者、未能或之先也、(孟子)▲必誠必信、勿之有悔焉耳矣、(檀弓)、

未之、或は、未之有と、同きことなり、未能或之先と、あるは、未能の二字、つゞき、或之先の、三字つゞく、或之先は、莫之行と云詞と、同きことなり、

▲未可遽——未遽可——

一人之識見、未可以遽定也、(憲問直解)○是漸漬之俗、不可遽革也、(明夷傳)○戒占者、猶未可遽變也、(革本義)○爲親戚者、雖有非禮、未可遽失其故舊之情也、(檀弓集說)○殆非眞甘露、未可以遽宣布、(鑑唐文紀)○征伐之謀、未可遽息、(鑑後唐紀)○是舊習之爲蔽、而未可遽以爲罪也、(王陽明縣學記)▲幸詳考之、方可見其曲折、未遽可輕議也、(朱答袁書)、

此字法は、可遽遽可の、差別を合點すれば、その辨自明かなり、その上に、未の字を、加へたるなり、

▲未必有○　未有必○

錦里先生烏角巾、園收芋栗未全貧、(杜詩)○儒者闢釋氏、絕不與交談、亦未爲全是、(陸與陳正已書)○范甯云、雖我之所是、理未全當、(希通錄)▲未之有得、則全未有得、(述而集注)○男未就傅、女將有行、故巽稍向用、而艮全未用也、(啓蒙)○氣稟雖爲未化、亦不可謂全未化也、此謗亦是但似此立語微覺有病耳、(朱答潘書)、

未全は、まだとくと全からざることなり、全未は、未しきこと、全なり、不全全不と、同じき格なり、

▲未達　達未

丘未達、不敢嘗、(論語)○武卽書對、兒見在未死、(前外戚傳)○沙彌得食、忽爾都盡、問言足未、答言未足、(法苑殊林卅六)▲昨在城中、附一書、不知達未、(朱答呂書)○張辟疆曰、君知其解未、(前外戚傳)○問兒死未、(同上)○卿家癡叔死未、(晉王湛傳○謂王濟也)○梁武帝曰、卿至湘宮寺未、(梁虞愿傳)、

未達、しれたる通なり、達未は、達するや、未しきやと云ことなり、凡て未の字を、下におくは、いづれも疑問ふ詞なり、嘗て漢人、日本に來る、日本人、朝食の前に訪ふ、未食かと、未食の二字を書示す、漢人不曉、譯人倒にかきしめせと云、卽食未二字を書す、漢人未食と答ふ、いづれも、此例にてしるべし、俗語のやうに、きこゆれども、漢の時分よりこの辭あり、

▲未之有　未有之

不好犯上、而好作亂者、未之有也、○躬行君子、則吾未之有得、(共論語)○自周公以來、未之有改也、(檀弓)○二帝三王之所守、未之有改焉、(韓策問)▲今君居太子行、未有此也、(晉語)○是易于相雜、我國未有此、(檀弓注)○旌旗彌亘千里、近古出師之盛、未有之也、(宋景濂隋室興亡論山曉閣作未之有)○漢以前五言律詩、尚未有之、(玉屑十)、

未之有未有之、義理に、かはることなし、その內、未之有と云は、うはさになりて、意かろし、未有之と云は、たしかに、實事になりて、意切緊なり、

理否、(同上)○五臣十人、而下人才之美、莫春秋之時爲多、(王遵岩集縣學記)○飛閣神往、莫我能形、(選東京賦)○注辞綜曰、言我無能說其形狀也、○不可形體、莫天大也、(姚燧元文類)、

●未字格凡十二條

▲未可　可未

可與共學、未可與適道、可與適道、未可與立、可與立、未可與權、(論語)○士未可以言而言、是以言餂之也、(孟子)▲朕今總兵至此、豈可未見賊而先自退邪、(鑑隋煬紀)、

未可可未の別は、不可可不と、同きことなり、未可は、しれたる通なり、可未と云は、未だせずしてよきなり、可以無取、可以無與、可以弗畔、の類にて、しるべし、

▲未必　必未

耕所以謀食、而未必得食、(衞靈公注)○雖經裁割、未必辭藻可觀、(憲問直解)○有言者則、未必其有德、(同上)○有勇者則、未必其有仁、(同上)○疑疎潤之久、未必主人肯見也、(大傳注)▲今奉王命外討、必未陣而禽、(宋書檀道濟傳)、

未必必未の別、不必必不と、同きことなり、重て辨ずるに及ばず、

▲未曾　曾未

終日怡怡、未曾恚忿、(北魏崔光傳)○其雖已轉步、而未曾移身、(朱答呂書)▲曾未十年、而慶遠督府、(南齊柳慶遠傳)○寇旱之餘、曾未期歲、既安且富、(曾文○上執政書)○曾未踰月民已艱食、(陸子○與張元善書)○雖食息於天地間者、曾未幾時、然亦可以了浮生一事矣、(文範○朱廷立祭子文)、

未曾曾未は、不曾曾不と同例なり、合せ考べし、

▲未全　全未

之敢攖、(孟子)○蝃蝀在東、莫之敢指、(詩蝃蝀)○小國諸侯既許桓公、莫之敢背、(齊語)○立以爲仲父、而貴戚莫之敢妬、(荀仲尼)○區區新莽、擧漢鼎而移之、如振槁葉、天下懾然、莫之敢爭、(陸子策問)、

右三ヶ條、何も同例なり、上の莫之の法にてみるべし、莫は、字書に、不可と訓ず、又佛典には、莫之をば不能也と註す、いづれも、之字中に、あるは、かるし、莫之の類是なり、下に在るは、力あり、之を何すると云ところなり、

▲莫不皆 — 皆莫不 —

上交鬼神、下接民物、百用莫不皆然、(易卦傳)○凡進於事、進於德、進於位、莫不皆當以正也、(漸卦傳)○人人有此仁、而莫不皆有惻隱慈愛之心、(衍義補百五十八)○聞者莫不皆笑、(堯山堂外紀)▲卦之諸爻、皆無不善、(漸卦傳)○以是推之、餘莫皆不然、(衍義十二)○讀天下之書、論天下之事、皆莫不氷融凍釋、(北溪字義)、

この二法、義理の違なし、文字の、つり合にて、字法自らことなり、

▲莫不祥大　不祥莫大

奉君命以使、而欲背盟以干盟主、無不祥大焉、(左昭廿五年士彌牟)○王子相楚國、將善是封殖、而虐之、莫不祥大焉、(同襄卅年申無宇)○兄弟一體耳、即不利長而利少、無不利大焉、(汪道昆詹處士傳)▲父子之間、不責善、責善則離、離則不祥莫大焉、(孟子)○以桀紂爲君、而以湯武爲弑、不祥莫大焉、(荀子正論)、

右の句法は、二樣に、かはれども、異義なし、無不祥大と用ゆるは、左傳にも、有ることなれども、今日文章には、孟子の通り、宜しきなり、明文は、奇を好むにより、汪道昆などは、左氏の樣に、用ゆれども、めづらしき法なり、

▲莫字雜格

言用心莫亦無害於理否、(朱答張書)○莫無害於

愛莫助之、(詩大雅)○乍愚乍智時莫識之、(周書○李順與傳)、

莫之と、あるは、之字、かるし、莫識之の、ごときは、之字重し、

▲莫我―莫能―予

莫我知也夫、(論語)○則莫我敢承、(詩閟宮)○夫子生當天下亂、莫予宗之、(文中子世家)▲嘉瑞既應而天下莫能宗予、(趙汸○五經褒)○天下無道久矣、莫能宗予、(孔子世家)、

我の字のあり所、上下の別あり、此も、上の例を以て推すべし、

▲莫之或―莫或―之

雖使五尺之童適市、莫之或欺、(孟子)○君死於外、而莫之或罪也、(左昭卅二)○蠻夷入伐、而莫之或恤、(左成七季文子)○殘賊公行、莫之或止、(前食貨志)○謬迷於聞見之陋、莫之或省、(金華文統王褘)

▲舉天下莫或非之、(尹起莘)○獲乎上下、莫或撓之、(章楓山文)○晉以老莊亡、梁以佛亡、莫或正之、五百餘年而得韓愈、(大蘇六一集序)○夫子傷周道之衰禮樂文章之壞、而莫或救之也、(大蘇三望論)、

▲莫之能―莫能―之

行仁政而王、莫之能禦也、(孟子)○有秦客廋辭於朝、大夫莫之能對也、(晉語)○天下者至大也、非聖人莫之能有也、(荀正論)○寓縣分裂、莫之能一、(宋史)▲魑魅罔兩、莫能逢之、(左宣公三)、

▲莫敢―之　莫敢之―　莫之敢―

何斯違斯、莫敢或遑、(詩殷其雷)○母隨號泣、莫敢救之、(顏氏家訓)○雖有賢聖、莫敢過之、(歐序)○權綱在己而在下、莫敢干之也、(季氏大全南軒)▲川瀆並決、而莫敢之塞、(後朱穆傳注)▲虎負嵎、莫

經翼）○「莫不一一」繫於正月、（衍義補百五十八）、
此も、上の、一無、無一の、例にておすべし、不の字、下の字につゞく時は、無の下に在り、不の字、無字に、つゞく時は、一つの上に在、字法自らしかり、義理甚だことならず、

●莫字格凡十條

▲莫以　以莫

有司「莫以告」、（孟子）○公縱姦慝「莫以咎」、（後何敞傳）○臣司狃恩「莫以爲負」、（同陳忠傳）○頃者以來「莫以爲憂」、（同上）▲俾爾多益「以莫不庶」○天保定爾「以莫不興」○如川之方至「以莫不增」、（共詩小雅天保篇）○胡然已逝「以莫不悲」、（楊一清韓忠定墓誌）○願治之君志學之士皆不可「以莫之考」也、（衍義補八十朱子）、

莫以は、無以、不以等と、同きことにて、以てすることとなしと云こと、言ふに及ばず、以莫と云は、此も、以不以無と、同きことにて、莫の字、下へつゞく、勢自らしかり、

▲莫非　非莫　莫而非

「莫非」命也、順受其正、（孟子）○興亡之端「莫非」自己致者、（曾序）○古之教人「莫非」使之成己、（近思錄）▲天子諸侯「非莫」耕也、王后夫人「非莫」蠶也、（祭統）▲萬方億兆、皆享太平之福、何「莫而非」自人君一身建極始哉、（衍義補百五十八）○凡百擧措、何「莫而非」毆民者哉、（綱目廣義元紀）○諸侯之事、何「莫而非」王之事、（黃省曾○國朝文纂）、

莫非非莫、これ亦注するに及ばず、何莫而非とあるは、文章の內、たま〳〵あることなり、莫非の間、一の而の字を入れ、やすめ字とするなり、

▲莫之一　莫一之

「莫之禦」而不仁、是不智也、（公孫丑）○吾先君亦「莫之行」也、（滕文公）○「莫之爲」而爲者天也、「莫之致」而至者命也、（萬章）○民之訛言寧「莫之懲」、（詩小雅）▲

無亦唯是一矢以相加遺焉用樂、(左成十二年)○詩曰無念爾祖、聿脩厥德、無亦監乎、(同昭廿三)○公子無亦晋之柔嘉是以甘食、(晉語○注無亦不亦也)○其間得無亦有闕文疑義者乎、(朱跋)○得無亦有取於斯乎、(朱書僞詔後)▲士也亦無王命而私受之於子則可乎、(孟子)○其亦無能爲也已、(左昭廿二年)○無責於人、人亦無責焉、(莊山木)、

無亦は、上の無乃の、例のごとし、反語なり、亦無解するに及ばず、

▲無非　非無

所謀者無非僭王猾夏之事、(公冶長註)○凡聖人之所以爲經紀爲名物無非道者、(柳文守道論)▲非無崩蘖之生焉、(孟子)○當此時也、世非無深慮知化之士也、(過秦論上)○家屬從之非無罪者、(續藏書)、

無非、非無、差別明白、解するに不及、

▲無甚　甚無

革而無甚益、猶可悔也、(革卦傳)○但前說又無甚意味耳、(朱答石子重書)○却覺無甚綱領、(朱答張欽夫書)○徐王府又取閣本刻於木板、無甚精彩、(石林燕語)▲甚無謂矣、(王梅溪)

無甚、甚無、是は、大有有大の、例のごとし、

▲無一不一　無不一一

夫無一不然者一之至也、(詩說約九蘇傳)○亡國敗家事、靡一不舉、(歷朝捷錄唐紀)○燕私之言無一不可道於外者、(朱文九十)○本末巨細、無一不舉、(朱書)○幽明之間、無一不得其理、(陽明書)○以仁爲體、則無一物不在所愛之中、(衍義補百五十七)○日月之代明、四時之錯行、鬼神之顯微、聖人無一而不與之合焉、(同上)○無一而不各止其所焉、(同百五十八丁)▲諸將膽氣益壯、無不一一當百、(鑑漢紀)○春秋之文、莫不一一意在示人、(程遺書十七)○一賞罰、一號令、一舉動、無不一一切出於威、(老蘇審勢論)○莫不一一出乎人情、○莫不一一出乎人理、(共晉文序)○聖人莫不一一致詳焉、(五

無復復無の別も、不復復不と、同き事なり、重て解するに及ばず、

▲無使　使無

無俾世迷、(大甲上) ○其務在均平、無令枉刻、(後漢明紀) ○吏敬其職、無令惰墮、(同上) ▲必也使無訟乎、(論語) ○宮子重賂之、使無死、(左襄廿三年) ○富如布帛之有幅焉、爲之制度、使無遷也、(同廿八) ○正德以幅之、使無黜嫚、(同上)、

無使使無も、不使使不と、同き例なり、主客の違なり、

▲無能　能無

居坎險之中、無剛陽之助、故無能濟之義、(易蹇卦傳) ▲法語之言、能無從乎、(論語) ○能無懼而已矣、(孟子)、

無能能無は、不能能不と、同きことにて、無能は、よくするなきなり、能無は、なきことをよくするなり、

▲無得　得無

民無得而名焉、(論語) ▲乃得無咎、(易本義)、

無得得無は、その差別あきらかなり、その內、得無の下に、乎の字の、應あれば、うらになりて、なきことをえんや、得ると云意なり、

▲無乃　乃無

居簡而行簡、無乃大簡乎、(論語) ▲國待蓄積、乃無憂患、(仲長統昌言)、

無乃乃無、是も上の無得得無と、并せみるべし、乃無は、しれたる通りなり、無乃は、又は、毋乃とも、書て、乃、なにすることなからんやと、下に、乎の字ありて、うらになる、古來の訓に、無乃二字を、むしろと、よむは、あたらず、

▲無亦　亦無

あしゝ、

▲無毫　毫無

朝廷費錢八十萬緡而無絲毫所獲、（通鑑唐文紀）○雖不見是而毫無悶焉、（明熊楠四書正義）○大王之入武關秋毫無所害、（通鑑漢紀）○賀若弼號令嚴肅秋毫不犯、（同上隋紀）○尹焞內外淳備毫髮無玷、（淵源錄二）○五者分布于天下而毫無滲漏、（郭解元文心錄行五者義）○精深華妙置之唐人毫無愧色、（詩藪續）

無毫毫無、義理の差別なし、辭の接斷、句長短、上下のつり合にて、書法かはる、その上、毫の字は、少と云ことなれども、畢竟秋毫と云ことにて、實字なり、其故上より讀下して、毫と云ときは、毫無と書ても、通ずることゝと見えたり、

▲無以　以無

不學詩無以言、○不學禮無以立、○不知命無以爲君子也、（共論語）○心有不存、則無以檢其身、（大學章句）○三者廢其一、則無以造道而成德矣、（中庸章句）▲可以取可以無取、○可以與可以無與、○可以死可以無死、（共孟子）○修好諸侯以無忘齊桓之德、（左傳二十）○札雖不才、願附子藏、以無失節、（同十四）○軍得以無饑渴、（漢書）、

無以は、きこえたる通なり、以無とあるは、無の字、下へかゝる、その差別辨ずることを待たず、

▲無復　復無

且爲最初用工之地、而無復上文語緒之可尋也、（大學或問）○學者所見無復全經、（荊公周禮序）○建巳之月爲純陽、不容都無復陰也、○建亥之月爲純陰、不容都無復陽也、（西京雜記）○是時諸國無復租祿、（後孝明八王傳）▲以柔居尊、下復無助、（復卦傳）○因敵爲資、復無所得、此危道也、（晉綱目）○不識父兄禮義之敎、復無慷慨感概之氣、（鑒唐文紀）○古禮於今既無所施、而其所制儀、復無吉凶之辨、（朱答程正思書）、

（唐柳伉疏○衍義）○其視世事若無一可以動其心者、（歐文○王質碑）○心志洞然、無一蔽惑、（衍義廿一）○列五味、而不能調和、食之於口、無一可愜、（張來書）▲其宮館、一無所毀、（後劉玄）○一無所受、（晉成紀）○璧記遺文、一無在者、（朱跋）○深居端坐、而一無所事也、（王陽明書）、

無一、一無、理にかわることなし、無一は、一の字、下へかゝる、一の不然を、なしと云がごとき是也、一無とあるは、無の字下へかゝる、一つも、所受なしと云がごとき是也、一の一もと云、てにはにて、合點すべし、

▲無必　必無

鈞之死也、無必假手於武王、（晉語）○張純奏請封禪、乃命石工、取完青石、無必五色、（鑑漢光武）▲西夏釁難事、必無成、（鑑宋順帝紀）○魏徵曰、先太子早從徵言、必無今日之禍、（同唐紀七）○罪止一人、必無連坐、（同懿紀）○克用必無以拒也、（同僖紀）、

此も、不必必不、例にて、おし知るべし、必無は、決定したる詞なり、無必は、決定せざることば也、

▲無欲　欲無

無欲速、無見小利、（論語）○人能充無欲害人之心、而仁不可勝用也、（孟子）○子貢工夫、未到此田地、如今便說無欲加諸人、故夫子謂非爾所及、○此章正在欲字上、不欲時便是全然無了這些子心、（共語類）▲不欲人之加諸我也、吾亦欲無加諸人、○予欲無言、（共論語）○夫二子者、或輓之或推之、欲無入得乎、（左襄四年）○子貢言欲無加之於人、（集註）○子貢工夫、欲無些子心、（語類）、

此も、不欲欲不と、同きことにて、無欲は、欲することなきこと、欲無は、なからんことを、欲すること、義しれたる通各別なり、子貢の、吾亦欲無加於人と云は、いましめずして、自然に、かくのごとくに、なりたいと云ことなり、それゆゑ、夫子かくの玉ふ、集注の意にては、無欲と云意にて、自然に、欲せぬと云ことなり、それにては、子貢の、自負になりて

(胡傳襄二)○臣又知、陛下有所必不能矣、(賈誼傳)○庶乎其不可敗、而有所必勝矣、(大蘇)○其事有所必不可聽、則專行而不顧、(小蘇策)▲必有所不召之臣、(孟子)○夷子學於墨氏、而不從其教、其心必有所不安者、(滕文公註)○非以為一與事接而必有所偏、(大學或問)○君子之所取者遠則必有所待、所就者大則必有所忍、(大蘇賈誼論)、

有所必と云は、必何する所があると云意にて、必の字、下へかゝる、それに、有所を加へたるなり、必有所とあるは、必有と云意にて、有所の字下へつゝく、必字を、加へたるなり、有必必有と、同例なり、所必有とあるは、きこえたる通なり、

▲敢有所　所敢有

弟子敢有所謁、先生將何以教、(列子)○臣不敢有所隱、(後杜篤傳)○固無復敢有所言、(朱割子)○非敢有所優劣也、(文章辨體凡例)▲皐陶之法、有所傳受、非所敢私、(盡心注)、

この一格の差別、有敢敢有の例にて推すべし、

▲有字雜格

以此坊民、民猶有自獻其身、(坊記)○亦思古人有嘗遭此而善處者、以自勵焉、(詩綠衣注)○士大夫往往有自漢興至亡不霑一命者、(鑑五代漢紀)○昔之聖者、其首有若牛者、其形有若蛇者、其喙有若鳥者、其貌有若象者、(韓文雜記)○其他在法度中、甚有可為者、(近思錄)○天下之理、有甚快於予心者、其末必有傷、(張來樂成)○且事有決不可欺者、(大蘇策)○有所穆然深思焉、有所怡然高望而遠志、(史孔子世家) 按有所字、當在然字下、今著在上者、變格也、

●無字格凡十四條

▲無一　一無

無一人在者、(鑑唐紀)○衆感激皆戰死、無一生還者、(續綱目)○日積月累、無一而非失人心之事、(續節要呂中)○群臣在廷、無一犯顏回慮者、

進、不敢客也、(朱答袁机仲書)、

▲有便　便有

上蔡云敬、是常惺惺法此言得之、但不免有便以惺惺爲仁之說、此則未穩當耳、(朱答游誠之書) ▲安得便有吉凶乎、(易革卦傳)、

▲有今　今有

韓愈論王庭湊曰、自祿山思明以來、至元濟師道、其子孫有今尚存者乎、(鑒唐穆宗紀) ▲今有殺人者、(孟子) ○今有人日攘其鄰鷄者、(同上)、

右三格も、上の諸格と同き例なり、詳にするに及ばす、

▲有何　何有

自責不知已有何罪耳、(孟子) ○及吾無身、吾有何患、(老子) ○夜中有聞女子稱冤之聲忳呪曰、有何枉狀、可前求理乎、(後王忳傳) ○有何面目立於天下、遂歐血而死、(後趙苞傳) ○又有何關涉耶、(朱答龔書) ▲何有於我哉、(論語) ○奚有於是、亦爲之而已、(孟子) ○庶子當輔太子以正道、何有取媚於房帷之間哉、(鑑隋文紀)、

有何は、何の罪あるなり、何有は、何ぞあらんや、なきと云ことなり、差別分明、

▲有誠　誠有

凡言二百年文武事、多有誠如此者、(柳與韓書) ▲王曰然、誠有百姓者、(孟子) ○言發惻痛、誠有由然、(三國志) ○劉項之勢、初若決河順流而下、誠有可喜、(老蘇上韓書)、

有誠は、誠なることがあるなり、誠有は、誠にあるなり、

▲有所必　必有所　所必有

地、有所必據、城、有所必守、而不可以棄焉者也、

▲有各　各有

見一陰一陽〔有各〕生一陰一陽之象、(易乾卦本義)○雖時〔有各〕異、何妨齊作並頭、(怡情小品錢永基梅聘海棠啓)非惟三子、人〔各有〕所長、(雍也注)○天數五、地數五、五位相得、而〔各有〕合、(易繫辭)、

各有は、きこえたる通、兩方に各あると云ことなり、有各とあるは、各することがあると云こと、其別尤明なり、

▲有實　實有

就使其說〔有實〕非吾儒之所及者、是乃所以過乎大中至正之矩、(朱答江尙書)▲愈今者〔實有〕類於是、(韓文)、

▲有既　既有

前日所講、蓋〔有既〕開其端而未竟者、(朱南岳記)▲凡此五者、皆身與物接、所不能無、而亦〔既有〕當然之則矣、(大學或問)○〔既有〕以消其怙恃之心、又有以弭其憤恨之意、(陽貨直解)、

此二條も、上の、復有有復の、例と同きことなり、

▲有時　時有

〔有時〕而昏、(章句)○雖或〔有時〕盛衰、大抵常爲邊患、(范文正集論夷狄)▲雖言者〔時有〕中否、而聖慈每賜優容、(歐文劄子)○元氣在則雖〔時有〕隕蝕奪溢之變、而終不易乎常運、(徐有貞○皇明文則)、

有時と、おく時は、時あつてと云ことにて、時の字、客になる、時有とおく時は、時に、ちがひが、あるによると云意にて、時の字主になる、

▲有畧　畧有

又〔有畧〕知二者之當務、(大學或問)○士人亦〔有畧〕知向者、(性理大全五十五)○人之所見、〔有畧〕同者、(朱答鞏書)▲楊億資稟淸介立朝、獻替〔略有〕可觀、(朱答李伯諫書)○若熹所言〔略有〕可信、則願繼此以

同大逆、（後漢書）○〔敢有〕私復讐者皆族之、（三國魏志文帝紀）○揚州兵〔敢有〕過六合者斷其足、（宋史太宗紀）、

是も、有大大有の、例のごとし、

▲有能　能有

〔有能〕一日用其力於仁矣乎、（論語）○〔有能〕典朕三禮、（書舜典）○〔有能〕歲輸穀六十斛入僧曹者、即爲僧祇戶、（鑑宋紀）○天下固〔有能〕辨其事者矣、（大蘇霍光論）▲爾尚一乃心力、其〔克有〕勳、（書大禹謨）○蹇極之時、見大德之人、則〔能有〕濟於蹇也、（易蹇卦傳）○爲善者不改其度、故〔能有〕濟也、（左昭四年）○〔能有〕所毀譽、（後皇后紀）○群臣失色、莫〔能有〕言者、（世說三）○太宗知守之二難、所以〔能有〕終也、（唐鑑）○懷價而未〔能有〕得其欲乎、（柳文鐵爐步記）○彼其〔能有〕所忍也、然後可以就大事、（東坡留侯論）、

是も、上の有敢敢有と、同き例なり、

▲有必　必有

蓋循其序、而勢〔有必〕至耳、（詩齊風朱傳）○人倫有禮、朝廷有法、自惟熟至〔有必〕不堪者、（稽康絕交論）○夫私者、〔有必〕不能無者也、（李空同）▲〔必有〕所不召之臣、（孟子）○孝子仁人之掩其親、亦〔必有〕道矣、（同上）○洒掃應對是其然、〔必有〕所以然、（子張註）

必有は、きこえたる通なり、有必とあるは、必することがあると、云意なり、

▲有復　復有

誰敢〔有復〕盡忠而與謀其國者哉、（胡傳哀三）○王太后令敢〔有復〕言者斬、（宋書元凶劭傳）▲所乘者剛而上〔復有〕重剛、（巽卦傳）○卒之多寡、〔復有〕不齊、（衍義補百卅四）○既謂之本、則此上無〔復有〕物矣、（朱答李伯諫書）、

復有、きこえたる通なり、有復は、またする ことあると云意なり、有必必有と、同き例なり、

其秉彝之善、「有終」不可得而殄滅者、（朱讀大紀）○蓋天下之至寶、「有終」不得而閟者、（貝瓊楊鐵崖集序○皇明文則）▲其爾之休、「終有」辭於永世、（書君陳）○天理一點之明、「終有」不可息滅者、（滕文公大全）○我欲同彼自異、「終有」不可得而同者矣、（朱答趙提舉）○天理之在人心、「終有」不可泯、（陽明答東橋）、

有終終有、是も、有大大有と、同き例なり、有終不得而息者と云が如きは、終不得而息者と、去六字一つゞき也、その上に、有の字を加へたるものなり、終有不可得而同者と、云が如きは、有不得而同者と六字一つゞき也、その上に、終の字を上に加へたることなり、大抵文字は、字のつゞくと、つゞかぬとにて、上下の差別あり、有終終有は、畢竟義理の、甚だちがひたることなし、

▲有如　如有

言行氣象、「有似」之者、（孟註）○蕞爾國、敢圖王人、「有如」不幸、固吾死所也、（唐莊儼傳）○東野之役、於江南也、「有若」不懌然者、（韓文）▲「如有」王者、必世而後仁、（論語）○「如有」政雖不吾以、吾其與聞之、（同上）○「如有」不幸、祠以中牢、（後江革傳）○「如有」不虞、多益爲累、（後班超傳言兵）○「如有」不信試爲明公、略陳其要、（後鄭太傳）、

是も、上の諸法と、同きことなり、有如は、ごとくなることあるなり、如有は、あるがごときなり、詳にすることをまたず、處に因りて、有如に、もしあると云義に、なることあり、

▲有敢　敢有

昔秦攻齊、令「有敢」去柳下季壟五十步而樵採者、死不赦、（戰國策）○露固尸於四衢、令「有敢」臨者加其罪、（後李固傳）○一錢已上、皆籍於三司、「有敢」擅用、謂之自盗、（蘇轍○衍義補百廿九）○擧朝相顧、莫「有敢」以變異爲言、（朱李奏議序）▲「敢有」恒舞于宮酣歌于室、時謂巫風、（書伊訓）○予曷「敢有」越厥志、（太誓）○「敢有」不從以怒君心、（左襄三年）○今此在下之民、或「敢有」侮予者乎、（公孫丑注）○大將軍忠臣、「敢有」毀者坐之、（漢霍光傳）○「敢有」賊害者、辜

越王之首臣猶羞之、（淮南王上書）○幸而有一不惑者、方艴然怒曰、佛何爲者吾將操戈而逐之、（歐本論）▲於是而不得一有所爲、此孟子所以不能無不豫也、（公孫丑注）○一有聰明睿知能盡其性者出於其間、（大學序）○人心一有所欲則離道矣、（夬卦傳）○一有不幸、尤當仗大節、（袁州學記）、

有一とあるは、一つの、何か有と云こと、有一人有一事と云がごとし、一有とあるは、一つも何かあると云こと、一人有慶、一物有闕と、云がごとし、甚だ差別なけれども、辭のさし所ことなり、その上有一とあるは、さしつけたる辭なり、一有とあるは、うたがふ辭なり、勘辨すべし、

▲有一闕　一有闕

數義錯綜、其義始備、此四者之所以更相爲用、而不可有一闕焉者也、（泰伯大全）▲凡是十者、皆陛下所當警動自新而不可一有闕者也、（朱己酉封事）、

此も、上の例にておすべし、

▲有大　大有

精一自新、有大過人之才、（近思錄）○古之人、其才非有大過今之人也、（大蘇稼說）○必將有大不滿於明公者、（朱書）○其平生言行、必有大相副者、（朱答韓書）○於人情亦有大不安者矣、（續文獻郊社考）○不然則聖心於此、又有所大不安也、（皇明疏抄夏言廟制書）▲將大有爲之君、（孟子）○大有年、（春秋）○元吉在上大有慶也、（易象）○大有所發明、（王禕記）○是大有功于名教也、（范文正○一作有大）、

有大大有、是も差別あきらかなり、有大と云は、大なることがあるなり、有大勳勞、有大過と云ごときの是なり、大有は、大にあることなり、大有年、大有爲等にてしるべし、小有有小も、同きことなり、合せ考ふべし、

▲有終　終有

本心之明、有終不得而息者、（集註滕文公）○天下之眞是眞非則有終不可誣者矣、（朱與陳侍郎書）○

▲可字雜格

下士有壅滯之士、國朝無專貴之人、此變之善可遂行者也、（仲長統昌言）○凡十八九州、倘可四五萬人不耕而食、（歐文上通進司書）○天地設位、易行乎其中、豈可只以今之易書爲易乎、（程遺書十二）○大匠豈以一斧可知哉、（橫渠易說）○夫豈別有一物限於一時、拘於一處、而可以謂之中哉、（朱與張書）○以今月十五日、可集白馬寺、（法苑六十八）○爲人方嚴剛峻、可望而知其爲莊士、（唐荊川集萬古齋傳）

論語に、有一言而可以終身行之者乎とあり、大學或問に、豈所謂終身可行之恕哉とあり、論語の詞を直に用て、可の字を、終身の字の下に用ゆるは、論語は、終身行之と云字を、つゞきて、それに可の字を加るなり、此をつゞめて、四字一句に用る時は、或問の通り、可字、終身の字の、下におくべし、

●有字格凡二十二條

▲有以　以有

果有以異於人乎、（孟子）○不咈乎愛之理、而有以全其心之德也、（徽子注）○聖人有以見天下之動、而觀其會通以行其典禮、（易系辭）○外有以極其規模之大、而內有以盡其節目之詳者也、（大學序）▲聰明睿知足以有臨也、寬裕溫柔足以有容也、發強剛毅足以有執也、（中庸）○性亦人斗極也、以有自見也則不失物之情、無以自見則動而惑營、（淮南子齊俗訓）○不可以有行也、（革卦傳）、

有以とあるは、以の字、下へつゞく、以有とあるは、有の字、下へつゞく、淮南子の、以有下の例を以てみる時は、有以なるべし、恐は刊寫の誤りならん、

▲有一　一有

有一於此、未或不亡、（五子之歌）○卿士有一于身、家必喪、（伊訓）○斷輿之卒有一不備、而歸雖得

量上之用、而去其浮、是大費可從而滅也、(曾文〇上歐陽書) ▲其所立所行從可知矣、(滕文公大全) 〇是以由其威儀一於外、而心如結於內者從可知也、(詩集傳鳲鳩) 〇以天下觀天下、亦從而可知之矣、(邵子伊川集序) 〇銅斛之尺、從而可知矣、(律呂新書)、

此も、立可可立と、同例にて、義理にかわることなし、詞のつりあひ、作者の料簡にて、所々同からず、强て、異義を求べからず、

▲可一戰　一戰可

袁喬曰李勢無道臣民不附、可一戰擒也、(通鑑晉穆帝紀) 〇以逸待勞、可一戰而克、(同上宋蒼梧王記) 〇主晏球曰王都輕而驕、可一戰擒也、(同上五代紀) ▲今者誠能治其五敗、則一戰可定四支可生、(杜牧集戰論)、

▲可一擧　一擧可

人畜乏食、可一擧而定、(通鑑宋武帝紀) ▲併力擊之、一擧可滅、(通鑑唐二) 〇養威伺釁、一擧可滅也、(同上唐紀七) 〇俟天下既平、然後伺間一擧可擒也、(同上後周三)、

▲可一日　一日可

粟米布帛生於地、長於時、聚于力、非可一日成也、(晁錯貴粟書) 〇千載之功、可一朝而成也、(前漢陳湯傳) 〇嘯咏指竹曰、何可一日無此君、(晉書王徽之傳) 〇諫爭之臣人主之耳目也、安可一日無之、(司馬公集〇遺表) 〇天下安可一日無重臣也、(小蘇策) ▲退之宜更思可爲速爲、果卒以爲恐懼不敢則一日可引去、又何以云行且謀也、(柳文) 〇夫戰非一人可爲、亦非一日可了、(衍義補百廿六)、

右三ヶ條、立可可立の、例にて、いづれも、文勢によりて、同からず、義理に甚だかわることなし、その內、一日可と、可一日とは、やゝ趣あり、

取以貧國用、(淵源錄十二) ▲北司未必盡可信、南司未必盡無用、(通鑑唐七十) ○若一處消了、百處盡可消、(陸語錄)、

此も可皆皆可の、例と同き、斷りなり、

▲可但　但可

當立大功、豈可但爲亡虜邪、(竇建德言鑑隋紀) ▲但可略釋文義名物、而使學者自求之、(朱文)、

此も、可且且可の、例にてしるべし、

▲可甚　甚可

豈可甚過也、(中孚傳) ○茅雖至薄之物、然用之可甚重、(大過卦傳) ▲甚可怪也、(後光武紀) ○甚可痛哉、(柳文書) ○不亦甚可惜哉、(大蘇策略) ○不亦甚可愧乎、(小學集成五) ○歲月如流、甚可憂懼、(朱答呂書)、

此も、可大大可の、例にてしるべし、

▲可猶　猶可

何可猶作舊意、非理望也、(梁書徐陵傳) ▲來者猶可追、(論語) ○門庭之間、猶可誣欺焉、(荀子非相) ○蓋惟此猶可以屬思爾、(歸田錄)、

可猶猶可も、不猶猶不と、同き斷りなり、

▲可是　是可

西風可是無拘束、一路吹香直到家、(詩格周端臣桂花) ▲是可忍也、孰不可忍也、(論語) ○得於所傳者、蓋如是可盡信乎、(歐春秋論) ○是可不謂難矣乎、(朱子讀壁記)、

可是是可、此は、不是是不と、同例なり、可是と云は、俗語なり、文章には不用、是可は、しれたる通なり、

▲可從而―　從而可―

心既正而後天下之事、可從而理也、(離婁集註) ○

▲可年　年可　可長　長可　可高　高可

主人延客、(可年)五十、儀觀甚偉、(墨莊漫錄)○見二青衣、(可年)八九歲、顏貌端正、(歸元直指)○(宋)京師有釋杯渡者、見時(可年)四十許、(法苑七十六)○和尚(可年)九十許、眉長鼻高狀如西僧、(同上五十二)▲黃安(年可)八十餘、視如童子、○女子於口中吐出一男子、(年可)二十三四、(共同上)○一小兒青衣、(年可)七八歲、(宋書王懿傳)▲有二赤蛇(可長)二尺、(風俗通)○白頭公(可長)四五尺、(同上)○長安故宮闕前有唐肺石、尚在(可長)八九尺、形如垂肺、(夢溪筆談)○變晝草有類芭蕉(可長)三尺、而一莖千葉、(墨莊漫錄)▲得一死男、手足完具色黑、(長可)尺許、(三國志華佗傳)▲銅像一軀(可高)丈餘、(洛陽伽藍記)○有銅像一軀(可高)尺餘、(法苑七十六)▲過陳氏園、看杜鵑花、花(高可)十五尺餘、(徐文長集)、

可字の、上下、甚だかゝはることなし、可年と、あるは可を主にして、年いくつ、ばかりと云こと、年可とあるは、年を主にして、年はいくつ計と云こと、主客の別あり、その內、可年と用ゆることは、稀なり、可長可高も、此例にて可知、

▲可皆　皆可

赦前犯死罪、而繫在赦後者、(可皆)勿咨、詣金城、以全人命、(後郭躬傳)○凡詔命制書奏事上書、諸稱燕王者、(可皆)上平、(三國魏志四)▲常道人(皆可)守、權非體道者不能用也、(離婁註)○孝子弟弟貞婦、(皆可)得而察焉、(喪服四制)、

此も、可獨獨可の、例と、あはせ案ずべし、たとへば滿座に賓客のあるに、一人ものこらず、みなかへるやうにと云ときは、可皆歸とかくべし、人々に對して、何れも歸るべしと云ときは皆可歸とかくべし、

▲可盡　盡可

三家未睦、(可盡)克也、(左定十三年)○凡是軍人、(可悉)屬州縣、(隋文帝紀)○傳聞何(可盡)信、(歐論)○安(可盡)以爲據乎、(困知記)○池塘魚藕之利、(可盡)、

也、（通鑑漢高紀）○兵交城下、危亡「可立」而待也、（袁紹傳）○功業「可立」就、（韓文柳墓誌）○危削滅亡、「可立」待也、（韓詩外傳）▲嬰兒在股掌之上、絕其哺乳、「立可」餓殺、（後袁紹傳）○比於連鷄勢不相棲、「立可」離也、（後呂布傳）○或勸張彖謁國忠、曰見之富貴「立可」圖（通鑑唐紀）○既是士人護惜鄉里、若令招募「立可」成軍、（韓文事宜狀）、

可立立可、義理に、かはることなし、文字のつりあひに因て置處違ふことなり、立可餓殺と書はずを、可立餓殺と書は、何とやら不穩當なり、強て義理をつくべからず、

▲可更　更可

一魚不周坐席、「可更」得乎、（後左慈傳）○子明曰「可更」來、（後費長房傳）○憲宗謂鄭餘慶曰涵鄉令子、而朕直臣也、「可更」相賀、（唐書鄭沖傳）▲「更可」轉詢知禮之士、庶不誤、（朱答陳明）、

可更更可、此も、不更更不の例に準して、しるべし、

▲可大　大可

君子不可小知、而「可大」受也、（論語）○既誠矣必充之使「可大」焉、（曾文）○「可大」委任也、（前鮑宣傳）▲其心有「大可」誅者、（書法卅三）○豈非「大可」笑、（朱語八十七）○不亦「大可」疑乎、（吳文正元文類）○不亦「大可」哀乎、（王陽明縣學記）、

可大大可も、有大大有の、例にて、準じ知るべし、

▲可且　且可

勃海鹽池、「可且」勿禁以救民急、（前平當傳）○今「可且」因日食斥罷宦官以塞天變、（後竇武傳）○愈終狂躁「可且」內移、（韓文公傳）○病中不宜思慮、凡百「可且」一切放下、（朱答黃子耕書）▲今既同志「且可」各試所能、登乃禁溪水、水爲不流、（後徐登傳）○其餘「且可」從舊、（象山集要五）、

可且且可は、可の字の、かゝり所、不同、便可遽可の類と、參考して可なり、

深憂、(朱與林擇之書)○此窮士之所以可深悲也、(玉屑)▲害及鰥寡、深可哀也、(大語婁傳)○豈不深可醜乎、(續綱目廿發明)○枘鑿之不合又如此、是亦深可歎者、(朱書)○厥監不遠、深可畏懼、(同上)○讜告之、深爲可畏也、(同上)○道終不得行、所以深可爲魯惜也、(新安陳氏)○泉固濱海、且與漳鄰、深爲可慮、(續藏書王愼中)、

可深と、用ゆるは、深の字、下へつゞく、深可と、用ゆるは、可字下へつゞく、此も上の、深所所深と、同ことにて、皆文言の勢に因て、かゝり所違ふ、然れども各別、うらはらになることはなし、大抵可字の上下は、辭の先後にかゝる、不の字は、上下の違にて、各別違ふことなり、

▲可獨　獨可

君子陷人于危、必同其難、豈可獨生乎、(三國公孫淵傳)○平羅則可獨行、社倉未必可獨行也、(陸書)▲治天下獨可耕且爲與、(孟子)○位不可以廢事、而獨可以廢賢、(胡傳臘七)、

可獨獨可、やゝ差別あり、可獨生乎とあるは、人がみな死するに、われひとり生てをることが、ならうやと云こと、其故可の字、獨の字の上にあり、孟子に獨可とあるは、何事も、許行が言やうに、耕作して、片手にすることはならず、天下を治むることも他の事と違て、ひとりにて、なるべきことならんやと云こと、この差別尤明白なり、

▲可使　使可

赤也束帶立於朝、可使與賓客言也、(論語)○方寸之木、可使高於岑樓、(孟子)○民可使富也、(同上)○民可使由之、(論語)○可使足民、(同上)▲墾溪上流、使可涉、(鑑唐懿宗紀)、

可使使可、此も、不便便不の、例にて、準じしるべし、

▲可立　立可

其涸也可立而待也、(孟子)○百萬之衆、可立具、

此も、上の諸格と、同きことにて、少違あれども、そのわけ、尤精微なることなり、可復得乎とは、一度得に對して、またうることは、なるまいと云こと、復可得乎と、かけば、一度可得ことあるに對して、うべきことが、またなるまいと云ことなり、

▲可遽　遽可

今之諸侯、雖曰取非其有、而豈可遽以同於禦人之盜也哉、（萬章註）○既以內外爲二本、則又烏可遽語定哉、（定性書）○怵惕惻隱、乃仁之端、又可以其情之動、遽謂之人欲乎、（朱書）▲子遽可以孔子望我耶、（陸與張輔之）、

可遽遽可も、甚異なることなし、可便便可の、例を以て、おししるべし、

▲可自　自可

在旅之時、謙降柔和、乃可自保、（旅卦傳）○上承九五之君、才不足以廣施利物、亦可自守者也、（井卦六四）○欲正人者必先正己、況欲正君、而可自有不正之累耶、（朱文集）○充吾不穿窬之心、而至於義之盡、則可自謂如此豈可緊以此責人哉、（朱答敬夫書）▲常祿不當辭、有餘自可推之以周貧乏、（雍也集注）○若要添兵自可取足、（韓非宜狀）○止取文章之妙、初不於此求道、則其失自可置之、（朱答汪尚書論蘇氏學）○仁之氣象亦自可識、（朱答吳晦叔書）、

可自と、用ゆるは、可の字に、力あつて、可の字に、號令ゆるす意あり、自可とあるは、可の字、意かろし、おのづから、さうなると云ことなり、雍也の註に、自可推之とあるは、俸祿あまりあれば、ひとりでに、人にも施ことがなると云こと、もし可自と書ときは、ほどこす、やうに、せよと云樣になり、かへつて、あしゝ、すべて自の字には、自己と自然との義に因て、用字法同からず、

▲可深　深可

連兵入寇、誠可深憂、（通鑑唐紀六十）○禮語便不可深信、（朱語八十六）○聞延平積粟皆已匱竭、此可

餘生。（朱答李季章書）○自洒掃應對上、便可到聖人事。（近思錄）

可便と、用ゆるは、早速このやうにすべしと云こと、可の字、總體にかゝる、便可と、用ゆるは、早速さうなると云こと、此は辭の先後にて、意趣少しかわることあり、

▲可必　必可

在最下而用壯、以行可必信其窮困而凶也。（大壯卦）○將酒泉張掖騎五千、並擊東西浚稽、可必禽也。（漢書）○官兵得與野戰、可必虜也。（三國志夏侯傳）○後將軍數畫軍策、其言常是臣任其計、可必用也。（趙充國○衍義補百四十六）▲君子名之必可言也、言之必可行也。（論語）○公明儀亦以文王爲必可師。（滕文公註）○姦慝蹤緒、必可立得。（後楊乘傳）○以悍敵驕、必可克也。（三國志曹洪傳）○以聖賢之言爲必可信、以古人之事爲必可行。（朱書）

此も、可便便可と、同きことにて、必定定禽にすることがなると、云ときは、可必禽と、用ゆ、必禽にすることを期待して、可と云字を、上におく、必可禽と、用るならば可禽ことが必定ならうと云こと、總別可の字の上下は、皆辭の先後によつて、用様の格ことなり、

▲可復　復可

管仲晏子之功、可復許乎。（孟子）○實之既成、則其根帶脫落、可復種而生矣（乾卦本義）○須臾之忌、可復得乎。（列子周穆王）○結繩之約、可復理亂秦之緒。（後崔寔傳）○將遂凋敝、難可復振。（通鑑）○若使米至、難可復圖。（綱目廿七）○豈可又因此凶禍、以爲反國之利。（檀弓註）○可又襲其非耶。（皇明疏鈔張孚敬）○豈可又以無名之師議之乎。（檀弓集說）▲水火豈復可近哉。（列子上）○桓範曰、今日卿等門戶求貧賤、復可得乎。（通鑑）○四方之衆必復可合。（三國魏志八）○有此四者、又可戮乎。（左昭元）○喜怒哀樂、又可去乎。（困知記）○君子豈可亦摘抉小人之詩文、以爲罪乎。（鶴林玉露十）

度を以するがよし、さうなければ、あしきと云意なり、此は不字全句にかゝる、説之不以道と云の類、不以つゞきて、不字下にあるは、不以道の、三字つゞきて、不の字全句にかゝらず、言は説之には、何にてよろこぶぞ、道でなければ、よろこばぬと云意、もしこの不字を、上へ上るときは、初よりよろこばぬになりてあしゝ、

▲不字雜格

君曰余〔不〕女忍殺、宥汝以遠、(左昭)○李密將王伯當曰、昔蕭何盡帥子弟以從漢王、伯當恨〔不〕兄弟俱從、(通鑑唐紀)○雖有享之以季氏之富〔不〕一日留也、(韓與楊支使序)○執事思其十年之心如是之〔不〕偶然也、(老蘇上歐陽書)○淸濁雖不同、然不可以濁者〔不〕爲水也、(程子近思錄)、

按するに、程子の語、不可以濁者不爲水、不爲の不字、以の字の上に在はす也、此は日本人の、消息言語にきこへは、きこゆれども、あとさきになることゝ、あるがごとし、

可字格凡二十七條

▲可以　以可

〔可以〕興、可以觀、可以群、可以怨、(論語)○〔可以〕死、可以無死、(孟子)○國〔可以〕無害、(晉語)▲此二臣〔以可〕死、而不死者、非愛身於須臾、貪命於苟活、(後第五種傳○二臣指季布管仲)○先王之法、或因〔以可〕復焉(王遵岩集○修學記)、

可以は、常に定りたること也、二法なし、以可死とあるは、死すべきを以てすと云意、以可復は、以の字、上へかゝる、いづれも各別なり、

▲可便　便可

或謂超〔可便〕殺之、(後班超傳)○豈〔可便〕以愛爲仁(朱答張欽夫書)○則又豈〔可便〕言無輕重乎、(朱答呂書)

▲非由只行一事偶合於義〔便可〕掩襲於外而得之也、(公孫丑集註)○若不即降〔便可〕執之(班超傳)○〔便可〕怨尤即爲欺詭(顏氏家訓)○有天德〔便可〕語王道、(程子)○自此之後〔便可〕塊然兀坐以畢

樊遲〔不此之〕務、而顧請爲稼圃、（子路直解）○〔不此之〕顧、棄儀衞而逃歸、（胡傳襄七）○論者〔不此之〕鑑、而反以聖法爲疑亦何哉、（或問）○〔不此之〕罪、而彼之疑何其詭耶、（仲長統傳）○明公〔不此之〕正、顧乃規規焉、（朱文集）○今〔不此之〕先、而乃區區於黍之縱橫古錢之大小、其亦難矣、（律呂新書）▲從王命以紓諸侯、晉國無憂、〔是之不〕務、而又焉從事、（左傳）○諸侯皆有二心、〔是之不〕憂而怒餘大夫、非子之任也、（晉語）○〔是之不〕恤、而蓄聚不厭、（楚語）○〔此之不爲〕而顧彼之久行、（賈誼）○方今二敵闚闞、未知孰定、〔是之不戒〕、而淵是害、茹柔吐剛、非王者之德也、（三國公孫淵傳）○〔此之不辨〕、而規規然以聲音笑貌爲道、（象山集要三）▲世儒於此〔或不之察〕、（易學啓蒙）▲〔莫之斯鑑〕、亦可痛矣、（仲長統）○〔不求之此〕而區區於末、恐無益也、（朱文集九十五下）、

不字一句の內にて、此の字の上下にある、義理の差別なし、文勢を考て、消息すべし、

▲不―之以―　―之不以―

治家者、治乎衆人也、苟〔不閑之以法度〕則人情流放、必至於有悔、（家人傳）○〔不守以貞〕則所革隨復變矣、（革卦程傳）○祭極敬〔不繼之以樂〕、（表記）○酒以成禮、〔不繼以淫〕義也、（左莊公）▲〔說之不以道不〕說也、（論語）○〔動之不以禮〕未善也、（同上）○〔使之不以其時〕則力本者不獲自盡、（同集註學而）○〔使人不以道〕不能行於妻子、（孟子）○〔域民不以封疆之界〕固國不以山谿之險、〔威天下不以兵革之利〕（孟子）○虞人〔招之不以其物〕尙守死而不往、（滕文公集註）○苟〔動不以義〕、則雖善亦凶道也、（程傳師卦）○少孤爲宗人所輕、而〔遇之不以理〕（後固黨傳）○〔策之不以其道〕食之不能盡其材、（韓文）、

不以長句の中に、不の字上にあると、下にあるとの別、此は不の字のかゝり處を辨じ、意の先後をみるべし、不閑之以法度と云の類、不以の二字を、わりて、不の字、上にあるは、閑之以法度の、五字つゞきて、その上に不の字を加ふる也、之をふせぐに、法

ことが、たしかなと云こと、實にと、實はとのてにはにて、差別しるべし、

▲不爲―　爲不―　爲―
不

小功者輕、故不爲之止樂、(雜記注)○庶子不爲長子斬、不繼祖與禰故也、(喪服小記)○父子不爲乘子次於外、(同上)○不爲利諂、不爲威惕、(左哀十六)○不爲君侯喜、(漢書)○竊不爲先生取之也、(東方朔)○鄭衆使匈奴、虜欲令拜衆不爲屈、(後漢書)○自爲彭君故、降不爲太守服也、(後彭修傳)○禮義者勝佛之本也、今一介之士知禮義、尚能不爲之屈、(歐本論)▲吳朱然寢疾、增篤吳主晝爲減膳、夜爲不寢、(通鑑)▲庶子在父之室、則爲其母不禫、(禮喪服小記)○山崩川竭、君爲之不舉、(左成五年)○爲陛下不取也、(通鑑)○有所陷溺、則此心爲之不靈、此理爲之不明、(陸集要三)

不爲と云は、不字總體にかゝる、不爲利諂と、云がごときは、利のために諂ふことを、せぬと云ことなり、爲不と云は、爲字總體にかゝる、爲不寐と、云がごときは、それに因て、ねられぬと云ことなり、史傳に、水爲不流、と云がごときも同きことなり、凡て爲と云字は、事に因ることなり、その中漢書には、不爲侯喜とあり、通鑑には、爲陛下不取也と、あり、これは兩樣同きことなり、差別なし、後世は、みな通鑑の樣に書く、漢書の如くに、書けば、顚倒になる、此は古今詞氣の違なるべし、

▲不必皆　皆不必

王制云佐車止、則百姓田獵、不必皆宵田也、(詩說約七)▲今日所謂舉業、與夫他日所謂功名富貴者、皆不必經心可也、(朱語百七)

不皆皆不の、例を以て、通じ考べし、

▲不此之―　此之不―
或不之―　不―之―

徵なり、

▲不心○　心不○　不○心

不心競而力爭、(左襄廿六)○長老見者莫不心愼、(漢董賢傳)○苟免而不懷仁、貌恭而不心服(貞觀政要一)○力爭而不心競、(張來)▲大夫乃爲色矜、而心不懌、(鹽鐵論第十)○太守雖心不信(後范式傳)○雖權事推帝、而心不服也、(宋書武帝紀)○見利而心不動、(張來)○天下拱手以貌相承、而心不服(大蘇策略)▲告子先我不動心(孟子)、

心不服とあるは、不の字心にかゝる、不心服とあるは、不の字人にかゝる、主客の違あり、

▲不身服―　身不服―

將不身服禮、無以知士卒之寒暑、(六韜中)○將不身服力、無以知士卒之勞苦、(同上)○將不身服止欲、無以知士卒之饑飽、(同上)注爲將不身服止欲、則無以知士卒之饑飽、而體其情矣、(同直解)▲爲將而厚於自奉、身不服體、則無以知士卒之寒暑、(直解)○爲將而適己、自便身不服力、則無以知士卒之勞苦、而體其情矣、(同上)、

不身服とあるは、上に將の字ありて、不字將にかゝる言は、將は身體に服するがよし、禮に服せざればあしき也、身不服とあるは、不の字、身にかゝる、身が禮に服せずと云こと、主客の違あり、其上句法の長短にて、自如此用ざれば叶はざる也、其故直解の注、文首二章、本文とかわる、本文の一句を、二句にのべたるなり、

▲不實見　實不見

如是者、只是說得不實見(二程十五)○古人有捐軀隕命者、若不實見得、則烏能如此、▲若耳聞口道者、心實不見若見得、必不肯安於所不安、(共同上)、

不實見は、たしかにみざること、實不見は、みざる

瑕爲何言不何有害文義缺順當倒轉云何不有害義始稍通然塗却本字造出別字顛倒改移令人錯迕○右の事說郛に載す一本にて顚倒と思ふは中國にても同きことなるべし、しかれども、この分にてその義他に通しがたし古文の法とこゝろえてよろし、

▲不人人―　人人不―

俯諸士又安得不人人慎也、(周思皐明文範)○所謂步弓者小民、不人人曉也、(衍義補九十五)○彷彿于月魄雲影中、如見少君、無不人人惜之、(明潘之恒中志)○當是時、諸人未有定屬、無不人人欲爲君者、(名山藏徐達傳)▲養之有素、用之不匱、將人人無不盡其才、而淺事舉矣、(名山藏高拱疏)○藥石之品人人不能蓄、所能蓄者唯艾爾、(方孝孺艾菴記)、

不字、人々の上にあると、下にあると、甚だ義理の差別なし、上下文勢のつりあひにて、主客輕重の別あり、その內不人人曉と云は、あまたの中に、さとる人もあれども、人々は得さとらぬと云こと、もし人人不曉と書くときは、人人が皆さとらぬと云こと、不皆々不の例の如し、その餘の文は、さのみ異同なし、

▲不目○　目不○

北宮黝之養勇也、不膚撓、不目逃、(孟子)○大臣聞而薦之天子、以爲諫議大夫、人皆以爲華、陽子不色喜、(韓愈諍臣論)○繼踐世科、人以爲榮、而夫人不色喜、(朱王安人墓表)▲爲將之道、當先治心、泰山崩於前、而色不變、麋鹿興於左、而目不瞬、然後可以制利害、可以待敵、(老蘇心術)○過觸、而氣不動、當勦、而目不瞑、(續藏書汝芳傳)○登高臨危、而目不眴、而足不陵者、此工匠之勇悍也、(說苑十二)○眞卿足不移、色不變、(鑑唐德紀)○稍淸陰處覺日目不瞬、(朱語百七)、

不目逃とあるは、目の字客也、目逃の、二字つゞく、勇者は膚たゆみ、目まじろぎをせぬと云ことなり、目不瞬とあるは、目の字主になる、大將たるものは色は變せず、目はまじろがぬと云こと、その差別甚

上不下不とあるは、上ではかくせず、下ではかくせずと云こと、不上不下とあるは、上へかくせず、下へかくせぬと云こと、不の字かゝりどころことなり、

▲不自知　不知自　自不知

往往是己見而非聖人、不自知其陷于一偏害義而傷教也、(微子直解)▲是其何其德之衰、而不知自重耶(直解)、

是は、不自自不の、例にておすべし、自不知は、しれたることとなれば、之を略す、

▲不欲以○　以○不欲

上召士奇諭曰、聞李慶呂震輩皆忿卿、朕念爾孤立恐爲衆所傷、不欲以鄉言而罷耳、(續藏書)▲會稽世子元顯、自以少年不欲頓居重任、(鑑晉安紀)、

不欲字、以の字の上にあるは、以てすることを欲せざるなり、以の字の下にあるは、それを以てのゆへに欲せぬと云こと、差別甚だ明なり、

▲不何　何不

於萬斯年不遐有佐(詩大下武)○輯柔爾顏、不遐有愆、(詩大雅抑)○遄臻于衞、不瑕有害、(詩邶泉水)○願言思子、不瑕有害、(邶二子乘舟)▲周王壽考、遐不作人、(詩大雅棫樸)○豈弟君子、遐不作人、(同旱麓)○在成八年杜註云遐遠也作用也言文王能遠用善人不語助○人而無禮、胡不遄死、(鄘相鼠)○何不日鼓瑟、且以喜樂、以永日、(唐山有樞)、

何ぞ、なにせざると云ときは、定て何不と、用ることなり、詩經に、遐不とあるも同きことなり、遐の字、古は何の字と、同音にて借り用るなり、詩經に不遐とあるは、是は古書の文法にて、後世はめづらしきこと、法とすべからず○明葉秉敬【書肆說鈴】詩泉水云云不知瑕即瑕瑜之瑕言縦曰不瑕亦有害矣今以

一不食三不食と云ことあり、これにて、愈あきらかなり、後世の文には、處によりて、不再の處を、再不と用ることあり、俗語にちかし、先づ再の字を言切て、あとに、不を言て、不再の義になる、其わけをしらざれば、倒字と思ふことあり、又差別なしと思ふなり、處によりて消息すべし、

▲不我―　我不―　不―我

不患人之不己知、患不知人也、（論語）○居則曰不吾知也、（同上）○今也父兄百官、不我足也、（孟子）○父母之不我愛、於我何哉、（同上）○文王我師也、周公豈欺我哉、［注］誦周公之言、而嘆其不我欺也、（同上）○既見君子、不我遐棄、（詩汝墳）○子不我思、豈無他人、（詩子衿）○大夫君子、無我有尤、（詩載馳）○謂他人父、亦莫我顧、（詩葛藟）○昆弟不我衣食、賓客不我內門、（主父偃傳）▲過我門、而不入我室、我不憾焉者、其惟郷原乎、（論語）▲言女平居則言人不知我、（論語先進註）、不と、我との、上下は、義理にかはることなし、すべて、用字の法は、上下の違にて、義のうらはらになることあり、不必必不、不常常不の類は、各別相違あり、不知我、不吾知類は、古今の字法、文字の緩急、事の主客、作者の好尚によりて、處々にかはりあり、しひて、そのわけを辨ぜんとすれば、却てあやまることあり、

▲不上不下　上不下下不

諸侯不下漁色、（坊記）○上意不下宣、下情不上達、（顏魯公集論事疏）○流專以宥肉刑、而不下及於鞭朴、贖專以待鞭朴、而不上及於肉刑、則其輕重之間又未嘗不致詳也、（朱象刑說）○舜之贖、初不上及於五刑、（同上）○天下已亂姦不上聞、（過秦論上）▲上不怨天、下不尤人、（中庸）○上不在天、下不在田、（乾文言）○君子上不僭上、下不偪下、（雜記下）○儒有上不臣天子、下不事諸侯、（禮儒行）○是以上不瀆於民、下不褻上、（禮表記）、

上に之の字を加へたるなり、

▲不夜　夜不

寡婦不夜行、(坊記)○自明府下車以來狗不夜吠、吏稀至民間、(三國志劉繇傳)○邑無淫盜門不夜扃、(後漢朝鮮傳)○古詩曰女子不夜出、夜出秉明燭、(近思錄六)○侵掠嶺北、嶺北諸城門不晝啓、(鑑晉安帝紀)▲君子晝不居內、夜不居外、(隨卦傳)○或夜不絕狗吠、竟夕民不得安、(三國劉繇傳)○曉夜不解甲藉草而坐、(隋王世充傳)○生公說法鬼神聽身後空堂夜不扃、(才調集劉禹錫詩)、

不夜とあるは、夜の字下へ連る、夜不とあるは、不の字下へ連る、主從連斷の別あり、不可夜行とあると、夜不可行とあると、事は同きことにて、意少かわる、不可夜行とかくは、夜あるきをするなと、令したる詞なり、夜行の二字つゞきて、客になりかろし、夜不可行とかくは、夜はゆくなと令して夜の字主になり、不可行の三字連續す、所によりて消息すべし、不夜夜不、この例にてしるべし、

▲不再　再不

程子曰、奠雁取其不再偶、(昏義註)○人生年少不再來、莫把青春枉拋却、(張詠詩)○事不再令、卜不襲吉、(左哀十年)○人情一日不再食則饑、(前食貨志)○大覃思於易經夜不設寢、日不再食、(邵子行狀淵源錄)○諸侯不再娶、(公羊傳莊九年)▲五月三月之喪壹不食、再不食可也、(禮喪大記)○一不朝則貶其爵、再不朝則削其地、(孟子)○其後再不敢經由是路矣、(剪燈新話華亭逢故人記)○鬼帥哀告、乞餘生遠去、再不虐害生民、(列仙傳)○娶聶氏先二十年卒、公再不納配、(宋景濂墓碑)○下細藥入內、再不見火、(萬病回春七)、

不再は、再せざること、再不は、せざること再なること、不復復不の例と同じ、漢書に、不再食則飢とあるは、人は一日に二度つゝ、食事をする、再食せざればうゆるとなり、再食の字つゞきて、それに不を加ふるなり、禮記に、再不食とあるは、喪の中に、不食と云ことあり、それを再するなり、不食字つゞきて、それに再の字を加へたるなり、この前後に、

宮之奇曰、晉不更舉矣、○杜註曰、不更舉兵、(左傳五年)○不力珍、不更用力務求珍羞也、(坊記註)○不改成踊、○注改更也、不更爲之成踊也、(禮雜記)○平叔妻死、不更娶、潔居二十年、(中州集)▲程子論顏子曰、才差失便能知之、才知之便更不萌作、(論語集註)○此自據以柔近剛而爲義、更不計初之德如何也、(屯程傳)○才見人便說天下歸仁、更不說克己復禮、(朱語百三十)○學官召而敎之、更不考定高下、(小學)○帝子王已見皇子門、更不錄、(文獻帝系考)○各侯姓名及受封傳國本末、並見封建考、此更不錄、(同上)、

不更は、更にせざること、更不は、せざることを、さらにすることとなり、此は不再再不と同きことにて、不の字の置所は、かはれども、各別の差なし、その内、再不は、處によりて、俗語になることとなり、更不はいづれも正文なり、

▲不無　無不

師旅之興、不無害於天下、(師卦本義)▲辟如天地之無不持載、無不覆幬、(中庸)○凡有血氣莫不尊親、(同上)、

不無は、なきにあらざるなり、無不はせざることなきなり、この字法、處々多ことなれば、詳にあげず、そのわけも、明なることなれば、註するに不及、

▲不之　之不

奚齊則以嬖孽、而國人不之君、(胡襄七年)○凡非所當好者、皆不之好、凡非所當爲者、皆不之爲、(衍義補百六十)○高駢竟不之救、(鑑唐僖記)○其母遂不之強、(鏡古集)▲皮之不存、毛將安存、(左僖十四)○鄭將覆亡之不暇、(同僖七)○君亡之不恤、而群臣是憂、(同僖十五)○一慙之不忍、而終身慙乎、(左昭三十一)○吾君慙焉其亡之不恤、而群臣是憂、不亦惠乎、(晉語)

不之之不、字法甚各別なり、不之救と、云がごときは、不救の字つゞきて、その間に、之の字を加へて、やすめ字として、辭おきあつて和緩なり、之不と云は、皮之不存と云がごときは、不存の字つゞきて、

似、〔但不〕如温公之有法也、（性理）、
不但但不も、不唯唯不と同じ、但不とある、しれたる通なり、不但はたゞ已むのみならずと云がごとし、不字總體にかゝる、その差別分明なることなり、

▲不甚　甚不

神彩〔不甚〕發揚、（北齊書文宣紀）○胡文定尊上蔡而〔不甚〕滿于游揚二公、（語類百一弱）○震六二〔不甚〕可曉、（語類）○文王以十五世之祖、事十五世孫紂、武王以十四世祖而伐之、豈〔不甚〕繆戾耶、（朱子○性理五十五）○進學工夫〔不甚〕純一、未免滯於言語爾、（陸與劉深甫）▲秦儀學於鬼谷、其學甚不近道、人〔不甚〕惑之、孟子時已有道而不足論、（程遺書十八）○呂東萊〔甚不〕取班固、（性理五十五）○求其所謂謝之文、讀之於心〔甚不〕安、故獨不敢謝、（陸子書）、
此も不大大不と、同きこと、たとへば、不甚美とあるは、少は美なれども、甚美になきと云こと、甚不美とあるは、不美ことが甚きと云こと、上の諸文この通なり、その內不美とあるにも、豈と云字、上にあれば、反語の辭になりて、不甚や甚きと云ことになるなり、

▲不全　全不

今以中夏之性、效西戎之法、既〔不全〕同、又〔不全〕異、（南齊書顧歡傳）○吳郡十城亦〔不全〕熟、（梁昭明太子傳）○但舊本此段〔不全〕載、（近思集解四）▲與上兩章〔全不〕同、（詩說約八）○鄭玄以前〔全不〕反語、（顏氏家訓）○三年喪中朱子曰、古人〔全不〕弔祭、（朱語八十九）○離群之後、〔全不〕曾做得功夫、（朱與劉子澄書）○政事行移〔全不〕與聞、（續藏書王文恪）、
此も上と同きことなり、尺牘の書に、贈りものを返すに、全不受、不全受とあり、ことごとく辭して返すを、全不收の帖と云、半ば受て半ば返すを、不全收の謝狀と云、時用雲箋にあり、その別あきらかなり、

▲不更　更不

れにならふ、

▲不猶　猶不

仲子焉得不猶在所取耶、(孟蒙引)○與其專罪六人同之不猶愈乎、(左傳宣十二)○雖惡之不猶愈於亡乎、(左傳成十四)○禮失求之於野、古文不猶愈於野乎、(劉歆○文選)▲又令十人扛之猶不舉(後漢方術傳)○吾衆雖衰猶不減一萬、(鑑晉紀七)○服雖除猶不啗魚肉、(宋書謝弘微傳)○聽之不審猶不聽也、思之不愼猶不思也、(陽明)、

此も不亦不其の例にて、可推、猶不は、しれたる通なり、不猶は、下に乎の字ありて、うらへかへるなり、

▲不大　大不

李靖曰陛下嘗言勸道宗用兵不大勝亦不大敗、(衍義補百廿九)○人情不大相遠、(朱與張書)○婁實呂氏倡道之邦、而其學不大傳、(皇明文範鄭楷)▲皆與前後文體大不相似、(論陽貨注)○夷考其所爲、則又大不然、(綱目宋孝宗紀)、

不大は、大ならざるなり、大不はせざることが、大なるなり、差別あきらかなり、

▲不多　多不

不徹薑食不多食、(論語)▲北土風俗率能躬儉節用以贍衣食、江南奢侈多不逮焉、(顏氏家訓)○部下將帥多不遵法度、(陳侯安都傳)○此道甚淡、人多不知好之、(陸語錄)、

不多多不、是も、不大大不と同きことなり、不多は、多からざるなり、多不は、せざること多きなり、

▲不但　但不

不但不可失介胄之色而已、(禮曲禮上註)○惓二祈望、而不但已焉、(皇明疏鈔趙漢)▲博施濟衆、非但不止於仁、雖聖人猶以爲病、(朱答林擇之書)○稽古錄一書可備講筵、宋莒公歷年通譜與此書相

追除服者、〔不是〕不能除也、（禮曾子問註）○夢〔不是〕物、物〔不是〕夢、（原人論）○此身本〔不是〕我、（同上）○人之用處、無〔不是〕心、（朱答張書）○〔莫是〕曾學禪宗所得如此、（陸與朱書）○〔不是〕師倣古人句、古人詩句犯師兄、（詩格）▲〔是不〕爲也、非不能也、（孟子）○〔是不〕待教而誅者也、（同上）○親之過小、而怨〔是不〕可磯也、（同上）、

不是は俗語なり、是なにならずとよむ、てにはにて、是なにせずと云ことにあらず、語錄筆記書簡詩の句には、常に用ゆるなり、正文には曾て用ゆることなし、是不は、しれたる通り正文なり、これ等の差別は、意のうらはらになることもなし、又意の先後にもあらず、ことばの雅俗なり、莫是は、不是と同きことにて俗語なり、此はなにすることなからんやとよむ、てにはにて、うらへかへる、不是とは各別なり、

▲不便　便不

若有不合、乞且藏之書府、〔不便〕滅棄、（三國陳思王傳）▲若無大極、〔便不〕翻了天地、（朱語一）○蓋爲安排著、〔便不〕自然、（同三十六）、

不便は、さつそくに、さうせぬと云こと、便不は、せざることを、さつそくにすること、此等の分、日本の詞にて、言わけがたきことあり、意を註すれば、却て迷をなすなり、

▲不素　素不

物〔不素〕具、不可以應卒、（史秦世家）○凡軍〔不素〕將、此五者、安可臨敵乎、（太宗問答）▲陛下親耕籍田、以爲農先、夙悟晨興、憂勞萬民、思惟往古、而務以求賢、此亦堯舜之用心也、然而未云獲者、士〔素不〕厲也、夫〔不素〕養士而欲求賢、譬猶不琢玉而求文采也、（董仲舒傳）○帝與朝士〔素不〕接、（魏志三）○軍中〔素不〕附者皆殺之、（唐劉悟傳）、

不素素不は、意の先後なり、不素養士とあるは、日ころ士を養ふがよし、さなくして、賢を求めんと欲するは、ならぬことと云ことなり、素不厲とあるは、常々ぶせいにて、はげまぬと云ことなり、他こ

て、うゑぬと云こと、これ等のごときは、日本のことばにて　、云わけがたし、本文をよく玩味すれば、自明なり、

▲不使　使不

「不使」不仁者加乎其身、（論語）〇何「不使」彼爲可幾及而日孳孳也、（孟子）〇故聖王所以順山者「不使」居川、「不使」渚者居中原、而弗敝也、（禮運）▲非箝其口「使不」敢言也、（論季氏注）〇「使不」郵其去就而可以行道、孔孟當先爲之矣、（孟滕文公註）〇人之彥聖而違之「使不」通、（大學）〇博士申咸毀薛宣、宣子況賕客楊明、欲令創咸面目「使不」居位、（漢薛宣傳）、

此も無使使無と、同きことにて、使不と用ゆるは、不の字、先の人にかゝり、使の字己にかゝる、不使と用ゆるは、不の字己にかゝり、使字先の相手にかゝる、文自可見、禮運の文法、二樣にかはる、文勢しかり、

▲不能　能不

氣質之稟、或「不能」齊、（大學序）〇不爲也、非「不能」也、（孟子）〇語人曰、我「不能」是誠不能也、（同上）▲「能不」受變於俗者鮮矣、（孟盡心註）〇南國夫人承后妃之化、「能不」妒忌以惠其下、（詩傳）〇子夏曰夫子能之、而「能不」爲者也、（列子）〇嗚呼仲以爲威公果「能不」用三子矣、（大蘇文）〇歐陽公亦以其「能不」爲世俗之文也而取、（同上梅直講書）

不能能不の別、甚明なり、不獨獨不、不皆皆不の例と、同きことなり、不能はあたはずとよみ來て、よくせざることと、諸書に多きことなれば、詳に擧ぐるに及ばず、能不は、せざることを、よくするなり、能不受變於俗と、云がごときは、世間の人はみな、風俗に變せらるゝに、この人は、よく風俗に、變せぬと云ことなり、

▲不是　是不

苟以吾治已足則、使「不是」聖人、（論雍也註）〇今不

齋三筆十五）○先生在講筵、〔不曾〕請俸、（近思錄）○稟賦之偏、前日實是〔不曾〕用力消磨、（朱答呂書）○黃閣朱崖天上事、世間元自〔不曾〕知、（詩格牧童）○誰謂宋遠、〔曾不〕崇朝、（詩河廣篇）▲〔曾不〕念昔者我之來息時也、（詩谷風註）○吾子〔曾不〕是睹、顧耀後嗣之末造、不亦闇乎、（後班固傳）○講月令畢曰、吾今講此、〔曾不〕得其彷彿、（南齊劉瓛傳）○〔曾不〕自知、以至覆亡也、（鑑唐紀）○屢歷艱虞、〔曾不〕易志、（續藏書楊士奇）、

不曾曾不は、不常常不と、同き例なり、不素素不とも、合せ考ふべし、不曾と云は、曾てよりせざること也、曾不は、せざることが曾てよりなり、同きやうなる中にて差別あり、本文を玩味すれば、その趣おのづから明かなり、

▲不既　既不

然則豈〔不既〕聖矣乎、（孟公孫丑註）○詩之爲益、〔不既〕多乎、（衍義補七十四）▲〔既不〕能令、又不受命、是絕物也、（孟子）○〔既不〕知自治其昏、而遂推以及人（大學或問）○〔既不〕忠信、而留外寇、（晉語）、

不既既不、此も、不亦亦不と同きこと也、既不はしれたる通なり、不既は下に、乎の字の應ありて、不亦難乎と、云がごとくうらになるなり、

▲不以　以不

羔裘玄冠〔不以〕弔、（論語）○葛伯食之、又〔不以〕祀、（孟子）○一介〔不以〕與人、一介〔不以〕取諸人、（同上）▲自暴者拒之〔以不〕信、自棄者絕之〔以不〕爲、（論語陽貨注）○君子不可〔以不〕脩身、（中庸）○有國者不可〔以不〕愼、（大學）○鮮〔以不〕浮于天時、（書盤庚）○終〔以不〕困、（逸書左傳襄二十五）○恃此〔以不〕恐、（魯語又左傳）○陳勝吳廣、秦民之湯武也、無腹心之臣〔以不〕克、（老蘇深慮）○里人幸〔以不〕饑、（朱社倉記）、

不以以不の辨、同じやうの中にて、その差別あり、以の字のかゝり所、わけかはりあり、不以弔と云がごときは、以弔の字つゞきて、それに不字を加へ、さうせぬと云ことなり、以不飢と云がごときは、不飢の字つゞきて、それに以を加へ、それを以てし

之以爲大中大夫、不受、至是徵爲光祿大夫、寧復不至、(綱目) ○隋末劍南獨無寇盜、曩者遼東之役劍南復不預、(唐鑑) ○王荊公押石字、公性急作圈、多不圓、公加意作圈、一日畫楊蟠差遣勅作圈復不圓、(事文後集)、

不復はふたゝびせざること、復不は、せざることをふたゝびなり、管寧がこと復不至と云は、はじめ一度めさるれども至らず、又再び召せども、又いたらずと云ことなり、復不圓も同き斷なり、

▲不自　自不

與之偕而不自失焉、(孟子) ○涵泳從容、忽不自知其入於聖賢之域矣(集註) ○喪其良心而不自知耳、(孟滕文公註) ○五月渡瀘深入不毛、臣非不自惜也、(出師表) ○其心亦有所甚不自輕者、(老蘇) ○造物不自以爲功、歸之大空、(大蘇) ○張繡心不自安乃自殺、(三國魏志八) ○由是心不自安、(鑑唐僖紀) ○凡人爲善不自譽而人譽之、爲惡不自毀而人毀之、(大蘇擬策) ▲大言不慙、則無必爲之志、而自不度其能否矣、(論憲問註) ○雖不踐聖賢之成法、而自不至於爲惡、(論先進直解) ○質雖可移而自不移者、暴棄之謂也、(大全) ○處一事自不信、便是非處、(朱語類) ○朝廷自不守其法、則天下其誰守之、(唐鑑十二) ○此言出于孫覿、人自不信、(淵源論)、

不自と云は、わがてには、せずと云こと、不自知、不自安、と云の類、わがてにはしらぬ、わがてには安んせぬと云ことなり、自安自知の、二字つゞきてそれに不字を加ふるなり、自不とあるはせざることをわがてにはせぬと云こと、自不移とは、われと生付を直さぬこと、自不守法度と云は、朝廷より自ら法度をやぶらるゝと云こと、不移の字不守法度と云文字、つゞきてそれに自の字を加へたるなり、人自不信と云の、自はおのづからなり各別なり、

▲不曾　曾不

便是不曾讀、(論序説) ○孔明治蜀、不曾立史官、(朱子○性理大全) ○漢書註釋諸家、皆不曾引證、(容

それをはたすこと、不遂遂不の例と、參へみるべし、

▲不久　久不

天將使夫子得位設教、「不久」失位、（論八佾註）○袁曹雖爲一家、勢「不久」群、（三國志董昭傳）○君方爲重器、「不久」貧寒、（陳鄭灼傳）▲「久不」赦、則姦軌熾、而吏不制、（後漢王符傳）○遼東城「久不」拔、（鑒隋紀）○何其宜聞、而「久不」聞也、（韓文書）○人欲「久不」死而觀居此世者何也、（韓文馬君銘）○自高宗武后時、天下「久不」用兵（衍義補百十七）、

不久はひさしからざること、久不はせざること久し、不終終不と同例なり、たとへば不久見と云は、しばらく見て、久しくみざると云こと、久不見と書くときは、不見こと久きと云こと、意義各別なり、

▲不苟　苟不

臨財「毋苟」得、臨難「毋苟」免、（禮曲禮）○「不苟」訾、「不苟」笑、（同上）○心「不苟」慮、必依於道、手足「不苟」動、必依於禮、（禮祭統）○「不苟」詭隨於人、（禮儒行註）○意新語妙、又有規戒、「不苟」作也、（玉屑九）▲「苟不」充之、不足以事父母、（孟子）○「苟不」以禮豈可量也、（左傳襄七）○「苟無」死、吾以子見天子、令子爲上卿、（國晉語）○「苟不」教民而用之、孔子謂爲棄其民、（衍義補百廿七）、

不苟とあるは、いやしくもせぬと云こと、不苟取、不苟笑の類、しれたる通なり、苟不とあるは、せぬことを苟することなり、凡て苟と云は、苟且の意にて、物をかりそめにすることなり、

▲不復　復不

吾「不復」夢見周公、（論語）○遂去「不復」與言、（漁父辭）○凡引用師說、「不復」識別、（書傳序）○子輿氏曰、孔子成春秋、云云、子輿氏「不又」云乎、苟爲後義而先利云云、（春秋辨義序明孔貞運）○豈「不又」甚可嘉也哉（朱文序）○此其爲贅豈「不又」甚矣、（朱文牒）○班固死、天下「不復」有史矣、（續藏書王文恪）○亦終身「不復」買妾也、（胡文定傳○淵源錄）▲管寧在遼東、魏王丕徵

行欲使市中所粥之物皆不論精粗善惡但以長短輕重多寡大小爲價也、(同上)○凡詩謂文王爲王者、皆不作於文王之時、(詩說約三十)○陳亢以私心量聖人而其問與喜皆不然也、(王梅溪禹論)、

皆不とあるは、ことごとく、さうでないと云こと、不皆とあるは、半は、その通にて、半は、その通に非ずと云こと、たとへば、飲食を一種も、手をつけぬときには、皆不食とかく、半ば食し、半ばのこしおくときは、不皆食とかく、いづれも、この通なり、

▲不終　終不

遇諸塗而不避者、不終絶也、(論陽貨註)○三剛正而處巽、有不終迷之義、(易姤卦傳)○居下之上不終含藏、(易坤卦本義)○諸侯是以知其不遂霸也、(左傳僖二十二)○志不可則尤之不終無也、(韓諍臣論)○豈得不遂使爲大臣乎、(文獻二百三十六)▲所以或出或處而終不離於道也、(論微子註)○於心終不忘、(孟子)○非含藏終不爲也、(易坤卦程傳)○卒以此見懷王之終不悟也、(史屈原傳)○惑而不從師、其爲惑也終不解、(韓師說)、

終不悟とあるは、あとまでさとらぬと、云意なり、不終絶とあるは、當分はたてども、あとまではたゝぬと、云意なり、餘みな此の例にて推すべし、

▲不果　果不

君是以不果來也、(孟子梁下)○於是弗果用、(禮檀弓下)○乃不果坐、(左傳昭二十三)○梁惠王不果所言、(史記)○使統餘衆、不果入而還、(鑑唐紀)○歐陽修見忌讒邪、弗果大用、誠可惜也、(綱目廣義)▲果不憂貧、自不謀食、(論衛靈大全)○大夫既至、而果不以我歸爲善、(詩鄘風集傳)○士不通經、果不足用、(韓文)○然後信斯言之果不妄也、(朱書)、

不果と用ゆるは、果すことをせぬと云意、孟子に不果來とあるは、來るくと云て、遂に來ることを果さぬと云こと、もし果不來とかけば、來るまいと思ふに、案のごとく、遂に不來と云こと、不來ことを果すなり、不果來と云ときは、來の字主になりて、

正學默齋記）○豈不亦甚可惜哉、（大蘇策略三）○不亦大可疑乎、（吳文正四經序錄元文類）▲知者不失人、亦不失言、（論語）○亦不敢以此無禮使之、（大學章句）○肆不殄厥慍、亦不隕厥問、（詩大雅）○及鄭鄭文公亦不禮焉、（左傳僖二十二）○叔孫與慶封食不敬、爲賦相鼠、亦不知也、（同襄二十七）、

不亦は、不其不既と、同きことにて、下に乎字の應ありて、不亦樂乎、たのしむと云ふ意なり、その、餘何れも、此通りなり、亦不は、きこゆる通り、解におよばず、

▲不獨　獨不

人各親其親、然後不獨親其親、（論子路注）○爲使之難、不獨貴於能言而已、（同上）○不獨親其親不獨子其子、（禮禮運）○不獨於一身之吉、天下之吉也、（易大畜傳）○不獨喪禮爲然也、故曰凡禮之大體、（禮喪服四制註）○不獨財利之利、凡有利心便不可、（近思錄）▲諸君子皆與驩言、孟子獨不與驩言、（孟子）○吾何爲獨不然、（同上）○子尾曰、富人之所欲也、何獨弗欲、（左襄二十八）○漢高祖悉令諸籍臣名籍、鄭君獨不奉詔、（鄭當時傳）○聞喜宴獨不戴華、（溫公集本傳）○陛下乃何獨而不爲之寒心耶、（皇明疏鈔李夢陽）、

獨不と云は、人みな之をなすに、己ひとり、せぬと云意なり、不獨と云は、人と共にして、己ひとりばかりはせぬと云意也、不皆皆不と、同き斷なり、連歌に、ふたり行き、ひとりは、ぬれぬ時雨かな、と云句あり、ひとりばかりは、ぬれぬ、二人ともに、ぬるゝと云意なり、漢字に云へば、不獨霑の意なり、聞もの一人ぬれぬは、如何と思ふ、此を文に云へば、獨不霑の意なり、漢文は、上下の差別にて、迷ふことなし、

▲不皆　皆不

春秋傳引詩、不皆與今說詩者同、（左傳隱杜注）○雖不皆與史記尚書同、然參而求之、可以端正學者、（杜左傳後序）▲是使天下之人皆不肯爲其精者、而競爲濫惡之物、以相欺耳、（孟子集註）○許

十二、

不必必不の二法、甚差別あり、必不と云は、一槩なる詞、決定しからずと云こと也、不必と云は、二半なる詞、その通にもあり又しからざることもありて、一槩にいはれぬと云こと也、たとへば有言者不必有德、勇者不必仁と云が如きは、言ある人に德あることもあれども、必一概に德あるといはれず、勇者に仁なる人もあれども、必一概に仁ありといはれぬと云ことなり、もし必不有德、必不有仁と書くときは、言あるものは何れも不有德、勇者は何れも不仁と云意になり、各別相違す、不必必不、何れもこの例なり、

▲不常　常不

天下有常勝之道、有不常勝之道、(列子)○有天下者不常在乎一姓、(三國志)○千里馬常有、而伯樂不常有、(韓文)○惟武才不常用、然亦不常有也、(衍義補)○安不常安也、一事有齟齬、一人有杌隉、安即轉而危矣、(同上)▲常勝之道曰柔、常不勝之道曰強、(列子)○觀其所生、常不失於君子、則人不失所望而化之矣、(觀卦傳)○此道之所以常不行也、(中庸章句)○心則欲其常不泯、而不恃其不常泯、法則欲其常不廢、而不恃其不常廢也、(朱答陳同甫書)、

不常は不必のごとし、常不は必不のごとし、常不勝とあるは、毎も定まりてかたず、必まけると云こと、不常勝とあるは、時によりてかつこともあり、又かたぬこともありて、定まりてかたぬと云こと、たとへば官位のことを近代常不任とかけば、此官廢したるなり、時によりて置くこともあり、又おかざることもありて、常任は任せぬと云ことなれば、不常任之と書くべし、

▲不亦　亦不

不亦樂乎、○不亦說乎、○不亦君子乎、(共論語)○今人而無禮、雖能言、不亦禽獸之心乎、(禮曲禮)○慶季之車不亦美乎、(左襄二十七)○宗君既以獸自居、而余復言之而不已、不亦皆不可乎、(方

訓蒙用字格

伊藤東涯輯

●不字格凡四十六條

▲不可　可不

不以禮節之、亦不可行也、○是可忍也、孰不可忍也、(共論語)○小固不可以敵大、寡固不可以敵衆、(孟子)○聖而不可知之之謂神、(同上)○道也者、不可須臾離也、(中庸)○誠之不可揜、如此夫、(同上)▲亦可以弗畔矣、(論語)○我其可不大監撫于時、(書酒誥)▲事苟當革、豈可不爲也、(易傳)○可不負飲食矣、(南齊垣榮祖傳)、

不可可不、その辨、明なることなれば、詳にするに及ばず、不可と云は、事のさうならぬことを云、不可知、不可忍と云は、しられぬ、しのばれぬと云事也、又不可の類に、不當、不宜、不須、不應等の別あり、いづれも不可の例に準じてその別をしるべし、可不と云は、さうせずしてよいと云こと、その下に哉の字、乎の字ありて、さうせずしておかれまいと云こと、その意反していへり、所に因て乎哉の字なくても、うらへかへることあり、略上に擧げる通り也、

▲不必　必不

勇者不必有仁、(論語)○有言者不必有徳、(同上)○大人者、言不必信、行不必果、(孟子)○亂臣賊子、人人得而誅之、不必士師也、(孟滕文公註)○師不必皆良也、學之之法、不備也、(戴師初○辨體)○賢者不必貴、仁者不必壽、(大蘇三槐堂銘)○頓漸自有二種、不可謂有漸而無頓、亦不必人人皆自頓悟得之、(莊子駢拇口義)○山澤不必有異士、異士不必在山澤、(後漢种暠傳)▲君子必自反也、我必不仁也、(孟子)○天之所廢、誰能興之、子必不免、(左傳襄二

●無不字格凡五條

●不能字格凡十條

●可字格凡二十七條

訓蒙用字格 目次

●不字格凡四十六條

を辨ずべし、

○句之修短

これは義理に、さのみ差別はなけれども、文句の長短によりて、詞のつり合宜しきゆゑなり、爲最大、最爲忠順と云がごとき三字なれば爲最とあり、四字なれば最爲と書く、此例によるべし、

○華嚴經疏云、道安法師云、譯梵爲秦有五失本三不易、即叡公摩訶般若經所明五失本者、一梵語盡倒而使從秦一失本也（姚秦時譯故云梵秦）、

○圓覺經不二隨順○圭峯疏曰、隨順不二也、西域語倒、譯者廻文不盡也、○同疏鈔云、西域語倒者、鐘打飯喫酒飲經讀之類也、皆先擧所依法體後始明義用、故此先擧所隨順不二、然後擧能順之心、故譯經者、先翻出梵語、後廻文令順此方、如云打鐘喫飯等、故應云隨順不二也、言不盡者下文頻有此例、華嚴等經、亦頻有之、若總不廻文、即一部經、一一倒也、

○明宋景濂日東曲十首、其一云、中土圖書盡購刊、一時文物故班班、祇因讀者多顛倒、莫使遺文在不刪自注云、其國購得諸書、悉官刊之、字與此間同、但讀者語言絕異、又必倈離順文讀下復逆讀而止、始爲句、所以文武雖通、而其爲文、終不能精暢也、

盡と云、又波羅密は彼岸到也と云へり、漢にては、到彼岸と云べき處なれども、天竺の語倒する故、かく云也、又これを失本とも云へり、宋景濂の日本曲に、日本の語顚倒あることを委く云へり、おの〳〵下に載す、凡そ文字を解し、文章を作るに、此口訣を知らずんばあるべからず、因て其大略の例四ヶ條を擧ぐ、

○事之主客

主客と云は、事の主從なり、譬ば禮記曲禮に、父母雖沒とあるは、父母の字主になりて重し、故に上にあり、雖父母沒とあるは、父母への孝行の事を云て、父母の字客となりて輕し、故に下にあり、いづれも此例にて推すべし、

○辭之接斷

接斷とは、文字のつゞくと、たゆるとなり、たとへば不可、可不、不必、必不のごときは、上下の違ありても、この二字連續してはなれず、所吾不制、所其不見などゝ書くときは顚倒になる、此は所吾、所其とはつゞかざるゆゑなり、他亦かくのごとし、

○意之先後

凡て文章用字の法は、皆意の先後なり、向に擧ぐるところ、修身、身修、知人、人知のごとし、この外の虛字、不皆、皆不、不敢、敢不、不等、何も同じことなり、長き文句の內、尙以て先後の別

訓蒙用字格　凡例

一、漢土の言語と、日本のことばと、其次第同じからず、漢語は、或は體を先にして用を後に云、或は用を先にして體を後に云、段々に先へ言ほどきて、あとに其わけを著す也、譬ば修身と云へば、身ををさむること、身修と云へば身の修まること、知人と云へは、人を知ること、人知と云へば、人のしること、故に日本の語を以て、漢土の文字を讀むときは、上下反覆して、其義を理會し、漢人の直讀にするが如くならず、是に因て、文章を書くに、文字の置きやうあやまり違ふこと多く、書を解するに、義理を取りそこなふことあり、修身と書くべき處に、身修と書き、知人と書くべき處に、人知と書くの類多し、是を世に顚倒と云、劉攽が後漢書の注にも、字の上下するを顚倒と云、然れども一字二字の間にては、顚倒とも云べし、五字十字已上の句にも、上下置あやまることあり、故に予譯文法に此を錯置と云、錯は入りくみて置あやまる也、

一、中國の語は、字に音あり義あり、縱横上下して、各その義をとる、四方の國には、梵文韃字等の如き、音ばかりにて義なし、其故、唐の言語に、打鐘飲酒と云が如き、梵には鐘打酒飲と云、時によりて、梵語を漢文に翻譯するに遺ることあり、圓覺經の疏に、これを廻文不

訓蒙用字格敍

禮曰、五方之民、言語不通、嗜欲不同、達其志、通其欲、東方曰寄、南方曰象、西方曰狄鞮、北方曰譯、夫圓顱方趾、宵天地之貌者、無不有秉彝之心、則舟車所通、固不可限以內外也、然聲音之道、唯漢土爲得其正。葢其體用先後之別、虛實主客之辨、詞約而義該、途同而歸殊、故通四方之言而不惑、垂千載之後而不朽、此其所以可尙也、吾邦學士習華語以屬綴、其來也遠矣哉、然拘于方言、或不能無顚倒錯置之失、先子欲矯之、嘗譯古文、以課諸生、俾諳字法、予因就經史子集、掇用字上下之別、可以楷則者、類聚群分、解以國語、凡得三百餘條、名曰訓蒙用字格、附之諸季、以爲修辭之筌蹄、若夫格之所未及載、則引伸觸類、存乎讀者之領解焉耳、

時

元祿癸未歲陽月　伊藤長胤敍

の故に、皆よく其德を成せり、これ二程の大いに人に異なる所、張子の賢を以ての故に、亦よくこれを知れるなり、朱子の云く、伊川の好學論、十八の時作れり、

明道二十にして及第す、出て官と做り去て、一向に長進す、定性書は、これ二十三の時作れり、此時遊山諸詩みな好し、

近思錄示蒙句解　終

事無失、吾乃沛然、精義入神者、豫而已矣、

修むとは、とゝのふる義なり、命辭とは、詞にのすることを云、精義入神とは、易繫の文なり、すでに其理を心に知り得たる時は、又その詞をとゝのへて、これをこゝろむ、詞にのせて差ひもとることなくして、然して後にこれを以て事を宰斷す、事を斷じて過失なき時は、われ乃沛然として、疑ひあやぶむことなし、これ則知を致すの功成れるなり、かの義の精微をきはめて、妙用神の如くなる境界に入ることは、なをあらかじめ其功をつみて、自然に化するを待つのみなり、勉强の力の、及ぶ所にあらず、

先生氣質剛毅、德盛貌嚴、然與人居、久而日親、

剛毅は、こはくつよきぞ、德盛貌嚴なりとは、德容充ち盛にして、尊く嚴なるぞ、然れども中心懇切なる故に、人と共にまじはること久うして、人日々に親みちかづけり、

其治家接物、大要正己以感人、人未之信、反躬自治、不以語人、雖有未諭、安行而無悔、故識與不識、聞風而畏、非其義也、不敢以一毫及之、

人いまだ己を信ぜざることあれば、身に反て自をさめ、己に不足なしといへども、これを口に出して、人の信を求めず、我すでに自信して、疑はざる時は、人ついにわが意をさとらずといへども、亦これを安じ行ひて、悔いうらむ意なし、この故に、人知るも知らざるも、その風聲をきく者皆畏れはゞかりて、敢て一毫の非義をも、かふる者なかりしなり、

○横渠先生曰、二程從十四五時、便脫然欲學聖人、

二程年十四五よりして、即脫然として衆人にぬけいでゝ、直に聖人を志し、これよりながく退轉せず、こ

尹彥明云、橫渠昔在京師、坐虎皮說周易、聽從甚衆、一夕二程先生至論易、次日橫渠撤去虎皮曰、吾平日爲諸公說者皆亂道、有二程近到、深明易道、吾所弗及、汝輩可師之、

虎皮に坐して易を說くは、易道を以て自任じたる體なるべし、撤去は、皆すつる也、亂道とは、蓋し亂說と云に同じ、先生善に從ふに勇みて、一毫の私吝の意なし、至公至明にあらずば、たれかよくかくの如くならん、

晚自崇文移疾、西歸橫渠、

晚は、晚年なり、移とは、官府にて、公事を相違するの書なり、先生熙寧二年、朝廷へめし入れられて對策し、崇文館校書に除せらる、その明年移書を以て、上官へ病を告げ、本國の陝西へ歸りて、橫渠鎮に居れり、時に年五十餘なり、

終日危坐一室、左右簡編、俯而讀、仰而思、有得則識之、或中夜起坐、取燭以書、其志道精思、未始須臾息、亦未嘗須臾忘也、

危坐は、ひざまづくなり、簡編とは、書を云、先生西歸の後、八年にして卒せり、

學者有問、多告以知禮成性、變化氣質之道、學必如聖人而後已、聞者莫不動心有進、

學者の問は、學をするの道を問ぞ、知禮成性、變化氣質の義並に爲學類張子の說に見えたり、此等の事、張子己に皆其實ありて、又忠誠を以て告げらるゝ故に、聞者感動して、つとめすゝまずと云ことなし、

嘗謂門人曰、吾學既得於心、則修其辭、命辭無差、然後斷事、斷

○呂與叔撰横渠先生行狀云、康定用兵之時、先生年十八、慨然以功名自許、

康定は、宋の仁宗の年號、これ夏の趙元昊が亂をおこせる時なり、時に先生年少かりしかども、武事を以て、天下に功名を成さんと、自負せられたり、

上書謁范文正公、

其時范公政をとられけるによりて、上書して、あげ用ひられんことを請ふ、

公知其遠器、欲成就之、乃責之曰、儒者自有名教、何事於兵、

范公その遠大の用をなすべき器なることを見て、其才徳を成就せまく欲す、よりて乃これを責て云く、儒者には、おのづから人倫名分の敎ありて、尊ぶべし、何ぞ本業をすてゝ、兵をしも事とせんやと、

因勸讀中庸、

道の廣大精微を盡したる書なればなり、

先生讀其書、雖愛之、猶以爲未足、於是又訪諸釋老之書、累年盡究其說、知無所得、反而求之六經、

太義明道の行狀に同じ、

嘉祐初、見程伯淳正叔于京師、共語道學之要、

嘉祐も、仁宗の年號、京師は、汴京なり、此時二程は二十四五、張子は十餘歳長せり、

先生渙然自信曰、吾道自足、何事旁求、於是盡棄異學、淳如也、

わが儒の道一すぢにて、おのづから足れり、何ぞ旁く他に求めんやと、異學とは、佛老諸子の說を云、淳如とは、儒にひたすらなりとぞ、

容、然望之、崇深不可慢也、遇事優爲、從容不迫、然誠心懇惻、弗之措也、

此段その涵養の深厚なることを云、溫和の氣、内に充ち浹り、外聲容にあらはれて、易らかなりといへども、而も又これを望み見れば、其德のつみたくはへる處、崇く深くして、あなどりかろしめられず、事に遇へば優になし、從容とゆるやかにして、せまることなしといへども、而も又誠の心懇切にして、あからさまに、しすつることをせず、

其自任之重也、寧學聖人而未至、不欲以一善成名、寧以一物不被澤爲己病、不欲以一時之利爲己功、

聖人を志して、いまだ至らざれば、只これをつとめてやまず、而して一善行を以て名を成すことは、易すけれども、これはねがはず、これ小さき成るに安んぜざるなり、一物いまだ恩澤を被らざれば、これをうれへて、心をつくせども、一時の利を得るを以て、己が功とせんことをねがはず、これまぢかき功に急ならぬなり、その自任ずること重くして、志す所の遠きことかくの如し、

其自信之篤也、吾志可行、不苟潔其去、就吾義所安、雖小官有所不屑、

大抵士たる者、志の行はれがたきを見る時に、大官なれば、任重きを以て則辭し去る、小官なれば、職かなひやすきを以て、必しも去らず、先生は其志のなをも行はるべき所あるを見る時は、大官といへども、苟くも必去るを以て潔しとせず、只わが義の安んずる所につきて、小官といへども、亦みだりにこれに居ることを屑とせば、その自信ずること篤くして、人の毀譽をはからず、習俗になづまざることかくの如し、一說に、不屑をいやしくもせずとよむも亦通ず、

くこれに親炙する者をや、

○呂與叔撰明道先生哀詞云、

哀詞とは、人死して後に、哀みて其行跡をのぶる詞なり、

先生負特立之才、知大學之要、博文強識、躬行力究、察倫明物、極其所止、渙然心釋、洞見道體、

此段先生の學、知行かねつくせることを云、特立の才とは、衆にぬきんでゝ、特り立てる才を云、大學の要とは、三綱八條の簡要なり、博文は、文道を博く學ぶなり、强識は、つよくをぼゆるなり、躬行力究は、その知る所を躬に行ひて、力め究るなり、察倫二句は、物格るを云、所止は、至善のある處なり、渙然二句は、知至るを云、渙然は、即とくる貌、氷のとくるが如きぞ、洞に見るとは、見とほす義なり、道體は、道の本體なり、

其造於約也、雖事變之感不一、知應以是心而不窮、雖天下之理至衆、知反之吾身而自足、

此段博く學んで、約なるに歸することを云、天下の事端萬變して、來り感ずること、一ならずといへども、只一心を以てこれに應じて、その窮りなきことを知る、天下の物理、至りて多けれども、吾身に反て、これを求むれば、皆性分にある所、他に求めずして、自足れることを知るとなり、

其致於一也、異端並立、而不能移、聖人復起、而不與易、

此段理を精くして、一に定れることを云、異端の徒、並び立てども、わが一定の理を移すことあたはず、聖人また起り出づとも、必わが見る處を易へられじと、信じて疑はぬなり、これ孟子に、聖人復起、不易我言矣と云によりていへり、

其養之成也、和氣充浹、見于聲

一箇月、

春風は、即人に接る和氣を云、坐了の了は、只つけ字なり、一ケ月は、公掞汝州にありし間なり、

游楊初見伊川、

游定夫楊中立二子、ある時師に謁見して、いまだ問話に及ばざる初を云、

伊川瞑目而坐、

目をふさぎて椅子にあり、たま／＼睡眠せられしなり、

二子侍立、

二子師の傍に侍立して、睡の覺るをまつ、

既覺、顧謂曰、賢輩尚在此乎、日既晩且休矣、

賢輩とは、二子をさす、日すでに晩じたるほどに、今日はまづかへりて、休息せられよと、

及出門、門外之雪深一尺、

これ二子師を尊ぶ故に、雪ふりつもる、極寒の時、默て侍立すること、久しかりしかども、あへて退かざりしことをいへり、○明道の人に接ること和粹なる、伊川の師道尊嚴なる、皆君子盛德の發見する所なり、只その氣質異なるによりて、成就する處同じからざるのみ、明道は顏子に似たり、伊川は孟子に似たり、

○劉安禮云、明道先生德性充完、粹和之氣、盎於面背、樂易多恕、終日怡悅、

先生資質美にして、涵養厚かりし故に、德性成りて、充ち完く、精粹和厚の氣、あまりありて、一身にあふる、樂易は、即豈弟なり、多恕とは、物をとがめずしてなだむること多きぞ、怡悅は、よろこばしきなり、

立之從先生三十年、未嘗見其忿厲之容、

忿厲は、いかりはげしきぞ、明道の盛德光輝、後世その風を聞く者も、皆鄙猥刻薄の意を消却す、況や年久

心にして、天機おのづから動くこと、驢馬の嘶鳴と、自家の呼喚と、一般なることをいへり、

○張子厚聞生皇子喜甚、見餓莩者食便不美、

餓莩者は、餓死の者なり、これ亦仁者惻隱の情內に充滿して、觸る所の歡戚に、則必これに應じて、人我のへだてなき故にかくの如し、とりわき皇子の誕生は、天下の喜ぶ所なる故に、甚これを喜ぶ、餓莩は、食たらずして死したる故に、これを見れば、わが食も美からぬなり、

伯淳嘗與子厚在興國寺、講論終日而曰、不知舊日曾有甚人、於此處講此事、

舊日とは、昔日を云、これ云意は、知らずむかし、かつて何等の人が、こゝに來りて、かやうの事を、講せしこともありしやと、蓋し其地の景氣、程張の如き賢者、其時に談論せられたるが如くなる事を講ずべき處なるによりて、かくの如くいへり、蓋しこれ二賢の道同くして、その人品、衆人の及ぶ所にあらざることを見つべきによりて、これを記せり、

○謝顯道云、明道先生坐如泥塑人、接人則渾是一團和氣、

泥塑人とは、土にて作れる人形なり、一團とは、ひとまろかせと云義なり、遠くこれを望み見れば、泥塑人の如く、儼然として正くおも〳〵し、近くして人に接る時は、只渾然たる一團の溫和の氣のみなり、即これ論語に、夫子を稱して、これを望む時は儼然たり、これに即く時は溫なりと云に異ならず、

○侯師聖云、

侯仲良字は師聖、程子の門人なり、

朱公掞見明道汝、

朱光庭字は公掞、亦程子の門人なり、汝は、州の名、これ程子其處に官たりし時なり、

歸謂人曰、光庭在春風中坐了

雖當倉卒、不動聲色、

倉卒は、にはかなる義なり、倉卒の變にうけあたるといへども、先生理もとより明に、志もとより定れるを以て、聲言顏色をさはがさず、

方監司競爲嚴急之時、其待先生、卒皆寛厚、設施之際、有所賴焉、

監司は俗に云目つけ奉行なり、監司たる者、あらそひて嚴厲急迫に、檢察をする時にあたりても、先生の忠信懇惻に感じて、これを待することと、おほむね寛に厚し、よりて先生設け施すの間、そのせまく欲する所をとげ、人も亦その蔭に賴りて、うれへを免るゝ所あり、

先生所爲綱條法度、人可效而爲也、至其道之而從、動之而和、不求物而物應、未施信而民信、則人不可及也、

先生の政に行ふ所の綱領條目、法令制度の跡は、人々效ひてこれをなすべし、その人を導いて則これに從ひ、人を動かして則これに和へ、物の應を求めざるに、物おのづから應じ、いまだ信を施さゞるに、民おのづから信ずるの妙は、人の及ばれざる所なり、

○明道先生曰、周茂叔窻前草不除去、問之云、與自家意思一般、

一般は一樣と云が如し、天地生々の意、流行發育してやむことなし、而して仁者惻隱の情、つねに胷中に充滿して、感ずるに隨て、應ぜずと云ことなき所、天地の生意、草木に見るゝと一機にして、心に會することあればなり、

子厚觀驢鳴、亦謂如此、

張子驢馬の鳴を觀ても、亦自家の意思と一般なりといへり、これ亦その胷中に、生意のみつる所より、無

時見排斥、退而省其私、未有不以先生爲君子也、

そのかみ政をとる小人、先生と趣き向ふ所異にして、一時の利害を顧るを以て、時に朝廷より推し斥けられしかども、かれ退て後に、先生の忠誠、公私のかはりなきを察して、これを君子と思はざる者なかりしなり、時に王荊公新法を建てゝ、己に附かざる者を、ことごとく逐ひしりぞく、然れども、ひとり先生を怨みずして、伯淳はこれ忠信の人なりといへり、此事を以ていへる歟、

先生爲政治惡以寛、處煩而裕、

此より末までは、先生政を爲る道を云、先生政をするの間、罪惡を治ること、寛にして急ならず、其懲りて自新にするの路をひらき、もしよく改る時は、刑せずして止むもあり、政事のむつかしきことに居ても、その要領を得て、條理にしたがふによりて、裕にして忙しからず、

當法令繁密之際、未嘗從衆爲應文逃責之事、

繁密は、皆しげきなり、法度號令しげき時に、衆人は只あからさまに、法令の文字に應じ、忽略の責をのがるゝばかりにてすぐれども、先生はいまだ嘗て世の人なみに從はずして、事々必其理を明にし、其宜きにかなへり、

人皆病於拘礙、而先生處之綽然、衆憂以爲甚難、而先生爲之沛然、

人みな拘り礙ることをうれふる所をも、先生これを處置する道を、はかり得る故に、綽然としてゆるやかなり、衆人うれへて以て甚難しとすることをも、先生その要領をとり、機括に應ずる故に、これを爲ること沛然としてとゞこほりなし、

至於窮理盡性、循循有序、

致知より知止に至るは、知のこと、誠意より平天下に至るは、行のこと、これ大學の序なり、洒掃應對は、小學の教、窮理盡性は、大學の極なり、循々は、即次序ある意なり、

病世之學者、捨近而趨遠、處下而闚高、所以輕自大、而卒無得也、

輕々しく自わが學を大いなりとすれども、道においては、ついに得る所なし、これその遠近高下の序にしたがはざるが故なり、

先生接物、辨而不間、感而能通、

此より下六段は、先生物に接るの道を云、先生人と議論するに、道理の是非、すでに辨明する時は、人と異なりといへども、これとたちへだてず、己が心に誠ある故に、此より感ずる所、彼應じて通せずと云ことなし、

教人而人易從、怒人而人不怨、

人を教へて、人從ひやすきは、亦その言平易にして、知りやすきが故なり、理の怒るべき所は、これを怒れども、心氣和平なる故に、人これを怨みず、

賢愚善惡、咸得其心、

人を愛すること、公に平なるを以て、ことごとく賢愚善惡諸人の歡ぶ心を得たり、

狡僞者獻其誠、暴慢者致其恭、

誠敬を以て人を待する故に、狡く僞れる者も、先生をあざむくに忍びずして、其眞實を獻ず、暴く慢れる者も、先生をあなどるに忍びずして、その禮恭を致せり、

聞風者誠服、覿德者心醉、

遠くしてその風教を聞く者は、心誠にこれに信服す、近くしてその德容を見る者は、心融け和ぐこと、醇酒に醉へるが如し、

雖小人以趨向之異、顧於利害、

汚濁、雖高才明智、膠於見聞、醉生夢死不自覺也、

正道明ならざりしより、釋氏の報應禍福天堂地獄等の邪に誕り、妖く異なる說、あらそひおこりて、人民の耳目をぬりふさぎ、天下を汚れ濁りたる中におとし溺らす、才智高明なりといへども、見聞くにならひて、なづみふさがり、醉夢の內に、生死を經て、自その惑ひを覺えざるなり、

是皆正路之蓁蕪、聖門之蔽塞、闢之而後可以入道、

蓁蕪とは、草のしげりてあれたるを云、蔽塞は、おほひふさぐぞ、屏のことなり、正道をふさげる蓁蕪、聖門にあたれる蔽塞なれば、必これをきりひらきて後に、堯舜道には入らるべきなり、

先生進將覺斯人、退將明之書、不幸早世、皆未及也、其辨析精微、稍見於世者、學者之所傳耳、

先生年五十四にして卒す、よりてその人民を覺し、書傳をあらはすの事業、皆いまだ及ばずしてをはれり、今その義理の精微を辨き析ちて、やゝ世に見るゝ者は、只これ從ひ學べる者の、記し傳る所ばかりなり、

先生之門、學者多矣、先生之言、平易易知、賢愚皆獲其益、如羣飮於河、各充其量、

此より下三段は、先生人を敎るの道、本末つぶさに具り、序にしたがひて、漸にすゝむことを云、先生の言、平かに易らかにして、其理知りやすく、賢なるも愚なるも、皆その益を得ること、大河の水を羣り飮む者の、各その分量に充ち足れるが如し、

先生敎人、自致知至於知止、誠意至於平天下、洒掃應對、

也、昔之害近而易知、今之害深而難辨、昔之惑人也、乘其迷暗、今之入人也、因其高明、

昔の害は、楊墨申韓の類なり、其說淺近なる故に、心の迷ひて暗き者に乘じて、これを惑はす、今の害は、老佛これなり、其說深遠なる故に、智の高く明なるにすぎたる者に因りて、これに入るなり、

自謂之窮神知化、而不足以開物成務、

開物成務も、易繫の文なり、開物とは、人のいまだ知らざる所の事を、はじめて開發することを云、成務とは、人のせまく欲する所の事を、全く成すことを云、これ云意は、かれ自妙用に通達すと云といへども、一つも天下の實用をなすに足らざるとなり、

言爲無不周遍、實則外於倫理、

周遍は、皆あまねきなり、其言ふ所、廣大無邊なり、其爲る所、神通妙運なり、共に法界にあまねくして、もるゝことなしと云といへども、其實をきはむれば、眼前日用人倫の道に、はづれたるなり、

窮深極微、而不可以入堯舜之道、

大は深遠をきはめ、小は細微をきはむと云といへども、ついに堯舜大中至正の道に入られず、堯舜の道は、亦倫理にすぎざるなり、

天下之學非淺陋固滯、則必入於此、

淺陋は、あさくせばし、固滯は、なづみとゞこほる、これ皆刑名法術等の說をさす、聖道すたれたる故に、天下の學術、もし此等をするにあらざれば、必老佛の空無入るなり、

自道之不明也、邪誕妖異之說競起、塗生民之耳目、溺天下於

とは、楊墨等の諸子をさす、先生道に志すといへども、いまだその要領を知らず、よりてひろく諸子の説にわたり、老佛の門に出入ること、十年にちかし、されども、その得る所なきことを知て、反てはじめ學びつる六經に求めて、而して後に此道を見得たるなり、

明於庶物、察於人倫、

萬物の理を明め知て、とりわき人倫の道につまびらかなり、

知盡性至命、必本於孝悌、窮神知化、由通於禮樂、

盡性とは、物に賦するの理を、きはめつくすぞ、至命とは、此理の由りて來る本原に、さかのぼり至るなり、これ道理の至極處なりといへども、必ず日用孝悌の上より推し本づきて、こゝに至るとなり、窮神とは、わが德の物に及ぶ所の本、神妙にして測りがたきことをきはむるなり、知化とは、知るは、つかさどる意あり、其德の物を化するの效、自然に思ふまゝなることを云、此本文は易繫、これ聖人德化と、天地の造化と、へだてなきことをいへり、此神化の妙といへども、今日身を修め人を治る、禮樂の理に通ずるよりして、こゝに至るとなり、蓋し事には遠近精粗あれども、理は一貫して間斷なし、されども必近く實なる所よりして、精く微かなるに至るは、これ聖學の序なり、

辨異端似是之非、開百代未明之惑、秦漢而下、未有臻斯理也、

老佛の非は、是に似て辨じがたきをば、よくこれを辨ずるぞ、惑と云も、異端の惑ひなり、臻斯理と云も、正學異端の異なる道理に、きはめ至ることを云、

謂孟子沒而聖學不傳、以興起斯文爲己任、

先生おもへらく、孟子沒してより後に、聖學の統、絶て傳はらずと、よりて此文道を再び興起することを以て、己が任荷とせられしなり、

其言曰、道之不明、異端害之

先生行己、内主於敬、而行之以恕、

此より下四段は、先生己が身を立て、世に行へる本末を云、内とは、心をさす、恕とは、己が心を推して、人に及ぼすを云、敬を以て己を持ち、恕を以て人に及ぼす時は、其本正くして一なり、其用公にして溥し、

見善若出諸己、不欲弗施於人、

人の善を見て、よみんずること、己よりこれをし出せるが如く、己が心に欲せざることは、人のためにも忌て、これを施さず、これ皆人我へだてなく、人を視ること、なを己が如くなることを云、

居廣居、而行大道、

仁を天下の廣居と云、義を天下の大道と云、本文は孟子に出たり、廣居に居る時は、しばらくも偏曲の私に安んぜず、大道を行く時は、かりにも邪僻の事を行はず、

言有物、而行有常、

本文は、緇衣に出たり、物とは、言の實を云、もの云こと、必その實ありて、一つも虚言なし、行事必常の度ありて、かはりみだるゝことなし、

先生爲學自十五六時、聞汝南周茂叔論道、遂厭科擧之業、慨然有求道之志、

此より下十三段は、先生道を學ぶの本末と、その異端をひらき、人心を正うするの大略とを云、科擧の業とは、及第を求るの學なり、慨然は、なげく詞なり、先生年十五六の時より、濂溪先生にまみえ、その論ずる所の道學を聞て、これをよろこび、ついに科擧の業を厭ひすてゝ、慨然として、直に道を求る志をおこし立り、

未知其要、泛濫於諸家、出入於老釋者幾十年、返求諸六經、而後得之、

泛濫とは、水のあふれて、みだりに流るゝを云、諸家

曰、
行狀とは、人の行跡を、狀りのぶる文なり、
先生資稟既異、而充養有道、
此より下七段は、その資質純粹にして、充養深厚なることを云、資稟とは、とりうくるなり、生るゝ時に、とりうけたる氣質を云、資稟すでに衆人と異にして、又これを推し充て、養ひ入るゝこと、其道ありて、みだりならざるぞ、
純粹如精金、溫潤如良玉、
純粹にしてまじりなきこと、精く錬りたる金の如し、溫かに潤はしきこと、うつくしき玉如し、
寬而有制、和而不流、
度量寬にして、よく容れども、亦節制ありて、規矩にたがはず、人と相和ぎて、そむきもとることなけれども、亦流れおぼるゝついえなし、
忠誠貫於金石、孝悌通於神明、
忠誠の至り、金石の堅きをも貫透し、孝悌の至り、鬼神の幽なるにも感通す、
視其色、其接物也、如春陽之溫、聽其言、其入人也、如時雨之潤、
春陽は、春の日なり、時雨は、時に應ずるの雨なり、その顏色の物に接ること、春日の溫煦するが如し、その言語の人に入ること、時雨の滋潤するが如し、
胸懷洞然、徹視無間、測其蘊、則浩乎若滄溟之無際、
胷懷とは、むねの內を云、洞然は、ほがらかなるぞ、蘊は、つみたくはふる義なり、浩乎とは、大水の貌、滄溟とは、大海を云、胷中に隱情なくして、ほがらかにとほり見ゆれども、亦その學識の蘊奧をはかりみれば、浩乎として深くひろきこと、滄海の際限なきが如し、
極其德、美言蓋不足以形容、
其德を一々に推しきはむれば、稱美の詞かたどりつくすべき者なし、此二句は上文をすべ結ぶ、

韓子はまづ文章を學び、日々にその道理のいまだ言ひ得至らざる所を、案じ求むるによりて、ついに道において見得する處ありしなり、

如曰軻之死不得其傳、

これも原道の中の語なり、軻は、孟子の名、堯舜禹湯文武周公孔子一脈相傳の道統、孟子沒して後に、絶えたるとなり、

似此言語、非是蹈襲前人、又非鑿空撰得出、必有所見、若無所見、不知言所傳者何事、

蹈襲とは、したがひよる義なり、鑿空とは、空は孔と同じ、あなをうがつなり、此言以前の人のすでにいひつる言に、したがひよりて云にもあらず、又議論により、穿鑿して、えらび出せる語にもあらず、必道において、見得定むる所あるべし、もし見得することなくば、其傳る所の者、端的何事たることを知るまじとなり、又按ずるに、程子も亦道を見得するにあらずば、韓子の此語を見る所ありと、信ずることあたはざるべきなり、

○周茂叔胸中灑落、如光風霽月、

此章は、潘延之が作れる、濂溪先生の墓誌に出たり、灑落とは、物の中よりぬけおちて、他にかゝづらひのなき義なり、光風とは、日出てゝ風吹き、草木光あるを云、霽月は、はれし夜の月なり、此二句は、もと黄山谷が先生のことを詠ずる詩の、序の中の語なり、李延平先生つねに此言を誦して、よく有道の氣象を形容し得たると思へり、

其爲政、精密嚴恕、務盡道理、

精密とは、くはしくして、あらくもれたる所なきぞ、嚴とは、たゞすべき所を明にたゞすなり、恕とは、なだむべき所を、公になだむるなり、只道理をつくさんことをつとめて、人情時勢にひかるゝ、まどひなかりしなり、

○伊川先生撰明道先生行狀

議論をあつめ、幷に私の說をつけまして、書を成し名づけて中說と云、今これを文中子とも云なり、

其間極有格言、荀楊道不到處、

朱子又おもへらく、文中子治體を論ずる處、仲舒より高けれども、本領は及ばず、仲舒より爽なれども、純粹は及ばずと、

○韓愈亦近世豪傑之士、

韓愈字は退之、卒して文公と謚す、唐末の大儒なり、豪傑とは、衆人にすぐれたる者を云、

如原道中言語、雖有病、然自孟子而後、能將許大見識尋求者、才見此人、

原道は、退之のあらはせる文篇の名、道をたづぬると云義なり、其言語病ありといへども、孟子の後に、大見識をそなへて、此道尋ね求めたる者、わづかに此人ばかりにて、他には見えざるなり、

至如斷曰孟子醇乎醇、又曰荀與楊擇焉而不精、語焉而不詳、若不是他見得、豈千餘年後、便能斷得如是分明、

斷ずとは、論じ定むるなり、醇は、ひたすらなる義なり、聖道に醇なるとぞ、上の醇乎は、只下の醇の字を形容したる詞なり、擇ぶと云も、語ると云も、皆道を以て云、もし退之道を見得たるにあらずは、なんぞ千餘年の後に、さだめ得ること、かくの如くに分明なることを得んや、

○學本是脩德、有德然後有言、

人の學をすること、本これ德を修せんがためにす、德ありて然して後に、よく善言はいひ出す者なり、これ論語に有德者必有言と云によりていへり、

退之却倒學了、因學文、日求所未至、遂有所得、

若劉表子琮將爲曹公所幷、取而興劉氏可也、

曹公は、曹操なり、劉氏とは漢家を云、はじめ吳より劉表を以て、荊州の太守とす、表は劉備のかつて依りたのまれし者なり、曹操南方にをかし入る、たまく表が死したる時なりしかば、子の劉琮操をむかへて、これに降らんとす、孔明備にすゝめて、荊州をとらしむ、備これをとるに忍びず、されども琮くだる時は、其地すなはち曹氏に幷せらるゝ故に、これをとりて、漢家をおこさんこと、表が志にもそむくことなしとて、ついにこれをとれり、此事劉璋をとりつるに比すれば、曲直ことなるによりて、これをしつるは、なを可なりとぞ、

○諸葛武侯有儒者氣象、

武侯漢を輔けて、賊をうち、信義を以て主とし、節制を以て師をやり、公誠を以て人を待し、賢臣をちかづけ、小人をとをざけ、善道をとひ、正言を納る、大臣君を格すの事業あり、武侯はじめ申韓が兵術を學びて、經業は、大義ばかりに通じけれども、その資質好かりけるによりて、却て正大なる、儒者の氣象ありしなり、

○孔明庶幾禮樂、

これ文中子に、使孔明無死、禮樂其有興乎と云によりてなるべし、蓋し事序を得るは、禮の本なり、物和を得るは、樂の本なり、孔明國を治ること、政刑をさまりあがりて、人心よろこびつき、名分正くして、辭令順なり、よりて禮樂興るにちかゝるべしとなり、されども大功いまだ成らずして死せり、

○文中子本是一隱君子、

文中子は、王通、字は仲淹、隋の末に仕へずして、河汾の間に敎授す、卒して後門人私に諡して文中子と稱す、君子の德ありて、隱れ居たりし故に、隱君子と云なり、

世人往往得其議論、附會成書、

往々は、多くはと云詞なり、附會は、つけますぞ、王通自書を著さず、卒して後に、弟王凝、子王福畤等、その

いはんや、後の人雄が文章によく、書をあまた著はせるを見て、その是なる處をとりなさんとす、されども雄においては、なんぞ是をなし得んや、

○孔明有王佐之心、道則未盡、

孔明は、諸葛武侯なり、王佐とは、王者の輔佐として、王業を成す者を云、東漢ほろびたる時に、魏の曹操は中原に據りて、天下をすべとらんとす、孫權は又吳におこれり、蜀の劉備は、漢の末孫なり、孔明が隱れ居たるを、三聘してたのまれしかば、孔明これに應じてしたがひ、天下の凶徒をうちはらひて、漢家を再興せんとす、まことにこれ王佐の心なり、然れども王道においては、いまだつくさゞる所あり、其事下に見えたり、

王者如天地之無私心焉、行一不義、而得天下不爲、孔明必求有成、而取劉璋、聖人寧無成耳、此不可爲也、

王者の心は、天地の私なきが如くなるによりて、たとひ天下を得るためにも、一事の不義を行はず、然るに孔明は、必その功を成さんとする所あるによりて、劉璋を不義にしてうちとれり、聖人はむしろ其功をなすことなくとも、此等はせられまじきとぞ、引く所の本文は、孟子なり、劉璋はじめは曹操にくみし、蜀の成都をとりしきて居たり、然れども其性やはらかにして、威なかりしかば、下人民を侵せども、これを制することあたはず、よりて舊士等、頗二心あり、從事張松と云者、璋をすゝめ、曹氏と中を絕ちて、好みを劉備に結ばしむ、備これによりて、江陵より、洛城へ、はせ至る、璋も數萬の兵をひきゐて、これといであふ、松又ひそかに備をすゝめ、其會によりて、璋をとらへしむ、備これをするに忍びずしてかへれり、松が兄張肅、其事もれて、禍身に及ばんことをおそれ、松が謀を以て璋に告ぐ、璋すなはち松をとらへて、これを斬り、關をかためて、備と通ずることなかれと命ず、備きゝて大いに怒り、ひきかへして璋をせめ、成都を圍むこと數十日、璋ついに城を開いて降參す、備すなはち成都をとりて、璋を公安に遷しおけり、

り、然るに楊子過少しといへども、亦すでに性の本然を知らず、然らば更に何の道をかとかん、

○董仲舒曰、正其義不謀其利、明其道不計其功、

義とは、一事につきて云、道とは、義をすべて云、義はもと正し、義に從ふ時は、おのづから其事順利なり、然れどもまづ利をあてゝする時は、すでにこれ義にあらず、よりて君子は只義を正きまゝに守りて、其利を謀る意なし、道はもと明なり、道に從ふ時は、おのづから其效の功成る、然れどもまづ功をあてゝする時は、すでにこれ道にあらず、よりて君子は只道を明なるまゝに立てゝ、其功を計る意なし、

此董子所以度越諸子、

度越は、すぎこゆるなり、春秋の時より以來、天下の士、功利を先として、これにおもむかずと云ことなし、然るにひとり董子が說かくの如し、これ其諸子の見る處にすぐれたる所以なり、

○漢儒如毛萇董仲舒、最得聖賢之意、然見道不甚分明、

毛萇は、詩の傳作れり、此二子治道を論ずること、皆身を修め、家を齊るを以て本とし、德教を先んじて、功利を後にす、これ最聖賢の本意を得たり、然れども道の本原を見ること、いまだ甚分明ならず、

下此即至楊雄、規模又窄狹矣、

窄狹は、皆せばきなり、漢儒毛董より以下は、楊雄なれども、雄は道の本原明ならぬのみならず、その規模又せばくして、儒に純らならざるに似たる所あり、

○林希謂楊雄爲祿隱、

林希字は子中、宋の貴官なり、祿隱とは、古人才德をくらまして、下位に居り、其祿に依りて隱るゝ者を云、林希楊雄をもこれにあてたり、

楊雄、後人只爲見他著書、便須要做他是、怎生做得是、

須要は、もとむる詞なり、楊雄かつて王莽につかへ、大夫の祿をうけて、其身をあやまれり、これを祿隱と

聖人之學、若非子思孟子則幾乎息矣、

聖人の學脈、曾子より子思に傳はる時に、異端やうやくおこりけるによりて、子思中庸つくりて、聖道をつなぎとむ、孟子出て、子思の門人に、業をうくるの時まで、孔子の後わづかに百年なりけるに、異端さかんにおこりて、聖道をさまたげしかば、孟子七篇つくりて、これを辨じ、孔子の道を明にかゝぐ、此時にもし子思孟子あるにあらずば、聖道きえほろぶるにちかかるべし、

道何嘗息、只是人不由之、道非亡也、幽厲不由也、

然れども道の天下にある、ついにきえほろぶるの時なし、只これ人此道に由りてゆかざるなり、幽厲は、周の幽王厲王、いづれも惡主なり、これ董仲舒が言に、夫周道衰於幽厲、非道亡也、幽厲不繇也と云によりていへり、

○荀卿才高、其過多、

荀卿は、戰國の末の楚人、書をあらはして荀子と名づく、其才高邁なりしによりて、言を立ること過當にして、理にもとれる過多し、

楊雄才短、其過少、

楊雄は、楊子雲なり、太玄つくりて易を擬し、法言つくりて論語を擬す、

○荀子極偏駁、只一句性惡、大本已失、

偏は、かたおちなり、駁は、まじりて、ひたすらならざる義なり、荀子が云く、人之性惡、其善者僞也と、蓋し性は道の由りて出る處なり、然るにこれを見ちがへたるは、大本を失なへるなり、

楊子雖少過、然已自不識性、更說甚道、

楊子が云く、人之性也善惡混、修其善則爲善人、修其惡則爲惡人と、それ道は性に率ふばかりな

云べき處なし、顏子は春生和煦の氣象あれば、其跡すこしき見ゆ、孟子は才力をことゞく發揮せる故に、其跡彰々とあらはれたり、

孔子儘是明快人、顏子儘豈弟、孟子儘雄辨、

孔子の氣象は、青天白日の如くにして、明に快き至極なり、豈弟は、樂しく易らかなる義なり、顏子の氣象、常にかくの如し、雄辨とは、雄はたけくつよき義なり、言を吐く時は、其辨雄偉にして、明らめつくさずと云ふことなし、

○曾子傳聖人學、其德後來不可測、安知其不至聖人、

孔門に聖人の學を傳へたる者は、只顏曾二子なり、顏子は早く死せり、曾子晩年に德のすゝめること測りがたし、すでに聖人の地位に至れることもあるべし、必いまだ至らじとは知られざるなり、

如言吾得正而斃、且休理會文字、只看他氣象極好、被他所見處大、

曾子簀を易へて、死にのぞめる時、末後の言に云く、吾何求哉、吾得正而斃焉、斯可矣と、此言しばらく文字の意義を理會することをやめて、只その氣象のきはめて好く、その見る處の正大なるを以て、此言も亦大いになされたることを見るべきぞ、

後人雖有好言語、只被氣象卑、終不類道、

後人の云ことには、好き言語ありといへども、只其人の氣象のまゝに、卑くせられて、ついに有道の言に似ざるなり、

○傳經爲難、如聖人後、纔百年、傳之已差、

學者經業をうけ傳ることを難しとす、六經夫子の手に定りて後、これを傳ること、わづかに百年にして、すでに微言たえ、大義そむけり、

孔子は萬德かねそなはり、一善を以て名づけられざる故に、かくの如し、顔子の氣象は、春陽の天、萬物を發生するが如し、蓋し顔子の德も、かけたる所なし、只仁者とかたどりて云べき所、見ゆるばかりなり、孟子は仁義かねほどこせる故に、春の發生のみならず、秋の肅殺の氣象をもかねて、盡くに見れたり、

仲尼無レ所レ不レ包、顔子示下不レ違如レ愚之學於後世上、有二自然之和氣一、不レ言而化者也、孟子則露二其材一、蓋亦時然而已、

此段は上一段の意をとく、孔子を元氣と云ことは、其德萬善をかねずと云所なければぞと、不レ違如レ愚の本文、論語に出たり、顔子は夫子の告げ玉ふこと、少も心に違却することなき故に、只きゝうけたるばかりにて、問難することとなし、愚人にもの云が如くなりとぞ、顔子を春生なりと云は、聖人その學の不レ違如レ愚に至ることを、後世に示すによりて見る時は、自然の和氣ありて、そむきもとる所なく、口に辨論することを待たずして、其德おのづから化する者なり、孟子は其才をことごくあらはす、こゝを以て、春生秋殺をあはせて見つべきなり、蓋し孟子は、大賢なりといへども、一つは戰國の時習によりて、かくの如くなるのみ、

仲尼天地也、顔子和風慶雲也、孟子泰山巖巖之氣象也、觀二其言一皆可レ見レ之矣、

孔子の德は、高明博厚をきはめる、天地の全體なり、顔子は仁厚餘りある故に、和風慶雲の如し、和風は、春和の風、慶雲は、嘉祥の瑞にあらはるゝ氣なり、泰山は、大山の名、巖々は、石多き貌、高く峻にして、しのぎこえがたきぞ、此等の氣象、今其言を見れば、皆かくの如くに見ゆるなり、

仲尼無レ跡、顔子微有レ跡、孟子其跡著、

孔子は元氣天地にして、渾かに全きを以て、跡のさし

中に、正くふみ立て、これと共に辨論し、其是非をたくらべ、其得失を計ることを得んや、

觀聖賢類、

此卷は、古より聖賢相傳の道統に、あづかりたる人をあげて、諸子の學を其間に附く、異端を辨じて後、正道に歸して終るは、なを孟子七篇の末に、狂狷郷原を辨ずる後に、君子經に反るべきことを論じ、次に堯舜以來の道統をのせて、これを終へたるが如し、

明道先生曰、堯與舜更無優劣、及至湯武便別、

まさりをとりなきぞ、堯舜にことなり、

孟子言、性之反之、自古無人如此說、只孟子分別出來、便知得、堯舜是生而知之、湯武是學而能之、

孟子の云く、堯舜性之、湯武反之と、堯舜の德は、生れながら、天性のまゝに、全くそなはりて、修學の功を待たざるなり、湯武は學をつとめて後に、よく天性の本然にかへれり、古來かくの如くにとく者なかりしを、孟子はじめて、其ことなる所を分別し出せり、よりて後の人即其わけを知り得たるなり、

文王之德則似堯舜、禹之德則似湯武、要之皆是聖人、

此段は、又程子の發明なり、六君の德、少き優劣ありといへども、これをすぶるに、皆これ聖人なり、

○仲尼元氣也、顏子春生也、孟子并秋殺盡見、

此章程子孔顏孟の氣象を、くりかへし形容して、各その妙に至れり、學者心をひそめて玩ぶべし、元氣とは、天地の間に充滿して、造化をなす大氣なり、此氣周流溥博にして、ほとりもなく、すきまもなし、蓋し

故未識聖人心、已謂不必求其跡、未見君子志、已謂不必事其文、

聖人修せずして至るべしと知る故に、いまだ其心を知らされども、すでに必しも、其事跡を考へ求むまじと云ぞ、大道學びずして知るべしと思ふ故に、いまだ君子の志を見ざれども、すでに必しも、其文字を事とし治むまじと云ぞ、

此人倫所以不察、庶物所以不明、治所以忽、德所以亂、

孟子の云く、舜明於庶物、察於人倫、庶物とは、萬物の理を云、虞書に云く在治忽、忽とは、治のうらなり、論語に云く、巧言亂德、云意は、理を明め、倫に察にするの學すたれ、世亂れて治らず、及び德を亂るの巧言行はるゝの害、みな佛教によりておこるとぞ、

異言滿耳、上無禮以防其僞、下無學以稽其弊、自古詖淫邪遁之辭、翕然並興、一出於佛氏之門者、千五百年、

詖淫邪遁は、みな辭の病を云、孟子に出たり、詖は、かたをちなり、淫は、ほしいまゝなり、邪は、よこしまにひがむなり、遁は、にげのがるゝなり、翕然は、あつまる義なり、異端の言、天下の耳に滿れども、上には禮法を修めて、その僞敎をふせぎ止むるの君なく、下には聖道に通じて、その宿弊を稽へ正すの士なし、よりて古來の詖淫邪遁の辭、みなあつまりて、ならびおこり、一同に佛氏の門より出ると、千五百年に及べり、

自非獨立不懼、精一自信、有大過人之才、何以正立其間、與之較是非、計得失哉、

其志ひとり立て、をそるゝことなく、其學精粹純一にして、自信じ得、かくの如く、大いに人にこえたる、才德ある者にあらざるからは、何ぞよく天下の佛徒の

悟則有義有命、均死生、一天人、惟知晝夜、通陰陽、體之無二、

もしわが道において、悟ることある時は、義に明に、命に安んず、この故に、生くべき時は生き、死すべき時は死して、死を見ること生に均し、何ぞ生死を厭ひ苦むことあらん、又よく天理人性を一にして、二ならずと知る、この故に、かれを取りこれを含るのまどひなし、又よく晝夜の運を知り、陰陽の化に通じ、これと一體になりて、二心なし、この故に、死生の説を知て、輪回の疑ひもなきなり、

自其說熾傳中國、儒者未容窺聖學門牆、已爲引取、淪胥其間、指爲大道、乃其俗達之天下、致善惡知愚、男女臧獲、人人着信、

佛説の中國に傳はること、漢の時にはじまり、晋よりして後さかんなり、窺は、のぞくなり、墻は、ついぢなり、淪胥は、相共にしづむ義なり、儒者いまだ聖人の堂にのぼらずと云のみか、その門墻をしも、うかゞひ見られざるに、すでにまきとられて、人と相つれて、其徒の中におちしづみ、則其敎をさして、大道なりとす、俗はならはしなり、天下と云は、中國と云よりも廣きぞ、臧獲は、やつこなり、

使英才間氣、生則溺耳目恬習之事、長則師世儒崇尚之言、遂冥然被驅、因謂聖人可不修而至、大道可不學而知、

英才とは、ひいでたる才智なり、間氣とは、間世に出てゝ、つねならぬ氣質を云、才質すぐれたる者も、生れては幼少の時より、彼敎の耳目にふれて、恬んじ習るゝ事におぼれ、世間の儒者、彼道を崇め尚ぶの言を師として、ついに冥然とくらみ、驅りまはされて、其徒となるぞ、聖人不修而至とは、彼説に、不假修爲、立地成佛と云の類なり、大道不學而知とは、彼説に、不立文字、敎外別傳と云の類なり、

則あり、然るにかれ人の身體を四大假合となし、一切有爲を夢幻泡影にたとふ、共に來由なくて、妄に見れたる者とす、これ人を知らざるなり、

天人一物、輒生取舍、可謂知天乎、

天を專にこれをいへば、只これ理なり、此理の人心に具はれるを性と云、天理人性もと一物にして、水と氷との如し、然るにかれ人の方寸を幻心として、これを舍て、虚空を以て眞性として、これを取る、これ天を知らざるなり、

孔孟所謂天彼所謂道、惑者指遊魂爲變爲輪囘、未之思也、

遊魂爲變とは、易繋の文なり、人死する時は、精魄魂氣離散す、魄は降りて地に歸し、魂は飛遊して、ゆかずと云所なし、共に變化して、あとかたもなくなるを變と云なり、蓋し聖賢常に天と稱するは、佛氏の道と稱するが如し、然れどもわが云所の天は、只これ理にして、道の由りて出る所なり、かれは天地をかぎりあるの者となし、虚空を認て道の眞として、理に本づける說なし、よりて惑へる者は、魄降り魂遊ぶの變化をさして、輪回とす、これいまだ道理を思ひはからざるが故なり、

大學當先知天德、知天德則知聖人、知鬼神、

天德とは、天理を云なり、大學の道、はじめに物に格り知を致す、よりて云、事に大學に從ふ者は、まづ天理を知るべしと、すでに天理を知る時は、則聖人の道德、天理に本づくことを知り、又よく死生鬼神の情狀を知るなり、

今浮圖劇論要歸、必謂死生流轉非得道不免、謂之悟道可乎、

劇論とは、深く至れる議論を云、流轉は、即輪回の義なり、佛氏の深劇の論、簡要の歸き、必云生死の流轉、道を得る者にあらざれば、免るゝことを得ずと、然らばその悟り得る所の道は、いかやうの道ぞや、

幻人世明不能究其所從也、

天地の道、もと窮りなきを、かれは虛空をかぎりなしとして、天地を窮りありとす、よりて六合を塵芥と見るなり、人世の萬事、みなその從りて來る所の理あり、これを夢幻とするは、そのよる所の理を究め知らざることと明けし、

○大易不言有無、言有無、諸子之陋也、

易は聖人道理の精蘊をつくせる書なれども、これに有無の說なし、道器もと一體なり、これを分析して、形人に示すといへども、只形よりして上下といひて、形有り形無しといはず、蓋し無は有に對するの名、有は無に對するの稱、天下の事物、みな實理の體せずと云ことなきを以て、これを有といはず、其理は只形なきばかりにて、物をはなれてあらざるが故に、亦これを無といはず、然るに老莊は、有は無より生ずといひて無を玄妙とし、有を土苴とす、土苴とは、物の査滓を云なり、佛氏は寂滅無爲を眞空とし、一切諸有を夢幻とす、これ皆有無を析て、二つとすればなり、陋固不通の見なり、

○浮圖明鬼、謂有識之死、受生循環、遂厭苦求免、可謂知鬼乎、

浮圖は、佛陀と同じ、今略して、佛と云なり、識は、心の智識を云、循環は、手まきをめぐらすぞ、輪回のことを云、蓋し精氣聚まれば人となる、散ずれば即これを鬼と云、これ陰陽聚散の常なり、すでに散ずれば、つきほろびてあることなし、鬼は、歸なり、只生れ來れる者の歸ると云義にて、物あるにあらざるなり、佛氏は云、凡て識ある者死すれば、形體は化すれども、神識は死せずして、又生をうけ、六道の間に輪回すと、ついに生死を厭ひ苦みて、永く免れんことを求む、これを鬼を知ると云べけんや、

以人生爲妄見、可謂知人乎、

人は五行の秀氣をうけて生れ、日用萬事、みな天然の

なり、然れども六根は微きにして、天地の道は大いなる故に、明めつくすことあたはざれば、即天地の大、日月の明をも、誣ゐ枉げて、幻の如くに、妄に出現して、由來なき者とするなり、

蔽其用於一身之小、溺其志於虚空之大、此所以語大語小、流遁失中、

流遁は、ながれにぐるぞ、展轉する義なり、人身の用、聲色臭味の類、聖人各當然の節ありて、これをたちすてず、心知百體の動、亦みな當然の則ありて、一つも妄ならず、かれは一身の用を、みな塵汚として、こと〴〵くはらひすて、心ばかりをねり養ひて、身の行ふ處は、一定の法なし、これ一身の小きなる苦惱におほはれて、作用を道にかなふることあたはざるなり、又其志を虚空の無邊なるに、溺れたゞよはして、歸ることを忘る、この故に、その大を語り、小を語ること、みな展轉流遁して、中正の道理を失へり、わが道は大小一體にして、小きなる處より、ときひろむれば、大いにして外なきに至り、大いなる處よりときつゞむれば、小きにして、内なきに至る、よりて萬事に應ずる所、みな中正にあたりて、毫釐も差ことなし、かれよくかくの如くならんや、

其過於大也、塵芥六合、其蔽於小也、夢幻人世、謂之窮理可乎、不知窮理、而謂之盡性可乎、謂之無不知可乎、

芥は小草なり、六合とは天地四方を云、窮理盡性は、說卦の文なり、かれ云、虚空かぎりなし、六合其中にありて、塵芥の如しと、これ其大いなるに溺れて過たるのついえなり、人世の萬事を、夢幻の如しと云、これその小きなるになやみて、蔽はれたるのついえなり、然るにこれを天下の理をきはめ知り、人物の性をつくし得て通達せずと云ことなきの學といはゞ、可ならんや、

塵芥六合、謂天地爲有窮也、夢

るは、聖人身を愼むの道なり、もし人力を以て、命數を延んとせば、造化の機をぬすみて、精氣をかたくとりたもつにあらざれば、得がたし、これ天命にしたがはざる、私曲の術なるによりて、即天地の間の一賊と云なり、

使聖人肯爲、周孔爲之矣、

周公孔子の多才多藝を以てだもこれをし玉はざる時は、即聖人の肯てせざる所なること明けし、

○謝顯道歷擧佛說與吾儒同處、問伊川先生、

歷擧とは、あまねくあぐるなり、

先生曰、恁地同處雖多、只是本領不是、一齊差却、

恁地は、かくの如くの義なり、本領は、本地と云が如し、大本を云なり、一齊は、一切と義同じ、差却は、たがひをはるなり、佛說に、わが儒と字々句々同き處ありといへども、大本是ならずして、名目のさす所も、其旨亦異なるを以て、一切に皆差却するなり、

○橫渠先生曰、釋氏妄意天性、而不知範圍天用、反以六根之微、因緣天地、明不能盡、則誣天地日月爲幻妄、

範圍とは、金を鑄るいかたなり、これを法式のことに借り用ふ、それ吾が儒の天性と云は、只これ理なり、此理造化人事の間に發用すると、きはまりなし、然るに理は形なきを以て、聖人これがために法式をたてゝ、萬物萬事を裁成輔相して、各その當然の宜きにかなはしむ、これ天の發用を範圍する處、即體に本づいて用に達し、性に率ひて道を修るの敎なり、釋氏はこれを知らずして、妄に虛空を意ひとりて、性とする故に、裁成輔相して、天用をたすくるの道あることなし、其身を四大假合の者と見る故に、反て六根識の因緣を天地に本づく、窒り碍るを以て地とし、潤ほし愛れむを以て水とし、嗔を生ずるを以て火とし、躁ぎ動くを以て風とし、邊表を見ざるを以て空とするの類

爲にあはずと、たち定めんにはしかざるぞ、

其言有合處、則吾道固已有、有不合者、固所不取、如是立定、却省易、

もし其言跡上において、合ふ處あるは、かれにとることをまたずして、わが道にもとよりすでにこれあり、其あはざることとある者は、亦もとより取らざる所なり、かくの如くに立て定むれば、佛氏の是非を辨ずること、却て力を省きて、こゝろ易きなり、

○問神僊之說有諸、

神仙とは、仙人を尊びて云なり、道家の仙術の說、其理ありやと問へり、

曰、若說白日飛昇之類則無、若言居山林間、保形鍊氣、以延年益壽則有之、

仙を修することと成れる時に、白日天に飛び昇ると云類の如きは、なきことなり、山林の間に閑居して、形を保ち守り、氣を鍊り養ひて、以て壽命を延べ益すと云が如きは、則此理あるぞ、

譬如一爐火、置之風中則易過、置之密室則難過、有此理也、

爐は、火たきなり、過るとは、さかりすぎて、きゆることを云、密室とは、たてこもりて、すきまなき室を云、

又問、楊子言聖人不師僊、厥術異也、聖人能爲此等事否、

楊子は、楊雄なり、聖人仙術においては、わが道と異なるを以て、これを師とし學びずと、もし聖人これをせまく欲せば、此等の事を能くせんや否やとなり、

曰、此是天地間一賊、若非竊造化之機、安能延年、

機は、あやとりなり、凡そ人の壽は、みな天命の定數ありて、其間の盛衰は、造化の機關に乘ず、人よく己にうけたる精氣をそこなはずして、以て天年を終ふ

形象模樣ある者は、皆これを器と云、陰陽晝夜の類之なり、道は、理なり、理は形器の內に寓して、外にあるにあらず、されども形象なき故に道理を上として、形器を下と云なり、それ陰あれば陽あり、晝あれば夜あり、生あれば死あり、古あれば今あり、各相推しうつりてやむことなし、これ天下不易の定理なり、然るを佛氏これを輪回とし、幻妄として、尺形なき虛空を以て道の眞とす、然ればすでに形より下なる者を知らず、いづくんぞよく形より上なるの道、聖人と同じと云ことを得んや、

○釋氏之說、若欲窮其說、而去取之、則其說未能窮、固已化而爲佛矣、

釋氏の說にも、よき處あるまゝに、今其說をきはめて、かれを去て、これを取らんとせば、其說いまだきはめざる間に、われすでに化して、佛者とならんぞ、

只且於跡上考之、其設教如是、則其心果如何、

其說をきはめずとも、只しばらくその實跡の上においてその敎を設け立ること、かくの如くなれば、その心法果していかがあらんと考へ見よとなり、

固難爲取其心、不取其跡、有是心則有是跡、王通言心跡之判、便是亂說、

心と跡と必相あづかる、固に其心をとりて、其跡をとらずといひがたし、この心あれば、則この跡あり、この跡あれば、則この心あり、王通は、文中子なり、その魏徵に答る言に云く、徵が問ふ所の者は跡なり、吾が汝に告る所の者は心なり、心跡の判れたること久しと、これは即これ理にもとれる亂說なり、

故不若且於跡上、斷定不與聖人合、

斷定は、みなさだむるなり、佛氏の說を、且つ跡上において、その倫をやぶり、家を出るの類、即聖人の所

更取物在身、又如抱石投河、以其重愈沈終不道放下石頭、惟嫌重也、

蝜蝂蟲は、重き物を負ふことを好む、すでにおひつぶれて、おきあがらざるを、人あはれみて、負たる物をとりすつれば、なを自からに物をとりて、身にをく、又石を抱きて河に入る者、石の重きによりて、いよいよ沈みいれども、ついに此石を放下せんことをいはずして、只その重きことをいみきらふが如し、石頭の頭は、只つけ字なり、これ釋氏はじめより、其身ををしまずして、放下すれば、煩惱をも生せず、苦患をも病まざることを知らずして、これを身にもちながら、ひたすら厭ひ惡むにたとへていへるなり、

○人有語導氣者、

道氣とは、氣をみちびきて、流通することなり、老子の道家に、修養と云、養生の術に、此事あり、

問先生曰、君亦有術乎、

養生の術ありやと、

曰、吾嘗夏葛而冬裘、饑食而渴飮、節嗜欲定心氣、如斯而已矣、

葛は、くずぬの、裘は、かはぎぬ、又夏のひとへをも、すべて葛と云、冬のわたいりをも、すべて裘と云なり、夏葛二句は、韓文に出たり、節嗜欲定心氣とは、月令の文なり、蓋し夏あつければ葛をき、冬さむければ裘をき、腹饑れば食し、口渴けば飮み、すきこのむ物を節制して、すぐさず、心氣をとりしづめて、みだりにうごかさず、わが養生の術は、かくの如くなるのみと、即これ君子身をつゝしむの常なり、たとひ修養の方術を用ひて、少き命を延ることを得るとも、必君子のせざる所なり、

○佛氏不識陰陽晝夜死生古今、安得謂形而上者、與聖人同乎、

易繫に云く、形而下者謂之器、形而上者謂之道、凡そ

放這身來、都在萬物中、一例看、大小大快活、

快活とは、こゝろよくして、なづまざる義なり、人よく此理を見ること大公にして、天地のために心をたて、此身を放下し來りて、すべて同く萬物の中におき、天地の眼になりて、一例にこれを見れば、物我のへだて、廓然とほがらかにひらけ、天理自在に周流して、私意をこなはるゝ所なし、これそこばくの大快活なることなり、

釋氏以不知此、去他身上起意思、奈何那身不得、故却厭惡、要得去盡根塵、爲心源不定、故要得如枯木死灰、然沒此理、要有此理、除是死也、

根塵とは、佛氏眼耳鼻舌身意を六根とし、色聲香味觸法を六塵とす、すべてこれを幻妄と見て、此根を以て此塵をひく者をも幻心とす、幻塵をはらへば、幻根むなし、幻根むなしければ、幻心ほろぶと云なり、それ佛氏此身を公にすることを知らず、只その身上にゆきて、意をおこして、ひとりわが身を利せんとするに、此身の煩惱苦患多きを、いかんともせられず、この故に、却て身を厭ひ惡みて、六根六塵の欲を、のぞきつくさんとす、但その心の源大公ならざるがために、なを事にふれ、起滅往來して、安じ定らず、この故に、又心を枯木死灰の如くにして、少も生氣なからんことを求む、然れども心はもと動物なれば、かくの如くなるべき道理なし、もし必此理あらんことを求めば、只これ死するよりほかのことなし、

釋氏其實是愛身放不得、故說許多、

釋氏其身を厭惡すといへども、實はこれををしみて、放下し得ず、この故に、許多の生死の苦みをときて、ついに輪回を免れんことを求るなり、

譬如負販之蟲、已載不起、猶自

ことを用ひても、なを恐くは免れざらんかとの意なればぞと、

釋氏之學、更不消言常戒、到自家自信後、便不能亂得、

云意は、釋氏の說は、佞の類なり、然れば、我常に淫聲美色の如くに、これに遠ざかれと云ことを用ひざらんや、但學者道理において、自家自信し得るに到りて後は、釋氏の說をきゝても、かれわが明を亂り得ることあたはざるなり、

○所以謂萬物一體者、皆有此理、只爲從那裏來、

天地の間にあらゆる萬物を、共に一體なりと云ことは、皆此理ありてそなはればぞ、これ只ことごとく、かの一理の裏より、生れ來れるがためなり、

生生之謂易、生則一時生、皆完此理、人則能推、物則氣昏推不得、不可道他物不與有也、

生々之謂易は、繫辭の文なり、陰は陽を生じ、陽は陰を生じ、陰陽變合し、天地造化して、五行萬物を生ず、すべて生々窮まりなし、易の道理は、生々の變易を云にすぎざるなり、然れば人の生ずるも、物の生ずるも、其時異ならずして生じ、亦みな各一理を完くそなふ、但人は其うくる所の氣淸める故に、よく此理を推しひろめて通達す、物は其氣くらくして、推し得ざるばかりなり、他物は人と共に此理あらずと云べからず、

人只爲自私、將自家軀殼上頭起意、看得道理小了他底、

軀殼とは、身體を云、上頭は、只うへと云義なり、他底と云も、亦道理をさして云、此理はもと天下公共の者にて、人物同くうけたれば、ひろく大いに見るべきをば、人各その形を異にする故に、各其身を私物にして、只わが身體の上を以て、意をおこし用るによりて、道理をせばく小きに見なせり、この故に、物我の間、心相へだゝりて、通せざるなり、

ぞ始より僞の敎を立てゝ、以て人を化せらるゝことあらんやと、

○學者於釋氏之說、直須如淫聲美色以遠之、不爾、則駸駸然入於其中矣、

釋氏因果報應の苦み、安樂自在の樂み、世俗の利をはかり、害をさくるの情に、尤そみやすし、この故に、學者かの說を、淫聲美色の、人を惑しやすき者の如くに、これに遠ざかるべし、かほどにいましめずば、知らず覺えず、駸々として、その敎の中に、はせ入らんとぞ、

顏淵問爲邦、孔子既告之以二帝三王之事、而復戒以放鄭聲、遠佞人、曰鄭聲淫、佞人殆、彼佞人者、是他一邊佞耳、然而於己則危、只是能使人移、故危也、

夫子顏淵に告げ戒しめ玉ふこと、既に前に見えたり、二帝は、堯舜、三王は、三代の王なり、佞人は、只これ他の一方にありて、もと己にそひたる者にあらず、されども己において危しと云は、もしいましめなくて、うかと其言をきく時は、よく人の志をうつしかへて、心ならず邪僻におちいるを以て、これを危き者とするなり、

至於禹之言曰、何畏乎巧言令色、直消言畏、只是須着如此戒愼、猶恐不免、

書に禹のの玉へる意は、よく人を知り、民を安んずるの至極には、巧言令色の者ありとも、何ぞ畏るゝに足らん、されども此二つの事は、帝堯もなほ難しとの玉へりと、こゝにひく意は、巧言令色を、堯の聖德を以てだも、なほ畏れ玉ふ所あり、巧言令色は、即佞なり、然れば佞は只危き者と云のみか、直に畏ろしき者と思ふべきぞ、蓋し畏ると云は、かほどに戒め愼む

り斷るばかりなれば、本來自然の道にあらざるなり、

孟子曰、盡其心者、知其性也、彼所謂識心見性是也、若存心養性一段、則無矣、

孟子の其心を盡す者は、其性を知るとは、心は、衆理をそなへて、萬事に應ずる所の者なり、性は、心中にそなふる所の理なり、人よく其知を明にして、心の全體をきはめつくす者は、すでによくそなふる所の理を、きはめ知る者なりとぞ、佛氏は、大抵心の作用をさして心といひ、心の本體をさして性と云、その名義もと異なり、されどもこれを識り、これを見ると云時は、なを儒の心を盡し、性を知ると云に、似たる處あり、孟子の心を存し性を養ふと云は、人よく心を操り守りて、放ちすてざる時は、又よくそなふる所の性を性のまゝに養ひて、ついに理と心と融けあひて、一つとなる、これ存養の功なり、佛氏にはさらに此一段の工夫なし、蓋しかの心性を見ると云も、只其影を見得たるばかりにて、これを養ひたもつといへども、亦たゞ爍々煌々たる光りのみにして、條理を察し、物宜を制するの用をなさゞるなり、

彼固曰、出家獨善、便於道體自不足、

道は人倫に本づく故に、身を修めて、以て家を齊ふるは、大段事業なり、然るに佛氏は家を出でゝ、獨わが身を善くすと云、即これ道の本體に、おのづから足らざる所あり、

或曰、釋氏地獄之類、皆是爲下根之人設此、怖令爲善、先生曰、至誠貫天地、人尚有不化、豈有立僞教、而人可化乎、

下根の人とは、六根の用、くらくにぶき者を云、地獄のせめは、もとなき事なりといへども、下根の者をおどして、善をなさしめんための方便に、これをまうくと、されども天地を貫くほどの、誠の至れる、聖人の德を以てだも、なを天下に化せられざる者あり、なん

入らずと云所なく、其大いなること外なくして、包ねずと云所なし、これ道の自然にして、全體なる所、聖人これを易にのべ玉ふことつぶさにそなはれり、

又曰、佛有一箇覺之理、可以敬以直内矣、然無義以方外、其直内者、要之其本亦不是、

佛氏の心、一つの靜虚靈覺なる理あるによりて、敬以て内を直くすべし、然れども外面事を制するの義なきによりて、畢竟その根本の靈覺なる者も、亦寸をきざまざる尺、星をさゝざる秤の如くにて、用をなさず、よりて亦是ならずと云なり、

○釋氏本怖死生爲利、豈是公道、

釋氏とく、人輪回して生死すれば、展轉に因果のむくひをうけて、苦むことやまず、一たびさとりて成佛する時は、ながく輪回をまぬかれて、不生不滅安樂自在なりと、又下根の者は、ふかく死をおそるゝによりて、ひたすら經をよみ、佛を念ずれば、さとらざれども、その功力によりて、死すればたゞちに天堂佛土に生れて、無量の快樂をうくと敎ふ、すべてこれもと死生を怖れて、わが身の便利を求めんがためにする私意なり、儒者は死生を物の始終と見て、本分の事とする故に、生を惜み、死を怖るゝ意なし、これ天下に通ずるの公道なり、かれ豈かくの如くならんや、

惟務上達、而無下學、然則其上達處、豈有是也、元不相連屬、但有間斷、非道也、

論語に下學して上達すと云は、天理人事、もと一貫にして、事にはづれたる理なく、理にはづれたる事なしといへども、道を學ぶには、下人事を學ぶによりて、おのづから上天理に達す、これ自然の序なり、佛氏の道を修するには、事物をすてゝ、理を明らめ、實迹を外にして、心をさとさんとす、これ直に上達をつとめて、下學なきなり、然らばその上達の處に、なんぞ道あらんや、其學もと理と事と相連り屬かずして、只間た

必可なりとする心なり、莫は、必不可なりとする心なり、蓋し君子の道は、有を有とし、無を無とし、是を是とし、非を非とし、其義一定して、うつしかへられず、されども事に應ずる時は、心に可不可のまへをきなく、只義理の宜き處を見て、これとともに相從ふ、佛氏は寂滅無爲を本眞とし、一切諸有を外相として、是非善惡は、一定の理なし、これ適莫なきに似て、實は大いに適莫あり、而して又共に從ふべきの義もなし、然れば君子の道と、相へだゝりて、天地自然の全體にあらざるなり、

彼釋氏之學、於敬以直內、則有之矣、義以方外、則未之有也、

釋氏の學、心を靜虛にして、惺々と警覺する故に、敬以て內を直くする處はあるに似たり、されども只これ體あるのみにして、用に發するの則なく、倫をやぶり、身をすつるに至る時は、則外を方にするの義は、たえてなきなり、

故滯固者、入於枯槁、疏通者、歸於恣肆、此佛之教所以爲隘也、

滯固とは、とゞこほりふさがる義なり、枯槁は、皆かるゝなり、疏通は、すきま多く、ぬけとほりたる義なり、恣肆は、皆ほしいまゝなり、釋氏は物をはなれ、義を外にして、道を立る故に、此身のをきどころだになく、滯固にして、靜なるに偏なる者は、寂滅の境にしづみ入りて、枯木死灰の如くになる、疏通にして、動くに偏なる者は、其する所、物ぐるはしく、ほしいまゝなる方におもむく、これ佛者の教、その說く所は、廣大無邊なりといへども、一物もうけいるゝ所なし、この故に、反てこれを隘しと云なり、

吾道則不然、率性而已、斯理也、聖人於易備言之、

吾が儒の道とする所は、天命の性にしたがふばかりなり、性中に一理渾然としてそなはり、至靜の內といへども、烱然としてくらからず、動いて物に應ずる時は、義理萬變すといへども、各その節にあたりて、くるめきまどふことなし、其小きなること內なくして、

兼愛は、親疎の差別なく、其父母を視ることも、路人とかはりなきに至る、これ父なきなり、これ亦其始は、いまだかくの如きに至らざれども、孟子その流の弊を推しきはめて、即こゝに至れり、蓋し其差へること甚き時は、ついに必こゝに至ればなり、

○明道先生曰、道之外無物、物之外無道、是天地之間、無適而非道也、

それ道はこれ事物當然の理なれば、道にはづれたる物もなく、物にはづれたる道もなし、然れば天地の間、ゆく所として、道にあらずと云ことなし、

即父子、而父子在所親、即君臣、而君臣在所嚴、以至爲夫婦、爲長幼、爲朋友、無所爲而非道、此道所以不可須臾離也、

親むとは、其恩愛をしたしくするぞ、嚴にすとは、其分義をおごそかにするぞ、夫婦には別あり、長幼には序あり、朋友には信あり、父子君臣夫婦長幼は、物なり、親義別序信は、道なり、然れば凡そ人のする所、一つとして道にあらずと云となし、これ道の須臾の間も、はなれて居られざる故なり、此句は中庸の文なり、

然則毀人倫、去四大者、其戻於道也遠矣、

佛氏の道は、物をはなれて、ひとり立ち、五つの人倫を、世にすむ間の假の縁なりと見る故に、父子夫婦の恩愛をも、愛着の紲として、これをやぶりたつ、わが此身をも、地水火風の四大の、假に合たる幻と見る故に、塵欲のひくことを恐れて、これをすてはふる、然ればその事物當然の道と、相戻れること遠し、

故君子之於天下也、無適也、無莫也、義之與比、若有適有莫、則於道爲有間、非天地之全也、

首四句は、論語の文なり、天下とは、天下事を云、適は

楊墨が及ぶ所にあらず、この故に、その害をなすこと尤甚し、

楊墨之害、亦經孟子闢之、所以廓如也、

楊墨が説、すでに佛老に及ばず、亦孟子のこれを闢けることを經たり、この故に、その惑ひ、廓如とほがらかにひらけて、後世までも、害をなさゞるなり、これ楊子法言に、古は楊墨路を塞ぐ、孟子辭してこれを闢いて廓如たりと云によりていへり、

○伊川先生曰、儒者潛心正道、不容有差、其始甚微、其終則不可救、

其始には、中正に差ふこと、すこしきなりといへども、其終には、甚たがひて、救ひ正されぬなり、

如師也過、商也不及、於聖人中道、師只是過於厚些、商只是不及些、然而厚則漸至於兼愛、不及則便至於爲我、其過不及同出於儒者、其末遂至楊墨、

師は子張、商は子夏、その過不及のこと、本文論語に出たり、厚きに過るとは、仁厚の義にあらず、子張外をつとめて、人の善惡をかねいれ、ひろく施すことを好むの類、些き厚きに過たるに似たる所あり、子夏の學、規模せばくして自畫り、人の可なる者には與し、不可なる者をばこれを拒ぐの類、些き及ばざる所あり、其始は同く儒者より出づといへども、些き厚きに過る時は、其末漸々に墨子が兼愛に至り、些き及ばざる時は、其末漸々に楊子が爲我に至るなり、

至如楊墨、亦未至於無父無君、孟子推之、便至於此、蓋其差必至於是也、

楊子が爲我は、ひたすら己が身をのみ重んずる故に、上下尊卑の分なきに至る、これ君なきなり、墨子が

以てなり、此時君子たる人、衆人にぬきんで、常道に反りて、教を立る時は、是非善惡の定論ありて、鄕愿人をまどはすこと、あたはざるなり、

辨異端類、

君子の學、すでに得ることありといへども、異端の辨、又最分明なるべきなり、もしこゝにおいて、毫釐もいまだつくさゞる所あれば、畢竟道の本にくらくして、心のまどひはれざる所あり、よりて此卷をあつめり、

明道先生曰、楊墨之害、甚於申韓、佛老之害、甚於楊墨、

楊墨がこと、前に見えたり、申子名は不害、韓は、韓非子なり、みな戰國の時の人、共に刑名法術の學を以て、諸侯に相として政をとる、其法仁義に本つかず、教化を行はず、只賞罰をきはどくして、以て、人民を制馭す、一時の功利を得るといへども、殘忍刻薄にして、情にもとり、恩をそこなふこと多し、佛老は、釋氏の寂滅、老子の虛無の教なり、此等はみな異端にして、その道を害するには、淺深あることを云、

楊氏爲我、疑於仁、墨氏兼愛、疑於義、申韓則淺陋易見、故孟子只闢楊墨、爲其惑世之甚也、

伊川の云く、楊子爲我、亦是義、墨子兼愛、則是仁、惟差之毫釐、繆以千里、直至無父無君、如是之甚、朱子孟子の注にも、明道の此語をとり、改めて伊川の如く義を楊子につけ、仁を墨子につく、かくの如くなれば、其義分明なり、然るに、此篇には、舊文のまゝにのせらるゝこと不審なり、申韓が說は、淺く陋くして、其非見えやすき故に、孟子只楊墨をひらきて、申韓に及ばず、楊墨が世をまどはすこと、かれよりも甚きがためなり、

佛老其言近理、又非楊墨之比、此所以爲害尤甚、

佛氏心性の學、老子道德の說、みな道理に近くして、

をして思ひしたひて、本にかへることをわすれしむ、又事のつとめに怠る意を生じ、これにつれて、驕り淫るゝ心を致す、

雖珍玩奇貨、其始感人也、亦不如是切、從而生無限嗜好、故孔子曰、必放之、亦是聖人經歷過、但聖人能不爲物所移耳、

珍玩は、めづらしきもてあそび物、奇貨はあやしきたから、すべて寶玉珠翠の類を云、經歷は、皆ふるなり、珍玩奇貨も、人を惑はす者なりといへども、其始は亦淫聲の如くに切ならず、されども人これを好む時は、則これにつれて、限なき好みごとを生ず、況や淫聲につれて出來る僻が事をや、この故に、顏子國を治る道を問ければ、夫子虞夏商周四代の禮樂をくみはかりて、答へさせ玉ふ上に、又必鄭聲を放ちすて、佞人に遠ざかれとの玉ふ、その政道を害すること、佞人と同く甚きを以てなり、此亦これ聖人自その害を經わたりて、こゝろみ玉ふ故なるべし、然れども聖人の德は、よく物の移されとならざるなり、

○孟子言反經、特於鄉原之後者、以鄉原大者不先立、心中初無作、惟是左右看、順人情不欲違、一生如此、

經は、つねなり、古今不易の常道、是非善惡のわけ分明にして、まぎれざるを云なり、鄉原とは、一鄉の俗、皆これを愿み慤ある人との、そしりとがむべき所なき者を云、これ中道のまぎれ者にして、尤よく人を惑はし、德を害ふ故に、聖人之を德の賊なりとして、甚にくみ玉ふ、孟子この鄉原の害をときての後に、とりわき君子經に反るべきことをいへり、いかんとなれば、人の身の大いなる者は心なり、然るに鄉原まづわが心をおし立ることをせず、心中是非をさだめずして、初より、われ一分の所作なし、只これ左右を見あはせ、時の人情に、違はまく欲せずして、たれにもよき人と、いはれんことのみを求め、一生かくの如くにして、人これにあざむかれて、悅びしたがふ者、多きを

たりと、

又多逐人面上、説一般話、

一般は、一様の義なり、話は、語なり、邢恕又往々數人と對する時に、人々の面にしたがひて、皆一様の話をとく、

明道責之、

何ぞ無用の話を説と、責め戒しむ、

邢云、無可説、

その外には、別にとくべき話なしと、

明道曰、無可説、便不得不説、

云意は、説べき話なくは、とかずしてあるべきに、なほ面々にとく事がくの如くなるは、これとくべきにはあらずして、即これとかざることを得ずと云者ぞと、今此處を講ずる者、多くは、説くべきなくは、便説かざることを得ざるかとよみ來る、恐らくは非ならん、

○横渠先生曰、學者捨禮義、則飽食終日無所猷爲、與下民一致、所事不踰衣食之間、燕遊之樂爾、

下民とは、下等の人を云、一致とは、おもむきの同じことを云、燕遊とは、ひまにて遊ぶことなり、凡そ學者に貴ぶべき所は、平生禮義を以て、己を持ち、事を處するにあり、もしこれをうちすつる時は、唯食に飽き、日をくらして、己を修め、人を治る事に、一つもはかりなす所なく、其おもむき、凡下の人と一様にして、異なる所なし、其事とする所は、唯衣服飲食の間、燕閑遊戲の樂より外に、出ることなしと、

○鄭衛之音悲哀、令人意思留連、又生怠惰之意、從而致驕淫之心、

鄭衛之音とは、古鄭衛二國の詩歌音樂、淫風なりしによりて、後世までも、すべて淫聲を稱して、鄭衛の音と云なり、留連とは、あそび入りて、かへることを忘るゝ義なり、蓋し淫樂の音、悲くあはれなる故に、人

歉歉之色也、

これ吝なる病一方をとけり、人吝なる者は、用る所の財の上においても、行はるゝ所の事の上においても、よろづ心にまかせずして、足らざる時のみならず、諸事すでに足れりといへども、なほ心には足れりとせず、つねに食腹にあかず、衣身にそなはらざるが如くに、歉々たる顔色あり、君子は道に志して、氣に役せられず、外物は唯遇ふ所のあるにまかせて、心のかゝづらひとならざる故に、氣の盈る時もなく、足らざる時もなきなり、

○未知道者、如醉人、方其醉時、無所不至、及其醒也、莫不愧恥、

これ酒に醉たる者を以て、いまだ道をさとらざる者にたとふ、無所不至とは、放言亂行ほしいまゝなることを云、愧恥とは皆はづるなり、

人之未知學者、自視以爲無缺、及既知學、反思前日所爲、則駭且懼矣、

自視以爲無缺とは、自わか身をかへりみて、惡き處なしと思ふぞ、

○邢七云、一日三點檢、

邢七は、邢恕なり、點檢とは、一々に檢へ察はすことを云、毎日必三たびわが身の善惡を點檢するとなり、

明道先生曰、可哀也哉、其餘時理會甚事、蓋倣三省之說錯了、可見不曾用功、

可哀也哉とは、邢恕が學をする方を知らざることをなげきてなり、此理會は、工夫を用ることを云、それ君子は、時として工夫を用ひずと云ことなし、一日に唯三たび點檢せば、その餘の時は、又何事をか工夫とするや、論語に曾子日に三たびわが身を省ると云は、唯日にいくたびも、わが身の足らざる處を省ると云ことを、邢恕蓋し此說に倣ひて誤れり、然ればそのかつて實に工夫を用ひ試みざること、これにて見え

敬を主とする時は、天理つねにくらからずして、事の大小緩急を見て、これに應ずる所あたらずと云ことなし、

○小人小丈夫、不合小了他、本不是惡、

小人とは、泛く君子に對して云、小丈夫は、大丈夫に對して、度量の小さなる者を云なり、此章教を主どる者につきて云、小人小丈夫といふとも、唯小さなりとして、すてをはるべからず、其性は本みな善にして、惡ならず、唯氣稟習俗によりて、かくの如くなれば、教化をなすべき機會なくはあるまじきぞ、もし一向にふりすてゝかへりみずば、不仁におちいるの失あるべし、よりて亦これを以て君子をいましむ、

○雖公天下事、若用私意爲之、便是私、

此章云意は、學をする者、必心を正く誠にするを以て本とすべし、人を論ずる者、必其心を察せよ、たゞに其する事の公私のみを考へて、これを定めざれとなり、

○做官奪人志、

做官とは、仕へて官職を任ずることを云、學者出仕る時に、はじめは其志を守りて、少しもうつされじと期すれども、或は貧賤より出て、祿をうけ用れば、富貴にながれて、志ゆるびやすし、或は職事のむつかしき處においては、時の勢にせまり、世のならはしにまかれて、志をまげやすし、かくの如きの類、みな仕官のために、志をむばゝるゝ處なり、然れば道のために仕る者、事にあたりては、得失死生をかへりみず、唯志を直くして行ふべし、とかくに志の行はるまじきを見る時は、官を辭して去るより外の道なかるべし、

○驕是氣盈、吝是氣歉、

驕ると吝なるとは、世のつねの通病なり、驕るは、氣のみちあまれる病、吝なるは、氣のあきたらざる病なり、

人若吝時、於財上亦不足、於事上亦不足、凡百事皆不足、必有

り、これを用る者は、機心なり、程子の機事と云は、必しも機械を用るにかぎらず、凡そてだてを巧にすることを云なり、人の機事を行ふを見ること、久しければ、機心必わが內より生じて、亦てだてを巧にすることを好むなり、

蓋方其閲時、心必喜、既喜、則如種下種子、

機事を見る時にあたりて、心に必おもしろしと喜ぶ所あり、すでに喜ぶ時は、則機心の種をおろして、ついに內より發生す、蓋し誠心を以て、理の是を求めて、これを行ひ、其事の成ると敗るゝとをはからざるは、君子正大光明の心術なり、機心を以て、機事を行は、みな小人の邪智にして、その得る所は幸なり、はかりがたきてだてを好む者は、亦はからざる禍にあふこと多き者なり、

○疑病者、未有事至時、先有疑端在心、

疑病とは、疑多きくせあることを云、事いまだ至らざる時より、心の內に、まづ疑ひの端ある故に、事至るに及んで、疑ふまじきことをも、妄に疑ふなり、

周羅事者、先有周事之端在心、

周羅事とは、己にあづからざる事を、まとひよせて、とりあつかふことを好むなり、句義は上の段におなじ、

皆病也、

二つのこと、心の內に其端つねに存在し、事にふれて發生するを以て、皆これを病と云、これを治するの方、その病根の端を克ち去くにあり、

○較事大小、其弊爲枉尺直尋之病、

枉尺直尋とは、孟子の語、尺は、一尺、尋は八尺なり、人唯事の上のみにつきて、大小をたくらべ、大をつとめて、小をかろんずる時は、尋をのべんがために、尺を枉ることをも、時の權宜として、これをする病つくによりて、その流れの弊、云にたへざることに至るなり、蓋し事には大小あれども、理に大小なし、人よく

○人於外物奉身者、事事要好、只有自家一箇身與心、却不要好、

人の身を奉養する者は、衣服飲食居處器用の類なり、これはみな此身の外の物なるに、事々そのよからんことをもとむ、人の大いなりとする所は、唯わが一つの身と心とあるのみなるに、これは却て其よからんことをもとめざるなり、自家は、唯己と云義なり、

苟得外面物好時、却不知道自家身與心、却已先不好了也、

知道とは、唯しると云義なり、もし外むきの物をよくして、よくし得る時は、その欲をみて、徳をわするゝことと久きによりて、其間に、却てすでにわが身心をよからずなしをはれり、然るに人これをさとらざるなり、

○人於天理昏者、是只爲嗜欲亂着他、

嗜欲とは、心にすきこのむ欲なり、それ人心の天理は、本然の德なりといへども、人欲その形氣の私より生じて、これと勝負を相なす、その天理の昏くして、明ならざるは、人欲これを亂るがためなり、着は、つけ字なり、

莊子言、其嗜欲深者、其天機淺、此言却最是、

天機は、天理なり、深く淺しとは、消長の義なり、かれ一分長ずれは、これ一分消ず、これ一分長ずれば、かれ一分消ずるなり、此言最よし、人を戒むるにたれり、

○伊川先生曰、閱機事之久、機心必生、

これ亦莊子に、有機械者、必有機事、有機事者、必有機心と云によりていへり、機械とは、たよりよく、たくみにあやどりたる器を云、これを用れば、機事な

これも論語に、或人孔門の申棖を剛なりといひければ、夫子棖は慾あり、いつくんぞ剛を得んとの玉ふによりていへり、蓋し人心もと剛正の德あり、人よく自その私欲に勝つ時は、其剛あらはれて、常に萬物の上に伸ぶ、もしその私欲におほはるゝ時は、心常に萬物の下に屈まる、

○人之過也、各於其類、君子常失於厚、小人常失於薄、君子過於愛、小人傷於忍、

本文亦論語に出たり、類とは、凡そ仁なることは、君子の類なり、凡そ不仁なることは、小人の類なり、蓋し君子小人の仁不仁、平生の行事にあらはるゝのみならず、その過あるにつきても、厚薄愛忍、おのおの其類につれて見ゆるとなり、忍とは、むごき義なり、

○明道先生曰、富貴驕人、固不善、學問驕人、害亦不細、

學はもと己を成さんがためばかりなり、もしその學の長ずる處を以て、人にをごらは、唯外を務めて、名をもとむるの意あるのみならず、又傲慢にして其德をそこなひ、其學ぶ所も、自滿るによりて、すゝまざるなり、

○人以料事爲明、便駸駸入逆詐億不信去也、

これ論語に、不逆詐、不億不信、抑先覺者其賢乎とあるにつきていへり、不信とは、人の己を疑ふことを云、人己を欺くかと、さきだちてむかへまつこともなく、人己を疑ふかと、さきだちておもひはかることもなくて、自然に人のまことといつはりを、まづさとる者は賢なり、即これ眞の明なり、もし唯事にさきだちて、むかへはかるを以て、自これを明なりと思ふ時は、即駸々として、詐をむかへ、不信をおもんぱかるの流に、はせ入るなり、駸々とは、馬のとくはする貌なり、蓋し人唯はかりて察するのみは、いまだ必しも其實をはかり得ず、反て惑ひ疑ふこと多し、これ即不明の類にして、明にあらざるなり、

その至りて公なる心を以て、よく己が思はくをわすれて、人のよき所に從ひ、天下の議論をつくして、はかり定むるにあらざれば、其功を成しがたし、

豈方命圮族者所能乎、

族は、類なり、これ禹の父鯀のことを云、鯀水を治めし時、自その才智をたのみて、上の命令にもさかふ所あり、又その朋類の心をも、やぶりそこなひけるによりて、其功ついに成らざりしなり、

鯀雖九年而功弗成、然其所治、固非他人所及也、惟其功有叙、故其自任益強、咈戾圮類益甚、公議隔而人心離矣、是其惡益顯、而功卒不可成也、

其功有叙とは、ほゞ其功を成せる次第見えたるぞ、自任すとは、自その才智を以て、事を任ずるなり、公議隔而人心離るとは、公論の是非へだたりてきこえず、衆人の心、そむきはなれてくみする者なかりしなり、不可成とは、なしがたかりしぞ、

○君子敬以直內、

易坤の文言なり、義は前に見えたり、

微生高所枉雖小、而害則大、

微生高が事、論語に出たり、或人來りて、醯を乞けるに、をりふしなかりしかば、隣よりこひうけて、あたへけり、世に其人を直なりと云名ありしかども、夫子此事をあげて、直にあらずとの玉ふ、蓋し是を是とし、非を非とし、あるをありとし、なきをなしとするをば直と云、君子內を直くするの道、唯かくの如くなるのみなり、然るに微生高なきをありとして、意をまげて人にしたがふ、これわづかのことなりといへども、その心術の直を害すること大いなり、よりていましめとす、

○人有慾則無剛、剛則不屈於慾、

すぞ、中は、心をさす、安裕は、やすくゆたかなり、熏爍は、ふすべやくなり、

○大率以說而動、安有不失正者、

これ易卦歸妹の彖に、說以動、征凶なりと云の傳なり、大率は、おほむねなり、それ人の動作、必道理にしたかふべし、心動いて理の正きを失ふこと、七情にみなこれありといへども、中に就て、よろこびねがふことを以て動く時は、心をおぼらし、行を亂ること最大いなり、何ぞ其正所を失はざることあらんや、

○男女有尊卑之序、夫婦有倡隨之理、此常理也、

これ亦上章と同じ傳なり、男女の間、男は尊く、女は卑き次序なり、夫婦の道、必夫倡ひて、婦これに隨ふ理あり、これ皆天理の常なる所の者なり、

若徇情肆欲、唯說是動、男牽欲而失其剛、婦狃說而忘其順、則凶而無所利矣、

もし男女みな情欲にしたがひほしいまゝにして、只悅びにのみ動きいで、男は欲にひかれて、剛陽の德を失ひ、女は悅になれて、順從の道を忘るゝ時は、ゆくとして凶ならずと云ことなし、何の利き所あらんや、

○雖舜之聖、且畏巧言令色、說之惑人易入、而可懼也如此、

虞書に、畏巧言令色と云は、堯の事を稱してなり、こゝに舜とあるは、轉寫の誤なる歟、巧言令色とは、言を巧し、色を令して、人を悅ばしむる者を云、堯舜の大聖を以てだも、なほこれを畏れ玉ふ時は、悅の人を惑すことの、心に入りやすくして、恐るべきこと、かくの如しと知るべきなり、

○治水天下之大任也、

水道を治ることは、天下の大なる職任なり、

非其至公之心、能捨己從人、盡天下之議、則不能成其功、

し、人も亦これにくみせまく欲して、わが利を侵すことなきなり、

若切於好利、蔽於自私、求自益以損於人、則人亦與之力爭、故莫肯益之、而有擊奪之者矣、

切とは、急なる義なり、力爭は、つとめあらそふなり、擊奪は、せめ擊ち、奪ひとるなり、

○艮之九三曰、艮其限、列其夤、厲薰心、

艮は、止るなり、九三剛陽の才を以て剛陽の位に居て中ならず、下體の上にありて、上下の限に堅く止り、進むことも退くこともあたはざる者なり、これなほ人の膂を腰よりさきへだて、血脈上下につらぬかざるが如し、かくの如くなれば、物と相そむきて、その危きこと心胸をやきこがすが如し、

傳曰、夫止道貴乎得宜、行止不能以時、而定於一、其堅强如此、則處世乖戾、與物睽絕、其危甚矣、

それ人の止る道は、至善をえらび、時の宜きを得ることを貴ぶ、もしその行くも止るも、時にかなふことあたはずして、只一かたに定る、その堅く强きこと、かくの如くなれば、世に處て乖き戾り、天下の物と睽き絕つ、その危きこと甚し、

人之固止一隅、而擧世莫與宜者、則艱蹇忿畏、焚撓其中、豈有安裕之理、厲薰心、謂不安之勢、薰爍其中也、

固とは、なづみとゞこほる義なり、一隅は、ひとすみなり、擧世莫與宜者とは、世の人みなこれとなかよき者なきぞ、艱蹇は、皆なやむなり、忿畏は、物そむくによりて、われ怒り畏るゝなり、焚撓は、やきたはま

り、處る所其位にあらず、これ物を負ひ荷ふべきほどの下賤の才にして、車に乘りたるが如し、盜賊其車の似あはざるを見て、これをむばゝんとする意あり、これ自寇の至ることを致すなり、餘の義は下に見えたり、

傳曰、小人而竊盛位、雖勉爲正事、而氣質卑下、本非在上之物、終可吝也、

此爻陰柔不才の小人なれども、幸に盛なる位をぬすみ得て、これに居るなり、蓋し車に乘るは大夫以上なるによりて、盛位と云、其身におはざる位に居る故に、勉めて正き事を行ふといへども、その氣質卑く下し、もと上位にある人物にあらざるを以つて、ついに吝んづべきぞ、よりて貞なれども吝しと云、貞は、正なり、

若能大正則如何、

これ上文につきて、疑問をまうく、此小人もし大いに正き事をせばいかんと、

曰、大正非陰柔所能也、若能之、則是化爲君子矣、

陰柔とは、六三の才を以ていへり、

○益之上九曰、莫益之、或擊之、

此卦震下巽上なり、上九は剛にして、己がために利益を求むること極り、衆人の共に惡む所なり、この故にこれを益す者なくして、これを攻め擊つ者あり、

傳曰、理者天下之至公、利者衆人所同欲、苟公其心、不失其正理、則與衆同利、無侵於人、人亦欲與之、

道理は天下の至公なれば、人これを否むことあたはず、利益は人の同く欲する所なれば、われにのみこれをほしいまゝにすることを得ず、この故に、人もし其心を公にして、道理の正きすぢを失はざる時は、よく衆人と利益を同くして、人の利を侵しむばふことな

これ又上段の意を詳にす、此戒るは、止むることを云、

劉質夫曰、頻復不已、遂至迷復、

劉質夫名は絢、程子の門人なり、頻復は咎なしといへども、頻失てやまざれば、ついに上六の迷復と云に至るなり、復るに迷ふ時は、復ることあたはずしてはつるなり、

○睽極則咈戻而難合、剛極則躁暴而不詳、明極則過察而多疑、

此章は、易の睽卦の上九、睽孤と云の傳なり、凡そ君子くだれる世に居ては、その志し行ふ所、衆にそむき、獨たちても、かへりみざることあり、然れども此卦兌下離上にして、上九は睽こと極りたる故に、ひたすら人と咈ひ戻りて、いづれの時、たが心にも合ひがたし、又陽剛の極りなる故に、躁く暴くして詳ならず、又離は明卦にして、此爻明の極りなる故に、物ごとに察を入ること過ぎて、疑ひをまはすこと多し、これ皆睽いて孤あるの由なり、

睽之上九、有六三之正應、實不孤、而其才性如此自睽孤也、

此爻下に六三の正應あり、其實は孤獨なる者にあらず、然れども、その才性上文に云如くなるによりて、われと自睽いて孤あるなり、

如人雖有親黨而多自疑猜、妄生乖離、雖處骨肉親黨之間、而常孤獨也、

親黨は、親族なり、疑猜はうたがひはかるなり、人親族ありといへども、剛極り明過くる時は、人の心をくりうたがふこと多くして、妄に乖き離るゝ患を生ず、よりて骨肉の如くに、相はなれがたき親族の間に處るといへども、只一人つねに孤獨にしてはつるなり、

○解之六三曰、負且乘致寇至、貞吝、

此卦坎下震上なり、六三は陰柔にして、下卦の上にあ

之至也、

舒肆とは、ゆるびゝろごる義なり、紀綱は、法度なり、釁は、すきま、蘖は、ひこばへなり、皆禍の生ずる端を云、浸淫とは、水に漸くひたりとほる義なり、人君その盛なるに方りて、戒ることを知らず、この故に、安穩富有になるゝ時は、驕り侈なる意生ず、そのうへにゆるびひろごることを樂む時は、紀綱法度やぶる、又そのうへに禍亂の患を忘るゝ時は、禍亂の端即きざす、こゝを以て、漸々にひたりおぼれて、忽に禍亂の至ることをおぼえざるなり、もし盛なるに方りて、よく戒る時は、變通の道を知りて長久の運をたもつべきなり、

○復之六三、以陰躁處動之極、復之頻數、而不能固者也、

此章は、易の復卦の六三に、頻復、厲无咎と云の傳なり、此卦は震下坤上なり、震は動くを以て才とす、六三は陰爻、陰の性、物にたへずして躁し、此爻動體の極りに居り、過ちを知て、善にかへれども、これをしば〱して、堅く守ることあたはざる者なり、

復貴安固、頻復頻失、不安於復也、復善而屢失、危之道也、

それ善にかへるは、これに安んじて、固く守るを以て貴しとす、もししば〱復りて、又しば〱これを失ふは、その復るに安んぜず、善に復るはよけれども、亦しば〱失ふことあるは、これ安からずして、危きの道なり、

聖人開其遷善之道、與其復而危其屢失、故云厲無咎、

聖人人に善にうつるの道を、開き示さんために、その復る所にくみして、咎なしとし、又そのしば〱失ふを以て、危しと戒め玉ふなり、

不可以頻失而戒其復也、頻失則爲危、屢復何咎、過在失而不在復也、

て、遂に耽り樂んで、やむことあたはざるにいたるなり、

豫之六二、以中正自守、其介如石、其去之速、不俟終日、故貞正而吉也、

これ六二の爻辭に介于石、不終日、貞吉、又繫辭に、見幾而作不俟終日と云義を釋す、此卦坤下震上なり、六二中にして正く、上に應爻なし、これひとり立て自守り、其みさほの堅きこと、石の如くにしてうごかず、豫樂に居るといへども、去るべき時にあたりては、則去ることの速なる、其日を終ることをまたず、よりてこの貞正を以て吉なり、

處豫不可安且久也、久則溺矣、

溺るとは、即遲々耽戀して、已むことあたはざるなり、

如二可謂見幾而作者也、蓋中正、故其守堅、而能辨之早、去之速也、

幾とは、事のきざしかすかなる處を云、六二は事いまだあらはれざるさきに、よく幾を見て、その居る處をたち出る者なり、蓋し其才中正なる故に、其守ること堅くして、よくその去るべき義をわきさだむることはやく、又これを去ることも速なり、

○人君致危亡之道非一、而以豫爲多、

人君國家を危ぶめ亡すことを致すの道、一端にあらず、其中に豫樂におぼるゝを以て、これを致すこと多きなり、

○聖人爲戒、必於方盛之時、

物盛なることきはまれば、必衰る道理あり、この故に聖人衰亂の戒をたるゝこと、必國家全盛に方れる時にあり、

方其盛而不知戒、故狃安富則驕侈生、樂舒肆則紀綱壞、忘禍亂則釁孽萌、是以浸淫不知亂

惧の道をしるす、

濂溪先生曰、仲由喜聞過、令名無窮焉、

令名は、よき名なり、孟子に云く、子路人告之以有過則喜と、これその過を改めて、善にうつるの益あることを喜べるなり、よりてその令名、後世にきこえて、久きことときはまりなし、

今人有過、不喜人規、如護疾而忌醫、寧滅其身而無悟也、噫、

護疾とは、やまひをかくしもつ義なり、今の人過あるを、おしかくし、人の規し諫るをいみきらひて、其身を惡におとしいるゝこと、なほ疾をかくしもちて、人の醫療することをいみ、其身を滅却すれども、やすんじて、さとることなき者の如し、噫とは、あはれみなげく聲なり、

○伊川先生曰、德善日積、則福祿日臻、

道德善行、日々に積れば、天命これにあつくして、福祿日々に至りくはゝる、

德踰於祿、則雖盛而非滿、

もし德あつくして、祿なほこれに及ばざる時は、その富貴すでに盛なりといへども、いまだ滿ち足れるにはあらず、

自古隆盛、未有不失道而喪敗者也、

隆も、さかんなるぞ、道とは、德善をさす、もし祿その德にすぎたる時は、薄祿といへども、亦これをうけもつにたへず、況やその盛なるをや、この故に、古より隆盛の世の喪び敗るゝこと、まづ其道を失ふによらざるはなし、

人之於豫樂、心說之、故遲遲、遂至於耽戀不能已也、

此章は、易の豫卦の六二の傳なり、凡そ人豫び樂むとにおいては、心これを悅ぶ故に、遲々とゆるやかにし

事を敬むことを知るなり、

長者與之提携、則兩手奉長者之手、問之掩口而對、

曲禮の文なり、提携とは、手をひきてゆくとなり、掩口而對るは、長者に息のふれんことをおそれてなり、此段即古の小兒のよく事を敬む處なり、

蓋稍不敬事、便不忠信、故敎小兒、且先安詳恭敬、

安詳とは、しづかにつまびらかなるぞ、蓋し人やや事をおそれおもんじて、敬せざるは、即その心底をつくさずして、まことあらざる處なり、この故に、小兒を敎へて、忠信ならしむるには、安詳恭敬にして、事を敬むを以て先とす、安詳なる時は、躁率ならず、恭敬なる時は、傲慢ならず、これ忠信の本なり、

○孟子曰、人不足與適也、政不足與間也、唯大人爲能格君心之非、

文義前篇に見えたり、

非惟君心、至于朋遊學者之際、彼雖議論異同、未欲深較、惟整理其心、使歸之正、豈小補哉、

朋遊とは、朋友として交り遊ぶ者を云、學者とは、後輩門人をさす、際は、交りを云、朋友學者と議論の間、かれ同く異なる所ありといふとも、その是非をあらそひたくらべまく欲せず、唯その心術を整へ理めて、正きに歸着せしむべし、もしこれを正し得ば、其功甚大いなり、豈たゞ小き補ひのみならんや、

警戒類、

警戒とは、自さとしいましむるなり、蓋し己を修め、人を治るの間、つねに警戒の意を存して、忘れざるべし、然らざれば、私欲きざしやすく、善日々に消て、惡日々に積む、よりて此卷に戒愼恐

施之妄也、

三つのこと、皆これ敎る者、節をしのぎ、等をこえ、其可にあたらずして、妄にこれを施すが故なり、

敎人至難、必盡人之材、乃不誤人、觀可及處、然後告之、

人を敎ることの至りて難きとするは、必人の才をつくしきはめて後に、はじめて、人を人となしあやまらずと、すればなり、其要は、唯人の及ぶべき處を見て、然して後にこれを告るにあり、これ其安する所をかへりみて後に進むるなり、

聖人之敎、直若庖丁之解牛、皆知其隙、刃投餘地、無全牛矣、

引く所のたとへは、莊子に出たり、庖丁とは、庖にて牛をきりとく者なり、これは其よく手のきゝたる者を以て云、隙とは、骨肉のつがひをさす、投ずとは、うちいるゝ義なり、餘地とは、場のひろき義なり、牛をとくに、こと〴〵く骨肉のつがひを知りて、わづかのすきまなれども、刄をうちいるゝ處、餘地あるが如くによくあたるなり、解きなれての後には、いづれの牛を見ても、みなつがひ〳〵のはなしたるやうに見えて、一つも形の全き牛なしとぞ、聖人の敎へ、人々の才にしたがひて、各其可にあたること、庖丁の牛を解くが如し、

人之才足以有爲、但以其不由於誠、則不盡其才、若曰勉率而爲之、則豈有由誠哉、

凡そ人の才、其長ずる處を成就すれば、各よくすることあるに足れり、されども實に力を用ひて、學びざるによりて、其才をつくすことあたはず、もし勉强してしゐつとめ、躁率にしてあらくさはがしく、かくの如くにして學を爲ると云者などは、これ工夫を用るに似たれども、其誠を用る所あらんや、よりてついに其才をつくすことを得ざるなり、

○古之小兒、便能敬事、

古人の敎は豫するによりて、小兒の時より、即よく

○橫渠先生曰、恭敬撙節退讓以明禮、仁之至也、愛道之極也、

撙節とは、撙はおもむくなり、心節約におもむきて、ほしいまゝならぬ義なり、恭ひ敬むは、禮の本なり、節におもむき、退き讓るは、禮の文なり、人よくかくの如くにして、以て禮を明にすれば、日用言動の間、天理流行し、人欲消盡して、心の德つねに全し、これ即仁の至りなり、又恭敬にしてゐなどらず、撙節してをごらず、退讓してあらそはざるは物を愛する道の至極なり、

己不勉明、則人無從倡道無從弘、敎無從成矣、

われつとめて禮を明にせずは、人を何によりてかひきゐ倡はん、道を何によりてか行ひ弘めん、敎を何によりてか成し就さん、然れば人道は、禮を明にするを以て要とす、

○學記曰、進而不顧其安、

人を敎ゐる者、たゞに學者の業をひきすゝめて、其よくこれに安んずるや否やをかへりみず、

使人不由其誠、

工夫を用ること、あからさまにして眞實に其力を用ひざらしむ、

敎人不盡其材、

人を敎へて、各其才の長ずる處をつくすことあたはず、學記に人を敎ゐる者の非をあぐること、上文の如し、

人未安之、又進之、未喩之、又告之、徒使人生此節目、

此より下は、學記の文を釋す、節目とは、物のふしめなり、事のはし多きにたとへていへり、張子の意は、進めて安ずることを顧ざるによりて、誠をもちひず、才をつくさゞるやうの、さまぐの患、出來るとぞ、

不盡材、不顧安、不由誠、皆是

五聲十二律のそなはりたることを云、これを以て、耳目の聰明を養ひ得れば、淫聲邪色、これをみだることを得ず、手に舞ひ足に蹈みて、その節奏にかなふ時は、身の血脈を養ひ得て、氣平かに、體やはらぎ、容貌威儀、正くなり定りて、怠惰放逸の失なし、これ樂によりて、內外こもぐ\養ひ成すことを得るなり、

古之成材也易、今之成材也難、

これ上文をすべむすぶ、材は、才と同じ、程子古今の世變を歎きて、人才を成すこと、古は易くして、今は難しと云といへども、學者古の詩禮樂の、なほ今に存する者をたづねて、己が興立成の方を庶幾ふべし、

○孔子教人、不憤不啓、不悱不發、

論語の文なり、憤とは、心通せんことを求めて、いまだ通ぜさることを云、啓すとは、其意をひらくなり、悱とは、口にいはまく欲して、いまだあたはざることを云、發すとは、其詞を達するなり、

蓋不待憤悱而發、則知之不固、

待憤悱而後發、則沛然矣、

もし憤悱をまたずして發すれば、其きゝ知ること堅固ならずして、他にうつりやすし、憤悱をまちて而して後に發すれば、これに通ずること沛然として、水をきり流すが如し、

學者須是深思之、思之不得、然後爲他說便好、

深思之とは、道理を深くたづねもとむるぞ、爲他說便好んとは、即憤悱をまちて後に發すれば、沛然たる義なり、

初學者、須是且爲他說、不然、非獨他不曉、亦止人好問之心也、

初學の者には、しばらくそのためにあらましをとくべし、然らざれば、唯ついに其理をさとらざるのみならずして、はじめよりとへどもこたへざるによりて、人の問ふことを好む良心をふせぎ止むるなり、これ又初學をみちびくの一術なり、

於天下、故不得有所成就、

天下の人才多しといへども、道明ならずして、教化行はれざるがために、其才を成就することを得ざるなり、

且古者興於詩、立於禮、成於樂、如今人怎生會得、

興於詩とは、善心のおこることを、詩を學ぶにおいてこれを得るなり、立とは、ひとりだちすることとなり、成とは、德の成就することなり、句義は、皆上の例の如し、會得は、俗に合點と云が如し、

古人於詩、如今人歌曲一般、雖閭巷童稚、皆習聞其說、而曉其義、故能興起於詩、後世老師宿儒、尚不能曉其義、怎生責得學者、是不得興於詩也、

歌曲とは、うたひものなり、閭巷は、さとのちまたなり、習聞とは、きゝなれてぞ、童稚も其義を曉る故に、よくその惡を懲し、善を勸るの旨に感じて、善心興起することを得るなり、宿は、久き義なり、老師宿儒も、さとりがたきは、其言簡奥なるが故なり、然らばなんぞ學者にこれを曉ることをせめえんや、是とは、この故と云義なり、下皆同じ、

古禮既廢、人倫不明、以至治家、皆無法度、是不得立於禮也、

五倫の間に行はるゝ所、みな禮の法式なり、古禮すたれたる故に、倫理明ならず、家を治ることに至るまでも、亦禮なきによりて、法度のよりどころとすべきなし、

古人有歌詠、以養其性情、聲音以養其耳目、舞蹈以養其血脈、今皆無之、是不得成於樂也、

詩の詞意、溫厚和平なる故に、これをうたへば、その性情を正く養ひいるゝなり、聲音とは、八音の樂器に

農、然後士農判、
庶人の子才ある者、大學にえらびいれられ、不肖なる者、農にかへりて、然して後に、士と農とわかれて、其業を相易ぬなり、

在學之養、若士大夫之子、則不慮無養、雖庶人之子、既入學則亦必有養、
養とは、學料を云、士大夫の子は、家祿ある故に、その養給がざらんかの慮りなし、庶人の子も、すでに大學に入れば、則亦必上よりの養なり、

古之士者、自十五入學、至四十方仕、中間自有二十五年學、又無利可趨、則所志可知、須去趨善、便自此成德、
いまだ四十に及ばずして、祿仕することを得ざる内は、をのづから利に趨くの意なし、然れば二十五年の間、その志す所、學に專一なることを知ぬべし、よりてこれより善に趨きもてゆきて、即その德を成すことを得べきなり、

後之人自童稚間、已有汲汲趨利之意、何由得向善、
後とは、後世なり、汲々とは、急に求る義なり、

故古人必使四十而仕、然後志定、只營衣食却無害、惟利祿之誘最害人、人有養、便方定志於學、
すでに學に居る養あり、又必四十にして後に仕るの法立て後に、學者の志定り、學に專にして、利に趨かす、蓋し身を養はんがために、衣食を營むことは、却て心術に甚き害なし、もし利祿の榮に、みちびかるゝ時は、その學ぶ所、利のためにして、己がためにせず、よりて其害たること最甚し、

○天下有多少才、只爲道不明、

大小ありて、理には大小なし、事に大小ある故に、等をこえて、遽に敎ふべからず、理に大小なき故に、幼少の時より、即聖人の誠を敎るなり、此章と上二章と、兼ね併せ見て、其義はじめてそなはれるなり、

○伊川先生曰、說書必非古意、轉使人薄、

說書とは、今の講釋の如く、字々句々に解說することを云、これ必古人の本意にあらじ、人の厚きを轉じて、薄くならしむることとなればぞと、其義は下に見えたり、

學者須是潛心積慮、優遊涵養、使之自得、今一日說盡、只是敎得薄、

學者には、心を沈め、慮をつみ、優遊とゆたけく、ゆるやかにして、其理を自然に會得せしむる道を用ふべし、かくの如くなれば、その得る所深く厚し、今の敎る者、そのさづくる所の書を、一日に說きつくすを以て、きく者その理を自得せず、唯これ人を敎へ得て、淺く薄くなせるなり、

至如漢時說下帷講誦、猶未必說書、

下帷講誦すとは、漢の董仲舒が事なり、帷は、かたびら、今の暖簾の類なり、董氏門人多かりしかども、常には帷をたれこめ居りて、諸生に講誦せしめ、先輩より次第に業を相さづけて、末の弟子は、いまだ師の面を見ざる者ありけるとぞ、これを以て見れば、漢の時までに、なをいまだ必しも書を講說したるには、あらざりけると見えたり、

○古者八歲入小學、十五入大學、擇其才可敎者聚之、不肖者復之農畝、

聚之とは、大學にあつむるなり、

蓋士農不易業、既入學則不治

○舞射便見人誠、

舞て拍子にあたり、射て的にあたること、其心專一ならざればあたはず、專一なれば即誠なり、よりて舞射は技藝なりといへども、古人これを敎へて、以て即其人の誠なるや否やを、こゝろむるなり、

古之教人、莫非使之成己、

凡そ古の敎は、人をして各己が德を成さしむるにあらずと云ことなし、誠は即己を成すの道にして、學をするの基なり、誠なければ、工夫を用るの地なし、得る所ありといへども、亦これを失ひやすし、ついに己を成すの道理なし、

自洒掃應對上、便可到聖人事、

唯射舞の敎のみならず、洒掃應對の小節といへども、亦みな誠を敎るのことにして、誠の至極は、これ聖人分上の事なり、この故に、洒掃應對の上よりして、即ただちに聖人の事にも到らるゝなり、

○自幼子常視無誑以上、便是教以聖人事、

幼子常視毋誑と云は、曲禮の文なり、これ古人は、幼兒よりはじめて敎るの道、すでに誠を以てするなり、而して誠の至りは、即聖人の事なり、然れば古人幼兒の敎より以上、即たゞちに聖人の事を以て敎るなり、

○先傳後倦、

これ論語に、子游子夏の門人、洒掃應對進退の末にはよけれども、本とする大學の道はなしと、そしりけるを、子夏きゝて、君子の道、いづれをかまづ傳へて、敎る所とし、いづれをか後に倦みて、敎へざる所とせんと云ことをひけり、

君子之教人有序、先傳以小者近者、而後教以大者遠者、非是先傳以近小、而後不教以遠大也、

これ子夏の意を明せり、序は、次第なり、蓋し事には

且教之歌舞、
童蒙を教るに、いまだ意味旨趣の おもしろき處を見ざれば、これを學ぶことをねがはず、よりてまづこれにその學ぶ所のことを、歌ひ舞はしめて、以て意趣を知らしめまく欲すと、

如古詩三百篇、皆古人作之、如關雎之類、正家之始、故用之鄉人、用之邦國、日使人聞之、
今の毛詩三百篇は、みな古人のつくれるうたひものなり、中にも關雎の篇などは、文王の后太姒、閨門の内の德化を、詠じたる詩なるによりて、家を正くする道の始なり、この故に、古は鄉人の飲會にも、邦國の享宴にも、これをうたひものに用ひて、日々に人をしてきかしめたり、

此等詩、其言簡奧、今人未易曉、欲別作詩、略言教童子灑掃應對、事長之節、令朝夕歌之、似當有助、
古詩の意はよしといへども、其ことば簡に奥ふかくして、今の人さとりやすからず、よりて今別に詩つくりて、あらまし童子に洒掃應對し、長者に事る禮節を、敎ることをのべて、朝夕これをうたはしめまく欲す、かくの如くせば、敎化に助あるべき者の如しと、

○子厚以禮教學者、最善、使學者先有所據守、
子厚は、横渠先生の字なり、凡そ學者にまづ禮節を敎へられたり、其法最よし、これ學者をして、まづ 日用言動の間、みな禮節を據り處として、執り守ることあらしめんがためなればぞと、

○語學者、以所見未到之理、不惟所聞不深徹、反將理低看了、
學者に敎へつぐること、其人のいまだ見到らざる、向上の道理を以てすれば、只その聞く所、深く徹らざるのみならず、これによりて、又反て道理を低く見あなどる者なり、

書は、書法、てかくことなり、札は、書簡なり、好着は、只このむぞ、着はつけ字なり、

如王虞顏柳輩、誠爲好人則有之、曾見有善書者知道否、

晉の王羲之、唐の顏眞卿虞世南柳公權、みな書法に巧なり、又各風節ありて、名聞世にあらはる、その好き人たることは、則これあり、されども皆いまだ道を知らざるなり、

平生精力、一用於此、非惟徒廢時日、於道便有妨處、足知喪志也、

此とは、書札のことをさす、廢時日とは、日をむなしくついやすことを云、

○胡安定在湖州、置治道齋、學者有欲明治道者、講之於中、如治民治兵、水利算數之類、

これ安定先生湖蘇二州の學校の教授たりし時のことなり、治道を、一說に治事に作る、水利とは、田地へ水を引き、又水をふせぎ、渠川をほりて、舟を通ずるの類、凡そ水を治めて、人民に便利あることなり、

嘗言劉彝善治水利、後累爲政、皆興水利有功、

劉彝字は執中、水利を安定の下にて、講じ得たる者と見えたり、其後劉彝たび〳〵政をするにおいて、安定のいへるが如く、水利の功をたてたり、

○凡立言、欲涵蓄意思、不使知德者厭、無德者惑、

意思とは、意味と云が如し、凡そ言論を立てゝ、人を敎る者は、其詞をみがきつゞめ、其意を涵し蓄へて、内にふくめまく欲す、德を知る者も、あからさまならずして、きゝあかず、德なき者も、端おほからずして、とめまどはず、かくの如くならしめんとのことなり、

○敎人未見意趣、必不樂學、欲

聖人の道、すでに及ぶまじきことのやうなれば、學者の趨き望む心、怠りてすゝまず、この故に、聖人の敎は、常に下に俯して、人によりつく、

事上臨喪、不敢不勉、君子之常行、不困於酒、尤其近也、而以己處之者、不獨使夫資之下者、勉思企及、而才之高者、亦不敢易乎近矣、

これ論語に、子曰、出則事公卿、入則事父兄、喪事不敢不勉、不爲酒困、何有於我哉と云の意をとく、上に事へ、喪を勉むるは、君子の常行にして、聖人の事のみにあらず、酒にみだれざることは、尤淺近の行なり、然るを聖人わが身を以てこれに居て、我これをよくすることなしとの玉ふ、これ即俯して就の敎なり、かくの如くなれば、只資質のひきゝ者をして、勉て思ひ、企て及ばしむるのみならず、才智の高き者をも、亦敢て淺近の事を、あなどることなからしむるなり、

○明道先生曰、憂子弟之輕俊者、只敎以經學念書、不得令作文字、

輕俊とは、かろくすぐれたるぞ、經學は、六經の學、念書とは、書をそらにおぼえてよむことなり、文字とは、詩文の類をさす、子弟の心輕く、才のさしすぎたる者は、とりしむることをきらひて、はせうかむことをこのむ、これをうれへば、敎るに經學念書を以てして、其心を平にし、其氣を定むべし、もしこれに文字を作らしむれば、其才をはたらかして、ます〱輕俊になる者なり、

子弟凡百玩好皆奪志、

凡百とは、數多きをすべて云詞なり、玩好は、もてあそびこのむぞ、藝術田獵の類を云、皆その學をつとめ、道を求る志を、むばひとるなり、

至於書札、於儒者事最近、然一向好著、亦自喪志、

咎、象曰、觀其生、志未平也、傳曰、君子雖不在位、然以人觀其德、用爲儀法、故當自愼省觀其所生、常不失於君子、則人不失所望而化之矣、

其生とは、己より出る所の言行を云、凡そ易卦の例、五の爻は人君の位にあたる、上爻は位なくして、人の上に居る者にあたる、傳にまづ爻辭を釋す、觀の上九は、君子陽剛の德あり、君の位に居らずといへども、人ををしたつとびて上におき、其德を望み見て、以て儀則法度とする者なり、この故に、君子自つゝしみ、その己より出る言行を、省み觀はして、常にその君子たる所を失はざれば、人もその望む所の本意を失はずして、ついに亦其德に化す、君子よくかくの如くなる時は、咎なきことを得るなり、

不可以不在於位、故安然放意、無所事也、

象の辭に、觀其生、志未平也とは、上九の君子、その位にあらざるを以ての故に、安然と意をほしいまゝにして、守りを事とすることあるまじければぞと、蓋し君子にして位なき時は、其志を高尚にして、世事をかろんずることあるによりて、聖人これを戒め玉ふなるべし、

○聖人之道、如天然、與衆人之識、甚殊邈也、門人弟子既親炙、而後益知其高遠、

親炙とは、人にしたしむこと、火にちかくあぶらるゝが如くなることを云、聖人の道、高く遠きこと天の如し、衆人の見識と、甚殊に邈なり、門人弟子、親みちかづきて後に、初思ひしよりも、ますゝゝ高遠なることを知るなり、

既若不可及、則趨望之心怠矣、故聖人之教、常俯而就之、

敎ふ、はじめてもの云ことを知れば、人にいらへをすることを敎ふ、

大學之法、以豫爲先、

これ學記に、大學之法、禁於未發之謂豫とあるによりていへり、豫は、あらかじめなり、時に先だちて敎ることを云、幼少より敎るも、卽亦豫なり、

人之幼也、知思未有所主、便當以格言至論日陳於前、雖未曉知、且當薰聒使盈耳充腹、久自安習、若固有之、雖以他言惑之、不能入也、

此より下は、幼少より豫め敎るの義を詳にとく、薰は、烟にくすぶるが如くなることを云、聒は、かまびすし、聲のかしがましきを云、格言至論とは、格もいたるなり、至極して善き言論を云、それ人幼き時は、知識思慮、いまだ善惡の主とする所なし、此時より至極の言論を以て、日々に其前にときしき、いまだ其理を曉り知らずといふとも、薰べ聒くして、その耳にみて、腹にあかしむべし、久くして後に、おのづから安じ習ひて、固よりむまれつきてあるが如くになれば、他の邪說を以て、これを惑はせども、其心にとり入ることあたはざるなり、

若爲之不豫、及乎稍長、私意偏好生於內、衆口辨言鑠於外、欲其純完、不可得也、

衆口辨言とは、諸人の口より出る、種々の巧なる辨說を云、鑠於外とは、金をわかして、外より內へとろけいるが如くなることを云、それもしこれを敎ること、豫めせずして、心のまゝになりたゝしむれば、そのやゝひとゝなるに及んで、私の意、偏なる好み、內より出來り、口々の巧辨邪說、外よりとろけ入る、此時にはかに敎へせゝがみて、善に純にして、完からまく欲すとも、必定得がたかるべきなり、

○觀之上九曰、觀其生、君子无

ぞ、志氣堅固にして、よく事を任ずる義なり、

惡爲猛、爲隘、爲强梁、

これは剛の惡を云、猛は、たけくあらきぞ、隘は、人をこばみて、うけいれざるを云、强梁は、ほしいまゝなる義なり、

柔善爲慈、爲順、爲巽、

これは柔の善を云、慈は、あはれみふかきぞ、順は、したがひてさかはざるぞ、巽は、己をいやしめ、人にゆづる義なり、

惡爲懦弱、爲無斷、爲邪佞、

これは柔の惡を云、懦弱は、つたなくよはきぞ、無斷は、決斷なくして、事を果さゞるなり、邪佞は、ゆがみねぢけたるぞ、

惟中也者、和也、中節也、天下之達道也、聖人之事也、

上文剛柔の惡は、もとより正しからず、其善も亦いまだ必しも中ならず、此段は性の中正なるを云なり、中とは、過不及なきなり、中なれば、物の道理と相和ぎて、そむきもとらず、事に應ずる所、各その節度にあたる、これ天下に通達して、行はれずと云ことなきの道なり、人よくかくの如くなれば、即聖人分上の事なり、

故聖人立教、俾人自易其惡、自至其中而止矣、

自剛柔の惡を變易す、必中道に至りて後に止らしむ、いまだ中に至らざれば、おかぬなり、剛柔かねそなはりて、皆善なる時は、嚴毅慈順の德のみにて、强梁懦弱の病なし、それ又中に至る時は、善なる所皆節にあたりて、太過不及の偏なし、蓋し人の學をすること、氣質を變化せんがためばかりなり、いまだ氣質を變化することあたはずば、つとめまなぶといふとも、それ何の益あらんや、

○伊川先生曰、古人生子、能食能言而敎之、

はじめて食することを知れば、右の手を用ることを

むなしくなし、其身もはづかしめられたり、これ羸豕の蹢躅に孚あるいましめを、知らざるによりてなるべし、幾とは、事のきざしのわづかなる處を云、

○人教小童、亦可取益、

己に益をとるべきぞ、

絆己不出入、一益也、

わが身諸生にほだされて、居處をみだりに出入せざるの益あり、

授人數數己亦了此文義、二益也、

授人とは、人に書をとき教るぞ、了すとは、さとるなり、

對之必正衣冠、尊瞻視、三益也、

これ威儀を失はざるの益あり、尊瞻視とは、瞻もみるなり、目づかひをなめげにせざることを云、

常以因己而壞人之才爲憂、則不敢墮、四益也、

つねにわが非をならふによりて、人々の才質をそこなふことあらんを以て、己がうれへとする時は、あへてわが行義をくづしやぶらざる益あり、

教學類、

此卷は人を教る道を論ず、君子進んで仕る時は、此道を政にほどこして、天下の人を濟ひ、退いて處る時は、此道を己に抱きて、來り從ふ者を教ふ、皆新民の事なり、

濂溪先生曰、剛善爲義、爲直、爲斷、爲嚴毅、爲幹固、

人の氣質の剛く柔かなるは、陰陽の對なり、而して又其中に、おの／＼善惡の分れあり、これは剛の善を云、義は、節義なり、直は、正直なり、斷は、決斷なり、嚴毅は、おそろしくつよきぞ、幹固は、たへてかたき

義未必中、然非有志槩者莫能、況吾於義理已明、何爲不爲、

古の氣槩志節の士、死難をおかして、よくすることとあり、義理にをいては、いまだ必しもあたるまじ、されども志槩ある者にあらされば、あたはざる所なり、況やわれ義理において、已に見ること明ならば、なんすれぞよくせざることあらん、

○姤初六曰、羸豕孚蹢躅、豕方羸時、力未能動、然至誠在於蹢躅、得伸則伸矣、

羸豕は、つかれてよはき豕なり、蹢躅は、はねをどる義なり、それ陽は君子の象、陰は小人の象なり、姤卦五陽の下に、一陰初て生じて、なを微なり、然れどもその勢長ずれば、必陽をけす、豕は陰獸、その性さはがしくして、よくはねをどる、よりて初六にたとふれば、此時は、かのよはき豕なれども、蹢躅せんとする心、至誠にしてわすれず、これを伸ることを得る時は、則伸ぶ、君子の人、小人力微なる時といへども、あなどるべからずとなり、

如李德裕處置閹官、徒知其帖息威伏、而忽於志不忘逞、照察少不至、則失其幾也、

李德裕は、唐の武宗の相、閹官は、宮中にて、なれつかはるゝ小臣なり、帖息とは、しづまりやむ義なり、威伏とは、威にをそれふすなり、これよりさき、宦者の害多かりしを、德裕武宗と心を合せ、宦者を處置して、其勢をとりふせたり、然るに武宗病ありて、危かりける時に、宦者の輩、宮中にて謀を定め、武宗の叔父光王をとりたて、武宗崩じて、即位につく、これ宣宗なり、やがて宣宗の詔を以て、德裕が政をむばひ、外に出して、荊南節度使とす、これより後、又宦者朝政をほしいままにせり、德裕たゞに小人の一旦帖息威伏したるを、よしと知るのみにて、彼等が其私を逞くせん志を、わすれざることをあなどり、照監省察、少き至らざるによりて、則幾微の備を失ひて、其功を

八尺を仭と云、今水あり、萬仭の山より、下にのぞむが如き、下らんとすれば、たゞちに下りて禦ぎ止められず、凝り滯るうれへ、前にあることなし、人も利害をかへりみずして、只義理あることを知るのみなれば、險難といふとも、何ぞはゞかりて、回り避ることあらん、この故に、よく心とをることを得るなり、

○人所以不能行己者、於其所難者則惰、其異俗者、雖易而羞縮、

人志たゝざるを以て、ふみたちて己を行ふことあたはざる者は、その難き所の事においては、則をこたりてえせず、俗に異なることにをいては、やすしといへども、羞ぢ縮まりて、亦これをえせざるなり、

惟心弘、則不顧人之非笑、所趨義理耳、視天下莫能移其道、

唯よく志たちて、物にかゞまざる時は、心體弘くゆたかにして、難きことをも、異なることをも、よくして、人の非り笑ふことをかへりみず、其趨き向ふ所、義理のみにして、他念なし、天下の事物を見るに、よく其志をうごかしうつす者なし、

然爲之、人亦未必恠、正以在己者、義理不勝、

義理に趨きてすることは、いかやうなりといへども、人亦必しもこれをあやしまず、正にこれ己にある者、義理の心、いまだみたずして、其氣に勝つことあたはざるを以て、これを、えせざるなり、

惰與羞縮之病、消則有長、不消、則病常在、意思齷齪、無由作事、

長ずとは、義理の心長ずるなり、齷齪とは、いそがはしく、せまりたる貌なり、心物にまつへさるゝを以て、事をなすこと、せは〳〵しくて、自由ならざるなり、

在古氣節之士、冒死以有爲、於

物とは、人を云、上正き時は、下敢て非を犯さず、ついに其正きに化す、徒に刑罰をきびしくするのみなれば、巧に免るゝことをして、惡をするの心を改めず、

○橫渠先生曰、凡人爲上則易、爲下則難、

上は位分ある故に、下を制御することやすし、下は其情上に達しがたく、又非理の事にも、枉て從はざることあたはず、

然不能爲下、亦未能使下、不盡其情僞也、

不能爲下とは、我嘗て人の下となりて上に事ることをへざればとなり、情は、まことゝ僞は、いつはりなり、

大抵使人、嘗在其前、已嘗爲之、則能使人、

人に事をおほせてさしつかふこと、われ其以前において、かつて此事をしつれば、則今これを以て、人をよく使ひ得るなり、

○坎維心亨、故行有尙、

これ易坎の卦辭に、習坎有孚、維心亨、往有尙と云の說なり、習坎は、重坎なり、坎は險にして、さがしき義なり、坎卦一陽實にして中にあり、中にまことあるの象なり、餘の義は下に見えたり、

外雖積險、苟處之心亨不疑、則雖難必濟、而往有功也、

坎卦かさなれる故に、積險と云、險に居て出ざる時は、つねに險中にあり、外の身は積險にかゝるといへども、もしこれに居て、內の誠を自信じ、心亨りて疑はざる時は、險難といへども、必濟りこえ、ゆきて嘉じ尙ぶべき功あるなり、

今水臨萬仭之山、要下即下、無復凝滯之在前、惟知有義理而已、則復何回避、所以心通、

○劉安禮云、
安禮名は立之、程子の門人なり、

王荊公執レ政、議レ法改レ令、
神宗の朝に、王荊公參知政事として、政を執りける時に、新法を議定し、號令を改む、

言者攻レ之甚力、
論を立て、新法の非を攻る者、力をきはめて、甚つとめたり、されども荊公これに服せず、

明道先生嘗被レ旨、赴二中堂一議レ事、
時に先生監察御史裏行として、朝議にあづかれり、旨は、勅命なり、中堂は、政を議する處なり、事は、即新法をさす、

荊公方怒二言者一、厲レ色待レ之、
荊公さきに言者を怒れるをりふしにて、先生をも、顏色をはげしくして、待ちかけたり、

先生徐曰、天下之事、非二一家私議一、願公平レ氣以聽、
これは天下の公議にして、一家の私議にあらず、願はくは氣を平にして、存ずる旨をきかれよと、

荊公爲レ之愧屈、
荊公先生の德光に感じて、忽に怒氣をわすれ、一言の間に、愧ち屈めり、

○劉安禮問レ臨レ民、
臨レ民とは、民の上に居て、これを治る道を云、

明道先生曰、使二民各得ヒ輸二其情一、
民をして各その情をつくして、上に達せしむる時は、下に施す所、あたらずと云ことなし、

問レ御レ吏、
わが下にある吏人を、をさめつかふ道をとふ、

曰、正レ己以格レ物、

○聖人之責人也常緩、便見只欲事正、無顯人過惡之意、

聖人人の非を責ること、つねにゆるし、即これによりて見得たり、只事の正しからざる所あれば、これを正さまく欲するのみにて、すでに正しければ、則止み、人の過惡をあらはさまく欲する意なきことを、蓋し聖人の本意、惡を隱して、善を揚げ、善を善んずること長くして、惡を惡んずること短きによりて、かくの如し、

○伊川先生云、今之守令、唯制民之產、一事不得爲、其他在法度中、甚有可爲者、患人不爲耳、

守は、知州事、令は、知縣事なり、今の州守縣令たる者、古の井田貢法の如く、民の產業を裁制して、ひとしくする一事は、行ふことあたはず、其外今の法度の中において、せらるべきこと甚多し、只人これをせざるが、患たるばかりぞと、

○明道先生作縣、

これ先生扶溝縣の令たりし時のことなり、

凡坐處皆書視民如傷四字、

本文孟子に出たり、これ文王民を視ること、其身に傷みある者をみるが如くに、ふかくあはれみ玉ふことをいへり、明道此四字を、凡そ座る處に、皆これをしるして、いましめとせられたり、

常曰、顥常愧此四字、

顥は、先生自名稱せり、その民を愛する心の、自つねに足らざることをうれへて、此四字に愧づと云へるなり、

○伊川每見人論前輩之短、則曰汝輩且取他長處、

前輩とは、年紀われより前にある人なり、短は、みじかし、その才德の不足なる處を云、長處は、そのまされる處、凡そ人の短をあぐるは、薄德なり、況や前輩においてをや、

べけれ、臺省の方より、反て外司に申すの理あらんやと、

只為從前人只計較利害、不計較事體、直得恁地、

計較とは、はかりたくらぶるなり、只今より前の人、只一己の利害を計較して、朝廷の事體を計較せざるがために、今直にかくの如くなることを得たりと、蓋し轉運司は、權勢盛なるによりて、かれに好せられ、惡まるゝ所、官祿の利害にかゝることあればなり、

須看聖人欲正名處、見得道名不正時、便至禮樂不興、是自然住不得、

本文は論語に見えたり、蓋し名分正しからざる時は、事に施し行ふ所、顛倒して序なく、乖戾して和がず、序なければ、禮ついにおこらず、和がざれば、樂ついにならず、これ名の正しからざるより、其勢自然に住り得ずして、かくの如くなり、これ上文內官外司の名文に、事實の相そむけることあるによりて、此事を引ていへるなり、

○學者不可不通世務、

學者必世間の事務に、通達すべしとなり、

天下事、譬如一家、非我為則彼為、非甲為則乙為、

甲乙は、人の出る次第を以て云、天下の事、たとへば一家の事の如し、皆せでかなはざることなる によりて、我これをせざれば、人これをなす、初に出る者せざれば、次に出る者これをなす、一つも身にかからずして、すまじきことなしと知べし、

○人無遠慮、必有近憂、思慮當在事外、

本文は論語に出たり、遠近は、時を主として云、凡そ事うち見えたる外に、遠く思慮をめぐらさゞれば、必即時に憂ふべきことあり、この故に近き憂ありと云、

ずと、

顧云、不然、

道理かくの如くならずと、

只爲曾有不求者不與、來求者與之、遂致人如此、

元來位にある人、その求めざる者には薦擧をあたへず、來り求る者にはこれをあたへしことあるによりて、士人のならひ、かくの如くなることを致せりと、

持國便服、

程子の義に服せり、

○先生因言、今日供職、只第一件、便做他底不得、

因言とは、前に云つることあるによりて、又此ことを云となり、供職とは、只職をつとむることを云、他底とは、即第一件の事をさす、云意は、今の官に居て、職をつとむる者、まづさしよりの一个條に、即すでに行ひ得がたきことありと、其事下にみえたり、

吏人押申轉運司狀、顧不曾簽、

吏人とは、朝廷にある諸奉行をさす、押は、俗に云書き判なり、轉運司は轉運使なり、州郡の錢財米穀、軍兵夫役、海陸運送の事をつかさどる、そのかみの重き職なり、簽とは、名がきすることなり、朝廷の吏、願ふことあれば、轉運司に申し狀をさゝげて、これに名をかき、押を加ふ、程子はかつて連署せられず、意趣下にみえたり、

國子監自係臺省、臺省係朝廷官、外司有事、合行申狀、豈有臺省倒申外司之理、

伊川此時に西京の國子監敎授たり、臺省とは、尙書省中書省門下省を、みな臺と云なり、外司とは、轉運司を云、外にあるの司なればぞ、國子監は、臺省にかゝれる官にして、臺省は即朝廷につきたる官なり、然れば外司もし所願あらば、臺省へこそ、申し狀をさゝぐ

韓持國名は維、韓忠獻公の子なり、その義をきいて服すること、今の世において、最得がたしと、

一日顥與持國范夷叟泛舟于潁昌西湖、

范夷叟、名は純禮、范文正公の子なり、元祐中に、持國は門下侍郎たり、夷叟は給事中たり、程子此二人と、河南潁昌の西湖に、舟を泛べて遊べり、

須史客將云、有一官員上書謁見大資、

官員とは、官の數、只官人と云義なり、大資とは、資は位の列なり、大位の人を云、これ韓范二人をさしていへり、舟にのりたるより、須臾の間に、客來りて、一人官員書を上りて、大資に謁見せんとする者ありと云ぞ、

顥將爲有甚急切公事、乃是求知己、

程子はじめいかやうの急切なる公事あるぞと思へるに、然らずして、乃これかの官員、己を知てすゝめあげられんことを求るのことなり、

顥云、大資居位、却不求人、乃使人倒來求己、是甚道理、

程子かの二人にいへらく、公等上位に居ながら、天下の人才をたづねもとめずして、反て彼等をして、來てわれに知られんことを求めしむ、これいかやうの道理ぞと、蓋し知られんことを求る者は、己が守りを失ふ、位にある人、その來りて求るをまたば、世にのこれる人才多かるべければなるべし、

夷叟云、只爲正叔太執、求薦章常事也、

正叔は、伊川の字なり、求薦章は、即すゝめられんことを求るの書なり、云意は、これ只正叔のはなはだ義をまもれるが故にこそあれ、今の世に、求薦章をさゝぐるは、士たる者の常の事なれば、あやしむにたら

くして、疑ひ多き故に、嫌疑せざることを用ひ得ずと、これ然らず、只これ心自然に公にして、嫌疑を用ひざることを得る人のなきなり、豈其時のなきならんやと、

因言少師典擧、明道薦才事、

少師は、二程四世の祖程羽、太子少師を贈られたる人なり、その薦擧をつかさどれることは、いまだ審ならず、明道は、神宗の時、人才を薦擧せしめられけるに、すゝむる所の者數十人、其中にも、表弟の張戩、家弟の程頤を以て首とす、これ人才をすゝむるに、嫌疑せざるためしなり、

○君實嘗問先生云、欲除一人給事中、誰可爲者、

君實は、司馬溫公の字なり、除すとは、官を任ずることなり、給事中は、官の名、毎日殿中に侍して、尚書省より奏することを、申しつぐ職なり、溫公相たる時に、其一人をえらびとらんとして、誰をかせんと、程子にはかれりといへり、

先生曰、初若泛論人才、却可、今既如此、頤雖有其人、何可言、

もし初にひろく人才を論じかけられば、却てその人となりを申さるべし、今すでに此官を任ぜんとして、たれをかとあれば、たとひ思ひよる人ありとも、申されんやと、蓋し職を越たる政を、共に謀らじとなり、

君實曰、出於公口、入於光耳、又何害、

光は、溫公の名なり、云意は、公と我と、世のつねの間にあらざれば、これをいへるとも、別に何の害あらんとぞ、

先生終不言、

ついにいはざること、蓋し嫌を避るの義にあらざればなるべし、

○先生云、韓持國服義、最不可得、

又如貴公子位益高、益卑謙、只卑謙、便是動了、雖與驕傲者不同、其爲位所動一也、

貴公子は、貴人の子なり、卑謙は、卑下謙退なり、驕傲はをごるなり、文義は上の段と同じ、

然惟知道者、量自然宏大、不勉强而成、

知道者とは、學識の至れる者を云、宏も、大なり、其量の宏大なることと、勉め强ずして、成就すとぞ、

今人有所見卑下者、無他、亦是識量不足也、

卑下は、皆ひきゝ義なり、人の目のつく所のひきゝも、他の故にあらず、亦その識の足らざればなり、凡そ人の見る所は、識に隨ふによりて、見識と云なり、

○人纔有意於爲公、便是私心、

公はこれ天理の自然なる者なり、もし意をつけて、公をすれば、計較安排の私意におつ、

昔有人典選、其子弟係磨勘、皆不爲理、此乃是私心、

これ公をするに意あるが私なる例をあぐ、典選とは、えらぶことをつかさどるなり、吏部の職、人の功勞を、えらびかんがふることを云、磨勘は、みがきかんがふるなり、年ごとにかんがへみて、四たびかんがふる時に、其官を轉じすゝむることを云、昔にある人典選して、其子弟を、磨勘の時にあたれども、嫌を避るを以て、轉任の事をおさめおこなはず、これ乃私意なり、

人多言古時用直不避嫌得、後世用此不得、自是無人、豈是無時、

人多く云、古は風俗すなほなる故に、事を直に行ひて、嫌を避けざることを用ひ得たり、後世は人情うす

なし、よりて其量かくの如くに大いなり、天資とは、天然のむまれつきなり、

天資有量、須有限、大抵六尺之軀、力量只如此、雖欲不滿、不可得也、

天資の量は、大いなりといへども、亦其限あり、蓋し人は大抵六尺の軀なるによりて、只むまれつきの力量のみは、皆その限ありて、限に滿たざらまく欲すれども得がたし、

如鄧艾位三公、年七十、處得甚好、及因下蜀有功、便動了、

鄧艾は、魏人、三公、漢より後は、丞相大尉御史大夫にして、鄧艾は魏の大尉なり、年七十に及び、萬事を處置し得て、甚好かりしかども、蜀をせめおとして後に、其功にほこる意動き出づ、これ其量にみつればなり、

謝安聞謝玄破苻堅、對客圍碁、報至不喜、及歸折屐齒、强終不得也、

晉の中書監謝安、その姪謝玄が秦の苻堅とたゝかひかちて、うちやぶりけることを、報げ來る、謝安おりふし客と碁をうちて居けるに、その報書を見て、喜ぶ色を抑へて見せず、心靜に碁の勝負を終へたり、されども内心には甚喜べるによりて、其居に歸れる間に、屐の齒のをれたるを、おぼえざりしなり、これ亦其量をついに强ゐ得ずしてみてるなり、

更如人大醉後、益恭謹者、只益恭謹、便是動了、雖與放肆者不同、其爲酒所動一也、

放肆は、ほしいまゝなるぞ、酒にふかく醉たるを以て、つねよりもます〱かいつくろひて、恭しく謹む者あり、これその醉て放肆なる者とはことなれども、酒氣に動かさるゝことは一つなり、これ亦その量にみてるなり、

容之氣、是氣不平否、

人と議論する時に、多くは己が意をのべて、勝たんことを求め、人の意を含み容るゝ氣象なし、これ氣のいかりて、平ならざるにはあらずやと、

曰、固是氣不平、亦是量狹、

量は、度量なり、心のうけいるゝ所を云、

人量隨識長、

凡そ人の量度は、知識のすゝむにしかがひて長ずるなり、

亦有人識高、而量不長者、是識實未至也、

識はすこぶる高けれども、量は共に長せざる人あり、これも亦畢竟その識の實にいまだ至らざるなり、

大凡別事人都强得、惟識量不可强、

凡そ人、他の事においては、才力を以て强ゐ得らるべし、ただ識と量とは、天資すぐれ、學力つまざれば、强てすることとあたはず、

今人有斗筲之量、有釜斛之量、有鍾鼎之量、有江河之量、

此より量の品をたとへて、小より大にいたる、斗は、十升のます、筲は、竹器斗二升をいる、釜は、六斗四升をいる、斛は、十斗をいる、鍾は、六斛四斗をいる、みな銅器なり、江河は、皆大川なり、

江河之量亦大矣、然有涯、有涯亦有時而滿、

涯は、みぎはなり、

惟天地之量則無滿、故聖人者、天地之量也、聖人之量、道也、常人之有量者、天資也、

天地の大いなること涯なし、聖人の量は、天地の如し、蓋し聖人の心は道に純にして、道の大なること外

ばあたはず、この故に、學者は平日義理を精くきはめ、志節を堅く守るを以て要とす、

○人或勸先生、以加禮近貴、

近貴とは、君に近くつかへて、位貴き者を云、これに禮を加へて、とりわきうやまはるべきことをすゝめたり、

先生曰、何不見責以盡禮、而責之以加禮、禮盡則已、豈有加也、

盡すとは、その不足なる所をつくすぞ、すでにつきたる時は、それまでにてやんぬべし、さらに又加へますことあらんやと、蓋し禮すでに足れるを、なを足らずとして、すぎて加るをば、足恭と云、君子の耻てせざる所なり、

○或問、簿佐令者也、

簿は、主簿なり、令は、知縣事を云、縣令は一縣の長官にして、主簿はその佐官なり、

簿所欲爲、令或不從、奈何、

主簿のせまく欲する所よけれども、令もしこれに從はずは、いかゞせんと、

曰、當以誠意動之、

動は、感動なり、

今令與簿不和、只是爭私意、

互に我執の私意を爭ふによりてとぞ、

令是邑之長、若能以事父兄之道事之、過則歸己、善則唯恐不歸於令、積此誠意、豈有不動得人、

過あれば己にかけ、善あれば令にかけまく欲すること、人をよろこばしめんために、しばらくこれをするにあらず、凡そ下として長につかふるの道、もとよりかくの如くなるべし、

○問、人於議論、多欲直己、無含

此章は監司の職を論ず、監司は、監察使、所々を巡檢する者なり、州縣は、知州事知縣事を云、一州一縣の奉行なり、今の監司、多くは州縣と心を合せて、一體ならず、よりて監司は專州縣の非を伺ひ察はさまく欲す、州縣は專わが非を掩ひかくさまく欲す、彼此其職ことなりといへども、同くこれ君の政なれば、監司たる者、誠心を推し及ぼして、州縣と共に治めんにはしかざるなり、

有所不逮可敎者敎之、可督者督之、至于不聽、擇其甚者去一二、使足以警衆可也、

州縣の所爲、およばざる所ある時に、その敎ふべきことはこれを敎へ、その督すべきことはこれを督して、督せどもきかざる時は、其中の甚き者一人二人を擇り出し、はぶきすてゝ、以て自餘の諸奉行を警し戒むるに足らしめんこと可なり、

○伊川先生曰、人惡多事、或人憫之、

世の人、事の多きをにくみ、中にも、或人これを、いたみうれふるに至る者あり、

世事雖多、盡是人事、人事不敎人做、更責誰做、

世事多しといへども、盡くこれ人のなすべき事なり、人の事にして、人になさしめずば、たれをせめてかなさしめんと、蓋し事をいとふの意ありて、これに應ずる時は、必その理をつくすことあたはず、事をいとふの意あるは、これわがなすべき當然の事を、皆身にかゝりて、のがる所なき者と、知らざるが故なり、

○感慨殺身者易、從容就義者難、

從容とは、ゆるくしづかなる義なり、一時の感じ慨く事のために、ふりたちて身を殺すことは、衆人もこれをよくする者あり、ゆる〱として義につき、死しても悔る意なきことは、理明に志定れる者にあらざれ

のはたらく所は全體なり、この故に、細事におこたる者は、必大事をも誤るなり、

○欲當大任須是篤實、

大いなる職任に、うけあたらんとする者、その心を設ること、篤くして輕淺ならず、實にして虛浮ならざるべし、篤くして實なる時は、力量深く厚くして、謀慮審に固し、この故に、よく大事を任じて、あやまることなし、

○凡爲人言者、理勝則事明、

凡そ人のためにもの云こと、義理の心血氣に勝つ時は、則氣平かにして、云所の事明辨なり、よりて人きゝうけやすし、

氣忿則招拂、

其理直しといへども、いかりの氣をさしはさむ時は、人その言にしたがはざるのみならずして、反て拂りさかふ、うれへを招きとるなり、

○居今之時、不安今之法令、非義也、

下位にある者、今の法令に安せざれば、下たる義を失ふ、

若論爲治、不爲則已、如復爲之、須於今之法度內、處得其當、方爲合義、

もし其官の政治をする道を論ぜば、これをせざるは、せざるにてやんぬべし、もし又これをするからは、則今の法度の內において、その宜きに當れる所を處置し得て後に、方に官を守るの義に合へりとす、

若須更改而後爲、則何義之有、

もし私に更めかへての後をまちてこれをせば、則義とすべき所なし、

○今之監司、多不與州縣一體、監司專欲伺察州縣、州縣專欲掩蔽、不若推誠心、與之共治、

きぞと、

曰、與之處而不告其過、非忠也、要使誠意之交通、在於未言之前、則言出而人信矣、

わが人のために謀る所の忠誠、われ人の間に交り通ずる者をして、いまだものいはざるさきにあらしむべし、然らば、われいひ出だすにしたがひて、人即これを信用して己をそしるとせざらんなり、

又曰、責善之道、要使誠有餘、而言不足、則於人有益、而在我者、無自辱矣、

凡そ朋友互に善をせめすゝむる道、誠意あまりありて、言說たらざらしむべし、然らば、則其云所、必用ひられて、人においても、過を改るの益あり、我においても、いさめを信ぜられずして、自辱めをとるの悔ひなかるべし、

○職事不可以巧免、

うけたる官職の事務を、或は其勞をはぶき、或はわが便にしたがはんとして、法令にたがふ所を、巧にしつらひて、其とがめを免かれんとすべからず、姦邪の私ならずといへども、亦これ君を欺くの不忠なり、

○居是邦不非其大夫、此理最好、

本文は荀子に出たり、是邦とは、只その居る所の邦をさす、大夫は國政にあづかる者なり、下として政をする人をそしらざるは、上を敬ふのつね、法を守るのつゝしみ、禍を免るゝの道なり、よりて此道理を最よしとす、大夫をしもなを然り、況や其君においてをや、

○克勤小物最難、

小物とは、細事を云、人おほむね細事を見あなどる故に、心おこたりやすし、よりてこれをよく勤ること、反て大事よりも難しとす、蓋し事には大小ありといへども、理には大小なし、細事を行ふといへども、心

易の蠱卦の大象に云く、君子以振民育德、蠱は、事なり、天下においては、其民をすくひ、己においては、其德を育ふ、君子の事とする所、これより大いなる者なきによりていへり、然れども君子必まづ其すべを知て後に、はじめてこれをよくす、何ぞ必しも書を讀て、然して後に、これのみを學ぶこととすべけんやと、

○先生見一學者忙迫、問其故、

忙迫とは、いそがはしく、せは〳〵しき義なり、

曰、欲了幾處人事、

幾とは、かず多きを云詞なり、了すとは、をふるなり、俗にらちあくると云が如し、あまた處の人事を、了せまく欲するによりて、かくの如しと、

曰、某非不欲周旋人事者、曷嘗似賢急迫、

周旋とは、事をとりまはす義なり、我も人事をいとひて、とりまはすことを、欲せざる者にあらず、されどもなんぞそれの如くに、急迫なることありやと、蓋し事多しといへども、これをするには、必その次第あり、事急なりといへども、これをするには、必その節度あり、何事もいそがはしくあからさまにては、これをしおほする道なし、

○安定之門人、往往知稽古愛民矣、則於爲政也何有、

安定胡先生學校にて人を敎るの法、經義齋をたてゝ、經術に通ぜしめ、治事齋をたてゝ、時務を治めしむ、よりて其門人古を稽へ、民を愛する方を知れる者多し、これ體を明にして、用に達するの才なり、然ればその政をするにおける、何の難いことかあらん、

○門人有曰吾與人居、視其有過而不告、則於心有所不安、告之而人不受、則奈何、

これ朋友の交りを論ず、人の過を見て、つげざる時は、心に安んぜず、されどもつげて用ひられざる時は、亦悔あることを免れず、此處いかんとか處置すべ

卒長の笥の皮ぬすめるを見つけ、ついに罰をあたへて、其罪を治む、日ごろ愛用せりといへども、少もなだめゆるすことなかりき、

罪已正、待之復如初、略不介意、其德量如此、

德量とは、其德のうけいるゝ分量を云、卒長が罪、すでに治めて正せる後は、又これを待遇すること、初の如くにて、すこしも其怒りを意にのこさず、德量寬大にして、喜怒愛惡にうつされざることかくの如し、これ程子稱美の詞なり、

○因論口將言而囁嚅云、

囁嚅とは、ものいはんとすれども、はばかりていひかぬる貌なり、これ程子人のかくの如くなることを論ずるによりて、いへること下文のごとし、

若合開口時、要他頭須開口、

口を開いて云べきことのある時は、人の頭をこひもとむることゝいふとも、いひ出すべしとぞ、

如荊軻於樊於期、

荊軻燕にたのまれて、秦の始皇を殺さんために、樊於期に對して、首をこひたること、史記に見えたり、此事は、理にかなはざれども、只そのいひがたきことを、よくいひたる、ためしにひけり、

須是聽其言也厲、

本文論語に出たり、厲とは、剛强決斷の義なり、蓋し理明に、義直くして、內に足らざる所なき者は、其もの云こと、おのづから剛決にして、たはみまがることなし、言語の上にては、これをつくり出すことあたはず、

○須是就事上學、

學者亦直に事爲の上に就きて、これを治る方をまなぶべしとぞ、

蠱振民育德、然有所知後、方能如此、何必讀書然後爲學、

採察求訪、使臣之大務、

これ詩の小雅皇々者華の篇の說なり、古は天子使を四方につかはして、諸國の風俗を見て、民の善惡を採り察はし、疾へ苦みを求め訪ひ、道化を天下にのべしかしむ、これ使を奉る臣の、大いなる務めなり、

○明道先生與吳師禮談介甫之學錯處、

介甫は、王荊公が字なり、師禮と共にその學術のあやまれる處を談論す、

謂師禮曰、爲我盡達諸介甫、我亦未敢自以爲是、如有說願往復、

わがために此談論を以て、盡く介甫に告げ達せよ、我も亦いまだ敢て自これを是なりとせず、もしかれ異議の說あらば、願くは兩方の間に往復して、我にも告げよとぞ、

此天下公理無彼我、果能明辨、不有益于介甫、則必有益于我、

此論ずる所、これ天下公共の道理にして、彼我のへだてなし、果してよくその是非を明辨することありて、介甫非ならば、其非をきゝて、介甫に益あらん、もし我非にして、其非をきかば、則必我に益あらんとぞ、これ先生の忠誠懇至にして、詞氣和平なることを見つべし、世の悻々といぶりにして、人をほしいまゝにそしり、自勝ことを好む者の、よく及ぶべき所ならんや、

○天祺在司竹、常愛用一卒長、

司竹は、司竹監なり、竹やぶつかさどる奉行なり、張天祺此職にありし時、つねに愛して用ひける卒長一人あり、卒は、官府の役者、長は、そのかしらなり、

及將代、自見其人盜筍皮、遂治之無少貸、

天祺その奉行職を代り去んとする時に及んで、かの

恭きにすぎ、喪を執ると、哀みにすぎ、用を制すること、倹なるにすぐるの類、小さ過るは是なれども、大いにすぐる時は、則恭は足恭なり、哀は、毀瘠なり、倹は吝嗇なり、これは皆非なり、

○防小人之道、正己為先、

これ亦小過の九三に、弗過防之、従或戕之、凶なりと云の傳なり、而して君子の小人を防ぐには、己が身を正くするを以て先とす、蓋し人よく己を正くする時は、小人をかすべきすきまなし、又はゝかりて、自とほざかるなり、

○周公至公不私、進退以道、無利欲之蔽、

周公の心を設ること、至公明白にして私なし、その行ふ所、進むにも、退くにも、必道にかなひて、少も利欲の蔽はれなし、

其處己也、夔夔然存恭畏之心、其存誠也、蕩蕩然無顧慮之意、所以雖在危疑之地、而不失其聖也、

夔々は、戒め謹みて、へりくだりしたがへる貌なり、蕩々は、明白にして坦平なる義なり、其身を處置すること、常に夔々然として、恭しく畏れある心を存し、其心に誠實を存して、自信ずること篤きを以て、事を行ふに、蕩々然として、左右を顧み、前後を慮る意なし、この故に、流言にあひて、危ぶみ疑ふべき地にありといへども、すでにいかりもとりて、常を改めず、亦をそれはゞみて、守りを失はず、これそのついに聖徳を失はざる所以なり、

詩曰、公孫碩膚、赤舄几几、

これ詩の豳風狼跋の篇の詞なり、碩は大、膚は美なり、赤舄は、冕服のくつなり、几々は、進退の安んじて、重々しき貌なり、周公大いに美き功徳ありといへども、これをゆづりさけて、ほこる意なし、其容儀進退のありさま、恭順にして、安んじ舒やかなること、かくの如しとなり、

實無所說、事之盛則有光輝、既極而强引之長、其無意味甚矣、豈有光也、

此爻兌の上にあるを以て、悅すでに極るの象とす、然るに其悅をひきのばして、これをます、たとひ悅ぶ心いまだやまずとも、其事を悅ぶ道理、すでにすぎつれば、實に悅ぶべき所なし、凡そ事盛なる時は、光り輝きあり、すでに極れるを、又しゐてこれをのべます時は、その意味さめてなきこと甚し、なんぞ光ることあらんや、未光とは、光ることあたはじとなり、

○中孚之象曰、君子以議獄緩死、傳曰、君子之於議獄、盡其忠而已、於決死極於惻而已、

それ、獄訟は、民の利害死生のかゝれる所なり、この故に、君子獄を考へ議るにおいては、その忠誠をつくすのみにて、他念なし、死罪を決斷するにおいては、惻隱の心を極めて、ゆるべらるべきかぎりゆるくす、これも亦忠つくす一端なり、中孚は、中に存する信なり、よりて此大象において、誠信の事を云、

天下之事、無所不盡其忠、而議獄緩死、最其大者也、

君子天下の事において、忠誠をつくさずと云ことなけれども、中孚の大象に、唯此事をあげて云こと、これその最大いなる者なればなり、

○事有時而當過、所以從宜、然豈可甚過也、如過恭過哀過儉、大過則不可、所以小過爲順乎宜也、能順乎宜、所以大吉、

これ易卦小過の象に、不宜上宜下大吉、上逆而下順也と云の傳に、大象の行過乎恭、喪過乎哀、用過乎儉と云を、とり合せていへり、凡そ事時として、其節にすぐべきことあるは、事の宜きに從ふが故なり、然れども甚すぐるは、亦不可なり、行を修ること、

乎、亦使小人得不陷於非義、
比すとは、かたをならべて居る義なり、君子正道を以て自守る時は、只己が身を完くするのみならず、亦小人をして、君子を害すべき、すきまなくして、非義をする罪に陥ることを得ざらしむ、

是以順道相保、禦止其惡也、
これ此爻の象に、利用禦寇、順相保也と云義によりていへり、君子の類、共に順道を以て相保ちて、小人の惡をふせぎ止むとなり、

○旅之初六曰、旅瑣瑣、斯其所取災、
瑣々とは、こま〳〵しき義なり、

傳曰、志卑之人、既處旅困、鄙猥瑣細、無所不至、乃其所以致悔辱、取災咎也、
志卑之人とは、初六の陰柔にして、卑賤の地にあることを云、旅困とは、困はくるしむなり、外に出て旅人となり、疎遠の人にまじはりて、たのみすくなきことを云、鄙猥は、いやしき義なり、瑣細とは、すこしき利害をあらそふの類を云、悔辱とは、くやしくはづかしきぞ、蓋し旅客たるの道、大體を存して、細故を略するを以て、よしとするなり、

○在旅而過剛自高、致困災之道也、
これ旅卦の九三の傳なり、此爻剛陽にして中ならず、下體の上にあるを以て、剛に過ぎ自高ぶるの象あればなり、蓋し旅にある時は、柔順謙退を以て先とす、もし過剛にしてあらくれば、和順を失ふ、自高ぶれば、人親み附かず、これ必困み災あることを致す道なり、

○兌之上六曰、引兌、象曰、未光也、傳曰、説既極矣、又引而長之、雖説之之心不已、而事理已過、

○益之初九曰、利用爲大作、元吉无咎、

大作とは、大事と云義なり、元は、大いに善き義なり、

象曰、元吉無咎、下不厚事也、

厚事は、即大作の義なり、

傳曰、在下者、本不當處厚事、厚事、重大之事也、以爲在上所任、所以當大事、必能濟大事、而致元吉、乃爲無咎、

人臣の下にある、其分際もと大事を行ふことあたはず、されども上に在る人の任せらるゝを以て、大事に當ることあり、すでに大事を任ずる上は、必よくその大事を濟し大善の吉なる功を致して、然して後に乃咎なきことを得るなり、

能致元吉、則在上者任之爲知人、己當之爲勝任、不然、則上下皆有咎也、

勝任とは、よく其荷をになひあぐる義なり、蓋し非常の任にあたる者は必非常の功をなして後に、咎をまぬかるゝことを得るなり、然らざれば、これをさづくる者、これを任ずる者、共に咎あり、

○革而無甚益、猶可悔也、況反害乎、古人所以重改作也、

これ易の革卦の彖に、革而當、其悔乃亡と云の意によりていへり、重改作とは、改め作ることを重んじて、たやすくせざるなり、

○漸之九三曰、利禦寇、

禦とは、止る義なり、寇とは、寇賊のみならず、凡そ非理にして來る者、皆これなり、

傳曰、君子之與小人比也、自守以正、豈唯君子自完其己而已

此時九二己においては、至誠にして、以て君の心を感動し、力をつくして、以て君の身を扶持し、君においては、その義理を明にして、以て其知を致し、蔽惑をふさぎて、以て其意を誠にし、かくの如くに、委曲宛轉して、以て君に合はんことを求むべきぞ、

遇非枉道逢迎也、巷非邪僻由徑也、故象曰、遇主于巷未失道也、

此段は本爻の象辭を釋す、逢迎とは、君の私意いまだあらはれざるさきに、むかへとりて相あふ義なり、邪僻は、よこしまにひがめるなり、徑は、ちかみちなり、蓋し遇とは、ゆきあふ義なり、道理をまげて、むかへとるにあらず、巷は、委曲にしてたゞちならず、まはりくねりてゆく路なり、邪僻のことをして、ちかみちよりかゝるにあらず、この故に象に云く、遇主于巷、未失道也と、それ委曲にして遇ふは、正道ならざるに似たれども、此時にあたりて、かくの如くするは、必しも道を失ふにあらずとぞ、非邪僻由徑と云を、一本に非邪僻曲徑と云に作る、此義然るべし、

○損之九二曰、弗損益之、傳曰、不自損其剛貞、則能益其上、乃益之也、

人臣たる者、其剛正貞固のみさほを損ぜずして、君にはゞかりをそれらるゝ時は、則よく君の徳に益あり、

若失其剛貞、而用柔說、適足以損之而已、

柔說は、やはらかに、よろこばしきぞ、只柔悦の態を以て、君にまつろふ者は、君德をますにあらずして、まさしく以てこれを損ずるに足れり、

世之愚者、有雖無邪心、而惟知竭力順上爲忠者、蓋不知弗損益之之義也、

順上とは、君の心になびきしたがふなり、

之道也、又安能化不善而使之合乎、

含は、ふくみいるゝ義、弘は、ひろくゆたかなり、是亦君子の德なり、君子全く小人を棄絶は、含弘の義を失ひて、凶咎を致すの道なり、又何ぞよく不善の人を化して、善類となし、君子に心を合さしむることを得んや、

故必見惡人、則無咎也、

見とは、ゆきあひて、絶つことなきの詞なり、必これにあはまく欲するにあらず、

古之聖王、所以能化姦凶爲善良、革仇敵爲臣民者、由弗絶也、

姦凶は、かだましくあしき者を云、仇敵は、あたかたきなり、小人をたゝざるときは、則その身新にするの路を開き、善に從ふの機を發するによりて、よくかくの如し、

○睽之九二、當睽之時、君心未合、賢臣在下、竭力盡誠、期使之信合而已、

これ睽の九二に、遇主于巷无咎と云の傳なり、巷とは、委曲にして、いりまはりたる路なり、九二は賢臣、六五は正應の主君なり、然れども睽違の時なるによりて、君の心、臣下をうたがひそむく所ありて、いまだ相合はす、此時九二只身力をつくし、誠心をつくし、君をして己を信じ合はしめんと期するより、外のことなし、

至誠以感動之、盡力以扶持之、明義理以致其知、杜蔽惑以誠其意、如是宛轉、以求其合也、

此段は、上文の意をうけて、本文の正義を釋す、扶持とは、たすけたもつなり、蔽惑とは、おほはれまどふなり、宛轉とは、まがりまはる義、即亦委曲の意なり、

もし君子悪をするの小人をあひしらふには、たとひすこしき用ふべき才ありといへども、のぞきすつるにあたりては、更に係戀の私恩をのこすことなし、

○睽之象曰、君子以同而異、傳曰、聖賢之處世、在天理之常、莫不大同、於世俗所同者、則有時而獨異、

天理の常なることにおいては、天下と共に、ゆくとして同じからずと云ことなし、世俗の同く好む所の事においては、衆にそむくといへども、時としてひとりことなることあり、

不能大同者、亂常拂理之人也、

綱常を亂り、道理にもとる小人なり、

不能獨異者、隨俗習非之人也、

世俗と共になびきしたがひ、非義なる事にもならひ來りて、自さとらざる凡夫なり、

要在同而能異耳、

君子は只理にしたがふばかりなり、その大要、大いに同きうちにおいて、よくひとり異なる所にあり、

○睽之初九、當睽之時、雖同德者相與、然小人乖異者至衆、若棄絶之、不幾盡天下以仇君子乎、

これ睽卦の初九に、見惡人无咎と云の傳なり、同德者とは、此卦下兌上離にして、初九と九四と、共に陽爻相應ずるを云、それ睽はそむくなり、初九は善類の人、天下の人情、そむきもとれる時にあたりて、同德のたのむべき者、相與するありといへども、其外はみな小人にして、乖き異なる者至りて多し、もし全くこれをすてたゝば、天下の小人をつくして、以て君子に仇をなすにちかきぞ、

如此、則失含弘之義、致凶咎、

下として上に事ること、忠勤正直なるを、上たる人これを信用するは、理の常なり、然るに此卦下は巽にして、上は震なり、初六はもと柔暗の人、下位に居り、事の始にして、上に交ることなを淺し、九四は正應なりといへども、其性剛陽にして、高位に居り、志たかぶりてくだらず、又九二九三の二陽にへだてられ、下の情通じがたきによりて、初六に應ずるの志、常の交りに異なり、然るに初六忠直なりといへども、其勢をはからずして、上の信用を求め望むこと深し、これ常を知て變を知らず、こゝを以て凶悔あるに至るなり、

世之責望故素、而至悔咎者、皆浚恒者也、

故素とは、平常の義なり、ふるくより、あり來れることを云、只上下の交りのみならず、世の中に、わが忠直をたのみて、人の信用を責め望むこと、平素のならはしの如くにして、時の勢をはからず、理の變に通せざる者の、悔咎をとるに至るは、亦みな恒に浚き者なり、

○遯之九三曰、係遯、有疾厲、

係は、かゝる、遯は、のがるゝなり、幾を見てのがれ去る時には、速にして遠きを以てよしとす、係遯とは、のがるゝにあたりて、かゝづらふことあるを云、これ病あり、其去ること速ならず、こゝを以て厲し、

畜臣妾吉、傳曰、係戀之私恩、懷小人女子之道也、故以畜養臣妾則吉、

係戀とは、心にかゝりて、わすれざることを云、私恩とは、必しも恩をかくまじき事に、かくることを云、小人とは、奴僕下人をさす、小人女子は、即臣妾のことなり、蓋し小人女子は、義あることを知らずして、只恩をかくればこれになつき、恩おとろふれば則うらむ、この故に君子遯れ去るには、かゝづらふことあしけれども、女子小人をやしなひて、これをなづくるには、つねに心にかけて、わすれざるを以て、吉なりとす、

然君子之待小人、亦不如是也、

と故に、つとめて其非をそしりいさむれども、其目のさめざるをいかんともしがたし、よりて必そのふさがらずして、明なる處より、とり入りて、やうやくに其ふさがれる處に、おし及ぶ時は、則よく其心をさとさるゝなり、

自古能諫其君者、未有不因其所明者也、故訐直强勁者、率多取忤、而溫厚明辨者、其說多行、

訐直とは、人のかくす私を、あばき出して、すぐさまに云ふなり、强勁とは、つよくこはゞる義なり、氣象溫に厚く、道理明に辨れる者は、約を納るゝこと、牖よりすることをよくするによりて、其說多く用ひ行はる、

非唯告於君者如此、爲敎者亦然、夫敎必就人之所長、所長者、心之所明也、從其心之所明而入、然後推及其餘、孟子所謂成德達才是也、

成德達才とは、夫子その門人を敎るに、かくの如くなる者あることをいへり、資質の純粹なる者は、其德を成就す、資質の明敏なる者は、其才を通達す、これみな其長ずる所によりて、これを成すなり、

○恒之初六曰、浚恒、貞凶、

常の道理を求ることふかくして變通することを知らず、只つねになづむこと、貞固にしてかたきは、凶にあふの道なり、

象曰、浚恒之凶、始求深也、傳曰、初六居下、而四爲正應、四以剛居高、又爲二三所隔、應初之志、異乎常矣、而初乃求望之深、是知常而不知變也、

所なり、此卦下は震にして動く、上は兌にして悦ぶ、悦て動く時は、自その過ることを知らず、然るに九五は、中を得てすぎざる故に、よしとするなり、

○坎之六四曰、樽酒簋貳用缶、納約自牖、終無咎、

樽は、たる、簋は、飯をもる者、缶は、瓦やきの器、納るは、すゝむる義、約は、むすぶ義なり、牖は、室の旁より、あかりをとる處なり、人臣君の信任を求るには、質にして實あるべし、浮きて飾るべからず、それ儀文華飾の盛なること、燕享の禮にしくことなし、然るに只一樽の酒、二簋の飯にして、又瓦缶を以て器とす、その質實の至れる心、かくの如く、而して言をすゝめて、君にとりむすぶには、その明なる處よりして、きゝうけやすからしむ、これそのついにとがめなき所以なり、

傳曰、此言人臣以忠信善道結於君心、必自其所明處、乃能入也、

忠信善道とは、即一樽二簋にして、瓦缶を用る義、其外はみな納約自牖するの義なり、

人心有所蔽、有所通、通者明處也、當就其明處而告之、求信則易也、故云納約自牖、能如是、則雖艱險之時、終得無咎也、

此より下は、又納約自牖するの意を詳にとく、艱險とは、艱難危險にして、すぎがたく、あやうき時を云、

且如君心蔽於荒樂、唯其蔽也故爾、雖力詆其荒樂之非、如其不省何、必於所不蔽之事、推而及之、則能悟其心矣、

荒樂とは、遊樂に心のすさびあることを云、故とは、ふるくひさしき義なり、久く蔽ひふさがりたるこ

公己奉上とは、おのが有る所を、公の物として、上に奉るなり、

○人心所從、多所親愛者也、

これ易の隨卦の初九の傳なり、本文下に見えたり、凡そ人心のよしとして從ふ所の者、多くは其親み愛む所の人と云こと、爲ることとなり、

常人之情、愛之則見其是、惡之則見其非、

これを愛する時は、その是なる處のみ見え、これを惡む時は、その非なる處のみ見ゆ、これ常人の情なり、

故妻孥之言、雖失而多從、所憎之言、雖善爲惡也、

妻孥は、妻子なり、失すとは、理をとり失ふぞ、

苟以親愛而隨之、則是私情所與、豈合正理、故隨之初九、出門而交、則有功也、

出門とは、家內の私情をはなれてと云借言なり、云意は、人よく私情のかゝづらひをはなれて、公正の心を以て、物にしたがひまじはる時は、其する所の事、必功ありとなり、

○隨九五之象曰、孚于嘉吉、位正中也、

九五尊位に居り、正にして中を得たり、よりて又よく下六二の正中に應ず、これ善きを信ずるの義にして、乃その吉なる所以なり、

傳曰、隨以得中爲善、

凡そ物にしたがふことは、中道を得るを以てよしとす、これ本文の正義なり、

隨之所防者過也、蓋心所悅隨、則不知其過矣、

それ隨ふ所の事、いましめてふせぐべきは、其すぐる

○世儒有論魯祀周公、以天子禮樂、以爲周公能爲人臣不能爲之功、則可用人臣不得用之禮樂、是不知人臣之道也、

世儒は、世間の儒者なり、成王天子の禮樂を魯にたまはり、伯禽これをうく、事禮記の明堂位に見えたり、人臣不能爲之功とは、世のつねの人臣の、えせざるほどの大功を云、

夫居周公之位、則爲周公事、由其位而能爲者、皆所當爲也、周公乃盡其職耳、

人臣其位の職分に由りて、せらるべきほどの事は、みなせでかなはざることなり、周公の大功といへども、亦只其職をつくせるばかりなり、一つも分外の功をなし玉ふにあらず、

○大有之九三曰、公用亨于天子、小人弗克、

大有とは、物盛大にして、豊に有るの時を云、公は、諸侯なり、此卦乾下離上、九三下體の上にあり、諸侯人君の象なり、餘は下に見えたり、

傳曰、三當大有之時、居諸侯之位、有其富盛、必用亨通于天子、謂以其有爲天子之有也、乃人臣之常義也、

諸侯大有にして、富み盛なる所の者を、ひとりわが物とせず、朝覲をつとめ、貢物をたてまつり、その有る所を用ひて、通じて天子の有る所とす、これ乃人臣たる者の常なる分義なり、

若小人處之、則專其富有以爲私、不知公己奉上之道、故曰小人弗克也、

○伊川先生曰、君子觀天水違行之象、知人情有爭訟之道、故凡所作事、必謀其始、絕訟端於事之始、則訟無由生矣、

これ易の訟卦の大象に、天與水違行、訟也、君子以作事謀始と云の傳なり、此卦下は坎にして水なり、上は乾にして天なり、天氣はのぼり、水流はくだりて、相違ひゆく、これ人情相もとりて、訟あるの象なり、よりて卦を訟と名づく、君子人に爭ひ訟る道あることを知て、この故に、凡そ事をなすには、必その始を謀りて、訟の端を事の始にたつ、則訟のわざ由りて生ずることなし、

謀始之義廣矣、若愼交結明契券之類是也、

交結とは、人とはじめて交りを結ぶことなり、契券とは、契約證文なり、

○師之九二、爲師之主、恃專則失爲下之道、不專則無成功之理、故得中爲吉、

これ易の師卦の九二、在師中吉无咎と云の傳なり、此卦只九二一爻陽にして、諸陰みなこれに歸す、下にありて、制令をほしいまゝにする者なるによりて、大將として、師に主たるの象あり、

大將は制を專にすることを得ればとて、これを恃にすれば、下たるの道を失ふ、亦專にせざれば、功をなすべき道理なし、この故に、その中道を得るを以て吉なりとす、九二は剛にして中なり、こゝを以て吉にして咎なし、

凡師之道、威和並至則吉也、

これ明に九二剛中にして吉なるの意をとく、凡そ師に主たるの道、威あるのみにて、和がざれば、人心慴れてはなる、和ぐといへども、威あらざれば、人心もてあそんでゆるぶ、この故に、威と和とならびに至れる時は、則中にして吉なり、

不甚駭、

衆人とは、世のつねの奉行人をさす、明道民の事を治るに及んでは、世の人のせまく欲すれども、法に拘はりてえせずと云こと多きを、明道これをするには、必しも法に拘はらず、事の宜きに隨て處置す、されども、亦いまだかつて大いに法にもとらざる故に、衆人も亦これを甚おどろきあやしむに至らず、

謂之得伸其志則不可、求小補、則過今之爲政者遠矣、

明道の所爲、これを民事において、大いに其志を伸ることを得といはゞ不可なり、されども小き補ひあることを求めば、則今の世の政をする者に、すぐれたること遠し、

人雖異之、不至指爲狂也、至謂之狂、則大駭矣、

これ又初段の意をかさぬ、明道のする所、人これをあやしむことありといへども、亦狂妄の人とさし云に至らず、もし人これを狂と云に至らば、これ則大いに駭くと云者なり、

盡誠爲之、不容而後去、又何嫌乎、

これ伊川明道の志を推しはかりていへる歟、然らずは、明道自らの志をのべられたる語なるべし、凡そ政をするには、只わが心の誠をつくしてするの外なし、もし君相にゆるしいれられずば、其時に至りて後に、官を辭し去るばかりなり、然らば更に又何のうたがひあやぶむ所ありて、せまく欲することをせざらんやと、

○明道先生曰、一命之士、苟存心於愛物、於人必有所濟、

一命の士、その義前に見えたり、物とは、人を云、濟とは、すくふ義なり、一命の士は、其任ずる所の職わづかのことなりといへども、もし物を愛する心を存して、失はざる時は、人において、必濟す所の效あり、况や重職を任ずる人の上をや、

則將恃財以自保、

公は財を以て人をいかさんことを、求れども、これ然らず、只君にこひもとむるに、仁愛の道を以てせば、君反て財を輕く見て、民を重く見るべし、もし君をおどすに逆亂の利害を以てせば、君すなはち財をたのみにして、以て亂のふせぎとし、其身を保たんとするのみなるべしとなり、

古之時得丘民則得天下、

これ孟子に、得乎丘民而爲天子と云によりていへり、丘民とは、田野の民を云、至りて微賤なる者といへども君の仁愛、これに及びて、その上をしたしむ心を得る時は、天下の人みなこれに歸することを得るなり、

後世以兵制民、以財聚衆、聚財者能守、保民者爲迂、

以兵制民とは、制は制度なり、兵をそなへて、以て民をおどして、亂をおこすことなからしむとぞ、以財聚衆とは、衆は軍兵をさす、財をたくはへて、以て兵をやしなひおくことを云、これによりて、財を聚る者をば、よく國家を守る者なりと云、然して民を愛して保護する者をば、反て迂濶なりと云、迂は、とほきぞ、人情にとほざかりて、眼前の用をなさゞるとなり、

惟當以誠意感動、覬其有不忍之心而已、

これ或人に答る所の主意なり、奏狀の趣、只誠意を以て、君を感動して、その人をそこなふに忍びざる心あらんことを、こひねがふべしとなり、

○明道爲邑、

此章は、伊川先生門人に答る書簡の中に見えたり、爲邑とは、知縣事として、一邑の奉行となれる時のことなり、

及民之事、多衆人所謂法所拘者、然爲之未嘗大戾於法、衆亦

心、

進講とは、上の前へすゝみまゐりて、經を講ずるとなり、宿も預も、みなあらかじめなり、前夜より齋戒することを云、潜むとは、沈むる義なり、

若使營營於職事、紛紛其思慮、待至上前、然後善其辭說、徒以頰舌感人、不亦淺乎、

營々は、往來しげき貌、紛々は、まぎらはしきぞ、頰舌は、ほゝしたなり、徒に口をたゝき、詞をよくするのみにて、人を感ぜまく欲せば、その用意淺しとなり、

○伊川答人示奏藁書云、

或人伊川に奏狀の艸藁を見せて、はかりけるに答へられし書なり、奏狀の趣き、財をたくはへて、以て兵をそなへ、亂のおこらん防をして、人の死亡を免れしめんとのことと見えたり、

觀公之意、專以畏亂爲主、顧欲公以愛民爲先、力言百姓饑且死、乞朝廷哀憐、因懼將爲寇亂可也、

哀憐は、あはれみなり、公民を愛する意を以て先として、まづつとめて百姓の餓死せんとすることをいひて、朝廷のあはれみをこひ、これによりて、又百姓困窮にせまらば、寇賊逆亂をせん惧れありといはゞ、可ならんとぞ、

不惟告君之體當如是、事勢亦宜爾、

人君は民を愛するを以てむねとす、この故に、上の如くに云こと、君に告るの事體、かくの如くなるべし、しかのみならず、今日天下の事勢も、亦かくの如くに云べき時なりと、

公方求財以活人、祈之以仁愛、則當輕財而重民、懼之以利害、

ぞと、

○井田卒歸於封建乃定、

封建とは、諸侯を分封して、各國を建ることなり、蓋し天下の共主は、一人なれども、一身を以て、遠き四方の末までは、其心あまねく及びがたし、よりて臣子の賢をえらび、各土地をさづけて、わけ治めしむ、この故に、民各其主をあがめ、主各其民を愛し、上下つなぎかためて、天下久安に治まる、これ古昔帝王の良法なり、周の末、戰國にわかれたるを、秦これをあはせとり、天下を三十六郡にわけて、各守護をすゑおきしより、今の世までにこれを改めず、守護はしば〳〵入りかはり、國に定れる君なきによりて、民にも定れる產なし、この故に、井田の法、ついに天下封建に歸して、然して後に定るべしとなり、

政事類、

すでに治道に明にして、治法に通ずる時は、則受る所の官職に随て、以て政事に施すべし、この故に、此卷を以てこれに次ぐ、凡そ官に居て、職を任じ、上に事へ、下を撫で、同僚にまじはり、賢才をえらぶの類、みなこゝに具はれり、

伊川先生上疏曰、

これ哲宗の時、太皇太后にたてまつれる書なり、

夫鐘怒而擊之則武、悲而擊之則哀、誠意之感而入也、告於人亦如是、古人所以齋戒而告君也、

鐘怒而擊之二句は、孔子の家語に出たり、これ人の誠意感じて鐘に入る故なり、人に告るも亦かくの如し、蓋し人情の誠は、金石をしもよく感動す、況や人にをいておや、この故に、古人君に物まうさんとする時は、必あらかじめ齋戒す、

臣前後兩得進講、未嘗敢不宿齋預戒、潛思存誠、覬感動於上

子之私也と云三句も、亦傳文なり、

古之人曲盡人情、必也同宮有叔父伯父、則爲子者、何以獨厚於其父、爲父者、又烏得而當之、

これ亦かさねて上文の意をのぶ、當之とは、子の奉養の厚きに、うけあたるなり、

父子異宮、爲命士以上、愈貴則愈嚴、

これ又禮記の內則に、命士以上皆父子異居と云によりていへり、命士とは、一命の士なり、古は人臣に九段の命ありて、一命にはじめて職をうく、父子居を異にする時は、兄弟長じて宮を異にすること明なり、士いまだ命をうけざる者は、父子同居すといへども、亦そのへだてありて、四方の宮の如し、凡そ異宮の制、命士以上、いよ〳〵貴き時は いよ〳〵嚴密なり、

故異宮猶今世有逐位、非如異居也、

逐位とは、諸位と云が如し、あまたあるをば、ひきすへて云詞、一々逐ひわたりたる人前と云義なり、後世の親族同居する者は、兄弟部をわけてへだて居り、其行列のかしらにあたれる人の官號、或は謚號を以てよびわく、某の位の第幾郎幾姪と云の類なり、その異居と云は、兄弟財をわき、門をへだてゝ、他人の如し、この故に、古の異宮と云は、今の逐位の如くにて、異居の如くはあらずとなり、

○治天下、不由井地、終無由得平、

井地は、即井田のことなり、井田の法よりはじめざれば、一時の功は成すとも、天下ついに平なることを得がたしと、

周道止是均平、

周道如砥と云、小雅の詩の詞によりて云く、周の治道をよしとすること、只これ天下均く平なるを以て

事長之義、月吉は、月朔なり、高年は、年たかき者、縣庭は、縣令の家庭なり、勸酬は、すゝめむくふるなり、盃のとりかはしを云、これを以て、人に老たるを供養し、長れるに奉事するの義を知らしむ、

因問民疾苦、及告所以訓戒子弟之意、宴會のついでに因りて、又民の疾み苦む所の事をとひ、又その子弟を訓へ戒る所の意をつげ知らす、

○橫渠先生曰、古者有東宮、有西宮、有南宮、有北宮、異宮而同財、此禮亦可行、此章は、儀禮の喪服傳によりて論を立つ、有東宮の四句は、即傳文なり、古人は親族同居して、家財をわかざれども、父子兄弟、宮室を異にして、東西南北にへだてすめり、此禮今も亦行ふべきことなりと、

古人慮遠、目下雖似相疎、其實如此乃能久相親、此より下は、異宮のよき故をとく、目下は、眼前と云義なり、

蓋數十百口之家、自是飮食衣服、難爲得一、親族多ければ、其衣食等のこのみ、一樣なることを得がたし、然るを、しゐて同くせんとすれば、情意にもとることあるによりて、各へだてすむなり、

又異宮、乃容子得伸其私、所以避子之私也、子不私其父、則不成爲子、又兄弟宮を異にすることは、子たる者、各其父に奉養を厚くする私情を伸ることをゆるす、これ人子の私情をさくる故なり、もし子たる者、其父のために、私情をつくさゞれば、子たるの孝を成すことを得ず、避

數ヶ所の井田としてなり、

上不失公家之賦役、

公家は、公儀なり、賦は、年貢、役は、夫役、これを不失とは、法の如くにつとめてなり、

退以其私正經界、分宅里、立斂法、廣儲蓄、興學校、成禮俗、救菑恤患、敦本抑末、

これ公儀をなしての上に、こなたへ退きて、私に行ふの法なり、宅里は、いへゐ、さとむらなり、斂法は、なりはひをさめとるの法なり、儲蓄は、米穀をまうけたくはへて、凶年のそなへとすることを云、學校をたてゝ、農の暇に、孝悌忠信の道を敎ふ、又慶び弔ひの往來を以て、禮義の風俗を成す、菑は、旱水つき、洪水火災の類、患は、疫癘盗賊の類、本は、農桑の業、末は、工商の事、

足以推先王之遺法、明當今之可行、

上云如くにせば、先王の遺れる法を、推し求め、今に當れる世に行はるべきことを、明し示すに足れりとぞ、

此皆有志未就、

以上の事、みな張子その志ありつれども、いまだならずしてをはれり、

○横渠先生爲雲巖令、

これ亦行狀の文なり、雲巖は、縣の名、陝西の丹州に屬す、

政事大抵、以敦本善俗爲先、

敦本とは、浮華をのぞきて、質素をたつとび、工商をおさへて、農桑をつとむるの類、善俗とは、孝悌をすゝめ、禮讓をならはすの類、

每以月吉具酒食、召鄕人高年會縣庭、親爲勸酬、使人知養老

經界とは、田地の界目を、かぎりわくことを云、經も亦界の義なり、即井田の法を云、張子人民を治るに、先として務むべき道を論ずるには、必此事を以て急とせり、

嘗曰、仁政必自經界始、貧富不均、教養無法、雖欲言治、皆苟而已、

仁政必自經界始とは、孟子の語なり、蓋し經界正しからずして、民の貧富ひとしからざれば、富る者は財をたのみて、惡をなしやすし、貧き者は養ひつがずして、善をするに暇なし、これ民を教へ養ふの法、共にすたれて行はれず、然る上にて政治を論せまく欲すとも、皆あからさまなるのみにて、先王の仁政にあらずとなり、

世之病難行者、未始不以亟奪富人之田爲辭、然茲法之行、悅之者衆、苟處之有術、期以數年、不刑一人而可復、所病者、特上之人未行耳、

世の人井田の行はれがたきことを病る者、必急に富人の田を奪ひとらざれば、行はれずと云を以て、其辭とす、然れども此法の行はるゝこと、世にこれを悅ぶ者多き故に、もしそれ處置するにてだてあらば、數年の間を期して、一人を刑せずとも、古法に復へさるべし、只上たる人のいまだ行はれまじきを、病るばかりぞと、

乃言曰、縱不能行之天下、猶可驗之一鄕、

私にこれを一鄕の間に、行ひ見らるべしとなり、

方與學者議古之法、共買田一方畫爲數井、

宋の時四十頃餘の地を一方とす、これを畫りわけて、

古の書、少きことを板にしるして方と云、多きことを策にしるしてあみたるを策と云、簡書と云も、すべて書籍のことなり、

惟志士仁人、爲能識其遠者大者、素求預備而不敢忽忘、

只道に志すの士、仁を好むの人のみ、よく深遠の謀、大段の勢をしるによりて、事なき時に、素より講求し、預め戒備して、敢て忽り忘れず、蓋し兵をおこすこと、國用をやぶり、民命をあやうくする、わざなるによりて、これを用ることなからまくねがへる故に、かくの如し、即聖人やむことを得ざるの本意なり、

○肉辟於今世死刑中取之、亦足寛民之死、

肉辟とは、辟はつみなり、罪人の肉をきりて、命を存するの刑を云、即墨劓剕宮の四つなり、墨はいれずみ、劓は、鼻をそぐ、剕は足のすぢをきる、宮は陰道をたつ、死刑を大辟と云、共に五刑なり、肉刑を、今の世の死刑の中の、やゝかろき者を取りて、これを用ひば、亦以て民命の斷絕をゆるぶるに足れり、

過此當念其散之之久、

過此てはとは、此外にはと云義なり、散之之久とは、論語に曾子の曰く、上失其道、民散久矣と云意をとれり、民散ずとは、其情義そむきはなれて、相思ふことなきを云、後世敎化行はれずして、民心をはなれちらしむること、久きによりて、刑を犯す者、多くはその罪たることを知らず、或はやむことを得ざるにせまりてのことなり、法をつかさどる者、ふかく此念を存して、あはれみを加ふべしとなり、

○呂與叔撰横渠先生行狀云、先生慨然有意三代之治、

慨然は、いきどほりてなげく意なり、三代の政治に、かへさまく欲する志あり、

論治人先務、未始不以經界爲急、

成ることなり、城塞は、兵をこめをく處、土をかさねたるを城と云、柵をかこひたるを塞と云、斥候は、とほくうかゞふなり、とほみの處を云、控帶とは、控は敵をふせぎとむる處、帶は味方をかこひまもる處、此等の簡要をも、亦きはめ知らずと云ことなし、

其吏事、操決、文法簿書、又皆精密詳練、

吏事は、奉行のさばきなり、此段は皆うつたへをことわるにつきて云、操は、とりつむる處なり、決は、さだむるなり、決斷することを云、文法は、宰判の書法なり、簿書は、帳なり、帳にしるすことを云、精密は、くはしくこまかなるぞ、詳練は、つまびらかにねれたるぞ、

若先生、可謂通儒全才矣、

これ上文を結ぶ、通儒とは、萬事に通じて、あまねき儒術なり、全才とは、何事をもよくして、かけたる所なき才能を云、

○介甫言律是八分書、是他見得、

介甫は、王荊公安石が字なり、律とは、刑律の書、歷代相傳へて國法とす、五代の周の世宗の時、竇儀に命じて注せしめ、名づけて刑統と云、介甫がさす所これなり、みな古法と相近き故に、八分の書と云、されども敎化の意すくなきによりて、なを十分の書にはあらず、他とは、介甫をさす、見得たりとは、程子かれ其書たる所を見得たりと、ゆるせるなり、

○橫渠先生曰、兵謀師律、聖人不得已而用之、

それ兵を用るには、必謀計ありて後にやぶれず、師を行るには、必法律ありて後にみだれず、皆聖人の成法あり、然れども聖人これを好むにあらず、只命をそむき、民をさまたぐる者あるを、うち平げんために、やむことを得ずして、これを用るなり、

其術見三王方策、歷代簡書、

術とは、兵を用ひ、師を行るのてだてなり、方策とは、

如し、

然而又有旁枝達而爲幹者、故曰、古者天子建國、諸侯奪宗云、

此語全文の出處、いまだ審ならず、諸侯奪宗と云一句は、漢の梅福が傳に見えたり、天子國をたてゝ、諸侯を封ぜらるゝ時、其人家の庶子たりといへども、爵位貴き故に、宗子あれども、これに事へず、國に太祖の廟をたてゝ、其祭に主たり、これを宗を奪ふと云、即旁枝を幹に立たるが如し、これは別段の例なり、

○邢和叔叙明道先生事云、

叙すとは、のべついづるぞ、

堯舜三代帝王之治、所以博大悠遠、上下與天地同流者、先生固已默而識之、

博大は、ひろく大いなり、悠遠は、はるかにとほきなり、皆その政化の規模氣象を云、上は天と流を同うし、下は地と流を同うす、只これ天地の化育とひとしきことをいへり、いかなる故に、かくの如しと云ことを、先生もだして口にはいはざれども、心にこれをさとりしるなり、

至於興造禮樂制度文爲、下至行師用兵戰陣之法、無所不講、皆造其極、

興造は、おこしつくるなり、制度文爲とは、ひろく作法のことを云、文爲は、禮文のしわざなり、行師とは、人數を出すこと、兵は、武者なり、戰陣はたゝかひ陣だて、此等のこと、講はしきはめて、皆その至極に至れり、

外之夷狄情狀、山川道路之險易、邊鄙防戍、城寨斥候控帶之要、靡不究知、

情狀は、こゝろざまなり、險易は、さがしきと、やすきとなり、邊鄙防戍とは、北方の邊地にて、北狄を防ぎ

且如漢高祖欲下沛時、只是以帛書與沛父老、其父兄便能率子弟從之、

沛は、地の名なり、帛書とは、古人のふみ、帛にかきたるを云、漢の高祖の起れる時に、沛人の從はざるを、降參せまく欲して、沛の父老中へ、書をあたへて、意趣をのべられしかば、これをきゝうけ、即よく其子弟をひきつれて、これに從へり、

又如相如使蜀、亦移書責父老、然後子弟皆聽其命而從之、

相如は、司馬相如、移書とは、官人書を以て公用を通ずることを云、漢の武帝の時、司馬相如蜀の國へ使にゆきけるに、蜀人命にしたがはざりしかば、相如移文を以て、その父老をせむ、而して後に子弟命をうけて相從へり、

只有一箇尊卑上下之分、然後順從而不亂也、若無法以聯屬之安可、

聯屬は、つゞきつらなる義なり、天下の勢、只一つの尊卑上下の分際あるによりてこそ、順從してみだれざれ、もし宗法を以て人を聯屬して、尊卑の分を立ることなくば、それいづくんぞ順從せらるべけんやと、漢の初は、古代を去ること、いまだ遠からざる故に、なを尊卑の分ありて、子弟たる者、父兄に從がへるなり、

且立宗子法、亦是天理、譬如木必有從根直上一幹、亦必有旁枝、又如水雖遠必有正源、亦必有分派處、自然之勢也、

直上の幹とは、すぐにたちのぼるからなり、木の心を云、旁枝とは、かたはらへさし出るえだなり、正源とは、正流のみなもとなり、分派處は、旁流のわかるゝ處なり、直幹正源は、大宗の如し、旁枝分派は、小宗の

て云、道路は、往還の道なり、城郭は、しろなり、郭は城の外がまへを云、溝池は、みぞいけなり、貴勢所奪とは、貴く勢ある人の墓地敷地に、むばひとらるゝことを云、耕犂所及とは、耕し犂て田地にうちいれらるゝことを云、

一本所謂五患者、城郭、溝渠、道路、避村落、遠井窰、

一本に、五患の目をかくの如くにあげたり、渠も、みぞなり、村落は、むらなり、落とは、村のかこひを云、井は、水くむ井、窰は、かはらがまなり、瓦幷に陶器の土とる所を云なるべし、

○正叔云、某家治喪不用浮圖、

正叔は、伊川の字なり、浮圖は、佛陀と同じ、佛事を用ひずとなり、

在洛亦有一二人家化之、

洛は、程子の本國なり、そのかみの人、死喪に佛事を用ひずと云ことなかりしかども、程子專古禮を用ひられしによりて、一二の人家亦これに化して、佛事を用ひざりしなり、

○今無宗子、故朝廷無世臣、

世臣とは、世をかさねて事る、譜代の臣を云、

若立宗子法、則人知尊祖重本、

本とは、宗家をさす、

人既重本、則朝廷之勢自尊、

人家各其宗を重んじ、朝廷は又天下の宗をかねすぶる故に、其勢おのづから尊く、政教號令も、統紀ありて行はれやすきなり、

古者子弟從父兄、今父兄從子弟、由不知本也、

父兄子弟と云時は、伯叔從兄弟姪の類も、皆其中にあり、古は子弟必父兄を尊びて、其命に從ふ、今は子弟富貴なれば、父兄反てこれに服從す、これ本を重ずることを知らざるによれり、

ふとも、やうやくに、その禮義の當然にして、やめられざることを、知らせらるべしとなり、

卜其宅兆、卜其地之美惡也、

卜其宅兆とは、孝經の文なり、葬地を卜ふことを云、宅は、つかあなゝり、兆は、墓の地どりを云、地の美惡とは、土地のよしあしなり、

地美則神靈安、其子孫盛、

神靈とは、祖考の精靈をさす、祖考は根本、子孫は幹枝たる故に、かくの如くなり、

然則曷謂地之美者、土色之光潤、草木之茂盛、乃其驗也、

光潤は、ひかりうるはしきぞ、茂盛は、しげりさかふるなり、

而拘忌者、惑以擇地之方位、決日之吉凶、

拘忌とは、かゝはりいむぞ、葬師日者の説にまどひて、かゝはりいみさくること多きを云、方位とは、方角なり、子の位、丑の位と云の類、

甚者不以奉先爲計、而專以利後爲慮、尤非孝子安措之用心也、

拘忌の甚き者は、先人の體魄に奉じて、その安穩を求るを以て、計とせずして、專後世の福利を得んことを以て、慮りとす、これ尤孝子親の柩を安んじ措んための用心にあらず、安措と云も、孝經の文なり、

惟五患者不得不愼、

五患とは、葬地に忌むべき患、五つあることを云、これは愼でさけよとなり、

須使異日不爲道路、不爲城郭、不爲溝池、不爲貴勢所奪、不爲耕犂所及、

これ五患の目なり、異日は、他日と同じ、後日をさし

祖、厥初生民之祖也、無主、於廟中正位設一位、合考妣享之、

始祖は、氣化の男女、始めて人民を形化して、生じたる祖を云、冬至は陽氣はじめて生ずる時なるにより て、これにかたどりて祭るなり、廟位なき故に主もなし、又氣化の人にて、おぼろげなる故に、考妣をわかず、只廟の正中に、虚く一位をまうけて、これを合せ祭る、考妣とは、父母死後の稱なり、

立春祭先祖、立春生物之始也、先祖始祖而下、高祖而上、非一人也、亦無主、設兩位分享考妣、

先祖とは、始祖のつぎより、高祖のさきまでの祖を云、立春は天地の萬物を生ずる始なるによりて、これにかたどりて祭るなり、此祖一世一人にあらず、亦名もしれざる人ある故に、只先祖考、先祖妣と云、兩位を設けて、これをわけ祭る、

季秋祭禰、季秋成物之時也、

禰とは、古父の廟を稱す、よりて父祖の祭を禰と云、亦考妣兩主を祭る、季秋九月は、天地物を成すの時、父母はわが身を成せるによりて、これにかたどりて祭るなり、

忌日遷主祭于正寢、

忌日は、祖考の死日なり、正寢は、家の正堂、今寢殿と云これなり、蓋し廟には歴代の主ありて、一位をとりわき祭りがたきを以て、これを正寢にうつして祭るなり、

凡事死之禮、當厚於奉生者、

神の來格をこひねがふ故に、禮をさかんにして、以て誠敬をつくすなり、

人家能存得此等事數件、雖幼者可使漸知禮義、

件は、條數なり、人家よくこれらの祭禮、數ケ條の事を、常に存し得て、すつることなくば、幼童たりとい

某とは、伊川みづから名を稱せられたるを、語をしるす者、さけて某と云なり、修むとは、とり行ふぞ、古は冠昏喪祭郷飲酒士相見を六禮と云、此より下には、只祭禮の大略をいへり、

家必有廟、

士大夫の家には、必家廟をたつ、

庶人立影堂、

庶人は廟と云ことを得ずして、影堂と云なり、

廟必有主、

主は、神主なり、伊川古の諸侯の木主にかたどりて、新に其式を定めり、

高祖以上、即當祧也、

祧すとは、主をおさめて、廟にたてざるなり、高祖より以上の祖は、親盡る故に、これを祧す、

又云、今人以影祭、或一髭髮不相似、則所祭已是別人、大不便、

影とは、畫像を云、髭髮は、ひげかみなり、不便とは、順利ならざる義なり、此説による時は、庶人の祠室を、影堂といへども、亦主を用ひよとの意なるべし、

月朔必薦新、薦後方食、

月朔の祭禮には、必時の新物をすゝむ、すゝめて後に、はじめてこれを食す、

時祭用仲月、

四時の祭禮には、二、五、八、十一、の仲月を用ふ、蓋し朝廷の時祭に、孟月を用ひらるゝによりて、これをさけてなり、

止於高祖、旁親無後者、祭之別位、

祭る所の正位、考祖曾高四世に止る、旁親とは、兄弟伯叔の類を云、そのあとつぎなき者あれば、別に祔位をまうけて、これを祭る、

冬至祭始祖、冬至陽之始也、始

古人有花樹韋家宗會法、可取也、

これ唐の岑參が、韋員外花樹歌つくりて、そのかみ韋氏が家、宗族さかんにして、相和げることを、ほめたるを引て、これを法にとるべしとなり、韋氏官は員外郎、その名はさだかならず、一族花のもとにて飲宴したのしめるなり、

毎有族人遠來、亦一爲之、

もしその族人、遠方より來ることあらば、又別に一會せよとぞ、

吉凶嫁娶之類、更須相與爲禮、使骨肉之意常相通、

吉は、祭禮、凶は、喪禮、女を嫁し、婦を娶るの類は、嘉禮なり、互に相慶び、相助るの禮を行ひ、骨肉のはなれがたき恩意を相通すべしとなり、

骨肉日疎者、只爲不相見、情不相接爾、

骨肉の親み、日々にうときこと、只をり／＼相あはざるがために、その情意へだゝりて、相うけつゞかざるのみなりとぞ、

○冠昏喪祭、禮之大者、今人都不理會、

冠は元服、昏は嫁娶、みな嘉禮なり、理會とは、講はして行ふことを云、

豺獺皆知報本、今士大夫家多忽此、厚於奉養、而薄於先祖、甚不可也、

豺獺の祭りは、はじめて魚獸をとりたる者の恩を報ずるが如し、然るに士大夫反て報本の禮にをこたる、只父母の奉養にのみ厚くして、先祖の祭享に薄きこと、甚不可なり、

某嘗修六禮大略、

るゝなり、
又曰、一年有一年工夫、
宗子の法、久くすたれたる故に、遽には興行しがたし、一年には其一年の工夫を用ひ、年々にくみたて、後來までも、すたれざるやうにすべしとなり、
○宗子法壞、則人不自知來處、以至流轉四方、往往親未絶不相識、
宗子の法立つ時は、人々わが身の由りて來る所を知る、故に、各その宗子の家に事へて、離散せず、宗法やぶるゝ時は、則人自その來處を知らず、四方に流散展轉して、九族の親いまだ絶ざれども、互に相しらざるにいたるなり、
今且試以一二巨公之家行之、
巨公とは、巨は大なりそのかみの大臣云、
其術要得拘守得、須是且如唐時立廟院、仍不得分割了祖業、使一人主之、
拘守とは、かゝへまもるなり、失はざることを云、廟院とは、只家廟を云、院は廟外のかこひなり、分割は、わきわるなり、祖業は、太祖の田地を云、蓋し古の大夫士の廟制すたれて後、漢の時の公卿、多くは祠堂を墓所に立つ、唐の初に至りて、諸臣の廟制をさだめて、各その家につくらしむ、今その如くに、家廟を各宗子の家に立て、又その祖業をわきちらさず、族子一人をして、これをつかさどらしむべし、家廟を立る時は、人みなその由りて來る所を知て、離散せず、祖業をわかたざれば、人みな其業をおもんじ他にうつらず、
○凡人家法、須月爲一會以合族、
毎月一度、族長の所に宴會をして、一族をよびあはすべしと、

嘗謂軍中夜驚、亞夫堅臥不起、不起善矣、然猶夜驚何也、亦是未盡善、

漢の周亞夫は、周勃が子なり、景帝の時呉楚七國そむきしかば、亞夫を大將として、これをうたしむ、然るに其軍中夜さはぎして、亞夫がいねたる、帳のもとまでさはぎたつ、されども亞夫堅く臥せりて、起きざりしかば、やがてしづまりぬ、これよく事にあらずと、見さだめたるが故なり、倉卒の變に、心をうごかさずして、とりしづめたることを、大將の任にかなへりと、古來ほめ來る、その起きざるはまことによし、されどもなをよさはぎせしはなんぞ、これ亦其法のいまだ善つくさゞる所なり、

○管攝天下人心、收宗族、厚風俗、使人不忘本、須是明譜系、收世族、立宗子法、

管攝とはすべつかさどる義なり、管攝天下人心とは、前章に揔攝衆志と云が如し、人家各その宗族をひきをさめて、はなれちらしめざれば、天下の風俗、これによりて敦厚なり、本とは、祖先をさす、わが身の由りて出來る本なればなり、譜とは、宗族をしるしあつめたる帳籍なり、系は、俗に云系圖なり、これを分明にする時は、分派本末、混亂せず、收世族とは、父と伯叔を一世とし、己と兄弟とを一世とし、子と姪とを一世とするの類、譜系に代々をたてゝ、一族をもらさゞることを云、皆これ宗子の法を立る所以の事なり、古の宗法、諸侯の嫡長子は繼體にして、國統をうく、其弟は皆臣なるによりて、君を祖とすることを得ず、各一家を立て、其身太祖となる、これを別子と云、別子の長子は、嫡々相承して、世々高祖の上に、太祖を祭る、これを大宗とす、分派の末までもこれを尊び、死する時は、九族の外も、皆齊衰三月の服をきる、別子の衆子は、又各別に家を立れども、只父祖曾高までを祭りて、太祖を祭らず、これを小宗と云、親盡る時は、互に服なし、此法立つ時は、宗子各其族を統べ、天子は又衆宗を一統する故に、天下の人心、管攝せら

の戍役の名、秋に防ぐと云義なり、蓋し北狄の性、暑を畏れて、寒に耐ふ、又秋より後は、弓の膠かたまりて、つよき故に、多くは秋冬に犯入す、よりて毎年秋と冬の初とに、兩番の戍者をそなへをくなり、

○聖人無一事不順天時、故至日閉關、

易の復卦の大象に云く、先王以至日閉關、商旅不行と、至日は、冬至の日なり、冬至には、陽氣始めて生ずるによりて、安靜にして養ひたてんがために、道路の關をとざして、商人旅客をゆかしめず、蓋し陽を扶け、陰を抑るの術、心を用ひずと云所なし、皆これ天時に順ひて、化育をたすくるの道なり、

韓信多多益辦、只是分數明、

漢の高帝、韓信に兵をいかほどよくひき用ひんと、問はれしかば、韓信多々益辦せんと答へり、云意は、多きが上に多くとも、我ますく\措辦すべしとなり、辦ずとは、とりさばくことを云、孫子に云く、治衆如治寡、分數是也と、分とは、部わけを云、數とは、又其内に、五人十人くみあはすこゝを云、程子これを引て、韓信が語を釋して云く、これ多ければ多きに隨ひて、分數を分明にすればなりと、

○伊川先生曰、管轄人亦須有法、徒嚴不濟事、

管轄とは、軍兵をすべたる職を云、管は、すべつかさどる義なり、轄は、車のくさびなり、人衆をひきすべて、とけはなれしめざること、車にくさびうちたるが如くなればなり、其法は亦しおきさばきを、明濟にするにすぎず、法なくして、徒に嚴厲なるのみなれば、事の用をなさぬなり、

今帥千人、能使千人依時及節得飯喫、只如此者、亦能有幾人、

喫すとは、くらふことなり、人數一千をひきまはして、時節に及んで、みな飯を食ふことを得せしむるは、やすきことなれども、只かばかりのことをも、よくする者いくたりかある、すくなしとなり、

故王者萃天下之道、至於有廟、則萃道之至也、

これ上文を結んで、易文に應ず、云意は王者天下人心を萃るの道、宗廟をたもちて、祭祀を修するに至れるは、これ萃道の至極なりと、

祭祀之報、本於人心、聖人制禮、以成其德耳、故豺獺能祭、其性然也、

それ祭祀して本に報ずるは、これ人心自然の德に本づきたることにして、聖人しゐてこれをせしむるにあらず、聖人只禮文を制して、以て其德を成すばかりなり、この故に、豺の獸を祭り、獺の魚を祭るは、みな其天性のまゝにしてかくの如し、人これをせしむるにあらざるなり、

○古者戍役、再期而還、

戍は、まもる、役は、軍役なり、再期とは、歲ふためぐりを云、二十四ヶ月なり、中華には、北狄時々犯し入るによりて、北邊の地に、常に番がはりの守りを置く、其役にあたれる者、家を出るよりかへるまで、二十四ヶ月を歷るなり、

今年春暮行、明年夏代者至、復留備秋、至過十一月而歸、又明年中春至、春暮遣次戍者、

一番の戍者、今年春の暮三月に家を出で行きて、戍所にあり、明年の夏五月に、己に代る二番の戍者至る、されども一番の戍者、いまだかへらず、そのまゝに又留りて、共に其秋の守に備へ、十一月をすぎ、十二月に至りて發歸し、又その明年の仲春二月に家につく、これ再期にしてかへるなり、其春の暮三月に、又次三番の戍者をつかはす、

每秋與冬初、兩番戍者、皆在疆圉、乃今之防秋也、

疆圉とは、疆はさかひなり、圉は邊士を云、中華の北界の邊地をさす、即これ戍所なり、防秋とは、宋の時

社會とは、郷村の社の祭に、民會りて酒のむことを云、科は、しな丶り、先生民の會合によりて、その善を修し、過を犯す、輕重の科段條目を立て丶、互に檢察せしめ、人の善惡を旌し別けて、善を勸め、惡を恥ることあらしめり、

○萃、王假有廟、

これ易の萃の卦辭なり、

傳曰、羣生至衆也、而可一其歸仰、

羣生とは、羣はむれ、生は生民なり、諸民と云が如し、生民のかず、至りて多けれども、その歸きむかひ、仰ぎたつとぶ所を、一致にするの道ありと、其說下に見えたり、

人心莫知其鄉也、而能致其誠敬、鬼神之不可度也、而能致其來格、天下萃合人心、總攝衆志之道非一、其至大莫過於宗廟、

出入無時、莫知其鄉、惟心之謂與とは、孔子の語なり、人心かくの如くに、とりとめがたき者なれども、祭祀においては、その誠敬を致して、一に存すべし、鬼神は見れどもみえず、聞けどもきこえず、有無はかりがたき者なれども、祭祀によりては、その來格を致して、一に凝すべし、蓋し人心一に萃る時は、鬼神も亦これに應じて、一に萃るなり、而して天下の神は、只一つなり、人おの〳〵其祖神を祭るといへども、萬民の心、すべて一神を歸仰す、たとへば水流るれば、千條萬派にわかるれども、其本に反る時は、みな一源に向が如し、それ王者、祭祀をたつとびて、本に報ずるの禮を擧る時は、天下の人これに化して、みな其本に報ずることを知る、然れば天下を治るに、人の心を萃め合せ、衆の志を總べ攝る道、一端にあらずといへども、その至りて大いなること、宗廟の祭にすぎたるはなし、而して神は天の妙用なり、王者天に代り萬民の一心によりて、政をほどこさば、天下を治るにおいて、何の難きことあらん、

長上、

事とは、公用を云、邑は、奉行所のある里をさす、入ると出るとは、家の內外を以て云、長は、年まさりたる者、上は、上にある人、孝悌忠信は、民を敎るをむねとする所なり、

度鄕村遠近爲伍保、使之力役相助、患難相恤、而姦僞無所容、

五家を伍とす、伍は、くみあはする義なり、五伍を保とす、保は、互にうけもつ義なり、力役は、ちからばたらきなり、姦は、かだまし、僞は、いつはり、伍保の內、互に相檢察する故に、もし姦僞のことあれば、かくれなし、

凡孤煢殘廢者、責之親戚鄕黨、使無失所、

孤煢殘廢の字義、訂頑の章に見えたり、但廢疾は、殘より重し、目しひ足たゝざるの類なり、失所とは、給養なきことを云、

行旅出於其塗者疾病、皆有所養、

養は、療治を云、

諸鄕皆有校、暇時親至、召父老與之語、

校は、學校なり、父老は、宿老なり、子弟を敎る道をつげ、又民の利害をとふ、

兒童所讀書、親爲正句讀、

語のきるゝ處を句と云、語いまだきれざれども、少しよみきる所を讀と云、

敎者不善、則爲易置、擇子弟之秀者、聚而敎之、

敎者は、學校の師なり、聚るも、學校にあつむるなり、

鄕民爲社會、爲立科條、旌別善惡、使有勸有耻、

を諸司にさづけらるゝこと、條例を委細にたてゝ、必下官の末までに達す、長官は其かしらなれども、法にかゝはり守りて、一つも裁量處置することを得ず、こゝを以て、事反て下官の手に成り、私曲ありながら、法をたくみにいひたてゝ、其長官を制服す、これ後世の順治ならざる故なり、

或曰、長貳得人、則善矣、或非其人、不若防閑詳密、可循守也、

長は長官、貳は次官、長官のすけなり、共に學職のかしらをさして云、防閑は、皆ふせぐなり、法制をさして云、詳密は、皆つまびらかなり、或人程子の論を難じて云く、今教官の長貳その職に相かなへる人を得ば、まことに善きことなり、もし其人にあらずば、只法制をつまびらかにたてゝ、これに循ひ守らせたるにはしかざらんとぞ、

殊不知先王制法、待人而行、未聞立不得人之法也、

これ程子の答なり、云意は、或人の說これかつて先王の法を制するも、必法をつかさどる人を待て後に行はるゝと云ことを知らず、我いまだ人を得ざれども行はるゝ法を立ると云ことをきかずと、

苟長貳非人、不知教育之道、徒守虛文密法、果足以成人材乎、

もし教官の長貳、その人にあらずして、人を教へ育ふ道を知らず、徒に虛き令文、密なる法制のみを守らば、畢竟人才を成就するに足らんやと、

○明道先生行狀云、先生爲澤州晉城令、

行狀は、人の行迹のありさまを、記しつたふる文なり、先生の行狀は、伊川つくれり、晉城は、縣の名、令は奉行なり、

民以事至邑者、必告之以孝悌忠信、入所以事父兄、出所以事

み入學生の多からまく欲するによりて、利祿にはやくつかしむるやうにして、學士を誘きあつむることを云、國學は、太學なり、解とは、貢士を云、額は、かずなり、毎年の貢士のかず、それより前は、只百人に定りけるを、元豐より後は、まして五百人に至れり、この故に、四方の士、奔り湊まり、父母の奉養をすて、骨肉の如くに、はなれかたき恩愛をわすれて、遠き道路に往來し、他の郷土に旅寓し、人心日々に偷くして、得んことをむさぼり、士風日々に薄くして、人倫を敗れり、

今欲量留一百人、餘四百人、分在州郡解額窄處、自然士人各安郷土、養其孝愛之心、息其奔趨流浪之志、風俗亦當稍厚、

今解額の多少を酌み量り、もとの如くに百人を大學にとゞめ、餘四百人をば、州郡の總學校の解額すくなき處にわけをかまく欲す、然らば自然に士人各わが郷土に安んずべし、又その孝愛の心を養ひ、その奔走流浪の志をやめて、なべての風俗も、亦やうやくに厚かるべきぞ、

又云、三舍升補之法、皆案文責跡、有司之事、非庠序育材論秀之道、

三舍升補の法、前の注に見えたり、其法只文才を案へて、實德を驗みず、事跡を責めて、心術を察はさず、これ有司として奉行役人を、檢察する事體にして、學校にて人才をやしなひ、秀士をえらぶの道にあらざるなり、

蓋朝廷授法、必達乎下、長官守法、而不得有爲、是以事成於下、而下得以制其上、此後世所以不治也、

此段學政の弊を論ずるによりて、泛く其外の事に及ぶ、長官は、一官のかみなり、そのかみ朝廷より、法制

これを公試と云、又隔年に一たび、上舍生を試みて、上へすゝめあぐれば、これを官試して、相應の官職をさづけらる、而して外舍の試補は、毎月なればすべて事なくて虚き月なきぞ、

學校禮義相先之地、而月使之爭、殊非教養之道、請改試爲課、有所未至、則學官召而教之、更不考定高下、

課とは、おほするなり、さづくる所の學業を、日をかぎりて、つとめしむることを云、それ學校は、禮義をわれさきにと、相尙ぶの處なり、然るを月々に學者の文才をたくらべて、相あらそはしむること、甚人の才德を教へ養ふの道にあらず、請らくは、今より試法を改めて、課程となし、其いまだ至らざる所をば、學官よびつけてこれを教へ、更に文才の高下を考へ定めざるべしとなり、

制尊賢堂、以延天下道德之士、及置待賓吏師齋、立檢察士人行檢等法、

尊賢は、賢者を尊ぶなり、待賓は、賓客をあひしらふなり、吏師は、吏人の師なり行は行義、檢は名法なり、君臣父子等の名分の法度を云、大學の内に、尊賢堂をつくりて、天下の道德の士を請待し、又待賓齋をたてゝ、才德ありて、賓敬すべき者を接待し、吏師齋をたてゝ、治道に通して、諸奉行の師法たるべき者を置かん、又士人の行義名檢を檢へ察はす、これらの法を立んとなり、

又云、自元豐後、設利誘之法、增國學解額、至五百人、來者奔湊、捨父母之養、忘骨肉之愛、往來道路、旅寓他土、人心日偸、士風日薄、

元豐は、宋の神宗の年號なり、利誘の法とは、そのか

の官にありと、蓋し講官は敎訓を任ずる故に、實は師の職なり、よりて先生此疏に師の職分をいはず、其心には、師を以て、保傅の職を兼まく欲せられてなるべし、

欲乞皇帝在宮中、言動服食、皆使經筵官知之、

此より下は、天子へ乞ひうけ申さるゝ意趣なり、君宮中にいます時の言語動作、衣服飲食、いかやうなりと云ことを、皆經筵官をして知らしめ玉ふべしと、

有剪桐之戲、則隨事箴規、

剪桐の戲とは、昔周の成王少年の比、弟の叔虞とあそび玉ふ時、戲に桐の葉を剪ち、圭の形にして、叔虞に玉はり、これを以てなんぢを封ずとの玉ふ、圭は、諸侯を封ずる時に、玉はる所の玉符なり、史佚これを聞き、天子には戲なしと奏して、ついに叔虞を唐國に封ず、先生此事を借て云く、君もし過擧あらば、則其事に隨て、箴め規さんと、

違持養之方、則應時諫止、

もし又身を持ち、德を養ふの方に違ふことあらば、則其時に應じて、諫め止めんとなり、○先生又かつて言上せり、上をして一日の中に、賢士大夫に親むの時多く、宦官宮妾にちかづく時少からしめまく欲す、これ氣質を涵養し、德性を薫陶する所以なりと、

伊川先生看詳三學條制云、

看詳は、みてつまびらかにするぞ、みそなはすことをいへり、三學は、太學律學武學を云、此章は先生講官たりし時、詔をうけて、諸儒と共に、三學の條例法制を檢察せられし時、あらたに制法をたてゝ、申しあげられたる文なり、ここにはまづ太學の法を云、

舊制公私試補、蓋無虛月、

太學に生徒を置く處三舍あり、舊の制法、諸方の貢士、はじめて來る者は、外舍に入る、學官月に一たび、外舍生の文章を以て、學才を試み、其すぐれたるを升て、內舍生に補す、これを私試と云、又歳に一たび、內舍生を試みて、其すぐれたるを升て、上舍生に補す、

此疏をあげらる、此時哲宗なほ幼少なりける故に、保傅のことを主としていへり、

三代之時、人君必有師傅保之官、

古の太師太傅太保は、三公なり、

師道之教訓、傅傅之德義、保保其身體、

道くとは、開き示すなり、傅くとは、つきそひて、すゝむるなり、保すとは、安全ならしむるぞ、

後世作事無本、知求治而不知正君、知規過而不知養德、

君の非心を正くすれば、國家おのづから治まる、君の德義を養ふ時は、過失おのづからなし、君を正すと、德を養ふは本なり、治を求ると、過を規すとは末なり、

傅德義之道、固已疎矣、保身體之法、復無聞焉、

無聞とは、沙汰のなきを云、蓋し後世保傅の官の名はあれども、其任の實なきによりて、かくの如くいへり、

臣以爲傅德義者、在乎防見聞之非、節嗜好之過、

見聞ことの非禮をふせぎのけ、嗜み好むことの過度を節し止む、

保身體者、在乎適起居之宜、存畏愼之心、

外には起き居の節を宜きにかなへ、內には畏れ愼む心を守り存せしむ、

今既不設保傅之官、則此責皆在經筵、

經筵とは、天子經書の講談をきこしめす處なり、今すでに保傅の官職をたてられざれば、此責任みな經筵

これ十事の總論なり、

無古今、無治亂、如生民之理有窮、則聖王之法可改、後世能盡其道則大治、或用其偏則小康、此歷代彰灼著明之效也、苟或徒知泥古、而不能施之於今、姑欲徇名、而遂廢其實、此則陋儒之見、何足以論治道哉、

生民の理とは、理は生理を云、すぎはひのとなり、民の生理窮迫して、せんかたなき時は、古聖王の法と雖ども、改むべしとなり、能盡其道とは、古今を斟酌して、時の宜きにかなふとを云、偏は、かたはしの義なり、只その一偏を用る時は、全く時宜にかなはざれども、亦小き康く治まるとなり、彰灼著明は、みなあきらかなる義なり、もし或は徒に古法になづむのみにて、それをひきなをして、今に用ることあたはず、只古の名に、從はまく欲するばかりにて、ついに其實のすたれて、用にたゝざること、これは則陋き儒者の見識にて、通儒の所爲にあらず、何ぞ共に治道を論ずるに足らんやとぞ、

然儻謂今人之情、皆已異於古、先王之迹、不可復於今、趣便目前、不務高遠、則亦恐非大有爲之論、而未足以濟當今之極弊也、

もし又今の人情、こと〴〵く古に異なるによりて、先王の治迹は、畢竟今の世にかへされぬことなりといひて、只目前のたよりよきことにおもむき、遠大の功をつとめざる時は、則亦大いに爲ることあるの論にあらずして、今に當りて積み極まれる弊を、すくひただすに足らざらんとぞ、

○伊川先生上疏曰、

上疏と云も、上書なり、先生經筵の講官たりし時に、

人、萬物ををさむるには、山澤のつかさ、各つねの制禁ありて、みだりに其出產を用ひず、この故に、萬物阜んに豐にして、財用乏しからず、

今五官不修、六府不治、用之無節、取之不時、

五官とは、司徒司馬司空司士司寇を云、六府とは、司土司木司水司革司器司貨を云、皆民をおさめ、物を司る官職なり、今其法すたれて、凡そ山澤より出る物、これを用ること節なく、これを取ること時ならず、この故に財用たらぬなり、

惟修虞衡之職、使將養之、則有變通長久之勢、

將養は、皆やしなふなり、虞衡の職ををさめたゞして、山澤の物をやしなはしめば、やうやくにさかんになりて、變通の用をなし、長久の儲となる勢なるべしとなり、

十曰、分數、

貴賤の分際禮數なり、

古者冠昏喪祭、車服器用、等差分別、莫敢踰僭、故財用易給、而民有常心、

冠昏喪祭の禮、車馬衣服器用までに、貴賤の等差分別ありて、敢て分を踰え僭ふことなし、この故に、各財用つぎやすく、民つねに定りたる、常の心ありて、分を犯さんことをねがはず、

今禮制不足以檢飭人情、名數不足以旌別貴賤、奸詐攘奪、人人求厭其欲、此爭亂之道也、

今禮法制規嚴ならずして、人性を檢め飭るにたらず、名分度數明ならずして、貴賤を旌し別るにたらず、よりて奸く詐り、攘み奪ひて、人々其欲にあきたらんことを求む、これ鬪爭逆亂の道なり、

其言曰、

七日、民食、古者民必有九年之食、

古の法、十年の間に、三年の粮をたくはへ、三十年に、九年のそなへあり、この故に、凶年つゞくことありても、民飢餓にいたらず、

今天下耕之者少、食之者衆、地力不盡、人功不勤、固宜漸從古制、均田務農、公私交爲儲粟之法、以爲凶歲之備、

今天下の粮米、つくり出す者少くして、はみついやす者多し、地の力をつくりおほせず、人の功もつとめなさず、宜くやうやくに古制に從ひて、民に田を均くあたへて、農をつとめさせ、公にも私にも、穀粟を儲る法をたてゝ、以て凶歲の備へをなすべしと、

八日、四民、

古者四民、各有常職、而農者十居八九、故衣食易給、今京師浮民、數逾百萬、此在酌古變今、均多恤寡、漸爲之業、以救之耳、

士農工商を四民と云、

浮民とは、無業にして、浮きたる民を云、此事宜く古法を酌みはかり、今俗を變へあらため、浮民の多きをおさへ、農民のすくなきをあはれみて、これを平均にし、浮民をして、やうやく業につかしめて、以て其弊を救ひたゞすの外なしと、

九日、山澤、

山川より出る物を治るの法を云、

聖人理物、山虞澤衡、各有常禁、故萬物阜豐、而財用不乏、

山虞澤衡は、山澤をつかさどる官の名なり、古の聖

而禮義不興、貢士不本於郷里、而行實不修、秀民不養於學校、而人材多廢、

今學校の師、其道を正うして、學者を教るのこと、すたれたる故に、天下の道德、まち〳〵にして、一すぢならず、郷飲郷射の法、ほろびたる故に、禮義の風俗おこらず、四方の貢士、郷里の間に本づきて、次第にえらびあげざる故に、その行修りと〻のはず、俊秀の民、學校にて教養せられざる故に、人才多くすたれて世用をなさず、

六曰、兵役、

軍兵公役の法を云、

古者府史胥徒、受祿公上、而兵農未始判也、

府は、倉の奉行、史は、帳簿をしるす者、胥徒は、雜事にさしつかはる〻者、その小がしらを胥と云、公上は、俗に公儀と云が如し、古は庶人の公役につかはる〻者、みな公上の祿をうけて、これをつとむ、農民兵卒、もと一つにして、出る時は軍にしたがひ、歸る時は業ををさむ、

今驕兵耗匱國力、禁衞之外、不漸歸之農、則將貽深慮、府史胥徒之役、毒遍天下、不更其制、則未免大患、

驕兵とは、國の大にして、兵の多きを、敵に見せかけて、威勢に驕ることを云、此時北狄のおさへに、かくの如くするによりて、國の財力を耗し匱せり、宜く禁裏の警衞の外、無用の兵を、漸く農にかへすべし、然らずば、財のついえに、民くるしみて、亂をおこさんかと、深く慮るべきをそれを、後來に貽らん、其上府史胥徒を、公役にかけてつかひ、其毒み天下に遍し、今其制をあらためずば、大いなる患、出來ることを、免れじとぞ、

雖多、而衣食不足者、蓋無紀極、生齒日益繁、而不爲之制、則衣食日蹙、轉死日多、

跨州縣とは、くにあがたをこえまたがりて、地を多くもつことを云、流離は、流浪の義、餓殍は、餓死なり、紀極とは、紀綱表極なり、民産に分量あることを云、今幸にして、なを民數多しといへども、衣食の足らざること、制産紀極なくして、貧富均しからざるが故なりと、生齒とは、民の生ずる數を云、轉死とは、飢餓して、溝壑に轉び死するなり、

四曰、鄉黨、古者政教、始乎鄉里、其法起於比閭族黨州鄉酇遂、以相聯屬統治、

古は、政教をしきほどこすこと、鄉里をくみあはするより始る、郊內は五家を比とし、五比を閭とし、四閭を族とし、五族を黨とし、五黨を州とし、五州を鄉とす、これを六鄉と云、郊外は五家を鄰とし、五鄰を里とし、四里を酇とし、五酇を鄙とし、五鄙を縣とし、五縣を遂とす、これを六遂と云、聯屬は、皆つらなるなり、統治とは、すべくゝりて、をさむることを云、

故民相安而親睦、刑法鮮犯、廉恥易格、

人民互によりたのむ所ある故に、相安んじて、親み睦く、刑罰を犯すことすくなく、廉恥を知るにも、至りやすきなり、

五曰、貢士、

學校より貢めあぐる士を、貢士と云なり、

庠序所以明人倫、化成天下、

庠序は、皆學校の名なり、凡そ學校をまうけて、士民に學をさつくること、五倫の道を明にして、天下の人を敎化成就せんがためなり、

今師學廢、而道德不一、鄉射亡、

る文なり、
一曰、師傅、
傅も、小子をたすけかしづきて、敎る者を云、
古者自天子達於庶人、必須師
友以成就其德業、今師傅之職
不修、友臣之義未著、所以尊德
樂善之風未成、
德業は、道德學業なり、今朝廷に師傅の官をたてられざるによりて、賢臣をば、其德を以てはこれを友とし、其任を以てはこれを臣とするの義、いまだあきらかならず、この故に、德を尊びあがめ、善を樂み行ふの風、いまだ成らず、
二曰、六官、天地四時之官、歷二
帝三王、未之或改、今官秩淆亂、
職業廢弛、太平之治、所以未至、
天官冢宰、地官司徒、春官宗伯、夏官司馬、秋官司寇、冬官司空、これを六官と云、二帝は、唐堯虞舜、三王は、夏の禹、商の湯、周の文武、官秩は、官位なり、淆亂は、皆みだるゝなり、職業は、官につきたる職事なり、廢弛は皆すたるゝなり、至とは、つくす義なり、
三曰、經界、
田地をかぎりたるさいめを云、
制民常產、使之厚生、則經界不
可不正、井地不可不均、
常產とは、つねのなりはひなり、生とは、すぎはひを云、井地とは、方一里九百畝の地を、井の字の如く、九區にかぎり、中百畝を公田とし、めぐり八百畝を、民八家に百畝づゝさづけて、共に公田をつくらしむるを云、よりて民家の產業、各平等なり、これを均と云、
今富者跨州縣而莫之止、貧
者流離餓殍而莫之恤、幸民

擇其學明德尊者、爲大學之師、

大學は、京都の國子監なり、其中に學識聰明にして、道德の尊ぶべき、第一の人を擇びさだめて、大學の師範とすべし、

次以分教天下之學、

其次なる師德を、天下の州縣の學校に分けつかはして、各其處の人を敎へしむべし、以上四段は、師を立ることをいへり、

擇士入學、縣升之州、州賓興於太學、太學聚而敎之、歲論其賢者能者於朝、

士とは、學生を云、學は、學校なり、まづ一縣の學校にて、すぐれたる者をえらびいで、これを一州の總學校へあげて、これを敎へ、一州の總學にて、すぐれたる者を、又賓客の禮にてもてなして、これを京都の大學へ輿げ、大學にあつめて、其才德を敎へ成し、每年朝廷において、大學生の賢德才能ある者を、議論せんと、論定して後に、各相應の官職をさづくるなり、これ古の鄕大夫の賓興と、司馬の士を論ずるの法とによりていへり、

凡選士之法、皆以性行端潔、居家孝悌、有廉恥禮遜、通明學業、曉達治道者、

これ上文に士を擇ぶと云、そのえらびやうをとく、それ皆性質行迹の端しく潔く、家內にて父兄に孝弟あり、廉直にして耻を知り、禮敬ありてうや〱しく、遜讓ありてへりくだり、聖學の事業に、通り明に、國家の治道に、曉り達り、德行才智そなはりて、實用に適ふ者を以てせんと、此學制、只今世に宜きのみならず、みな古法にかなひて、聖學の要旨を、失はざる者なり、

○明道先生論十事、

これも朝廷へ上書して、十ヶ條の事を、議論せられた

道は、五つの人倫を本とし、その手を下す所は、事物の理を明にするにあり、

其敎自小學洒掃應對以往、修其孝悌忠信周旋禮樂、

洒掃應對の字義、前に見えたり、周旋は、皆めぐるなり、たちふるまひを云、其敎とする所は、童子に敎る洒掃應對より、以往孝悌を以て父兄につかへ、忠信を以て誠をたて、その周旋を、禮樂して節文にあはせて、みだりにせず、

其所以誘掖激厲漸摩成就之之道、皆有節序、

誘き掖けて、進ましめ、激り厲まして、退かしめず、漸しうるほし、摩りみがくやうにして、急にせめず、かくの如くにして、學者を成就する所の道、皆よきほどの節限あり、つぎ／＼の次序あるぞ、以上は小學の敎を以て、其道を正うして、始を成すのことなり、

其要在於擇善脩身、至於化成天下、自鄉人而可至於聖人之道、

此段大學の敎をとく、要とは、ひきすぶる義なり、小學の上より、凡そ學業をすべあはす所は、格物致知して、善をえらびしり、誠意正心して、以て身を修めたて、家を齊へ、國を治めて、以て天下を敎化し、平成するに至るにあり、始は鄉里の常人にても、ついに聖人の道德に、至ることを得べし、これ大學の敎を以て、其量をきはめて、終を成すのことなり、

其學行皆中於是者爲成德、

天下の賢才をあつむる中に、その學業行實小學大學の道に、あひあたれるをば、道德成就の人とす、これ即師表とするに足れる者なり、

取材識明達可進於善者、使日受其業、

才質知識の明敏通達して、進んで共に善道に入るべき者を取て、日々にその學業を、成德の人にうけしめ

○明道先生言於朝曰、

此章は、先生監察御史裏行たりし時に、朝廷へ上書して、學校を修め、師儒を尊み、士を取らんことを請へる文なり、

治天下、以正風俗得賢才爲本、

風とは、上の好みの下に及を云、俗とは、下のなれそむならはしを云、賢は、德ある者、才は、能ある者、凡そ天下を治るには、風俗のついえを正うして、淳に厚くし、賢才をあげ用ひて、官職を任ずるを以て、大本とす、蓋し賢才を得るは、又風俗を正うするの本なり、

宜先禮命近侍賢儒、及百執事、悉心推訪、

近侍は、ちかくつかふる義なり、云意は、賢才を得んとならば、まづ禮式を以て、近侍の儒臣と、百官の事を執る者に命じて、心をつくして、推しもとめ、訪ひたづねしむべしとなり、

有德業充備足爲師表者、

德業は、道德學業なり、師表とは、表はめあてのしるしなり、師は人の見ならひとなる者なればなり、賢才をたづぬる中に、かくの如くなる者あらんとぞ、

其次有篤志好學、材良行修者、

志すとは、道に志すぞ、材は、才と同じ、篤志好學は、業なり、才良行修るは、德なり、

延聘敦遣、萃於京師、俾朝夕相與講明正學、

延とは、人をひきいるゝ義なり、聘は、めすなり、朝廷より使をつかはして、めしいれ、其所の司より、禮を敦くして、送り遣はしてとぞ、京は大、師は衆なり、王都は大衆の居る所なる故に、京師と云、賢才を京都にあつめおき、相共に聖賢の正き學術を、講はし明めさせてとぞ、

其道必本於人倫、明乎物理、

其とは、正學をさす、下の其敎亦同じ、その志す所の

民の躁心釋る故に、優にして柔なり、欲心平なる故に、平にして中なり、これ聖人の德化の盛なる所なり、而して天下ことごとく化して中なるは、聖人の治功の至れる所なり、かくの如くなるをば、その道德の尊大なること、天地に配合してひとしと云、これ古昔聖人の樂作れる、功化の至極なり、

後世禮法不修、政刑苛紊、縱欲敗度、下民困苦、謂古樂不足聽也、代變新聲、妖淫愁怨、導欲增悲、不能自止、故有賊君棄父、輕生敗倫、不可禁者矣、

後世の君、禮法ををさめずして、政令刑罰苛く紊れ、私欲をほしいまゝにして、法度をやぶる、よりて下民しへたげられて、困み苦む、古樂を淡ゆくして、聞にたらずといひて、かはるがはる新聲につくりかへ、ことやうに妖く、うかれ淫れて、愁はしく怨めし、よりて情欲をみちびき、悲哀をまして、自やめられず、ついに君をそこなひ、父をすて、生死をかろんじて身をわすれ、倫理をやぶりて姦をなし、これを禁めとゞめられず、蓋し禮をすて度をやぶる故に、樂聲淡ゆからずして妖淫なり、政苛く民困む故に、樂聲和がずして愁怨なり、妖淫なる故に、欲をみちびき、生をかろんじ、倫をやぶるに至る、愁怨なる故に、悲をまして、君をそこなひ、父をすつるに至るなり、

嗚呼、樂者古以平心、今以助欲、古以宣化、今以長怨、

宣化とは、風化をのべしくぞ、古今の樂の異なる所、淡ゆきと淡ゆからざると、和ぐと和がざるとにあり、

不復古禮、不變今樂、而欲至治者、遠哉、

古の禮法にかへらず、今の新樂を變ぜずして、治平の至りをねがふこと、其道遠くへだゝりて、及べからず、蓋し必まづ古禮にかへりて、然して後に今樂は變ぜらるべきなり、

倫理、三綱は、說前に見えたり、九疇は、書の洪範の法、疇は、類なり、一つに五行、二つに五事、三つに八政、四つに五紀、五つに皇極、六つに三德、七つに稽疑、八つに庶徵、九つに五福六極、此九類そなはり敍で、みだれざるぞ、百姓とは、人民をすべて云、三綱正く、九疇敍で、民大いに和ぎ、物ことごとく順ふは、禮法敎化の效にして、民和ぎ物順ふは、又樂の本なり、蓋し事理りて後に和ぐ、この故に、禮は先にして、樂は後なり、

乃作樂、以宣八風之氣、以平天下之情、

樂は、金石絲竹匏土革木八音の樂なり、八風は、八方の風なり、其說國語に出たり、東北の條風、匏音これに應ず、正東の明庶風、竹音これに應ず、東南の淸明風、木音これに應ず、正南の景風、絲音これに應ず、西南の涼風、土音これに應ず、正西の閶闔風、金音これに應ず、西北の不周風、石音これに應ず、正北の廣莫風、革音これに應ず、蓋し禮を以て民物を理めて、其條理のいまだ達せざる所あるをば、八音の樂つくりて、八風に應じ、其氣を八方にのべしく、よりて民和がずと云ことなく、物順はずと云ことなし、而して其音もと中正なる故に、天下の人情を平にして、和ぐといへども、流るゝにいたらず、

故樂聲淡而不傷、和而不淫、入其耳、感其心、莫不淡且和焉、淡則欲心平、和則躁心釋、

古樂は禮に本づきて成る故に、其聲淡ゆくして而も和をやぶらず、和ぎて、而も淫るゝに至らず、よりて其聲耳に入れば、則その良心を感動して、人心も亦淡ゆく、又和がずと云ことなし、淡雅なるによりて、則欲る心平にしてしづまる、調和するによりて、躁がしき心釋てゆるぶなり、

優柔平中、德之盛也、天下化中、治之至也、是謂道配天地、古之極也、

非徒見於言とは、只口にて民の父母たらんと云のみにあらずとぞ、下の句は、誠にその父母たるの心を、四海の民に加ることを云、誠に民を子の如くに思はゞ、その政治を講はし明むるの法、必秦漢の世の恩德すくなくして、いたましきことをせず、又五伯の仁義の名を假りて、其實なきことをせずして、必三代の盛なりし時の、王道を行はんとぞ、

巽之爲朝廷言、人不足與適、政不足與間、能使吾君愛天下之人如赤子、則治德必日新、人之進者必良士、帝王之道不必改途而成、學與政不殊心而得矣、

人不足與適と云二句は、孟子の語なり、赤子は初生のあかご、民を愛することを、赤子を保ずるが如くせよとは、商書の語なり、云意は、人君人を用るの非も、せめとがむるにたらず、政をするの失も、そしりなじるにたらず、只わが君をして、天下の人を愛することと、赤子の如くならしめば、治を出すの君德、日々にます〳〵新にして、政をするの失なからん、あげられて進む者、必みな善良の士にして、人を用るの非なからん、一帝三王の道、必しも路をかへずして、そのまゝにして成に至るべし、平日の道學と、今日の政術と心を殊にせずして、一つに行はるゝことを得べし、かくの如くに、對策せよとなり、

治法類

治の體すでに立といへども、治の法をかゝれず、禮樂刑政一つもそなはらざれば、治の極まれる功を成すことあたはず、よりて此卷を以て治體に次ぐ、

濂溪先生曰、古者聖王制禮法、修敎化、三綱正、九疇叙、百姓大和、萬物咸若、

禮法は、尊卑の品節、吉凶の儀文、敎化は、孝悌忠信の

をして、邦ををさむるの守りを失はしむ、この故に、とりわきこれを放ちすて、遠ざからせ玉ふなり、

○横渠先生答范巽之書曰、

此章は、范巽之朝廷よりめされて、對策せんとするにのぞみて、問ひける時に、張子の答へられし書なり、

朝廷以道學政術爲二事、此正自古之可憂者、

術は、法なり、朝廷の議論、道德の學と、政務の法を以て、二つの事とす、これ古來の憂ふべきことなりと、

巽之謂孔孟可作、將推其所得、而施諸天下邪、將以其所不爲、而强施之於天下歟、

所得とは、道をさす、所不爲とは、徒法をさす、これ又名をよびかけて告るぞ、下同じ、云意は、孔孟もし今おこり出づべくは、その得たる所の道を、推し行ひて、これを天下に施さん者か、又徒に法ばかりを行ふことは、その爲ざる所なるを、これをばしゐつとめて、天下に施さん者か、いかゞ思ぞと、蓋し道を行ふ時は、法も亦おのづから其中に行はる、徒法を行ふことは聖賢の必せざることとなるを以て、道と法との二つにあらざることを明せり、

大都君相、以父母天下爲王道、不能推父母之心於百姓、謂之王道、可乎、

大都は、おほよそと云義なり、君相とは、政をする君と宰相となり、人君を民の父母と云は、古來の通訓なり、これ君相のつとむる王道は、民を愛するを以てむねとすることをいへり、

所謂父母之心、非徒見於言、必須視四海之民、如己之子、設使四海之內、皆爲己之子、則講治之術、必不爲秦漢之少恩、必不爲五伯之假名、

格其非心、使無不正、非大人其孰能之、

これ亦孟子の本章に、惟大人爲能格君心之非と云によりていへり、君の非心を正して、萬事を正しからずと云ことなからしむること、大人にあらざれば、あたはず、此大人は即聖人のことなり、

○横渠先生曰、道千乘之國、不及禮樂刑政、而云節用而愛人、使民以時、

本文論語に見えたり、千乘の國とは、諸侯の大國、軍陣に兵車千兩出すべきほどなるを云、禮儀音樂、刑律政令は、國を治るの法度なり、人君その用途を節制してすぐさず、人民を慈愛することをむねとし、民を使ふに農隙の時を以てして、其作業をさまたげず、これ政をする人の、主として心にかくる所のことなり、

言能如是則法行、不能如是則法不徒行、禮樂刑政、亦制數而已耳、

民を愛する心なくして、只法度ばかりを行はんとせば、徒に行はれず、禮樂刑政、みな制度の條數のみにして、其用をなさゞるなり、

○法立而能守、則德可久、業可大、

これ易の繫辭に可久則賢人之德、可大則賢人之業と云によりていへり、法度すでに立て、人よくこれを守る時は、則君德久く保つべし、功業大いに成すべし、もしその守り、をこたる時は、則その法美つくせりといへども、すだるゝことやすきなり、

鄭聲佞人、能使爲邦者、喪所以守、故放遠之、

論語に、顏子邦を爲る道を問ひければ、夫子虞夏商周四代の禮樂を斟酌して、これに告げ、又鄭聲を放ち、佞人に遠れと戒め玉ふ、鄭聲とは、鄭國の樂、其聲淫邪にして、人をおぼらしやすし、佞人は、口きゝたる人、よく是非をいひまぎらはす、此二つの者、よく人君

今の周禮の書にのする所これなり、蓋し人君の德、必文王の化の如くに、閨門の內より、家國天下に及び、萬民みな關雎麟趾の意ありて、然して後に周官の法度は行はるべし、然らざれば、法度くはしくそなはれりといへども、たゞには行はれざるなり、

○君仁莫レ不レ仁、君義莫レ不レ義、天下之治亂、繫二乎人君仁不仁一耳、

君仁の二句、孟子に出たり、此段云意は、人君仁義なれば、凡そ人を用ひ、政を行ふこと、仁義ならずと云ことなくして、天下治まる、然らざる時は則亂る、天下の治亂、只人君一心の仁不仁にかゝれるのみなりと、

離レ是而非、則生二於其心一、必害二於其政一、豈待三乎作二之於外一哉、

是とは、仁義を云、非とは、不仁不義を云、一たび仁義をはなれて、非なる時は、則不仁不義、その內心に發生して、必外その政に害あり、外面に又非なることをするを待て、然して後に政に及にあらずとなり、

昔者孟子三見二齊王一、而不レ言レ事、門人疑レ之、孟子曰、我先攻二其邪心一、心既正、然後天下之事、可二從而理一也、

孟子の語は、荀子に出たり、事とは、政事を云、邪心とは、不仁不義の心、下の非心も亦同じ、心既正と云より下は、程子の釋言なり、

夫政事之失、用レ人之非、知者能更レ之、直者能諫レ之、然非心存焉則一事之失、救而正レ之、後之失者、將不レ勝レ救矣、

智者直者は、臣の智ある者、性のすぐなる者を云、蓋し心は萬事の本なるによりて、君の非心のある間は、一事の過失を救ひ正すとも、後に又々失するを、救ふにたへらるまじきなり、

る、水おつれば小魚はとゞまり、大魚は扈を跋てをどりいづ、この故に、臣としてわがまゝのふるまひするを跋扈と云、宦官のともがら、數代の帝位を、ほしいまゝにたてかへすことをいへり、陵夷とは、世のおとろへ陵のくづれて、夷になるが如くなることを云、唐の末に、綱常かくの如くに、內外よりくづれおちて、ついに梁唐晉漢周五代の大亂出來たり、

漢之始過於唐、漢大綱正、唐萬目擧、本朝大綱正、萬目亦未盡擧、

大綱とは、綱常をさす、萬目とは、政をする萬事の條目なり、漢の高祖獨身にて起りいてゝ、天下をたもつことを得たり、趙王を愛せしかども、太子をたてかへず、呂太后位をぬすまんとしけれども、諸大臣これを討して、文帝をむかへ立つ、文帝三讓して位につくの類、これ綱常正くして、唐にこえたる處なり、唐は大綱正しからざれども、太宗英主たるによりて、萬事の治目そなはりて、あげ行はる、先王の法に近きとあり、本朝は、宗朝をさす、宋の太祖周の禪りをうくといへども、實は其位をむばへり、然るに大綱正しと云は、別に其いはれあるべし、

○教人者、養其善心、而惡自消、

善心を養ひたつれば、惡はいましめざれども、おのづからきゆるなり、

治民者、導之敬讓、而爭自息、

敬ひ讓るの禮を以てみちびけば、爭は制せざれども、おのづからやむ、論語に、これを道びくに德を以てし、これを齊るに禮を以てすれば、恥てまた格ることありと云が如し、

○明道先生曰、必有關雎麟趾之意、然後可行周官之法度、

關雎麟趾は、みな詩の周南の篇の名、關雎は、文王の妃太姒、しづかにして正き德あることを詠ず、麟趾は文王の子孫みな仁愛忠厚の性あることを詠ず、周官は、周の百官の法、天下を大平にし玉へる所の者、即

で、まづその非なる處を正くすべし、君心すでに正くなれば、朝廷の大臣近臣より、百官諸司に至るまで、皆次第に以て正さるべしとなり、

若從事而言、不救則已、若須救之、則須變、大變則大益、小變則小益、

政事の舊き弊を救ひ正すには、もしこれを救はずは、救はざるにて已んぬべし、もし救ふべきことならば、則これを變革すべし、大いに變ずれば、大いに益あり、小き變ずれば、小き益あり、とかくに一たび變せざれば、救ひ正すことあたはざるなり、

○唐有天下、雖號治平、然亦有夷狄之風、三綱不正、無君臣父子夫婦、其原始於太宗也、故其後世子弟、皆不可止、

唐の天下を有つこと、治り平なりと、世に號へ來れり、然れども夷狄の風あり、蓋し唐の先祖は隴西の人なり、其地羌胡のえびすに近き故なる歟、三綱は、君は臣の綱、父は子の綱、夫は婦の綱たるを云、三綱正しからざるとは、太宗に始るとは、太宗秦王たりし時、父高祖を上にいたゞきながら、太子建成齊王元吉を殺して、元吉が妻をむかへいるゝの類を云、この故に、後世の子弟、みなこれにならひて、非義あれども、制止せられず、太宗の太子承乾謀叛してすてられ、諸子これにかはりて、太子とならんことをあらそふ、高宗は父太宗の宮女武氏をいれて、皇后太子をすて、武氏を立て后とす、肅宗は父玄宗の位をむばひ、永王は兄肅宗に反くの類これなり、

使君不君、臣不臣、故藩鎭不賓、權臣跋扈、陵夷有五代亂、

藩鎭とは、藩はかきなり、外邊の太守となりて、帝都をかこひ鎭る大臣を云、不賓とは、來りて賓客とならざるぞ、京師に來朝せざることを云、安祿山史思明等が亂逆のことなり、跋扈とは、扈は魚をとる具、竹籬の如くにして、水中に立つ、水來れば魚その內に入

人各親其親、然後能不獨親其親、

此より下二段は賢才をあげ用るにつきて、人の上として、心を用る所の公なると、私なるとを論ず、此段本文は、禮運に出たり、人君天下の人をして、各その親をしたしましむるに至りて後に、我ひとり其親をしたしむにあらずして、凡そ天下の人を、皆親愛することを得と、これを以て下文の意をおこせり、

仲弓曰、焉知賢才而擧之、

これ論語に、仲弓政を問ければ、夫子の答に、賢才を擧よとの玉ふを、再問ひかへしたる詞なり、云意は、いかんとしてか、こと〴〵く賢才を知りて、これをあげ用んと、

子曰、擧爾所知、爾所不知、人其舍諸、便見仲弓與聖人用心之大小、

上に、その知る所の賢才を、あげ用ひらるゝ時は、下よりも亦おの〳〵その知る所の賢才を、すておかずして、すゝめあぐる故に、天下の賢を、みな用ることを得と、此段則上の禮運の語と、其義互に相發明す、

推此義、則一心可以喪邦、一心可以興邦、只在公私之間爾、

此義を推しきはめて云時は、只一心を用る趣によりて、國をうしなふにも至るべし、亦以て國をおこすにも至るべし、其かゝれる所、人君心を用る、公私大小の間にあるのみなり、

○治道亦有從本而言、亦有從事而言、

天下國家を治るの道、其本よりして云ことあり、其事よりして云ことあり、

從本而言、惟從格君心之非、正心以正朝廷、正朝廷以正百官、

格君心之非とは、孟子の語、正心と云二句は、董子の語なり、凡そ治道の本は、君の一心にあるにより

これ即大學の次第、天下國家を治るの常道なり、

建立治綱、分正百職、順天時以制事、至於創制立度、盡天下之事者、治之法也、

政治の大綱を建立し、百官の職事を分き正し、天運の時勢にしたがひ、先規をとりなほして、事の宜き所を裁制し、なをいまだそなはらざる所あれば、あらたに制度をたてはじめて、天下の事務をつくし行ふ、これは政治の法度なり、

聖人治天下之道、唯此二端而已、

聖人天下を治るの道も、上に云二端のことにすぎず、蓋し道は治をするの本、法は治をするの具、必まづ其本たちて後に、其具はあげ用ひらるべきなり、

○明道先生曰、先王之世、以道治天下、後世只是以法把持天下、

先王の世には、道をむねとして、天下を治めらるゝによりて、法も亦道にしたがひて行はる、一つとして仁義にあらずと云ふことなし、後世は只法をたのみて、天下を把り持つばかりなり、而して其法も亦先王の法にあらず、

○爲政須要有紀綱文章、

此段治法をとく、紀綱の字義、前に見えたり、紀綱は、綱領なり、文章とは、その條目のあやなせるを云、

先有司、郷官讀法、平價、謹權量、皆不可闕也、

これ文章の目をあぐ、有司は、奉行人なり、まづ諸司の職事をさづけて、その成功を責め、その總計を考ふ、郷里を司る官人、正月の初、又は祭禮の時に、民をあつめて、法令の書をよみきかせ、市の貨物のやすき時は、官へ買入れ、たかき時は、官より賣出して、其價を平くす、權は、はかりのおもし、量は、ますなり、これをつゝしむとは、その輕重大小を一樣にするぞ、

をするには、民力を用るを以て、重きこととするなり、

春秋凡用民力必書、其所興作、不時害義、固爲罪也、雖時且義必書、見勞民爲重事也、

春秋の褒貶に、凡そ民力を用ひて、造作することあれば、必これをしるす、もしその興行造作すること、農の隙なる時ならず、或はすまじきことにて、義を害すれば、もとより人君の罪なる故に、しるしてこれを貶す、もし其事時にあたり、義にかなへども、亦必これをしるすことすべて民力を勞することの、重き事たることを、示さんがためなり、

然有用民力之大、而不書者、爲敎之意深矣、

これその人に示し敎る意、一入深き者なり、其事下に見えたり、

僖公修泮宮復閟宮、非不用民力也、然而不書、二者復古興廢之大事、爲國之先務、如是而用民力乃所當用也、

僖公は、魯の君、泮宮は、諸侯の學宮、閟宮は、魯國の宗廟なり、僖公此兩處を修復す、民力を用ひざるにはあらず、されども春秋にこれをしるさゞること、蓋し學宮は賢才を敎へ育ふの處、宗廟は先祖につかへまつるの處、今古禮の廢れたるを、かへしおこす、これ尤大いなる事にして、國家をさむるに、先とする務めなり、かくの如きのことにして、民力を用るは、則その義の當然分明なる故に、民力はをしむにたらず、よりてしるさざるなり、

人君知此義、知爲政之先後輕重矣、

いづれか先とすべく、後とすべく、いづれか輕く、重きことを知るとなり、

○治身齊家、以至平天下者、治之道也、

止也、衰亂至矣、蓋其道已窮極也、

これ易の既濟の卦辭に、初吉終亂、彖曰、初吉、柔得中也、終止、則其道極也と云を釋す、凡そ天下の事、をさめて進みゆくにあらざれば、則退きかへる、止りて一定するの理なし、既濟は事既に濟せるの時にして、初は吉なれども、すでになせるの終には、またすゝまずして止る、止る時は、常に止らずして、衰へ亂るゝのこと至る、蓋し其道すでに窮りて、ゆく所なければなり、

聖人至此奈何、

聖人道きはまるに至る時に、いかんとか處置すると、問ひの詞をまうく、

曰、唯聖人爲能通其變於未窮、不使至於極、堯舜是也、故有終而無亂、

これ易の繋辭に神農氏沒黄帝堯舜氏作、通其變使民不倦と云をとりていへり、聖人の世を治ること、風化のきはまりつまらんとするを、轉じて變ずべき時と見れば、則そのいまだきはまらざるさきに、變じて開き通ずるによりて、事あたらしくなりかはり、人心よろこびて、すゝみおもむく、この故に、事の終はありといへども、衰へ亂るゝに至ることなし、これ聖人にあらざれば、能しがたき所なり、

○爲民立君、所以養之也、

天生民のために、君をたておくこと、これを治めて、生け養はんがためなり、

養民之道、在愛其力、民力足則生養遂、生養遂則教化行而風俗美、故爲政以民力爲重也、

民を養の道は、其の力ををしみて、みだりにつかひ用ひざることをむねとす、民力つかれずして、足れる時は、農耕を思ふまゝにして、みづから生養するのこと遂ぐ、生養とぐる時は、人心安穩にて、孝弟忠信の教化をこなはる、よりて風俗美にして厚し、この故に、政

例とす、本文は、大學に出たり、所は、即則なり、事物おの／＼其所を得れば、おちつきて安んず、もし其所を失へば、もとりさかひて安んぜず、

聖人所以能使天下順治、非能爲物作則也、唯止之各於其所而已、

聖人よく天下をなびき治らしめ玉ふこと、物ごとに其則を作りたてらるゝにあらず、只これに處置すること、各その所に止るばかりなり、蓋し事物みな天然の則そなはりてあればなり、

○兌、説而能貞、是以上順天理、下應人心、説道之至正至善者也、

これ易の兌卦の彖に、説以利貞是以順乎天而應乎人と云を釋す、兌は、悅ぶ義なり、凡そ悅ぶことは、貞きに利し、此卦中爻陽にして、内實の象あり、これ悅んでよくたゞしき者なり、人君たゞしき悅を以て、民を悅ばしむれば、上天理にしたがひ、下人心に應ず、これ悅ぶ道の正く善き至極なり、

若夫違道以干百姓之譽者、苟説之道、違道不順天、干譽非應人、苟取一時之説耳、非君子之正道、

違道干百姓之譽とは、書の大禹謨の文なり、此段苟も悅ばしむるは、よく貞なるの悅にあらざることを云、

君子之道、其説於民、如天地之施、感之於心、而説服無斁、

悅道の正きは、天地の化育のほどこしの如し、人その心の内に感じ入れ、まことに悅びて、したがひ服し、いつまでも、これをいとひうむことなし、

○天下之事、不進則退、無一定之理、濟之終、不進而止矣、無常

遽爲也、既安定、則爲可久可繼之治、

此より下二段、かさねて治道にかへる義をとく、定むとは、しづむる義なり、亂をしづめたる始には、いまだにはかにする所ある暇なし、すでに安定する時は、則必ゆくする久しかるべく、つゞきて行はるべき治道を、つくり立るなり、

自漢以下、亂既除則不復有爲、姑隨時維持而已、故不能成善治、蓋不知來復之義也、

漢より以來、亂すでにのぞく時は、又することあたはずして、只時のたよりに隨ひて、世を維ぎ持つばかりなり、この故に、善き治道を成し立ることあたはず、これ來復の義を知らざればなり、

有攸往夙吉、謂尚有當解之事、則早爲之乃吉也、

大難すでにとけても、なをとくべき難ののこりてある時は、早くこれをときて、吉なることを云となり、

當解而未盡者不早去、則將復盛、事之復生者不早爲、則將漸大、故夙則吉也、

復生とは、ふたゝび生ずるぞ、早爲と云も、早く去くことを云、將漸大とは、漸々に大いならんとするをなり、

○夫有物必有則、父止於慈、子止於孝、君止於仁、臣止於敬、萬物庶事、莫不各有其所、得其所則安、失其所則悖、

これ易の艮卦の彖に、艮其止、止其所也と云義を釋す、有物必有則とは、事物おの〳〵當然の理あることを云、本文は詩の大雅に出たり、父止於慈と云より下の四つの者は、即その則の目をあげて、萬事の

有攸往、夙吉、
これ易の解の卦辭なり、義は傳に詳なり、

傳曰、西南、坤方、
後天の八卦、坤は西南の隅にあり、されどもここに西南と云は、坤の德を以て云、方位を云にあらず、

坤之體廣大平易、當天下之難方解、人始離艱苦、不可復以煩苛嚴急治之、要濟以寬大簡易、乃其宜也、
乾は天、坤は地なり、此坤は地を以て云、地の體は廣く大いにして、平かに易らかなり、其體かくの如くなれば其德も亦然り、艱苦は、なやみ、くるしむなり、煩苛は、むつかしく、からき意、嚴急は、きびしく、いそがしき義なり、簡易は、事ずくなにて、こゝろやすき義なり、蓋し解はとけちる義なり、天下の患難、はじめてとけたる時は、人民わづかに艱苦をまぬかる、然るに又からくいそがはしき法を以て、これを治むべからず、只坤の德に體して、寬大易簡の道を以て、これをすくふべきぞ、これ乃その時の宜き所なり、以上は利西南の義を釋す、宜は即利の字の意なり、

既解其難、而安平無事矣、是無所往也、則當脩復治道、正紀綱、明法度、進復先代明王之治、是來復也、謂反正理也、
天下の難すでにとけて、世の中安平無事なり、これ又いでゆきてする事なきの時なり、脩復とは、そこねたる所を脩めて、もとの如くに復すことなり、紀綱は、法度の條目を、すべくゝりたる所、大いなるを綱と云、小きなるを紀と云、これを正うすとは、なをす義なり、ます〳〵をさめすゝんで、先王の治道ほどにかへるべし、これ來り復るの義なり、蓋しこれ今の壞亂をあらためて、もとの正理にかへることを云、これによりて吉なり、

自古聖王、救難定亂、其始未暇

而治、其用若豶豕之牙也、

總攝は、皆すべくゝる義なり、機會とは、あやとりのあつまる處を云、操得とは、手に入りたる義なり、要は、即總會なり、視億兆之心猶一心とは、民を用ひやすきことを云、戢は、ひき入る意、勞は、心力をつからすぞ、用は、作用なり、

豕剛躁之物、若强制其牙、則用力勞而不能止、若豶去其勢、則牙雖存、而剛躁自止、

これ豶豕之牙の義をのべて、下文の意をおこす、剛躁とは、性こはくして、さはがしきぞ、

君子法豶豕之義、知天下之惡、不可以力制也、則察其機、持其要、塞絶其本原、故不假刑法嚴峻、而惡自止也、

本は、木の根、原は、水の源、嚴峻は、きびしくするどなり、

且如止盜、民有欲心、見利則動、苟不知教、而迫於饑寒、雖刑殺日施、其能勝億兆利欲之心乎、

不知教とは、いまだ上の敎化の旨を、こゝろえぬなり、

聖人則知所以止之之道、不尙威刑、而修政教、使之有農桑之業、知廉恥之道、雖賞之不竊矣、

威刑も只刑罰のことを云、威はおどすなり、廉は、いさぎよくして、むさぼる意なきぞ、耻は、はづかしきぞ、惡をすることをはづるなり、民に政教をほどこし、農桑の業をさづけて、衣食事たる時は、廉潔羞耻の道を知る故に、これに盜せば賞をあたへんと云とも、あへてすまじきなり、

○解、利西南、無所往、其來復吉、

て彖の辭に、下觀而化之也といへり、

○凡天下至於一國、一家至於萬事、所以不和合者、皆由有間也、無間則合矣、

これ易の噬嗑の卦の傳なり、噬嗑とは、くひあはす義なり、齶と頤との間に、物ありてへだつるをば、くひきりて、齒をかみあはすことを云、傳の說、みな此意に本づく、

以至天地之生、萬物之成、皆合而後能遂、凡未合者、皆爲間也、

おしひろめて云時は、天地の生育、萬物の成就に至るまで、みな和合して後に、其事よく遂るなり、凡そいまだ和合せざることあるは、必物ありて、これがへだてをなすによれり、

若君臣父子、親戚朋友之間、有離貳怨隙者、蓋讒邪間於其間也、去其間隔而合之、則無不和且治矣、

離は、はなる、貳はうたがふなり、怨は、うらむ、隙は、ひまなり、物の間にすきまありてあはざることを云、間隔は、皆へだてなり、讒邪は、讒言邪說なり、

噬嗑者、治天下之大用也、

これ上文をむすぶ、大用とは、その用をなすところ、大いなるとぞ、

○大畜之六五曰、豶豕之牙、吉、

家の牙物をそこなふ時、その陽物をきりすつるを豶と云、豶する時は、害やみて吉なり、

傳曰、物有總攝、事有機會、聖人操得其要、則視億兆之心、猶一心、道之斯行、止之則戢、故不勞

馮河、
剛斷とは、性こはくして、事をたちさだむる義なり、英烈は、ひいでゝはげしきぞ、挺特は、ぬきんでゝことなる義なり、安逸の弊をあらたむること、上に剛毅果斷の君あり、下に英邁武烈の輔あるにあらざれば、ことにぬきんで、奮ひ發りて、これをあらたむることあたはず、この故に、又馮河を用ふと云、

或疑上云包荒、則是包含寬容、此云用馮河、則是奮發改革、似相反也、
寬容とは、ひろくしてうけいるゝ義なり、

不知以含容之量、施剛果之用、乃聖賢之爲也、
包含寬容の度量を以て、剛斷果決の作用を施す、これ乃聖賢の所爲なり、安泰の弊を治ること、これより外の術なし、

○觀、盥而不薦、有孚顒若、
これ易の觀の卦辭なり、盥而不薦とは、祭禮の始に、手をあらひて、いまだ供物をすゝめず、誠敬純一なる時を云、孚は、信なり、顒は、あふぎみる義なり、人その誠敬を尊信して、顒然としてあふぎのぞむなり、

傳曰、君子居上、爲天下之表儀、
君子は、人君をさす、表儀とは、儀はのりなり、俗に目あて手本と云が如し、卦の名を觀と云も、人君人のみならひとなる義をとりてなり、

必極其莊敬、如始盥之初、勿使誠意少散如既薦之後、則天下莫不盡其孚誠、顒然瞻仰之矣、
莊敬は、皆つゝしむなり、瞻仰は、みあふぐなり、凡そ祭禮にのぞみて、はじめに盥洗する時は、誠敬もつぱらにして、をごそかなり、すでに奠獻する後は、儀節しげきによりて、誠意少き散ず、この故に、人君はじめて盥ふ時の如くに、常に莊敬をきはむる時は、天下の人各その誠信をつくして、顒々然として仰ぎのぞますと云ことなし、亦みなその誠敬に化するなり、より

となり、剛く果して、事を行ふ意にとる、句義は下に見えたり、

傳曰、人情安肆、則政舒緩、而法度廢弛、庶事無節、

舒緩は、皆ゆるし、廢弛は、皆すたる、庶は諸と通ず、世間無事にて、人情安く肆なる時は、政道ゆるまりて、法度すたれ、諸事節限なくして、流れ淫るゝなり、

治之之道、必有包含荒穢之量、則其施爲寛裕詳密、弊革事理、而人安之、

荒穢は、皆けがれ、寛裕は、皆ゆたか、詳密は、皆つまびらかなり、上段に云所の弊必をさめあらたむべきことなれども、凡そ變革は大事なるによりて、これを治るの道、必けがれをふくむの器量あれば、則その施し爲す所、ゆたかにして、にはかならず、つまびらかにして、おろそかならず、乃時をはかり、機に應じてする故に、流弊革まり、諸事をさまりて、人心これに安んじてさわがず、

若無含弘之度、有忿疾之心、則無深遠之慮、有暴擾之患、深弊未去、而近患已生矣、故在包荒也、

もし含んで弘き度量なくして、たゞに流弊を忿り疾む心あれば、これを治るに、深く遠き慮なく、暴に擾る患あり、深き弊いまだのぞかざるに、近き患又すでに生ず、この故に、これを治るの要、荒を含にあり、

自古泰治之世、必漸至於衰替、蓋由狃習安逸、因循而然、

古より泰く治まれる世は、その勢やうやくに衰へ替るゝに至る、蓋し人情安逸になれならひ、段々に因り循ひて、ついにかくの如くなり、

自非剛斷之君、英烈之輔、不能挺特奮發、以革其弊也、故曰用

此士は、いまだ仕へざる者を云、其學用をなすべきに至れば、君これを求めて、あげ用るぞ、凡そ位をすゝめ、士をあぐること、皆人君のはからひにて、下たる者これを求めざるを以て、己にあづかるにあらずと云、

農工商賈勤其事、而所享有限、

商賈は、皆あきびと、行てうるを商と云、居てうるを賈と云、事とは、業をさす、所享有限とは、其うけ用る衣食奉養に、分限あることを云、農夫は家ごとに、百畝の田をうけて耕す、其つとめの等によりて、九人より五人までをやしなふ、工商も亦これに準じて、各その分限あり、

故皆有定志、而天下之心可一、

貴賤みな分限に安んじ、各つねに定れる志ありて、其外をねがはず、この故に、天下の人心、みな一樣にすべあはせらるゝなり、

後世自庶士至于公卿、日志於尊榮、農工商賈、日志於富侈、

庶士とは、庶人の祿をうけて、公役をつとむる者を云、官人にその才德をはかりて、位をさだめざる故に、われも〳〵と、祿位を求め、日々にます〳〵、尊くして榮えんことを志す、庶人に其等をわかちて、分をさだめざる故に、亦をの〳〵貨利をあらそひて、日々にます〳〵、富みて侈らんことを志す、

億兆之心、交騖於利、天下紛然、如之何其可一也、欲其不亂難矣、

億兆とは、萬より上の大數なり、民の多きことを云、交騖とは、かなたこなたより、はせちがふなり、人みな利におもむきあらそふことを云、紛然は、まぎらはしきぞ、凡そ天下の離亂は、尊卑上下の分、明ならずして、民の志一にさだまらず、ひたすら利をあらそふによりて、おこる故にかくの如くいへるなり、

○泰之九二曰、包荒用馮河、

包荒とは、けがらはしきことをも、ふくみもちて、たへしのぶことを云、馮河とは、川をかちわたりするこ

る意なり、莫知爲之者とは、民日々に善にうつれども、これをたがせさすることと、おぼえざるなり、本文は孟子に出たり、

非唯人君比天下之道如此、大率人之相比莫不然、

大率は、おほむねなり、

以臣於君言之、竭其忠誠、致其才力、乃顯其比君之道也、用之與否、在君而已、不可阿諛逢迎、求其比己也、

用之とは、君わが忠力を用るなり、阿諛は、おもねりへつらふ、逢迎は、君の意をむかへとるなり、

在朋友亦然、修身誠意以待之、親己與否、在人而已、不可巧言令色、曲從苟合、以求人之比己也、

巧言令色とは、ことばと色とを、うつくしくして、外をかざり、人をよろこばしむることを云、曲從は、まげてしたがふ、苟合は、あからさまにあはすなり、

於鄕黨親戚、於衆人、莫不皆然、三驅失前禽之義也、

○古之時、公卿大夫而下、位各稱其德、終身居之、得其分也、位未稱德則君擧而進之、

此章は、易履卦の大象に、君子以辨上下、定民志と云傳に出たり、公卿大夫の下には、上中下士、及び庶士あり、凡そ祿の多少は、位の高下にしたがふ、分は、分際なり、位未稱德とは、位ひきくして、其德に及ばざることを云、

士修其學、學至而君求之、皆非有預於己也、

就かしめざることかくの如し、

傳曰、人君比天下之道、當顯明其比道而已、如誠意以待物、恕己以及人、發政施仁、使天下蒙其惠澤、是人君親比天下之道也、如是、天下孰不親比上、

これ王者比道を明にするの事をとく、待すとは、あひしらふ意、物も、人なり、惠澤は、めぐみうるほひなり、わが誠意を積み、人を待遇して、自然に感服せしめ、己を宥恕する意を推て、以て人に及し、仁政を發し施し、公平正大にして、民をして自然に惠澤をかうぶらしむ、これ人君天下の人をして親み比つかしむるのみちなり、

若乃暴其小仁、違道干譽、欲以求下之比、其道亦已狹矣、其能得天下之比乎、

もし目の前の小仁を、あらはにし出し、正道にそむきて、虚名をもとめ、かくの如くにして、こなたより下の比を求れば、比する者ありとも、其道せばきによりて、ひろく天下を比することあたはず、

王者顯明其比道、天下自然來比、來者撫之、固不煦煦然求比於物、若田之三驅、禽之去者從而不追、來者則取之也、此王道之大、所以其民皥皥、而莫知爲之者也、

これかさねて王者の比道を、易の文に合せてとく、煦々とは、日の出て、物をやうやくにあたゝむることを云、王者比道を明にすれば、天下の民自然に來比す、只その來る者をば愛撫して、其所を得せしむるばかりなり、まことに煦々とあたゝめよせて、人の比を求るにあらず、去者從而不追とは、去るまゝに從ひて、これを追ひとらぬなり、皥々とは、廣大にして自由な

而行之乎、

宰輔は、宰相なり、政務を宰判して、君を輔佐する大臣を云、君の志、善き謀を用ひまく欲すとも、宰相に任じて、功をせめのぞむにあらずは、それたれか其志をうけてこれを行はんや、

君相協心、非賢者任職、其能施於天下乎、

君と宰相と、心をあはせて、政を行はまく欲すとも、羣賢を求めて、あげ用ひ、諸職をわけ任ずるにあらずは、天下に施しひろむることあたはじ、

此三者本也、制於事者用也、

此三つの者は、天下を治るの根本なり、事々の宜き所を裁制して、これを行ふは、其作用なり、

三者之中、復以立志爲本、

本たる三つの内に、志を立るは、又その本なり、

所謂立志者、至誠一心、以道自任、以聖人之訓爲可必信、先王之治爲可必行、不狃滯於近規、不遷惑於衆口、必期致天下如三代之世也、

その志を立ると云は、至誠一心にして、天下の大道を以て、自己の任荷としてはゞかる意なく、聖人の教訓を必信ずべきこととして疑はず、先王の治法を必行はるべきこととして、疎にせず、近代の規法に、狃れ滯らず、衆人の口議に、遷り惑はず、必天下を三代の世の如くに致さんと期する、これなり、

○比之九五曰、顯比、王用三驅、失前禽、

比は、したしむ義なり、これを顯にすとは、人と相したしむ道を明白にして、委曲にせざるなり、王用三驅、失前禽とは、禽は、鳥獸の通稱なり、王者の田は、三面を驅りまはし、前一面をあけて、其中に入る者は、これをとる、前よりにげ去る者は、失せたるまゝにして、おひとらず、王者の民における、その比道を明にして、來り就く者をうけ、來らざる者を、まげて

は、則諸侯に覇たり、

二者其道不同、在審其初而已、易所謂差若毫釐、繆以千里者、其初不可不審也、

王覇の道、その趣く所、大いに同じからざれども、其初心を用る公私のわかれ、わづかなる所よりす、これを審にして、つゝしむにあるのみなり、即これ易に所謂其初のたがひは、毫釐の如くなれども、末のあやまり、千里を以てすと云者なり、然れば事の初を審にせずばあるべからず、此語禮記の經解に、易を引て云へども、本文に見えず、易の緯書通卦驗に出たり、

惟陛下稽先聖之言、察人事之理、知堯舜之道備於己、反身而誠之、推之以及四海、則萬世幸甚、

陛下とは、天子をさしいふ詞、陛は、階なり、階下の人に申すとぞ、人性もと善なる故に、堯舜の道己に備りて、全からずと云ことなし、人よく身に反りて、これを誠にすれば、實にわが物となりて、日用に施さるべし、これを推しひろめて、四海にみつる時は、今の天下の人のみならず、萬世までも、堯舜の化をかうぶりて、幸甚なるべしとなり、

○伊川先生曰、當世之務、所尤先者有三、一曰立志、二曰責任、三曰求賢、

當世の政をする務めに、急なる所の者三つありとぞ、條目の義は下に見えたり、

今雖納嘉謀、陳善算、非君志先立、其能聽而用之乎、

嘉謀善算は、みなよきはかりごとなり、臣たる者、これを君のためにのべいるるとも、君まづ治平を致さんとの志たゝずは、それよくこれをきゝ用ひんや、

君欲用之、非責任宰輔、其孰承

る故に、その發用さかんにして、よく天の時に配して、其に萬物を養育すと、聖人至誠の功用大いなることを示さることかくの如し、その旨趣甚深なり、

○明道先生言於神宗曰、

此章は、明道王覇を論ずる箚子なり、神宗は、宋朝第六世の君なり、

得天理之正、極人倫之至者、堯舜之道也、

堯舜の道、天理の正きを得ずと云ことなく、人倫の至りを極めずと云ことなし、

用其私心、依仁義之偏者、覇者之事也、

覇者は、齊の桓公晉の文公秦の穆公宋の襄公楚の莊王を五覇と云、偏は、全からざる義なり、覇者は諸侯の長者たらまく欲する、私の心を用ひ、仁義の一偏の名に依りて、號令を天下に行ふ者なり、

王道如砥、本乎人情、出乎禮義、若履大路而行、無復回曲、

王道は即堯舜の道なり、其道平正なること砥の如く、人情の自然に本づき、禮義の中正に出で、大路をふみ行くが如くに、廣くやすらかにして、更に回り曲まることなし、

覇者崎嶇反側於曲逕之中、而卒不可與入堯舜之道、

崎嶇はさかしきなり、反側は、うち反り側つ、あやうきことを云、曲逕はまがれるこみちなり、畢竟これと共に、堯舜の道にはいられぬなり、

故誠心而王則王矣、假之而伯則伯矣、

伯は、覇と同じ、王者は己を修め、民を愛し、中國を正うし、夷狄をはらふ、其事誠心を以て、天理を行ふにあらずと云ことなし、かくの如くに王道を行ふ時は、則天下に王たり、覇者は王朝を尊み、夷狄をはらひ、災を救ひ、叛けるを討つと云名を假りて、以て天下に號令して、自尊大にす、かくの如くに覇術を行ふ時

り、二女同居志不同行とは、睽卦の彖の辭なり、此卦は兌下離上、兌は陰爻終にあるを以て少女とす、離は陰爻中にあるを以て中女とす、これ女子二人、一家に同居するの象なり、それ家人の情の相はなれて、親まざることは、必婦人のしわざに起る、蓋し婦女の性、外は和悅にして、內には相ねたみうたがふ、よりて二女同居すれば、其志相そむきて、同く行はれず、この故に睽を卦の名として家人の卦につげるなり、

堯所以釐降二女于嬀汭、舜可禪乎吾茲試矣、

これ故事を引て上段の意を明す、釐降二女于嬀汭とは書の堯典の文なり、嬀は、川の名、汭とは、水の北を云、舜のいませる處なり、帝堯二人のひめみこをおさめしたてゝ、舜の家に下し嫁す、これ舜に天下をゆづらんや否やを、その身を正うし、二女を處置して、よく家をとゝのへらるゝを見て、以て天下の治めを試みんとなり、

是治天下觀于家、治家觀身而已矣、

上文をすべむすぶ、

身端心誠之謂也、誠心、復其不善之動而已矣、

それ身の正きは、心の誠なるによりて、心を誠にするの道は他なし、只不善の念きざして、外に發動せんとするを、すみやかにとゞめて本然の誠にかへすばかりなり、

不善之動、妄也、妄復則无妄矣、无妄則誠焉、故无妄次復、

不善の動は妄にして、人爲の虛僞なり、妄復る時は、則妄なし、妄なければ、即誠にして、誠は天理の眞實なり、この故に、易の无妄の卦復の卦に次ぐ、

而曰、先王以茂對時育萬物、深哉、

而して无妄の大象にいへらく先王の德、至誠无妄な

するとも、只義のある所のまゝにしたがひて、これを失ふを以て、恤とすべからず、かの貧窮をはぢて、富貴をねがふ者は、これを知らざるが故なりとぞ、

治體類、

出處の義すでに明なる時は、則國天下を治る統體を講求すべし、一旦あげ用ひられて、政に從ふ時は、則これを施し行はんためなり、よりて此卷出處類に次ぐ、

濂溪先生曰、治天下有本、身之謂也、

天下を治るの道、大いにして廣しといへども、その本づく所、只君一人の身にあり、

治天下有則、家之謂也、

則とは、俗に定木と云が如し、身に近きは家なり、家人齊りて後に、其化國に及び、天下にひろまる、よりて天下を治るに、則とする所の者は家なり、

本必端、端本誠心而已矣、

身は治の本なれば必これを正くすべし、而して心は又身の主たるによりて、身を正うするの道は、心を誠にするの外なし、

則必善、善則和親而已矣、

家は治の則なれば、必これを善くすべし、則をよくするの道、父母を始として、親族をみな和順にするばかりなり、

家難而天下易、家親而天下疎也、

家はとゝのへがたく、天下は治めやすし、いかんとなれば、家は親くして、私の情斷ちがたく天下は疎くして、公の道行はれやすければなり、然れども、其難きを先んぜされば、易きに及ぶことあたはず、

家人離、必起於婦人、故睽次家人、以二女同居、而志不同行也、

睽の家人に次ぐは易卦の次第なり、睽は、そむくな

を以て、よく父祖の業をつぐとす、これまことに何の心ぞや、怪むべしとなり、

○不資其力而利其有、則能忘人之勢、

人よくひとり立て、自己を重んじ、人の富貴を見て、其力によりたのみ、其有る所を、わが利とする意なき時は、則よく人の權勢富裕をわすれて、こびへつらふ病なし、

○人多言、安於貧賤、其實只是計窮力屈才短、不能營畫耳、

人よく貧賤に安んずと云者多けれども、大抵其實は、富貴を求れども、其てだてつき、力およばず、才たらずして、營み畫ることあたはずしてのことなり、

若稍動得、恐未肯安之、

もし富貴を得べきはかりごとを以て、やゝ其心をうごかし得ば、恐らくはいまだそのまゝにて安んずることを、肯ふまじとなり、

須是誠知義理之樂於利欲也、乃能、

眞實に義理の味を知て、利欲よりもこれを樂む者にして後に、乃よく貧賤に安んずべしとなり、

○天下事、大患只是畏人非笑、不養車馬、食麤衣惡、居貧賤、皆恐人非笑、

天下の事の大いに患ふべきは、只これ人の己を非り笑はんことを、はぢをそるゝにあり、其をそるゝことは、わが馬車をもたず、衣食居處のあしきをはづるのみなり、

不知當生則生、當死則死、今日萬鍾明日棄之、今日富貴明日饑餓、亦不恤、惟義所在、

六斛四斗を一鍾とす、萬鍾とは、祿の重きを云なり、云意は、人の死生貧富は、天命なれば、一日の間に變

所以錄有功、尊有德、愛之厚之、示恩遇之不窮也、

世祿とは、父祖より譜代の俸祿を云、恩遇とは、恩徳を以て、人をあひしらふことなり、古人は世祿を以て家の榮えとす、これ君王臣下の先代に、功ありしことを錄してわすれず、德ありしことを尊びて おろそかにせず、他よりもこれを愛し、これを厚くして、恩遇することきはまりなく、その子孫までに及ぶことを、世に示さるゝ所なり、

爲人後者、所宜樂職勸功、以服勤事任、長廉遠利、以似述世風、

服勤とは、其事に就きしたがひて、つとむる義なり、似述とは、つぎのぶるなり、父祖の志をつぎて、其事をのべひろむるを云、人の後として、世祿をうくる者は、職分を樂み、功をなすことをつとめて、以て公事の身に任ずる所を、專一に服し、廉直を長し、利欲にとほざかりて、世々の家風をつぎのぶべし、

而近代公卿子孫、方且下比布衣、工聲病、售有司、不知求仕非義、而反羞循理爲無能、不知蔭襲爲榮、而反以虛名爲善繼、誠何心哉、

布衣とは、無官の士を云、工聲病とは、詩に四聲八病と云ことあり、これ詩賦を工に作ることを云、有司は奉行なり、これ科擧をつかさどる者をさすならん、蔭襲とは、蔭はかげ、襲はつぐなり、父祖のかげにて、官祿をうけつぐことを云、近代の公卿の子孫は、わが才を以て出世することをこのみて、自布衣の下賤に比し、詩賦を工に作りならひて、進士の及第を志し、有司にいひ入れて、才能をてらひうり、あげ用ひられんことをねがふ、世祿の家として、別に仕へを求るが、非義なることを知らずして、反て理にしたがひて、仕へを求めざるを以て、無能のこととす、世祿を蔭襲するが、榮たることを知らずして、反て虛名をあらはす

得爲有命、
家貧く親老たる時は、まことに祿をうけて、仕るわざを用ふべし、されどもこれを得ると得ざるとは、天命あり、得んも失ふまじきも、わが力の必とする所にあらずと、
曰、在己固可、爲親奈何、
天命に安んせんこと、己においてはまことに可なり、親のためには奈何ともしがたしと、
曰、爲己爲親也只是一事、若不得、其如命何、
親のために求めても、得ざる時はいかゞはせん、強て求むべき道なしと、
孔子曰、不知命、無以爲君子、
論語の文なり、
人苟不知命、見患難必避、遇得喪必動、見利必趨、其何以爲君子、
これ聖語を釋す、喪も、失ふなり、動とは、志の變ずることを云、

○或謂科擧事業、奪人之功、是不然、且一月之中、十日爲擧業、餘日足可爲學、
學者科擧の事業をならへば、人の本業とする、學問の功夫、かれに奪はれて、妨ありと云は、さることにあらずと、
然人不志于此、必志于彼、故科擧之事、不患妨功、惟患奪志、
此とは、實學をさす、彼とは、擧業をさす、今の人科擧の利あらんことを求るに急なるを以て、志す所、實學にあらずして、擧業にあり、然れば擧業は、學功を妨るの患あるにあらずして、人の志を奪の患ありとなり、

○横渠先生曰、世祿之榮、王者

るか、此等の類のみならん、

○伊川先生曰、人多說、某不教人習學業、某何嘗不教人習學業也、

學業とは、科學を求るための學業なり、

人若不習學業、而望及第、却是責天理、而不修人事、

及第とは、試みを經て、甲乙の次第につき及ぶことを云、中國の法、及第せされば、出仕るの道なし、もし自その學業の功積りたるをたのみて、及第することやすかるべしと思ふとも、もし學業をならはずして、いで試みられば、必及第を得まじきぞ、これ道理を天にせめのぞみて、人事を己に修せざるなり、然ればなんぞ學業を習はしめざるべきとなり、

但學業既可以及第、即已、若更去上面盡力求必得之道、是惑也、

然れども、學業を習ふこと、すでに及第を得らるべきほどならば、即やむべし、もし更に其上にゆきて、力をつくしこれを習ひて、必及第を得んと求るは、これ惑ひなり、得ると得ざるは天命にして、人の必とする所にあらず、

○問、家貧親老、應學求仕、不免有得失之累、何修可以免此、

家貧く親老て、奉養たらず、科學に應じて、仕へを求めんとすれば、求る所を得んや、得まじきや、得ても亦これを失はんかの累ひあることを免れず、何れの道を修してか、此累を免るべきとなり、

伊川先生曰、此只是志不勝氣、若志勝、自無此累、

志は、義理の志、氣は、私欲の氣、

家貧親老、須用祿仕、然得之不

此事體、妻のために乞はざるとは、其義又別なりと、

再三請益、

いまだきかざる所を、かさね問を、請益と云、

但云其說甚長、待別時說、

程子ついにこたへずして、只いへることかくの如し、程子後にも、其父のために封をこはれざりつれば、これをも義とはせられざりしなり、或人此事を以て、朱子に問ひければ、かやうのこと、下の申しうくるをまたずして、朝廷より行はるべき道理なれば、いひがたきによりて、答へられざるならんといへり、

○漢策賢良、猶是人擧之、

策は、はかりごとなり、朝廷より士をめして、時政の得失を問て、其對へを見ることを云、當時士をとるに、賢良孝廉孝弟茂才の四科あり、漢に賢良の士を策問するまでは、なを人にすすめあげられて後に出たり、

如公孫弘者、猶强起之乃就對、

公孫弘は、漢の儒者、仕官に役々として、君をとること多かりしと、後世にそしりを得たる者だも、なを賢良の士を以て、上より强起されて後に、乃出て、對策に就きたり、

至如後世賢良、乃自求擧爾、

後世賢良の士は、自對策をこひ求めて後に、あげらるゝなり、

若果有曰我心只望廷對、欲直言天下事、則亦可尚已、

廷對とは、朝廷にて對策するとなり、自擧られんことを求る者、もし果してわが心に廷對をのぞむは、天下の事を直言せまく欲すといはゞ、君を正し、民を救ふの志、尚ぶべきことなり、

若志在富貴、則得志便驕縱、失志則便放曠與悲愁而已、

もし其志、廷對によりて、官祿の富貴を得んためならば、志す所を得る時は、驕り縱ならん、志す所を失ふ時は、放逸曠蕩になるか、又悲み愁へて、ひそまり居

別にこれがため、自劵曆を出させて、料錢を之よりわたさしむ、

又不爲妻求封、

凡そ官を得る者は、その父祖母妻のために、贈官封爵をこひうく、母妻は、某郡君、某縣君に封ずるの類なり、然るに程子任官の後、妻の爲に封をこはず、

范純甫問其故、

范純甫名は祖禹、

先生曰、某當時起自草萊、三辭然後受命、豈有今日乃爲妻求封之理、

われ草萊よりめし出されし時に當りても、三たび辭退して後に、やむことを得ずして、命をうけたり、然るに今こなたより、妻のために封を求るの理あらんやと、

問、今人陳乞恩例、義當然否、人皆以爲本分不爲害、

陳乞とは、わが情を陳べて、乞ひ求るぞ、恩例とは、朝廷の定例にあらずして、臨時に別段の恩賜あることを云、封贈を賜るも、亦此例なり、云意は、此事理の當然なりや否や、今の人はこれ官途の通例なれば、本分の事にして、分外の望みにあらず、よりて義を害せずと思へり、いかがあらんとなり、

先生曰、只爲而今士大夫道得箇乞字慣却、動不動又是乞也、

慣は、なるゝ、却は、つけ字なり、云意は、かやうの事に、今の士大夫、この乞の字をいひなれて、動する時も、動せざる時も、又みなこひうけて、義不義をえらぶことを知らずと、

問、陳乞封父祖如何、

封贈妻のためには乞はずとも、父祖のために乞ことは、其先人をあらはすの孝なるによりて、又これをとふ、

曰、此事體又別、

わが女は、其才、人に試みられて後に、仕ふるやうの者にあらずと、

今爾求爲人師而試之、必爲此媼笑也、

媼は、老女の稱、婢が母をさす、云意は、婢僕すら、人に試みられて仕ることをはづ、況や人の師たらん者は、衆に請ぜられてこそ出づべきに、今こなたよりこひ求めて、まづ其學を試みられんと云は、甚事體にそむけり、必此媼がわらはれ者となるべしとなり、

湜遂不行、

○先生在講筵、不曾請俸、

先生は、伊川なり、在講筵とは、經筵侍講たりし時を云、天子の學筵にて、書を講ずるの官なり、當時の例、京都の官に入る者は、俸祿の下狀を請ひうく、これを給料錢曆と云、いつの時、何の料錢、何ほどあたへよと云の類なり、程子諸公にすゝめあげられて、出られし時、其意に、朝廷より直に我をめし出さるゝ上は、衣食の用みな諸司におほせて、あて行はるべきことと思ひて、例の如くには、俸錢を請はず、

諸公遂牒戶部、問不支俸錢、

諸公とは、時の大臣司馬温公呂申公等をさす、戶部は、此方の民部、官人の俸祿をつかさどる官なり、牒は、移文なり、官府の公事を、互にいひかよはす文を云、諸公伊川の錢用とぼしきことをあやしみ、その俸を請はざることを知て、則戶部に牒狀をつけて、俸錢を支配せざるの故をとふ、

戶部索前任曆子、

戶部の例、前の任官の給錢曆にしたがひて、當官の俸を支配す、よりて前任の曆子を出されよと、程子にもとむ、

先生云、某起自草萊、無前任曆子、

起るは、出るなり、草萊は、田舍の義なり、

遂令戶部自爲出券曆、

券曆とは、證文の曆子なり、諸公ついに戶部をして、

己を利せんがためなり、この故に、其道即是ならず、

○問、邢七久從先生、想都無知識、後來極狼狽、

邢七は、邢恕字は和叔、七はその宗族の排行なり、狼狽は、二種の獸の名、狽の前足甚みじかきによりて、常に二つの狼にかゝりてゆく、狼なき時は、はたらくことあたはず、この故に、人の艱難して、自由ならざることを、狼狽と云なり、邢恕久く先生に從ひて、學びつれども、思ひやるに、かれすべて知識なし、この故に、後來極めて艱難しけるとぞ、

先生曰、謂之全無知則不可、只是義理不能勝利欲之心、便至如此、

かれを全く知なき者とはいはれず、只これ義理の心、その利欲の心に勝ことあたはずして、かくの如きの體に至れるとなり、

○謝湜自蜀之京師、

謝湜は、程子の門人なり、

過洛而見程子、

過るとは、とをる義なり、洛は程子の本國なり、

子曰、爾將何之、

子は程子なり、

曰、將試教官、

國子監にて、諸生に教授の官を申して、まづ其職に試みられんとすと、

子弗答、湜曰、何如、

その答へざる意をとふ、

子曰、吾嘗買婢、欲試之、

錢をあたへて、人を置を買と云、此婢をまづめしつかひて試みまく欲す、

其母怒而弗許、曰吾女非可試者也、

は、更に利害を論ぜずして、只義の當り當らざるを見るのみなり、禍福の命は、おのづから其中にありて、相遇ふ所、正しからずと云ことなし、

○大凡儒者未敢望深造於道、且只得所存正、分別善惡、識廉耻、如此等人多、亦須漸好、

凡そ儒者たる者には、いまだ深く道德成就の地位にいたらんことを望みがたし、まづ只その存する所の志正くしてかはらず、善惡を分別してまぎらはさず、廉直羞耻を知て、よく守る者を得んぞ、かやうの人は世に多し、其もとゐ貞正堅固なる故に、亦やうやくに敎へいれて、よくなしたつることあるべきなり、

○趙景平問、子罕言利、

論語の文なり、

所謂利者何利、曰不獨財利之利、凡有利心便不可、

財利は、前章の貨利と同じ、それ利と云は、たゞ財利のみならず、凡そわがために、便利を求る心あれば、即私曲にして可ならず、

如作一事、須尋自家穩便處、皆利心也、

これ利心の義をとく、自家は、只我と云義なり、穩便とは、心の穩んじて便よきことを云、

聖人以義爲利、義安處便爲利、

聖人は便利を以て利とせずして、只事の義にかなふを以て利とす、蓋し事義にかなひ、其所を得て安んずる處、われ人みな同心に相やはらぎて、順利なる故に、即これ利なり、聖人の利をの玉ふは、大抵かくの如くなれども、人誤りて便利とまぎらはすによりて、利を云ことまれなり、

如釋氏之學、皆本於利、故便不是、

釋氏生死を惡んで、無生をねがひ、愛執を惡んで、人倫をたち、物欲を惡んで、世事をすつ、その本意みな

有殺身以成仁とは、論語の文なり、こゝに引て云意は、古人身を殺しても、仁を成すことあるは、仁を成さんがために、身を殺すにはあらず、只義理の是非を實に見得て、一つの是を成就するばかりなり、少もためにする所あるにあらずと、

○孟子辨舜蹠之分、只在義利之間、

帝舜は善の至極、盗跖は惡の至極なれども、其はじめは、義理と便利とのさかひめより、わかるゝとなり、

言間者、謂相去不甚遠、所爭毫末爾、

毫末は、毛のさきなり、義利のわかるゝ所、一念一動の始にあり、

義與利、只是箇公與私也、纔出義、便以利言也、

凡そ何事によらず、その心を用ること、公なるは義なり、私なるは利なり、わづかに義をはづるれば、即利におつ、しばらくも中間に立つ時なし、蓋し義はもとより公にして、ためにする所なし、もし其事は義にあたれども、少きためにする所あれば、則亦これを利と云なり、

只那計較、便是爲有利害、若無利害、何用計較、

那とは、かのと云詞なり、計較は、はかりたくらぶるなり、もし事にのぞみて、わが身のために、とやせんかくやせんと、はかりくらぶる意あるは、即これ利害をはかる意あるなり、下二句は只上文をうらがへしていへり、

利害者天下之常情也、人皆知趨利避害、聖人則更不論利害、惟看義當爲不當爲、便是命在其中也、

利害をはかるは、天下の人情の常にして、利に趨り害を避ることは、人みなこれを知る、聖人の事を處する

べて富貴の華飾を云、外物とは、此等は皆身の外の物にて、心術にあづからずと云ぞ、

及其蹈水火、則人皆避之、是實見得、須是有見不善如探湯之心、則自然別、

此より下の二段は、實に見得たる者の、他人に別なることをいへり、蹈水火とは、水火にふるることを云、人みな水火を避るは、その人を傷ふことを、實に見得すればなり、見不善如探湯とは、論語の文なり、これを引て、上文火を避るの意に應じて、實に不善を忌むことを云、

昔曾經傷於虎者、他人語虎則雖三尺童子皆知虎之可畏、終不似曾經傷者神色懾懼、至誠畏之、是實見得也、

經るとは、其事をへきたれるとぞ、他人とは、曾經傷者に對して云、虎を語る者にあらず、神色とは、精神氣色なり、懾懼とは、をぞみて氣をうしなふ義なり、

得之於心、是謂有德、不待勉強、然學者則須勉強、

義理を心に見たるを、德ある人と云、その義理におけること、强ひ勉ることをまたず、安んじてこれに從ふ、然れども學者は、則勉强して義を行ふこと、亦有德の如くすべし、

古人有捐軀隕命者、若不實見得、則烏能如此、須是實見得生不重於義、生不安於死也、

捐軀隕命とは、義のために死することを云、隕すとは、失ふ義なり、

故有殺身成仁、只是成就一箇是而已、

あがりて、これをかへさせ、いまだねしづまらずして死せり、必かくの如くならんことを要して、乃其心安んず、曾子の事、檀弓に見えたり、

人不能若此者、只爲不見實理、

人いまだ須臾も非道に安ぜざることあたはざるは、眞實の道理を見得ざるがためなり、これ即いまだ道をきかざるなり、

實理者、實見得是、實見得非、

實理とは、是非の間を、眞實に見得て、たしかなることを云なり、

凡實理、得之於心、自別、若耳聞口道者、心實不見、若見得、必不肯安於所不安、

此段又實理を見ると、いまだ見ざるとを辨ず、凡實理とは、これを心に見得する故に、その見る所、をのづから常人と別なり、もし只これを耳にきゝて、口にいふ者の如きは、いまだ其心に見得せざるなり、

人之一身、儘有所不肯爲、及至他事又不然、若士者、雖殺之使爲穿窬必不爲、其他事未必然、

これいまだ實見あらざる者は、たとへ其身に非道に安んせざる事多けれども、亦その他の事には、必しも然らざることを云、穿窬とは、あなをきりあけて、ぬすみすることなり、士たる者には、穿窬をせずは殺さんといへども、必せざるなり、

至如執卷者莫不知說禮義、又如王公大人、皆能言軒冕外物、及其臨利害、則不知就義理、却就富貴、如此者、只是說得不實見、

これ又人口には義理をとき得れども、心には實に見得ざることを云、執卷者とは、書をよむものを云、軒は、くるま、冕は、玉のかんむり、貴人の車服なり、す

ると、貧うして約かなるとを云、子貢の高明の知識を以て、なんぞ世俗の如く、貨利を求るに規々たることあらん、只その貧富豐約の間において、小き情のかゝりて留まることを、まぬかれがたきばかりぞと、

且貧富有命、彼乃留情於其間、多見其不信道也、故聖人謂之不受命、

そのうへ人の貧富は、天命ありて、うつしかへられず、かれ其情を貧富の間に留むれば、これまさしくその道を信ずる心の、專一ならざる所見えたり、この故に聖人、子貢が貧富の天命を、順ひうけずして、貨財の殖るに、意あることをそしれり、本文は論語に見えたり、

有志於道者、要當去此心、而後可語也、

道に志ある者は、大要まづこの利をはかる心をのぞきすつべし、而して後にこそ、聖人の道をば、共に語らるべけれとなり、謝氏此示しをきゝて、ひきかへし、其まゝ太學に居て、是歳ついに及第することを得たり、

○人苟有朝聞道夕死可矣之志、則不肯一日安於所不安也、

朝聞道の本文は、論語に出たり、それ道をききて心に得ること、尤大切なり、もしよくこれをきゝ得ることあれば、朝にきゝて、其夕に死すれども、亦可なりとして、遺恨なし、人この志ありて、道におもむくこと專一なれば、あへて一日の間も、道にそむきて心の安んぜさる所に、安んじて居ることなし、

何止一日、須臾不能、如曾子易簀、須要如此乃安、

何ぞたゞ一日の間も、非道に安んぜざるのみならん、須臾の間も、安んずることあたはず、曾子末後の夜に、そのふしたる簀の大夫の簀なることをきゝて、これを易へよと、其子曾元に命ず、曾元病の急なるを見て、明朝かへんといひけれども、曾子きかずして、自おき

若不會處置了放下、便是無義無命也、

會すとは、能すと云義なり、放とは、はなちすつる義なり、もしすでに處置し了て後、ふたゝび念慮にかけずして放下することを能はざれば、これ天命に任じて決斷するの義を知らず、よりて義もなく命もなしと云、それ又命を以て義を處するの下にある者なり、

○門人有居太學、而欲歸應鄉學者、

此門人は、謝顯道なり、太學は、此方の大學寮の如し、宋の汴京の國子監をさす、鄉學とは、諸國の鄉里にて其處の學生を試みて、とり擧ることを云、謝氏汴京の大學に居て學ひけるが、其本國蔡州にかへりて、鄉試に應じ、はやく擧られんことを得まく欲す、時に明道先生扶溝縣の奉行たり、伊川もこれに從ひて、其處にあり、謝氏蔡州にかへる時、扶溝によりて、兩先生にまみゆ、

問其故、

伊川先生謝氏に歸鄉の故をとへり、

曰、蔡人尠習戴記、決科之利也、

戴記は、禮記なり、漢の戴聖編集しけるを以て、戴記とも云なり、決は、さだむるなり、科は、しなゝり、士の試み擧げらるゝに、甲乙のしなあるによりて、科擧と云、戴記を習へる者すくなし、われ本鄉にかへり、此學を以て試みられば、科擧をはたすの利を得べしと、

先生曰、汝之是心、已不可入於堯舜之道矣、

汝道を學ぶといへども、この利をはかる心あれば、これすでに堯舜の道に入られまじきわけなりとぞ、

夫子貢之高識、曷嘗規規於貨利哉、特於豐約之間、不能無留情耳、

規々とは、はかりいとなむ意なり、貨利とは、貨財の多くして、便利なることを云、豐約とは、富みて豐な

死生の類正命にあらずと云ことゝなし、

中人以下、乃以命處義、

中分より以下の人は、その遇ふ所の命、うつしかへられざることを知て、則その義を處置し、困窮患難にも、これに安んず、

如言求之有道、得之有命、是求無益於得、知命之不可求、故自處以不求、

此段又命を以て義を處するの意をとく、上三句は孟子の語なり、凡そ富貴利達の類、これを求るに道あるを以て妄に求められず、これを得るに命あるを以て、求むといへども、必得んと期せられず、然れば智をめぐらし、力をつくして求ることも、これを得るために益なし、その命ありて、しゐて求められざることを知る、この故に、自己を處置するに、求めざるの義を以てして、これを求めず、

若賢者、則求之以道、得之以義、不必言命、

賢者のこれを求るに道あるは求る意あるにあらず、只何事も當然の理に從ひて、おのづから其功あることを云なり、これを得るに義ありとは、その得る所ある時に、これを受ると辭するとを、只義を以て決斷す、とかくに命は必しもいはず、

○人之於患難、只有一箇處置、盡人謀之後、却須泰然處之、

患難の來るは天命にして、免れがたきことなり、人に在る所、只その免るべき義を謀りて、これを處置する一事あるばかりなり、すでに人謀をつくすの後は、泰然とゆたかにしてこれに居り、その幸不幸は、天に一任すべきなり、

有人遇一事、則心心念念不肯捨、畢竟何益、

一事の難にあふ時、すでに處置すといへども、なをくりかへし心に念ひて、すてをくことをせず、いかほど念じつくすとも、畢竟何の益あらん、

於晚、守或失於終、事或廢於久、人之所同患也、

これ亦艮卦の上九の爻辭に、敦艮吉、象に曰く、敦艮之吉以厚終也と云を釋す、艮は、止るなり、凡そ人の止るべき所に止ること、しばらくと、はじめとには、よくすれども、久き後、終る時までに至ること難し、節は、みさをなり、移は、かはる義なり、晚とは、老年を云、節と守と、對していへば、節は大にして、守は小なり、事は、一事を以て云、

艮之上九、敦厚於終、止道之至善也、故曰敦艮吉、

其止ること、久しうして終る時までに、厚くしてかはることとなし、これ止るの道においては、至りて善き者なり、

○中孚之初九曰、虞吉、象曰、志未變也、

中孚は、易卦の名、孚は、信なり、中心に信あるぞ、句義下に見えたり、

傳曰、當信之始、志未有所從、而虞度所信、則得其正、是以吉也、

初九は信を立るの始にして、其志いまだ由り從ふ所あらず、此時に、その信ずべき所を、度り定めて後に信ずれば、其道正きことを得るによりて吉なり、

志有所從、則是變動、虞之不得其正矣、

もし其信の始に、其志從ふ所あれば、則これすでに變り動く、よりて此時たとひ信ずべき所を度れども、その正きことを得ず、この故に、象に初九の度る時は吉なること、志いまだ變ぜざればなりといへり、

○賢者惟知義而已、命在其中、

それ命をうくること天に出で、義を制すること己に由る、賢者は萬事只義の是非あることを知て、其是に從ふのみ、命はいはざれども、おのづから其中にあり、蓋し義をはかること正き時は、その遇ふ所の禍福

これ易の艮卦の六二に、不拯其隨と云義を釋す、士たる者、もし高位に居る時は、君を正し國を定るを以て其任とす、專たすけすくふことあるのみにて、かりにも君の私心に從ふことなかるべし、

在下位、則有當拯、有當隨、

下位にある者は、各一職を守るによりて、その職任にあつかる所のことは、これを拯ふべし、其他はあるまゝにして、これに隨ふべし、

有拯之不得而後隨、

たとへば夫子かつて大夫の列なりし故に、齊の陳恒をうたんと、魯の君に請ひ玉へども、君はたさず、時に夫子位にいまさずして、權なかりし故に、力及ばずして、隨ひ玉へるが如し、

○君子思不出其位、

これ易の艮卦の大象の辭なり、

位者、所處之分也、

事物の在るべき所の分際、即その當然の理なり、

萬事各有其所、得其所則止而安、

其所は、即位なり、萬事各その止るべき所にあれば、則止り定り、これに安んじてうごかず、止は、即艮の義なり、

若當行而止、當速而久、或過或不及、皆出其位也、

此止るは、行るに對して云、上文の止ると同じからず、或は去べくして止り、或は速に去べくして、久くをそなはり、或は久速の過不及あるも、亦みな當然の理にはづるゝを以て、皆其位を出づとするなり、

況踰分非據乎、

分も據も、即みな位なり、分とは、その居る所を以て云、據とは、その安んずる所を以て云、もし分をこえ、據にあらずして、これに居るは、位を出るの甚き者なり、

○人之止難於久終、故節或移、

爻と位と共に陰なる故に、その體質柔順なり、よりて物と逆ひ悖るの失なし、

時可矣、位得矣、才足矣、處革之至善者也、

革はあたらむるなり、それ舊法を變革することは大事なり、然るに此爻革にあたれる故に、其時を得て、改めらるべし、九五に應ずる故に、其位改むべき勢を得たり、中正文明なる故に、其才德以て改るに足れり、これ變革の事を處置するに至りて善き者なり、

必待上下之信、故已日乃革之也、

變革のこと、きはめて重き故に、又必君上の信任、下民の信孚を待て、諸事のとゝのひをはんぬる日に、これを改む、そのつゝしみ重んずること至れり、

如二之才德、當進行其道、則吉而无咎也、不進、則失可爲之時、爲有咎也、

進は、即往く義なり、これ往則吉无咎と云によりて、もしゆかざる時は、咎あるの義を發明す、

○鼎之有實、乃人之有才業也、當愼所趨向、

これ易の鼎卦の九二の象を釋す、本文下に見えたり、凡そ陽の象は實、陰の象は虛なり、此爻陽實にして、中位にあり、鼎の中に、烹る所の實あるの象なり、人にありては、才力功業の實ありて、用を濟すべき者なり、されども自その才業をたのむ時は爲ることあるに急にして、或はその趨き向ふ所を、必しもえらばざることあり、よりてこれを愼べしといましむ、此九二は、初六の陰にちかつかずして、六五の正應に從ふ、これよくそのゆく所を愼める者なり、

不愼所往、則亦陷於非義、故曰鼎有實、愼所之也、

之は、即趨向の義なり、末二句は、象の辭なり、

○士之處高位、則有拯而無隨、

者富たる夫をえらび、臣たる者强き國をえらんで、これに從はば、夫婦君臣の大義にそむく者なり、其惡大いにして、世間にいれらるゝ所なし、

○井之九三、渫治而不見食、乃人有才智而不見用以不得行爲憂惻也、

これ易の井卦の九三の爻辭に、井渫不食、爲我心惻と云を釋す、渫治とは、水のにごりをかへほして、これをすます義なり、九三陽剛を以て正きに居り、これ用を濟すの才智ある者なり、されどもなを下にありて、いまだあげ用ひられざるを以て憂とす、これ井にありては、にごりをすまして、清水わき出れども、人にいまだくみあげ食はれずして、いたましき象なり、

蓋剛而不中、故切於施爲、異乎用之則行、舍之則藏者矣、

此爻陽剛にして中をすぎ、すゝみ出て、其才を施しをこなはまく欲するに切なり、よりて時に用ひられざることを、うれへいたむ、孔顏の人の用ると捨るとは人にまかせて、わが出て道を行ふと、退きて身を藏すとは、只その遇ふ所に安んずると異なり、本文は論語に出たり、

○革之六二、中正則無偏蔽、

これ易の革卦の六二の爻辭に、巳日乃革之、往吉无咎と云を釋す、此爻陰にして二に居り、中にして正なり、この故に、偏にして蔽はれふさがる所なし、

文明則盡事理、

革の下卦は離なり、火日の象なるによりて明卦とす、ことに六二は離卦の主たるを以て、其智文ありて明なり、この故に、よく事理を推しつくす、

應上則得權勢、

上には九五剛陽の君の正應あるによりて、時に權柄をとり、威勢あることを得たり、

體順則無違悖、

而固守、

賢德の人は、當然の理にしたがひ、しゐつとめずして、安んじて行ふ、其道をのづから正しからずと云ことなし、明智の人は、初に便利を見るといへども、其道不正にして、ついに相そむくことある幾を、はやく知る故に、かたく守りて、いやしくも從はず、

○君子當困窮之時、既盡其防慮之道、而不得免、則命也、當推致其命、以遂其志、

これ易の困卦の大象に、君子以致命遂志と云を釋す、防慮とは、困窮患難の來るを、防ぎ慮るぞ、天命のがるまじき時に、その命をうくるの理を、推しきはむる上には、其事を來るにまかせ、我は自守る所の志を遂ぐべきなり、

知命之當然也、則窮塞禍患、不以動其心、行吾義而已、

其命を推しきはめて、其理の當に然あるべきことを知る時は、窮り塞り禍患を以て、其心をうごかさずして、ひたすらわが義を行ふばかりなり、

苟不知命、則恐懼於險難、隕穫於窮厄、所守亡矣、安能遂其爲善之志乎、

險難は、あやうくなやましきなり、隕穫は、たふれおつる意なり、厄は、くるしむなり、

○寒士之妻、弱國之臣、各安其正而已、

これも困卦の九四の傳なり、貧寒の士の妻、弱小の國の臣、其夫のよりがたく、其君のたのみすくなきといへども、二心なく、これにつきしたがふは、道理の正きなり、只各其正きに安んぜんのみぞ、

苟擇勢而從、則惡之大者、不容於世矣、

もしその正きに安んぜずして、人の勢につき、妻たる

してわれよりこれを求ること急ならざる時は、咎なしと、

然聖人又恐後之人不達寛裕之義、居位者廢職失守以爲裕、故特云初六裕則无咎者、始進未受命當職任故也、若有官守不信於上、而失其職、一日不可居也、

これ初六の象に、裕无咎未受命也と云意を釋す、聖人爻辭の裕の字を、人見あやまりて、位に居る者その官職をゆるかせにして、すて失ふとせんことを恐れ玉ふによりて、象にとりわき此義を示しての玉はく、これ始て仕進する者、いまだ君命をうけて、職任にあたらざるが故なり、もしすでに官守ある者、上に信ぜられずして、その職任を思ふまゝに行ふことを得ずして、すたれ失へる時は、則祿を辭して去るべし、一日も其位に居るべからず、

然事非一槩、久速唯時、亦容有爲之兆者、

兆とは、事の端を云、凡そ事の體たらくは、一槩なる者にあらず、職任行はれずといへども、まづすこし其端をしこゝろみて、此道の果して行はるべきことを、人に示す時もあるべし、此時は亦必しも速に去らず、

不正而合、未有久而不離者也、合以正道、自無終睽之理、

これ易の睽卦の六三の爻象に、无初有終、遇剛也と云意を釋す、六三の陰爻、はじめは九二九四の二陽に、せまりなやまさる、これ睽きにあひて、初なきなり、然れども終には正應の上九にあふことを得るぞ、これ終あるなり、然れば、不正の道を以て合ふ者は、初相ちかづくといへども、久き後まで、はなれずと云ことなし、合ふに正道を以てする者は、初相さかれりといへども、終にそむきはつるの道理なし、

故賢者順理而安行、智者知幾

如ㇾ是、則世俗孰不ㇾ疑怪、然君子不下以世俗之見怪而遲疑其行上也、若俟衆人盡識、則傷已及、而不能去矣、

疑怪は、世俗のうたがひあやしむなり、遲疑は、君子のみづからをそなはりうたがふなり、

○晉之初六、在ㇾ下而始進、豈遽能深見ㇾ信於上、

これ易の晉卦の初六の爻辭と象とを釋す、本文下に見えたり、晉は、すゝむなり、初六は士の下にある者、はじめてすゝみいでゝ仕るの象なり、此時は其間をろそかに、其交り淺きによりて、にはかに深く君に信任せらるゝことあたはざるなり、

苟上未ㇾ見ㇾ信、則當ㇾ安中自守、雍容寬裕、無ㇾ急於求上之信也、

安中自守とは、內心を安定にして、自わが志を守るなり、雍容は、ゆるやかなる意、寬裕は、ゆたかなる義なり、

苟欲ㇾ信之心切、非汲汲以失其守、則悻悻以傷於義矣、

汲々とは、いとなみ求る意、悻々とは、いかる意なり、もし上に信ぜられまく欲する心切ならば、いとなみ求るに急にして、自守るの志を失ふか、然あらずは、上の己を知らざることをいきどほりて、君に事つる本義をそこなふべし、

故曰、晉如摧如、貞吉、罔ㇾ孚、裕无ㇾ咎、

これ初六の爻辭なり、晉とは、のぼりすゝむなり、摧とは、をさへしりぞくるなり、二つの如の字は、唯物をかたどる詞なり、孚は、即信なり、云意は、進み出るの始めなれば、或はのぼりすゝむことを得んにも、或はをさへしりぞけられて、すゝむことを得ざらんにも、みな心をつけずして、唯自その貞き志を守れば吉なり、かくの如くにして、上の信用なき間、心を裕に

與時行也と云を釋す、遯は、のがるゝなり、其卦四陽の下に、二陰はじめて長ず、これ君子の道おとろへて、小人の勢やうやくにさかんならんとするの時なり、君子は事のきざしの微なるを知る、此時まことに深く戒めて、はやく遯るべきなり、

而聖人之意、未便遽已也、故有與時行、小利貞之教、

聖人世を救ふの意は、道のおとろへんとするを見れども、いまだにはかにやみすたれず、この故に、時にしたがひ、調略して行ふによりて、其道を小きただしくするを利きぞ、易に此義を示し教へられたり、

聖賢之於天下、雖知道之將廢、豈肯坐視其亂而不救、必區區致力於未極之間、強此之衰、艱彼之進、圖其暫安、苟得爲之、孔孟之所屑爲也、王允謝安之於漢晉是也、

これ又上段の意を詳かにす、區々は、こまぐしき義なり、未極とは、道のいまだすたれきはまらざるを云、強むとは、たすけてをしたつる意、艱むとは、なやめてをさむる意、此とは、君子の道をさす、彼とは、小人の勢をさす、かくの如くにして、世の暫く安きことをもはかりて、これを爲ることを得れば、孔孟みな力を用ひて、きらはれざりし所なり、王允は後漢の人、謝安は東晉の人、みな一時の小人を抑へたる功あり、

○明夷初九、事未顯而處甚艱、非見幾之明不能也、

易の明夷の卦は、日地中に入るの象なるによりて、明なる者夷らるゝの義とす、暗君上にありて、君子やぶれにあふの時なり、而して初九の爻辭に、君子于行、三日不食と云は、これなを明夷の始にして、事いまだあらはれねども、君子すみやかに去て、その處る所きはめて困窮にして、甚なやまし、これ事の幾をてらし見る明者にあらざれば、あたはざることなり、

その自守る志、人これを法則とすべきぞ、

傳曰、士之自高尚、亦非一道、有懷抱道德、不偶於時、而高潔自守者、

懷抱は、いだきたもつ義なり、偶するも、あふ義なり、高潔は、たかくいさぎよきぞ、これ志節の最高き賢者、伊尹の莘野に耕し、太公の渭濱に釣せし時のごとし、

有知止足之道、退而自保者、

物さかんなれば必おとろふることを見るより、止り足れる道を知て、ひきしりぞきて、其身を保つ者なり、

有量能度分、安於不求知者、

わが才能の分量、大いにすることあるまじきを自はかりみて、世をのがれ、人に知られんことを求めずして、安んずる者なり、

有清介自守、不屑天下之事、獨潔其身者、

清介は、いさぎよきみさをあることを云、これ高潔にすぎて、自たかぶり、世道を事とせざる隱者なり、

所處雖有得失小大之殊、皆自高尚其事者也、

所處とは、身を置く處なり、蓋し懷抱道德は、失なくして大いなり、其下は皆此を得れば、彼を失ふ所ありて、亦みな小きなり、其內のしなも亦相遠からず、

象所謂志可則者、進退合道者也、

進んで世にいで、退いて世をのがるゝこと、みな道にあふ、この道德を懷抱する者にあらざれば、あたはざる所なり、

○遯者、陰之始長、君子知微、固當深戒、

これ易の遯の卦辭に、小利貞、彖に曰く、剛當位而應、

○人之所隨、得正則遠邪、從非則失是、無兩從之理、隨之六二、苟係初則失五矣、故象曰、弗兼與也、所以戒人從正當專一也、

これ易の隨卦の六二に、係小子失丈夫、象曰、係小子弗兼與也と云を釋す、小子は、童子なり、初九陽爻なれども、下にあるを以てこれにかたどる、丈夫は、成人のをとこ六二の應爻九五をさす、六二陰爻にしてよはきを以て、初九の近きにかゝづらひて、正應の遠きを失はんとするの象あり、よりて正きに從ふこと、必專一なるべきことを戒む、蓋し私昵に係る時は、正應と共に、兩ながら從ひ得るの理なし、兼與すとは、即兩從の義なり、

○君子所貴、世俗所羞、世俗所貴、君子所賤、故曰、賁其趾、舍車而徒、

これ易の賁卦の初九の爻辭を釋す、賁るとは、その行ふ所に儀文をつけて、はれ〴〵しくする義なり、初九は下にあるを以て趾にかたどる、車に乘るは大夫以上なり、君子は富貴に居るといへども、もし義にあらずと見る時は、則すてゝ貧賤に居り、その義にかなひて行ふ所をあらはす、即その趾をかざり、車をすてゝ徒よりするの象なり、趾は行く所の者にして、行は即行ふ義なればなり、これ君子の賁る所にして、世俗は反てこれをはづ、世俗の貴ぶ所の不義の富貴は、君子反てこれを賤んず、

○蠱之上九曰、不事王侯、高尚其事、

王は、天子、侯は、諸侯、高尚とは、たかくして たつとき義なり、易の蠱卦の上九、上に居て下に應爻なし、これ大賢の時にあはずして、自其身を善くし、ひとりわが事をたつとくして、其志を守るの象なる故に、云ことかくの如し、

象曰、不事王侯、志可則也、

進驕溢必矣、故往則有咎、

初九の如くに下にあるの士、もし其貧賤の本分に安んずることあたはざれば、其すゝむこと必貪り躁がしくして動きいで、只貧賤の憂をのがれんと求るのみにして、世に道を行ひて、爲ることあらんと欲するにあらず、よりてすでに進み得る時は、驕り溢るゝこと必せり、この故に、いでゆくことあれば、則咎あるべき道理なり、然るに此爻を咎なしと云、其義は下に見えたり、

賢者則安履其素、其處也樂、其進也將有爲也、故得其進則有爲而無不善、

履の初九は、下に居る賢者の象にして、その本分を安んじ履で、貧賤にも其樂をあらためず、もし進むことあらば、必世に爲ることあらん志あり、この故に、時を得てすゝむ時は、必することありて、その善道を得ずと云となし、よりてゆく時は則咎なきなり、

若欲貴之心、與行道之心交戰于中、豈能安履其素乎、

もし貧賤を去て、富貴ならまく欲し、又世にいでば、道を行はまく欲する、二つの心胸中に相たゝかふ者は、なんぞよくその本分を安履すべけんや、

○大人於否之時、守其正節、不雜亂於小人之羣類、身雖否而道之亨也、故曰大人否亨、

これ易の否卦の六二の爻辭に、大人否亨と云を釋す、大德の人は、身の否れる時運にも、その正き節操を守りて、小人の羣に雜り亂れず、この故に、身は否るといへども、其道は亨りてわづらひなし、よりて否て亨と云なり、

不以道而身亨、乃道否也、

もし其身を通達せんがために、道に由らずして亨ることを得るは、身は亨るといへども、道は則否るなり、蓋し身の否亨は、時にかゝり、道の否亨は、己にかゝれりと知るべし、

其身はいまだすゝみいでざれども、時の至るをまちかぬるまゝに、自守る志まづうごきて、靜ならざるは、これその常に安んずることあたはざるなり、

○比吉、原筮元永貞无咎、

これ易比卦の彖の辭なり、義は下に見えたり、

傳曰、人相親比、必有其道、苟非其道、則有悔咎、故必推原占決其可比者而比之、所比得元永貞則無咎、

親比は、したしむ義なり、悔咎は、內に悔あり、外に咎あるぞ、推原は、をしたづぬ、占決は、はかりさだむる義なり、本文の原筮と云を、筮をとることゝせずして、此義に見よとなり、それ人の互にしたしみたすくるは、吉を得る道なりといへども、まづその比すべき人をたづねはかりてこれに比し、而してその相比する所、元永貞の道を以てする時は咎なし、もし然らざれば則悔咎あり、元永貞の義は、下に見えたり、

元謂有君長之道、永謂可以常久、貞謂得正道、上之比下、必有此三者、下之從上、必求此三者、則无咎也、

元は、大いなり、君長の道とは、君となり長となりて、人の上にあるべき道を云、永は、ながし、常あり久くして、あさはかならざる義なり、貞は、たゞしきなり、邪曲ならざるを云、求むとは、下より上の元永貞を求るぞ、

○履之初九曰、素履往无咎、

これ易の履卦の初九の爻辭なり、素とは、本よりわが居る所の分際なり、履は、ふむなり、其處に居て、其事を行ふ義にとる、句義は下に見えたり、

傳曰、夫人不能自安於貧賤之素、則其進也、乃貪躁而動、求去乎貧賤耳、非欲有爲也、既得其

進以求於君、苟自求之、必無能信用之理、

賢士の下にある者、必君の求めを待て後に、いで仕ふべし、もし自すゝみいでゝ、仕へを君に求れば、君これをあなどる故に、必よく信じ用らるゝの理なし、蓋し賢者は君其德を師として敎をうけ、臣としては、政を任すべき者なればなり、

古之人所以必待人君致敬盡禮、而後往者、非欲自爲尊大、蓋其尊德樂道之心不如是、不足與有爲也、

敬とは、心のうやまひを云、禮とは、其敬を行ふ儀文をさす、德とは、道の身にそなはれる所、道とは、德の用をなす所、皆賢者につきて云、これを尊び、これを樂むは人君なり、有爲とは、世のつねならぬ功業をなすことを云、蓋し賢者の自おもんじて、必君の敬禮を待て後にゆくこと、われと自尊く大いにして、人にをごらんと欲するにあらず、君のわが道德をたつとばるゝこと、かくの如くならざれば、君と共に大いに爲ることあるに足らざればなり、賢者の世に出る志、只道を行ひて以て世を治るにのみある故なり、

○君子之需時也、安靜自守、志雖有須、而恬然若將終身焉、乃能用常也、

これ易需卦の初九の爻辭に、需于郊、利用恆、无咎と云を釋す、恬然とは、しづかなる貌なり、君子のすゝみ出づべき時節をまつの間は、其心安んじ靜にして、自守るべし、時至らば、出でゝ道を行はんとまつ志ありといへども、時いまだ至らざる內は、恬然としづかにして、只このまゝにて、一生をはらんとするが如くなる、これその平常にして、いつもかはらざる道を、よく用る者なり、

雖不進而志動者、不能安其常也、

て、而して後に國天下に及ぶべきなり、

○婢僕始至、本懐勉勉敬心、

婢僕は、皆やつこ、男を僕と云、女を婢と云、はじめて其家にきたれる時は、主人の意はかりがたきを、をそるゝ故に、勉め勉めて、敬む所の、本來の心を、いだきてうしなはぬなり、

若到所提掇更謹、則加謹、慢則棄其本心、便習以成性、

提掇とは、ひつさげとるなり、ひきたてゝさとすことを云、婢僕やうやくに居なれて、をこたりの心きざゝんとする時に、主人にひきたてそびやかさるゝに及んで、又さらにつゝしむ時は、これより則ます〳〵つゝしんでをこたらず、もしひきたてずして、をこたる心いで來れば、亦ます〳〵をこたりて、ついに敬勉の本心をすてうしなふぞ、これ即つゝしむとをこたるとに習ひそみて、ついにその本性を、彼か此かに、成しさだめらるゝなり、

故仕者、入治朝則德日進、入亂朝則德日退、只觀在上者有可學無可學耳、

この故に士のみやづかへする者も治れる朝廷に入ると亂れたる朝廷に入るとによりて、其德の日々に進退する所ことなり、即婢僕の敬慢の性をなすと一理なり、只これ下たる者その上にある人にまなびとるべき德あるとなきとを見るばかりにて、其本性をなす所かくの如くに相違す、然れば下にある者の風俗のよしあしは只上たる人の德と不德にかゝること、知るべし、

出處類

出るは、いでゝ仕ふ、處るは、止りて仕へざるなり、蓋し家道を以て家すでに齊る時は、則出で仕ふべし、然れども亦時宜によりて、仕へずして處るべき時もあり、皆道理のまゝにすべきことを、此巻にあつめて、以て家道に次ぐ、

伊川先生曰、賢者在下、豈可自

まなることありとも、これを相まねびて、我もまたあしさまにすることなかれ、我は唯わが恩愛を、ひたすらにつくすべきなり、

人情大抵患在施之不見報、則輟、故恩不能終、不要相學、已施之而已、

世の中の人情、大抵われ恩愛を人にしかくれども、人亦恩愛を以て我にむくふることを見ざれば、則やめて又これをせず、人の患とする所こゝにあり、この故に、恩愛をへとをることあたはず、唯人のあしさまなることを、相まねばんともとめざれ、我より恩を施さんのみなるべし、

○人不為周南召南、其猶正牆面而立、

これ論語に、夫子の伯魚に示し玉へる語なり、周南召南とは、國風の詩の篇の名なり、みな周の文王の政家より國に及び、南方の諸侯の國々までにひろまりて、人みな其德に化したることを、作りたる詩なり、周と召とは、周國と召公のつかさどれる國との詩を、わけてあみたればなり、正牆面而立とは、まむきにかべにむかひて立ることを云、意は下に見えたり、

常深思此言誠是、不從此行、甚隔着事、向前推不去、

從此の此は、身を修めて家を齊ふる道をさす、下皆同じ、隔着とは、隔はへだつ、着はつけ字なり、向前とは、むかひゆくさきを云、それ身を修めて、以て家をとゝのへ、これよりして國治まり、天下平なるに及ぶは道理の次第、必かくの如くなり、この故に家道よりして行ひいださゞれば、甚その事をへだてさまたぐる所ありて、ゆくさきをしすゝんでゆかれぬぞ、これ即正く墻にむかひて立つ者の如くなり、

蓋至親至近、莫甚於此、故須從此始、

凡そ天下の事の至りて親く至りて近きこと、家内の道より甚きはなし、この故に、必これより行ひはじめ

信ならずして、なさけきことを云、舜の至孝を以て親につかふるの道をつくさせたまへども、なほ其悅を得玉はざることあるは、父母ともに甚あしくして、世のつねの人情に近からざるが故なり、

若中人之性、其愛惡若無害理、姑必順之、

その父母中品の人の性などにて、その愛し惡む所、道理を害することもなきほどの事などは、必しばらくこれに順ひて、さかふことなかるべし、

親之故舊所喜者、當極力招致、以悅其親、

故舊は、皆ふるき義なり、久くなじみたる人を云、親の故舊にして、其心にあひて喜ばるゝ人あらば、わが調法の力をきはめ、こなたへ招きよせて、親の心をなぐさむべきぞ、

凡於父母賓客之奉、必極力營辨、亦不計家之有無、

奉は、もてなす義なり、營辨は、いとなみとゝのふる義なり、有無は、家財の有ると無とを云、凡そ父母のために來れる、客人のもてなしは、必力をきはめて、求めとゝなふべし、家の貧富をはかるべからず、

然爲養、又須使不知其勉強勞苦、苟使見其爲不易、則亦不安矣、

然れども亦親のために奉養すること、わがしゐ強めて、苦勞することを知られざるやうにすべし、もしそのすることのたやすからざるを見せしめば、親の心に安んぜられまじきぞ、○此章親の志をやしなひて、其悅をもとむる孝行の情をつくせり、

○斯干詩言、兄及弟矣、式相好矣、無相猶矣、言兄弟宜相好、不要厮學、猶似也、

斯干は、小雅の詩の篇の名、凡そ兄弟の間は、互に相よみんじて、中よくすべし、たとひわがためにあしさ

右はまされることを云、古は右を上とし、左を下とすればなり、二子人と爭ひ忿ることあれば、其理直しといへども、勝れりとせずして、唯これを戒めて云く、其いきどほりを、えかゞめざることを患へよ、えのべざることを患へざるべしと、

及稍長、常使從善師友游、雖居貧、或欲延客、則喜而爲之具、

游とは、つきしたがふ義なり、客は、即善師友なり、これを延くとは、よび入る義なり、具とは、もてなしの用意なり、

夫人七八歳時、誦古詩曰、女子不夜出、夜出秉明燭、自是日暮則不復出房閤、

此より下は、夫人の幽貞の德をのぶ、明燭とは、あかしのともしびなり、房閤は、ねやの戸なり、

既長好文、而不爲辭章、

文章を好みて誦みけれども、自辭章を作ることをせず、辭章は即文章なり、

見世之婦女、以文章筆札傳於人者、則深以爲非、

筆札とは、みづからかきたるふみを云、傳於人とは、人中にとりつたへしむることを云、婦女の文章筆跡を、外ざまにひきちらさしむるは、女德を害することあればなり、

○橫渠先生嘗曰、事親奉祭、豈可使人爲之、

人の子たる者、たとひ使令の人多くとも、父母につかへ、祭祀に奉ずることは、必身みづからとりつとむべし、もしこれを人にせしむる時は、己が孝敬の意、何によりてかこれをつくさんや、

○舜之事親有不悅者、爲父頑母嚚、不近人情、

舜の父名は瞽瞍、頑とは、心德義にそむきて、きゝわけなきことを云、母は舜の繼母、嚚とは、いふこと忠

さずして、其かくさゞる意を、自とくことかくの如し、

夫人男子六人、所存唯二、其愛慈可謂至矣、然於教之之道、不少假也、

此より下は、夫人子を教育せられたることを云、そのむめる男子六人の内、多くは夭死して、のこりて存する者唯二人、その慈愛の意、至れりといはざらんや、然れども教訓の道においては、すこしもゆるすことなかりき、二男は即二程子なり、

纔數歲、行而或踣、家人走前扶抱、恐其驚啼、夫人未嘗不呵責、曰、汝若安徐、寧至踣乎、

扶抱は、かゝへいだくなり、驚啼は、おどろきなくなり、安徐は、ゆくことのしづかに、ゆるきを云、

飮食常置之坐側、嘗食絜羹、即叱止之曰、幼求稱欲、長當何如、雖使令輩、不得以惡言罵之、

坐側は、坐のかたはらなり、絜羹とは、すはりたる羹に、鹽醬を加へて、味をとゝのふることを云、これ禮法の戒る所なり、嘗て食時に此事ありしかば、夫人即叱り止めて云く、幼少の時より、物を心の欲にかなへんとせば、長くなりて後いかゝはすべきぞと、其めしつかへる者といへども、惡口してのりいかることを得ざらしむ、

故頤兄弟、平生於飮食衣服無所擇、不能惡言罵人、非性然也、教之使然也、

平生衣食をえらぶことなく、人に惡口えせざること、天性にてかくの如くなるにあらず、母これを教へて、かくの如くにならしめたりしぞと、

與人爭忿、雖直不右、曰患其不能屈、不患其不能伸、

ども、必太中にとひうけて後に行へり、

仁恕寛厚、撫愛諸庶、不異己出、

寛厚は、ゆたかにあつし、撫愛は、やすんじあはれむなり、諸庶は、もろ〳〵の庶子、太中の妾のむめる子どもを云、これを愛すること、わがうみ出せる子にことならず、

從叔幼孤、夫人存視、常均己子、

從叔は、いとこをぢなれども、これは太中の從弟なるべし、婦人其夫の弟を、叔といへばなり、存視は目をかくる義なり、

治家有法、不嚴而整、

家を治むるに、法式ありしによりて、きびしからざれども、整ひてみだれず、

不喜笞撲奴婢、視小臧獲如兒女、

笞撲は、むちうつなり、奴婢は、やつこ、小臧獲は、ちいさきやつこ、男を臧と云、女を獲と云、兒女は、わが子とむすめとなり、

諸子或加呵責、必戒之曰、貴賤雖殊、人則一也、汝如是大時、能爲此事否、

諸子もし小臧獲のすること、心にかなはずして、呵り責ることあれば、夫人必いましめて云く、貴賤ことなれども、人たることは則同じ、なんぢらかれが大いさなる年比に、かほどの事をよくせしやせざりしやと、

先公凡有所怒、必爲之寛解、

怒るは、婢僕を怒るなり、寛解は、ゆるべとくなり、太中にいひなだむるぞ、

唯諸兒有過、則不掩也、常曰、子之所以不肖者、由母蔽其過而父不知也、

婢僕のとがは、なだむれども、子共のあやまちはかく

求めの欲に克ちて、なすべき義をつとめ行ふ、よりて人これをしがたきことと思へり、

公慈恕而剛斷、

太中の性、慈愛仁恕なりといへども、亦剛直にして、決斷あり、

平居與幼賤處、惟恐有傷其意、至於犯義理、則不假也、

幼賤とは、宗族の年わかくして、下輩なる者を云、平日家に居る時、下輩の者に對して處るといへども、只その意にさかひて、そこなはんことを恐る、これ慈恕なる處なり、然れどもそれ義理を犯すことある時は、ゆるさずして、その咎をたゞす、これ剛斷なる處なり、

左右使令之人、無日不察其饑飽寒燠、

使令之人は、めしつかふ者なり、下人に至るまでも、日ごとに其食の饑たると飽たれると、衣の寒さと燠なるとに、心をつけずと云ことなし、これ又慈愛の深き處なり、

娶侯氏、侯夫人事舅姑、以孝謹稱、

此より下は、太中の妻侯夫人のことをのぶ、夫人その舅姑に事ること、孝にして又謹みありと、内外に稱美せらる、

與先公相待如賓客、

太中と夫婦のあひしらひ、うや〳〵しくて、賓客の如くせり、

先公賴其内助、禮敬尤至、而夫人謙順自牧、雖小事未嘗專、必稟而後行、

内助とは、婦人内を治めて、家道を助ることを云、太中家を治るに、夫人の内助に賴れること多かりしによりて、これを禮敬すること、尤至れり、されども夫人は謙り順ふ道を以て、自その身を置き、小事といへ

任子の命を得たるに、只わが子のみをあげずして、諸父の子孫にも、其數をひとしくわけて、これをあげたり、蓋し太中の家、宗族みな同居しけると見えたり、

嫁遣孤女、必盡其力、

宗族の間に、親なき女あれば、これを嫁し遣るに、必その合力の分をつくせり、

所得俸錢、分贍親戚之貧者、

俸錢は、官の俸祿に得る所の錢なり、分贍とは、わけあたへて、その不足をすくふ義なり、

伯母劉氏寡居、公奉養甚至、

伯母は、伯父の妻なり、寡となり居て、たのしむことなかりし故に、太中これを奉養すること、甚あつし、

其女之夫死、

伯母の婿死したり、

公迎從女兄以歸、

從女兄は、從姉、いとこあねなり、即伯母の女をさす、太中これを迎へとりて家にかへれり、蓋し夫死して、家祿を失ひつると見えたり、

教養其子、均於子妷、

妷は、姪と同じ、從姉の子を教へ養ふこと、同姓の子姪のごとし、

既而女兄之女又寡、

女弟は、即從女兄なり、從姉にも、人に嫁したる女のありけるが、これも亦その夫をうしなへり、

公懼女兄之悲思、又取甥女以歸嫁之、

甥女は、めひなり、姉妹の女を云、即從姉の女の寡になれる者をさす、又これをつれかへりて、人に嫁す、蓋し婦人節義を守りて、再嫁せざるは、人道の常なり、父兄の處置によりて再嫁せしむるは、時宜の權なり、

時小官祿薄、克己爲義、人以爲難、

時に太中官小にして、祿薄かりけるといへども、己が

やしなはんために、人の子の乳をとりて、其子をうゑ死なしむることあらば、不仁にして非道なり、

必不得已、用二子乳食三子、足備他虞、

他は、ほか、虞は、はかるなり、思ひのほかなることを云、もしやむことを得ざるにつまりたらば、乳婢二人おき、二子の乳を以て、わが子と婢の子と、共に三子をやしなふべし、然らば不慮の變ある時のそなへにも、事たるべしとなり、

或乳母病且死、則不爲害、又不爲己子殺人之子、

乳母は、即乳婢を云、もし其一人病死すとも、害をなさず、又わが子のために、人の子を殺すこともせざらん、これ即不虞に備るに足れる所なり、

但有所費、若不幸致誤其子、害孰大焉、

但二婢をおくことは財をついやす所あり、然れどももし乳婢一人にて、病み又死して、乳を失ひ、不幸にして、其子を誤ることをせば、これより大いなる害なし、費ありとも、二婢をおくべしとなり、其子と云詞は、主人の子をさせども、意は乳母の子にも及べし、

○此章の旨、わが幼を幼として、人の幼に及ぼす、懇切の意を見る、今の世士庶の家にも、子をうみて母の乳あれども、自乳の勞をいとひて、其乳をからし、乳婢をとりて、其子をそだてしむ、深く遠慮すべきことなり、

○先公太中、諱珦、字伯温、

此章は、伊川其父太中大夫、母侯夫人の行實をのべれし、家傳なり、

前後五得任子、以均諸父子孫、

任子とは、任はうけもつ義なり、凡そ仕官する者、みな保任の人あり、これは父として自その子を保任して、仕へしむるによりて、任子と云なり、朝廷より、臨時の恩賞に、官人の子を、其父にあげすゝめしむることとあるを云、官位の品によりて、定れる數あり、諸父とは、伯父叔父の類を云、太中仕官の內、前後五たび

○病臥於床、委之庸醫、比之不慈不孝、

病むとは、父母子女のやめる時を云、委るとは、うちまかする義なり、庸醫とは、庸はつねなり、よのつねにして、すぐれざる醫者を云、これを不慈不孝に比すとは、これ一事なれども、あづかる所おもきを以て、父の不慈子の不孝と、名に立てることに、比すべしとなり、

事親者亦不可不知醫、

ことさら子として親に事る者は、かねて醫術を知らで、かなはざることなり、もし醫を知らざれば、親やめる時に、療治の可否を察せず、又平生の奉養にも、心ならずして、おろそかにすることあればなり、

○程子葬父、使周恭叔主客、

周恭叔は、程子の門人なり、これをして、葬にあつまる客人を主らしむ、

客欲酒、恭叔以告、

喪禮には、酒をのまざる法なるに、客人酒を求る者ありければ、恭叔處しかねて、これを程子につげてとふ、

先生曰、勿陷人於惡、

程子ゆるされずして、かくの如くいへり、蓋しもし酒を出す時は、まげて人情にしたがはんために、己も非禮を犯し、人をも非におとしいるゝ故なればなるべし、

○買乳婢多不得已、

乳婢とは、子をうみて、乳のある下女を云、これを買とは、財を出して、かゝへおくことなり、凡そ士庶人の子は、其母の乳にて、自養ふの法なり、されども或は母の乳なく、或は病み、或は死することなどありて、多くはやむことを得ずして、乳婢をおくなり、

或不能自乳、必使人、然食己子、而殺人之子、非道、

もしその母に乳養せしむることあたはざれば、必人に養はしむることをまぬかれず、然れども己が子を

嫌、則大不是、

年不相若とは、年のほどつれあはざることを云、孔子の二女を嫁し玉ふことなどは、各その才をはかり玉ふにてもあるべし、或は又其女の年、南容と相しかず、兄の女の年、公冶長と相しかず、或は又其時に先後ありて、一時のことならざるも、今みな知られざるなり、只孔子人のうたがひをさけんために、兄に厚く、己に薄くし玉ふと云は、大いに是ならずとぞ、

如避嫌事、賢者且不爲、況聖人乎、

上段の意をむすぶ、

○問、孀婦於理似不可取如何、

孀婦は、やもめなり、云意は、道理において、娶るまじきやうに思はるゝとぞ、

曰、然、

問ふ所の如しと、

凡取以配身也、若取失節者以配身、是己失節也、

凡そ妻をめとるは、わが身に相かなふ者を以て、配偶とす、もし貞女兩夫にふれざるの節義を失ふ者を、害なしとして、娶りて以て身に配するは、これ我も亦節義を失ふのことなれば、必めとるまじき道理ぞと、

又問、或有孤孀貧窮無託者、可再嫁否、

もし父母なくて、孤なるやもめ、家まづしくして、託るかげなき者あらば、再嫁すべけんやと、

曰、只是後世怕寒餓死、故有是說、

寒餓は、こゞえうゝるなり、後世の人、うえこゞえて死することを、怕るゝによりて、かくの如きの說ありと、

然餓死事極小、失節事極大、

節を失ふを以て、生を失ふに比すれば、きはめて大事なり、然れば必生をすてゝ、節を守るべしとなり、

その本文は、儀禮に、昆弟四體也と云に出たり、
人多以異形、故親己之子、異於兄弟之子、甚不是也、
世の人多くはその一體なることを思はず、只その形の異なる所より見て子姪の親みを異にすること、甚是にあらず、
又問、孔子以公冶長不及南容、故以兄之子妻南容、以己之子妻公冶長何也、
公冶長南容は、みな孔子の弟子、不及とは、その人となりを以て云、事は論語に見えたり、或人孔子の此事を、亦人のうたがひをさけんために、心を着て、兄に厚く、己に薄くし玉へるかと思ひてとへるなり、
曰、此亦以己之私心看聖人也、
夫子うたがひをさけてし玉ふにあらずと、
凡人避嫌者、皆內不足也、聖人至公、何更避嫌、
凡そ人うたがひをさくることあるは、皆これわが內心に、足らざる所ありて、いまだ自その私なきことを信ぜざる故に、人も亦われを信ずまじきを、恐れてのことなり、聖人の心は、至りて公なり、何ぞ更にうたがひをさくることあらん、
凡嫁女、各量其才而求配、或兄之子不甚美、必擇其相稱者爲之配、己之子美、必擇其才美者爲之配、豈更避嫌邪、
配すとは、對して合はすることを云、美とは、みな才のよきを云、其相稱者とは、其才の、女と相稱ふべき婿をさす、此段嫁娶の常例をのべて、此事うたがひをさくることあるまじき道理を明せり、
若孔子事、或是年不相若、或時有先後、皆不可知、以孔子爲避

又問視己子與兄子有間否、
子と姪との恩愛畢竟かはる所ありやと問ふ、
曰、聖人立法曰、兄弟之子猶子也、是欲視之猶子也、
本文は、禮記に、姪の服を、子の如くに着よと云ことなるを、こゝに借りて、泛く恩愛をほどこすことにとりて云、之の字は、兄の子をさす、
又問天性自有輕重、疑若有間然、
子と姪との恩愛、天性自然に輕重あり、然ればその愛をほどこすにも、其間あるべきやうにうたがはしと、
曰、只爲今人以私心看了、孔子曰、父子之道天性也、此只就孝上說、故言父子天性、若君臣兄弟賓主朋友之類、亦豈不是天性、只爲今人小看、却不推其本所由來故爾、
今の人私心を以て見る故に、姪を愛すること、子にへだてあるべしと思へり、夫子孝經に、父子之道天性なりとの玉ふは、此只孝の上につきての玉へる故にかくの如し、其實は君臣兄弟の類も、その相むすぶの情、亦これ天性にあらずや、今の人只近き處より、其道を小さきに見なして、却て其本の由來、みな天然に出たることを知らざるが故なるのみ、
己之子與兄之子、所爭幾何、
子と姪との愛、小き異なる所ありとも、爭ふ所の多少いくほどのことぞ、論ずるにも足らざることなりと、
是同出於父者也、只爲兄弟異形、故以兄弟爲手足、
兄弟子姪は、同く父に出たる子孫なり、されども兄弟、形わかれて異なるによりて、古人兄弟を手足と云、形は異なれども、本一體にして、相愛するの意にとる、

般高遠說、故擧孝弟、是於人切近者言之、

理は本末一統ありといへども、後世の人、性命の理を別に高遠のこととして說く故に、われ人の身に切にして近き、孝弟をあげて、これに本づくといへるとなり、

然今時非無孝弟之人、而不能盡性至命者、由之而不知也、

これ孟子に終身由之、而不知其道衆也と云につきいへり、今も生得の孝弟の人なきにはあらざれども、學行をつとめざる故に、性を盡し命に至ることとあたはず、これ其事に由りて行へども、其理を知らずと云者なりと、

○問第五倫視其子之疾、與兄子之疾不同、自謂之私、如何、

第五は姓、倫は名、後漢の人なり、或人そなたにも私ありやと問ければ、倫が答に、わが兄の子の病る時、一夜に十たび起て看つれども、退く時は安く寢たり、わが子の病る時には、起て看ざれども、よもすがらねられざりき、これ私なしとはいはれずといへり、或人此事をば、倫自私なりと云意いかにと、程子にとへるなり、

曰、不待安寢與不安寢、只不起與十起、便是私也、

倫は姪のために安くいね、子のためにいねざるを以て、私とすれども、これを論ずることをまたず、只其子に厚くして、姪に薄しと、人のうたがふべきをさけて、子のためには起ずして、姪のためには十たび起たること、即これ私意なりと、

父子之愛、本是公、才着些心做、便是私也、

これ上段の意を明す、父子の恩愛は、本これ天然にして、公なる道なるに、倫人のうたがひをさけんために、しひて些の心をつけて、子にうすく、姪にあつくせり、此すなはちこれ私なり、

云、具慶の者は、此日宴樂して、父母をよろこばしむるもよしと、

○問行狀云、盡性至命、必本於孝弟、

行狀とは、人の行跡のありさまを、しるす者なり、これは伊川先生の作れる、明道先生の行狀に、その學術をのべたる詞なり、易の說卦に云く、窮理盡性、以至於命と、理は、事物にそなはれる道理、性は、人物のうけて生るゝ所の理、命は天道なり、理の由りて出る所を云、事物の理をきはめて、知らずと云所なく、人物の性をつくして、其理とたがふ所なく、ついに天道と一つになりて、かれこれのへだてなきに至るは、これ聖人のことなり、明道の學術、かくの如きの高大なる所までも、只日用孝弟の行に本づきて、をしすゝみ、更に虛遠の說に、はせいでざるとなり、

或人疑ひて、伊川に問ふ意、かくの如し、

不識孝弟何以能盡性至命也、

曰、後人便將性命、別作一般說了、性命孝弟、只是一統底事、就孝弟中、便可盡性至命、

一般は、ひとつらなり、俗に一色と云が如し、一統とは、ひとくゝりにて、相つゞける義なり、蓋し事は萬端にして、大小あれども、其理は一統にして、大小なし、性命の理といへども、別に高妙の說あるにあらず、只孝弟の中より、即こゝにをし至るべし、今仁道を以てこれをいへば、仁は人心の德にして、天理全くそなはる、孝弟は仁を行ふの本にして、親をしたしむより、民をいつくしみ、物を愛むにをしひろめて、ついには私欲つき、天理もつはらにして、やむことなく、天命と一致になることを得るなり、

如灑掃應對、與盡性至命、亦是一統底事、無有本末、無有精粗、

只孝弟の行のみならず、灑掃應對は、尤淺近の事なれども、其理は亦これ性命と一統の事にして、本と末との別なく、精きと粗きとのかはりなきなり、

却被後來人言性命者、別作一

が、身を脩るに本づくことは、尤近くして切なることと知るべし、

○歸妹九二、守其幽貞、未失夫婦常正之道、

これは歸妹の卦の九二の爻に、利幽人之貞、象に、未變常也と云を釋す、幽は、靜なる義なり、貞は、正きなり、靜にして正きことを守るは、夫婦つねに正くして、かはらざる道を、失はざるなり、

世人以媟狎爲常、故以貞靜爲變常、不知乃常久之道也、

媟狎とは、なれあひて、玩び侮る義なり、世の人夫婦の間、なれあなどることを、常とする故に、貞靜を以て、常に變りたることゝす、貞靜は、乃これ夫婦常に久くして、かはることなき道なることを知らず、よりて象辭に、これ常を變じたることにあらずといへるなり、

○世人多愼於擇壻、而忽於擇婦、其實壻易見、婦難知、所繫甚重、豈可忽哉、

人の性質、男子は外にあるを以て見やすく、女子は內にあるを以て知りがたし、よりて媳は壻よりもえらびがたきぞ、ことに媳婦は、こなたへむかへいれて、內ををさめ、子をうみそだつる者なれば、尤つゝしんでえらぶべきことなり、

○人無父母、生日當倍悲痛、更安忍置酒張樂以爲樂、

世の人わが誕生の日を祝ふとて、酒宴をまうけ、音樂を、はりてたのしむ、故に此說あり、人の子たる者、此日はとりわき、父母生育の苦勞を思ひいでゝますます悲み痛むべきことなるを、なんぞたへしのびて、宴樂をせんやとぞ、通鑑を按ずるに、唐の太宗すでにこのことをいへり、

若具慶者可矣、

具慶とは、ともによろこぶなり、父母俱にあることを

みだらず、然して後にみな恩義をあつくほどこす、此二つを兼ね行ひて後に、家人ををさむるの道そなはるなり、

○人之處家、在骨肉父子之間、大率以情勝禮、以恩奪義、

骨肉とは、父子兄弟のしたしみ、骨と肉との相つづきてはなれざるが如くなることを云、凡そ人の家衆を處置すること、大率情意ふかき故に、禮法にかちて、おろそかにし、恩愛あつき故に、義理をむばひて、やはらぐること多し、よりて私の愛情にながるゝことあるなり、

惟剛立之人、則能不以私愛失其正理、

たゞ志剛くして、ふみ立る人のみ、よく私愛の情を以て、其理の正き所をうしなはず、

故家人卦、大要以剛爲善、

主人柔弱にして、嬉笑をこのむ時は、家衆なれあなどりて倫理をみだるついえあればなり、

○家人上九爻辭、謂治家當有威嚴、

これ家人の卦、上九の爻辭に、有孚、威如、終吉なりと云を釋す、威嚴とは、其人威ありて、をそろしきことを云、主人まことに威嚴なれば、其家ついに吉祥を得るなり、

而夫子又復戒云、當先嚴其身也、

これ上九の象辭に、威如之吉、反身之謂也と云を釋す、家人に威嚴を示して吉を得ること、必まづ其身にかへりて、みづから嚴にせよと云ことぞと、夫子の象に、戒め玉へるなり、

威嚴不先行於己、則人怨而不服、

家衆心服せざるぞ○此章の義、凡そ上として下にのぞむの道、みなかくの如くすべし、中にも家を齊る

大矣、亦安能入乎、
從容とは、ゆるやかなる義なり、剛陽は、こはき陽氣を云、遽然は、にはかなり、矯拂は、もとるなり、云意は、母の蠱をさむるに、從容として、うけしたがひてすること、なんぞ其道あるまじきか、もしわが剛陽の道を、のべはなちて、あはたゞしく、もとりさかふ時は、恩愛をそこなひて、害する所大いなり、其母の意も亦なんぞよく義理にうつりいらんやと、九二は陽爻なる故に、このいましめあり、

在乎屈己下意、巽順將承、使之身正事治而已、
上をうけて云、其道己が志をかゞめ、意をくだし、したがひうけて、ついにさとしいれ、其身正く、其事治らしむるにあるのみぞと、

剛陽之臣、事柔弱之君、義亦相近、

○蠱之九三、以陽處剛而不中、剛之過也、故小有悔、
此章蠱卦の九三の爻辭に幹父之蠱、小有悔无咎と云を釋す、此爻剛陽の質を以て、又三の剛陽の位に居り、又下卦の上にありて、中ならず、これ剛陽のすぎたるなり、凡そ子の親に事るには、順を以てむねとすべきを、九三過剛にして、父の事ををさむる故に、小き悔ふべき所あるなり、

然在巽體、不爲無順、順事親之本也、又居得正、故無大咎、
蠱の下卦は巽にして、巽は順ふ義なり、陽爻にして陽位にあるは、居る所の正きを得るなり、よりて云ことかくの如し、

然有小悔、已非善事親也、
畢竟剛にすぎて、順にたらざればなり、

○正倫理、篤恩義、家人之道也、
倫理とは、父子夫婦兄弟の間、尊卑内外長幼の、すぢみちあることを云、まづこれを正くして、その次第を

すためにする、實學には、あらざるなり、

○孟子曰、事親若曾子可也、

曾子の親に事ること、只その身體を奉養するのみならずして、意にさきんじて、志をうけやしなへり、よりて孟子子として親に事ることは、曾子の如くするを、可なりといへるなり、

未嘗以曾子之孝爲有餘也、

凡そ可なりと云は、わづかによしとして、いまだつくさゞる詞なるによりて、程子かくの如くいへるなり、

蓋子之身所能爲者、皆所當爲也、

これ上段の意を明せり、蓋し親に事るの道、子たる者の身の能すべき、力の及ぶかぎりは、皆そのなすべき所なるによりて、曾子の孝をも、なを可なりとのみいへるぞと、

○幹母之蠱不可貞、

これは易の蠱卦の九二の爻辭なり、蠱とは、事のついえあるを云、貞はかたき義なり、子として親に事ること何事も其意にうけ順ひ、たがはざるやうにして、やうやくに道理にかなはしむるを以てむねとす、中にも母の蠱をつかさどり、をさむるに、とりわきかたくこはゞりて、なすべからずとなり、

子之於母當以柔巽輔導之使得於義、

此より下は、爻辭の意を釋す、蓋し婦人の性は、よはくくらきによりて、急には義理をさとしいれがたし、よりて子たる者、母の蠱においては、柔ぎ巽ふ方を以て輔け導き、其事をして、漸々に義理に合ひ得せしむべきなり、

不順而致敗蠱、則子之罪也、

もし相順はずして、反て其事をしそこなふ時は、これ子たる者の罪なり、

從容將順、豈無道乎、若伸己剛陽之道、遽然矯拂則傷恩、所害

て、塵を掃ふことなり、應對とは、人のよぶに應へ、問に對ることなり、皆子弟として尊長につかふる禮儀なり、これに安んずることあたはずとは、心に肯はざる義なり、下るは、即屈下なり、官長とは、己より上づかたの官人なり、宰相とは、政務を宰判して、天子を相くる官職なり、己が權勢にほこりて、天下の賢才に屈下せざれば、善言嘉謀をきかず、共に天下を治むべき人なくして、宰相の職にかなはざるなり、徇ふとは、身を以て物にうちまかする義なり、驕惰の心、いよ／＼甚きに至る時は、全く人欲の私意にしたがひ、天性の義理こと／＼くほろびて、邪妄惡虐、至らずと云所なし、かくの如くなるも、また只幼少よりの病根去かずして、居る所の處、接る所の人にしたがひて、長ずるがためなり、

人須一事事消了病、則義理常勝、

學者その病根を檢察して、專一に力を用ゐ、事々にしたがひ克治して、これを消滅しをはるべし、然らば私欲日々に退きて義理常に勝つべきなり、

家道類、

存養克己の工夫を以て、身すでに修れる時は、則其道を家にほどこして、家以て齊へらるべし、よりて此編を以て前編につく、

伊川先生曰、弟子之職、力有餘則學文、

これ論語に、弟子入則孝、出則弟と云章の意を說く、力有餘とは、つとめ行ふ所の、ひまある時を云、それ人の弟たり子たる、わかき者は、親に孝あり、兄に弟あること、その職分の重き所なるによりて、常に孝弟をつとめ行ひて、其ひまある時は、いたづらにせずして、則又詩書の文義、禮樂射御書數の儀文を、學び習ふべきなり、

不修其職而先文、非爲己之學也、

もしその職分を修行せずして只文藝を先として學ぶは、これ人の己をほめんための學にして、己が德を成

所益之多、
これ大雅の詩を引き、これを釋して、上文の意をむすぶ、溫々としておだやかなる、恭敬の人は、これ德をつむの基なりと、基とは家をたつる土臺を云、蓋し得る所多きを以て德をつむの基と云なり、

○世學不講、男女從幼便驕惰壞了、到長益凶狠、
今の世、小學の敎すたれて、人これを講明せず、よりて男子も女子も父母の慈愛に乘りて、幼少の時より即驕りて恭しからず、惰りて敬まず、その性質は必しもあしきにあらざれども、驕惰のならはしにて、そこなひやぶりをはり、成長するに至りて、ますます凶惡狠戾なり、凶はあしゝ、狠はいぶりなり、

只爲未嘗爲子弟之事、則於其親、已有物我、不肯屈下、
物我とは、人と我とのへだてを云、いまだかつて人の子弟として、尊長につかふる禮をしならはざるがために、親く尊き父母にだも、すでにかれとわれとのへだてありて、他人に對する時、己を屈めて人に下ることを、心底に肯はざるが如し、

病根常在、又隨所居而長、至死只依舊、
驕惰の病の根、のぞかずして、常に身にあり、又その居る所の處にしたがひて、いよいよ其病增長して、死する日に至るまでも、只依りつゞきて舊の如し、

爲子弟、則不能安洒掃應對、在朋友、則不能下朋友、有官長、則不能下官長、爲宰相、不能下天下之賢、甚則至於徇私意、義理都喪、也只爲病根不去、隨所居所接而長、
此段中て上の段の意を詳にとく、洒掃とは、水を洒ぎ

を云、温柔の義にあらず、今の世の友をとるには、只かやうの者をえらびて、これと相くみしましはる、よりて其初は、心やすくなれあひて、意氣相かなへりと思ふ、されども心のまことならざるを以て、一言あはざることとあれば、則互に忿の氣を相かくるなり、これ君子の交りにあらず、

朋友之際、欲其相下不倦、

相下るとは、互に卑下して相ゆづることを云、朋友の間は、いつまでも、相下ることをこたりなからんことを求むべしとなり、

故於朋友之間、主其敬者、日相親與、得效最速、

主其敬とは、即相下ることを云、相親與すとは、互にしたしみよることとなり、蓋し敬を主として交る時は、則心の信實を失はずして、日にそひ相したしむことふかく、互に忠を以て告て、善くこれを道びく、この故に、己に益ある效を得ること最速なり、

仲尼嘗曰、吾見其居於位也、與先生並行也、非求益者、欲速成者、則學者先須温柔、温柔則可以進學、

此段は、又幼學より、輕傲をいましめ、温柔をならはしむべきことを云、夫子の語は論語に出たり、これ闕黨の童子、夫子の宅に居て、客の奏者をしけるを見て、客此童子を、學業に進益ある者かと問ける時に、夫子の答玉へる詞なり、先生とは、長者をさす、凡そ童子の禮、居る時は席の隅に居り、行く時は長者のあとにつく、然るに此童子、席の正位に居り、長者とならびゆく、夫子これを見玉ふ故にの玉はく、これ進益を求る者にあらず、只速に成人せまく欲する者なり、この故に、われ賓客に應對せさせて、長幼の節にならはしめまく欲す、寵愛してこれをせしむるにあらずと、然れば初學の者は、まづ温柔ならんことを求むべし、温柔なる時は、則以て學にすゝまるべしと、これ剛行なれば、ついに肯て進まずと云のうらなり、

詩曰、温温恭人、惟德之基、蓋其

客氣と云なり、剛行は、氣象のあらきを云、張は、子張なり、堂々は、容貌のさかんにして、たかぶれることを云、學者まづその傲慢の浮氣を去くべし、いかんとなれば、その人となり麁暴なる者は、とりをさめて、信實なることあたはざるを以て、ついに道にすゝむことをば、心底に肯はず、この故に曾子、子張を堂々として、外をつとめて、內にむかふの實功なし、相共に仁をすべき益友にとりがたしと、そしれり、說論語に見えたり、

蓋目者人之所常用、且心常託之、視之上下且試之、己之敬傲、必見於視、所以欲下其視者、欲柔其心也、柔其心、則聽言敬且信、

此段申て上二段の意を明す、心常託之とは、心はつねに目の視る所に相託りてはたらくことを云、これによりて、視ることの上り下りを以て試れば、わが心の敬むと傲ると、必こゝにあらはれて見ゆるなり、この故に、視ることを下さまく欲するは、其心を溫柔にせんがためなり、心溫柔なる時は、人の善言をきくこと、つゝしみて、又これを信ず、よりて其益を得るなり、

人之有朋友、不爲燕安、所以輔佐其仁、

此より下は、朋友に交るにも、溫柔を尙ぶべきことを云、燕安とは、安閑にして、いとまあることを云、輔佐は皆たすくるなり、人の朋友あるを、五倫の一つに立ること、唯ひまをうかゞひあはせて、遊びたはぶれんがためにあらず、共に仁をすることを、相たすけんがためなり、

今之朋友、擇其善柔以相與、拍肩執袂、以爲氣合、一言不合、怒氣相加、

善柔とは、たくみにやはらかなり、こびへつらふこと

欲ありて、心これにわづらはさるゝを以て、其德を失ふなり、

蓋人人有利欲之心、與學正相背馳、故學者要寡欲、

仁は天理の公なり、欲は人心の私なり、この故に、人々己を利せまく欲する心と、その學ぶ所の仁と、正しく相背きて、かなたこなたへ馳せ去る、然れば、學んで仁を求る者は、飢て食を欲ひ、凍て衣を欲ふほどの身に切なる欲をもみな寡くして、其節に止るべし、况や道に非る私欲は、根をつくして、克ち去くべきぞ、

○君子不必避他人之言、以爲太柔太弱、至於瞻視亦有節、

此章人の氣の輕く傲れる害を戒む、此段云意は、君子もとより溫しく柔にして、恭しく謹むことを尙ぶ、然れども、亦必しも世の人われを以て、傲れりとせんことを恐れて、其評を避んために、枉て太柔弱なる體をするにあらず、目づかひの間に至るまでも、その溫恭なるに、ほどよき節ありとぞ、義は下に詳なり、瞻視は皆みるなり、

視有上下、視高則氣高、視下則心柔、故視國君者、不離紳帶之中、

これ即瞻視の節なり、凡そ物を視るに、上り下りあり視ることたかぶれるは、これ氣のたかぶるの驗なり、視ること下れるは、これ氣の柔なる驗なり、この故に國に君たる人を視るには、其帶の間をはなれず、これより上る時は則をごる、これより下る時は則うれはし、其法曲禮に詳なり、紳は、大帶の前にむすびてたるゝ處なり、

學者先須去其客氣、其爲人剛行、終不肯進、堂堂乎張也、難與並爲仁矣、

客氣の說、前に見えたり、これは、傲れる氣をさして云、その當然にすぎて、根をはなれ、浮きたるを以て、

其志、氣に勝たるれば、舊よりの習はし、わが身を纒ひ〳〵て、其中より脱け洒ることあたはず、かくの如くなれば、その學ぶ所、畢竟なんの益もなし、只これ舊習を甘んじて、これを樂めるばかりなり、

古人欲得朋友、與琴瑟簡編、常使心在於此、

この故に、古人は朋友に交りて、講習責善の益をとり琴瑟かたはらをはなれず、絃歌を以て、中和の徳を養ひ、書の簡編を玩んで、前賢言行を知りたくはへ、これを得て、以て常に心を其間におきて、俗習に遠り、徳性を養はまく欲す、

惟聖人知朋友之取益爲多、故樂得朋友之來、

上の段に云三つの者の中に、朋友の益を取ること尤多し、唯聖人のみよくこれを知る故に、朋遠方より來ることを得るを樂むなり、

○矯輕警惰、

凡そ學者の大いなる病痛は、輕きと惰るとの二つにあり、輕き時は、私欲ほしいまゝなり、惰る時は、事務すたるゝなり、これ二種の病目なりといへども、もし其一つあれば、必二つながら、相因りてあり、この故に、學者は、只時となく、事となく、その輕き處を、たゝしをさめ、惰れる處を、さとしいましめずと云ことなかるべし、而してその矯すと警すとの工夫は、又唯敬の一字を以て、これをかぬべし、按ずるに、人心の病も、陰陽の兩端にはづれず、陽にやぶらるれば、輕くして、浮び躁がし、陰にやぶらるれば、惰りて、しづみくらむ、この故に、敬を持するにも、亦唯つねに收斂提醒の四字を、忘れざれば、其及ぶ所全し、收斂してをさめいるゝは、輕きをたゞす方なり、提醒してひきたてさますは、惰れるをさとす方なり、

○仁之難成久矣、人人失其所好、

仁の徳、修しても成就しがたきは、昔以來のことなるによりて、久しと云、それ仁は、人心天然の徳なりといへども、人々氣質の偏によりて、各その好む所の私

たはず、

是故徒善未必盡義、徒是未必盡仁、好仁而惡不仁、然後盡仁義之道、

仁を好むは、仁なり、不仁を惡むは、義なり、徒善とは、徒に善を善んずるぞ、即仁を好むばかりなることを云、徒是とは、徒に是を是とするぞ、即不仁を惡むばかりなることを云、これ上文をうけて云ふ、この故に、徒に仁を好んで、不仁を惡まざれば、己を察すること、いまだ精からずして、裁斷の宜き所をつくすことあたはず、宜は即義なり、然れども、亦徒に不仁を惡みて、仁を好まざる時は、其する所、或はせはくしくして、恩愛の情を、つくすことあたはず、即いまだ仁をつくさゞるなり、必二つの者相濟て、かたおちならず、然して後に、仁義の道をつくすなり、

○責己者、當知無天下國家皆非之理、

人己を責めて、當然の理を、盡さんと思ふ者は、まさに天下國家の事、心にまかせざる所あるは、かれがみな非なるの道理なし、必わがこれに處置する所に、いまだ其道をつくさゞる所ありと知るべきなり、

故學至於不尤人、學之至也、

人よく己に在る者、いまだ、盡さゞることを知る時は自身ををさむるにだも、いとまあらず、何ぞ人の非をとがむるに、及ぶことあらん、この故に、其學人をとがめざるの地位に至る時は、則これ學業すでに至れるの時なり、

○有潛心於道、忽忽爲他慮引去者、此氣也、

潛心於道とは、道を求る心ふかきを云、忽々とは、いそがはしき義なり、道を求る志、他の思慮にひき去らるゝは、これ其志氣に勝れて、かくの如くなり、

舊習纏繞、未能脫洒、畢竟無益、但樂於舊習耳、

し、

○横渠先生曰、湛一、氣之本、攻取、氣之欲、口腹於飲食、鼻口於臭味、皆攻取之性也、

湛は、しづかなる貌、攻取とは、いとなみ求めて、ひきとる義なり、臭は、香なり、それ人は、性の理もと善なる故に、氣の本體も、亦湛然としてしづかに、純一にしてまじりなし、かの口腹の飲食にあかんことを求め、鼻口の臭味のよきをむさぼるは、これ形氣の欲にして、氣質の性のなす所なり、

知德者屬厭而已、不以嗜欲累其心、不以小害大、末喪本焉爾、

屬厭は、あきたる義なり、わが德性の尊きことを知る者は、飲食臭味の類、唯奉養に足るのみとりて止む、嗜み欲ふの氣を以て、其心の德をわづらはさず、嗜欲は、小にして末なり、德性は、大にして本なればなり、

○纖惡必除、善斯成性矣、

纖き惡をも、必除き去つれば、天命の善、氣質に主として、共に其性成ず、

察惡未盡、雖善必粗矣、

惡を省察すれども、いまだこれを克ちつくさゞれば、本來の善を、失はずといへども、なをあらくして、いまだ天性のまゝに、全くすることあたはず、

○惡不仁、故不善未嘗不知、

惡不仁、好仁は論語の文なり、不仁なることを、きらひにくむ者は、わが身に不善あることを、深く羞て、省察すること精き故に、かりにもあしきことあれば、自知らずと云ことなし、

徒好仁而不惡不仁、則習不察、行不著、

下二句は、孟子に出たり、仁を好むは、最上のことなれども、もし徒に仁を好むのみにて、不仁を惡む所なければ、省察辨決たらざる故に、學を身に習はすといへども、つひに其理を察識することあたはず、事を踐み行ふといへども、ついに其義を著明にすることあ

ければとぞ、

伊川點頭、

うなづけるぞ、謝子の答へを然りとしてなり、

因語在坐同志者曰、此人爲學、切問近思者也、

同志者は、朋友門人をさす、切問近思の義、前に見えたり、こゝには只近思の意をとる、切問は帶て云なり、蓋し矜の字の罪、人のあなどりやすきことなるを、謝氏己に切なる病より思索して、工夫を用ひ、これに克ちたるによりて稱美す、

○思叔詬詈僕夫、

詬詈とは、のりいかりて、惡口することを云、僕夫は、やつこなり、奴僕たりとも、とがあらば、理をのべて、これをたゞすべし、惡口は君子のせざることなり、

伊川曰、何不動心忍性、

これその本心怒氣の性にむばゝれたる、過失なるを以て、なんぞかくの如くなる時に、本然の心をそびやかして、氣質の性にたへざるとせめたり、本文は孟子の語なり、

思叔慙謝、

自その過失を慙て、敎戒の謝を致せり、これ亦心を動かせる處なり、

○見賢便思齊、有爲者亦若是、

上の句は論語、下の句は孟子、とりあはせて發明す、人の賢なるを見ては、我も則これにひとしからんと、志をたてゝ、つとめ學ぶべし、蓋し人性の善なること、聖人衆人のかはりなし、能することある者は、みな聖人の如くなることを得ればなり、

見不賢而內自省、蓋莫不在己、

上の句は、論語の次の句なり、人の不賢を見ては、われも亦此あしきことあらんと、內にむかひて、自省察し、これある時は、則克ち去くべし、蓋し不善の品多けれども、自深く察すれば、己にあらずと云ことなし、その輕重を論ぜずして、皆これを克ちつくすべ

り、

有息則餒矣、

克己の工夫、もししばらくもやむ時は、私欲又きざすによりて、心萎靡してなへしぼみ、志氣その體にみたずして、欿然たり、食あきたらずして、餒たるが如し、

○聖人責己感也處多、責人應也處少、

これ論語に、躬自厚而薄責於人といひ、中庸に失諸正鵠反求諸身と云の類を以ていへり、凡そ天下の理、必感ずる所ありて、然して後に應ずる所あり、この故に、聖人の道、つねに己が感のいまだつくさゞるを責る處多くして、人の應の足らざるを責る處少し、これ本末の先後、自然の道理なり、只長厚にして、おとなしやかなる行を、とるのみにあらず、

○謝子與伊川別一年、往見之、

謝子は謝顯道なり、

伊川曰、相別一年、做得甚工夫、

工夫の效をとふ、

謝曰、也只去箇矜字、

一年の間に、亦只一つの己に矜る意を、克ち去き得たるとなり、

曰、何故、

矜の字をうれふる故をとふ、

曰、子細檢點得來、病痛盡在這裏、

檢點は、點檢と同じ、物を一つ〳〵、さしあてゝ、檢へ見る義なり、くはしく檢へ見れば、わが病痛こと〴〵く這矜の字の裏にありと、蓋しひろく云時は、才智藝能功業寵榮、みな矜る所あり、

若按伏得這箇罪過、方有向進處、

もしよくこの矜の字の罪過を按へ伏せ得ましかば、これよりはじめて、道にすゝむ方には、向ふ處あるべ

即止む、又他の物にも、をのづからうつらざることを云、末の句は、前の此莫是最難と云に應ず、

君子役物、小人役於物、

役物とは、心を以て、物を使ふぞ、小人はこれに反す、

今見可喜可怒之事、自家着一分陪奉他此亦勞矣、

これ小人の物に役せらるゝことを云、陪奉とは、人のともしてゆくことを云、今喜ぶべく、怒るべき事を見るたびごとに、われ一分の喜怒の心を着けて、かの事に從ひゆかば、これ亦むづかしきことなりと、かくの如くなれば、心主とならずして、物反て主となる故に、その喜怒哀樂の情、他の物にも、うつりわたるなり、

聖人之心如止水、

止水は、たまりみづなり、上の明鏡の譬の意と同じ、

○人之視最先、非禮而視、則所謂開目便錯了、

これ視聽言動の次第に、克己の工夫、緩急あることを論ず、凡そ人の目の視る所、其心と相あづかること、最したし、目の視る所は、心則これに從ふ、心のむかふ所は、目必これにつく、最先にありとす、視ることの非禮を急に克つべきぞ、開目便錯とは、俗語なり、人のあやまり、まづ目の見る所に、あらはるゝことをいへり、

次聽次言次動、有先後之序、

工夫に少し緩急あれども、其非禮を禁止する心は一つなり、

人能克己、則心廣體胖、仰不愧、俯不怍、其樂可知、

心廣體胖なるは、大學の文、仰不愧于天、俯不怍于人とは、孟子の語なり、人よく四つの私欲を克ち去く時は、本然の天理全き故に、心さはる所なくして、をしひらけ、身體くゞまる所なくして、のびゆたかなり、内に自省るに、仰でも天にはづることなく、俯ても人にはづることなし、其たのしきこと知られた

り、

蓋因是人有可怒之事而怒之、

聖人之心本無怒也、

此段又上文の意を詳にす、蓋し人に怒るべきことあれば、我これに應じて、怒の情發す、其事を處置しをはれば、其怒則やむ、聖人の心に、まづ怒ありて、これに應ずるにあらず、よりて亦事すぎての後に、とゞまれる怒もなし、この故に、本怒なしと云なり、

譬如明鏡、好物來時、便見是好、惡物來時、便見是惡、鏡何嘗有好惡也、

これ亦たとへをあげて、上文の意を明す、好物とは、うつくしき物を云、惡物とは、みぐるしき物を云、これを見るとは、鏡の物をてらすにとりて云、これ鏡の面に、本好惡の色なきを以て、聖人の心に、本怒なきことをたとふ、

世之人固有怒於室而色於市、

これ左傳の語をとりて云、世の人固に其室の内にて、怒れる意、外にいで、市の中にしても、其色なをさめずして、怒を人にうつす者あり、

且如怒一人、對那人說話、能無怒色否、

那人とは、他人を云、もし一人を怒るにあたりて、又餘の人とものがたりする時に、よくさきの怒の色を、さますことを得んや否やと、

有能怒一人而不怒別人者、能忍得如此、已是煞知義理、

今よく一人を怒りて、別人にうつさゞる者あらんに、其怒を忘るゝにはあらざれども、よくたへしのびて、かくの如くなるも、すでにこれ甚義理を知りたる人なるによりて、それ亦得やすからずとなり、

若聖人因物而未嘗有怒、此莫是甚難、

因物とは、物の怒るべきを見て怒り、其物を治れば

ふべし、ならひて、言語おのづから緩きに至る時は、即これ氣質の變化して、しづまれる時節なり、

學至氣質變、方是有功、

功は、しるしを云、凡そ人の學をすること、その氣質を變化するを以て功驗とす、もし然らざれば、學をつむこと多く、年をふること久しけれども、何の用をもなさず、

○問不遷怒、不貳過何也、

これ論語に、夫子顏子を稱美し玉へることなり、不遷怒の義、下に見えたり、不貳過のこと、前に出たり、

語錄有怒甲不遷乙之說、是否、

語錄は、即程子の語を、そのかみ門人のあつめ錄せる書なり、甲乙とは、物の次第を云、不遷怒と云を、はじめにあふ人のために怒れる意を、後にあふ人にうつさゞることなりと云說あり、此義是なりや否やと、

伊川先生曰是、

此說是なりと、

曰、若此則甚易、何待顏子而後能、

顏子の賢をまたずして、誰も能せんとなり、

曰、只被說得粗了、諸君便道易、此莫是最難、須是理會得、因何不遷怒、

此事あらく說き了らるゝによりて、かた〴〵則やすき事なりと云、此はこれ最かたきことにてなかるべきか、それ何によりて、よく怒を人にうつさずと云ことを、自會得すべしとなり、

如舜之誅四凶、怒在四凶、舜何與焉、

四凶を誅するの事前に見えたり、怒るべきこと、四凶が身にあるによりて、舜したがひて、これを誅す、舜の心に怒なくして、もとよりこれと相あづからぬな

長留在心胷爲悔、
己が過失を罪として、自その身を責ること、これ人の羞惡の心なれば、なくてかなはざることなり、然れども、すでに過ぎつるとがを、長く胸中に留めおきて、悔みとする時は、心これに繋縛せられて、必事に害あり、もしその慚ぢ悔る念頭、前に懲りて後を毖しむるために起るは、これ可なり、

○所欲不必沈溺、只有所向便是欲、
凡そ人の欲する所は、必しも、其事に沈み溺るに至りて後に、これを欲と云にあらず、只一念これにむかふ所あれば、即これ欲なり、人まさに此處に就きて、すみやかに克ち去くべし、もし瞬息の間もためらふ時は、則根ふかく、末ひろこりて、力を極れとも、克ちがたきなり、

○明道先生曰、子路亦百世之師、人告之以有過則喜、
此章本文は、孟子に聖人は百世の師なりと云につきていへり、子路の賢、いまだ聖人に至らずといへども、亦以て百世の師とすべしと、其故は、此注に、云所これなり、蓋し子路人にすぐれたる勇力ありて、これを其過を改るに用ふ、よりてすでに知る所の過におては、一つも改めざる者あることなし、この故に、もしそのいまだ知らざる過を人告ることあれば、聞て則これを改ることを喜ぶ、世の過をかくし、非をかざりて、人のたゞすを忌む者と、正くうらちがひなり、この故に、その遺風をきく者、百世の後までも、みな志をふりたてゝ、非を改るにいさむ、よりて百世の師と云なり、

○人語言緊急、莫是氣不定否、曰、此亦當習、習到言語自然緩時、便是氣質變也、
緊急とは、きびしく、いそがはしき義なり、これ其人の血氣しづまらざる故にてはなきか否やと問ふ、
言語緊急なる病あらば、亦まさに緩やかにいひなら

して、各天より賦與せらるゝ所なり、飢え渇きて飲食し、寒暑にそなふる衣服などは、日用にかゝれざる者なりといへども、もし其間に、すこしき貪り吝む私意あれば、即これ天職をあなどることとなるによりて、これを廢つと云、況や天祿いよ／＼厚ければ、天職いよいよ重し、もし大祿をうけて、其職にをこたる人は、天誅はかりがたし、

○獵自謂今無此好、周茂叔曰、何言之易也、但此心潜隱未發、一日萌動、復如前矣、後十二年、因見果知未也、明道年十六七時好田獵、十二年暮歸、在田野間、見田獵者、不覺有喜心、

此章は、本注にのせたることを、程子自かたる、そのかつて廉溪先生につき學べる時に、獵のこと、さきには好みつれども、今はこの好みなしと、自いひければ、先生の云く、なんぞこれを云ことのたやすきや、此心今もなきにはあらざれども、只胸中、潜まり隱れて、いまだ發出でず、もし一日萌し動かば、又以前の如く好まんといへり、其後十二年ありて、人田獵するを見るによりて、不覺に喜ぶ心おこりて、こゝにをいて、果してそのいまだ、此心たえてなきにあらざることを知れりと、これ覺者に克治の力をつとめて、必私欲の根をぬくべきことを示せり、

○伊川先生曰、大抵人有身、便有自私之理、宜其與道難一、

人この身あれば、則耳目鼻口四肢の欲にひかれて、自私するの道理あり、かりにも自私する所あれば、則天理の公なる者を失ふ故に、道と相はなれて、一つになりがたきこと、宜なりと、蓋し方寸の間に、わづかの私欲あれば、全體これがためにくらむ、眼裏に一塵あれば、天の大いなるをも、見ることあたはざるが如し、一毫の私といへども、必をそれて、これを克ちつくすべきなり、

○罪己責躬不可無、然亦不當

舍ㇾ己從ㇾ人とは、虞書に堯の德を稱ずるの詞なり、わがをもはくのよき所、十分なりといへども、人のよき所、もし一分もまされる時に、則己をすてゝ、人に從ふ、これ其心至公にして、一毫の私なき故に、よくかくの如し、よりて最難き事とするなり、

己者我之所ㇾ有、雖ㇾ痛舍ㇾ之、猶懼守ㇾ己者固而從ㇾ人者輕也、

我之所ㇾ有とは、わが思はくを是として、自滿する所なり、もし人のまさりたるを見る時に、つよく其有とする所を、たちすつといふとも、なをおしみ守る心、なづみかたまりて、人に從ふ意、かろくゆるからんことを懼るべしとなり、

九德最好、

これ虞書に、皐陶人の德行に、九つの目をあげられしことを引て、其說を最よしといへるなり、一つには寬而栗、寬は、ゆたかにひろし、栗は、おごそかにして、たゆまぬ義なり、寬弘なれども、亦よく莊栗にして、寬に偏ならず、下の八德にも、各此意あり、二つには柔而立、柔にて順へども、亦よく立ち定まりてうごかず、三つには愿而恭、愿にしてつゝしみふかけれども亦恭しくして禮に中る、四つには亂而敬、亂は、おさむる義なり、事を治る才あれども、亦よく敬畏して、ほしいまゝならず、五つには擾而毅、擾は、したがひなつく義なり、馴擾にして、人なつかしき德あれども、亦よく果毅にして、たちきる所あり、六つには直而溫、直くして委曲ならざれども、亦よく溫かにして、するどならず、七つには簡而廉、易簡にして、事ずくなゝれども、亦よく廉だちて混ぜず、八つには剛而塞、剛健にして、すくやかなれども、亦よく充ち塞りて、おろそかならず、九つには彊而義、强勇にして、つよくいさめども、亦よく其する所、事の宜きにかなふ、義は即宜なり、

○飢食渴飮、冬裘夏葛、若致些私吝心在、便是廢天職、

裘は、かはぎぬ、凡そ綿いれたる服は、みな裘の類なり、葛は、くず布、すべて夏のころもを云、それ人の飮食奉養のそなへは、みなこれ天職につきたる俸祿に

にすゝみ、理を見ることいよ〳〵明なり、此段君子を玉にたとへ、小人を石にたとふ、詩の釋にては、たとへなれども、程子は此たとへをとりて、人に克治の方を示せり、動心忍性増益は、みな孟子の語をとる、

○目畏尖物、此事不得放過、

これ或人の病を云、尖物は、とがりたる物なり、放過とは、はなちやりて、すぎ去るぞ、忘るゝことを云、

便與克下、

程子すなはち此人のために、敎をまうけて、其患を克ち下し了はらしむ、

室中率置尖物、須以理勝他、尖必不刺人也、何畏之有、

これその敎らるゝの事なり、其人の居る室の内に、すべてみな尖物を置きて、自道理を以て、かのをそれに勝の術を用ひたるぞ、則これを見なるゝによりて、其心に尖物いかほどありても、人をさす者にあらず、なんの畏るゝことあらんとさとる、これその理を以てかたしむる所なり、又或人疑ひふかき病あり、見るごとに、みな獅子の如くに見えて、これを惧る、伊川かれに敎へて、その獅子と見ゆる時に、はしりかゝりてこれをとらへしむ、とらんとするに物なし、かくの如にすること久くして後に、其病ついにいえたり、これを云こと、みな人に克治の力をはげむべきことを示す、蓋し人私欲にひかるゝによりて、すべきことをばなやみてえせざる者、自ふりたち、をしきりてする時は、後に習熟して、しがたきことなき者なり、

○明道先生曰、責上責下、而中自恕己、豈可任職分、

凡そ人われより上にある人と、下にある人の、怠惰過失をせめとがめて、中に立つわが身のひがことには、すぢなき道理をつけて、自ゆるしをく、これ世の中の通病なり、それ人は各天よりうけて、必つとむべき職分あり、もし人のつとめざることのみをせむる者は、わが職分を任荷として、よくつとむることを知らんや、必つとめらるまじきとぞ、

○舍己從人、最爲難事、

吝故無浩然之氣、

吝なる故に、浩然たる正大の氣を生ぜずして、區々たる鄙吝の人と、なりはつるなり、

治怒爲難、治懼亦難、克己可以治怒、明理可以治懼、

人よく己に克つ時は、人我の間公なる故に、其怒り物の上にありて、心みだりに動かず、道理のあるまじき事、義理の免るまじき所を、分明に見さだむる時は、其志のびたつ故に、をそれはゝかる意、をのづからしりぞく、

○堯夫解他山之石、可以攻玉、

堯夫は、邵康節先生名は雍字は堯夫なり、これ小雅の鶴鳴の詩の詞を解釋す、他とは、かのと云詞なり、石とは、礪石をさす、攻玉とは、すりみがきて、うつはものと成すぞ、

玉者溫潤之物、若將兩塊玉來相磨、必磨不成、

兩塊とは、ふたかたまりと云義なり、玉の質は、溫しく潤しき物なり、よりてもし二つの玉をもて來つて、相みがけば、すべりあひて、みがきなされぬぞ、

須是得他箇麁礪底物、方磨得出、

他箇も、只かのと云詞なり、麁礪底物とは、あらくしき物と云義なり、即礪石をさして云なり、

譬如君子與小人處、爲小人侵陵、則修省畏避、動心忍性、增益預防、如此便道理出來、

與小人處とは、共に仕へて居ることを云、君子の人、小人と共に居て、かれに非理なることを以て、侵し陵がるゝ時は、わが身を修め省み、畏れつゝしんで、かの侵し入る所をよぎ避け、道義の心をそびへうごかし、氣質の性にたへしのぶ、よりていまだ能くせざることを、增々能し、いまだ見えざる患を、預め防ぐ、かくの如くにするを以て、心に道理出來て、其德日々

人欲はみな形氣の私より生じて、本なし、往來の客の如くなるによりて、客氣と名づく、されども、此二つの者、常に勝負を相なす、義理主となりて、客氣にかつ時は、客氣服して、ほしいまゝならず、客氣さかんにして、義理にかつ時は、義理しゞまりてのびず、

只看消長分數多少、爲君子小人之別、

義理かつ故に、長じて分數多く、客氣まくる故に、消して分數少きは、君子の類、これに反する者は、小人の類なり、これを以て、君子小人別とす、

義理所得漸多、則自然知得客氣消散得漸少、消盡者是大賢、

義理かちて、得る所の分數、やうやくに多きことをおぼゆる時は、則をのづから客氣の消え散りて、やうやくに少きことをおぼゆるなり、客氣きえつくるに至れる時は、これ君子の徳成りて、大賢なり、

○或謂人莫不知和柔寛緩、然臨事、則反至於暴厲、

人つねに和ぎ柔かにて、寛に緩やかなるを、よきことと知らざるはなし、されども事にのぞむ時は、反て怒り狠りなる意發して、言動暴く厲くなるは、いかなる故ぞと、

曰、只是志不勝氣、氣反動其心也、

只これ義理の志、血氣にかつことあたはざるなり、志はもと氣をひきゐる者なれども、これ反て氣さかんにして、其心を動かし、たゞよはすなり、

○人不能祛思慮、只是吝、

人思慮すまじき思慮を、祛ることあたはず、營々として胸中に往來するは、只これ其心吝なるが故なり、吝とは、私意小智を用ひて、はづべき所あるを云、蓋し私欲をたちすつることをおしみ、便利を失はんことをおそるゝによりて、義におもむくこと決斷せず、たちかへり〳〵て、思ひはかるなり、

行是也、

嗇は、おしむ、懦は、よはきなり、不正の節は、吝嗇なる者ついえをはゞかりて、つかふべき事に財用を節し、柔懦なる者、難をおそれて、なすべきわざに、行義を節するの類の如きこれなり、

○人而無克伐怨欲、惟仁者能之、

此章は、論語に、原憲克伐怨欲不行焉、可以爲仁矣と、問ひけるに、夫子可以爲難矣、仁則吾不知也と答へ玉へる義を釋す、克とは、人に克つことをこのむ、伐とは、自才に伐る、怨は、いかりうらむ、欲は、むさぼりねがふなり、此四つの情、をのづからなきことは、只仁者のみこれをよくして、その他の人はあたはず、蓋し仁者は、其心天理純粹にして、一毫の人欲まじはらざるが故なり、

有之而能制其情不行焉、斯亦難能也、謂之仁則未可也、

四つの情あれども、よく制止して外に行はせず、これも亦よくしがたきことなり、されども いまだ仁とはいはざるなり、

此原憲之問、夫子答以知其爲難而不知其爲仁、此聖人開示之深也、

もし只四つの情を制するを以て、仁を求る時は、その工夫親切ならずして、至りがたきを以て、只よくしがたきこととして仁とはゆるされず、これその原憲に開き示さるゝことの深き處なり、○朱子の云く、己に克つを仁とすとは、根源上より、便斬り截ち了りて、更にまたきざゝず、行はれざることは、たゞ其末を禁制して、外に行はれざるのみ、其本は則心に着きて、いまだ去くことあたはざるなり、

○明道先生曰、義理與客氣常相勝、

義理の心は、性命に本づきて、わが固りある所なり、

以て、よくこれをさきすつ、

雖行於外不失其中正之義可以無咎然於中道未得爲光大也、

決くことをさくの義を行ひて、本爻の中正の義を、失はずといへども、內心の誠より出でざるを以て、畢竟中道にをいて、いまだ光大なることを得ざるなり、

蓋人心一有所欲則離道矣、

道と相はなれて二つとなる、

夫子於此示人之意深矣、

象の詞の旨、人をして、中正の義をつくさしめんとなり、よりてこれを嘆美す、

○方說而止節之義也、

これも節卦の彖に、說以行險當位以節と云義を釋す、此卦下は兌、上は坎なり、兌は、よろこぶ、坎は、さがしき義なり、凡そ人悅ぶ時は、すぎてながれやすし、險難にあふ時にあたりて、とゞまりてすゝます、此卦兌坎なれば、悅ぶ時にあたりて、みづからよく節制して、止ることを知る、よりて節の義あり、本卦の九五、尊位に居て、止節を主どる故に、本文に當位以節すと云なり、

○節之九二不正之節也、

節卦九二、剛陽にして中位にあれども、陰位なれば、居る所正しからず、又下の卦の兌體の悅びに居て剛の德を失ふ、又上六三の陰柔にうけしたがひて、邪なるにちかづく、よりて節制する所あれども、其義正大ならずして、貴ぶに足らず、この故に不正の節と云なり、

以剛中正爲節如懲忿窒欲損過抑有餘是也、

もし剛陽中正の德を以て、節制するは、忿をころし、欲をふさぎ、過たるをへらし、餘あるをおさふるの類の如きこれなり、

不正之節如嗇節於用懦節於

は、身にそなへやしなふ義なり、宮室飲食衣服の類、人の日々に用ひて、かゝれざる者を云、

先王制其本者、天理也、後人流於末者、人欲也、損之義、損人欲以復天理而已、

此段上文をむすぶ、制其本とは、奉養の類を節制して、各そのよきほどにするぞ、即これ中道にして、天理に順ふなり、流於末とは、即これ中制にすぎて、人欲にまかするなり、然れば損卦の義、只これ人欲を損して、天理にかへるばかりなり、

○夬九五曰、莧陸夬夬、中行无咎、

夬とは、決く義なり、此卦下五爻陽にして、上一爻陰なり、五陽のぼりすゝんで、一陰を決き去るの象あるによりて、夬と名く、莧陸は、馬歯莧なり、中行は、中道なり、九五剛陽中正にして、君の位に居り、決くことをさくの主たりながら、上六の陰に、したしみちかづく、其咎大いなり、然れども、莧陸の如くに、決くことをさけば、中道にをいて、咎なしとするなり、蓋し莧陸は、陰氣を感ずることふかくして、ほせどもひがたし、然れども、又もろくして、されやすき者なるによりて、これを象とす、

象曰、中行无咎、中未光也、

象とは、夫子文の詞を釋し玉ふの言、下の傳には、只此義を明す、

傳曰、夫人心正意誠、乃能極中正之道、而充實光輝、

それ人は、心正くして、かたおちなる所なく、意誠にして、惡念おこらざるに至りて後に、乃よく中正の道をきはめて、其德内に充ち實ち、外に光り輝く、充實光輝は、孟子の文なり、

五心有所比、以義之不可而決之、

心一はしたしむ所あれども、義のしたしむまじきを

て、正く常なる道にをいては、吝づべき所あるなり、これ貞には吝しの義を釋す、吝しとは、やぶさかなるぞ、よりてはづかしき意にとる、

○損者、損過而就中、損浮末而就本實也、

これは損卦の彖の傳なり、損とは、おとしへらす義なり、大過を損じて、中分につくは、泛くわたりて云なり、浮は、物の文飾をさして云、實は、質實なり、文飾に對して、物の下地を云、本末も、亦泛く云なり、

天下之害、無不由末之勝也、

末の勝つとは、本を忘れて、末に流れ、本かろくして、末おもくなることを云、末を云時は、浮の字の意をもかねたり、

峻宇雕牆、本於宮室、

峻宇雕牆とは、夏書の文なり、堂宇を高くつくり、墻壁にゑがき、ほりものすることを云、その本は、風雨をふせぐ宮室の、なくてかなはざる者よりおこりて、末の流れ、かくの如きに至る、

酒池肉林、本於飲食、

これ殷紂がをごりのきはまりに、酒をたゝえて池とし、肉をかけて林として、人にのみくらはしめて、見けることを引く、句義は、此より下、みな上の段の如し、

淫酷殘忍、本於刑罰、

淫酷は、刑を行ふことの、すぎてはなはだしきことを云、殘忍とは、人をそこなふことの、なさけなくむごきことを云、

窮兵黷武、本於征討、

窮兵とは、兵革を用ることの、すぎてきはまれるぞ、黷武とは、武事をみだりに、しげく用ぞ、征討は、叛きたる國を、せめうつことを云、

凡人欲之過者、皆本於奉養、其流之遠、則爲害矣、

人欲は、上四段のことをすべて、泛く云なり、奉養と

容にして剛勇なり、明なるを以て、わづかに過あれば、必これを知る、剛なるを以て、すでに過を知れば、則すみやかにこれを改む、この故に、悔あるに至らず、即これ遠からずして復るなり、

學問之道無他也、唯其知不善、則速改以從善而已、

無他とは、別のことなしと云詞なり、

○晉之上九、晉其角、維用伐邑、厲吉无咎、貞吝、傳曰、人之自治、剛極則守道愈固、進極則遷善愈速、

これまづ晉角伐邑の義を釋す、晉は、進なり、すゝむ義なり、上九は陽爻にして、一卦の上にあり、角は剛き者にして、首にあるを以て、其すゝむこと角にあるの象とす、邑は、わが領地の里をさす、これを伐つに用ふとは、わが領下に惡徒あるを、うちたいらぐることに用るぞ、傳には、これ自わが身の過惡を、克ち治るの義にとりて云、蓋し此爻剛きこと極り、進むこと極るの義あるによりて、その自治るによきこと、云所の如くなるぞ、

如上九者、以之自治、則雖傷於厲、而吉且無咎也、

剛くして進むことの極れるは、厲きにすぎたる、やぶれあれども、これを以て自治るには、吉を得て、咎を得ることなきの道なり、

嚴厲非安和之道、而於自治則有功也、

これ亦上文の意を明す、嚴く厲きは、安裕和厚の道にあらず、

雖自治有功、然非中和之德、故於貞正之道、爲可吝也、

貞正は、みなたゞしき義なり、嚴厲にすぎたる者は、自治るに功あれども、畢竟中和の德にあらざるを以

り、

失而後有復、不失則何復之有、唯失之不遠而復、則不至於悔、大善而吉也、

失すとは、あやまつ義なり、復るは、あらたむる義にとる、大善は、元の字の義なり、人あやまつといへども、いまだ久しからずして、はやくあらたむれば悔あるに至らず、大善にして吉祥なるの道なり、

顔子無形顯之過、

此より下は、易繋に、顔子あやまちあれば、すみやかにあらためて、二たび又おこなはざることを、夫子即復の初九に比して、顔氏之子、其殆庶幾乎、有不善未嘗不知、知之未嘗復行也と、ほめ玉ふ詞をとりて、申て上文の意を明す、形顯とは、あらはるゝ義なり、顔子はあやまつことあれども、わづかに心にきざし身にうごく時に、すみやかにこれをあらたむるを以て、人の目にたつほどの、あらはなる過なしとなり、

夫子謂其庶幾、乃無祇悔也、過既未形而改、何悔之有、

庶幾しとは、道にちかきぞ、

既未能不勉而中、所欲不踰矩、是有過也、

これ中庸論語の文をとりて云、それ勉めざれども、其する所、をのづから道に中り、心のせまく欲する所にしたがへども、をのづから法則の外にこえず、此はこれ聖人のことなり、顔子は大賢なれども、いまた聖人に化せずして、かくの如くなることあたはざる故に、なを過あることをまぬかれぬなり、

然其明而剛、故一有不善、未嘗不知、既知、未嘗不遽改、故不至於悔、乃不遠復也、

顔子いまだ聖人の自然に及ばずといへども、其德明

となし、この故に、身心共に裕なり、もし人欲の私なる方につく時は、物ごとさはること多し、この故に、身心共に危し、○凡そ事理に順ひて、欲を禁る時は、義の安んずる所、即利あり、只利にはしりて、害をさくるのみなれば、其利によりて、即害あり、これ必然の道理なり、この故に、理に順ふことは、しばらく難きに似たれども、ついに順境に出づ、欲に従ふことは、しばらく易きに似たれども、ついに逆境に入る、

造次克念、戰兢自持、

造次とは、にはかなる時と、かりそめなる時とを云、戰兢は、をそれつゝしむ義なり、云意は、理欲のおもむき、上文に云如くなれば、人必造次の時にも、よくおぼえ念ひて心禮にあらずば動かず、戰々兢々として、よく自守りたもちて、身禮にあらずば動かず、身と心と、内外互に相濟の工夫を、用ひよとなり、蓋し克念は、哲人の思ふに誠にするのことなり、自持は、志士の爲るに守るのことなり、されどもこゝには、此兩様を借りて、内外交養の工夫を示す、哲人は只内に思ひ、志士は只外にたもつと云にあらず、

習與性成、聖賢同歸、

習ふとは、身にならひ熟することを云、歸きとは、おちつく所を云、これ云意は、上文の工夫を、身にならはすこと久くして、その氣質の性と、共成就する時は、賢人といへども、聖人と一途に歸して、同きとなり、又習與性成と云を、其ならはし入るゝ所生れつきたる性の如くに成就すと、云義にとるも可なり、

○復之初九曰、不遠復、无祇悔、元吉、傳曰、陽、君子之道、故復爲反善之義、

陰陽は、善惡の象なる故に、陽を君子の道として、陰を小人のことゝす、復の卦は、陰きはまりて、陽復るの時なるを以て、惡より善に反るの義とするなり、

初、復之最先者也、是不遠而復也、

初九は一陽五陰の下に、はじめて反るを以て、道にまよふこと、いまだ遠からずして、はやく反るの象あ

る所に、借りて云なり、戎は、兵具をさす、それ詞は、心の躁妄靜專に、あづかる所なるに、況や又此身の禍福のかゝりたる樞機にして、我人の間に、兵戎をもいひおこし、和厚をもいひ出し、もろ〳〵の吉事凶事、榮へとなり、辱めとなることは、皆これ其詞のまねきとる所なるをやと、

傷易則誕、傷煩則支、己肆物忤、出悖來違、

此段は又詞の病四つをあぐるなり、たやすく、かろ〴〵しき病に、やぶらるゝ時は、則みだりがはしく、まことあらざるに至る、これ即さきに云妄なり、いたづがはしく、多き病に、やぶらるる時は、則支わかれて、本をわするゝに至る、己が云こと、ほしいまゝなれば、人の心にさかふ、こなたより出す詞、理にそむけば、かなたより來る詞も、亦理にたがふ、これによりて、兵戎をおこし、凶害をまねき、恥辱をとるにも及ぶなり、

非法不道、欽哉訓辭、

上の句は、孝經に非先王法言不敢言と云をとりて、非禮勿言と云ことを、いひかへたる者なり、別の義なし、下の句は、この訓戒の詞を、つゝしんで守るべしとなり、

動箴曰、哲人知幾、誠之於思、

哲人とは、哲はあきらかなり、心智の明哲なる人を云、幾は、善惡のはじめてわかるゝちまたなり、思ふとは、心の動くなり、哲人にして幾を知る者は、思慮はじめてきざす時に、その思ひを善におもむけて、善を思ふに誠あるなり、

志士勵行、守之於爲、

志士とは、志を立る學士なり、爲るとは、しわざを云、これ身の動くなり、志士にして行をはげます者は、事大小となく、身になすわざに、其義をとり守りて、これを失はず、

順理則裕、從欲惟危、

それ動くには、念慮と事爲と兩端ありといへども、皆天理の公なるまゝに順ふ時は、自省みて、やましきこ

故に、見るには還るといひ、聞には知ると云、見るには心をいひ、聞くには性を云、性の理は、心の本なればなり、又凡そ書籍は、詞をのする者なるが故に、これを讀も、亦聞くの類なり、よりて非禮の書を、戒めてよむべからず、

卓彼先覺、知止有定、閑邪、存誠、非禮勿聽、

卓彼先覺とは、卓はひとり立つ貌、先覺とは、我より先に、道を覺れる人、これ泛く古の賢者をさす、知止有定とは、大學の文に出づ、止るは、至善のある處、即凡そ事を處置するに、こゝに止りて、他にうつるまじき所なり、邪は、即聞くことの非禮をさす、誠は、即天性の實理なり、彼先覺の人、凡そ事物にをいて、みなその止るべき所を知て、其志定り向ふ所あり、これ物にひかれて、化するの知にあらず、この故に、よく邪妄のことを、外にふせぎて、誠實の理を、内に存し、非禮を堅く禁止せざれども、をのづからこれを聞き入ることとなし、

言箴曰、人心之動、因言以宣、

人心動きて思ふことあれば、則詞によりて、これをいひのぶ、言を心の聲なりと云は、この故なり、

發禁躁妄、内斯靜專、

發すとは、詞をいひ出すことなり、躁は、さはがし、妄は、みだりなり、皆いふことの非禮なるぞ、靜は、しづか、專は、もつぱらなり、蓋し心うごく時は、詞によりていひのべ、心又詞によりて展轉す、然ればこの詞、即これ心なり、この故に、詞を發するに、その躁きことを禁止すれば、内心即安靜なり、その妄なることを禁止すれば、内心即專一なり、亦みな外に制して、以て内を安んずるの義なり、

矧是樞機、興戎出好、吉凶榮辱、

惟其所召、

これ易繋に、言行君子之樞機、樞機之發、榮辱之主也といひ、尚書に、惟口出好興戎と云によりていへり、樞は、戸のくるゝ、機は、弩のからくり、皆發動の由

之有要、視爲之則、

心の體むなしくして、物に應ずるの用、あとなきが故に、これを操る時は、則內に存在す、これを捨る時は、卽外に散亡す、きはめてとりとめがたき者なれども、その操り守るに、簡要とする所あり、卽目の視る所これなり、これを以て、心の存亡をはかりみる、準則として、こゝについて、心を操り守る術を、會得すべしとなり、

蔽交於前、其中則遷、

蔽は、おほふなり、物欲をさす、そのよくわが心の虛明なる所を、おほひふさぐ者なればなり、それ物欲前に來て、われにまじはる時は、これを見て、中心則うつりつく、その相應すること、最すみやかなり、この故に、これについて、非禮をいましむるを以て、心を操るの要とするなり、

制之於外、以安其內、克己復禮、久而誠矣、

人よく物欲を外に制禁して、これを以て、心體を內に安養し、かくの如くに、克復の功、つむこと久きの後には、心の體用、天然の實理と、一つになりあひて、工夫をしゐてつとめざれども、身心の發動、をのづから禮節にかなふなり、

聽箴曰、人有秉彝、本乎天性、

秉彝とは、秉はとるぞ、もつ義なり、彝は、つねなり、人の自然に善を好む良心を、其身にもちて、これを常として、失はざることを云、これ人の生るゝ初に、天よりうけたる、德性に本づきてある者なり、後に出來れる者にあらずとなり、

知誘物化、遂亡其正、

天性もと正き故に、善惡を知ること明なり、されども聞くことの非禮を、いましめざれば、心の知識、これにひきとられて、物欲と共に化して、一つになりあひ、つひに本性の正き所を失ふなり、蓋し目の見るは、陽に屬する故に、心のいでゝ動くこと、見るよりすみやかなるはなし、耳の聞くは、陰に屬する故に、心に入りておぼゆること、聞よりふかきはなし、この

なれば、即克己の己の字なり、勿れとは、自いましめ止むる詞、即人心これを主宰として、己に克て、禮に復るの機括なり非禮勿視勿聽とは、非禮にして、視聽くことを、禁止するなり、非禮の聲色を視聽くことなかれと云にあらず、蓋し淫聲美色は、もと我にあづからず、唯わがこれをみきかまほしき意出來るは、即非禮なる故に、これを禁止す、聲色の有無にかゝはらぬなり、言ふことなかれ、動くことなかれと云も、非禮の言動を禁止することなり、動くとは、心の動き、身の動くを兼て云、通じて云時は、視聽言も、亦みな身の動くなり、凡そ人の私欲、品多しといへども、みな此四つによりて行はるゝ故に、これを以て、工夫の條目を立玉ふなるべし、

四者身之用也、由乎中而應乎外、制於外所以養其中也、

凡そ人身の作用、きはまりなしといへども、つゞむれば、此四つにはづれず、これ皆中心より、外の感ずるに應じて出づ、外にあらはるゝ所は、即心のそゝぐ所なり、この故に、外より視聽言動について、その非禮を制禁するは、即これ中心の德を、養ひ立る所以なり、蓋し己が私の非禮にかてば、則本然の禮にかへる、二段の工夫あるにあらず、

顏淵事斯語、所以進於聖人、

これ顏子夫子の四勿の答へをきゝて、回不敏なりといへども、請ふ斯語を事とせんと、うけもちたるによりていへり、事とすとは、其事に從ひて、つとむる義なり、顏子實に此工夫を受用す、これ其學すゝんで、聖人に近づけるの故なり、

後之學聖人者、宜服膺而勿失也、因箴以自警、

後世の聖人を學ぶ者も、此四勿の工夫を、常に心胸の間に、さゝげもちて、忘失することなかるべきぞ、これによりて、四つの目に、各箴の詞つくりて、自さとしむとなり、

視箴曰、心兮本虛、應物無迹、操

予謂養心不止於寡而存耳、蓋寡焉以至於無、

これ周子又孟子の言のいまだ詳ならざる所を、發明していへり、蓋し形氣の欲は、たれもあることなりといへども、其節にすぐれば、則亦私欲なり、この故に、又私欲を以て論をたてゝ云く、凡そ私欲にかゝれること、心を養ふにをいては、唯これを寡くして、其餘を存するのみならず、寡くして又これを寡くし、必たえてなきに至るべしとなり、然れども孟子の寡欲によりての後に、周子の無欲は、つくさるゝなり、

無則誠立明通、

私欲なき時は、實理の體立ち定りて、堅固なり、實理すでに立つ時は、則その用流行して、ふさがらず、即これその明睿の通達する所なり、

誠立賢也、明通聖也、

誠立つ時は、すでにこれ賢人なり、夫子の三十而立つと云が如し、明通ずる時は、即これ聖人なり、夫子の天命を知り、耳順ふと云が如し、

○伊川先生曰、顔淵問克己復禮之目、

此章は、程子視聽言動の四箴にして、これより下は、その序文なり、克己復禮とは、顔子仁を問ふに、夫子の答へ玉ふ詞なり、己とは、己が形氣の私欲を云、これに克つとは、はらひつくして、のこさゞる義なり、禮は、天理の節文なり、これに復るとは、心にそなはれる天理、私欲にさまたげられたるを、その私欲に克ち得る時は、則天理にたちかへりて、凡そ心に思ひ、身になすわざ、皆その當然の則にかなひて、心の天理、常に全し、即これ仁なり、顔子すでに其旨を了して、理欲のわけも、亦明に知れるを以て、唯その工夫に手を下す條目をとへり、

夫子曰、非禮勿視、非禮勿聽、非禮勿言、非禮勿動、

禮は、即復禮の禮なり、非禮は、禮のうらにして、私欲

によりてこれを埋め窒ぐ、善を見ては、則これにうつりしたがひ、過あれば、則すみやかにこれを改む、乾々の統體ある上に、又必かくの如くに工夫を用ひて、然して後に、よく純一の誠に、至ることを得るなり、

乾之用其善是、

君子乾道に體する功用、上の段に云所を以てよしとす、朱子の説に、此句をも莫善是に作るべしと、

損益之大莫是過、

懲忿窒欲は、人にをいて、宜く損減すべきことなるによりて、損卦の象にこれを云、遷善改過は、人にをいて、増益を得ることとなるによりて、益卦の象にこれを云、而して損益の大いなること、此兩端にすぎたるはなし、

聖人之旨深哉、

上文をすべくゝりて、これを嘆美す、聖人人に示すの旨深しと、

吉凶悔吝生乎動、

これ易繋の詞なり、吉は道理を得て福あり、凶は、道理を失ひて禍あり、悔は、あやまちて後、自悔ひとがむるぞ、吝は、己に私意利心ありて、吝つべきぞ、此四つは、皆人の動作の上より生ず、

噫、吉一而已、動可不愼乎、

凡そ人の動作吉にしてよきことは、唯一つにて、凶悔吝は、みなあしきことなり、然れは宜く動のきざす所にをいて、これを愼み、必忿をこらし、欲をふさぎ、善にうつり、過を改むべし、この故に、再嗟嘆して、此事をいへり、

○濂溪先生曰、

これは周子、張宗範がために作れる、養心亭の説なり、

孟子曰、養心莫善於寡欲、

人心の本體、天理全くそなはれりといへども、耳目口鼻四肢の欲を、ほしいまゝにするを以て、これを害す、この故に、心の徳を養ふの道、形氣の欲を寡くして、其節にすぐさゞるよりも、よきことなし、

心の用、かろ〴〵しく、妄ならざるは、これ敦厚なり、
敦厚は、即敦篤なり、

無所繫閡昏塞、則是虛靜也、

心の體、物に繫り閡り、昏み塞ることなきは、これ虛靜なり、

此難以頓悟苟知之、

頓悟とは、すみやかにさとるぞ、一言半句の間に、其旨を了することを云、上二段に云所の意味は、頓悟を以て、あからさまには、知りがたきことなりと、

須久於道實體之、方知其味、

道を學ぶこと久く、眞實にこれに體認して後に、はじめて其意味を知べきぞ、

夫仁亦在乎熟之而已、

これ孟子の語を引て、上段の意を明す、仁の道、至深至大なる故に、これを求ること、よく學び習ひて、これを練り熟くすることの久きにあり、一旦には得られずとなり、

克己類、

前篇の致知の說にて、學をするの端を明め、存養の說にて、學をするの本を立つ、而して身を脩め、行に施すには、又己が私欲を克ち去くを以て要とす、この故に、此篇をこゝにかけて、力め行ふの首とするなり、

濂溪先生曰、君子乾乾、不息於誠、

天の道至誠なる故に、その運行化育、しばらくもやむことなし、この故に、君子これに則とり、終日乾々とつとめて、其心の眞實无妄なる所に、亦しばらくもやまず、君子の學これその工夫を用る所以の體なり、

然必懲忿窒欲、遷善改過、而後至、

これ易の損益兩卦の彖辭を合せ引く、それ人の七情、忿と欲とを克ちがたしとす、忿怒の狀は、たちあがるによりて、これを艾り懲す、愛欲の狀は、おちくぼむ

し、

○動靜不失其時、其道光明、

艮の彖辭に云く、艮止也、時止則止、時行則行、動靜不失其時、其道光明と云をとる、其義は下に見えたり、

學者必時其動靜、則其道乃不蔽昧而明白、

其道とは、其行はるゝ所を以て云、蔽は、おほふ、昧は、くらきぞ、蓋し心の動靜、その感應にしたがひて、行止すること、必その時の宜きにかなふ時は、動くも妄に動くことなし、止るも亦止り、行くも亦止る、この故に、其用の行はるゝ所、物におほはれくらまずして、常に明白なるとなり、

今人從學之久、不見進長、正以莫識動靜、

動靜を時にすることを知らざるを以てぞと、

見他人擾擾、非干己事、而所脩亦廢、

擾々は、紛亂の義なり、他人の擾々として、己にあづかりわたらざる事を見るにも、亦これにまぎらはされて、わが修め學ぶ所の事業すさみすたるとあり、

由聖學觀之、冥冥悠悠、以是終身、謂之光明可乎、

聖學とは、聖道によりて、己がためにする實學を云、冥々は、くらきぞ、悠々は、はるかなり、學ぶ所の疎遠にして、親切ならざることを云、一生の內冥々悠々として、身を終へば、其道光明ならずして、蔽昧の至りなり、○朱子の云く、悠々は、學者にをいて、最病あり、

○敦篤虛靜者、仁之本、

敦篤は、みなあつきぞ、敦は厚きが上に、厚きを加る義なり、心を用ること敦篤にして、心の體常に虛しく靜なるは、これ仁をまなぶの本なり、

不輕妄、則是敦厚也、

戯謔は、たはぶれごと、俗に云ざれことなり、戯言は自他の徳をそこなひ、或は人のうらみをむすび、辱をまねくことあり、これ事に害あること多し、又戯言によりて、其氣うきあがる故に、志これをひきゐることあたはずして、反てこれにをしながさるゝなり、この故に、戯言せざるも、亦これ其氣を持ち養ふの一端なり、

○正心之始、當以己心爲嚴師、凡所動作、則知所懼、如此一二年、守得牢固、則自然心正矣、

嚴は、おそろしき義なり、牢固は、みなかたき義なり、それ道理の善惡は、心の獨り知る所明なり、この故に、正心の工夫を用る始には、人の戒をうくるまでもなく、己が身にある心の知る所を以て、威嚴なる師範として、凡そ身心に動作する所、一々自その心にをそれつゝしみて、あからさまにせず、わづかに邪念きざす時は、則これを克ち除き、わづかに過失と知る時は、則すみやかにこれをあらため、かくの如くに工夫を用ること、一兩年して、堅固に守り得ば、則自然に心正しかるべきなり、

○定然後始有光明、

心定りて後に、明睿出來る、止水のよく物を照すが如し、

若常移易不定何求光明、

もし物にふれ、事につれて、たやすく移り易りて、心體居定らずば、何によりてか、光明を求め得ん、

易大抵以艮爲止、止乃光明、

これ艮の彖辭に其道光明なりと云をとる、義は下の章に詳なり、

故大學定而至於能慮、

心定り靜に安きを歴て後に、その事を思慮すること、きはめて明にして、精徴をつくすに至るなり、

人心多、則無由光明、

人心思慮紛雜して、事多き時は、光明を得るに由な

り、四肢もをこたりほしいまゝなり、

如此何也、蓋用心未熟、客慮多而常心少也、

用心とは、存養の工夫をさす、客慮とは、泛々と往來して、旅客の如くなる思慮なり、常心とは、五常の本心なり、

習俗之心未去、而實心未完也、

習俗之心とは、なれそみたる、凡俗の心なり、實心とは、信實に義理を好む心なり、

人又要得剛、

凡そ人溫柔なるは、一德たりといへども、學者は又その志氣剛強なることを得まく欲す、

太柔則入於不立、

もし太柔なる時は、獨立せざるの類に流がれ入る、

亦有人生無喜怒者、則又要得剛、

生得にして喜怒なき者、或は德量ひろくして、喜怒あらはならず、或は是非にくらくして、喜怒のにぶきは、此論にあるべからず、これ亦平易和緩にすぎて、喜怒のいきほひなき類を云なるべし、これ則又剛を得んことを求むべし、

剛則守得定不回、進道勇敢、

勇は、いさむ、敢は、なやまざる義なり、志氣剛強なる時は、自守り定めて、まがりたはまず、その道にすゝむこと、勇猛果敢にして、いさみはげむなり、

載則比他人、自是勇處多、

載とは、先生みづから名いへり、凡そ人公明方嚴は、みな陽の類にして、多くは剛より生ず、私曲淫姦は、みな陰の類にして、多くは柔より出づ、この故に、學者は宜く剛勇を尙ぶべし、

○戲謔不惟害事、志亦爲氣所流、不戲謔、亦是持氣之一端、

靜坐し去れといへり、この說にて、其意詳なり、

伊川每見人靜坐、便嘆其善學、

嘆くは、ほめてなり、○それ心は一身の主宰なり、たとへば一家の主人の如し、もし浮躁にして、出遊ぶことをこのめば、家事おろそかにして、これをかへりみざるに至る、よく內に居なれて、居しつまる時は、屋舍の破損、資財の散亡を、恐るゝ心出來りて、をのづから出遊ぶことをこのまず、存養の效も亦かくの如し、されどもひたすら靜坐を以て、緊要の工夫とすれば、釋氏の坐禪に近し、唯事なき時には、しばらく默坐靜養せんこと可なり、

○橫渠先生曰、始學之要、當知三月不違、與日月至焉、內外賓主之辨、使心意勉勉循循、而不能已、過此幾非在我者、

これ論語を引ていへり、始學の要は、初學の者の簡要とする所なり、孔門の弟子、唯顏子のみ三月仁に違はず、三月の後には、一たびはづるゝことありといへども、即時に又仁にかへる、なを一家の主人たま〳〵外へいづれども、やがて又かへり入るが如し、これわれよく其家の主たる者なり、其外の諸子は、或は日に一たび、或は月に一たび、仁の境界に至れども、やがて又外に出去る、これわが家ありながら、其身はなを賓客の如し、此內外賓主のわけをさとりて、心に仁を求ること、勉々としておこたらず、循々としてたえず、やまんとすれども、やむことあたはざるに至るべし、これまでは、學力のつとめて至る所なり、これをすぎての後は、力を以て及びがたし、自然に化することをまつにあり、よりてほとんど我にある者にあらずと云、

○心淸時少、亂時常多、其淸時、視明聽聰、四體不待羈束、而自然恭謹、其亂時反是、

羈束とは、羈は馬のおもつら、束はつかぬるなり、とりしむることを云、亂時反是とは、視聽くらくふさが

り、

○心定者、其言重以舒、不定者、其言輕以疾、

それ言は心の聲なり、この故に、心とり定めたる者は、其もの云こと、おも〱しく、あざやかにして、しづかなり、心さだまらざる者は、これにうらがへりて、輕くまぎらはしくてとし、

○明道先生曰、人有四百四病、皆不由自家、則是心須教由自家、

四百四病とは、佛書に地水火風の四大に、各百一病あることを云、こゝには唯俗語をとりて、病の品多きことをいへるなり、凡そ形氣の病は、みな自己のまゝならず、心ばかりは、わが物なれば、其病をわがまゝにして、必これを治すべしとなり、

○謝顯道從明道先生於扶溝、

扶溝は、河南の縣の名、明道此縣の奉行たりし時、謝氏從ひて、彼處にあり、

明道一日謂之曰、爾輩在此相從、只是學顯言語、故其學心口不相應、盍若行之、

顯は、先生みづから名いへり、云意は、なんぢらこゝにありて、從ひまなぶ所、唯わが說をきゝうけたるばかりにて、これを身にこゝろみず、この故に、其學ぶ所、心に思ひ、口に云こと、相應せずして、一致ならず、なんぞきく所にしたがひて、これを行はざるとなり、

請問焉、

時にあたりて、ふみ行ふべき事業をこひうく、

曰、且靜坐、

此問答を、別の書にて考れば、此時謝氏游氏先生のさきの戒めをきゝて、われら今にあたりて、行ふべき事なしといひければ、先生行ふべきことなき時は、且つ

その言語をつゝしみて、妄にいひ出さゞることも、亦却てこれ外に力を用ふべし、されども唯言語の上にのみ、工夫を用べからずとなり、

○先生謂繹曰、吾受氣甚薄、三十而浸盛、四十五十而後完、今生七十二年矣、校其筋骨於盛年無損也、

繹は、張思叔なり、盛年は、わかき時を云、これ伊川その氣體もと薄かりつれども、年にしたがひて、漸々以て康強なりつることをいへり、

繹曰、先生豈以受氣之薄、而厚爲保生邪、

これその氣の薄きがために、保養を厚くして、よくかくの如くなることを得玉ふかと、

夫子默然曰、吾以忘生徇欲爲深恥、

世の人の養生は、みな自その身を利するがためなり、伊川の志は、これに異なり、この故に、しばらく默然として後にかくの如くいへり、欲とは、食色の類をさす、○伊川晩年涪州に流されてより、ゆれてかへる時に氣貌顔色、鬚髮の色、その以前よりもうるはし、或人何を以てか、これを得られつると問ければ、伊川これ學の力なりと答へり、此乃此章の自言の實證なり、

○大率把捉不定、皆是不仁、

大率は、大概の義なり、把捉とは、とりとむる義なり、人いまだ仁ならざれば、天理全からずして、私欲にひきむばゝる、この故に、心とり定めかたきなり、

○伊川先生曰、致知在所養、養知莫過於寡欲二字、

内に涵養の功つむ時は、明睿自然に生ず、外に物欲寡き時は胸中すみて、智ますゝゝ明なり○伊川常に居敬窮理を以て、學をするの大要とす、此兩端は、もと各別の工夫にして、相ためにするにあらず、然れども、工夫その道を得る時は、自然に相たすけなす所あ

を害なしといへり、

人心須要定、使他思時方思乃是、

心を常にとり定めて、唯思ふべき時にのぞんで、思はしむること、則これよしと、

今人都由心、

心の思ふまゝに、思はするとなり、

曰、心誰使之、

心を思はしむと云時は、誰かこれを使ふぞと、

曰、以心使心則可、

心を以て心を使ふとは、心の體は常にうごかずして、其用の行はるゝ所をして、宜きにかなはしむることを云、二つの心あるにあらず、

人心自由、便放去也、

人心しばらくも自由にすれば、即外に放れ去るなり、

○持其志、無暴其氣、內外交相養也、

本文孟子に出たり、内よく其志を持ちて、放たざる時は、外の形氣、をのづからみちて、ゆたかなり、外よく其の氣を養ひて、そこなはざる時は、内の心志いよ〳〵かたくして、うごかず、この故に、内外こも〴〵相養のことなりと云、

○問出辭氣、莫是於言語上用工夫否、

論語に曾子の云く、出辭氣斯遠鄙倍矣とあるによりていへり、此事はこれ言語の上にをいて、工夫を用るにてはなきかと、

曰、須是養乎中、自然言語順理、

主として中心を存養すべし、心存して放たざる時は、自然に言語理にしたがひて、もとらず、

若是愼言語不妄發、此却可着力、

此不誠之本也、
不誠は、僞り欺くことを云、蓋し心專一ならざる時は、此事に對して、又彼事にうつる、ついに欺妄に入りやすし、よりて不誠の本と云、

須是習、習能專一時便好、不拘思慮與應事、皆要求一、
人よく主一の工夫に習ひ得熟して、心專一なる時は、動靜共によし、この故に、心に動きて思慮すると、身に動きて事に應ずるとに、かゝはらず、みな主一の功を用ひて、心專一ならんことを、求むべしとなり、

○人於夢寐間、亦可以卜自家所學之淺深、
夢寐とは、唯寐たる時の夢を云、卜すとは、俗に目づもりと云が如し、物の大槩をはかりみることなり、自家は、自身を云、

如夢寐顚倒、即是心志不定、操存不固、
顚倒は、さかしまなり、理にそむきたることを云、夢の顚倒は、いまだ心志を守り定めず、操持存養の堅固ならざるによると、

○問人心所繫着之事果善、夜夢見之、莫不害否、
繫着は、かゝりつくなり、莫不害とは、害あらざるにてはなきかとぞ、

曰、雖是善事、心亦是動、
妄に動くとなり、

凡事有兆朕入夢者却無害、捨此皆是妄動、
兆朕とは、事のきざしを云、凡そ事來らんとして、其きさしまづ夢に入るは、思ふより出ざる故に害なし、これをのぞきての外は、みな妄動なりと、朱子は又夜の夢は、晝の思ひと同じことなれば、その理の正き夢

あたはず、

若能物各付物、便自不出來也、

もしよく萬物の理を、物ごと各その物にくばり付けて、心はこゝにある時は、則妄に動きうつりて出來ることなし、

或曰、先生於喜怒哀樂未發之前、下動字、下靜字、

此より下は、又はじめ季明と問答の意の如し、下すとは、着ると云義なり、此時を動と云か、靜と云かとなり、

曰、謂之靜則可、然靜中須有物始得、

これ亦はじめ季明に答る意の如し、物とは、上に云見聞の理、即知覺の性、此身に主宰たる者なり、

這裏便是難處、

這裏とは、靜なる時をさす、こゝに主宰を存すること、最能しがたき處なり、

學者莫若且先理會得敬、能敬則知此矣、

よく敬を理會し得る時は、心常に惺々として内に存す、こゝにをいて、靜中に物ある意味を知るべきぞ、

或曰、敬何以用功、

功は、工夫なり、

曰、莫如主一、

義前に同じ、

季明曰、昞嘗患思慮不定、或思一事未了、他事如麻又生、如何、

如麻とは、麻のみたれたるか如くなるを云、これいかんか功を用ひんとぞ、

曰、不可、

よからぬことゝなり、

得謂之靜、

復の卦上五畫は陰なれども、下の一畫陽にして、即これ動なり、なんぞ至靜の時とせん、

或曰、莫是於動上求靜否、

此より下は、或人又端をあらためて、至靜の境界を、動中にをいて、これを求めんや否とゝふ、

曰、固是、然最難、

動中一靜を存すること、固に是なれども、これ最難きことなり、

釋氏多言定、聖人便言止、

釋氏は眞性變せずして、全く動かざるを以て、これを定と云、聖人は唯心各その止るべき所に止りて、妄に動かざるを以て、これを止と云、

如爲人君止於仁、爲人臣止於敬之類是也、

これまさに止るべき所に止るの例をあぐ、文は大學なり、

易之艮言止之義曰、艮其止、止其所也、

これ彖の辭をひく、云意は、止るにをいて、よく止ることは、そのまさに止るべき所に止ればぞと、

人多不能止、

人多くはその止るべき所に止ることあたはず、その故下文に見えたり、

蓋人萬物皆備、遇事時、各因其心之所重者、更互而出、纔見得這事重、便有這事出、

人の心は、萬物の理ことごとく備る、事に遇ふ時、是非をえらばずして、唯その心のかたぶきおもんずる所の者によりて、更〲、互ちがひにして、其情はせ出づ、よりてわづかに一事を見得て重ければ、則必其事に應ずるの意いでゝ、その止るべき所に止ること

る所の事なきかと、

曰、雖耳無聞、目無見、然見聞之理在始得、

見聞の理とは、見聞する所以の者をさす、即これ心の知覺なり、知覺の性ありて、主宰たる後に、方に此身を檢束することを得るなり、然らざれば、一身皆放蕩にして、をさまらず、

賢且說靜時如何、

程子反て季明にとふ、且つ說きて見よ、未發にして靜なる時は、なんすれ者ぞと、

曰、謂之無物則不可、然自有知覺處、

朱子の云く、無物の字、恐らくはまさに有物の字に作るべしと、蓋し物とは、見聞する所の事をさす、知覺處は、心の知覺する所なり、

曰、既有知覺、却是動也、怎生言靜、

程子は、季明が知覺の二字を以て、知覺する所の事とするに似たり、よりてこれ動にして靜にあらずと云、然れども心の知覺は、常に明にして、耳目よく物を見聞す、但いまだ心物に着かずして、思慮にわたらざるを以て、未發に屬して、靜なる時とす、この故に、朱子この程子知覺處を以て、にはかに動とすることをば、說得て大過なりといへり、

人說復其見天地之心、皆以謂至靜能見天地之心、非也、

此より下は、易復卦の彖の辭をあげて、わづかに動くことあれば、即靜にあらざることを明す、易の本意は、陰極りて後、一陽來復して、はじめてきざす時を以て、天地生物の心、いまだかつてやまざることを見るとなり、然るを人みな復を至靜の時として、これを以て、天地無情の心を見ると云は非なり、

復之卦下面一畫、便是動也、安

思與喜怒哀樂一般、

一般は、ひとつらなり、

纔發便謂之和、不可謂之中也、

わづかに發する時は、即中庸の發皆中節謂之和の時にして、中の時にあらずと、

又問、呂學士言當求於喜怒哀樂未發之前、如何、

呂學士は、呂與叔、大學博士たればなり、季明又呂氏の言をあげて、上文の意を再とへり、

曰、若言存養於喜怒哀樂未發之前則可、若言求中於喜怒哀樂未發之前則不可、

存養も、中を存養するぞ、餘は上文の意と同じ、

又問、學者於喜怒哀樂發時、固當勉強裁抑於未發之前、當如何用功、

裁抑とは、喜怒哀樂の節にすぎたる所を、裁ちきり、抑へとゞむるぞ、

曰、於喜怒哀樂未發之前、更怎生求、

工夫を用ひて、なんか求めんと、

只平日涵養便是、

只平常何となく敬して涵養すること、即是なり、未發の中、をのづから其間にありて、養はるゝことを得るとぞ、

涵養久、則喜怒哀樂發自中節、

涵養の功久き後には、四つの情發する時に、必しも勉強裁抑せずして、をのづから節にあたるなり、

曰、當中之時、耳無聞、目無見否、

中之時とは、未發の時を云、此時には、耳目に見聞す

學者須恭敬、但不可令拘迫、拘迫則難久、

拘迫とは、かゝはりせまるぞ、恭敬をしゐつとめて、拘束急迫にすれば、久きにたえがたしと、蓋し恭敬をたゞ心の收るほどにして、これを熟する時は、自然に安舒なり、

○思慮雖多、果出於正、亦無害否、

大抵思慮多きは、よからぬことなれども、もしみな正きことより出來らば、亦その害なきや否やと、

曰、且如在宗廟則主敬、朝廷主莊、軍旅主嚴、此是也、

軍旅とは、旅はもろ〳〵なり、すべていくさだちを云、敬は、つゝしんでをもんずるぞ、莊は、つゝしんで正きぞ、嚴は、つつしんでたけきぞ、此是也とは、此はこれ正念なりとぞ、

如發不以時、紛然無度、雖正亦邪、

度は、よきほどを云、或は其時ならずして發り、或は紛然として雜りいで、過度してよきほどに止らざる思ひは、正きにいづといへども、亦邪念なり、

○蘇季明問、喜怒哀樂未發之前求中可否、

蘇昞字は季明、程張二子の門人なり、これ中庸の喜怒哀樂未發謂之中語によりてとへり、求中とは、中の意味を求め得ることを云、

曰、不可、

問ふ所然らずとぞ、

既思於喜怒哀樂未發之前求之、又却是思也、既思即是已發、

已に發して後のことなりと、

く故に、此四字は、敬を致すの全道にあらず、然れども、敬を致すには、これよりして、入るべし、蓋し內にむかひて、外をつゝしむは、即これ內を養ふの工夫なり、內外一致なりといへども、外を制する工夫は、とり守る所ありて、其功なりやすきなり、

○舜孶孶爲善、若未接物、如何爲善、只是主於敬、便是爲善也、

これ自問自答の詞なり、舜孶々として善をするのこと、孟子に出たり、孶々とは、つとめ〳〵て、倦ざる意なり、もしいまだ物にまじはらずして、靜なる時は、如何してか善をするぞ、敬は動靜をつらぬく、只これ敬を主とすること、即これ靜なる時にも、善をするなり、

以此觀之、聖人之道、不是但默然無言、

舜孶々として善をするを以て、これを觀れば、聖人の道、事なくて靜なる時にも、嘿然として、もの云ことなきのみにあらず、必心を存するのことありと知るべきぞ、

問人之燕居、形體怠惰、心不慢可否、

燕居は、即閑居なり、事なくて、靜に居る時を云、怠惰は、をこたりなり、

曰、安有箕踞而心不慢者、

箕とは、膝をのべて居り、足の形箕の手の如くなることを云、踞とは、脛をたてゝ、うづくまり居ることを云、

昔呂與叔六月中來緱氏、閒居中、某嘗窺之、必見其儼然危坐、可謂敦篤矣、

緱氏は、河南の縣の名、窺ふは、のぞくなり、危坐は、ひざまづくなり、閑坐にもかくの如くなるは、其志敦厚篤實なり、

也、

不可二用とは、二事に用ひられぬとぞ、入るとは、心に入るぞ、事爲之主とは、其事心を用る所の主となるを云、事内にありて、心の主となると云にあらず、

事爲之主、尚無思慮紛擾之患、若主於敬、又焉有此患乎、

擾も、みだるゝなり、主於敬とは、敬を主意として、わすれざるなり、蓋し事にあたりて、その一事を主とするも、亦主一の工夫の一端なり、

所謂敬者、主一之謂敬、所謂一者、無適之謂一、

これ敬の義を、展轉解釋して、分明ならしむるなり、主一とは、專心の一ならんことを主意として、二つにも、三つにもくだけざることを云、無適とは、心ここにありて、西へも東へも、走り散らざることを云、一なる時は、即適くことなし、主一の外に、又別に無適の工夫あるにあらず、

且欲涵泳主一之義、不一則二三矣、

涵泳の義、前に見えたり、常に主一の工夫を以て涵泳して、心を養ひ入れよ、もししばらくも一ならざれば、則われて二三となると、

至於不敢欺、不敢慢、尚不愧于屋漏、皆是敬之事也、

欺くとは、わが意の誠ならざる所あるを知りながら、自ゆるしをくことを云、慢るとは、事をかろんじて重んぜざることを云、不愧于屋漏の義、前に見えたり、これ皆戒愼恐懼の意を含むのことなり、

○嚴威儼恪、非敬之道、但致敬須自此入、

嚴威儼恪は、祭義の文なり、嚴は、おごそかなり、威は、おもくし、儼は、たゞしく恪は、つゝしむ、皆これ威儀容貌のつゝしみなり、敬は内外動靜をつらぬ

有欲屏去思慮患其紛亂則須坐禪入定、

もし一向に思慮を屏去せまく欲するまでに、その紛亂を患ることあらば、只これ釋氏の如くに、座禪入定すべし、此外の術なしと、入定とは、坐禪の極めて靜なるに至る時を云、

如明鑑在此、萬物畢照、是鑑之常、難爲使之不照、人心不能不交感萬物、難爲使之不思慮、

人心の虛靈知覺物に交り感して、動き思ふこと、明鏡の物來れば、照らさずと云ことなきが如くなるを以て、これをたとへとして、思慮を絕つべき道のなきことを云、

若欲免此、惟是心有主、

もし思慮紛亂の患を、免れんとならば、只これ心に主たる者あるべし、

如何爲主、敬而已矣、

いかなる者か、心の主たるべき、只これ敬のみなり、蓋し心はこれ一身の主宰にして、敬は又これ一心の主宰なり、

有主則虛、虛謂邪不能入、

人よく敬して、心主ある時は、私欲きえのきて虛なり、虛とは、天理明なること、白晝の如くにして、邪僻をかし入ることあたはざることを云なり、

無主則實、實謂物來奪之、

もし敬せざる時は、私欲ふさがりて實なり、實とは、外物此欲につき來て、則其心をむばひゆくことを云、

○前章に程子の云く、中有主則實すとは、則その主あるをさして實と云、こゝに心無主則實なりと云は、內に主なくして私欲みちふさがるをさして實と云、各さしいふ所あり、其意相そむけるにあらず、

大凡人心不可二用、用於一事、則他事更不能入者、事爲之主、

然明、此心一を主として、涵養すること久き後には、私欲にくらまずして、天理自然に明なり、よりて非僻の干すなし、

○有言未感時、知何所寓、或人いへることあり、心いまだ物に感動せざる時は、いづれの所に、寄寓してありと、知るべきぞと、曰、操則存、舍則亡、出入無時、莫知其鄕、更怎生尋所寓、只是有操而已、

操則存すと云四句は、孟子に引く所の夫子の語なり、心はもと形なし、只これを操り持つ時は、則內に存在す、放ち捨る時は、則外に散亡す、出入定れる時なく、亦その常のありかをも知ることなし、然らばなんぞその寓る所を尋ね求めん、心をおさむることと、只これをとりたもつばかりなり、

操之之道、敬以直內也、

道とは、方法を云、俗にてだてと云義なり、

○敬則自虛靜、不可把虛靜喚做敬、

敬する時は、心をのづから虛明にして、欲におほはれず、靜定にして妄にうごかず、然れども虛靜なるを以て、敬とよびなすべからず、敬はこれ虛靜を得る所以の方なり、

○學者先務、固在心志、然有謂欲屛去聞見知思、則是絕聖棄智、

學者の先として務る所、まことにその心志をとりたもちて妄に動かさゞるにあり、

心のとりがたきまゝに、其動き易きをいみて、耳目の聞見、心の知思を、屛け去てまく欲すと云ことあるは、則これ聖を絕ち、智を棄つと云者なり、これ老子の語をひく、聖とは、耳目の聰明を云、智は、即心の知慮なり、

學者須是將敬以直內、涵養此意、

涵養の工夫は、只敬にあり、此意の字は心をさす、

直內是本、

義以方外は末なり、

尹彥明曰、敬有甚形影、只收斂身心、便是主一、且如人到神祠中、致敬時、其心收斂、更着不得毫髮事、非主一而何、

これ尹氏祁寬が主一の義をとへるに、答へたる詞なり、敬は、もと形も影もなし、只身心をひき收めて、放たざるを、主一と云なりと、其下は心收斂して主一なる驗をとく、神祠は神のやしろなり、

○閑邪則固一矣、

わづかに邪ありと知て、これをふせがんとする時は、其心即一なり、

然主一、則不消言閑邪、

人よく一を主として、心すでに一なる時は、外邪をのづから內に入ることあたはず、この故に、又外をふせぐと云ことを用ひざるなり、これ主一の工夫は、邪をふせぐことをも、兼たることを云、

有以一爲難見、不可下工夫如何、一者無他、只是整齊嚴肅、則心便一、一、則自是無非僻之干、

此より下は、主一の工夫に、手を下す方をとく、云意は、世の人其心の一なる處を、見がたしとして、主一の工夫を、用ること、いかんともしがたしと云者あり、一とは、別のことなし、只これ容貌思慮整く齊はり、嚴に肅む時は、則その心即一なり、すでに一なる時は、をのづから非違邪僻の來りをかすなし、更にふせぐまでもなしとぞ、

此意但涵養久之、則天理自

り、

故孟子言性善、皆由内出、

孟子惻隱羞惡辭讓是非を、仁義禮智の端とし、仁義禮智非外鑠の類、みな性善を云こと、内より出るの説なり、此段上文誠を外より捉來て存するに非ずと云の意明す、

只爲誠便存、閑邪更着甚工夫、但惟是動容貌、整思慮、則自然生敬、

云意は、誠即内に存して、外より來らずと知る時は、則邪をふせぐことも、更になんのむつかしき工夫をか用ひん、只これ容貌を動かしてつゝしみ、思慮をととのへて正くする時は、則敬意自然に發生して、顯然と明なる故に、邪妄犯すことあたはず、邪妄外より犯さゞれば、誠意即内に存す、

敬只是主一也、

此より下は、又上文をうけて、敬の義を詳に論ず、一は、誠なり、一を主とするは、敬なり、一を主とすとは、動く時も、靜なる時も、常に專その心の存して、二ならんことを主意とするなり、

主一、則既不之東、又不之西、如是則只是中、

一を主とする時は、心東へも西へもゆかずして、只常に中間にあり、これ其心方寸の内に居定りて、他にうつりつかざることを云、

既不之此、又不之彼、如是則只是内、

又一を主とすれば、こゝにもかしこにもゆかずして、内にあり、これ心常に内に存して、外にはなたざることを云、

存此、則自然天理明、

存此とは、常に主一の功を用ひて、中に在て、内に向ふ意を、忘れざるなり、天理明なる時は、人欲をかすことなし、

に及ばず、たとひ好事にむかへども、亦なをかの事のよきにのみ見とられ、これを處置することあたはずして、反てこれに化することを爲るなり、なんぞ天下の萬事を以て、己が志を、をしたはますことを得ざらんや、

己立後、自能了當得天下萬物、

了當とは、事にうけあたりて、よく處置することを云、

○伊川先生曰、學者患心慮紛亂、不能寧靜、此則天下公病、

學者の心思慮紛れ亂れて、寧く靜なることあたはざることをうれふるは、これ則天下公共の病にて、たれも皆同じことなり、

學者只要立箇心、此上頭儘有商量、

上頭とは、上面と云が如し、商量は、はかるなり、云意は、學者の要とする所、まづこの心を立得定むるにあり、心すでに立つ上につきてこそ、はかりいとなむことはあるべけれと、蓋し心いまだたたざれば、なを家つくるに、その基なきが如し、

○閑邪則誠自存、不是外面捉一箇誠將來存着、

これ易乾卦の文言に、閑邪存其誠と云を釋す、人よく外に邪妄をふせぎて、これを禁止すれば、心の誠をのづから內に存す、蓋し邪をふせぐ時は、則心純一なり、一は即誠なればなり、これ外より一つの誠をとりもて來りて、內に存するにあらずと、着は、つけ字なり、

今人外面役役於不善、於不善中尋箇善來存着、如此則豈有入善之理、只是閑邪、則誠自存、

此段邪をふせがずして、誠を存するの理なきことを云、役々とは、心をつかひてやまざる義なり、不善は、即邪なり、入善とは、善道に入て、誠におもむくな

○子在川上曰、逝者如斯夫、不舍晝夜、

論語の文なり、聖人川水の流れて、ゆく者すぐれば、來る者つぎ、晝夜しばらくもやまざるを見て、天道の流行を、かくの如くなる者かなと、歎息し玉へるなり、

自漢以來儒者、皆不識此義、

漢より以來、聖學明ならざる故に、儒者此語を誦すれども、其義を知る者なし、

此見聖人之心、純亦不已也、

これ中庸に、文王の德を稱する詞をひく、蓋し天道流行してやまざること、只聖人の心のみ、よくこれと相かなへり、この故に、川流を見て、感歎し玉ふ、これによりて、聖人心も、純一至誠にして、亦やまざることを見つべし、

純亦不已、天德也、

即天道の至誠にしてやまざると、一致なり、

有天德、便可語王道、

王道は、王者の政、即天德のほどこし行はるゝ所にして、亦造化の流行と一致なり、此事只天德ある人の上よりして、共に語らるゝなり、

其要只在愼獨、

聖人功用の大いなること、天とひとしけれども、其德に體するの要、只その獨知る所を愼むにあり、蓋し獨をつゝしむは、人心天理の流行して、やまざるの機關なり、もししばらくもつゝしまざれば、人欲これに乘じて間斷することあり、

○不有躬、無攸利、

これ易蒙卦の爻辭なり、わが身をたもち守らざる者は、何事にをいても、利き所なしとぞ、

不立己後、雖向好事、猶爲化物、

不得以天下萬物撓己、

もし己が身を、をし立ることとあたはざるよりしては、われに主宰たる者なきによりて、惡事にむかふは、云

○明道先生曰、天地設位、而易行乎其中、

これ易繋の文なり、易は即陰陽自然の造化を云、天地位を上下にまうけさだまりて、自然の造化其中に流行して、きはまりやむことなし、

只是敬也、敬則無間斷、

造化の流行を、人身にとりて云時は、心の天理流行する所にして、此流行は、只これ敬によりてなり、人よく敬して忘れざる時は、天理つねに流行して、間斷なし、間斷とは、まありてたゆるなり、

○毋不敬、可以對越上帝、

人よく事とし時として、敬せずと云ことなき時は、則以て天にさしむかひて、相そむかざることを得べし、

○敬勝百邪、

人よく常に此心をひきたて、よびさまして、日のいでのぼるが如くする時は、則もろ〳〵の邪念妄想、をのづからやむ、これ敬の百邪に勝つなり、

○敬以直內、義以方外、仁也、

內に存する所、敬畏をわすれざる時は、心體直上直下にして、さはりかゝることなし、外に爲る所、義理にたがふことなき時は、端莊方正にして、ひがみまがることなし、よくかくの如くなる時は、私欲きえつき、天理流行して、心の德全し、即これ仁なり、

若以敬直內、則便不直矣、

敬たつ時は、內をのづから直し、もし敬をもてゆきて、內を直くせんとする時は、此敬其效をはかるがためにするを以て、即これ其理直からず、

必有事焉而勿正、則直也、

孟子の語、其義前に見えたり、云意は、敬を持することと、唯わが當然のこととして、其效をあてゝすることなき時は、則內をのづから直しと、

○涵養吾一、

一は誠なり、一を主とするは敬なり、これ云意は、敬以て涵養する時は、則われ即誠なりとぞ、

嚴の中より、即泰然とゆたかになりて、行ひもてゆく、これよりして、即其學すゝむることあるなり、

○不愧屋漏、則心安而體舒、

不愧屋漏とは、大雅の詩の詞なり、屋漏は室の西北の陽、おくふかき處なり、もしこれを人見ざる處として、敬にをこたることあれば、自心中にはつる所あり、こゝにをいても、敬に間斷なくして、愧ることなき時は、則その敬熟す、よりて其心平に安くして、其形のびやかにしづかなり、

○心要在腔子裏、

腔子とは、身のことなり、俗にからだと云が如し、心は事なくして靜なる時も、事にのぞみてこれに應ずる時も、常にひきをさめて、身の裏にあらんことを要すべし、

只外面有些隙罅、便走了、

外面は、そとづらなり、隙罅は、ひますきまなり、身の外面、視聽言動の間に、敬のをこたることあるは、即其すきまなり、少も外にすきまあれば、心これより走り出でをはるなり、○朱子の云く、心の物たる、至虛至靈にして、神妙測られず、常に一身の主となりて、以て、萬事の綱を提ぐ、而して一刻の存せざることあるべからざる者なり、一つも自覺えずして、馳せ騖せ、飛び揚りて、以て物欲に外に徇ふ時は、則一身主なく、萬事綱なし、その俯し仰ぎ、顧み瞻るの間といへども、蓋しすでに其身の在る所をも覺えずと、甚をそれつゝしむべきことなり、

○人心常要活、則周流無窮、而不滯於一隅、

活とは、いきてはたらく義なり、人の心は、もと活物なり、この故に、常に活絡自在ならんことを要すべし、活する時は、則周り流るゝこと、窮りなくして、かた隅に、なづみとゞこほらず、凡そ人氣質に偏なる所あれば、その好み惡むこと公ならず、其好む所不善なれば、則心おぼれて死す、もし善なりといへども、私意よりこれを好む時は、則亦なづみて活きず、人よく其私欲に克つ時は、則心常に活て、周流不滯なり、

これは中庸に、君子篤恭而天下平と云をとる、意は上に同じ、篤恭とは、恭にあつきぞ、恭敬の至れることを云なり、

惟上下一於恭敬、則天地自位、萬物自育、

此より下は、敬よく百姓を安んじて、天下平なる所以をとく、云意は、上下の人一同に恭敬なる時は、其徳みちつみて、和氣の盛なること、至らずと云所なく、天地もをのづから、各其位に安んじて、災變を生せず、萬物もをのづから、その生育をとげて、やぶれずおとろへず、

氣無不和、四靈何有不至、

麟鳳龜龍を、みな靈物なる故に四靈と云、禮運に出たり、天下の氣和するによりて、四靈の祥瑞、これに應じて至るなり、

此體信達順之道、

これも禮運の文なり、信とは、實理を云、これに體すとは、これと一體になるぞ、これ致中の意なり、順とは和氣をさす、通達するは、これ致和の意なり、これ君子よく誠敬を以て、中和を致して、天地位し、萬物育はるるの效ある道なり、

聰明睿智皆由是出、

誠敬よく明を生ず、この故に、聰明睿智の聖德も、亦みなこれより出づ、

以此事天饗帝、

事天とは、君子よく誠敬を以て、化育の功を贊ることを云、饗帝とは、上帝をまつることを云、君子又誠敬を以て、天帝を祭る時は、則天これをうけて、萬福をくだし玉ふ、此二段は、敬の功用大いなることを、きはめていへるなり、

○存養熟後、泰然行將去、便有進、

凡そ敬して存養することは、放てるをおさめ、塞たるをおこす工夫なるによりて、これを熟するの後は、謹

り、

○靜後見萬物自然皆有春意、

春意とは、春の日陽氣發動する時の如くなる、生々の意を云、心靜にして然して後に、萬物を見れば、自然に皆生意發達して、息まざる所あり、即これわが仁心と一致にして、生養を好むの情を、たすくるに足れり、もし心さわがしくして、事にはせちる者は、これを見ることとなし、

○孔子言仁、只說出門如見大賓、使民如承大祭、

これ仲弓が仁を問に答玉へる詞なり、かりそめに門を出る時も、これを敬すること、貴大の賓客にあふが如く、心やすき民を使ふことも、これを敬すること、重大の祭祀につかふまつるが如く、よくかくの如くなれば、心常に存して、其德全し、即これ仁なり、

看其氣象、便須心廣體胖、動容周旋中禮自然、

夫子の詞其事を以て見れば、其謹嚴拘束なるべけれども、敬を存する時にあたりて、心純一にして、天理全く、少も私意のかゝづらひなき故に、其氣象を思ひみれば、心胸廣く、形體胖にして、動きはたらく容、周り旋る曲折の處まで、みな禮節に中り、自然にして、しゐたることなかるべしとなり、

惟愼獨、便是守之之法、

敬を持するの要は、又これたゞ己が心の獨知る、一念のはじめについて、これをつゝしみ、須臾の間斷なからしむるにあり、即これ敬を守りて、失はざるの法なり、

聖人脩己以敬、以安百姓、

此章敬を持つの功用、きはまりなきことを論ず、此文は論語なり、百姓とは、天下の人をすべて云、聖人己が身を脩るに、敬を以てすれば、人すなはちこれに化して、亦各其身をつゝしむ、この故に、天下泰平にして、人みな安穩なり、

篤恭而天下平、

事物各當然の理あり、これ其止る所なり、凡そ事に應すること、各その止るべき所に止る時は、心純一にして、他にうつらず、これ當然の理を立るによりて、心主となるなり、其事の止る所とは、人の君となりては仁に止り、人の臣となりては敬に止るの類これなり、

如舜之誅四凶、四凶已作惡、舜從而誅之、舜何與焉、

舜の時、共工驩兜三苗鯀と云、暴惡の臣あり、これを四凶と云、舜かれが惡をするに從ひて、則これを誅す、これ亦其事に止るなり、されども舜の心は、怒のために動かず、よりて何ぞ與らんと云なり、

人不止於事、只是攬他事、不能使物各付物、

人もし事に止ることをせざるは、只これかの事をひき攬りて、私意にてこれをあつかひ、其物の當然の理を以て、各其物に付かしむることあたはざるなり、

物各付物、則是役物、爲物所役、則是役於物、

物ごと各其物の理に付けやる時は、則これ心よく物を役ふ、もしあつかひなやみて、物の役はれとなる時は、則物主となりて、必心反てその物に役はる、

有物必有則、須是止於事、

有物有則とは、大雅の詩の詞なり、凡そ天下のあらゆる事物に、各天然の法則あり、人須く此法則に止るべし、

○不能動人、只是誠不至、

誠は、心の眞實なり、人よく誠あれば、天地を動かし、鬼神を感ず、況や人にをいてをや、もしわが人にまじはる所、不善ならずといへども、人を感動することあたはさるは、只これ其誠いまだ至らざるなり、

於事厭倦、皆是無誠處、

又わが爲べき所の事といへども、これを執り行ふに、厭ひ倦む意あるは、皆これ誠の心なくして、しゐつとむる處なり、誠を立る工夫は、大學の誠意の章これな

敬は知行共に、これによらざることあたはず、もし敬せざる時は、其心昏雜にして、理をてらすことなきによりて、其知を致すことも、敬にをいてせずして、これをよくする者、いまだかつてこれあらず、

今人主心不定、

此より下は、又敬せずして心存せず、よりて心を主宰となし定めざるのついえをとく、

視心如寇賊而不可制、

心を寇賊の如く視なして、制伏せられざる者となす、

不是事累心、乃是心累事、

心萬事に散り亂れて、制しがたき者と思へども、これ事來りて心をわづらはすにあらず、乃これ心主宰となり定まらずして、萬事にあつかひなやむなり、

當知天下無一物是合少得者不可惡也、

人まさに天下の萬事、一つとして、これを少くべき者あらず、心を累はすとして、これを惡みきらふまじきことを知るべしとなり○朱子の云く、もし且つ身心を收斂し、こと〴〵く雜慮をはらひて、それをして光明洞達ならしむれば、方によく主宰となり得、方によく理を見る、

○人只有一箇天理、却不能存得、更做甚人也、

人の人たる所以の者、只此心に、一つの天理を具ることあるを以てなり、もし敬せずして、此理を存得ることあたはずば、更に又いかやうの人をかなしたつべき、則これ禽獸に異なることなき者なり、

○人多思慮、不能自寧、只是做他心主不定、

凡そ人思慮多くして、自安寧なることあたはざるは、只これかの心を存せずして主宰となし定めざることをする故なり、

要作得心主定、惟是止於事、爲人君止於仁之類、

如くする、即これ存養の學なり、

○伊川先生曰、聖人不記事、所以常記得、

聖人は心を着けて、事を記さんとせず、只其心湛然虚明にして、天理全し、をのづから事と相とをり入る、この故に、よく常に記得して、忘れざるなり、

今人忘事、以其記事、

今の人事を忘るゝこと多きは、その心を着けて、强て記得するを以て、心體紛亂して、事と相入らざるが故なり、

不能記事、處事不精、皆出於養之不完固、

存養の功完からず、固からずして、心虚明ならず、理全く備らざる處より出づ、

○明道先生在澶州日、

先生澶州の節度判官たる時のことなり、

修橋少一長梁、

ある橋を修理せしに、長きゆきげた一つたらず、

曾博求之民間、

之とは、橋梁の木をさす、

後因出入見林木之佳者、必起計度之心、

計度は、はかるなり、其後内外に出入するのついでに、林木の佳き者を見れば、必かの橋梁にならんや否やと、はかりみる意をこれり、

因語以戒學者、心不可有一事、

よりて學者に此事をつげて戒む、事すでにすぎて後は、心に一事をも留むべからずと、蓋し心に少ものこることあれば、虚明の體をさまたぐる故なり、

○伊川先生曰、入道莫如敬、

敬は、聖學の始終なればなり、

未有能致知而不在敬者、

君實自謂、吾得術矣、只管念箇中字、

君實は、司馬溫公の字なり、溫公も亦思慮の紛亂することを患へ、これをおさむる術を得たりとして、自いへらく、ひたすら一つの中の字を念ずと、これ亦中の字に心をよせて、他念に散さゝるなり、

此又爲中所繫縛、且中亦何形象、

繫縛は、つなぎしばるなり、此又心この中の字の繫縛せられとなりて、活動せず、そのうへ中は、只これ過不及なき道理の名なれば、何の形象ありて、觀念のめあてとなるべきぞと、

有人胷中常若有兩人焉、欲爲善、如有惡以爲之間、欲爲不善、又若有羞惡之心者、本無二人、此正交戰之驗也、

羞惡の心とは、己が惡きを羞ぢ、人の惡きを惡む心なり、交戰は、合戰なり、善惡二念胷中に相戰ふぞ、

持其志、使氣不能亂、此大可驗、

心の向ふ所を志と云、それ志は、氣を帥ゐしたがふる者なり、人よく志をとりたもちて、血氣をしてこれを亂すことあたはざらしむる時は、則其心內に主となり定まるによりて、思慮紛亂善惡交戰等の患をまぬかるゝには、此工夫大いに其驗を得べしとなり、

要之聖賢必不害心疾、

大要聖賢の心は、常に存して主となり定まる故に、紛亂交戰の心の疾に、さまたげられぬなり、

○明道先生曰、某寫字時甚敬、非是要字好、只此是學、

此の字は、字を寫すの敬をさす、蓋し事には大小ありといへども、用る所の心は、只一つなるによりて、心少きをこたる時は、則全體の天理を失ふなり、この故に、只かくの如くに、小事を敬することも、亦大事の

しゐて意をつけてとらふれば、妄に動くなり、よりてそのいよ〳〵意をつけてとらふれば、いよ〳〵しづまらずと云ことを、こゝにをいて知るとぞ、

○人心作主不定、正如一箇翻車、流轉動搖、無須臾停、

翻車は、水を引く具、俗に云龍骨車なり、流轉は、めぐる、動搖は、うごくなり、人心存養の功なくして、此身の主宰となり定まらざれば、正しく一つの翻車の如くにて、めぐりうごくこと、しばらくもやむ時なし、

所感萬端、若不做一箇主、怎生奈何、

外物の感動すること、萬端なり、もし此心一つを以て主たることをなさずば、物にひきみださるゝことを、なんぞ奈何とかせん、いかんともすることなるまじとぞ、

張天祺昔嘗言、自約數年、自上著牀、便不得思量事、

張戩字は天祺、横渠先生の弟なり、自約數年とは、思慮をやむる工夫を、成し得んとする間を、數年の內と自はかり定むるを云、上著牀とは、靜坐するなり、其心をとりかためて、雜事を思ひ量ることを得ず、

不思量事後、須強把他這心來制縛、

須は、用る義なり、他は、かのと云詞なり、制とは、をさへとゞむ、縛は、しばるなり、事を思量せざるの後に、又しゐて此心をとり來り、しばりとめて、いよ〳〵堅く思量せざることを用ふ、

亦須寄寓在一箇形象、

寄寓とは、物の內に、よりてある義なり、心は形象なき者なれば、制縛すれども、なを走り散らんことを恐る、よりて又一つの心の形象を念じ出し、此形象に心をよせをきて、これを把り持を用るぞ、

皆非自然、

以上三段のこと、みなしゐたる作爲にして、自然の工夫にあらず、

發謂之中、

これ中庸の文によりて云、失すとは、忘るゝなり、人常に敬して、忘失せざる時は、その德性內に存する所、偏よらず、倚ぶかずして、即これ喜怒哀樂の情、いまだ發せざる時の中なり、

敬不可謂中、但敬而無失、即所以中也、

○司馬子微嘗作坐忘論、是所謂坐馳也、

司馬承禎、字は子微、唐の時天台山の隱者なり、坐忘坐馳は、みな莊子の語なり、坐とは、止る義なり、心動かずして、萬事を忘るゝぞ、清淨無爲の意を尙びてなり、子微此意をのべて、坐忘論を作る、然れども、事を忘れんとする一念あれば、即これ分外の念なる故に、身ばかりこゝに止りて、心は外に馳す、然れば坐忘にあらずして、反て坐馳なり、儒者の學は、思ふべきことを思ひ、行ふべきことを行ひて、忘るべき時に、をのづから忘る、一つも當然にはづるゝ念なき故に、外にはするの患なし、

○伯淳昔在長安倉中閑坐、

長安にゆける時、ある倉の內に閑坐す、

見長廊柱、以意數之、

長き廊下の柱の數を、意にてかぞへよむ、

已尙不疑、再數之不合、

すでにかぞへたれども、なを疑はしくて、再びかぞふれば、初の數とあはず、

不免令人一一聲言數之、乃與初數者無差、

疑とけざるまゝに、人をして一つ〳〵聲をあげて、かぞへさせ見ることを免れず、然れば初かぞへたる數とたがはず、

則知越着心把捉越不定、

把捉とは、とらへとゞむる義なり、心は活物なる故に

これ孟子の必有事焉、而勿正、心勿忘、勿助之長也と云意によりて云、工夫の效をそきをまちかねて、しゐて、その長ずることを助くるは、苗ののびかぬるを見て、力をついやし、ぬきいだして、からすが如くなることを云、蓋し義理に志して、心安樂ならざるは、工夫を用ること、當然にすぎて、一つの助長することを、あますによりてぞと、

雖則心操之則存、捨之則亡、然而持之太甚、便是必有事焉而正之也、

これ亦孟子にのする所の夫子の語を、ひき合せて云、人の心は、操る時は則内に存在し、捨る時は則外に散亡す、とりとめがたき者なりといへども、もしこれをとること甚急なる時は、反てその弊あり、即これ必工夫を事として忘れざるはよけれども、其效をあてまち、まちかねて助長するなりと、

亦須且恁去、

心操ることの甚しきはあしけれども、亦まづかくの如くに操持してゆくべし、放下すべからずとぞ、

如此者、只是德孤、德不孤、必有鄰、

これは論語の文をひく、孤は、ひとりの義なり、鄰とは、其類を云、心をとりたもつばかりは、なを其德孤單にして、自得の意味なし、されども德は本ひとりなる者あらず、必その類を以てあつまる、孤にてははてぬなり、

到德盛後、自無窒礙、左右逢其原也、

これ亦孟子をひく、左右逢其原とは、其道自得するに至る時は、身にちかく、左右にとりて、行ひ用る所、みな天理の本原にいであひて、たがはずとなり、云意は、其德あつまりて、盛になる後は、心窒り礙る所なく、うけひらけて、其手にまかせてうる所、をのづから理にあたるとぞ、

○敬而無失、便是喜怒哀樂未

者只是心生、

學者敬を持すれども、此道にをいて、自然に得る所あるの妙をおぼえず、又まづ敬する心の安んぜざることは、唯これその工夫いまだ熟せずして、心なましければなり、

亦是太以敬來做事得重、

敬は唯これ放心を收めて、收まるまでのことなるを、甚事にたてすぎて、重くもてなせばなり、

此恭而無禮則勞也、

これ論語の文を引く、恭敬もすぎて禮にあたらざれば、其ついえ勞しとなり、

恭者、私爲恭之恭也、禮者、非體之禮、是自然底道理也、只恭而不爲自然底道理、故不自在也、須是恭而安、

此段論語の文を釋す、云意は、此恭と云は、私に力をつけてするの恭なり、禮は、形體にかゝらざる禮をさす、これ禮の本來自然の理なり、今只つとめて恭をするのみにて、自然の理にかなはず、この故に、勞しうして、自在ならずと、又論語を引て云く、唯これ恭うして安かるべし、しゐてつとむべからずとなり、

今容貌必端、言語必正者、非是道獨善其身要人道如何、只是天理合如此、本無私意、只是箇循理而已、

此段申ねて自然の恭は、をのづから安きことを得る故をとく、容貌を端くし、言語を正くするは、即恭をするなり、要人道如何とは、人のほめんことを要すとぞ、無私意とは、ほまれを求むるがためにせずとぞ、循理とは、天理に循ふぞ、よくかくの如くなる時は、則その心安からずと云ことなし、

○今志于義理、而心不安樂者何也、此則正是剩一箇助之長、

處とは、止りてをる時を云、恭は、容のつゝしみなり、執とは、とり行ふぞ、敬は、心のつゝしみなり、忠とは心をつくしてのこす所なきを云、

此是徹上徹下語、聖人元無二語、

此はこれ聖人より凡人まで、上に徹り、下に徹りて、たが身の上も、親切なる語なり、聖人の教、もとよりみなかくの如し、上のため下のためにと、二つにわかてる語なしとぞ、

○伊川先生曰、學者須敬守此心、不可急迫、

學者道に達し、徳を成さんと思はゞ、常に敬を持して此心を守り養ふべし、效をはやく見んとして、工夫を用ること、急ぎ迫るべからず、

當栽培深厚、涵泳於其間、然後可以自得、

栽培涵泳の義、みな前に見えたり、其間とは、學ぶ所の義理の間を云、

但急迫求之、只是私己、終不足以達道、

私己は、只わたくしと云義なり、

○明道先生曰、思無邪、

詩の魯頌の詞なり、善に誠ありて、邪念おこらざることを云、これ詩三百篇の要文なり、

毋不敬、

これ曲禮の第一句なり、時とし事として、敬せずと云ことなかれと、これ亦經禮三百曲禮三千の要文なり、

只此二句、循而行之、安得有差、

差とは、道理に合はざることを云、

有差者、皆由不敬不正也、

少も不敬にしてをこたり、不正にして邪なることあれは、即差ふなり、

○今學者敬而不自得、又不安

蓋中有主則實、實則外患不能入、自然無事、

心常に存する時は、内に主となる者ありて、一身にみちふさがる、よりて外物の患入來りて、ひきみだることあたはず、而して自然に無事なり、閑思雜慮、はらはずしてをのづからなしとぞ、

○邢和叔言、

刑恕、字は和叔、程子の門人なり、此語一本に與邢和叔言に作る、然ればこれも伊川の語なり、

吾曹常須愛養精力、

吾曹は、われらと云義なり、常に精力を愛み養ひて、妄に勞役せざれとなり、

精力稍不足則倦、

つかれて事にたへがたきぞ、

所臨事皆勉强、而無誠意、

つかれながらする故に、强る勉むるくるしみありて、誠の意なし、

接賓客語言尚可見、況臨大事乎、

○明道先生曰、學者全體此心、

此心を内に存して、全く其體を具足せよとなり、

學雖未盡、若事物之來、不可不應、

その學いまだ盡さずといへども、眼前事物の到來するには、これに應接せざることあたはず、

但隨分限應之、雖不中不遠矣、

心全く存する時は、學の基本すでに立つ、この故に、只其學の分限にしたがひて事に應ずべし、其理にあたらずといふとも、遠からじ、況やこれによりて、學漸くにすゝむべきをや、

○居處恭、執事敬、與人忠、

これは夫子樊遲が仁を問ふに答へ玉へる詞なり、居

今皆廢此、獨有理義之養心耳、
修學の養ひばかりなり、
但存此涵養意、久則自熟矣、
只この理義を以て涵養するの意を常に存して、忘れず、その功つもりて久き時は、則養ひ得熟して、事ある時も、事なき時も、心をのづから放たず、別の法なしとぞ、
敬以直內、是涵養意、
敬以直內の義前篇に見えたり、此工夫これ無事の時涵養するの意なりと、涵養の工夫は、もと內外動靜を兼たり、
○呂與叔嘗言、患思慮多、不能驅除、
驅除は、をひはらふなり、これ外物にうごかされて、閑思雜慮のやめがたきことを患へてなり、
曰、此正如破屋中禦寇、東面一人來未逐得、西面又一人至矣、左右前後、驅逐不暇、蓋其四面空疎、盜固易入、無緣作得主定、
これ與叔の患る意をうけて、思慮のやめがたきたとへをいへり、破屋とは、やぶれいへなり、寇も、盜を云、四面空疎とは、四壁空く疎くして、ふさがらぬとぞ、かくの如くなれば、其家に主人あれども、其主となり定りて、これを守るに由なしと、蓋し身は家の如くにて、心は其主なればなり、
又如虛器入水、水自然入、
これ又上文の意の如し、虛器とは、內の虛きうつはものなり、主人なき家にたとふ、水は盜にたとふ、
若以一器、實之以水、置之水中、水何能入來、
これ上文のたとへをうけて、即思慮をやむるの方をとく、義は下に詳なり、

欲、きざしいでず、よくかくの如くなれば、その止るの道を得て、咎めらるべきつみなしとなり、

○明道先生曰、若不能存養、只是說話、

敬して心を存養するは、これ學問の基本なり、もし存養することあたはざれば、その學ぶ所、只これ口耳の學にして、ものがたりするためばかりなり、

○聖賢千言萬語、只是欲人將已放之心約之、使反復入身來、

これ孟子に、學問之道無他、求其放心而已矣と云義をとく、云意は、聖賢人を敎る、千萬の言語、其事端多しといへども、其道とする所は、何事も只これ人のすでにとりはなてる心を、ひきおさめて、反りてわが身に入り來らしめまく欲するばかりぞと、

自能尋向上去、下學而上達也、

向上とは、上に向ひて高き處を云、下學而上達すとは論語の文、下人事學んで、上天理に達するなり、蓋し人よく放心を收ることを知る時は、われとみづから向上の地を尋ねゆきて、下學の內より、をのづから上達することを得るなり、

○李籲問、每常遇事、即能知操存之意、無事時、如何存養得熟、

李籲字は端伯、程子の門人なり、云意は、常に事にあふ每には、即心かゝる所ある故に、操り守りて、內に存するの意を知る、もし事なき時は、心かかる所なし、いかんしてか存養し得熟して、放つことなかるべきと、

曰、古之人、耳之於樂、目之於禮、左右起居、盤盂几杖、有銘有戒、動息皆有所養、

盂は、椀の類、銘は器にきざむ文字なり、銘にも戒めの詞あり、動く時も、息む時も凡そ耳目にふるゝ所、みな心を養ふのことありと、

此章は、易艮の卦辭に、艮其背、不獲其身、行其庭、不見其人、无咎と云を釋す、艮は止るなり、安於止とは、心安定にして、妄に動かざることを云、心の妄に動くことは、私欲わが前より、ひき動かすがためなり、

故艮之道、當艮其背、所見者在前、而背乃背之、是所不見也、止於所不見、則無欲以亂其心、而止乃安、

人の物を見ること前にありて、背は則物を見ざる所なり、凡そ欲すべき物前に來る時に、心これに背きて目にかけざるを、艮其背と云なり、かくの如くなる時は、則外物の欲、其心をひきみだらずしてその止ること、をのづから安定なり、これまでは、艮其背と云三字を釋す、

不獲其身、不見其身也、謂忘我也、無我則止矣、不能無我、無可止之道、

これ忘我と云を以て、不見其身と云義をとく、忘我とは、わが身の形氣に、かゝれる私欲、目の色にをき、耳の聲にをき、口の味にをき、四肢の安逸にをけるの類、みなこれを求る心、おこらざることをいへり、

行其庭、不見其人、庭除之間至近也、在背、則雖至近不見、謂不交於物也、

庭除とは、只庭を云、庭は物を除きて、あけをく處なればなり、蓋し物を見ること、その背にある時は、内にわが身を見ざるのみならずして、外に人そのまぢかき庭をゆけども、亦これを見ずと、これ其心、外物の欲に、つきまじはらざることをいへり、

外物不接、內欲不萠、如是而止、乃得止之道、於止爲无咎也、

此段上文を結ぶ、外物の欲、來りまじはらず、内心の

れわが生を保ち養ふの道なり、

飲食衣服、以養形也、

飲食衣服を、饑飽寒煖の宜きにかなはしむるは、これわが形體を養ふの道なり、

威儀行義、以養德也、

容貌の威儀をかいつくろい、行事の義を正くするは、これわが德を養ふの道なり、

推己及物、以養人也、

己が心をはかりて、人のために推し及すは、これ恕のことなり、即これわが仁德を以て、人を愛養するの道なり、

○愼言語以養其德、節飲食以養其體、事之至近、而所繫至大者、莫過於言語飲食也、

一言の失を以て、德をそこなひ、一味のすぐるを以て身をそこなふことあればなり、

○震驚百里、不喪匕鬯、

これ易震卦の彖の辭なり、震は、雷なり、百里は、此方十里なり、匕は、鼎の肉をあげて、俎にのする者なり、鬯は、秬の酒、祭の時地にそゝぎて、神をおろすに用ふ、雷は百里にきこえず、今百里をふるひおどろかすは大雷なり、然るに祭を行ふ者、よく匕鬯をとり失はずして、用るとなり、

臨大震懼、能安而不自失者、唯誠敬而已、此處震之道也、

震懼は、をそれなり、大いにをそるべき時にのぞみても、其心よく安定にして、自守る所をとり失はざること、只その誠敬を致すによりてなり、然れば、誠敬は、これ震懼に處るの道なり、よく誠敬を致す時は、處置する所あやまらずして、其道つゐに亨るなり、

○人之所以不能安其止者、動於欲也、欲牽於前、而求其止、不可得也、

曰、一爲要、
一とは、心中純にして、雜りなきことを云、
一者無欲也、
心純一なる時は、只これ天理のみにして、私欲なし、
無欲則靜虛動直、
欲なき時は、事なくして靜なるときに、心の體内に存する所、虛くしてふさがることなし、事ありて動く時に、心の用外に行はるゝ所、直くしてまがることなし、
靜虛則明、明則通、
靜にして虛き時は、則その知る所明にして、よく天下の理に通ず、
動直則公、公則溥、
動きて直き時は、その爲す所公にして、よく天下の務めに溥し、
明通公溥庶矣乎、

己に在る所明にして通し、物に應ずる所公にして溥くは、聖人にすゝむ道、ちかゝるべしとなり、
○伊川先生曰、陽始生甚微、
陰きはまりて陽の生ずる、其始甚かすかなり、
安靜而後能長、
安穩閑靜に養ひて後に陽氣よく舒び長ず、
故復之象曰、先王以至日閉關、
復の卦は、一陽爻五陰爻の下に生ず、冬至に一陽來復の象なり、先王此象を用ひて、冬至の日は、處々の關をとぢて、人の往來をとゞめ、世間を物しづかにして、陽氣の生長をたすく、それ陰陽は善惡の象なり、この故、程子これを以て、人、善心の萠す時に、即ちとりしづめ養ひて、而して後に推し廣むべきことをいへり、
○動息節宣、以養生也、
節とは、物をよきほどにする義なり、身の動き息むこと、その宜きにかなひて、氣血のめぐりを、ほどよくとゝのへ、宣びてとゞこほらざるやうにするは、こ

會過使其言互相發明、

中庸の如き一編の文字の輩は、其旨始終相貫けり、この故に、まづ句句におさめとをりて後に、又其語をしてかれこれ相てらして、其義を互に發明せしむべきなり、

○春秋之書、在古無有、乃仲尼所自作、惟孟子能知之、非理明義精、殆未可學、

時中の權にあづかる者にあらざれは、いまだ聖人褒貶の旨を知ることあたはず、

先儒未及此而治之、故其說多鑿、

いまだ義理精明なるに及ばずして、揣り求め、臆てあてんとす、よりて其說穿鑿多し、

存養類、

學者すでに知を致す時は、則その知る所の道を、力め行ふべし、而して存養の工夫は、致知力行をつらぬく、時として用ひずと云ことなかるべし、よりて此卷を致知克治の間にをけり、

或問、聖可學乎、

まづ問の詞をまうく、聖人の德、學んで至るべきかと、

濂溪先生曰、可、

學ばるべしと、

有要乎、

これを學ぶに、その箇要ありやと、

曰、有、

こたへなり、

請問焉、

其要をこひとふ、

記則思不起、

よくおぼゆれば、をのつから精く思ひみて、其義を得ること、多くは夜氣の靜なる時、或は靜坐して心存する時にあり、蓋し記得する時は、その文字生ける者の如くにて、其義思ひに入りて忘れず、ふるゝ處によりて忽然とひらけざることあり、もし記得せざる時は、則文字死せるが如くにて、思ひおこらず、なんぞ義精くなりて、ひらくる時あらん、

但通貫得大原後、書亦易記、

學者義理の大本原に貫通し得れば、書亦おぼえやすし、張子又云く、書多く見て、よく忘るゝ者は、只理いまだ精しからざるがためならくのみ、理精き時は、則須く記し得了て、去る處なかるべしと、蓋し書はおぼゆるによりて、其義をのづから精きに入る、義精き時は、書いよ／＼おぼえやすきなり、

所以觀書者、釋己之疑、明己之未達、

疑は、今までの不審、未達は、ゆくさきの蔽塞なり、

每見每知新益、則學進矣、

書を見るたびごとに、必新き益を得る時は、其學すゝんで達することあり、

於不疑處有疑、方是進矣、

これはじめて進む時なり、これより新益を得ていよ／＼進むなり、

○六經須循環理會、

古は易書詩禮樂春秋を六經とす而して樂經亡たり、今は五經に周禮を加て、六經と云なり、循環とは、環を循らすが如くに、をはりて又はじまることを云、張子又云く、六經環循、年三たび觀まく欲す、

義理儘無窮、待自家長得一格、則又見得別、

聖賢の書もと義理きはまりなし、この故に、自家の學一格長ずる時は、經義を見ること、亦一重深し、循環すべき所以なり、

○如中庸文字輩、直須句句理

今須以崎嶇求之、先其心、已狹隘了、則無由見得、

崎嶇は、さがしきなり、狹隘はせばきなり、

詩人之情本樂易、

樂易は、たのしく、やすらかなり、俗に云きげんのよきぞ、

只爲時事拂着他樂易之性、故以詩道其志、

時にあふ所の事、かの樂易の情に、拂りさかふによりて、たへかねて、詩を以て志をいひのぶるなり、

○尚書難看、蓋難得胸臆如此之大、

臆もむねなり、書は二帝三王の德政なる故に、その規模事體、甚大いなり、よむ者の胸臆、かくの如くに大いならざれば、その意趣に通じがたきなり、

只欲解義、則無難也、

義は、文義なり、

○讀書少、則無由考校得義精、

讀書少とは、よむ時のすくなきことを云、間斷なくよめとなり、校も、考ふるなり、

蓋書以維持此心、

維持とは、つなぎたもちて、はなたざるなり、

一時放下、則一時德性有懈、

放下とは、書をよむことを、放ちすつるぞ、

讀書則此心常在、

常に存在して放たず、

不讀書則終看義理不見、

心存せざることある故なり、

○書須成誦、

よくおぼえて、そらによむべしと、

精思多在夜中、或靜坐得之、不

蓋無許大心胸包羅記得此復忘彼、

包羅とは、包はかぬるなり、羅はあみなり、とりまはして、うけいるゝ義なり、記得は、おぼえ得るなり、かれこれの事を、ことごとくかねうくることあたはじとぞ、

其混混天下之事、當如捕龍蛇搏虎豹用心力看方可、

混々は、大水の流るゝを云、天官のつかさとる天下の事、かくの如しとなり、如捕龍蛇搏虎豹とは、柳子厚が、韓退子が文をほめたる詞なり、云意は、かくの如くにいさみて、つよく心力をつけて見ば、則はじめて見得べしとなり、

其他五官便易看、止一職也、

五官は、地官司徒、春官宗伯、夏官司馬、秋官司寇、冬官司空なり、

○古人能知詩者、唯孟子爲其以意逆志也、

以意逆志とは、己が意を以て、詩人の志を、その情のまゝにむかへとるぞ、これ即孟子詩をよむの法をいへる詞なり、

夫詩人之志至平易、不必爲艱嶮求之、

詩人の志もと平かに、易らかなり、必しも艱ましく、嶮しき意を以て、これを求めざれと、

今以艱嶮求詩、則已喪其本心、何由見詩人之志、

喪其本心とは、詩を見る本意を失ふとぞ、

詩人之情性、溫厚平易老成、本平地上道着言語、

溫厚は、おだやかにあつし、老成は、老成人の義、おとなしきことを云、道は、言なり、詩人の詞、もと平々たる處より、いひ出したる者なり、

觀聖人之書、須遍布細密如是、
凡そ聖人の書を見るに、その遍く布きつらねて、細密なること、かくの如しと知るべし、
大匠豈以一斧可知哉、
大工のたくみなる所、斧一手にては、知られぬとぞ、これはたとへなり、
○天官之職、須襟懷洪大方看得、
周禮の六卿天地春夏秋冬の六官を、わけつかさどりて、天官冢宰は、その長なり、襟は、えり、懷は、ふところ、すべて胸中のことを云、洪も大なり、
蓋其規模至大、
規模の字義、前に見えたり、そのすぶる所至りて大いなる故に、かぬる所も、亦甚多し、
若不得此心、欲事事上致曲窮究、湊合此心、如是之大、必不能得也、
曲とは、かたはしを云、湊は、すべあつむる義なり、もしまづ規模洪大の心を得ずして、天官の職を、事々の上につきて、かたはしの處より、一つ〳〵致し究めて、其心にすべあはせんとせば、かくの如くに作用の大いなることを、心得ることあたはじとぞ、
釋氏錙銖天地可謂至大矣、
錙銖は、はかりめの少きなる者なり、天地を微塵の如くに見なすは、これ至りて大いなることなり、
然不嘗爲大、則爲事不得、
見る處大いなりといへども、いまだかつて大いなる作用をせざる故に、實事をば行ひ得ず、
若畀之一錢、則必亂矣、
もしこれに一錢をあたへて、つかはすとも、宜き所を知らずして、必その處置をみだらんぞ、
又曰、太宰之職難看、
太宰は即冢宰なり、

敗者慾有是底、

○讀史須見聖賢所存治亂之機、

機は、事の由りてはじまる所なり、按ずるに、春秋の後に、聖賢の作れる史なき故に、此句義疑はし、蓋し云意は、史をよむ時に、古の聖經賢傳に存して、後世に垂れ示せる、治亂の機をこゝに見て、その國家の治亂、政事の得失を察せよとの義なる歟、

賢人君子出處進退、便是格物、

賢人君子の出でゝ仕へ、隱れて處り、進みいで、退き去る迹を見て、これに法とる、即これ格物の學なり、

○元祐中客有見伊川者、几案間無他書、惟印行唐鑑一部、

元祐は、宋の哲宗の年號なり、印行とは、書を板に刻み、印して世に行ふぞ、唐鑑は、程子の門人范祖禹字は淳夫が著す所、唐朝の事を論ず、淳夫かつて伊川と共に論じたる說を、盡く用ひたるとぞ、

先生曰、近方見此書、三代以後、無此議論、

ほめてなり、

○橫渠先生曰、序卦不可謂非聖人之蘊、

序卦を聖人の蘊にあたらずと云は、これ晋の韓康伯が說なり、その義理淺くして、聖道の蘊奥にあらずと、而して張子これを非とす、

今欲安置一物、猶求審處、

安も置なり、審處とは、つまびらかにはからふぞ、

況聖人之於易、

易とは、易卦をきつゞけを云、

其間雖无極至精義、大槩皆有意思、

意趣の義なり、

以經別傳之眞僞、

傳の事迹に、眞と僞とまじはる、又三傳に異同あり、みな經の意を以て、その是非眞僞を辨別するなり、

○凡讀史、不徒要記事迹、須要識其治亂安危興廢存亡之理、

治亂は、泛く云、治りて後に安く、危くして後に亂る、興りて盛り、廢れて衰へ、存してながらへ、亡びてたゆること、皆その然る所以の理あり、これを知らんことを要すべし、

且如讀高帝紀、便須識得漢家四百年終始治亂當如何、是亦學也、

これ上文のために、その例をあぐ、高帝は、漢の太祖高皇帝なり、高祖寛大の長者にして、張良蕭何韓信三傑をあげ用るを見て、その天下を得べきことを知る、その始めて天下を得て、關中に入る時に、即秦の苛法をすつるを見て、四百年の基を立つべきことを知る、諸侯大臣を疑ひて、かろ〳〵しく罪するを見て、諸侯次第にそむき、功臣その終りを保つまじきことを知るの類なり、史をかくの如くに見るも、亦これ致知の學なり、

○先生每讀史、到一半便掩卷思量、料其成敗、然後却看、

紀傳一つを見るごとに、其半に至れる時、末をよますして思量し、其事の成ると敗るゝとをはかりみて、然して後に其末を見るなり、

有不合處、又更精思、

もし料りて合はざる處あれば、又更に精く思ひ見る、

其間多有幸而成、不幸而敗、

成るまじきことの幸にして成り、敗るまじきことの不幸にして敗るゝこと多し、

今人只見成者、便以爲是、敗者便以爲非、不知成者慭有不是、

は、手足をはたらきて、皮あつくなるを云、俗に云たこなり、もし禹の洪水を治めて、手足胼胝し玉へる苦勞と、顏子陋巷に居り、戸を閉て出ざる安逸と、二つの間をくみて、その中分をとらば、これ則子莫が執中にして、聖人の時中にあらず、

若當手足胼胝、則於此爲中、當閉戸不出、則於此爲中、

上の此は、手足胼胝をさす、下の此は、閉戸不出をさす、これ即權して時に中するの中なり、

權之爲言、秤錘之義也、

權と云ことは、秤の錘の義なり、其義は前篇に見えたり、

何物爲權、義也時也、

中庸を知るには、何をか權とする、時に宜き義をはかり知ることを云なり、

只是說得到義、義以上更難說、在人自看如何、

只一事につきて、その時宜にかなふの義には、なを說き得いたるべし、これより以上、更に事々時に隨て、其義萬變するの權は、聖人の妙用なり、これ詞を以て說きがたし、人自心を以て、いかんと見るべきなり、

○春秋傳爲按、經爲斷、

春秋の傳は、左氏公羊氏穀梁氏の三傳あり、按は、公案なり、訟をきくに、是非の事實を、きゝ定めたるを案と云、案によりて判斷して、法を用るを斷と云、蓋し傳の事迹を以て案とし、經の褒貶を以て斷とするなり、

又云、某年二十時看春秋、黃聲隅問某如何看、

いかやうに見るぞと、

某答曰、以傳考經之事迹、

案とする義なり、

例、則始見其法之用也、

法は、法令を云、法度の條目なり、律は、刑律を云、刑罰の法制なり、斷例とは、事をまうけ、是非を判斷して、刑律を用るの例とすることなり、他經は法律の如し、春秋はなを其法を用る斷例の如くなり、

○學春秋亦善、一句是一事、是非便見於此、此亦窮理之要、

春秋は一句即これ一事なる故に、その是非明めやすし、よりて亦これ理を窮るの要なり、

然他經豈不可以窮理、但他經論其義、春秋因其行事、是非較著、故窮理爲要、

これ申ねて理の要たることを、詳にいへり、

嘗語學者、且先讀論語孟子、更讀一經、然後看春秋、先識得箇義理、方可看春秋、

更讀一經とは、蓋し易中庸の類をさす、春秋は窮理の要たりといへども、而もまづ、義理通明にして、然後によく人事の得失の機を察し、聖人の裁斷の權を知ることあればなり、

春秋以何爲準、無如中庸、

準は、法なり、春秋の是非判斷の法則を知らんとすれば、過不及なき中庸の理を知るにしくことなし、

欲知中庸無如權、須是時而爲中、

中庸の理を知らまく欲せば、義をはかるの權を用るにしくことなし、即これ時に隨て、其理の宜き所をはかりて、まさしく中にかなへしむればなり、

若以手足胼胝、閉戸不出二者之間取中、便不是中、

此より下は、又事をあげて、時中の義を明す、胼胝と

其意而法其用則三代可復也、
義は文の義、意は用の意なり、三代可復とは、三代の政治、今の世に、かへし行はれんとなり、

是傳也、雖未能極聖人之蘊奥、庶幾學者得其門而入矣、
蘊奥とは、内に蘊て、奥ふかき處なり、

○詩書載道之文、春秋聖人之用、
聖人の作用は、即道の行はるゝ處なり、

詩書如藥方、春秋如用藥治病、
上文のたとへなり、

聖人之用、全在此書、所謂不如載之行事、深切著明者也、
これ夫子の語、史記に見えたり、其全文の云意は、われ徒に言を立てゝ、以て道理の是非を論ぜんよりは、このかみ行ふ所の事にのせて、これを褒貶するが、深く切に、著はに明にして、以て後世を戒むべきにしかずとぞ、

有重疊言者、如征伐盟會之類、
盟會とは、諸侯事あれば、覇主の國に會り、互に約束をたがへじと、盟をすることなり、春秋に同じことをば、重ね疊ねしるせるは、征伐盟會の類なり、

蓋欲成書、勢須如此、不可事事各求異義、
一編の史書を成したてんとするには、異なる義なけれども、同じ事をば、かさね記すべき勢なり、よむ者事々にその異義を求むべからず、

但一字有異、或上下文異、則義須別、

○五經之有春秋、猶法律之有斷例也、律令唯言其法、至於斷

ざるに、褒じあたへ、或は罪いまだあらはれざるに、貶してむばひ、或は尊けれどもこれを退け、或は卑しけれどもこれを進め、或は辭を婉にしてかくし、或は辭を直くしてあらはして、皆その義理の中道にあたりて安く、文質ほどよくして、華ならず俚ならず、寛なるにも猛きにもすぎずして、其宜きにかなひ、是とし非とする所、私なくして公に歸す、これ即政事をさだむるの權衡、常道をはかるの模範なり、權衡模範は、みな法式のことを云、模範は、工匠の物をつくるかたなり、

夫觀百物、然後識化工之神、聚衆材、然後知作室之用、於一事一義、而欲窺聖人之用心、非上智不能也、故學春秋者、必優游涵泳、默識心通、然後能造其微也、

此段上四句は、下文のたとへなり、化工とは、天地の物を造化すること、工匠の物を作るが如くなることを云、それ百物をそなへ見て後に、造化の神妙なることを知る、衆材をあつめそろへて後に、やづくりの用足ることを知る、もし只一事一義を以て聖人心を用ひ玉へる、深き處をうかゞはんとせば、上智の賢哲にあらざればあたはず、この故に、春秋を學ぶ者は、必始終の事義を合せかんがへ、優游してゆたかに、涵泳してひたり、默してさとり、心つらぬき通りて、然して後によくその微妙處に至るなり、

後王知春秋之義、則雖德非禹湯、尚可以法三代之治、

此より下は、傳つくるの由を述ぶ、下の句云意は、三代の治法をならひ用ることを、ねがはるべしとなり、

自秦而下、其學不傳、予悼夫聖人之志、不明於後世也、故作傳以明之、

聖人の志とは、その百王治世の大法とし玉ふ志なり、

俾後之人、通其文而求其義、得

行ふに、最宜きにかなへり、殷の輅は質にして、輅の中制にかなへり、周の冕は文にして、冕の中制にかなへり、韶の舞樂は、善つくし、美つくせる者なり、準は、表を立るさげずみ、的は、弓を射るまとなり、すべて法則のことを云、顏子邦を治る方を問ければ、夫子四代の禮樂をくみあはせ、萬世の通法を定めて告げ玉ふ、其理即これ春秋に、列國の政事を襃貶して、世をおさむるの法則とし玉へる者なり、よりて顏子春秋の義を聞くに與れることを知るとなり、

後世以史視春秋、謂襃善貶惡而已、至於經世之大法、則不知也、

此より下は、後世春秋をよむの非を正すによりて、その見がたきことをいひて、その傳作る端をおこせり、後世の人春秋をよむつねの史の如くに見て、只其事の善惡を、襃貶したるのみと思へり、その世をおさむるの大法たるまでは、これを知るに及ばず、

春秋大義數十、其義雖大、炳如日星、乃易見也、

春秋の大義は、君を尊び、臣を卑くし、王道をあがめ、覇術をいやしめ、中國を內にし、夷狄を外にするの類多、其義はみな大いなることなれども、明白にして見やすし、

惟其微辭隱義、時措從宜者、爲難知也、

只微にして明ならぬ辭、隱れて顯はれざる義、時に隨てはからひをき、其理の宜きにかなはしむることは、はかり知りがたきなり、

或抑或縱、或與或奪、或進或退、或微或顯、而得乎義理之安、文質之中、寬猛之宜、是非之公、乃制事之權衡、揆道之模範也、

此段即微辭隱義時措從宜のことを云、或は功あれどもをさへ、或は罪あれどもゆるし、或は功いまだ成ら

名、本國並に列國のことを、共に記錄す、然るに世おとろへて、先王の道すたれ、史官善を褒め惡を貶しむるの書法正しからず、而して夫子帝王の德あれども、時にあはず、位を得て政をし玉ふことあたはざる故に、魯の隱公より以來、其時まで、二百四十年間の史記により、その褒貶の書法を、改め正しうして、王政を此書に寓せをき玉ふ、これ乃後來百世の王者、其義を變易せられざる世を治るの大法となれり、

所謂考諸三王而不繆、建諸天地而不悖、質諸鬼神而無疑、百世以俟聖人而不惑者也、

これ中庸に、君子の道を賛ずる詞を借り用ふ、春秋の義、三王の法に考へ合せて、たがふことなし、其義をたてゝ、天地の道と向ひあはするに、相もとる所なし、鬼神の德幽なりといへども、其法をかの變化の妙に相たゞして、たがふべきかの疑なし、又只今の時のみならず、百世の後、聖人いてゝこれを用るをまちても、自信ずる所ある故に、いかゞあらんと惑はざる者なり、

先儒之傳曰、游夏不能贊一辭、

此語史記の世家に見えたり、云意は、孔門の子游子夏文學に長ずといへども、春秋にをいては、辭一つも、賛ることあたはずと、

辭不待贊也、言不能與於斯耳、

程子おもへらく、春秋の辭は、もとより游夏が賛けをまつことなし、先儒の云意は、游夏が學、いまだ其義を聞くに與ることを、得ざるによりて、その一辭をもいろふことあたはずとなり、

斯道也、惟顏子嘗聞之矣、

孔門にたゞ顏子のみ、春秋の道を聞くにあづかれり、

行夏之時、乘殷之輅、服周之冕、樂則韶舞、此其準的也、

これ論語を引けり、夏の時は、寅の月を歲首とするの時令なり、輅は禮の車、冕は、珠の冠なり、韶は虞舜の德にかたどれる、樂の名なり、蓋し夏の時は、人事を

寅之建正、忠質文之更尙、人道備矣、天運周矣、

三王は、夏殷周の王、三重は、三王の禮なり、三代の正月、夏は寅の月にたつ、人正なり、殷は丑の月にたつ、地正なり、周は子の月にたつ、天正なり、これ天地人の始を擬す、忠は、まこと、質は、すなほ、文は、あやなり、夏の禮は忠實を尙びて、文すくなし、殷の禮は、ほゞ文あれども、なを質朴なり、周の禮は、文飾さかんなり、これみな三重の內のことなり、蓋し三王つぎおこるに及んで、人道かくの如くに悉く備り、天運の人に應ずることも、周徧にして、至らずと云所なし、

聖王既不復作、

三代以後のことを云、

有天下者、雖欲倣古之跡、亦私意妄爲而已、

先王の道ほろび、禮すたれたる故に、後世の君、古に倣ひて、政をせまく欲すれども、亦私の意を以て、妄に爲るのみなり、

事之繆、秦至以建亥爲正、

秦の始皇、三正の義をすて、そのよく周の火德に勝つを以て、自水德の運にあたれりとして、北斗昏に亥にたつる月を以て正月とす、水の旺ずる始めなればなるべし、政事の謬、かゝの如くなるに至れり、

道之悖、漢專以智力持世、

道德を尙びずして、專ら智謀才力を以て、天下をとりすぶ、政道の悖れること、かくの如き者あり、

豈復知先王之道也、

上二段を結ぶ、

夫子當周之末、以聖人不復作也、順天應時之治、不復有也、於是作春秋、爲百王不易之大法、

これより下は、夫子春秋作り玉ふ由緒を述て、則又其書貴きことを贊美す、それ春秋は、もと魯國の史記の

得七分、後人更須自體究、

體究とは、物と一體になりて、其理を推し究むることを云、蓋し義理きはまりなく、聖人の心も亦きはまりなき故に、傳義のいまだつくさゞる所を、後學にゆづりて、かくの如くいへり、

○伊川先生春秋傳序曰、天之生民必有出類之才起而君長之、

此より下は、帝王治世の盛衰を述て、夫子春秋作り玉ふ端をひらけり、出類之才とは、衆類にぬきんでたる聖賢を云、長は、おさなり、民に君長として、治め敎るは、即これ天より民のために、命ずる所なり、

治之而爭奪息、導之而生養遂、敎之而倫理明、然後人道立、天道成、地道平、

法度を以てこれを治るによりて、民の爭ひ奪ふことやむ、農桑漁獵等のことを導くによりて、民の生を保ち、身を養ふのこと遂く、孝弟忠信の敎をしきて、五倫の條理明なり、以上即人道の立つなり、人君天命をうけて、人民を治め、天地の化育をたすく、天地の道亦これによりて、成就平定して、災變おこらざるなり、

二帝而上、聖賢世出、隨時有作、

堯舜より以上、聖賢世々に出でゝ、民のために、時に隨て製作あり、即農桑漁獵、宮室衣服等のことこれなり、

順乎風氣之宜、不先天以開人、各因時而立政、

聖賢世々に製作ありといへども、みな風俗氣運の時宜に順ふ、天の時いまだ至らざるを、妄にこれに先だちて、人事をひらかず、凡そ政を立ること、各その時の宜き所によれり、

曁乎三王迭興、三重既備、子丑

昆蟲は、もろ〳〵のむしなり、聖人易の制作、天地幽明の大いなるより、諸蟲草木微細の物に至るまで、其理に合はずと云ことなし、蓋し、萬理もと一貫すればなり、

○今時人看易、皆不識得易是何物、只就上穿鑿、

卦爻の本意を知り得ずして、只辭の上につきて、妄に其理を穿ちもとむ、

若念得不熟、與就上添一德亦不覺多、就上減一德、亦不覺少、

もし本文を念誦し得熟せざる者のために、卦爻の徳を一つそへ、一つへらして、説ききかすとも、その多きも少きも覺えずして、只そのまゝにきゝうくべし、これその卦の卦たることを、知らざるが故なり、

譬如不識此兀子、若減一隻脚、亦不知是少、若添一隻、亦不知是多、若識、則自添減不得也、

兀子とは、腰かけて坐する者なり、一隻とは、ひとつ物を云、彼方の兀子は、大抵三脚なり、程子その時坐せられたる兀子を以てたとへとす、此兀子何の用とも知らざる者は、脚の數をも知らず、もしこれを知る者には、脚をますこともへらすことも、得ざるが如しとなり、

○游定夫問伊川、

游酢字は定夫、程子の門人なり、

陰陽不測之謂神、

易繋の語なり、

伊川曰、賢是疑了問、是揀難底問、

これまづ疑ひ思ひても、ついにとけざるによりて問か、又只とけ難きことを、えらび出して問かと、その己に反りて、熟思せしめんために、答へられざるなり、

○伊川以易傳示門人曰、只説

則太子となして使ひ用ふ、
九四近君、便作儲貳、亦不害、
五は人君の位なり、九四は陽爻にして君に近し、よりて太子とするに害なし、
但不要拘一、若執一事、則三百八十四爻、只作得三百八十四件事、便休了、
易の爻義、一事に拘らんことを求めざれ、もし只一事を執着して、一爻にあてば、六十四卦の六爻、只三百八十四條の事となして即やむ、他の用をなさぬなり、
○看易且要知時、
時によりて、卦爻を用るの義變易す、
凡六爻人人有用、聖人自有聖人用、賢人自有賢人用、衆人自有衆人用、學者自有學者用、君有君用、臣有臣用、無所不通、因問坤卦是臣之事、人君有用處否、先生曰、是何無用、如厚德載物、人君安可不用、
これ坤卦大象の詞をとる、坤は地なり、君子地の道を用ひ、深厚の德ありて、庶物をうけのす、即これ人君の道なり、
○易中只是言反復往來上下、
これは孔子の彖傳の例をあげて說く、反復は、かへるなり、陰極りて陽復し、陽極りて陰生ず、姤と復との類なり、往來は、兩卦の間、陰陽かなたこなたへ往來して、入りかはることあり、これを卦變と云、賁と无妄との類なり、上下は、三畫の卦、上り下りて相かはる、咸と恒との類なり、
○作易、自天地幽明、至于昆蟲草木微物、無不合、

宜深識也、

○諸卦二五、雖不當位、多以中爲美、

凡そ六爻の位、初三五を陽位とす、二四上を陰位とす、陽爻にして陽位に居り、陰爻にして陰位に居るを位に當るとす、爻その位と陰陽相違へるを、位に當らずとす、二と五とは、上下卦の中位なり、よりて其爻位に當らずといへども、多くは中道を得て美なり、

三四雖當位、或以不中爲過、

三四は其爻位にあたれども、或はその中ならざるを以て、過て惡しとすることあり、

中常重於正也、

位にあたれるを正とす、句義は下に見えたり、

蓋中則不違於正、正不必中也、

時に宜き中道を得れば、いつとても正理に違はず、只理の正きと云ばかりは、必しも時中にかなはざることあるによりて、中は常に正よりも重し、

天下之理、莫善於中、於九二六五可見、

九二、六五は、みな位にあたらざれども、その中なるを以て、善きこと多きなり、

○問胡先生解九四作太子、恐不是卦義、

胡先生名は瑗、字は翼之、安定先生と稱す、その易を解くに、九四を以て太子の象とす、或人これ必しも卦の本義ならじと疑ふ、

先生云、亦不妨、

太子とするに妨なしと、

只看如何用、

只その卦にて九四をいかゞ用ると見るべし、

當儲貳則做儲貳使、

儲貳は、太子のことなり、九四を太子となすべき時は

理無形也、故因象以明理、理既見乎辭矣、則可由辭以觀象、故曰得其義、則象數在其中矣、

義上見えたり、

必欲窮象之隱微、盡數之毫忽、乃尋流逐末、術家之所尚、非儒者之所務也、

隱微は、かくれてかすかなり、毫忽は、みな小數の名、理は本源にして、象數は末流なり、末流を逐ひ尋ぬれば、必本源を忘る、術家とは、京房郭璞が數によりて、未來を推すの類を云、儒者の學は理を主とす、象數は其務むる所にあらざるなり、

○知時識勢、學易之大方也、

時に盛衰常變あり、勢に强弱順逆あり、時は宜くすべけれども、勢いまだせせられざれば、これをすることあたはず、勢方にすべけれども、時いまだせせられざれば、これをするに宜しからず、此二つの者を知ること、易まなぶ方の、大いなる所なり、然れども、合せていへば、共にこれ時なり、この故に、時の一字を、易道の簡要とす、

○大畜初二、乾體剛健、而不足以進、

大畜の卦は、下乾上艮なり、乾の才は健なり、艮の才は止る、此卦艮上にありて、乾の純陽を止め畜む、其畜る所大いなるを以て大畜と名づく、初九九二は、本みな乾體にして、剛健なれども、畜の時にあたり、又下に居て勢よはき故に、進むことあるに足らず、これ宜く進まざるべきなり、

四五陰柔而能止、

六四六五は、本みな陰柔なれども、畜の時を得たり、又上に居て勢つよき故に、よく下の妄に進む者を止む、これ宜く止むべきなり、

時之盛衰、勢之强弱、學易者所

者、非知言者也、

よくこゝろえて學ぶ者は、經を解き、道を語るの說を求ること、必近き處よりこれを說く、もし近きをあなどりて、遠きに求るは、これ高妙の說を好む者なり、說を立るの道を知る者にあらずと、これは泛く云詞なり、易にをいては、辭を近しとして、意を遠しとす、

予所傳者、辭也、由辭以得意、則在乎人焉、

わが今此經に傳する所の說は、只其辭のためなり、辭の義を明すに由りて、其意を會得することは、よむ人の所爲にあり、傳義はこれまでに及ばずとなり、蓋し辭に傳するは、即言を求ること、近きよりするなり、此段上文をうけて、傳作るの意を說き總れり、

○伊川先生答張閎中書曰、

張閎中は、程子の門人なり、

易傳未傳、自量精力未衰、尙覬有少進爾、

易にをいて、見る處、なを少き進むことあらんをまつ故に、傳義をいまだ人につたへずとなり、

來書云、易之義本起於數、非也、

義とは、辭の義をさす、數とは、一二に始まり、五に會し、十に成るの類を云、

有理而後有象、有象而後有數、

按ずるに、聖人まづ陰陽動靜の理を見て、一奇一耦を畫す、奇耦の畫、すでに一二の數あり、又方圓の象あり、象數もと先後なし、されども易は象を以て主とする故に、かくの如く云なるべし、

易因象以明理、由象以知數、得其義、則象數在其中矣、

易とは、今の卦爻に辭のかゝれる經をさす、それ理は形なくして、象數の先にあれども、象數によりてことごとくあらはる、易の辭は、即此理をあらはして、明にする者なり、この故に、辭の義を得る時は、象數みな其中にあり、

とも、亦みな辭に頼ることを見る、蓋し君子事なくて居る時は、其象を觀察し、其辭を玩味して、事を處するの當否を考ふ、上の言動制器のこと、皆此中にあり

動則觀其變、而玩其占、

此動くは、上の居の字に對して、只事ありて筮占する時を云なり、事ある時は、則筮して其時の變を見て、其占の辭を玩び、値ふ所の吉凶を考ふ、

得於辭、不達其意者有矣、未有不得辭、而能通其意者也、

易の辭は、もと卦爻の象によりて、これを繫くといへども、すでに其辭ある時は、則象と變占と、皆其中に寓す、よりて亦辭を以て、上文をすべて云く、それ辭の文義を得て、いまだその意味に達せざる者はあらん、いまだ辭に得ずしてよく其意に達する者は、あるまじきなり、よく其意を得る時は、象と變占との義は、みな其内にあり、

至微者、理也、至著者、象也、體用一源、顯微無間、觀會通以行其典禮、則辭無所不備、

理は形なき故に、至りて微なる者なり、此理の事物にあらはる象は、たれも見ることなる故に、至りて著なる者なり、理は微にして體なり、象は顯にして用なり、理より見れば、象其中にあり、象よりして見れば、理其中にあり、體用その源を一つにして、顯微の間なき者なり、會は、理のあつまれる處、通は、其理の行はるゝ處、典禮とは、常法と云が如し、今一事を行ふ時、衆理の會れる間に、をのづから通りて行はるゝ、當然の處あり、これを會通と云、その通ずる所、即常に行はるゝ道なるが故に、典禮と云なり、これ云意は、天下の變無窮にして、紛亂すといへども、體用顯微、もと混一の者なるによりて、則事に隨ひ、理の會通を見て、以てその常法とする所、行はるべし、而してかくの如くに、明めがたく、處しがたきことを、能する所以の道も、亦易の辭に、そなはらずと云ことなしとなり、

故善學者、求言必自近、易於近

を用る者、これを以てものいはんとする時は、則其辭を尙びて、これを用ふ、下文の以の字、尙の字、其義みなこれに同じ、

以動者尙其變、

動くとは、凡そ運動作爲することをすべて云、みな其理の變易を見て、これに從ふ、

以制器者尙其象、

制器とは、器物を作ることを主として、凡そ事に隨ひて、其用をなす方を設ることを兼て云、易の卦爻、みな物に象る所あり、器を制する者、各その宜き所を見て、これをとり用ふ、

以卜筮者尙其占、

凡そ疑はしきことある時は、占ひてこれを決す、龜を灼を卜と云、蓍を揲を筮と云、易は蓍筮の法にして、龜卜には用ひざれども、文の便に、帶びて云なり、蓋し易の辭は、もと占のために立つ、よりて筮する者はその占辭に賴る、

吉凶消長之理、進退存亡之道、備於辭、

吉凶は、得失なり、消長は、きゆるとますとなり、吉凶にみな消長あり、消長によりて、吉凶をなす、進退は、すゝみしりぞくなり、存亡は、在るとほろぶるとなり、進退に、みな存亡あり、進退によりて、存亡をなす、吉凶はなを泛く云、存亡は吉凶の極れるなり、この兩端のこと、天理人事に、共にこれありて、人事を主とす、而して其道理、みな易の辭にそなはれり、

推辭考卦、可以知變、象與占在其中矣、

易の用四つありといへども、動くを以て主とす、言も亦動に屬す、今易を用る者、辭の意を推し求めて、卦の象を考へ見ば、動くに尙ぶの變を知るべし、而して象は卦につき、占は辭につくを以て、亦みな變を求る中にあるなり、

君子居則觀其象、而玩其辭、

此より下二段は、又繫辭の文を引き、君子易を學んで、これを用る大槩を論じて、そのこれを學び用るこ

性命の理とは、天地性命を賦して、萬物を造化するの道理を云、幽明とは、幽はかすか、明はあきらかなり、死生鬼神の類をさす、故とは、その然る所以の理なり、事物之情とは、物の情、事の宜き處を云、開物とは、人のいまだ知らざる所を、始めて開發することを云、成務とは、人の務めて爲まく欲する所を、全く遂げ成すことを云、

聖人之憂患後世、可謂至矣、

此段上文をすべむすぶ、云意は、聖人人をして、道に從はしむることの、あまねく又つくせること、かくの如くなるは、これその後世の人の、能ふまじきを、憂へ慮ることの、深く至れるにあらずやとなり、

去古雖遠、遺經尚存、

此より下は、傳作る意を說く、古を去ること遠くして、經典多くほろびたれども、此經は幸に遺りて、今なを存す、

然而前儒失意以傳言、後學誦言而忘味、自秦而下、蓋無傳矣、

前代の儒者、その本意をとり失ひて、これを說く所の言をかきつたへ、後來の學者、そのつたはれる言のみを誦して、本來の意味を忘る、秦よりしてこのかた、易の本旨、たえて傳はることなし、蓋とは、疑ふ詞なり、

予生千載之後、悼斯文之湮晦、將俾後人沿流而求源、此傳所以作也、

載は、年なり、斯文とは、泛く文道を云詞なれども、其意は易を主とす、湮晦は、しづみくらむなり、流とは、易の辭をさす、源とは、易の意をさす、

易有聖人之道四焉、

此より下は、易の用をなすこと大いにして、みな卦と辭に具はることを云、聖人の道、その精微易にあらはれて、其端四つあり、

以言者尚其辭、

易の辭は、その理精くして、人情に切なり、よりて易

以事君、

二典は堯典舜典なり、

○中庸之書、是孔門傳授、

傳授は、つたへさづくるなり、

成於子思孟子、

此語中庸集略には、成於子思傳孟子とあり、此義然るべし、

其書雖是雜記、更不分精粗、一衮說了、

一衮とは、按ずるに衮は滾と同じ、ひとまろばしの義なるべし、其書子思聖言自言を雜へ記せども、全篇の趣、理の精き粗きをわかず、うち合せて、一滾に說けり、

今人語道、多說高便遺卻卑、說本便遺卻末、

高きと本とを說きて、卑きと末とを遺れ却るは、これ老佛の說にして、中庸の道にあらず、

○伊川先生易傳序曰、易、變易也、隨時變易、以從道也、

此段まづ易の名義を釋す、易とは、變易の義なり、聖人卦爻を立て、辭を繫て、人をして、時の變易を見て、その當然の理に從はしめんために作れり、伏羲はじめて、卦爻を畫し、文王周公これに辭を繫け玉ふ、これ今の周易なり、

其爲書也、廣大悉備、

これより下は、易の書たることを贊美す、凡そ序中に引く所の本文、みな繫辭傳に出たり、此書の天下の事理にをける、廣大にして包ねずと云ことなく、悉備りて有らずと云ことなし、

將以順性命之理、通幽明之故、盡事物之情、而示開物成務之道也、

親炙とは、よき人に親づき、火にて薫べ炙らるゝやうに、化せらるゝことを云、古人賢師に親づくことを貴ぶは、これその故なりと、蓋し謝氏明道の詩の敎をきゝて、直に其化をうけたることを、幸としていへるなり、

○明道先生曰、學者不可以不看詩、看詩便使人長一格價、

一格とは、一位と云が如し、詩をよむ時は、其人の品、一等すゝみて、貨物の價、一段貴くなるが如くなることを云なり、

○不以文害辭、

これ孟子の語なり、

文、文字之文、擧一字則是文、成句是辭、

云意は、文とは、文字の義にて、文章を云にあらず、蓋し一字をあげて云時は、これを文と云、字をかさねて、句となす時は、これを辭と云なりと、

詩爲解一字不行、却遷就他說、

詩をよむ者、もし一字の義を解きて、說きゆかずば、他の義に遷り就きて、說き通ずべしと、これ文を以て辭を害せざるなり、

如有周不顯、自是作文當如此、

これ大雅の詩の文なり、有はつけ字なり、云意は、周家の功德、豈顯ならざらんやとぞ、これその顯なることをほめてなり、詩の作文の法、かやうの處は、その句づくり、をのづからこれかくの如くなるべきぞ、もしこれを直に顯ならずとよむ時は、これ文を以て辭を害するなり、

○看書、須要見二帝三王之道、

此章は、尙書をよむの法を論ず、須要は、みな求る義なり、二帝は、堯舜、三王は、夏の禹、殷の湯、周の文武なり、

如二典、即求堯所以治民、舜所

く、聞く人をして、自然にその旨趣を會得することあらしむと、其事下に見えたり、

瞻彼日月、悠悠我思、道之云遠、曷云能來、思之切矣、

これは邶風雄雉の篇の詞なり、婦人その夫、北狄をふせぐ軍役に、遠くいでゝ、久く歸らざるをしたひて、作れる詩なり、云意は、かの日月のゆきゝを見て、悠々と久くわれ思ふ、然れども其道はるかに遠ければ、いつかそれよく歸り來んと、而してその大意を釋して云く、これ夫を思ふことの切なるぞと、

終曰、百爾君子、不知德行、不忮不求、何用不臧、歸于正也、

これ詩の終の章の詞、君子とは、其夫を尊びて云なり、云意は、凡そ同役の諸君子、かしこにあること久き内に、いかなる難をか犯しつらんと、心もとなく思へども、豈みな德行を知らざる人あらんや、その物にまじはる所、そこなふこともせず、むさぼることもせずば、何を以てか、よからぬわざあらんと、又これを釋して云く、その思ふこと切なりといへども、心はついに正きに歸すと、蓋しひとり其夫を思ふ心ふかけれども、諸君子にかけて、その皆行をつゝしみ、身を全うして、歸らんことをねがふ、これその正きに歸する所なり、

又曰、伯淳常談詩、並不下一字訓詁、

伯淳は、明道の字なり、訓詁とは、字義を釋する詞なり、

有時只轉却一兩字、點掇他念過、便教人省悟、

點掇とは、とりあぐる義なり、他とは、詩をさす、念ずとは、そらによむことなり、時々只本文の一二字を、轉じかへたるまゝにて、とりあげ念誦しとをりて、聞く人をして、自かへりみて、さとらしむるなり、

又曰、古人所以貴親炙之也、

の如くならず、心浹洽することありて後に、よく通ずることを得るとぞ、

○興於詩者、

論語の文なり、詩の詞は、人情にいでゝ、人を感動することやすし、よりて學者の善をこのみ、惡をにくむ本心を、ひきおこすこと、詩をよむにをいて、これを得るとなり、

吟詠情性、涵暢道德之中、而歆動之、

吟詠とは、さまよひうたふなり、歆動とは、心にねがひて、うごく義なり、詩の情性を吟詠する間に、わが心、道德の中に、涵り暢て、ねがひうごくことあらしむ、これ善心を興す所なり、

有吾與點之氣象、

これ論語に、諸子志を述るが中に、曾點が志す所、廣大快活にして、夫子の心を歆動することある故に、これを悦びて、吾は點にゆるさんとの玉ふことをひけり、人詩をよむに興起して、悦ぶ所あること、此氣象の如くなることありとぞ、

又云、興於詩是興起人善意、汪洋浩大、皆是此意、

汪洋浩大は、みな水の廣大なる貌なり、凡そ詩をよみて、人の善意を興起する、勢の盛なること、みなかくの如しとなり、

○謝顯道云、明道先生善言詩、

よく詩の意をかたるぞ、

他又渾不曾章解句釋、但優游玩味、吟哦上下、便使人有得處、

優游は、ゆるくゆたかなる意、吟哦は、吟咏と同じ、上下は、音のかりめりなり、明道の詩をかたるには、すべて章ごと句ごとに、其義を解釋せず、只本文をよみて、優游に玩味し、吟哦の音かりめりて、をもしろ

の意味をのづから心中にみち足るなり、

學者須是玩味、若以語言解着、意便不足、

學者此二書にをいて、すべからく心を以て、その旨趣を玩び味ふべし、只詞を以て、その文義を解釋するばかりにては、其意たらぬなり、

某始作二書文字、既而思之又似剩、

文字とは、注解の文字を云、蓋し此二書、只本文を熟讀すれば、をのづから其意を得べし、よりてすでに注解をしかけつれども、又思ひみるに、これも餘りて、無用なるに似たりと、

只有些先儒錯會處、却待與整理過、

只すこし先儒の錯りて會得する處あれば、本意にあらざるを以て、これがために、整し理めてとをるを待て、然して後に明なり、よりてこれはすべきことなるとぞ、

○問且將語孟緊要處看如何、

緊要處とは、緊は急にとりしめたる義なり、最切要なる處を云、これをえらびぬきて、くはしく見ば、いかゝあるべきと、

伊川曰、固是好、

これもよきことなりと、

然若有得、終不浹洽、

浹洽とは、物を水にひたして、内外うるほひとをることを云、緊要の處を見て、もし道理を悟り得ることありとも、亦ついに萬理貫通することあたはず、少の水に物をひたして、浹洽せざるが如くならんぞ、

蓋吾道非如釋氏一見了便從空寂去、

釋氏の學は、わづかに其道を見つくれば、即一切をすてゝ、虚空寂滅の境界に從ひゆく、儒者の道は、かく

讀書者、當觀聖人所以作經之意、與聖人所以用心、

聖人此經述作の大意、何のためぞと、又此經に心を用ひて、人に示さるゝ所の旨趣とを見るべし、

與聖人所以至聖人、而吾之所以未至者、所以未得者、

又聖人其德を成して、聖人に至る所の者と、わがいまだ聖人に至らず、いまだ化して聖人とならざる所の者とを見るべしと、以上はみな文義の外に、見とるべきことなり、

句句而求之、晝誦而味之、中夜而思之、

誦すとは、そらによむぞ、中夜は、夜中なり、句々にして求るは、察することのつまびらかなるぞ、晝味ひ夜思ふは、思ふことの熟するぞ、

平其心、易其氣、闕其疑、則聖人之意見矣、

其心を平かにするは、心中をむなしくするなり、其氣を易らかにするは、その氣象をゆたかにするなり、これみな文義をうがちて求めざることを云、而してなを疑はしきことあれば、これをかきて、其義にしゐて通せんとせず、かくの如くにすれば、よく聖人の意趣を、見得るなり、

○讀論語孟子、而不知道、所謂雖多亦奚以爲、

論孟の書は、此道の總會にして、體用かね明に、精粗ことごとく備はる、これをよみて、道に通せざれば、二書文字を多くきはむといへども、只これ章句訓詁の學にして、何の用をもなさざるなり、

○論語孟子只剩讀着、便自意足、

剩は、あまるなり、二書をよみて、その文義すでに通すとも、なをくりかへしてあまるほどよむ時は、即そ

○凡看語孟、且須熟讀玩味、將聖人之言語切己、不可只作一場話說、

熟讀とは、熟は生しきに對して云、いくたびも、ふかくよみ入ることを云なり、切己とは、わが身にひしとつけて、すきまのなきことを云、聖人の言語を以て、即わが身のこととなして、親切に體認せよとなり、一場の話說とは、一座の物がたりと云義なり、

人只看得此二書切己、終身儘多也、

人只此二書の道理を、己に切によみ得たらば、一生これを受用すとも、なをつきずして、餘あらんとなり、

○論語有讀了後、全無事者、

論語をよみをはりて後に、全く何の得る所の事なき者を云、即曾てよまざるが如くなる者なり、

有讀了後、其中得一兩句喜者、

其心此一兩句の理にひらけて、これに通ずる故に喜ぶ、此喜びによりて、やうやくにすゝむなり、

有讀了後、知好之者、

其意味を知る故に、これを好みて、やむことあたはず、

有讀了後、不知手之舞之、足之蹈之者、

これ樂記の文を引て、好むことの深くして、これを樂むに至る者のことを云、その心に得る所の道理を、手に舞ひ、足に蹈みて、自をぼえずとなり、

○學者當以論語孟子爲本、

まづ此二書をよく治めて、其義に通ずへしとなり、

論語孟子既治、則六經可不治而明矣、

六經はくはしく治めざれ共、其義明にしてやすしとなり、

其他の書に、學者の急務としてよむべきは、又論語孟子にしく者なしと、其義は下の章々に見えたり、

○學者先須讀論孟、窮得語孟、自有要約處、以此觀他經、甚省力、

論孟の書をよむ時は、その得る所の道理、簡要にして、約まりたる處ある故に、これを以て他の經書をよめば、みな其義に通じやすくして、力を用ること、甚はぶけるなり、

論孟如丈尺權衡相似、以此去量度事物、自然見得長短輕重、

丈尺は、長短をはかるさほ、權衡は、輕重をはかる秤なり、量度は、みなはかるなり、論孟の書にのする所、其理尤も學者の身心日用に切なるを以て、これをよむ者、只他經のよみやすきのみならず、凡そ事物の理にをいても、亦をのづから分明なる故に、みなその宜き處を見得て、これを處置することやすし、なを權度を以て、物をはかるが如きぞ、

○讀論語者、但將諸弟子問處、便作己問、將聖人答處、便作今日耳聞、自然有得、

今日耳聞とは、今日わが耳にきゝ入るゝ所なり、論語を深く心に入れてよむこと、ここに云所の如くならば、自然に其趣を會得することあらんとぞ、

若能於論孟中、深求玩味、將來涵養成、甚生氣質、

將來は、まさに來らんとするなり、ゆくさきのことを云、學者よく此二書の中にをいて、深く求めて、玩び味へば、聖賢の意味氣象、をのづからわが心にうつりそむ故を以て、後來やうやくに、涵養し成して、甚よき氣質を生ぜんとなり、朱子も書をよむことを、一擧兩得といへり、讀書はもと致知のことなれども、よくよむ者は、兼て涵養の功をも得る故に、一を擧げて、兩つながら得るなり、

云、即戎とは、兵革の事に從ふぞ、仁とは、民仁に化するぞ、勝殘とは、ことぐく殘暴の人を化して、惡をせざらしむるぞ、去殺とは、民善に化して、死刑を用ひざるぞ、かくの如きの類、みな其年紀の內に、いかやうに作爲してなることと思ひみて、乃益あり、只聖賢なれば、かくの如くなることと、見すぐるばかりにては、益なしとぞ、

○凡解經、不同無害、但緊要處、不可不同爾、

凡そ經義をとくに、末々の同じからざるは害なし、されども緊要にしてかなめとする處、人々同じからざれば、其間に聖賢の本意に背く所ありて、道を害多し、

○焞初到、問爲學之方、先生曰、公要知爲學、須是讀書、書不必多看、要知其約、多看而不知其約、書肆耳、

約とは、簡要の處を云、書肆とは、肆はいちぐらなり、書をうるたなを云、

頤緣少時讀書貪多、如今多忘了、須是將聖人言語玩味、入心記着、然後力去行之、自有所得、

玩味は、もてあふびあぢはふぞ、記着は、おぼゆるぞ、玩味によりて忘れず、又これを力め行ふによりて、自得して、始めてわが物となるなり、○これより以上は、すべて書をよむの法を論ず、これより以下は、讀書の法をわけ、幷にこれをよむ次第を論ずるなり、

○初學入德之門、無如大學、其他莫如語孟、

入德之門とは、德を成す道に、入る所の門なり、これ學者まづ大學をよむべきことをいへり、朱子の云く、大學は、規模大いなりといへども、然首尾かねそなはりて、綱領尋ぬべく、節目分明にして、工夫序あり、學者の日用に切なるにあらずと云ことなし、

とあたはずば、三百の詩篇多しと云とも、亦何の用をかなさんとなり、

須是未讀詩時、不達於政、不能專對、既讀詩後、便達於政、能專對四方、始是讀詩、

こゝに至りて後に、始めてこれを詩をよむ者とするなり、

人而不爲周南召南、其猶正墻面、

周南召南の云所、みな身を修め、家を齊るのことなり、人として、この身に近切なることを、學び得ずば、正むきに墻にむかひて立るが如くに、至りて近き處にても、即一物も見る所なく、一歩もゆかれまじとなり、

須是未讀詩時、如面墻、到讀了後、便不面墻、方是有驗、

はじめてこれ二南をよみ得たる、験ありとぞ、

大抵讀書、只此便是法、

此とは、上文をさす、凡そ書をよむの法、こゝに云所、即これなりとぞ、

如讀論語、舊時未讀、是這箇人、及讀了後來、又只是這箇人、便是不曾讀也、

舊時は、もとゝ云義なり、這箇人とは、只この人と云が如し、

○凡看文字、如七年一世百年之事、皆當思其如何作爲、乃有益、

論語に子曰、善人敎民七年、亦可以即戎矣、又曰、如有王者、必世而後仁、又曰、善人爲邦百年、亦可以勝殘去殺矣、世とは、人の一代、凡そ三十年を

もし乾々は、これ健にしてやまざるなり、やまざる所以の者は、又これ道なりといひて、漸々におしあげゆかば、自然に一經の義も、これ盡きなん、然れども、只これ高きを好み、約なるを求るの病にして、經を治るの道理は、かくの如くならずとなり、

○子在川上曰、逝者如斯夫、言道之體如此、這裏須是自見得、

論語に、夫子川のほとりに在して、水の流るを見ての玉はく、逝く者はかくの如きか、晝夜をすてずと、云意は、道の體たらく、かくの如しとなり、這の水流の裏につきて、自道體を見得すべしとなり、蓋し天地の運化、ゆく者過ぐれば、來る者續ぐ、一息の間も、やむことのなきこと、水流の如し、乃これ道體の本然なり、聖人これを學者に示して、亦その時々に省察して、毫髮も間斷なからまく欲してなり、

張繹曰、此便是無窮、

張繹字は子叔、程子の門人なり、云意は、これ即道の窮りなき處なりと、

先生曰、固是道無窮、然怎生一箇無窮、便道了得他、

なんぞ一つの無窮と云ばかりにて、即かの道體を、いひ了り得んやと、朱子の云く、須くこれ無窮なる所以を見て、始めて得べし、

○今人不會讀書、

此章も亦論語の文をあげて、書をよむの法を論ず、會は、會得なり、

如誦詩三百、授之以政不達、使於四方、不能專對、雖多亦奚以爲、

詩は人情に本づき、物理にあまねく、風俗の盛衰、政治の得失を見るべし、又其言溫厚和平にして、人を諷じさとすによし、然るによく三百篇の詩を誦する者に、政を授くれども、これに達せず、四方に使する時にも、人のたすけをからずして、獨うけこたへするこ

義になづみ、しゐて其意を一つにとらざるべきことをいへり、

如充實之謂美、與詩之美不同、

充實之謂美も、孟子の語なり、其德內にみちみてるを、美人と稱す、詩に人を美と云は、大抵その容貌威儀のうつくしきことを云、或は德のうるはしきことを云ことありといへども、亦孟子の意と同じからず、

○問、瑩中嘗愛文中子、或問學易、子曰、終日乾乾可也、

瑩中姓は陳名は瓘、瑩中は其字なり、忠肅と謚す、宋人なり、文中子は、隋の王通が著はせる書の名、子とは、其門人師を稱するの詞、云意は、人よく終日乾々の語に體せば、易道の大要を得べしとなり、

此語最盡、文王所以聖、亦只是箇不已、

これ程子に問ふ者、瑩中が文中子の語を愛したる意を述ていへり、即中庸に天道至誠にして、息むことなし、文王の德も、亦純にして已まずと云を、とりていへるなり、

先生曰、凡說經義、如只管節節推上去、可知是盡、

凡そ經義をとくこと、かくの如くに、其中の要語をとりて、ひたすら節々に、其理を高くをしあげてゆかば、これにて一經の大意をもつくさんと、知らるゝなり、

夫終日乾乾、未盡得易、據此一句、只做得九三使、

それ終日乾々の語、實はいまだ易の義をつくし得ず、此一句のまゝに據れば、只これ乾の九三となして、使ひ用るばかりなり、

若謂乾乾是不已、不已又是道、漸漸推去、自然是盡、只是理不如此、

文義にのみ工夫を用る者は、亦滯り泥みて、大意に通せざるなり、

如子濯孺子爲將之事、孟子只取其不背師之意、人須就上面理會事君之道如何也、

此より下は、みな文義になづむ弊をいへり、子濯孺子は、鄭人、射の上手なり、鄭より孺子を大將として、衛を侵す、衛には庾公之斯をして、これをふせがしむ、之斯は、孺子が孫弟子にて、これも射を善くす、衛人かちて、孺子を追ふ時に、孺子疾おこりて、弓をえひかず、之斯をひつき、このよしをきゝて、孺子をいころすにしのびず、されども、今日の事は君事なり、すてがたしといひて、鏃をたゝきすて、四矢いかけて後にかへれり、

又如萬章問舜完廩浚井事、孟子只答他大意、人須要理會浚井如何出得來、完廩又怎生下得來、

舜の父瞽瞍、後の妻にまどひ、其子象と共に舜を殺さんとす、或時舜を廩にのぼせて、修理せしめ、梯をひきて火をかく、舜笠二つをもちて、とびをり玉ふ、又井のそこをさらへしめ、上より土をいれてうづむ、舜ぬけあなをして出玉ふ、象これを知らず、舜の所へゆきて、あらゆる物を、むばひとらんとす、舜のいますを見て羞たり、舜いからずして、反てこれを親愛し玉ふ、萬章此事をあげて、舜いつはりて愛し玉ふかと問ひければ、孟子只仁人その弟にをいて、怒をかくさず、怨みをとゞめざる、大意ばかりを答へて、其事の有無を辨ぜず、

若此之學、徒費心力、

○凡觀書、不可以相類泥其義、不爾、則字字相梗、當觀其文勢上下之意、

これ書を見るに、かれこれ其詞の相似たるを以て、文

を知る、詩は、古人の歌謠を誦して、人情を正すの道とすることを知る、これ路徑を見得るなり、然して後書の二典三謨は、唐虞の盛世、君臣の德業を見、夏商周の三書は、三代の治亂の故を見ることゝす、詩の二南國風は、周の王化列國の俗の美惡を見、二雅は朝廷の政務の得失を見、三頌は、宗廟の祭に、君德をほむるのことゝす、これ各自に門庭を立るなり、餘經も皆かくの如し、これまでは、みな師友にうけて知る所なり、其上の詳細なることは、家に歸りて、自求めよとなり、

○凡解文字、但易其心自見理、理只是人理、甚分明、如一條平坦底道路、詩曰、周道如砥、其直如矢、此之謂也、

平坦は、たいらかに安きなり、詩は、小雅大東の篇、周道とは、周にゆく道なり、如砥と云も、たいらかなることをいへり、それ經義の理は、只これ人にある理にして、本甚分明なり、一すぢの平安なる道路の如し、人もしさかしく、まがれる意を以て求めば、それこれを得べけんや、

○或曰、聖人之言、恐不可以淺近看他、曰、聖人之言、自有近處、自有深遠處、如近處、怎生強要鑿敎深遠得、楊子曰、聖人之言遠如天、賢人言近如地、頤欲改之曰、聖人之言、其遠如天、其近如地、

楊子は、漢の楊雄なり、法言を著す、

○學者不泥文義者、又全背却遠去、

全く文義に背き却りて本意に遠ざかりゆくぞ、

理會文義者、又滯泥不通、

其助けを得べし、一日の間にも、そのこゝち、以前とことなることあらん、日々にいよ〳〵かくの如くに講論せば、久うして後に、其學をのづから進むことを覺えんとなり、

○凡致思、到說不得處、始復審思明辨、乃爲善學也、

凡そ理をきはめて、思を致す間に、詞の說き得通らざる處に到らば、すてをかずして、これよりはじめて、又審に思ひ、明に辨る工夫を用ふべし、乃これを善く學ぶ者とす、

若告子、則到說不得處、遂已更不復求、

告子が云く、言に得ずば、心に求ることなかれと、かくの如きは、則これとき得ざる處に到りて、ついにやめて、又通せんことを求めず、よりて孟子これをそしれり、○此より以上は、すべて致知の方を論ず、此より以下は、專書を讀の法を示す、

○伊川先生曰、凡看文字、先須曉其文義、然後可求其意、未有文義不曉、而見意者也、

文字とは、經書の文字を云、

○學者要自得、

道理を自然に得て、眞實に知ることを云、

六經浩渺、乍來難盡曉、

易書詩春秋禮樂を六經とす、浩渺とは、水の大いなる貌、その載する所の事理廣大なることを云、乍來は、たちまちなる義なり、

且見得路徑後、各自立得一箇門庭、歸而求之可矣、

各自とは、面々と云義なり、まづ諸經の趣く所の路を知りて、次に各その門庭の地どりを、たてかまへよとなり、書は古帝王の迹を考へて、後世の鑒とすること

心麤、

顏子の學といへども、いまだ聖人に至らざることは、其心なをあらき處ある故なり、よりてその仁にをけること、三月を歷れば、一たび間斷あり、聖人の純にしてやまざるが如くなること、あたはざるなり、

○博學於文者、只要得習坎心亨、蓋人經歷險阻艱難、然後其心亨通、

習坎心亨とは、易坎卦の詞なり、習は、かさなるぞ、坎は險難の義にとる、此卦上下みな坎なる故に、習坎と云、經歷は、みなふるなり、凡そ人險阻艱難を歷て、練磨する時は、則その心熟して、通達することを得るなり、よりて孔門の教、博く文を學ぶことも、そこばくの疑難を經て、これをほどくの後に、はじめて其心とをりて、さとることあるなり、

○義理有疑、則濯去舊見、以來新意、

義理をきはむるに、疑はしき處ありて、通じがたくば、しばらく舊見いれたる意を濯ひ去て、別に新き意の出來るやうにせよとなり、

心中有所開、即便劄記、不思則還塞之矣、

劄記は、みなしるすなり、心中ひらけて、發明する所あらば、即時にこれをしるしとめよ、かくの如くすれば、いよ〳〵すゝむ所あり、もしこれを思はざれば、則又ふさがりて、其趣を忘るゝなり、これ孟子に、山のかよひぢを、人これに由りて往來すれば、則たちまちに路となりてかくれなし、もししばらくもこれに由らざれば、則又茅おひてこれをふさぐと、云義をとりていへり、

更須得朋友之助、一日之間、意思差別、須日日如此講論、久則自覺進也、

自己の工夫のみならず、更に又朋友と共に講習して、

もし又その然る所以をきはめずして、只これを天下の理窮りなき處に、委ねをき、測り知られざることに、付けやりて、うちすぎなまく欲せば、其學疑ひにひき撓まされ、其智物におほひくらまされ、邪說かなたこなたより、交來りてひまなく、ついにその守る所の者を、自たもち存するにたえずして、怪妄のことに、まよひおぼれんこと必せり、

○子貢謂夫子之言性與天道、不可得而聞、

性とは、人心うくる所の天理、天とは、天理自然の本體なり、不可得而聞とは、其理精微にして、きゝえがたきことをいへり、

旣言夫子之言、則是居常語之矣、

居常とは、平居常旦と云義なり、

聖門學者、以仁爲己任、不以苟知爲得、必以了悟爲聞、因有是說、

任とは、荷と云義なり、了悟は、あきらめさとるなり、聖門の學者は、仁を以て己が任荷として、人の力をたのまず、自實にこれに體せんことを期す、この故に、師說を聞くに、其意をあからさまに知るを以て、知れりとせず、必了悟するを以て、聞き得たりとす、よりて子貢此說あり、然れども、これは集註の意とことなり、

○義理之學、亦須深沈方有造、非淺易輕浮之可得也、

義理の學、重々きはまりなし、深く沈みたる工夫を以て、方にその蘊奧に至ることあるべし、淺く易り、輕く浮べる心を以て、得べきことにあらずとなり、

○學不能推究事理、只是心麤、

心を用ることあらくして、いまだ精しからざる所あるなり、

至如顏子未至於聖人處、猶是

物怪とは、常にかはりて、怪き物あるを云、神姦とは、姦はかたましきぞ、鬼神のばけて、人をたぶらかす類を云、

孟子所論知性知天、

性は、心に具はる所の理、天は、又理の由りて出る所なり、すでに性を知る時は、則亦天を知るなり、

學至於知天、則物所從出、當源源自見、

學識すでに天を知るに至れば、此物いかやうの理によりて出來ると云こと、源々と水の流れて出るやうに、をのづから明に見ゆるぞ、

知所從出、則物之當有當無、莫不心諭、亦不待語而後知、

妖怪のこと、いまだ道理の本を知らざる時は、人其故を語れども信せず、すでにこれを知る時は、人の語るをまたずして、その有無を知るなり、

諸公所論、但守之不失、不爲異端所劫、進進不已、則物怪不須辨、異端不必攻、不踰朞年、吾道勝矣、

諸公とは、門人をさす、所論とは、日ごろいひなるゝ、常にして正き説を云、朞年とは、とし一めぐりなり、常論を信じ守りて、とり失はず、異端の説に、ひきむばゝれず、いよ〳〵わが學に進み進んでやまずば、自然に智明になりて、物怪のこと、辨明することをまたず、異端の説、攻めきはむるに及ばず、一年をこえずして、わが道かれに勝て、まどはさるゝことなからんとぞ、

若欲委之無窮、付之以不可知、則學爲疑撓、智爲物昏、交來無間、卒無以自存、而溺於怪妄必矣、

かに、ひらくる義なり、覺は、悟るなり、

○思曰ㇾ睿、睿作ㇾ聖、

これ洪範の全文なり、思ふの德を睿と云、明睿の至りは、聖人德なす、

致ㇾ思如ㇾ掘ㇾ井、初有㆓渾水㆒、久後稍引㆓動得淸者㆒出來、

此より下は、皆上文の意を發明す、これはまづたとへをあぐ、渾水は、にごりみづなり、稍とは、漸々の義なり、

人思慮始皆溷濁、久自明快、

溷濁は、みなにごるなり、明快とは、水のすみて、すきとをりこゝろよきが如くなるを云、

○問如何是近思、

論語の子夏の語をとふ、

曰、以ㇾ類而推、

理をきはむるの方、わがすでに知りたる所より、近く類したる所の者を以て、思ひ得て、それより又次第に近きより推し去りて、これを思ふを、近く思ふと云なり、かくの如くなれば、その思ふ所、條理分明にして、ゆくさきの路、通じやすし、もし等をこえて、遠く思へば、徒に心を苦しめて、ついに得ることなし、

○學者先要ㇾ會ㇾ疑、

それ學は、疑をとくにあらざればすゝまず、されども初學はいまだ疑のある處を知らず、よりて學者は、まづ疑を生ずるやうにせんことを求めよとなり、朱子の云く、書はじめよむ時は、いまだ疑あることを知らず、其次には、漸々に疑あり、又其次には、節々疑あり、此一番を過ぎをはりて後に、疑漸々にとく、以て融會貫通するに至れば、すべて疑ふべきことなし、方に始めてこれ學なり、

○橫渠先生答㆓范巽之㆒曰、所ㇾ訪物怪神姦、此非㆓難ㇾ語、顧語未㆓必信㆒耳、

曰、只是致知、若智識明、則力量自進、

知を致して、知識明になれば、力量も、まして、をのづから進み出る故に、行ふことやすきなり、

○問、觀物察己、還因見物、反求諸身否、

問者の意、大學の致知在格物と云を、物の理を見て、己が知を察すと云にとる說をとふ、己は本にして、物は末なるに、これ還て物の理を見るによりて、則身に反り求めて、其知を致すやと、

曰、不必如此說、物我一理、纔明彼、即曉此、此合內外之道也、

理は物にあるも、我にあるも、本一貫す、よりてわづかに彼にある理をきはむれば、即此にある理をさとりて、其知即明なり、彼此時もかはらず、處もことならず、これ內にして心、外にして物、その理を合せたる道なりと、これ中庸の文なれども、蓋し其本旨にはあらず、

又問、致知先求之四端、如何、

四端とは孟子に惻隱羞惡辭讓是非を、仁義禮智の端と云なり、まづここにをいて、知を致すことを求めば、いかゞあらんと、

曰、求之情性、固是切於身、

四端は情、仁義禮智は性なり、

然一草一木皆有理、須是察、

天下の理、精粗大小となく、すべて一貫す、一草一木の理も、五常五倫の理も、かれこれ相てらして、通ずるが故なり、

又曰、自一身之中、以至萬物之理、但理會得多相次、自然豁然有覺處、

相次とは、つゞきてたえざるなり、豁然とは、ほがら

通處、
一件とは一箇條の義なり、毎日一理をきはめて、積り習ること多き後には、必しも天下の理をきはめつくさゞれども、脱然とぬけいでたるやうになる時節至りて、自然に衆理貫通する處あるなり、

又曰、所務於窮理者、非道盡窮了天下萬物之理、又不道是窮得一理便到、只要積累多後、自然見去、

積累とは、つもりかさなるぞ、見去とは、見得て貫通しもてゆくなり、

○思曰睿、思慮久後、睿自然生、

思曰睿とは、書の洪範の文なり、思ふにつきたる德を睿と云、視曰明聽曰聰の類なり、睿とは、思ふ所の通せずと云ことなきことを云、凡そ人格物して、道理を思慮すること久き後に、明睿自然に生ずるなり、

若於一事上思未得、且別換一事思之、不可專守着這一事、

理をきはむる間に、もし一事の上にをいていまだ思ひ得ずば、しばらく其事をさしをき、別に一事をかへて思ふべし、これ窮理の活法なり、

蓋人之知識、於這裏蔽着、雖强思亦不通也、

人心の知識、靈なりといへども、思ひて得ざることあるは、知識這の裏にをいて、蔽はるゝことある故なり、此時は、强て思ふといへども亦通ぜず、しばらく別事にかへて思ふ時は、他日餘のことによりて、亦かの理にも通ずることを得るなり、

○問人有志於學、然知識蔽固、力量不至、則如之何、

知識蔽はれ固まりて、理にくらく、力量志す所に至らずして、行ふことのかたきは、いかゞすべきと、

明すばかりにあらず、其功つもりて後に、眞知の效あることを示めせり、

○凡一物上有一理、須是窮致其理、

物とは、事をかねて云、凡そ一物あれば、必その上に各一理あり、學者ふるゝ處に隨ひて、其理をきはめ致すべしとぞ、

窮理亦多端、

その端多しと、

或讀書講明義理、或論古今人物、別其是非、

人物とは、只人がらを云、

或應接事物、而處其當、

事に應じ、物に接る時に、その理に當ると當らざるとをはかりて、これを行ふ、

皆窮理也、

上に云こと、みな窮理の工夫なりと、中にも書をよみて、義理を講ずること、其功尤大いにして廣し、

○或問格物須物物格之、還只格一物、而萬理皆知、

格物とは、事物の理にきはめ格りて、きはめつくさすと云ことなきことを云、

曰怎得便會貫通、

なんぞ一物に格りて、即萬理に貫通することを會得せんとなり、

若只格一物、便通衆理、雖顏子亦不敢如此道、

一物に格りて、即衆の理に通ずと云ことは、顏子の明敏といふとも、亦かくの如くは、えいはじとなり、

須是今日格一件、明日又格一件、積習既多、然後脫然自有貫

勉強行者、安能持久、
力にまかせてすることは、久き後に、必をこたるとなり、
除非燭理明、自然樂循理、
勉強することをまたずとなり、
性本善、循理而行、是順理、事、本亦不難、但爲人不知旋安排着、便道難也、
旋とは、をひ〳〵と云が如し、着は、つけ字なり、人の性もと善なるが故に、理に循ひて行ふは、これ物のすぢめに順ひて、さかはざることなるによりて、もと難きことにあらず、只人まづ理を知らずして事にのぞみて、をひ〳〵に安排して、その間にあはせんとするによりて、難きことといひて、これを勉強するとなり、
知有多少般數、煞有深淺、
般とは、樣と云が如し、凡そ道理を知ると云に、又そこばくの樣子の數ありて、その深淺ははなはだことなりと、
學者須是眞知、纔知得是、便泰然行將去也、
學者の知を致すことは、必眞實に知るべし、すでに眞知なる時は、則わづかに是と見ることを、泰然としてゆたかに行ひもてゆきて、すこしもはゞかりなやむことなし、
某年二十時、解釋經義、與今無異、然思今日覺得意味、與少時自別、
某とは、程子自頤と稱せられたるを、語を記す者、名をいみて、某と云なり、經書の文義をほどくことは、今と二十歳の時と、かはらねども、今思へば、今日はその意味を覺り得ることふかくして、わかゝりし時と、おのづからことなりと、これ致知の工夫は、只文義を

云意は、只上に云ことのみにあらず、凡そ學者もし聖人を學びずば學びざるにて、やむばかりなり、實にこれを學びまく欲せば、聖人の言語行事につきて、つら〱その氣象を、玩び味はふべし、只その言行の題目の、名義の上につきて、理會すべからず、名義を明せんとのみ求るは、只これ文字を講論するの學にして、聖人を學ぶの方にあらずと、

○問忠信進德之事、固可勉强、然致知甚難、

忠信進德の義前章に見えたり、此問ひの意力行のことは、勉め强ゐてもなすべし、致知の工夫は、力にまかせざるによりて、甚かたしとなり、

伊川先生曰、學者固當勉强、然須是知了方行得、

力行のこと、勿論勉强すべし、然れども、道理を知り了りて後にこそ、方に行ひ得らるべけれとなり、

若不知、只是覰却堯學他行事、無堯許多聰明睿知、怎生得如他動容周旋中禮、

覰却とは、うかゞひ見をはりてと云義なり、他とは、かれと云が如し、即堯をさし云、聰は耳とし、明は、目あきらかなり、睿は、通ぜずと云ことなし、知は、照らさずと云ことなし、皆知の至れることを云、動容周旋中禮とは、動きはたらく容の、周り旋る曲折の處まで、をのづから禮節にあたるぞ、これ行の熟せることを云、

如子所言、是篤信而固守之、非固有之也、

子が勉强と云は、只これその知る所をあつく信じて、かたく守ると云者なり、もとより己に有る所の德を、自然に行ひ出せるにあらずと、

未致知、便欲誠意、是躐等也、

誠意とは、忠信の行にあてゝ云、これ大學の次第に、たかへることを云、

此理會は、工夫を以て云、もし不審なる事につきて、一々に理會して、其理を明さんとせば、天下の萬變ぎはまりなき故に、なんぞ盡期あらんや、

須只於學上理會、

只學問講習の上につきて、理會すべしと、蓋し道理の大槩、すでに明なることを得れば、奇怪の說、きはめざれども、をのづからほどけて、疑なし、もしなをいまだとけがたきことありとも、道理の本を信ずるによりて、これに惑はさるゝことなきなり、

○學原於思、

人の心は、思ふを以て用とす、心もと萬理を具ふれども、思ふにあらざれば、ひらけず、この故に、學んで理を明にすることは、只善く思ふに本づくなり、されども此思ふと云は、心を義理に涵し厭しめて、忘るゝことなきを云、これによりて、明睿をのづから生ずるなり、心力をつくして、しゐて求ることを云にあらず、

○所謂日月至焉、與久而不息者、所見規模雖略相似、其意味氣象迥別、

規模とは、地のとりまはしを云、意味はこゝろあち、氣象は、氣勢なり、論語に、孔門の諸子、仁の境界に至ること、或は日に一たび至り、或は月に一たび至る、只顏子のみ一たび仁に至れば、三月これに違はず、これ久うして息ざるなり、此兩樣、同く仁の域に至るを以て、その見る所の地どりは、ほゞ相似たりといへども、その氣味の淺深厚薄は、はるかにことなる所あるなり、

須心潛默識、玩索久之、庶幾自得、

日月に至ると、三月違はざるとの、意味氣象を、心ひそまりて、默してわき識るべし、玩び索ること久くは、何とぞをのづから會得せらるべしとなり、

學者不學聖人則已、欲學之、須熟玩味聖人之氣象、不可只於名上理會、如此、只是講論文字、

道理を眞にさとり得たると、いまだ得ざるとは、心神氣象の上につきて、自こゝろみるべしと、

思慮有得、中心悅豫、沛然有裕者、實得也、

悅豫は、よろこぶなり、沛然は、雨水の多き貌なり、道理を思ひ得ることある時に、心中よろこばしく、沛然とうるほひゆたかなる、おぼえある者は、これ眞實に得たるなり、

思慮有得、心氣勞耗者、實未得也、強揣度耳、

思ひ得ることありといへども、心氣勞れ耗りて、なやましき者は、實にはいまだ得ず、只これしゐて揣り度れるなり、

嘗有人言、比因學道、思慮心虛、

道を學ぶ思慮によりて、心氣虛耗したるとぞ、

曰、人血氣、固有虛實、疾病之來、聖賢所不免、

もと血氣の虛よりして、病を生ずることは、たれもまぬかれぬ所なり、

然未聞自古聖賢因學而致心疾者、

義理を以て、優柔饜飫に、ひたし養へば、心氣清みて、うるほふ者にこそはあれ、學問によりて、心虛の疾を致すこと、古來いまだそのためしをきかずと、

○今日雜信鬼怪異說者、只是不先燭理、

今日は、今時なり、鬼怪とは、鬼物のなすわざにて、怪したることあるを云、異說も、常に異なる、あやしき說を云、此等のことを、心にとり雜へて信ずること、智くらくして、まづ道理をてらすことなき故なり、

若於事上、一一理會、則有甚盡期、

○伊川先生答横渠先生曰、

これ張子の問へる所の議論に、程子の答へられし書なり、

所論大槪有苦心極力之象、而無寛裕溫厚之氣、非明睿所照、而考索至此、

論ずる所、大槩その氣象、心を苦め、力を極めて、寛く裕に、溫く厚き所なし、これ智の明に睿きより、照し見る所にあらずして、思慮を以て考へ索めて、こゝに至れる者なりと、

故意屢偏、而言多窒、小出入時有之、

意しば〳〵偏にして全からず、言多く塞りて達せず、中道にはづれて、小さ出入り、時々にこれあるなり、

明所照者、如目所觀、纖微盡識之矣、考索至者、如揣料於物、約見髣髴爾、能無差乎、

明は、明睿なり、纖微は、ほそくかすかなるぞ、揣料とは、さぐりはかるさま、約見とは、大かたに見る義なり、髣髴は、ほのかなる貌、

更願完養思慮、涵泳義理、他日自當條暢、

完養思慮とは、心をしゐて用ひずして、完くし養ふぞ、敬を持して、存養せよとなり、これ苦心極力に對していへり、涵泳義理とは、涵は水にひたす、泳は水をくゞるなり、義理を以て、心を漸々にひたしいれよとぞ、これ寛裕溫厚の意をいへり、他日は、後日なり、條とは、ふさがれる處の、あやすぢわかるゝ義なり、暢とは、くゞもれる處をのびゆく義なり、これ涵養久き後に、明睿自然に生ずる效をいへり、

○欲知得與不得、於心氣上驗之、

以衆人觀聖賢、弗識者多矣、

聖は、孔子をさす、賢は、孟子をさす、衆人の眼を以て、聖賢を見ば、其聖賢たる所を、知らざる者、多かるべきぞ、

惟其不敢信己、而信其師、是故求而後得、

衆人といへども、己が見る所を信ぜずして、ひたすら師の敎を信じける故に、深く求めて後に、ついに其道を得たるなり、

今諸君於頤言、纔不合則置不復思、所以終異也、

諸君とは、門人をさす、頤とは、程子自名を稱す、云意は、諸君わが說をきゝて、わづかに其心に合はざれば、則すてをきて、又思ひみず、よりて、ついにわが見る所と異なりとぞ、

不可便放下、更且思之、致知之方也、

放下とは、手はなちすつる義なり、たとひ心にあはずとも、うちすてずして、更にしばらく思ひみるべし、これ知を致すのみちなりと、致知とは、ほゞすでに知る所より、いまだ知らざる所へ、をし致して、これをきはむる義なり、○それ後覺の人は、智くらく、行至らざる所ある故に、必先覺の人によりて、これをひらき正されんことを求む、この故に、初はこゝろえがたき所ありとも、しばらくひらに師の敎を信ずべし、もし不幸にして、明師にあはざる時は、其道の正き先儒の說を信ずるも、亦かくの如くすべし、然る時は、其心專一なるによりて、功つもれる後に、必その求る所を得る效あり、もし己がわづかなる智を自信じて、師を信ずる心專ならざれば、わが生れつきの資質を、すこし改めたるばかりにて、をはるなり、又諸說をきゝあつめて、其よき處をとりあはせて、用ひんとする者は、ついに其路にふみまよひて、方角を失ふに至ること多し、然れば學をする道の得失は、只師を信ずると己を信ずるとによりて、わかるゝなり、

致知類、

學を爲るのこと、必知を致すを以て先とす、この故に、此篇爲學に次ぐ、

伊川先生答朱長文書曰、心通乎道、然後能辨是非、如持權衡以較輕重、

道とは、事物當然の理、これに通ずとは、明にさとる義なり、權衡は、はかりなり、おもしを權と云、さほを衡と云、人よく道に通じて後に、萬理の是非を辨るは、なを秤をとりて、物の輕重をはかるが如し、

孟子所謂知言是也、

知言とは、天下の人の詞にかけて云ほどの道理を、こと〱くきはめ知ることなり、

心不通於道、而較古人之是非、猶不持權衡而酌輕重、

古人の是非とは、その爲る所の事と、云所の言とをかねて云、

竭其目力、勞其心智、雖使時中、亦古人所謂億則屢中、君子不貴也、

億則屢中とは、論語に夫子子貢が智を評じ玉ふ詞なり、道理によらずして、只心より思ひはかりて、たび〱あたることあるを云、蓋し事の是非をば、秤なくして物をはかる者の、眼力をつくし、心智を勞らしめて、たま〱あたる時あるが如くならしむとも、亦これ億あればしば〱中ると云者なり、道理の明なるよりてらし知るにあらざるを以て、君子はこれを貴びざるとなり、

○伊川先生答門人曰、孔孟之門、豈皆賢哲、固多衆人、

哲は、智のさときを云、衆人とは、衆は、もろ〱なり、なみ〱の人を云、

けられざる者は、大やう人の云ことをも、きゝながして、是非可否をいはず、然れども、これ又顏子夫子の言をきゝて、其心一致なる故に、何事をもたゞちにうけいれて、一つも問ひなじることなきを愚なるが如し、わが言にをいて、悅びずと云ことなしと、の玉へるがたぐひにはあらずと、蓋しかくの如くなる者は、或はその小き得る所に、いやしくも安んじて、自足れる者か、又はその得る所にをごりて、人をあなどり、或はこれをおしみて、人に告ざるの類なり、

○耳目役於外、攬外事者、其實是自墮、

其心內にむかひて、自其身を修むることを知らず、耳目の用、外にのみ役はれ、必しも己にあつからざる外の事までをも、ひきとりて、うけあつかふ者は、己に益なし、其實はこれ自その德をひきくづす者なり、

不肯自治、只言短長、不能反躬者也、

自その德を治むることを、うけごはずして、只人才の短き長きを評ずる者は、これ身に反て自せめたゞすこと、あたはざる者なり、

學者大不宜志小氣輕、

學者の大いに宜しからざること、其志を立ること小きに、其氣の輕く浮ぶにあり、

志小則易足、易足則無由進、

志小きなる時は、則みちたりやすし、たりやすき時は、則進むに由なくして、退にちかし、

氣輕則以未知爲已知、未學爲已學、

氣輕き時は、則いまだ眞に知らざることを、すでに知り得たりとし、いまだ實に學びざることを、すでに學び得たりとす、虛く外をはるのみにて、內に德をつむもとひなし、

他爲とは、即誠を養ふことをさす、云意は、今まさにまづ外にはする弊をかりたいらげ、默して内にむかひ、わが誠實をやしなひなさんとせば、反てその患とする所、工夫を用る、日あしの力足らずして、その爲わざのいまだ果さるまじきかと、思ふにこそあるべけれ、何ぞ外にはするのことをするいとまあらんやと、

○學未至、而好語變者、必知終有患、

變とは、非常の道權宜の事をさす、やむことを得ずして、しばらく常にかはりたる事をすることなり、これ聖賢義精く仁熟するの上ならでは、これに與ることあたはず、然るに其學いまだこゝに至らずして、これを語ることを好む者は、その必ついに患にあはんこと知らるゝぞ、

蓋變不可輕議、若驟然語變、則知操術已不正、

權變のこと、淺學のかろ〴〵しく擬議すべき所にあらず、もし驟にはやくこれを語る者は、其とりあつかへる學術の、すでに正大ならずして、邪僻なることを知る、よりてそのついに患へあらんことを知らるゝとなり、

○凡事蔽蓋不見底、只是不求益、

蔽蓋とは、おほひかくすなり、底は、詞のたすけ、かくの如きのと云、のゝ字の意なり、凡その事につきて、わが心中をおほひかくして、分明にときいださゞる者は、人の見る所をもきかず、戒しむる所をも知らず、只これ己がために益を求めざる者なり、

有人不肯言其道義所得所至、不得見底、又非於吾言無所不說、

こゝに學をする人あり、その道義にをいて、知り得たる所、行ひ至れる所をいはずして、人いかんとも見う

也、
穿鑿はほりうがつなり、創意とは、創は、はじむるなり、あたらしきことを、たくみいだすを云、すでに功業に意あれば、必道理によらず、うがちたくみて、僻が事の端をなしいだす、即これ學に害ある所なり、

徳未成、而先以功業爲事、是代大匠斲、希不傷手也、

大匠は、大工なり、それ徳ある者は、必その徳にしたがふの功業あり、もし其徳いまだ成らずして、まづ功業を以て事とせば、これ古語に所謂大匠に代て木をけづれば、手をそこなはぬことまれなりと云者なり、僻が事をしいだす所以なり、

○竊嘗病、孔孟既沒、諸儒囂然、不知反約窮源、勇於苟作、

囂然は、かまびすしき義なり、孔孟すでに沒してより、此道宗として正す所なし、この故に、諸儒各わが好む所をほしいまゝにして、功業文詞の類、諸家の説世にかまびすし、みな博きより約なるに反り、末より本を窮めて、己がために實益を求ることを知らず、いまだ見る處得る處なくして、みだりに事をおこし、說を立るにいさむ、

持不逮之資、而急知後世、

上に云所は、みな人に逮ばざる資質を持て、名を後世に知られんことを、急にする者なり、

明者一覽、如見肺肝然、多見其不知量也、

眼明なる者、一たび見る時は、その學の淺くして實なきこと、肺肝を見とをすが如くに、これを知る、これによりて、正しく其人の自わが分量を知らざる處見ゆるなり、

方且創艾其弊、默養吾誠、顧所患日力不足、而未果他爲也、

創艾とは、草をなぎかるやうに、平らぐることを云、

にもあり、

○人雖有功不及於學、心亦不宜忘、

人もし妨ありて、その事功、學をするに及ばれざることありといふとも、亦つねに心にかけて學習を忘るべからず、

心苟不忘、則雖接人事、即是實行、莫非道也、

心もし學を忘れざる時は、則日用の間人事にまじはるといへども、みな其知識心術を、明め正す處なる故に、即これ己がためにするの實行にして、道にあらずと云ことなし、

心若忘之、則終身由之、只是俗事、

心もし學を忘るゝ時は、終身の由りふるゝ所、只これ俗事にして、己に益なし、蓋しその由る所の事は一つにして、心を存すること、學にある時はこれ實行、學にあらざる時は、これ俗事なり、

合內外、平物我、此見道之大端、

心にきざす所を、即外になす事と見、外になす事をば、即心の動く處と見て、一致に工夫を用るをば、合內外と云、人と我とをへだつる心なくして、只道理のまゝに處置するを、平物我と云、此二つをよくする者は、道にをいて、いまだ精微の蘊に至らずといへども、亦これ其端の大いなる處を見る者なり、

○既學而先有以功業爲意者、於學便相害、

功業とは、俗に云てがらなり、すでに學を以て事とすといへども、先より功業を立るを以て、意とすることある者は、その學をする心術と、即相さまたぐることあり、

既有意、必穿鑿創意、作起事端

○爲學大益、在自求變化氣質、

それ人聖人より外は、各氣質の偏なきことあたはず、この故に、學をして大益を得ることは、只自その氣質の偏を變化して、これを全くするにあり、

不爾、皆爲人之弊、卒無所發明、不得見聖人之奧、

自その氣質を變化するは、これ己がためにするの實學なり、それしからずして、功名を求め、記誦を務るの類は、力を用ること多しといへども、此道にをいて、ついに發明する所なくして、聖人の奧ふかき處を、見ることを得ざるなり、

○文要密察、心要洪放、

事物の文理をきはむることの密察にして、詳に明ならんことを要すべし、而して心をまうくることは又洪放にして、大いにひろくをしひらかんことを要すべし、文理密察ならざれば、道理を見ることなをあらく、かくる所あり、立心洪放ならざれば、なをうけいるゝ所せばく、應接かたをちなり、

○不知疑者、只是不便實作、既實作、則須有疑、

凡そ學をする者、疑ひと云ことを知らずして、その知る所もくらからず、その行ふ所もふさがるまじく思へるは、只これいまだ即眞實に工夫を用ひて、たしかにこゝろみることなき者なり、すでに眞實の工夫を用ひば、則疑はしき所あるべきなり、

必有不行處、是疑也、

もし工夫を用ること着實なれば、必ゆきつまりて、行はれざる處あり、即これ疑なり、これよく學ぶ者の、疑ある所以なり、

○心大則百物皆通、心小則百物皆病、

物とは、事をかねて云、人學び得て、其心大いなる時は、則百事みな通達して、ふさがる所なし、もしいまだしからざれば、固陋偏急にして、百事みな己をやましむ、此兩端のこと、理を見る上にも、事を處する上

窮神知化の義前に見えたり、云意は易に其德神妙に至り、其功造化にひとしきを、盛德と云か如きの地位、豈淺陋にして、あさくせばき心を以て、これに至ることを得べけんやと、

○人多以老成則不肯下問、故終身不知、

人多くはわが老成人なるを以て、下輩の人に問ふことを耻て、心に肯はず、この故に、身を終るまでに、道理を知らず、

又爲人以道義先覺處之、不可復謂有所不知、故亦不肯下問、

又は人既に道義を先覺れる人と稱して、其位にをくがために、今又知らざる所ありと、いひがたきを以て、これも亦下問をうけごはず、

從不肯問、遂生百端欺妄人我、寧終身不知、

欺妄とは、あざむきいつはるなり、下問を肯はざるよりして、遂に種々のまことならざる意、端多く出來りて、內己を欺き、外人を欺き、身を終るまでに、道理を知らざるにやすんじてはつるなり、

○多聞不足以盡天下之故、

故とは、事物の然る所以の理をさす、人博學と稱して、聞き識す所多きのみにては、その知る所、限ある故に、天下の然る所以の理を知り盡すにたらず、

苟以多聞而待天下之變、則道足以酬其所嘗知、

酬は、應なり、天下の理萬變きはまりなし、もし多聞の學を以て、その到來をまたば、其道只わが嘗て知る所のすぢにのみ、應ずるに足れり、

若劫之不測、則遂窮矣、

もし測り知られざることを以て、劫しおどろかす時は、則その智窮りて、これに應ずることあたはず、この故に、聖門の學、萬理一貫することを尚ぶなり、

當習熟纏繞、

載とは、張子みづから名を稱す、副當とは俗語、蓋しつきそひたる者を云、これ云意は、學者まづ禮を學ぶ時は、則世俗のことに、一物つきしたがひ、習れ熟みて、其身に纏ひ繞れる者を、除ひ去て了るがためなりと、蓋しその鄙陋の習染をはらひて、文雅の風俗になさんことなり、

譬之延蔓之物、解纏繞即上去、

延蔓の物とは、延ひ蔓へる、葛藤の類をさす、たとへば、樹木の延蔓の物に、まとひしめられたるが如し、その纏繞をときすつれば、木の幹枝たちあがりゆくとなり、

苟能除去了一副當世習、便自然脫洒也、

脫洒とは、洒は落なり、ぬけおちたる義なり、もし人も亦よく一副當の世俗の習はしを、はらひすつれば、即脫洒して、ぬけいでたるやうになるとぞ、

又學禮、則可以守得定、

又禮節を學ぶ時は、則筋骨かたまり、志氣もいよだつ故に、守り得定まりて、物に動かされざることを得るなり、所謂禮に立つと云者なり、

○須放心寬快公平以求之、乃可見道、

放とは、をしひらく義なり、凡そ人此道の體を見うけんとならば、其心を推しひろげ、寬に快くして、かぎりたる所なく、公に平にして、物我の私なからしめて後に、これを求むべし、然らば道を見ることを得べきぞ、

況德性自廣大、

況や其心の德性の分量、もとをのづから廣大なる者をや、

易曰、窮神知化、德之盛也、豈淺心可得、

義理を求めて、徒に章句訓詁の末のみを事とせず、書を編には、必段々歸着する所の條理ありて、徒にひろきことを務めて、みだりに寫しとをるのみなるべからず、又多く前世往古の人の言行を聞き識るべしと、これ易大畜の象辭をとりて云、これみな問學上に、進益を求るの道なり、

勿使有俄頃閑度、逐日似此三年庶幾有進、

俄頃とは、しばらくの間なり、閑度とは、閑は無事なる義なり、しばらくもすることなくて、むなしく日を度ることなかれとぞ、日を逐て、かくの如くに、三年の功をつまば、學業德行すゝむことあるべしとなり、

○爲天地立心、

それ人は萬物の靈として、各天職をうけ、裁成輔相の任あり、この故に、みな其心を天地のためにたてゝ、公にこれを用ふべし、只一身のためにたてゝ、自私にすべからず、中にも聖人は、天地に參はり、化育を賛けて、天下の人物をして、各その所を得、その德を成さしむるを以て職任とす、

爲生民立道、

生民とは、泛く世に生々する人を云、立道とは、聖人三綱五常の柱となり、禮樂刑政の法を制するの類を云、

爲去聖繼絕學、

去りし世の聖人のために、絕たる學脈を繼ぎて、此道をその世に明にすることを云、

爲萬世開太平、

後世の王者のために、世を治め民を安んずるの法を、たてをくことを云、學者此四つの者を以て志を立る時は、則身の任ずる所至大にして、小き成就に安んせず、心の存する所至公にして、まぢかき利益を以て、苟くもせざるなり、

○載所以使學者先學禮者、只爲學禮、則便除去了世俗一副

人よくこれを弘むるの力にあるのみなり、

○今且只將尊德性而道問學爲心、日自求、

此章中庸の語を發明す、學者わが天にうけたる德性をあがめ尊びて、これを養ひ立るに、をこたりあなどらず、又問學の正道に由りしたがひて、そむきたがはず、此兩端を心として、日々に自求めすゝむべし、

於問學者、有所背否、於德性、有所懈否、

これ日々に求るの法なり、

此義亦是博文約禮、下學上達、

これ論語の文を引て、上文を明す、博く文を學ぶは、善を擇ぶとの精きぞ、これ道問學のことなり、約禮とは、學び得る所を、約にして身にそなへ、禮法に行ふことを云、これ尊德性のことなり、下學上達は、下人事を學びて、上天理に達するなり、張子は蓋し下學を以て問學のこととし、上達を以て尊性のこととするなり、

以此警策一年、安得不長、

警策とは、さとしむちうつなり、こゝにては、自はげますことを云、長すとは、其學以前より、のび長すことを云、

每日須求多少爲益知所亡、改得少不善、此德性上之益、

此より下警策の工夫功效を、兩端にわけて云、多少とは、そこばくと云義なり、所亡とは、今まで知らざる所のことを云、張子の本意蓋し知行かねすゝむを以て、尊德性の工夫とするなり、云意は、かくの如くに、每日點檢して、多少の進益を求むべしとなり、

讀書求義理、編書須理會有所歸着、勿徒寫過、又多識前言往行、此問學上益也、

歸着とは、俗にかたづくと云義なり、書を讀には、必

吾往、

此段は、申ねて初段の意を明す、可欲とは、孟子の可欲之謂善の語によりて、唯善を云なり、云意は、學者善を明にするに急なる所以は、其心をして、善を信じて、疑はざるの地にたゝしめて、然後に江河の大水をきりながすが如くに、其學のすゝみゆくことを快利にして、とどこほらせざらんことを求めてぞと、

遜此志、務時敏、厥修乃來、

此より下は、又その善を明にするに急なるべきことを云、これは書の説命の文をひけり、志とは、心に存する所のことを云、これ云意は、學者わが心をむなしくして、ひきさがり、道理のまゝに、なびき順ひて、又その務ることは、精神をゆりたて、敏くしてたえまなくする時は、その修する所の道源々と流れ來りて、其手に入るとなり、

故雖仲尼之才之美、然且敏以求之、

これ論語の文を引て、上段の意を明す、

今持不逮之資、而欲徐徐以聽其自適、非所聞也、

資は、うくるなり、氣質を云、今人に逮ばざる資質を持ちながら、徐々とゆるかせにして、以て自その分に適へるほどに、うちまかせて、其功を成さまく欲すること、これわが嘗て聞く所にあらずとなり、

○明善爲本、固執之乃立、

此章中庸孟子論語の文を、とりあはせて發明す、それ學は、理をきはめて、善を明にするを以て本とす、その得る所の善を、固く執り守りて、乃ひとり立ちすることあり、これ知行を對していへり、

擴充之則大、易視之則小、在人能弘之而已、

善道の本體、大いなりといへども、人これを修して、德とする所は、よくこれをおしひろめて、その本來の分量に充る時は、則大いなり、もしたやすく見あなどる時は、則小きなり、その德の大いになることは、唯

吾輩不及古人、病源何在、

今の人古人に及ばざること、必その病の源あり、今それ何れの處にか在るぞと、

巽之請問、

巽之その病源のある處を知らずして、これを請問す、

先生曰、此非難悟、設此語者、蓋欲學者存意之不忘、庶游心浸熟、有一日脫然如大寐之得醒耳、

脫然とは、物の中より、ぬけ出る義なり、大寐とは、前後しらずにねいりたることを云、これ云意は、此事畢竟悟りがたきにあらず、われ此題目を設けて、學者を試ること蓋し學者常々これを會得せんとする意を存して、忘るゝことなくば、庶くは其心道理と共に浸りあひ、ねれ熟して、功積り、時到るに及んで、一日脫然として、大寐のさむるを得るが如くに、悟ることあらまく欲してぞと、すでによく悟り得る時は、道を信ずること深く、學にすゝむことやまず、

○未知立心、惡思多之致疑、

學者のまだ心を善道に立て動かざることを得ざる時は、いまだ見定むる處なくとも、その趣く所を堅く信じて心を專一にすべし、かなたこなたと思ふ所の端多くして、疑を致すこと、尤忌み惡むわざなり、

既知所立、惡講治之不精、

心すでに立つ所あることを得る時は、則又講明修治の精細ならざることを惡む、

講治之思、莫非術內、雖勤而何厭、

心立ち定まりて後に、講治するの思ひは、學術の內にあらずと云ことなし、勤めて思ふと云とも、亦何ぞ厭はん、思ふにあかずとなり、

所以急於可欲者、求立吾心於不疑之地、然後若決江河、以利

横渠學堂雙牖、右書訂頑、左書砭愚、

雙牖とは、雙は二つなり、兩方の牖を云、

伊川曰、是起爭端、改訂頑曰西銘、砭愚曰東銘、

程子訂頑砭愚の文字、ことやうなるを以て、人の議論の端をひらかんことを恐れて、唯何となく、西銘東銘と、其名をあらためり、

○將脩己、必先厚重以自持、

これ論語の君子不重不威と云章を釋す、其義本旨と異なりといへども、此說も亦學者に益あるを以て、こゝにしるせり、云意は、君子己を脩めんとするには、必まづ内外を厚く重々しくして、自持ち守るべし、これ德をつむの基なり、

厚重知學、德乃進不固矣、

もし徒に厚重なる基なるのみにして、學問を事とせざれば、則亦固滯にして、其德すゝまず、必又學を好みて、而して後に德乃ひらけ進んで、固からぬなり、

忠信進德、

學問して知を致すばかりにても、其德なをすゝみがたし、必又忠信の行を主として、而して後にこれに進むの實效を得るなり、

惟尙友而急賢、

學問忠信の輔けを求むるには、唯朋友を尙びて、賢者にちかづくを以て急とす、

欲勝己者親、無如改過之不吝、

吝とは、おしみて果さゝる義なり、賢にして己に勝れる者の、われに親まんことをねがはゝ、則又其の過を改ることの、吝ならざるにしくことなし、もし過を改ること速ならざれば、人善を告るに樂まざればなり、

○横渠先生謂范巽之曰、

范巽之名は育、張子の門人なり、

過とは、心ならぬしおちを云、過りて言ことは、心ありて云にあらず、過りて動くことは、心の誠よりするにあらず、

失於聲、繆迷其四體、謂己當然自誣也、

失すと云も、あやまる義なり、四體は、即四支なり、當然とはまさにかくの如くなるべしと云義なり、過言にして、その聲にはづれいで、過動にして、その四體を繆らし迷はせるを、わが過ちとすることをはぢて、反てこれかくの如くせでかなはざることと、思ひなせるは、われと自しゐまぐるなり、

欲他人己從、誣人也、

他人もわれに從ひて、その當然なりと思はしめまく欲するは、これ又人をしゐまぐるなり、

或者謂出於心者、歸咎爲己戲、失於思者、自誣爲己誠、

歸すとは、よする義なり、自思ひ謀りて、心より出たることをば、咎を戲れごとにかぶせて、これによせをき、たま〳〵思ひあやまれる過失をば、自しゐまげて、わが當然の誠とす、

不知戒其出汝者、歸咎其不出汝者、

汝より出たる戲れを、戒しむるは、これ意を誠にし、心を正くするの本なり、汝に出ざる過ちに、咎を歸するは、これ善に遷り過を改るの端なり、今彼此をとりまどひて、さかしまに心を用ることを、自知らず、

長傲且遂非、不智孰甚焉、

もし心ある戲をおほひて、わが誠にあらずとすれば、其傲慢日々に增長す、心なき過ちをかざりて、己が當然とすれば、其非違日々に遂げ成る、天下の不智迷妄いづれかこれより甚き者あらん、葉氏おもへらく、それ戲れと過との輕きをしも、克治する所、かくの如くに嚴なり、況やわづかにも、心に僻が事のきざせるをば、しばらくもとゞめをき、其身をわづらはすことあらんや、

親疎の分たてる上より、根本の一理を推し行ひて、私勝の流弊を止むるは、これ恕の道にして仁を求るの方なり、

無別而迷兼愛以至於無父之極義之賊也、子比而同之過矣、

親疎の分別なくして、兼愛の敎にまよひ、至親の父を、路人の如くに視て、その極り父なきに至るは、これ義裁制を賊ふによりて、義の賊なり、然るに此二つの者を、をしならべて、同く論ずるは、あやまちなり、

且彼欲使人推而行之、本爲用也、反謂不及、不亦異乎、

横渠此書の作、人をしてこれによりて、仁道を推し行はしめまく欲す、これその本意用にたてんがためなり、然るを反て用に及ばずと云は、異なることならずやと、

○又作砭愚曰、

張子又砭愚一篇を作る、砭は、いしばりなり、わが愚なる處を、いしばりさすが如くに、さとしたゞすとぞ、これは東銘なり、

戲言出於思也、戲動作於謀也、

戲れて口に言ことも、まづかくいはんと、心に思ふより出でゝ、これを云、戲れて身に動くことも、まづかくせんと、謀るより作りて、これをするなり、

發於聲見乎四支謂非己心不明也、

四支は、四つのえだ、手足を云、戲言すでに聲にあらはれ、戲動すでに四支にあらはれたるを、これわがたはぶれごとなれば、心よりたくみ出せるにあらずと思へるは、智の明ならぬなり、

欲人無己疑不能、

わが心にあらずと云ことを、人信じて疑ふことなからまく欲すとも得んや、得ることあたはじとなり、

過言非心也、過動非誠也、

如く疑ひてとへるなり、

伊川先生曰、橫渠立言、誠有過者、乃在正蒙、

張子のあらはせる正蒙の書には、その言ふ所の過當なる者あり、

西銘之書、推理以存義、擴前聖所未發、與孟子性善養氣之論同功、豈墨氏之比哉、

此書のおもむき、一本の理を推し行ひて、其中に差別の義を存す、豈墨氏が兼愛して、差別なき者の比ならんや、

西銘明理一而分殊、墨氏則二本而無分、

此語の本注に云く、老幼及人、理一也、愛無差等、本二也と、蓋し人の生ずること、必父母に本づき兄弟にわかれて、一家の老幼となる、而してわが老幼を愛敬する心を推して、他の老幼に及ぼす、よりて其間に、自然と親疎の等あり、これ理は本一にし其分をのづから殊なるなり、西銘は則此道理を發明す、墨氏は父母を愛する心を以て、すなはち路人に施して、さらに差等なし、これ其本すでに二つなり、よりてその推し行ふ所、ついに親疎の分別なし、

分殊之蔽、私勝而失仁、

もし徒に分殊の義を知るのみにして、理の一にくらき時は、その蔽はるゝ所、まことに己がためにするの私意勝て、公愛の仁を失ふ、

無分之罪、兼愛而無義、

自然の親疎を知らずして、分別なきに流るゝの罪は、人を平等に兼愛して、その宜きほどを裁制するの義なし、

分立而推理一、以止私勝之流、仁之方也、

位已高、

體は、體認なり、其理と一體になりて、よく會得することを云、而してこれを己が有る所の者とならしむるは、又よく此理を踐て行ふ者なり、其學すゝんで、こゝに至る時は、居る所の地位すでに高し、

到此地位、自別有見處、不可窮高極遠、恐於道無補也、

その居る處高ければ、その見る處隨て廣くなりて、前の見る處と自別なり、更に又高遠の理を、たづねきはむべからず、恐くは道を求るに補ふ所なくして、反て害あらんとぞ、

又曰、訂頑立心、便達得天德、

天德とは、人爲のかゝつらひなき、天然の德なり、蓋し此篇の趣、その心を立る所、大公無我の仁に體するにあるを以て、これよりして、すなはち人欲をはなれ去りて、天德に通達し得るなり、

又曰、游酢得西銘讀之、即渙然不逆於心、

游酢字は定夫、程子の門人なり、此篇をよみて、其理渙然とほどけて、心に思ふ所を、相さはることなきなり、

曰、此中庸之理也、能求於言語之外者也、

中庸の性に率ふの道、其本混然たる一理にして、事に應ずる處、其理各殊なりといへども、みな過不及の差なくして、亦各一理を全うす、その通篇のおもむきも、亦始に一理をいひ、中ごろ散じて萬事となり、末に又合て一理となる、これ游氏西銘の言語の外に、理一分殊の旨を、よく求め得たる處なるべし、

楊中立問曰、西銘言體而不及用、恐其流遂至於兼愛、何如、

楊中立、名は時、亦程子の門人なり、言體而不及用とは、楊氏此篇の意を見あやまり、只萬物一體の仁ばかりをときて、差別の義なしと思へるによりて、かくの

福澤は、さいはひありて、うるはしきぞ、憂戚は、うれへいたむなり、厚生とは、大禹謨の文、玉汝とは、大雅の詩の詞なり、玉にすと云を、朱子の詩傳には、重寶して愛護する意とす、一說、こゝに玉汝於成と云は、すりみがきて、よくなしたつる義なりと、恐くはこれ張子の本旨なるべし、それ人家富貴にして、福幸潤澤なるは、天私に我を愛するにあらず、これわが生涯を厚く養ひて、善をすること、易からしめんとなり、家貧賤にして、憂苦毀戚するは、天ことさらに我をなやますにあらず、われをはげましつ、なごめつ、玉つくるが如くに、すりみがきて、よき人と成さんとなり、天地の人にをける、父母の子にをける、その養育の心豈ことなることあらんや、この故に、聖賢の天に事ること、周公の富を以ても、恭敬を忘れずして、驕ることあるに至らず、顏子の貧きを以ても、心を道に潜めて、其樂みを改ることなし、これなを孝子の其親に事るに、愛せらるゝ時は、喜んでわすれず、惡まるゝ時は、をそれて怨むことなきが如し、そのこれに事るの心、亦一ならくのみ、

存吾順事、沒吾寧也、

仁人の天に事ること、世にいける間は、ひたすら理に順ふのみにして、他の心なし、よりて身終る時は、天に愧ることなく、其心安寧にして、目ひしぐなり、即これ孝子の身存する時は、親に事ること、其志にたがはじとするの外なく、死にのぞんて、親のために、はづかしきことなくて、心を安んじて斃るゝの道なり、これ生死の大槩を以て、一篇の意を結べり、

明道先生曰、訂頑之言、極醇無雜、秦漢以來學者所未到、

極醇とは、醇はひたすらなる義なり、此篇の云所、道理極めて醇粹にして、駁雜ならざるなり、

又曰、訂頑一篇、意極完備、乃仁之體也、

此篇の意趣、極めて完く備りて、かくる所なし、乃萬物一體の仁の、體たらくなり、

學者其體此意、令有諸己、其地

生、その繼母の驪姫が、公を弑せんとすると云、讒言にあひて、誅せられんとする時に、其弟重耳國をたちのかれよと、すゝめければ、申生われ父を弑せんとするの名たてり、天下に父なきの國あらんや、然らばわれいづくにかゆかんといひて去らず、ついにくびれて死せり、人よく其身を脩めて、命の天壽を、天にまかせて、うたがはず、もし逃るべき道理なしと見れば、鼎鑊に烹らるゝ刑罰をもさけずして、これを待つ時は、これ申生が父の誅をまちて、去らざる孝恭と同じ、即此人も亦天のための申生なり、恭とは、父の命をつゝしむことを云、時の人申生に謚して、恭世子といへるによりてなり、

體其受而歸全者、參乎、

これ孝經に云く、身體髮膚、受之父母、祭義に、曾子曰、父母全而生之、子全而歸之と云の語、並に論語にのする、曾子疾にふして、手足を啓かしめたることを、とりあはせていへり、參乎の二字も、論語の文、參は、曾子の名なり、こゝにひき用る意、其受たるとは、天にうけたる德性をさす、これに體すとは、其理の一つになる義なり、歸全とは、善く其事を終る義なり、生れてうけ來れる德性を、そこなはず、けがさずして、死する時に、全くして歸らしむるとの意なり、人よくかくの如くなる時は、曾子の父母にうけたる身體を虧かず辱めずして、全く歸したる孝と同じ、即亦天のための曾子なり、

勇於從而順令者伯奇也、

これ說苑にのせたる、尹伯奇がことをとりていへり、周の太師尹吉甫が子伯奇、繼母の讒によりて、父に逐ひ出され、衣なく履なく、中野に霜をふみて、車をひきけれども、只父の命ずるまゝに順ひて、さかはざりしなり、從とは、まかする義なり、令は、命なり、人よく吉凶禍福の來るをば、天にまかする所、いさみてなやむことなく、只ともかくも、命ずるまゝに、なびきしたがひて、少もさかふことなきは、即亦天のための伯奇なり、

富貴福澤、將厚吾之生也、貧賤憂戚、庸玉汝於成也、

育英才、潁封人之錫類、

上三字は、孟子に、得天下之英材而教育之と云をとる、潁封人は、即鄭潁考叔、封人は、其官なり、左傳を按ずるに、鄭の莊公其弟共叔が謀叛に、母のくみせることを怨みて、母をおしこめをき、われ黄泉に及ばずば、再あふまじと、誓をたつ、されども後にこれをくやめり、黄泉とは、地のそこにわく水を云、これ死して葬らるゝ後のことをいへり、潁考叔孝子なりしかば、其中をやはらげんために、ある時進物をとりて、莊公にまみゆ、莊公これに食をあたふ、考叔その肉を食せず、莊公故をとひければ、考叔小人母あり、これをもてかへりて、母にをくらんと請ふ、莊公きゝて、爾母あり、我ひとりなしとなげゝり、考叔何とてかくはの玉ふぞと問ひければ、莊公その故を語る、考叔が云く、然ば今地をほりて、水のわく處に至り、上より道をつけて、其中にて母ぎみとあひ玉へ、たれか誓にそむけりとすべきといひければ、莊公これに從ひて、ついに母子の親み、初の如くなれり、そのかみ君子此事を稱して、潁考叔は純孝なり、其母を愛して、莊公にひき及ぼす、詩に云く、孝子不匱、永錫爾類とは、それこれを謂かといへり、云意は、孝子の誠つきざれば、永く其善を以て、爾の同類までに、あたへ及ぼすとなり、それ人の德性は一己の私ならず、天下の人、同く天にうく、この故に、己に得る所あれば、則亦人にをし及ぼして、英たる才德を育ひなす、これなを潁封人わが孝を以て、莊公に及ぼせることを、爾の類に錫へたるなりと云が如しとぞ、

不弛勞而底豫、舜其功也、

これ孟子に、舜盡事親之道、瞽瞍底豫と云意にとる、不弛勞の三字は、論語の文を借れり、人よく勤勞のつとめに、をこたらずして、天に事るの道をつくし、天豫を此人に致して、嘉祥の應驗あるに至る時は、これ舜その頑父瞽瞍に孝をつくして、瞽瞍豫を致せる功效と同じ、即此人も亦天のための舜なり、

無所逃而待烹、申生其恭也、

これ檀弓にのせたる、晉の申生がことをとりていへり、無所逃とは、莊子の語なり、晉の獻公の世子申

承け繼ぎて、つねに失はざるが如し、化は迹ある故に、事を以て云、神は形なき故に、志を以て云、亦皆聖人樂天踐形のことなり、

不愧屋漏爲無忝、

上四字は、大雅の詩に、相爾在室、尙不愧屋漏と云をとる、これ衞の武公人に誦へさせて、己を戒められし詞なり、屋漏とは、室の西北の隅を云、おくふかき處なり、云意は、人なき處、事なき時として、しばらくも敬畏の心を忘るゝことあれば、心にをいて自愧る所ある故に、屋漏に閑居するとも、愧ることなかれとぞ、これなを孝經に、小雅の詩を引て、夙興夜寐、無忝爾所生と云孝行の如し、所生とは、父母をさす、平生わが身に愧ることなきは、即親を忝めざるのことなり、

存心養性爲匪懈、

上四字は、孟子に存其心、養其性、所以事天也と云にとる、つねに其心を存して放たず、これを以て、其性を養ひてそこなはず、これ天にうけたる所の者をば、よく奉承して違はざる故に、天に事るとす、これ亦孝經に、大雅の詩を引て、夙夜匪懈、以事一人と云孝行の如し、但詩の一人は王をいへども、これを借りて親のことを云、蓋し人よく心を存して性を養ふは、即これ天に事へて懈らざるのことなればなり、此二段は、みな賢人天を畏るゝのことを云なり、

惡旨酒、崇伯子之顧養、

これ孟子に、禹惡旨酒と云をとる、旨酒とは、むまきさけなり、崇伯子は、即禹のことなり、禹父鯀、崇伯と云諸侯なりければなり、これ昔儀狄と云者、始めて美酒をつくりて、禹に奉る、禹飲でこれを甘んじ、後世必酒を以て其國をほろぼす者あらんとの玉ひて、それより儀狄を疏んじて美酒を絕ち玉へることを云なり、人よく人欲を禁止して、天理を存養すること、禹の旨酒を惡めるが如くなるは、なを子として身の嗜欲を戒め、父母を奉養することを、念ひて忘れざるが如し、これ亦孟子に、博奕好飲酒、不顧父母之養を以て、五不孝の一つとするに、うらがへしていへるなり、

此より下三段は、上の二段に對し、不孝のことをあげて、衆人天に事ることあたはざる至極をいへるなり、違とは、理にたがふぞ、これ易繫に、聖人のことを、與天地相似故不違と云意を、うらがへしてとるならん、悖德とは、孝經の語、道理に悖りたる惡德を云、これ云意は、人天理に違ひて、人欲に狗ふは、なを孝經に、其親を愛せずして、他人を愛するを、悖德と云者の如しとぞ、

害仁曰賊、

これ孟子に、賊仁者謂之賊と云にとる、蓋し仁はこれわが身の天にうけたる生理なり、これをそこなひほろぼす者は、なを其親を弑する、大逆無道の如し、よりてこれを賊と云、賊とは賊子なり、

濟惡者不才、

これは左傳に本づきて云、天理をなみし、惡をなしとげてあらためず、外より敎訓せられざる者は、なを古へ渾敦窮奇檮杌と云三族の不才の子、わが惡名を增長して、其親を辱しむるが如し、

其踐形惟肖者也、

これ孟子に、惟聖人然後可以踐形と云にとる、惟肖とは、商書の詞を借り用ふ、踐形とは、わが身にそなはる道理を、こと〴〵く踐み行ひ、其形體につみ充てゝ、闕る所なきを云、即これ聖人の其性を盡すことなり、人よくかくの如くなる時は、則天地の德と相似てたがはず、なを子孫よく父祖の才德に肖て、不肖の子孫にあらざるが如し、蓋し樂天は知の至りを以て云、踐形は行の盡くせるを以て云、みな聖人の事なり、

知化則善述其事、窮神則善繼其志、

これは易繫に、窮神知化、德之盛也、中庸に、夫孝者善繼人之志、善述人之事者也と云を、とりあはせたり、知化とは、其する所の事天地變化の道に、適合するを云、これなを子よく父のしおきつる事を傳へ述るが如し、窮神とは、其德の精微なること、天地神明の妙に、至りきはまれるを云、これなを子よく父の志を

聖人は即わが兄弟の、天地と德を合せたる者なれば、尤これをあがむべし、賢人も即わが兄弟の、なみより秀たる者なれば、亦これを敬すべきなり、

凡天下疲癃殘疾、惸獨鰥寡、皆吾兄弟之顚連而無告者也、

疲は、つかるゝなり、癃は腰かゞまりて、背の高き疾なり、こゝにてはすべてかたわなる者を云、殘疾とは、殘はそこぬる義なり、手足のきれくじけたる類をさす、惸は兄弟なき者、獨は、老て子なき者、鰥は、やもを、寡は、やもめなり、顚連とは、患難の義なり、凡そ天下の窮民は、皆わが兄弟の患難にかゝり、其うれへを告て救ひを乞ふべき、たのみなき者なれば、みな憐愍をかくべきなり、これより以上は、萬物一體の仁を明すにつきて、又其中に、貴賤親疎の差別、自然にわかれたることを示せり、

于時保之、子之翼也、

此より下の段々は、人すでに天地の子たる時は、則その親に事る道を以て、天に事へて、萬物一體の仁に體すべき工夫をとく、皆上には天に事る道をあげて、下には親に事る孝を以てこれに合はす、此段上の句は、周頌の詩に、畏天之威、于時保之と云の意にとる、之の字、詩にては天と祖神との照臨の心をさす、こゝにはわが身のこととなす、下の句も、大雅の詩に、燕翼子と云詞を借り用ふ、云意は、賢人つねに天を畏れて、その身をはづかしめじと保ち守るは、なを子として親の遺體をつゝしむことの至れるが如しとなり、

樂且不憂、純乎孝者也、

上の句は、易繫に樂天知命故不憂と云意をとる、下の句は、左傳に、潁考叔を純孝と云詞を借る、但こゝには孝の字を、愛となして見るべし、云意は、聖人天命を知りて、天理にうち順ひ、つねに樂んで憂へざるは、なを子として其親を愛することの純にして、二心なき者の如しとなり、天を畏るゝに敬をいひ、天を樂むに愛を云こと、その宜きに稱へりといへども、亦一偏にかぎらず、敬至れる時は、愛も亦其中にあり、愛純なる時は、敬も亦共に至れるなり、

違曰悖德、

わが身混然として中に居て子たるの實證、明に知るゝなり、

民吾同胞、物吾與也、

民とは、泛く人をさす、同胞とは、胞はえなゝり、同く母の胎胞より生れたる兄弟を云、物とは、鳥獸草木金石水土、凡そ有情無情の者をすべて云、與とは、くみする義なり、わが相與して、つねに心をかくる者をを云、蓋し人と物と、共に天地の間に並び生れて、皆天地の氣を得て體とし、天地の理を得て性とす、中にも人は萬物の靈にして、我と親き同類なるによりて、わが兄弟の如し、物は人の貴きにしかずといへども、亦その體性たる所の本同きを以て、わが與する等輩の者の如し、その兄弟の如くなる故に、凡そ天下の人にをいて、愛せずと云ことなし、その等輩の如くなる故に、有情無情の者をして、皆その生をとげしめ、これを用ることと、その宜きにかなはずと云ことなし、これ儒者の道、必天地に參り化育を贊くるに至りて後に、備れりとする所以にして、亦一つも強てする所なし、皆自然の理に順ひてする者なり、

大君者、吾父母宗子、其大臣、宗子之家相也、

大君とは、天子を云、宗子は、俗に云總領、家相は、家老なり、それ人は天地を父母として、同く其中に生ずれども、正く天地につぎうけて、人物をすべつかさどるは、則天子一人なり、この故に、これを吾父母の宗子とす、天子を輔佐して、萬事をおさむるは、即大臣なるを以て、宗子の家相とするなり、

尊高年、所以長其長、慈孤弱、所以幼其幼、

高年は、年たけたる人を云、孤は、みなしご、弱とは、泛くいとけなき者を云、天下の老人は、みな一つなるを以て、他人の老を尊敬するは、即其家の長者を、長として事るの道なり、天下の幼少は、みな一つなるを以て、他人の少年を慈愛するは、即其家の幼者を、幼としてめぐむの道なり、

聖其合德、賢其秀也、

なへて、其德とする者なり、この故に、人の本心、をのづから人を利し、物を愛すること我がためにすると、かはりなき者なり、然るに人は萬物の靈なりといへども、人我の形ことなるより、私欲いできたりて、親き父子兄弟の間にも、われがちなる意あり、よりて疎き人をば路人の如く、寇賊の如く視るに至ることあり、その私に愛する者ありといへども、亦親疎の差別にあたらずして、眞の愛にあらず、人よくその父母に事る孝道を推し本づけて、天地に事るに至る時は、則萬物をわが一體と視て、愛せずと云ことなく、その愛すること、亦をのづから差別ありて、次第みだるゝことなし、一篇のおもむき、此意を以て見るべきなり、

乾稱父、坤稱母、予茲藐焉、乃混然中處、

上二句は、易の說卦に、乾、天也、故稱乎父、坤、地也、故稱乎母と云によりていへり、稱すとはよびなづくる義なり、天は上にあり、萬物の生を施して、これを主どる、父の道あり、地は下にあり、天の施しをうけて、萬物をのせ養ふ、母の道あり、蓋し人物氣化の初を以て云時は、もとより皆天地の生ずる所なり、今形化の者といへども、氣を天にうけ、形を地にとらざれば、父母も子を生養することあたはず、この故に、天地はわが身をうみ出せる父母にあらざれども、父母の道あるを以て、稱して父母と云なり、藐焉は、小きなる貌なり、混然とは、とけあひて、一つになれる義なり、天地は萬物の大父母なる故に、此身を以て天地に比すれば、きはめて小きなる者といへども、その形氣天地と混合して、相はなれず、而して天地の中間にあるを以て、天地のために、子たるの道ありとぞ、

故天地之塞吾其體、天地之帥吾其性、

帥は、士卒をひきゐる大將を云、これ孟子に浩然の氣を、塞乎天地之間といひ、夫志氣之帥也と云をとりていへり、陰陽の氣、つねに天地の間にみち塞がる、此氣こりかたまりて、わが身となれる故に、今日の天地の氣、即わが此身の體質なり、天地の理氣の內に、主宰となりて、將帥の如くなるは、即わが此心の德性なり、之れによりて見る時は、天を父とし、地を母とし、

情に通ずるを以て、德の明なることゝす、又よく義のために奮ひ發りてたちあがるを以て、感ずることの速なることゝす、困厄の人の知德を進むること、此二つのことあるがためなり、

孟子謂人有德慧術智者、常存乎疢疾、以此、

これ孟子の語を引て、上文の意を明す、德慧術智とは、その智慧内には德に本づき、外にはてだてのあることを云、疢疾は、災患なり、人の智德あること、往々災患の中にあるを、これより得來るとなり、然れども、學者志ある人は、困によりて進むことかくの如し、もし志なき人は、困にあふてまどひくじけ、平生の學、用をなさずして、反て常人よりもをとれり、

○言有教、動有法、

凡そ一言一動、先王の法言德行にあらざれば、敢てこれをせざるなり、

晝有爲、宵有得、

晝は必爲る所の事ありて、善にすゝまずと云ことなし、夜は必靜に養ふ所ありて、その益を得るなり、

息有養、瞬有存、

息は、鼻いき、瞬は、目たゝきなり、一息一瞬の間も、存養の功を忘れざるべしとなり、蓋し君子終日乾々するの工夫、須臾も間斷なく、凡そ應事接物の際に、道を明にし、義を正くするの暇には、或は讀書講習し、或は靜坐涵養し、時として處として、學にあらずと云ことなく常に此心を提醒して死することなからしむれば、則日々に進むことを得るなり、

○横渠先生作訂頑曰、

張子學堂の左右にいましめの詞をしるして、左を砭愚と名づけ、右を訂頑と名づく、訂は、たゞす、頑は、かたくなし、人不仁にして、身の痛痒をおぼへざるが如くなるを云、その不仁をたゞして、仁をなすいましめなり、後に程子此兩篇を東西の銘とあらため名づく、これは西銘なり、○張子此篇の大意、人をして萬物一體の仁を知らせまく欲するにあり、而して仁を求ること、孝より切なるはなき故に、孝道を以て、これを發明す、それ仁は、天地生物の理を人心にうけそ

天地の德、周偏にして私曲なき故に、これと相似ず、

○上達反天理、下達狥人欲者欤、

本文亦論語に出たり、君子の上に向ひて通達するは、その日々に天理の本然に、たちかへることを云なり、小人の下に向ひて通達することは、その人欲の私に依り狥ひて、沈み溺るゝことを云なり、

○知崇天也、形而上也、通晝夜而知、其知崇矣、

此章易繫に云く、知崇禮卑、崇效天、卑法地、天地設位、而易行乎其中矣、成性存存、道義之門、又云く、形而上謂之道、又云く、通乎晝夜之道而知と云を、とりあはせて發明す、禮は、知に對して行を云なり、晝夜とは、陰陽幽明、死生鬼神の類をすべて云、これ云意は、知の崇きこと天に效ふと云は、その知る所、形より上にありて、形なき道なり、又凡そ陰陽晝夜の兩端に兼ね通じて知る、よりて其知の崇きこと天の如なるとぞ、

知及之、而不以禮性之、非己有也、

知はその崇きに及べども、禮を以て卑く足もとより行ひて、理と相習ひ、これを天性の生れつきのまゝなるが如くにせざる時は、その知る所の理、なを己が有る所の者にあらず、

故知禮成性而道義出、如天地位而易行、

道は體、義は用なり、易は、陰陽の變易なり、云意は、天知地禮と、わが性と、共に相習ひて成就し、而して道義其內より流れ出ること、きはまりなし、なを天地上下に位して、易道其中に行はるゝが如し、

○困之進人也、爲德辨、爲感速、

これ易繫に、困卦の義を、困德之辨也と云によりてとく、困とは、患難にあひて、くるしむことを云、凡そ人困に處る時は、目を醒し、心を動かして、よく事理人

聖人盡性、不以見聞梏其心、其視天下、無一物非我、

性は心に具へたる理なり、聖人その性の理をつくして、これを全くする故に、見聞のせばきを以て、其心を害せず、よりてその天下を見ること、一物としてわが分内の事にあらずと云ことなし、

孟子謂盡心則知性知天、以此、

これ孟子の盡其心者、知其性也、知其性則知天矣、と云につきていへり、性は心の理、天は理のよりて出る所なり、人よく心の量をつくして、其大いなることをきはむる者は、則その具へたる理と、其理の本とを知らずと云ことなし、

天大無外、故有外之心、不足以合天心、

人心の量、その大いなること、もと天と同き故にかくの如し、

○仲尼絕四、自始學至成德、竭兩端之敎也、

本文論語に出たり、四とは、意必固我なり、張子絕の字を、禁め止むるの意とす、よりて敎の詞と思へるなり、竭兩端とは、こなたの端より、かなたの端まで、をしとをして、一つなることを云、此四つを禁絕することは、始て學ぶ時より、德成就の時に至るまで、淺深生熟の異なるばかりにて、をしとをりたる敎へなり、

意有思也、必有待也、固不化也、我有方也、

これ四つの者の名義を釋す、有思とは、はじめて思ひをかくることあるぞ、有待とは、思ひかけたる所を期して待ことあるなり、不化とは、期する意の凝りてとけざるなり、有方とは、こりかたまりたる所、形狀を成して、方所のさしどころあるなり、

四者有一焉、則與天地爲不相似矣、

れば、氣反て主となる故に、性はみな氣に役せらる、これを氣に性命すと云なり、

德勝其氣性命於德、

人よく氣質の偏を改めて、本然の理主となる時は、その性命みな天然のまゝなり、これを德に性命すと云なり、

窮理盡性、則性天德、命天理、

道理をきはめ知て、德性を全しつくせる者は、即これ德に性命するの人なり、乃其性は天德の本然、其命は天理の自然に反りたる者なり、

氣之不可變者、獨死生脩夭而已、

脩は、命のながきを云、夭は、命のみじかきを云、學力を以て氣質の變化せられざる者は、只死生脩夭ばかりなり、

○莫非天也、陽明勝則德性用、陰濁勝則物欲行、

人の氣質の明暗清濁は、天の賦予する所にあらずと云ことなし、その陽多くして明なる者は、天然の德性主となりて、事を用ふ、陰多くして濁れる者は、形氣の物欲主となりて、ほしいまゝに行なはる、

領惡而全好者、其必由學乎、

領惡而全好とは、禮記の文なり、物欲の惡を治めこなして、德性の善を全くすることは、それ必學問の力によるとなり、

○大其心、則能體天下之物、物有未體、則心爲有外、

人心もと萬理をそなふるによりて、人其心を立つること大いなる時は、則よく天下の物の體となりて、のこす所なし、然れば心の分量、もと大いにして外なし、もし物にをいていまだ體しつくさゞる所あれば、則これ心外あるなり、

世人之心止於見聞之狹、

あまねく物に體することあたはず、

行相資け、内外交養ふの道なり、

窮神知化、乃養盛自至、非思勉之能強、故崇德而外、君子未或致知也、

神と化とは、天地の德神妙にして造化の功をなすことを云、これを窮めこれを知るとは、聖人の德天地の功用と、一つになりたることを云、聖人にをいては、即存する所の者神にして、過る所の者化するのことなり、此地位には、これ德を養ひて、崇く盛んなる時に、をのづから至る所なり、心に思ひ身に勉めて、强て至るゝ所にあらず、この故に、崇德と云より外は、君子いまだ自知ることを致すことあらざる所なり、

○形而後有氣質之性、

人の形は、生るゝ初に、氣凝りて質となる者なり、性の理は、本みな善なりといへども、形をうけて後に、氣質と共に成りて、各異なり、これを氣質の性と云、これは形より後のある所にして、性の本然にあらずと、

善反之則天地之性存焉、

人よく氣質の偏を改めて、本來の善に反る時は、則氣質の内にをいて、人身にかゝはらずして、天地自然のまゝなる性存してこれをたもつことを得るなり、

故氣質之性、君子有弗性者焉、

君子とは、蓋し孟子をさす、それ天地の性も氣質をはなれてある者にあらず、然れども古の君子、人みな氣質の性を修改して、その本然にかへらまく欲す、この故に、或は性惡、或は善惡混ずる等の氣質の說を、性の本義とせずして、ひたすら性の善なることを云人あり、

○德不勝氣、性命於氣、

德とは、人の天より得たる、本然の理を云、此理を天の賦予する所より命と云、此命を人うけて、心にそなへたる所より性と云、氣は即氣質を云なり、人その本然の理を主として、以て氣質の偏に勝ことあたはざ

道恰好着工夫也、
此より下は、謝氏の語なり、鍛煉とは、鍛冶の銅鐵をねりきたふことを借りて云、伊川よく人を鍛煉して、敎へ成すことを、會得せられたり、上の如くに等をこゆるの戒を說き了りて、又今恰好に工夫を着る道をいひ示せりと、其說はこゝにみえず、

○謝顯道云、昔伯淳敎誨、只管着他言語、
伯淳は、明道の字、敎誨はみな敎なり、謝氏自云く、昔伯淳人を敎誨せられし時、われその敎をうくるごとに、ひたすらその言語を執着して、一偏に工夫を用ひたりきと、

伯淳曰、與賢說話、却似扶醉漢、救得一邊、倒了一邊、只怕人執着一邊、
醉漢とは、酒に醉ひたるをとこなり、扶くとは、かゝへたもつ義なり、云意は、賢と說話すれば、醉人の倒るゝを扶くるに似たり、こなたの一方を救ひ扶くれば、又かなたの一方へ倒れかゝる、只わが說を聞く人、かくの如くに、そのきく所を、一偏に執着せんことを怕ると、

○横渠先生曰、精義入神、事豫吾內、求利吾外也、
此章は、易繫に、精義入神、以致用也、利用安身、以崇德也、過此以往、未或知也、窮神知化德之盛也と云義を釋す、精義入神とは、義理を精くきはめて神妙の處に至ることを云、これ事の理を、あらかじめわが內に定めて、以てわが外に行ふ所を、順利ならしめんことを求るなり、朱子の云く、求の字病あり、所以利吾外也と云べしと、

利用安身、素利吾外、致養吾內也、
その行ひ用る所を順利にして、わが身を安定にすることは、かねてよりわが外を利して、以て養ひをわが內に致すなりと、これ崇德の義をとく、此二段は、知

なり、

○尹彥明見伊川、後半年、方得大學西銘看、

尹焞字は彥明、程子の門人なり、はじめて程門に來れる時、その資質はよかりしかども、いまだ學をするおもむきを知らざりしによりて、伊川まづその說話を聞かしめて、氣質の濁りをすゝぎ、道を求るの誠を積ませ、半年すぎて後に、はじめて書をよむことを得せしむ、大學は古人學をするの次第なり、西銘は仁道の大意なり、

○有人說無心、

或人學を論して、心なかるべしと云者あり、

伊川曰、無心便不是、只當云無私心、

心なしとは、一切に思慮を絕て、心をして枯木死灰の如くならしむるを云、公平にして私心なきは、即仁の道なり、

○謝顯道見伊川、伊川曰、近日事如何、

このごろ工夫を用る所の事いかんと、

對曰、天下何思何慮、

これ易繫に、咸卦九四の擾々往來、朋從爾思と云をとく所の詞をとりて云、天下の事みな自然の理あり、何ぞ必しも往來擾々として、思慮することを用ひんと、謝氏これを擧ぐるは、近來試る所の事これなりとぞ、

伊川曰、是則是有此理、賢却發得太早在、

賢とは、謝氏をさす、發得とは、ひらき擧て用る義なり、蓋し思慮を用ひずして、萬事その理にあたること、聖人義精く仁熟するの上ならでは、あたはざることなる故に云く、此事則これ此理ありといへども、賢今これを發得することと、太早くてありと、

伊川直是會鍛煉得人、說了又

之、篤行之、五者廢其一、非學也、

これ中庸の文を論す、本文五つの之の字は、泛く道理をさして云、凡そ人學をすることは、須く博かるべし、もし博からざれは、是非可否を擇ぶことあまねからず、すでに學びとりては、その疑しきことを、人に問ふべし、而してその問ふこと審ならざれば、師友の情を盡されず、すでに問ひきゝたることを、又己に反りて、思ひみるべし、而してその思ふこと愼まざれば、泛濫にして、ついに得る所なし、すでに思ひ熟して、後に、その是非可否を、水火黑白の如く、明に辨きゝはむべし、もし辨ることいまだ明ならざれば、微細の際、なをまどひあることを免れず、此四つは、みな致知のことなり、すでに明辨する時は、その得る所の道理、實に己が物となる故に、乃これを行にほどこすべし、而してその行ふとは篤くして、力をきはめ、理をつくすべし、此一つは、力行のことなり、凡そ學をするの方、必此五つのことをそなふべし、もしその一つをもすつることあれば、則これ學にあらず、

○張思叔請問、其論或太高、

張繹字は思叔、程子の門人なり、その請問ふ所の論其理太高遠なり、

伊川不答、良久曰、累高必自下、

これ中庸の君子の道、たとへば遠きに行が、必近きよりするが如し、たとへば高きに登るが、必卑きよりするが如しと云によりて云、高きをつみかさぬるには、必ひきゝよりきはめのぼるべしとなり、

○明道先生曰、人之爲學、忌先立標準、

標準とは、目あてのしるしを云、學者聖人を以て志とするはよし、然れども只今する所の工夫に、まづ目あてをたてをきて、其效をいそぐことを忌む、

若循循不已、自有所至矣、

循々とは、よりしたがふ義なり、もし只工夫の次第によりしたがひ、勉々孳々としてやまざれば、をのづから至りつく所ありて、志す所を得るなり、通章の旨即孟子の必有事焉而勿正、心勿忘、勿助長と云の意

ざれば、則ながれくだるなり、のぼらずして、くだらずと云ふことなし、

唯聖人之道、無所進退、以其所造者極也、

只聖人の道のみ、更に進前することもなく、亦退轉することもなし、これ其道に造る所、すでに至極處なるが故なり、

○明道先生曰、性靜者可以爲學、

知は靜なるを以て明なり、行も宜く靜を主とすべし、この故に、本性靜なる者は、學をするによし、

○弘而不毅則無規矩、毅而不弘則隘陋、

無規矩とは、なを骨肋なしと云が如し、骨のよはきことを云、即前章の難立の義なり、隘陋は、せばきなり、即亦前章の無以居の義なり、

○知性善、以忠信爲本、此先立其大者、

これ論孟の文をとり合せて云、それ人その性の本善なることを知る時は、萬善己にそなはりて、堯舜にも學んで至るべきことを知る、これを知て、乃己を脩るに、忠信を以て本とする時は、百行みな誠を以て主とす、これ聖人を學ぶの基なり、よくかくの如くなる時は、學をする大綱立つ故に、先その大なる者を立つといふ、

○伊川先生曰、人安重則學堅固、

これ亦論語の文義を釋す、安重は、しづまりて、おもくしきことを云、蓋し人の言動、浮躁輕卒なる者は、その知る所忘れやすく、その守る所くづれやすし、よりて其學堅からぬなり、この故に學者まづ安重ならんことを要す、

○博學之、審問之、愼思之、明辨

學而善思、然後可與適道、

すでに學んで、又よく思ひ繹る者は、深く求めてやまざる故に、此人とは、相與に道にすゝみゆかるゝなり、

思而有所得、則可與立、

思ひて得る所の實ある者は、守る所かたくして、物にうごかしむばゝれざる故に、此人とは、相與にひとりだちせらるゝなり、

立而化之、則可與權、

化すとは、學ぶ所精熟して、道理と共にとけあふに至る時を云、權は、もと秤の錘なり、事の輕重をはかりて、其宜きにかなはしむることにとりて云、すでに立ち定まるより、融化して守りを借らざるに至る時は、義精く仁熟して、一隅にとゞこほらず、かくの如くなる人にして後に、權宜を與にせらるゝなり、

○古之學者爲己、其終至於成物、

物とは、人を以て物を兼ねとく、蓋しよく己が性を盡す時は、亦よく人物の性をつくす、よりて其學己がためにする者は、その終り亦よく物を成すに至る、

今之學者爲物、其終至於喪己、

此爲物は、爲人を云、好んで人の師となり、好んで人の事を謀るの類をさす、其學理いまだ精しからず、道いまだ明かならずして、人の爲にすることを好む者は、名を求め、外を飾るにあらざれば、義を知らずして、事を妄に作すの人となる、この故に、只それ人を成し得ざるのみならずして、ついに己をあはせて共に失ふなり、

○君子之學必日新、日新者日進也、不日新者必日退、未有不進而不退者、

日進むとは、今日よりも明日すゝみ、明日よりも又明後日すゝむなり、日退くは、これにうらがへして知るべし、たとへば水にさかのぼる船の如し、をしのぼさ

名の爲にするは清く、利の爲にするは濁れりといへども、凡そ爲にする所ありてすること、そのわが身を利する心は、一つにしてかはりなし、君子は何事をするにも、みなわがまさにすべき、當然の義として、少しも爲にする所なし、

○回也其心三月不違仁、

本文論語に出たり、顏子一たび仁に至る時は、三月の久きをふれども、其心仁に相そむき違ふことなし、

只是無纎毫私意、有少私意便是不仁、

纎毫は、ほそき毛なり、極めて少しのことを云、仁に違はずとは、仁はこれ心德の全く天理にして、毛頭の私欲もまじはらざるを云なり、もしわづかにも私意あれば、即これに違背して不仁なり、多くある後をまたず、

○仁者先難後獲、

論語の文なり、先後とは、その次第を云にあらず、蓋し仁者は、その功を用ひ、事を行ふの、しがたきことをはゞからずして、急にこれをつとむ、その效の得る所を、はかる意なきなり、

有爲而作、皆先獲也、

凡そ爲にする所ありてすることは、みな其效を期する意あり、

古人惟知爲仁而已、今人皆先獲也、

仁の德、天理全くして、私意まじはらず、效をはかるは、これ私意なり、この故に古人仁を求る者は、只その當然の道なることを知て、これをするのみにして、をのづから效をはかる意なし、今の人得ることを先んずるが如きは、決して仁に入るに由る所なし、

○有求爲聖人之志、然後可與共學、

此章も亦論語の文義を釋す、これ志を立るには、即聖人を以て標的とすべし、これ其志の大なるによりて、此人とは、相與に學を同くせらるゝぞ、

義はこれ事理の是非あることを知り得て必その理の義に順ひて、行ふを云なり、

若只守一箇敬、不知集義、却是都無事也、

義上章に同じ、

且如欲爲孝、不成只守着一箇孝字、須是知所以爲孝之道、

守着の着は、つけ守なり、父母に孝せまく欲する者、只孝の一字の義を守りて、善く父母につかふまつるを孝とすとのみ、こゝろゆることとは成さず、又その孝をする所の道、其事いかゞはすると知るべきなり、

所以侍奉當如何、溫凊當如何、然後能盡孝道也、

親の旁に侍りて、奉養する所の事、いかゞはする、衣食を冬溫にして、夏凊くする所の事、いかゞはすると、かくの如くに一々講求して、然して後によく孝道を盡すことを得るなり、又これを以て、只敬のみを守らずして義を集むべきことを明せり、

○學者須是務實、不要近名方是、

それ名と實とは、影形の如し、その實あれば必その名あり、然れども學者はひたすら實をつとめて、名を求る意なきことと是なりとす、もしわづかにも名に近づけば、實に遠りて是ならず、

有意近名、則是僞也、大本已失、更學何事、

もし名に近づく意あれば、その學眞實ならずして、虛僞なり、學をする大本すでに失へり、更に又何事をか學びん、

爲名與爲利、淸濁雖不同、然其利心則一也、

學のすゝむ所を云時は、即道に造らんことを期し、人とならんことを云時は、即聖人の地位を期す、これ即第一等を以て志とするの學なり、

○問、必有レ事焉、當レ用レ敬否、

必有レ事焉とは、孟子の文、浩然の氣を養ふ者、必つねに事とする所の工夫ありて、忘るゝことなかるべきことをいへり、或人その事とする所には、敬を用ふべきや否やと問ふ、

曰、敬是涵‐養一事、

敬は、内を純一にし、外を端莊にして、徳性を涵養する、一むきのことにして、事業の名目にあらずとぞ、

必有レ事焉、須レ用二集義一、

集義とは、つねに念慮事爲の間にをいて、巨細となくみな利をすて、義に從ふ工夫を、積み集ることを云、孟子浩然の氣を、集義の生る所と云時は、その事とする所は、これ集義の功を用るなり、

只知レ用レ敬、不レ知レ集レ義、却是都無レ事也、

敬は集義の本なりといへども、もし只敬を持することのみを知て、義を集ることをせざる時は、これすべて事業とする所の者なし、

又問、義莫二是中一レ理否、

義とは、事の理にあたることを云にてはなきかと、

曰、中レ理在レ事、義在レ心、

理にあたりあたらざるは、事の上にあり、義は心の事を宰判して、各その理にあたらしむる處なり、よりて心にありと云、

問、敬‐義何別、

これ亦上の問答によりて、敬と義とのわけを問ふ、

曰、敬只是持レ己之道、

己をたもちて、徳を養ふの道なり、

義便知レ有レ是有レ非、順レ理而行、是爲レ義也、

且如觀乎天文以察時變、觀乎人文以化成天下、此豈詞章之文也、

これ易賁卦の彖辭を引く、天文とは、日月星辰陰陽寒暑の運行を云、人文とは、人倫禮樂の品節儀文を云、君子は天文を觀て、以て四時の變遷を察にし、人文を觀て、以て敎化して、天下の風俗を成す、古人の文と云には、かくの如き者あり、豈これも亦今の詞章の文の如くなる者ならんやと、

○涵養須用敬、進學則在致知、

根本を涵し養ふには、つねに端莊純一の敬を持つべし、學に進んで發明することは、理を窮めて知を致すにあり、これ學をするの大要にして、一時にならび下す工夫なり、車の兩輪、鳥の兩翼の如し、かたつ〱廢つべからず、而して本立つ時は、知ます〱明なり、知精き時は、本ます〱堅し、二つの者亦互に其功を相濟す、

○莫說道將第一等讓與別人、且做第二等、才如此說便是自棄、

學者の志す所すべからく高遠なるべし、天下第一等の事は、及ぶまじければ、これを他のよくする人にゆづりあたへて、我はしばらく第二等の事をせんと云ことなかれ、かくの如くに云意あれば、即これ自棄なり、

雖與不能居仁由義者、差等不同、其自小一也、

差等は、しなゝり、第二等の事を志すも、仁に居て體とし、義に由て用とすることあたはずして、これをすつる自棄とは、其差同じからずといへども、自己を小にすることは、亦一つなり、

言學便以道爲志、言人便以聖爲志、

不學、
養情性は、即持敬涵養のことにして、古人は只これをつとむ、其他のことは、皆學の本業にあらず、
今之爲文者、專務章句、悅人之耳目、
ひたすら詞の章句を巧にして、人の悅びもてあそぶことを務るぞ、
既務悅人、非俳優而何、
呂が詩の意に應ず、
曰、古者學爲文否、
古人も文つくることを學びたるかと、
曰、人見六經、便以謂聖人亦作文、
人六經の文のよきを見て、聖人も亦文つくるに意ありと思へり、
不知聖人亦攄發胸中所蘊、自成文耳、
攄發は、のべひらくなり、聖人は只胸中につむ所の道理を、詞にのぶる處、をのづから文を成して、これをとりつくろふことを待たず、
所謂有德者必有言也、
これ論語を引て、上文の意を明す、凡そ德ある者は、亦必其德詞にあらはるゝ所ありて、聞くにたへたるなり、
曰、游夏稱文學何也、
論語に孔門の十哲、文學には子游子夏と云によりて問ふ、古人文つくることを學びずば、游夏の文學と云は何ぞやと、
曰、游夏亦何嘗秉筆學爲詞章也、
游夏の文學と云は、詩書禮樂の文を、講習し得たるを云、後世の如く、筆をとりて、詞賦文章をかきならひたるにあらず、

も、文章訓詁の末も、亦をのづから其中にあり、

○問作文害道否、曰、害也、凡爲文、不專意則不工、若專意、則志局於此、又安能與天地同其大也、

聖人の德、天地とひとしく、三才ならび立て、共に化育の功をなす、儒者の志す所これなり、

書曰、玩物喪志、爲文亦玩物也、

說前に見えたり、

呂與叔有詩云、

呂大臨字は與叔程子の門人なり、

學如元凱方成癖、

癖とは、好む所の者とゞこほりて病となるを云、杜預ふかく左傳を好みて、其解つくる、自われに左氏の癖ありといへり、

文似相如殆類俳、

俳は、俳優の戲、此方の猿樂樣のことなり、漢の司馬相如詞賦を巧につくり、つとめて人を悅ばしめけるは、俳優に類するなり、

獨立孔門無一事、

上二人が如き學を以ては、世に名をとることありといふとも、只孔子の門下に立つ時は、一事の用をなすこともなきぞ、

只輸顏氏得心齋、

顏子の心齋のこと、莊子に見えたり、葷酒を絕つ齋戒にあらずして、其心つねに明潔なるを云、こゝにはこれを借りて、敬を持するのことゝす、云意は二人孔門に立て、一事もなく、却て只顏子の心齋をたもち得て、ひとり己に切なるの學に、まけたるとなり、

此詩甚好、

此詩訓詁文章のみを事とするは、聖學にあらずと云ことをよくいひおほせたり、

古之學者、惟務養情性、其他則

べきぞ、

○知之必好之、好之必求之、求之必得之、

只その道理を知れば、必心まことにこれを好む、これを好めば、必これを求めてやまず、これを求れば、則必これを得て、わが物となる、これ自得なり、

古人此箇學、是終身事、果能顛沛造次必於是、豈有不得道理、

顚沛とは、災變患難にあふ時を云、造次とは、いそがはしく、かりそめなる時を云、本文論語に見えたり、古人は此學を以て、身を終るまで、一生の事業として、すみやかにせまることもなく、只勉々孳々として、斃れて後にやむ、よくかくの如くして、常にわすれず、造次にも、顚沛にも、必こゝにをいてせば、何ぞ道理を自得せざることあらんや、

○古之學者一、

此下も亦伊川の語なり、古の學一つは、即儒者の學、説下に見えたり、

今之學者三、異端不與、

異端とは、聖人の道の外に、その端を異にして、教を立つ、古の楊墨、今の佛老の類これなり、其道大いにかはれるを以て、三つの數にあづからず、

一曰文章之學、

詩賦辭令を巧に作りならふぞ、

二曰訓詁之學、

訓詁とは、文義を云、經傳の文義を、精くとくばかりの學なり、

三曰儒者之學、

己を脩め、人を治め、常人より聖人に至るの道を學ぶなり、

欲趨道、舍儒者之學不可、

不可とは、道に造られずとぞ、蓋し道は本なり、文章訓詁はみな其末なり、儒者の學、道を以て主とすれど

恕則仁之施、愛則仁之用也、

仁は、心にそなはれる體なり、愛は、仁の外に行はるヽ用なり、恕は、この仁愛を人に推し施す所以の者なり、

○今之爲學者、如登山麓、方其迤邐、莫不闊步、及到峻處便止、須是要剛決果敢以進、

登山麓とは、麓はふもとなり、只山に登ることを云、迤邐とは、路をかなた、こなたへ、つたひゆくことを云、かくの如くなる時は、なを濶く歩みてのぼる、その峻くして、たちきりたる處に到る時は、則はゞかりなやみて止まるが如し、よりて其學ついに成らざるなり、此時に只その志氣をふりたて、剛毅決斷果克勇敢にして、はげみつとめてすゝむべきなり、○朱子をもへらく、學をすること、須く剛毅果決ならんことを要すべし、悠々たれば事をなさず、且つ夫子の聖を以てだも、憤を發して食を忘れ、樂んで以て憂を忘るとの玉ふ、これ何ほどの精神、何ほどの骨肋にかあらん、況や常人に於てをやと、

○人謂要力行、亦只是淺近語、

人の詞に、學は只力め行はんことを要すと、蓋し知ることはやすく、行ふことはかたきが故なりといへども、一向にかくの如く云のみなるも、亦これ淺近の語なり、

人既能知見一切事皆所當爲、不必待着意、纔着意、便是有箇私心、這一點意氣、能得幾時子、

人すでによく知を致して一切の事、みなわがまさにすべくして、せでかなはざる所と知見せば、何のはゞかりなやむ所ありてか、せざることあらん、必しも意氣をつけて强てすることを待たじ、わづかに意氣をつくれば、即私心その間にありて、自得にあらざるなり、一點とは、すこしばかりのことを云、時子の子は、只つけ字なり、この一點の意氣に乘りてするとも、幾時の間にか任へ得ん、やがてたへがたくなりて、すつ

忠恕所以公平、

己が心を盡して、のこす所なきを忠とす、己が心を以て人の心をはかり、これを推して人に及ぼすを恕とす、忠にあらざれば、恕を推すことあたはず、忠恕の二つは、なを首尾本末の如し、人よく忠恕なる時は、私意に累はされずして、人我のへだてなし、心術事爲の公に平かなる所以なり、

造德則自忠恕、其致則公平、

德とは蓋し仁をさす、仁に造ること、宜く忠恕よりすべし、その工夫を致し極むる時は、則をのづから仁にして公平なり、この故に孟子の云く、強恕而行、求仁莫近焉と、

○仁之道、要之只消道一公字、公只是仁之理、不可將公便喚做仁、公而以人體之、故爲仁、

要之とは、すべくゝる義なり、仁の道、天地萬物を以て一體とする故に、最も至公なり、この故に、只公の一字を以て仁を論ずべし、餘のことにてはこれをかたどりがたし、然れども公は亦只これ仁の理を云のみなり、公を以て即仁とはよびなされず、公理をば、人の身を以て、これと一體になるを、仁と名づくるなり、蓋し仁は人天地生物の理を、物とひとしくうけ生れたる者なれば、人の心は、もと人我のへだてなくして、公平なり、而してこれをば人の生身より、惻怛慈愛の情によりて、行ひ出す故に、亦公平の道理に、もとることなし、父の羊をぬすめるを、其子これをあらはすが如きは、其迹公なるに似たれども、忍びざる心を忍びてする故に、公の理に害あり父子の間其罪を相かくすは、其迹不公に似たれども、忍びざる至情に本づくによりて、公の理に害なくして、乃ち眞の公道なり、

只爲公則物我兼照、故仁、所以能恕、所以能愛、

只公なる時は、物我の私にくらまされずして、共に兼照すがために仁なり、仁なる故に、よく恕し、よく愛する所あるなり、

功つもりて後に、疑はしきこと、渙然として春の氷の如くにとけきえ、怡然として心よろこばしくなりて、義理みな順ひとをり、少しも心にさかふ所なし、然して後にこれを得たりとすと、此語優柔厭飫の意をよくかたどれるを以て、程子つねにこれを愛せられたるなり、

今之學者、往往以游夏爲小不足學、然游夏一言一事、却總是實、

往々は、多くはと云詞なり、今の學者、孔門の子游子夏の學、平常なるを視て、これをあなどるといへども、游夏の一言一事すべてこれ致知力行の實ありて、一つも無用のことなきを知らざるなり、

後之學者好高、如人游心於千里之外、然自身却只在此、

云意は、等をこえ、高きにはせて、己に切ならざれば、ついに得る所なしと、

○修養之所以引年、國祚之所以祈天永命、常人之至於聖賢、皆工夫到這裏、則有此應、

修養とは、道家に精氣を煉り養ひて、壽をのぶる術なり、國祚とは、天子の在位を云、祈天永命とは、周書召誥の文なり、天命永くなりて、國祚の久しからんことをねがふとなり、天子功を積み、仁を累ぬるは、即これ天の永命を祈るの道なり、常人道を學んで、眞積り力め久きは、即これ聖賢に至るの方なり、此等の類、みな一旦の功を以て、幸にこれを得る者にあらず、只その工夫積りて、這驗を得べき裏に到れる時、はじめてこの應ある者なり、蓋し物の始終成敗はみな天命の氣數ありて、自免るゝことを得ず、されども人は萬物の靈なるによりて、よくこれを變じ換ることあり、それ誠はよく天地を動かし、鬼神を感ず、よりて工夫至極し、心専一にして誠なる時は、その應驗あらずと云ことなし、修養の方術なを然り、況や道明に義正くして、其誠至れる者をや、

本文論語に見えたり、弘は、見識徳量の弘く大いなると云、毅は、志氣踐行のつよくいさめるを云、弘なるのみにて、毅ならざれば、ひとりだちしがたし、

毅而不弘、則無以居之、

毅にして弘ならざれば、守る所せばくして、道理をあまねくいれをく處なし、

西銘言弘之道、

張子の西銘は理一分殊の發明なれども、その主意理に重きを以て、かくの如くにいへる歟、

○伊川先生曰、古之學者優柔厭飫、有先後次序、

優柔とは、ゆたかにやはらかなるぞ、厭飫とは、食にあくことを借りて云、古の學者は、その功を用ること優柔にして迫らず厭飫にして餘ありて事みな着實なり、この故にその進むこと先後次第ありて、近きより遠く、淺きより深く、卑きより高し、よりてその自得すること深厚なり、

今之學者、却只做一場話說、務高而已、

一場とは、場はにはなり、一座と云義なり、話說はものがたりなり、今の學者の功を用ること、虛浮にして己に切ならず、その人と共に議論することを、只一座の談話となして、みだりに、高遠なることを、務めていひすつるのみなり、

常愛杜元凱語、若江海之浸、膏澤之潤、渙然冰釋、怡然理順、然後爲得也、

晉の杜預字は元凱、左傳の解つくる、これはその序中の語なり、前の優柔厭飫の字も此序に出たり、渙は、とけちる義なり、怡は、よろこぶぞ、これみな致知のことをいへども、力行の義をも兼て見るべし、江海は水深き故に、浸すこと遠く及ぶなり、膏澤とは、しほしほとふる雨を云、雨多き故に、潤ほす所あまねくわたるなり、學者工夫を用ること、かくの如くなれば、其

一人の身にても、事に隨ひて其功をわかち施すべし、又平生收歛提醒敬を持するにも、剛柔の義あるなり、

○凡人才學便須知着力處、既學便須知得力處、

人わづかに學ぶ者、力を着る處を得ざれば、道に入るの端を知らず、すでに學ぶ者、力を得る處なければ、道に造るの實を驗る所なし、これみな己が爲にするの學にあらざるなり、

○有人治園圃、役知力甚勞、

園圃は、そのなり、樹木菜菓をうふる處を云、役とは、つかふ義なり、其事に智謀精力を用ること、甚つかれたるぞ、

先生曰、蠱之象、君子以振民育德、

民俗を興起して、これを新にし、德性を涵養して、これを明にす、

君子之事、唯有此二者、餘無他焉、二者爲己爲人之道也、

育德は、爲己、振民は、爲人なり、蓋し農圃はこれ小民の事なり、明德新民はこれ大人の事にして、君子の事業、豈此の二つの外あらんや、

○博學而篤志、切問而近思、何以言仁在其中矣、學者要思得之、了此、便是徹上徹下之道、

これ又子夏の全語を引て、其意を明す、それ學ぶ所博からざれば、是非善惡をえらぶこと精しからず、道に志す所篤からざれば、その學ぶ所ついに己が物とならず、餘は前に見えたり、了此とは、其理を明して得ることを云、徹は、とをるなり、蓋し學問思辨は下學のこと、仁は上達のことなり、下學より即上達の地に通ずるを以て、上下にとをりぬけて、一すぢなる道とするなり、

○弘而不毅則難立、

りて、我と共に、參つ相むかふを見るが如く、車に乘りて行く時は、亦忠信篤敬、馬の衡によりかゝれるを見るが如く、しばらくも相はなるゝことあたはざるに至り、それかくの如くにして後に行はるべしとぞ、

只此是學、

程子上文をすべくゝりて云く、唯この知行の工夫を己に切にすること、これ學をする緊要の處ぞとなり、

質美者明得盡、査滓便渾化、却與天地同體、

査滓とは、物のかすなり、明むとは、知行の功を兼て云、氣質のよき者は、知行の工夫を明濟になしつくして、私欲のいまだ消滅せざるかすまでをも、すなはち渾て變化して、ついに天地と共に一體となる、

其次惟莊敬持養、及其至則一也、

其次なる氣質は、唯外を莊に、內に敬み、內外こもごも持守涵養して、其功至りて成るに及ぶ時は、則亦美質の者と一同にしてかはることなきなり、

○忠信所以進德、脩辭立其誠所以居業者、乾道也、敬以直內、義以方外者坤道也、

これ亦乾坤文言の文義を釋す、乾の道は剛健なり、進德脩業は、みな進んで息ざるの方なるを以て、乾にをいてこれを云、敬直義方は、みなおさめをさむるの方なるを以て、坤にをいてこれを云なり、按ずるに此二つのこと、敎へ學ぶ者、みな其意を得べきなり、氣質の高下を以て云時は、上品の質は乾道を用ふべし、氣體壯實なる者の疾を、たゞ攻擊してこれを治するが如し、顏子四勿の敎を受るこれなり、其次なるよりは、坤道を用べし、氣體みたざる者の疾は、補を兼て治するが如し、仲弓敬恕の敎を受る是なり、又氣質剛强なる者は、亦剛を以て克ち、柔順なる者は、則柔を以て入り、浮ぶ者をば、柔を以て抑へ、沈む者をば、剛を以て起す、なを醫方に正治從治の術あるが如し、又

ひ辟くことを借りて云、凡そ學をすること、泛然として外に向ひて功を用れば、己にをいて益なし、唯ひきかへし、わが方へかゝりむけ、裏に近くして、己にひきつけんことを要せよ、かくの如くするばかりぞと、これ己に切に功を用べきことをいへり、

故切問而近思、則仁在其中矣、

此より下、古語を引て、上段の意を明す、これは論語の子夏の語なり、凡そ學びて聞く所、いまだ信せざることをば、必人に問ひて、これを問こと、又己に切にすべし、而して其理を心に思ひみて、これを思ふこと内に近くして、己に着くべし、これ唯致知の工夫にして、いまだ力行して仁をするに及ばずといへども、よくかくの如くなる時は、心外にはせずして、其德内に存し、理と共に習熟す、よりて仁をのづから其中にあるなり、

言忠信、行篤敬、雖蠻貊之邦行矣、言不忠信、行不篤敬、雖州里行乎哉、

此より下二段は、又論語に夫子子張行はれんことを問に答へ玉へる語を引て、言行を己に切にすべきことをとく、行はるとは、その行ふことのふさがらずして、行ひ得らるゝことを云、言忠信とは、その云所、心に根ざして出るを忠と云、事の實にたがふことなきを信と云、あはせて見る時は、唯これ誠にして、忠は信の内にあり、行篤敬とは、その行ふ所、薄く輕からざるを篤と云、をこたりあなどらざるを敬と云、あはせて見る時は、唯これ愼みにして、篤は敬の内にあり、よくかくの如くなれば、己にかくることなく、又人を感ずるに足れり、この故に、南蠻北貊のゑびすの邦に居るといふとも、よく行はるべし、もしかくの如くならずば、まぢかき州里の内といふとも、行はるべからずとなり、

立則見其參於前也、在輿則見其倚於衡也、夫然後行、

忠信篤敬なれば、行はるといへども、亦一旦の功にては、行はれがたし、念々これを心に忘れずして、常にまのあたりに現前し、立つ時は忠信と篤敬と前にあ

と深くして、過失すくなし、此二つのこと、必相濟して、然して後に全きことを得るなり、智圓妙なる時は通じてとゞこほらず、行方正なる時は、守りありて流れず、此二つのことも、亦必相濟して、然して後に全きことを得るなり、按ずるに、此語もと淮南子にいでゝ、思邈これをひけり、而して淮南子には、膽を志に作る、其義も長ぜるに似たり、然るに程子かれをとらずして、これをとること不審なり、

可以爲法矣、

これ程子上二段の結語なり、みな學をする法たるべしとなり、

○大抵學不言而自得者、乃自得也、

大抵學者功積りて後に、自然に得る所の效は、暗き處忽に明くなり、疑しきこと忽にとけ、欣然として、ひとり心に契ふ所ありて、言語を以て形容することあたはず、これ言はずして自得す、乃眞の自得なり、

有安排布置者、皆非自得也、

安排は、をきつらぬるなり、布置も、亦しきをくなり、みなかれこれと意を着け、强て作爲することを云、かくの如くにして、其數足り、其間に合ふを以て、これを得たりとするは、皆自得する者にあらず、

○視聽思慮動作皆天也、人但於其中要識得眞與妄爾、

人の視聽思慮言動は、みな天然にして、たれも必あることなり、其事同しきが如くなれども、理に從ひてする者は、これ天然の眞なり、欲に從ひてする者は、みな人爲の妄なり、人その中にをいて、これを察識して其眞を守り、其妄を戒むべし、況や人はこれ萬物の靈なる故に、凡そ身の作用理に從ふ者は、みな天命をうけて、天職をつとむるのことなり、欲に從ふ者は、其する所みな人の道にあらずして、天命にそむき、天職をすつ、其罪はかりがたき者なり、

○明道先生曰、學只要鞭辟近裏着己而已、

鞭辟とは、貴人出行の時、前を驅る者、鞭にて人を逐

責レ志、
氣は生るゝ初にうくる所の氣質、習は生れて後になれそむ所の習俗を云、學者つねに其志氣に勝たれ、習に奪はれて、進むことを得ざる者は、唯自其志氣のふりたゝざるを責めんより、外なきぞ、○此兩章知仁勇の三德も、知仁の工夫、必勇によりて成ることを見るべし、

○內重、則可三以勝二外之輕一、
道義內に重き時は、外物の欲輕くなり、これに勝てのぞくこと易し、

得深、則可三以見二誘之小一、
內に得ること深き時は、外より誘く所小きになりて、惡むにたらざることを見べし、

○董仲舒謂、正二其義一、不レ謀二其利一、明二其道一、不レ計二其功一、
董仲舒は、西漢の時の人、程子其語をひけり、義とは、一事につきて云、道とは、大綱を以て云、義は本をのづから正し、これを正うすとは、おさめとゝのへて、邪曲ならしめざることを云、それ義は當然の理にして、利は即義の安んずる處なり、事義にかなふ時は、順利ならずと云ふことなし、然れども君子は唯これを正くするのみにして、あらかじめ利をはかることなし、もし利をはかる意あれば、其義爲にする所ありてする故に、これを正うするにあらず、道は本をのづから明なり、これを明にすとは、かゝげあかして、暗昧ならしめざることを云、それ道は自然の路にして、功は即道を行ふの效なり、然れども君子は唯これを明にするのみにして、あらかじめ其功をはからず、もし功をはかる意あれば、私意その間にまじはる故に、これを明にするにあらず、

孫思邈曰、膽欲レ大而心欲レ小、智欲レ圓而行欲レ方、
孫思邈は、隋唐の間の人なり、陰陽醫藥等の術に通じたる者なり、膽は、ゐなり、俗にきもと云、膽大いなる時は、義をするにいさみ、事にたへて爲ることあり、心小きなる時は、理を察すること審に、事を慮るこ

敬を持ちて以て涵養す、これ培壅の功なり、

然後可立趨向也、

これ致知力行の工夫を兼て云、根本を涵養する上について、知行の功を施し、その趨き向ふ方を、正く立つべきなり、

趨向既正、所造淺深、則由勉與不勉也、

趨向すでに正き時は、道に造るのすぢたがはず、而してその造る所の淺きと深きとは、工夫を勉ると、勉めざるとによれるなり、

○敬義夾持直上、達天德自此、

夾持とは、はさみもつなり、達天德とは、中庸の文なり、聖人天と其德を合することを云、これ云意は、敬以て內を直くし、義以て外を方にして、しばらくもたゆみなければ、其德內外にはさみたてられて、私欲の累ひなき故に、直に向上の地に上るなり、その天德に通達すること、唯これよりしてこれを得るとなり、

○懈意一生、便是自棄自暴、

自棄自暴の義、前篇に見えたり、暴棄は下愚の至りなりといへども、今學者懈怠の意一たび生ずれば、即時に下愚の域に入るなり、○此章を上章に合せて見れば、敬義夾持しても、なを速に上達することあたはず、懈意一たび生ずれば、即暴棄の域におつ、これ亦以て善に從ふは登るが如く、惡に從ふは崩るゝ如くなる理を見つべし、

○不學便老而衰、

凡そ人學ある者は、義理主となる故に、老て後に、見る處ます〱精明なり、學なき者は、血氣主となる故に、老て後、欲ふかくして得ることを貪るにあらざれば、則亦ぼけて誖眊す、此二つを免れざるによりて、衰ふと云なり、

○人之學不進、只是不勇、

人の學力すゝまざること他なし、唯これ志氣のふりたつ勇なければなり、

○學者爲氣所勝、習所奪、只可

○論性不論氣不備、論氣不論性不明、二之則不是、

これ古今人性を論ずるの定説なり、蓋し唯性の同く善なることを論じて、氣質の異なることをいはざれば、上智と下愚の移らざる者ある故に、いまだ備はらず、孟子の性善これなり、もし唯氣質を以て性として、その本同く善なることをいはざれば、固より性の性たる本體明ならず、荀子が性惡、楊子が善惡混ずるの類これなり、然れども孟子の言は、なを性の本然を失はず、荀楊が如きは、則全く性を知らざるなり、而して畢竟性は氣の理、氣は性の質なれば、もと相はなれざる者なるによりて、本然の性、氣質の性を、二つにして説も、則亦非なり、

○論學便要明理、

凡そ學業を講論せば、即必道理を明にせんことを要すべし、然らざれば、唯これ詞章記誦の學にして此道に益なし、

論治便須識體、

體とは、體格なり、朝廷の政は、朝廷の體あり、一國の政は、一國の體あり、州縣の治も、亦州縣の體あり、各さしあたりて、切要なるつとめあることを云、もし政治を論して、その體格を講じ識らざれば、唯泛く制度文爲の末を事とするのみにして、實用をなさざるなり、

○曾點漆雕開已見大意、故聖人與之、

事みな論語に見えたり、朱子云く、他この大綱の意思を見得て、細密の處にをいては、いまだ必しも乃理會せずと、按ずるに、曾點が見る所の大意は、これ道體の規模なり、この故に、從容自得して、物と共に各其所に安ずるの意あり、漆雕開が見る所の大意は、これ道術の梗概なり、この故に、道の小成に安ぜずして、必自信ずることを期するの意あり、

○根本須是先培壅、

これ亦樹をうへやしなふことを借りて云、根本とは、心の德をさす、培壅は、土かふなり、涵養の工夫を云、

唯其學の精熟によりて、をのづからおぼえたり、わが玩びおぼえて、人に矜るとは、各別の意思なりと、よりて常に此事を話の頭として、博學を好む士を、接けみち引て戒む、

○禮樂只在進反之間、便得性情之正、

これ樂記に禮主其減、樂主其盈、禮減而進、以進爲文、樂盈而反、以反爲文、禮減而不進則銷、樂盈而不反則放と云につきていへり、それ禮は、辭讓謙退して、收斂する意を以て體とす、これもと人の樂まざる所なる故に、力を着け進みゆきて行ふべし、樂は、舒暢發越して、快樂する意を以て體とす、これもと人の流れ易き所なる故に、心をひき反して、内に向ふべしとぞ、此章云意は、それ禮樂は、人の性情を正くする所以の者なり、而してこれを行ふこと、唯進むと反るとの間にあり、よく其道に從ふ時は、即性情正きことを得るとなり、

○父子君臣、天下之定理、無所逃於天地之間、

父子君臣の分際は、人の大倫、天下一定の道理にして萬古不易のことなれば、天地の間、いづくにも皆ある所にして、人の逃るゝ所なき者なり、此句莊子に出たり、

安得天分不有私心、則行一不義、殺一不辜、有所不爲、

天分とは、父子君臣は、みな天のついでたる職分なることを云、人よく其分に安んじ得て、少も私心なき時は、一つの不義を行ひ、一人の罪なきを殺して、天下を得るの利ありといへども、爲ざる所の守りあり、

有分毫私、便不是王者之事、

もし天分の間に、分毫ほどの私あれば、即王者大公無我の道にあらざるなり、かの堯舜の帝位を讓れるも、父子の恩に虧ることなく、湯武の大權を行へるも、君臣の義に愧ることなきは、これ亦その私心なきが故なり、

時以經語錄作一册、

按ずるに程子の語、蓋し其門人上蔡謝氏きく所の戒をしるして、これは自その事實をいへる歟、時に謝氏經書の要語をぬきとり、一冊の書となして、常にこれを玩びけるによりてのことゝぞ、

鄭轂云、嘗見顯道先生云、某從洛中學時、錄古人善行、別作一册、明道先生見之曰、是玩物喪志、蓋言心中不宜容絲髮事、

此より下二段は、又後の人其事の一説をつけしるせり、顯道は、謝氏の字なり、蓋言と云よりは、鄭轂が説歟、凡そ心中に、絲髮ばかりの事をいれをくも、亦その志に害ありとぞ、

胡安國云、謝先生初以記問爲學、自負該博、對明道擧史書成篇、不遺一字、明道曰、賢却記得許多、可謂玩物喪志、謝聞此語、汗流浹背、面發赤、及看明道讀史、又却逐行看過、不蹉一字、謝甚不服、後來省悟、却將此事做話頭接引博學之士、

記問とは、物をよくをぼえて、人の問を待ことなり、自負とは、わが長じたる所を自負むなり、該博は、學識の該りて博きなり、史書とは、歷代の記錄なり、成篇とは、すでに成りたる一篇を云、これを擧ぐとは、よむことなり、賢とは、人をうやまふ詞なり、蓋し謝氏みづから記誦を好み玩んで、人に矜る意出來り、內に向ふ志を忘れたるによりて、程子これを戒む、賢よく許多の文字をおぼえ得たり、されども物を玩んで志を喪ふの弊ありと、謝氏これをきゝて、大いにはぢて感服す、後に又明道の史を讀に、次第を逐て行々に看過ぎて、一字をもつまづかず、謝氏これを見て、甚さきの戒に服せず、後來又その非を省み悟る、程子は

譬如爲九層之臺、須大做脚方得、

層は、かさぬるなり、脚とは、基をさす、俗に云地形なり、九重の臺をつくるには、其基を大いにとりて後に、高くたてのぼすことを得るなり、

○明道先生曰、自舜發於畎畝之中、至孫叔敖擧於海、若要熟也、須從這裏過、

本文孟子に見えたり、畎畝とは、農家を云、孫叔敖は楚の賢人なり、海とは、海邊の困窮なる處を云、凡そ古の聖賢、多くは患難困窮の中よりおこり出づ、蓋し人難をふみ、困に居る時は、事變を歷ること多くして、患を慮ること深く、理を察すること密にして、事を制すること審なり、この故に、人もし其德の磨練して、熟せんことを要せば、這の艱苦の裏より、こえすぐべしとなり、

○參也竟以魯得之、

これ論語に子の曰く、參也魯なりと云につきていへり、參は、曾子の名、魯は、魯鈍にして、にぶき義なり、得之とは、夫子の道を傳へ得ることを云、程子又云く、曾子の學は、誠篤のみ、聖門の學者、聰明才辯多からずとせず、而して卒に其道を傳るは、乃質魯の人のみ、この故に學は誠實を以て貴しとす、尹氏の云く、曾子の才魯なり、この故に、其學確し、よく深く道に造る所以なり、

○明道先生以記誦博識爲玩物喪志、

記誦とは、書の文をおぼえて、そらによむことなり、博識とは、博く事を識すぞ、識すも、おぼゆる義なり、玩物喪志とは、周書旅獒の篇の文なり、物を好みて玩ぶ時は、心これに流れて、その本とする志を失ふとなり、記誦博識は、よきことなりといへども、ひたすらこれに心をとゞむれば、亦道の志をわするゝことあり、この故にこれを引て、戒めとするなり、

意なり、

○昔受學於周茂叔、毎令尋顏子仲尼樂處、所樂何事、

顏子の樂む所は、一簞の食一瓢の飲、陋巷に居て、其樂を改めず、夫子の樂む所は、疏食水飲、肱を曲てこれに枕す、樂其中にあり、常人其樂を何事ぞと尋ぬとも、學力いまだ至らずば、いかんぞこれを察すべき、唯聖人の敎る所によりて、顏子の學ぶ所を學び、博文約禮を事として、罷んなまく欲すれども罷ず、すでに其才を竭すに至れる時に、はじめて庶幾すべきなり、

○所見所期、不可不遠且大、然行之亦須量力有漸、

學者の見る所、志す所は、遠く又大いにして、天地萬物の理に通じ、聖人の域に至り、天下の事を任ずるを以て、自期すべし、然れどもこれなを知上にあり、その力を用ひてこれを行ふことは、只今己が居る所の地位才力を量りて、その脚もとより、着實に歩をすゝめ、漸々以て向上の地に升るべし、

志大心勞、力小任重、恐終敗事、

もし只遠大に志すまゝに、近切なることを略せば、はるかに想ひ、企て望む、勞にたへず、力の小きなるをはからずして、妄に重きことを任ぜば、半途にしてすつべし、かくの如くなる時は、その事とする所をしそこなひて、ついに成すことを得まじきなり、

○朋友講習、更莫如相觀而善工夫多、

相觀而善くすと云は、學記の文なり、凡そ朋友と學を講じ習はすこと、只辯論の發明のみならず、更に進み益す工夫を用ることの多き所は、互にその善き所を相見て、心まことに感服し、これを己に取りたもつにはしくことなし、

○須是大其心使開闊、

學者其心を設ること、推し開きて、潤からしむべきなり、

す處あり、

又曰、學者要學得不錯、須是學顏子、

學者の學ぶ所、その道をふみあやまらざらんことを要せば、唯顏子を學べし、

有準的、

準的とは、手本目當と云義なり、顏子の博文約禮、克己復禮の類、みな學をするによき準的なり、

○明道先生曰、且省外事、但明乎善、惟進誠心、其文章雖不中不遠矣、所守不約、泛濫無功、

これ呂與叔はじめ横渠の門下にて、威儀制度の事にならひ、內に向ふの工夫、をろそかなりしより來りて、はじめて程子にあへる時に、示めされし語と見えたり、外事も、文章も、みな威儀制度の類をさす、泛濫は、水のうきながるゝを云なり、云意は、しばらく外にをさむることを省きて、唯善を明にして、誠の心をすゝめよ、然らばその文章は、正く理にあたらずと云とも、遠くはづれじ、もし自守る所約ならずして、外事にくだ〳〵しくば、水の泛濫するが如くにして、德にすゝむの功なかるべしとなり、

○學者識得仁體、實有諸己、

云意は、學者仁の全體かくの如くなる者と知り得て、又これを求めて、實に己が有る所の者とせよと、これ學をするの大本なり、

只要義理栽培、

栽は、木をうふるなり、培は、つちかふなり、樹木をうへやしなふことを借りて云、すでに大本を立る上には、博く義理を學び得て、此仁心をやしなひうるほさんことを要せよと、蓋し仁心培養を得る時は、生意日々に充ち長りて、慈愛の施す所、きはまりなかるべきなり、

如求經義、皆栽培之意、

經を治めて、其義を求るやうのことも、亦みな栽培の

意なり、忠信を主とするは、これ內に本づきて、以て其外に達す、辭を脩るは、これ外に正うして、以て其內を立つ、內外交養ふの道なり、

○伊川先生曰、志道懇切、固是誠意、若迫切不中理、則反爲不誠、

懇切とは、懇に、たしかなるなり、迫切とは、急にせまれる義なり、道に志すことの懇切なるは、もとより誠の意なり、されどもその効をいそがんために迫切にして、苗を拔て長ぜんことを助くるが如くすれば、道理の自然に中らずして、誣ひ曲ぐることある故に、反て誠ならざるなり、

蓋實理中、自有緩急、不容如是之迫、

實理とは、即自然のまゝに、眞實なる道理を云、その中には、宜く緩かるべきことあり、宜く急かなるべきことあり、道を求るには、ひたすらかくの如くに急迫なるべからずと、蓋し此語學者の迫切に求るを、正せるがために發すらし、

觀天地之化乃可知、

天地の化、春生じ夏長じ、秋成り冬堅まる、一息のたえまなけれども、亦一日に遽に成ることなし、これを見て實理の緩急を知るべしと、然れば道を求る志は、宜く懇切にして、あからさまなるべからず、されどもその效は、唯功つもれる上に、をのづから得ることを待つべきなり、

○孟子才高、學之無可依據、

孟子は天才高邁にして、これを學ばんとすれども、依り據りて、手を下すべき處なし、

學者當學顏子、入聖人爲近、有用力處、

顏子を學ぶ時は、其道平易なる故に、聖域に入ること近し、蓋し顏子の學、工夫微細にして、德に進むこと次第あり、よりてこれを學ぶ者、力を用ひて、手を下

若只是脩飾言辭爲心、只是爲僞也、

もし脩辭と云を、唯その詞を修め飾へて、うつくしく云ことのみとして、これを以て心とせば、言行表裏、一致ならず、誠を立るにあらずして、反て唯これ僞をするなり、

若脩其言辭、正爲立己之誠意、乃是體當自家敬以直內、義以方外之實事、

體當とは、身を以て、親しく檢へ驗る義、自家は、たゞ我と云ことなり、もしその言辭を修ることを、正に己が誠意を立んがためにすれば、即これみづから敬直義方の內外の工夫を、體驗勘當するの實事にして、外をつくろふばかりの、浮華なることにあらずとなり、

道之浩浩、何處下手、惟立誠、纔有可居之處、有可居之處、則可以修業也、

浩々とは、盛大流行の貌なり、此道の浩々たる、いづれの處より手を下して、工夫を用ふべきと、わきまへがたし、唯わが心の誠を立るのみ、わづかに身を居へをかるゝ實地あり、これその手を下す處なり、すでに身のをきどころある時は、則學業を修爲して、道にすゝみ入らるべきなり、

終日乾乾、大小大事、却只是忠信所以進德、爲實下手處、脩辭立其誠、爲實修業處、

これ易本文を引あはせて、上文の意を結ぶ、乾の九三に、君子終日乾々すと云は、天の行くこと健なるに體するの工夫にして、大小の大事なり、然るに文言に、夫子德に進み業を修るを以て、終日乾々するの事實として、則忠信を、德に進む所以の者とするは、これその手を下す處を示せり、而して辭を脩めて、其誠を立るを以て、業を修る所以の事とす、蓋し忠信は即誠

若し學者道に入るの門を求めんとならば、經書に由らずして得られんや、

今之治經者亦衆矣、然而買櫝還珠之蔽、人人皆是、

治經とは、其義をとき明すことなり、今の世、經を治る者多けれども、櫝に入れたる珠を買ふ者、櫝のうつくしきをとりて、珠をかへすが如くなる蔽はれのあること、人々皆然りと、これ古語をひきて云、

經所以載道也、誦其言辭、解其訓詁、而不及道、乃無用糟粕耳、

訓詁とは、字義なり、糟粕は、さけのかすなり、それ經は道を載するの器なり、珠を入たる櫝の如し、もし唯その言辭を誦みおほえ、その字義を解くばかりにて、道を明にするに及ばざれば、なを櫝をとりて、珠をかへすが如し、經書は無用の糟粕なるのみ、

覬足下由經以求道、勉之又勉、異日見卓爾有立於前、

足下とは、人をうやまひて、よびかくる詞なり、異日は、他日に同じ、今より後の日を云、卓爾とは、立てる貌なり、これ顏淵夫子の道を學び得て、常に現前たることをいへり、本文論語に出たり、

然後不知手之舞、足之蹈、不加勉而不能自止矣、

手舞ひ足蹈の説前に見えたり、此段亦顏淵夫子の敎へに從ひて、罷んなまく欲すれども、あたはざるの意なり、

○明道先生曰、脩辭立其誠、不可不子細理會、

これ亦易乾文言の語意を發明す、子細とは、詳なる義なり、理會とは、合點と云が如し、

言能脩省言辭、便是要立誠、

外に言辭を修め省みて、かりにも妄にいはざること、即これ内に誠意を推したてゝ、ゆるがせざらしむる工夫なり、

ね、中心にひたりとをる時は、則滋味をおぼえて悦なり、

以善及人、而信從者衆、故可樂也、

すでにわが學び得る所の善を以て、人に敎へ及ぼして、同朋遠方よりも來りて、信じ從ふ者多き時は、その悦びふかくして、樂むべしとなり、

雖樂於及人、不見是而無悶、乃所謂君子、

其善人に及ぶを以て、樂とすといへども、或は人しらずして、これを是とせざる時に、心にふづくみいきどをることなきは、則君子と云者なり、これ易乾文言を引て釋す、君子とは、成德の人なり、蓋し人に及んで樂むことは、順にして易く、人知らずして慍らざることは、逆にして難し、逆境に居て、其樂を失はざるにあらざれば、いまだ君子と云に足らざるなり、

○古之學者爲己、欲得之於己也、今之學者爲人、欲見知於人也、

これも論語の文を釋す、爲己にする者は、道を己に得んがためにす、爲人にする者は、人のわが名を知りて、これをほめんがためにす、

○伊川先生謂方道輔曰、

道輔名は元寀、伊川の友、これ其問ひに答へられし書なり、

聖人之道、坦如大路、學者病不得其門耳、得其門、無遠之不可到也、

聖人の道は、平坦明白にして、大路の如く、知りやすく、行きやすし、只學者のうれへ、その由りて入る所の門を得ざるにあり、其門をだに得る時は、遠き處にも、到られずと云ことなし、

求入其門、不由於經乎、

若往來憧憧然、用其私心以感物、則思之所及者、有能感而動、所不及者、不能感也、

此より下、申て私係私主の害をとく、此段句義、すでに前章に見えたり、

以有係之私心、既主於一隅一事、豈能廓然無所不通乎、

一隅とは、物の片隅なり、廓然は、ほがらかなり、

○君子之遇艱阻、必自省於身、有失而致之乎、

此章は、易蹇卦の象に、山上有水蹇、君子以反身脩德と云を釋す、蹇は、なやみなり、艱阻は、即蹇の義なり、致すとは、まねきとる義なり、君子艱難險阻にあふ時は、これわが過失によりて、これを致せりや否やと、自其身を省るなり、

有所未善則改之、無歉於心則加勉、乃自脩其德也、

自省て、もし己にいまだ善ならざる所あれば、則すみやかにこれを改む、もし心に不足なき時は、ます〳〵其善を勉む、これ自其德を脩るのことなり、

○非明則動無所之、非動則明無所用、

これ易豐卦の傳なり、此卦下を離にし、上を震にす、離は明、震は動なり、それ明ならざれば、動けども、ゆく所を知らず、動かざれば、亦その明を用る所なし、此二つの者、必相まちて、其用をなすべしとなり、

○習重習也、時復思繹、浹洽於中、則說也、

此章は、論語學而の首章の義を釋す、習の字を、かさぬる義にとれり、浹洽とは水にひたりとをる義なり、すでに學べることを、より〳〵又かさねて、思ひ繹

擇びてこれを受るは、そのあはざる者をうけず、これみな聖人の內虛うして、感あれば必通ずるの道にあらざるなり、

其九四曰、貞吉悔亡、憧憧往來、朋從爾思、

說前章に見えたり、

傳曰、感者、人之動也、

咸とは、心を以て物を感ずることを云、これ人の動作なり、

故咸皆就人身取象、

初六には、咸其拇と云、六二は腓、九三は股、九五は脢、上六は輔頰、みなかくの如し、

四當心位、而不言咸其心、感乃心也、

九四は心の位にあたれるをば、咸其心といはざること、心はこれ感の主にして、感ずる所の者即心なればなり、

感之道無所不通、有所私係、則害於感通、所謂悔也、

感應の道、もと感じて通せずと云ことなし、されども其心もし私に係る所あれば、則感通の道に害あり、よりて悔ふべきことあるなり、

聖人感天下之心、如寒暑雨暘、無不通、無不應者、亦貞而已矣、

暘は、日の氣なり、聖人の天下の人心を感ずること、寒暑雨暘の氣の、あまねく及ぶが如くにして、これに通じて應ぜずと云ことなし、これ其心貞正なるが故なるのみ、かくの如くなれば、則吉にして、悔べきこと亡びてなし、

貞者、虛中無我之謂也、

此貞と云は、乃他なし、その中心虛うして、物我の私係、すこしも隔ることなきを云なり、

もしいまだ正理にあはざれば、之も亦妄なり、乃亦邪心なり、よりてなを正しからざるのあやまちあり、

既已无妄、不宜有往、往則妄也、

それすでに无妄なる時は、これ至善に止ることを得るによりて、更にたじろくべからず、もし又前後左右にゆくことあれば、則亦邪妄なり、

故无妄之象曰、其匪正有眚、不利有攸往、

○人之蘊蓄、由學而大、在多聞前古聖賢之言與行、考跡以觀其用、察言以求其心、識而得之、以蓄成其德、

これ易大畜の象辭に、天在山中大畜、君子以多識前言往行以畜其德と云を釋す、凡そ人その德を蘊み蓄る所、みな學によりて大いなり、而して其學は、多く前世往古の聖賢の言と行とを聞きしるにあり、蓋しその行跡を考へては、以てその用をなす所を觀、その言論を察しては、以てその由りて出る所の心を求め、これをきゝ識り、其理を心に得て、以て其德を蓄へ成すことを云なり、

○咸之象曰、君子以虛受人、

これ易咸卦の象辭を釋す、咸は、感の義にとる、君子は其心を虛くして、人より來感する所をうけて、これに應ず、

傳曰、

伊川の易傳なり、下これに倣へ、

中無私主、則無感不通、

中心私に主とする所なき時は、則虛し、虛き時は、則感ずる所として、通ぜずと云ことなし、

以量而容之、擇合而受之、非聖人有感必通之道也、

もし唯德量のひろきを以て、これをいるゝは、量には限ある故に、みつる時はうけず、又その志の合ふ所を

し、よりて敬立ち定まる時は、内をのづから直し、事大小となく、必當然の義を守りて、これを失はざる時は、外に行はるゝ所、みな方正にきりたてたるが如くにして、まがりたはむ私曲なし、よりて義事にあらはるゝ時は、外をのづから方なり、

義形於外、非在外也、

義は心の裁制する所、事にあらはれて、その宜きにあたる者なり、外にあるにあらず、これ上文をうけて、義外の説を正せり、

敬義既立、其德盛矣、不期大而大矣、德不孤也、

内の敬、外の義、すでに立ち定まる時は、其德つもりて盛なり、盛なる時は、其大いなることを期せずして、をのづから大いなり、これ德の孤ならざるなり、不孤とは、唯一つにならざることを云、

無所用而不周、無所施而不利、孰爲疑乎、

德不孤に至る時は、これを用ひて、あまねくゆきわたらずと云所なく、これを施すに、順利にして遂げずと云所なし、かくの如くなる時は、たとひいまだしならはざることをするにも、孰か心に疑をなす所あらんや、自由に行ひて、あやまちなかるべきなり、

○動以天爲无妄、動以人欲則妄矣、

これ易无妄の卦辭を釋す、此卦は下を震にし、上を乾にす、震は動く、乾は天なり、よりて動くに、天を以てすと云なり、妄は、みだりなり、凡そ人の動くこと、純ら天理を以てするは、これ邪妄无きなり、もし人欲を以てするは、これ妄なり、

无妄之義大矣哉、

其道の至れることを嘆美す、

雖無邪心、苟不合正理則妄也、乃邪心也、

その事に應ずる心、邪妄によりていでずといへども、

謂始條理者、智之事也、

上文進德居業は工夫の條目を、内外にわけて云、此より下二段、知至と終之とは、其工夫に手を下す、致知力行の次第なり、知至とは、至善の在る所を、その至りどころと知るぞ、これ致知の工夫なり、知之在先とは、その重きこと、知至の上にあることを示す、幾は、事の端わづかにきざす處を云、その理をさとることはやきを以て、此人と共に、幾微を察せらるべきぞ、條理とは、樂の八音をの〱すぢみちありて、みだれざることを云、これを始むとは、鐘をうちて、ならしはじむるぞ、智とは、知の至れるを云、これ孟子に音樂の始終を以て、孔子の德の具はれることをたとへたるを、引あはせて、易の文義を明せり、下段亦同じ、

知終終之、力行也、既知所終、則力進而終之、守之在後、故可與存義、所謂終條理者、聖之事也、

終りとは、至善の盡る處なり、終之とは、をしきはめて、必これを盡すぞ、これ力行の工夫なり、守之在後とは、その重きこと、終之の上にあることを示す、守るとは、守り終ふることを云、こゝに至れば、天下の義にをいて、一つもとり失ふことなき故に、此人と共にいつまでも義を存主せらるゝぞ、條理を終ふとは、玉磬をうちて、衆音をしめ收ることを云、聖とは、行の盡せるを云なり、

此學之始終也、

上二段の意を結ぶ、

○君子主敬以直其内、守義以方其外、敬立而内直、義形而外方、

此章は、坤の文言に、直其正也、方其義也、君子敬以直内、義以方外、敬義立而德不孤、直方大、不習无不利と云を釋す、主敬とは、つゝしみて心を專一にする義なり、動靜の間、心に戒愼恐懼の敬畏を忘れざる時は、其内直上直下にして、邪念のかゝづらいな

て反て道理に害をなすこと必然なり、

來書所謂、欲使後人見其不忘乎善、此乃世人之私心也、

朱長文より來れる書の中に、人の文作ることは、後人をして、その常に善道を忘れざりつることを、知らせまく欲してぞといへるは、これ亦世俗の名を好む私心なり、

夫子疾沒世而名不稱焉者、疾沒身無善可稱云爾、非謂疾無名也、

夫子の言論語に出たり、云爾とは、かういひたるとと云詞なり、夫子の言は、君子その身を終るまでに、名とすべき善の實なきを惡むと云ことなり、名なきを惡むといひて、名を求めしむるにあらずとぞ、

名者可以厲中人、君子所存非所汲汲、

汲々とは、つとめて求る義なり、名を人に稱せらるゝことは、中品の人の善をすることを勵すべし、君子の善をするは、唯當然の理に從ふばかりにして、心に存念するのこと、名はその汲々たる所に非ずと、然れば其汲々たる所は、善をするの實これなり、

○内積忠信、所以進德也、擇言篤志、所以居業也、

此章は、易乾の文言に、君子進德修業、忠信所以進德也、修辭立其誠、所以居業也、知至至之、可與幾也、知終終之、可以存義也と云を釋す、内に忠信の實を積みたくはふるは、其德を進めて、たかくする所以なり、外に辭を擇びて、妄にいはず、志を篤うして、善をつとむるは、事業に居すはりて、退轉せざる以所なり、忠信は、實心なり、擇言篤志するは、實事なり、事は即其德の外にあらはるゝ者なり、

知至至之、致知也、求知所至而後至之、知之在先、故可與幾、所

之言不得已也、

これ程子その友朱長文が、文章を好みて、其事を問ひけるに、答へられし書なり、古の聖賢、そのいひをけること、みないはずしてやまれざることなればなり、いはずともなることをば、著述をせんためにこれを云にあらずと、

蓋有是言則是理明、無是言則天下之理有闕焉、如彼耒耜陶冶之器、一不制、則生人之道有不足矣、聖賢之言、雖欲已得乎、

此段やむことを得ざるの故をとく、耒耜とは、古の耕す器、すきの類なり、其柄を耒と云、其さきを耜と云、陶は、すえものつくる竈、冶は、金を鑄る具、此の類一つも是なき時は、生民の用をなす道たらず、よりて聖賢これを制作す、その言辭も亦なをかくの如くなれば、それやんなまく欲すとも、これを得んや、

然其包涵盡天下之理、亦甚約也、

聖賢やむことを得ずして云といへども、其言天下の理を包み涵し盡くして、亦甚簡約なり、

後之人始執卷、則以文章爲先、

執卷とは、書をよむことを云、

平生所爲動多於聖人、

平生の作る所、やゝともすれば、聖人の言よりも多くして、彼約なるが如くならず、

然有之無所補、無之靡所闕、乃無用之贅言也、

贅とは、ありても用をなさゞる者を云、天下の理にをいて、此言あれども、補ふ所なく、なけれども、亦闕ることなきは、これ無用の贅言なり、

不止贅而已、既不得其要、則離眞失正、反害於道必矣、

其言もし簡要を得ざれば、則道理の正眞にあらずし

內外兩ながら忘るゝ時は、物我のあらそひ、澄然とすみしづまりて事なし、事なき時は、心をのづから定る、定る時は、智すなはち明なり、止水のよく物を照すが如し、明なる時は、理にまどはずして、物來て則順應す、なを何ぞ物に應ずることを累ひとせんや、內外兩ながら忘るゝは、自私するにあらず、よく定りて、明なるは、智を用るにあらざるなり、

聖人之喜、以物之當喜、聖人之怒、以物之當怒、是聖人之喜怒、不繫於心、而繫於物也、是則聖人豈不應於物哉、烏得以從外者爲非、而更求在內者爲是也、今以自私用智之喜怒、而視聖人喜怒之正、爲如何哉、

これ聖人の喜怒を以て、大公順應の意を明す、聖人の心大公なる故に、喜怒ありといへども、これがために動かずして廓然たり、唯喜怒すべき物前に來れば、其理に順應するばかりなり、これその喜怒心にかゝらずして、物にかゝれり、爲如何哉とは、その大いに相違せることをいへり、

夫人之情、易發而難制者、惟怒爲甚、第能於怒時、遽忘其怒、而觀理之是非、亦可見外誘之不足惡、而於道亦思過半矣、

此より下は、上文喜怒の內より怒を忘れ理を觀るの論を發して、大公順應の工夫に、手を下す方を示す、怒を急に制して、これを忘るゝは、大公なり、理の是非を觀て、これを處するは、順應なり、それ發し易くして、制し難き怒にをけるだもなをかくの如くなれば、すべて外誘の惡むに足らざることを見るべし、而して聖賢の道にをいても、亦すでに思ひ得ること過半なるべしとなり、

○伊川先生答朱長文曰、聖賢之

れに居らまく欲するは、これ鑑を反して、うらを以て物を明さんと求るが如し、必得らるまじき道理なりと、蓋し物の累ひを絕たんとして、反て物に累ふは、これ必然のいきほひなり、

易曰、艮其背、不獲其身、行其庭不見其人、

此より下二段、易と孟子を引て、上文の意を結ぶ、これ艮の卦辭なり、それ人の身は動物にして、耳目より手足まで、わざをなさゞる所なし、唯背中のみ、止りてわざなし、艮其背とは、その止るべき所に止るぞ、事みな理におちて、心みだりに動くことなきを云なり、なを背は身に隨ひて動かざる故に、其身とすることを得ざるが如し、よりて不獲其身と云、かくの如くなる時は、其見る所、唯理の上にありて、人の己を是非することを顧みず、なを人のたちまふ、庭を行けども、其庭人目に入りながら、心つかずして、これを見ざるが如し、上は靜にして其所に止るなり、下は動いて其所に止るなり、すべてこれ自私せずして、廓然大公なることをいへり、

孟氏亦曰、所惡於智者、爲其鑿也、

智は心の神明にして、萬事を宰判する所以の者なれども、これに惡む所あるは、その自然に順かはずして、うがちて用ることあるがためなり、鑿とは、木の目にしたがはずして、鑿にてほりうがつがごとし、これその智を用ひ、物來て順應せざることをいへり、

與其非外而是內、不若內外之兩忘也、

此より下二段は、上文無內外の意を明す、云意は、外誘を非としてこれをはらひ、內心を是としてこれを定めんとせんよりは、內外の是非を二つながら忘れ、廓然大公にして、へだてなからんにはしかずとぞ、

兩忘、則澄然無事矣、無事、則定、定則明、明則尙何應物之爲累哉、

はらはんとのみはからば、こゝにきえても、かしこに又生じ、唯これをはらふに、日數の足らざるのみならず、反て其端きはまりなくなりて、ついに除ひ得らるまじきぞ、

人之情各有レ所レ蔽、故不レ能レ適レ道、

凡そ人情の行はるること、各その氣禀によりて、をほひかくさるゝ所あり、この故に、發してみな當然の理にかなふことあたはず、

大率患在下於自私而用上レ智、

大率は、をほむねと云義なり、氣禀の蔽ふ所、患をなすこと、品多きが如くなれども、をほむね內に心を自私にたて、外に智術を用ひて、其私を濟す、これ兩樣なりといへども、二つのこと必相依てある者なり、

自私、則不レ能下以二有爲一爲中應迹上、

有爲とは、すべて人事を云、應迹とは、事に應ずるの行迹なり、自私する者は、たとへば釋氏の淸靜無爲をむさぼりて、外物の緣を絕ちすつるが如し、これ即人事の當然を以て、應用の迹とすることあたはざるなり、蓋し張子の性を定めんとする意、これに近し、

用レ智、則不レ能下以二明覺一爲中自然上、

明覺とは、本心の知識、是非邪正を明に覺る者を云、智を用る者は、作爲安排を巧にして、自便自利を求む、これ即知識の本明を以て、自然の宰制とすることあたはざるなり、蓋し自私する時は、則廓然として大公ならず、よりて有爲を以て應迹とすることあたはずして、內外をへだて、外物の誘ことをにくむ、智を用る時は、則物來て順應することあたはず、よりて明覺を以て自然とせずして、反て外誘をふせぎたゝんとす、蓋し此二段、張子その內を定めんために、外誘をはらはんとするを以て、かくの如くいへり、下の段も亦これをうけてとく、

今以下惡二外物一之心上、而求レ照二無物之地一、是反レ鑑而索レ照也、

それ人の一心は、兩用しがたし、今自私し智を用ひ、內に向ひて自定めんとして、外物を惡むの心を以て、又外に向ひて物累をふせぎ、無物の境界を照して、こ

夫天地之常、以其心普萬物而無心、聖人之常、以其情順萬事而無情、

天地の道の常にして易はらざること、其心あまねく萬物を生成するのみにして、別に心を用ることなきを以てなり、聖人の道の常にして易はらざることも、亦其情あまねく萬事の理に順ふのみにして、別に情を用ることなきを以てなり、

故君子之學、莫若廓然而大公、物來而順應、

廓然とは、うちひらきて、ほがらかなる義なり、君子の其心をまうくること、廓然と大いに公にして、物我のへだてなく、事物の來り接る時は、各其理のまゝに順ひて、これに應ずるばかりなり、廓然として大公なる時は、內外一貫す、何ぞ外物をにくみたつことをせん、物來て順應する時は、ゆくとして其內定まらずと云ことなし、此二句は、これ一章の綱領なり、

易曰、貞吉悔亡、憧憧往來、朋從爾思、

これ咸卦の爻辭なり、これを引て、上段の意を明す、咸は感の義にとる、貞は、正く固き義なり、憧々は、往來の絶ざる貌、朋は、類と云義なり、それ人心正固にして、私意の感應なき時は、其內常にほがらかにして、外物の累ひなし、これ吉なり、よりて凡そ悔ひうらむべきこと、みな亡びてなし、もし私意の感應憧々として、ゆきつ、もどりつ、たえざる時は、唯その類の事のみ、爾の思ふ所に從ひて相通じ、あまねく萬事に及ことあたはず、廓然として大公なる時は、即これ貞にして、憧々たる往來なし、物來て順應するは、即これ朋のみ爾の思ふに從ふにあらず、

苟規規於外誘之除、將見滅於東而生於西也、非惟日之不足、顧其端無窮不可得而除也、

規々とは、もとめはかる義なり、もしつとめて外誘を

の問ひに對へて作れり、これまで問ひの詞なり、定性とは、心をしづむることを云、常に心をしづめんとなれども、なを外物のひくにかゝづらひて、動かざることあたはず、いかゞはせんとなり、

明道先生曰、所謂定者、動亦定、靜亦定、無將迎、無內外、

これ心の定ると云本義をとく、將は、をくる、迎は、むかふるなり、それ心動く時にも亦定りて、妄にうごかず、靜なる時にも亦定りて、其內くらからず、物すでに去るを送る意なく、物いまだ來らざるを迎る意なく、心を內とし、物を外とするのへだてなし、よくかくの如くなる時は、常に定りて內に在るなり、

苟以外物爲外、牽己而從之、是以己性爲有內外也、

天地萬物、もと一つの太極を共にして、萬理みなわが性にそなはる、然れば人心常に天下の事物に應接して、其理に通闕せざることを得ず、もし外物を以て己が外なる物として、己が心をひき出して、これに就かば、これ己が心性を以て、內外ある物とするなり、

且以性爲隨物於外、則當其在外時、何者爲在內、

又心を物に外にしたがふとせば、その出て外に在る時、內にありて主宰たる者は何ぞと、

是有意於絕外誘、而不知性之無內外也、

蓋し張子其心外物に誘き去らるゝことを惡みて、これをふせぎたちて內心を定めんとす、よりてこれに對ることかくの如し、

既以內外爲二本、則又烏可遽語定哉、

內心外物の理、もと一貫なるを、今すでに其本二つにして、われ〳〵に出る者とせば、則又なんぞにはかに性を定むるの沙汰せられんやと、

顏子則必思而後得、必勉而後中、其與聖人相去一息、所未至者、守之也、非化之也、

一息は、ひといきの間なり、化すとは、その工夫の迹みえず變化することを云、化する時は則聖人と成る、

以其好學之心、假之以年、則不日而化矣、

その學好む心を以ての上に、今少し年をかして、命をのべたらば、時日をついやさずして、化すべしと、

後人不達、以謂聖本生知、非學可至、而爲學之道遂失、

此より下は、後世の學、顏子の好む所に異なることを云、蓋し後人は學んで聖に至るべき道理に達せず、心に思へる所かくの如くなるによりて、學をするの道遂に失へるなり、

不求諸己、而求諸外、

己に求るは、即善を明にし、身を誠にするの學、外に求るは即下文に云所これなり、

以博聞强記、巧文麗辭爲工、榮華其言、鮮有至於道者、則今之學、與顏子所好異矣、

博聞とは、學び聞く所博きぞ、强記は、强く記すぞ、記すは、おぼゆる義なり、これ記誦の學を云、文を巧にし、辭を麗くするは、これ辭章の學、これを工夫として、唯その詞のみを榮華にす、榮華とは、はなやかにかざる義なり、これ皆その得る所を、身の外に求るの學なるによりて、道を得るに至る者すくなし、

○横渠先生問於明道先生曰、定性未能不動、猶累於外物、何如、

此章は、明道の定性書なり、先生二十三歲の時、張子

上に云所のこと、久きを歴て、とり失はざるは、これ守ること固き效なり、よくかくの如くなる者は、身の居る處、安定におちつきて、少もあやぶみおそるゝ所なし、これ道を得て、徳の成れるなり、

動容周旋中禮、而邪僻之心、無自生矣、

動容とは、うごきはたらく容儀なり、周旋は、めぐるなり、曲折の義にとる、中禮とは、をのづから禮節にかなふぞ、これ孟子の文なり、かくの如くにして、邪僻の心これによりて生せざるに至るは、これ聖人にちかし、

故顏子所事則曰、非禮勿視、非禮勿聽、非禮勿言、非禮勿動、

此より下は、顏子學を好むの事實をとく、此段は論語をひく、これその行ふことの果し、守ることの同き工夫なり、

仲尼稱之則曰、得一善、則拳拳服膺、而弗失之矣、

稱すとは、ほむるなり、得るは、聞き知るぞ、拳々は、さゝげもつ貌なり、これ亦篤く信じて、行ひ守るの功なり、

又曰、不遷怒、不貳過、有不善未嘗不知、知之未嘗復行也、

上は論語の文、これよく非禮に克つのこと、下は易繋の文、これその善に明にして、過を二たびせざるのこと、共に明誠の效なり、

此其好之篤、學之之道也、

上三段をむすぶ、

然聖人則不思而得、不勉而中、

此より下は、顏子の學、分明に聖人に至る道なれども、短命なりける故に、いまだ聖に至らずして終れることを云、此段中庸の文をひく、聖人は生れながらにして知る故に、思はずして其理を得、又安んじて行ふ故に、勉めずして其道にあたるなり、

然後力行以求至、所謂自明而
誠也、

これ上文をうけて云、其情を約にして、心を正うし、性を養ふは、存養の工夫にして、學をする大本なりといへども、又そのすゝみゆく道には、致知力行の次第あるとなり、養の字を、往と作りたる本を是なりと、朱子の説に見えたり、學をするの道、まづ其理を心に明にして、ゆく所の道を知り、然して後に、其知る所を力め行ひて、以て志す所に至らんことを求む、これ中庸にいはゆる自明而誠あるなり、蓋しまづ善を明にするに由りて、其身を誠にして、以て知る所の善を實にするなり、

誠之之道、在乎信道篤、

此より下は、上文明誠の工夫を用ひて、其效を得る所以の道をとく、誠之と云內に、これを明にする意をも兼て見るべし、道を信ずること篤き時は、異端邪説にまどふことなし、心に明なるの效、これに由りて得るなり、

信道篤、則行之果、

行ふこと果すとは、いさみすゝんで、たゆまざることを云、之の字は道をさす、下同じ、

行之果、則守之固、

守ること堅固にして動かず、行の果すと、守るの固きには、前後なし、みな力め行ふの效を得る所以なり、

仁義忠信不離乎心、

これ道を信ずることの篤き效なり、

造次必於是、顚沛必於是、出處
語默必於是、

造次とは、いそがはしく、かりそめなる時を云、顚沛とは、顚倒流浪する時を云、論語の文なり、出處は、出て仕へ隱れて處る時を云、是の字、もと仁をさせども、こゝには上の道の字をうけて云、これ皆行ふことの果せる效なり、

久而弗失、則居之安、

其本也、眞而靜、
人の天然の本性は眞實にして、人爲の僞りなく、且生るゝ初は、いまだ物に感動せずして靜なり、

其未發也、五性具焉、曰仁義禮智信、
これ上の段の意を中ねとく、其未發は、即靜なる時なり、仁義禮智の五性は、即本然の眞なり、

形既生矣、外物觸其形、而動其中矣、其中動而七情出焉、曰喜怒哀樂愛惡欲、
人形をそなへて、既に生ずれば、外にまじはる物、その形にふれて中心を感動す、中心うごきて、七情感ずるに隨ひて發出す、喜び怒り哀み樂み愛れみ惡み欲ふ心これなり、樂を一つに懼に作る、

情既熾而益蕩、其性鑿矣、
七情すでに熾にして、火のもえ出るが如く、又ます〱蕩ひて、水のながれゆくが如し、情はもと性より出づといへども、熾にして蕩ふに至る時は、其性反てうがちやぶらる、

是故覺者約其情、使合於中、正其心、養其性、
覺者とは、道理を明に覺る者なり、其情の發する所をつゞまやかにして、蕩はしめず、其事に應ずる所をして、過不及なき中にかなはしむ、よりて其心正きことを得て邪ならず、其性養ひを得て鑿たれず、

愚者則不知制之、縱其情而至於邪僻、梏其性而亡之、
僻は、ひがむなり、梏は、手械なり、物をしばりいたむる義にとる、愚者は情を制約することを知らずして、これを縱にして、其發するにまかす、よりて其心正きことを得ずして、邪僻に至り、其性養ひを失ひて、いため亡さるゝに及ぶ、

然學之道、必先明諸心知所養、

聖道の重きことを知らずして、かの詩文辭章をのみ、事とする者は、其學淺陋にして、己を修め、人を治むる用をなさず、

○或問聖人之門、其徒三千、獨稱顏子爲好學、

事論語に見えたり、聖人は孔子なり、此章は、伊川の顏子好學論なり、伊川二十歳にて、國學に在し時、胡安定先生此事を題にして、諸生を試みられし時、伊川此論を作りて對へり、これはじめにまづ問ひの詞をまうく、

夫詩書六藝、三千子非不習而通也、

詩書は、六經の二つをあぐ、六藝は、禮樂射御書數、これ孔門敎學の常法なり、

然則顏子所獨好者何學也、

これまで問ひの詞なり、

伊川先生曰、學以至聖人之道也、

顏子の學ぶ所かくの如しと、

聖人可學而至歟、

又問ひをまうく、聖人は生知安行の人なるに、學を以てその地位に至られんやと、

曰、然、

至らるべしとなり、

學之道如何、

又問ひをまうく、聖人を學ぶの道いかんと、

曰、天地儲精、得五行之秀者爲人、

天地の精氣あつまりたくはふるによりて、萬物をうみだす、中にも五行の氣の秀たるを得る者は人となる、

す、必その地に至らんことを求めて、いまだ得ざればさしをかぬなり、この故に、志す所は分に隨ひて異なり、もし實に志す時は、たとひ聖賢に至らずといへども、亦可なり、たゞ泛然として企て及ばれぬ所に至らんと、みだりに期するばかりは、これ志を立るにあらす、

伊尹顏淵大賢也、

此より以下、士の賢を希ふことを說く、

伊尹恥其君不爲堯舜、一夫不得其所、若撻于市、

伊尹道を以て自任ずるの重きことかくの如し、事は商書孟子に出たり、

顏淵不遷怒、不貳過、三月不違仁、

顏子聖人學ぶの精きことかくの如し、文は皆論語なり、

志伊尹之所志、學顏子之所學、

士たる者伊尹の君をたすけ、民を濟すの志を以て、わが志とし、顏子の心を正うし、身を脩るの學を以て、わが學とせばなり、

過則聖、及則賢、不及則亦不失於令名、

もし賢を希ひて、その志す所をこゆる時は、聖人にも至るべし、唯その志す所に及ぶ時は、賢なり、もしそれ及ばずといへども、その道正きによりて、わが令き名譽は失はぬなり、

聖人之道、入乎耳、存乎心、蘊之爲德行、行之爲事業、

聖人の道は、天然に出て、人の實用に利あらずと云ことなし、この故に、よくこれを學ぶ者は、耳に入りて、則心にとゞまり、これを身につめば、德義行實となり、これを外に行へば、國家天下をさむる、事爲功業となるなり、

彼以文辭而已者陋矣、

由通蔽開塞、所以有人物之別、

性の本體は、みな善なれども、氣稟ことなるにより て、通れると、蔽はるゝと、開けると、塞がれるあり、通蔽は、共に人の性を云、物に對して云時は、開は人の性なり、塞は物の性なり、

由蔽有厚薄、故有智愚之別、

人性の蔽に、又厚薄あるによりて、厚きは愚なり、薄きは智なり、

塞者牢不可開、

物の性は、塞かれること牢くして、ついにひらかれず、

厚者可以開、而開之也難、

人の性はその蔽はるゝこと厚けれども、修學の功を以て開かるべし、されどもこれを開くこと難し、

薄者開之也易、

蔽はるゝことを薄き者は、開けやすし、

開則達于天道、與聖人一、

開きて通ずるの功成る時は、性の本體にかへり、天道に達して聖人の性と一なり、

爲學類凡百十一條、

學者すでに道體のおほむねを明にせば、則ち學を爲る大方をきはむべし、よりて此卷道體に次ぐ、

濂溪先生曰、聖希天、賢希聖、士希賢、

聖人は人道の至りなる故に、たゞ天道と一致ならんことを希ふ、これ聖人の學なり、然らば賢と士とは、なんぞ聖と天とを志として、これを希はざる、蓋し學者心を立ることは、廣大ならんことを要すれども、志を立ることは、近切ならんことを要す、此三つの希ふは、志を立るを以ていへり、心を立ることはなを知に屬す、學を爲るの本領なり、志を立ることは行に屬

れ獨知らず、愛することは物を兼ね愛して、われ獨愛せず、成る時は物と同く成りて、われ獨成らず、

彼自蔽塞、而不知順吾理者、則亦末如之何矣、

かの私欲を以て、自蔽ひ塞ぎ、わが性の理に順ひて、これを盡すことを知らざる者は、己を成し物を成す道にをいて、いかんともすることなかるべしとぞ、一說に自われと蔽塞して、わが性を物と共にすることを知らざる時は、大人といへども、亦いかんともすることなしと、これを化することあたはざることをいへり、

○一故神、

天地の化、陰陽兩端ありて、兩端もと一氣なる故に、その神靈妙用、はかりがたし、

譬之人身、四體皆一物、故觸之而無不覺、不待心使至此而後覺也、

覺るとは、痛痒をおぼゆるなり、物わづかにふれて、即さとること、その心使ひ、物のふるゝ處に至るの後をまたず、

此所謂感而遂通、不行而至、不疾而速也、

此三句は、みな易繫に筮占の感應神速なることをとく詞なり、こゝには借て、心の靈妙をとく、云意は、わづかに感動することあれば、即通じてこれに應じ行かざれども、をのづから至り、疾くせざれども、をのづから速なり、

○心統性情者也、

統ぶとは、主宰たる義なり、仁義禮智信の五性は、體なり、喜怒哀懼愛惡欲の七情は、用なり、心は體用をかね、性をそなへて、情を發す、よりてこれを統ぶと云、

○凡物莫不有是性、

一物必一性を具ふ、

良とは、自然によき義なり、それ鬼は陰氣の靈なる處、神は陽氣の靈なる處、その屈伸往來して、造化をなすこと、これをせしむる者なくして、自然にこれを能くす、よりて二氣の良能と云なり、

○物之初生、氣日至而滋息、

滋息は、しげります義なり、凡そ物の初めて生ずるより後、其氣日々にすゝみ至りて滋息す、人の初生より、壯年に至るまでもこれなり、

物生既盈、氣日反而遊散、

遊散は、たゞよひちる義なり、物生じて其氣既にみちきはまる時は、日日にしりぞき反りて遊散す、人の老ひて死に至るまでもこれなり、

至之謂神、以其伸也、

其氣至りて伸る處を神と云、即伸の字の義なり、

反之謂鬼、以其歸也、

其氣反りて歸る處を鬼と云、即歸の字の義なり、又くみまじへて云時は、人の生ける間は、神なり、その老て死するまでは、神中の鬼なり、人の死して後は、鬼なり、これを祭りて來格するは、鬼中の神なり、

○性者萬物之一源、非有我之得私也、

天下唯一太極の理にすべて、人物各これをうけて性とす、なを水の流派は多けれども、其源を一つにするが如し、よりて萬物の一源なる者と云なり、すでにこれ一源なる時は、この性の德、これ天下公共の者にして、我ひとり私にすることを得る者にあらず、

惟大人爲能盡其道、

大人とは、聖人を以て云、其道を盡すとは、所謂其性を盡すなり、凡そ性中にそなはれる道理、これを知り、これを行ふこと、つくさずと云所なきを云、

是故立必俱立、知必周知、愛必兼愛、成不獨成、

萬物一源の性を盡せる故に、立つ時は必物と俱に立ちて、われ獨たゝず、知ることは物と周く知りて、わ

陰陽兩端は、即上章の升降の氣、循環とは、循れる環の如くに、始終なくしてめぐることを云、大義は、大經と云が如し、陰陽の兩端相推すこと、循環してやまざる者は、これ游氣紛擾の間に、その紀綱となりて、天地造化の大經を立る所以なり、游氣紛擾は、緯なり、陰陽循環は、經なり、經緯を以て織り出す者は、人物の萬殊なり、

○天體物不遺、猶仁體事而無不在也、

體物とは、物の體となるなり、凡そ天の生ずる所の物、人の一身につきて云時は、四肢百骸、一毛一髮、ことごとく天理つらぬきて、其體となり、一つもこれは、天の體せざる所として、とりわきてのこしをかるゝことなし、その萬物に體することも、亦みな然り、これなを仁の萬事に體して、ゆくとして在らずと云ことなきが如くなり、其義下文に見えたり、

禮儀三百、威儀三千、無一物而非仁也、

これ仁事に體する一例をあぐ、禮儀三百、威儀三千は、中庸の文、一物は、一事と云が如し、禮儀は經禮にして、大綱なり、凡そ三百條あり、威儀は曲禮にして、細目なり、凡そ三千條あり、それ亦一事として、愛敬懇惻の仁より出る者にあらずと云ことなし、もし仁心なき時は、禮を行ふといへども、みな虚文なり、

昊天曰明、及爾出王、昊天曰旦、及爾游衍、無一物之不體也、

詩の大雅板の篇の詞をひく、昊天は、たゞ天なり、その元氣廣大なる所よりこれを稱す、爾とは、天より人をさす詞なり、王は、往の字と通ず、云意は、天道照明にして、てらさずと云所なし、人のいでゆき、あそびたのしむ處までも、凡そ行住坐臥一つとして、天これと共につれてせずと云ことなし、これ天一物の體せざる者なき所なりと、人よくこれを知る時は、常に天威を敬畏する意わすれずして、かりにも道理にそむきもとることあたはざるなり、

○鬼神者、二氣之良能也、

にして、しばらくも息まざるなり、

此虛實動靜之機、陰陽剛柔之始、

虛實は、有無生死なり、上文の升降飛揚の氣は、これ天地の造化をなす所、虛實相變し、動靜相推すの機にして、陰陽剛柔の物の、體を成す始なり、

浮而上者陽之淸、降而下者陰之濁、

物すでに形體を成すに至りて、其うきて上る者は、陽の類にして淸めり、其降りて下る者は、陰の類にして濁れり、而してその大いなる者は、天地となりて、凡そ輕淸なる者はみな天に屬し、重濁なる者はみな地に屬す、

其感遇聚結、爲風雨、爲霜雪、萬品之流形、山川之融結、糟粕煨燼無非敎也、

これ又造物の變化を云、或は彼來りて此を感動し、或は此往きて彼に遇合し、乃聚り結んで、形質をなす所の者風雨霜雪以下、みな是なり、萬品は、萬般の品物これ人物をすべて云、流形とは、形を賦してしきつらぬるぞ、融は、とくるなり、水流につきて云、結は、山石につきて云、糟粕は、滋味をしぼりたるかすなり煨燼は、火のもえしさりたる灰なり、此二つは造化の査滓なり、凡そ有情無情の物、至理具はらずと云者なき故に、よくこれを觀れば、糟粕煨燼も、世の敎にあらずと云ことなし、

○游氣紛擾、合而成質者、生人物之萬殊、

游氣紛擾は、即上章の飛揚の氣、往來遊蕩して、紛れ擾るゝなり、かくの如くにして、ついに凝り合ひて物の形質を成す、これ人物萬品の殊なる者を、生出する所以なり、

其陰陽兩端、循環不已者、立天地之大義、

氣清則才清、氣濁則才濁、才則有善有不善、性則無不善、

○性者自然完具、

人性仁義禮智の德一つ〳〵自然に完く具はりて、彼此相借らず、

信只是有此者也、故四端不言信、

信は唯これ仁義禮智の實にこれあるを云、四つの者の外に、別に信あるにあらず、この故に、惻隱羞惡辭讓是非の四端の外に、信の情あることを、いはざるなり、

○心生道也、

人心は、天地生々の德を具へたる者なり、これ其德の行はるゝ所より云、この故に德といはずして、道と云歟、

有是心、斯具是形以生、

易繫に云く、天地の大德を生と云、蓋し天地の心、物を生ずるの外なし、人此德によりて生れ、乃亦此德をそなへて心にあり、これを仁と云、必此心をうけ生るゝ者にして、乃此形を具へて、こゝに此身あり、これ仁は人の人たる所以の者なることを見る、

惻隱之心、人之生道也、

惻隱の心は、仁の發用、これ人の身の生をうけて、今日に至るまで、此身の生ける所以の者なり、然れば生々の德は、天の仁道、惻隱の心は、人の生道、二つあるにあらざるなり、

○橫渠先生曰、氣坱然太虛、升降飛揚、未嘗止息、

此章は元氣の流行變化することを論ず、氣は、元氣なり、坱然とは、盛大にして、ほのかにみちみてる義なり、大虛は、虛空なり、升降は、此氣の升り降る兩端あることを云、飛揚は、とびうかむなり、その升降の間に、往來する遊氣をさす、升降飛揚の氣は、物を織るたてぬきあるが如し、上古よりこのかた、かくの如く

中節、然後爲不善と云二句あり、其義最明なり、

故凡言善惡、皆先善而後惡、言吉凶、皆先吉而後凶、言是非、皆先是而後非、

事の初は皆善なる故に、人の詞に出る所も、大抵亦かくの如くなり、

○問心有善惡否、曰、在天爲命、在物爲理、在人爲性、主於身爲心、其實一也、

物とは、事を兼て云、心は一身の主宰なり、心は性を以て體とする故に、亦性と一なりと云、

心本善、發於思慮、則有善有不善、

性善なる故に心の本體も亦善なり、

若既發、則可謂之情、不可謂之心、

程子此一句、いまだ瑩けざる所あり、蓋し心は體用を兼ぬ、その情意に發するをも、亦心と云べし、朱子の云く、既に發する、これを心に非ずと云べからず、但不善ある時は、則心の本體にあらず、

譬如水、只可謂之水、至如流而爲派、或行於東、或行於西、却謂之流也、

派とは、水のわかれて、ながるゝを云、朱子の説による時は、水の流派をも、亦水と云べきなり、

○性出於天、

性は天より人に命ずるの理なり、出るとは、其由て來る所を云、

才出於氣、

才は、材の字の義なり、人の能を云、事を爲るに堪たる所あるなり、これは其氣質より出づ、

○義訓宜、
事理を裁制して、宜きに稱はしむる處なり、
禮訓別、
上下親疎、男女長幼の分別を主とす、
智訓知、
是非異同をわき知る所以なり、
仁當何訓、說者謂訓覺訓人、皆非也、
覺とは、痛痒歡戚をおぼゆる義なり、惻隱の情、四端につらぬく故に、仁者は事にをいて、覺せすと云所なし、されども覺を以て、仁をば訓ぜられぬなり、中庸孟子に、仁は人なりと云といへども、唯これ人の人たる所以の理を以て、親切に其義をさし示す詞なり、亦以て仁の字を訓ずるにあらず、
當合孔孟言仁處、大概研窮之、
必しも一字を以て訓すべからず、研窮は、みがききはむるなり、
二三十歲得之未晚也、
仁の義全體精微にして、急速に得がたければなり、

○性即理也、
理は、天下公共の道理、性は、即物のうけ具へたる理なり、
天下之理、原其所自、未有不善、
此より以下、理の本善なるを以て、性の本體善なることを明す、所自とは、事物のよりてはじまる所を云、
喜怒哀樂未發、何嘗不善、
未發の前、形氣いまだ事を用ひず、この故に、唯善のみにして、惡の名づくべきなし、
發而中節、則無往而不善、
喜怒哀樂の情發して、みなその よきほどにあたる時は、則亦天性のまゝなる故に、ゆくとして善ならずと云ことなし、孟子の集註にこれを引て、此間に發而不

認出來、

これ自思ふの方を示す、類聚とは、其類を以てこれを聚るなり、體認とは、心その事と一體になりて、理味を親しく認め知るなり、

孟子曰、惻隱之心仁也、後人遂以愛爲仁、愛自是情、仁自是性、豈可專以愛爲仁、

此より下は、聖賢仁を云所を、類聚して見る一例なり、惻隱は即愛なり、心は性情をかねすぶる者なるによりて、惻隱は情なれども、大概に亦心と云、然るを後人知らずして、愛を即仁とするなり、

孟子言惻隱之心、仁之端也、既曰仁之端、則不可便謂之仁、

これ孟子の正説を以て、前説の意を明す、

退之言、博愛之謂仁、非也、仁者固博愛、然便以博愛爲仁則不可、

韓退之仁の用を以て、即體の義を釋するは非なり、周子の云く、德愛曰仁、德は體用を兼るの字なり、これは其德の用を以て、其體に名づくる故に、不可なり、

○問仁與心何異、

その異なる所をとふ、

曰、心譬如穀種、生之性便是仁、陽氣發處乃情也、

張子の云く、心は性情を統ぶ、朱子の云く、仁は心の德、愛の理なりと、蓋し人心をのづから生を好み、物を利する意を具へたるは、これ其德にして仁なり、體なり、なを五穀の種の如し、穀種の全體は、これ心なり、その發生の性をふくみたるは、穀種の德、これ仁なり、此仁即亦これ物を愛する所以の理にして、發見する時は、よく愛をなす、愛は情なり、用なり、なを穀種の陽氣發して、きざしめぐむ処の如し、

じ盡くれば、來りて伸るの氣新に生ず、これ天地生々の理、かくの如くなるによりて、屈伸往來の氣も、自然に相推してやまざるなり、もし既に屈まるの氣、又方に伸るの氣とならば、天地の間に、唯許多の氣ありて、來々去々するばかりなり、造化の功、豈窮まらざることを得んや、釋氏此理を誣ゐて、輪廻の說あり、

如復卦言七日來復、

陽氣五月の夏至より、はじめて消じ、十月に舊陽上に消じ盡くれば、十一月の冬至に、新陽即又下に生ず、前後七箇月めの日に、必來り復るとぞ、

其間元不斷續、陽已復生、物極必返、其理須如此、

坤と復との間、陽氣一たび斷えつきて、又別に續ぎて生ずるにあらず、蓋し生々の理やまざる故に、元氣も亦生々して、斷續なし、唯陽氣上に極まるによりて、又下に復り生ずるなり、陰氣も亦これに同じ、凡そ物極りて必返る、其理みなかくの如なるべきなり、

有生便有死、有始便有終、

物の生死、事の始終も、亦みな一理なり、生あればすなはち死あり、死するによりて又生ず、されども既に死したる者、又生ずるにあらず、事の始終も亦これに同じ、

○明道先生曰、天地之間、只有一箇感與應而已、更有甚事、

感應の字義、前に見えたり、凡そ天地の間のこと、陰場の造化、時運の盛衰、萬物の始終、人事の往來、みな一感一應の理にもるゝことなし、此外さらに何事かあらん、

○問仁、伊川先生曰、此在諸公自思之、

諸公とは、即仁を問ふ諸弟子をさす、自思ひとるべしとなり、

將聖賢所言仁處、類聚觀之、體

の時の如し、枝葉は地上にあらはれて、已應の時の如し、されども上下の氣脈一貫して、兩段へだたれるにあらず、

不可道上面一段事、無形無兆、却待人旋安排引入來教入塗轍、

兆は、物のきざしなり、旋とは、くりつゞくる義なり、塗轍とは、塗はみち、轍は車のあと、なを路脈と云が如し、俗に云みちすぢなり、云意は、上面一段未應の時、形も兆もなく、唯茫々と虚無にして、已應の時、はじめて發生する道理を、却て人のうたゝ安排するを待ちて、それ〲の事爲の路脈にひき入れ來らしむと云べからず、未應の時に、ことごとく具はれる道理、感ずることあるに隨ひて、あらはれ出るばかりなり、卽根本枝葉一貫するが如し、

既是塗轍、却只是一箇塗轍、

すでにこれ路脈あれば、未應已應、唯これ一すぢの路脈にして、かくれたると、あらはれたるとの、異なるばかりなり、

○近取諸身百理皆具、

天地萬物、その理もと一貫す、この故に、近く身に取りて見れば、百理みな具る、

屈伸往來之義、只於鼻息之間見之、

百理身に具はる故に、屈伸往來の義、唯鼻息の間にても見ゆるなり、蓋し息の呼は來りて伸る者なり、吸は往きて屈まる者なり、

屈伸往來只是理、不必將既屈之氣、復爲方伸之氣、生生之理、自然不息、

屈伸往來する者は、氣なれども、その然る所以の者は、唯これ理なり、必しも既に屈まるの氣を以て、又方に伸るの氣とするにあらず、往きて屈まるの氣散

○無妄之謂誠、
一念一動、をのづからみな眞實にいでゝ、一毫も、うきて妄なることなきは、これ天道の誠に至れるなり、
不欺其次矣、
力を用ひて、眞實を守り、かりにも敢て欺くことをせざるは、これ誠を思ふ人道にして、自然に誠なる次なり、
李邦直云、不欺之謂誠、便以不欺爲誠、徐仲車云、不息之謂誠、中庸言至誠無息、非以無息解誠也、或以問先生、先生曰云云、
不欺を以て即誠とするも、いまだあたらず、又至誠やむことなしと云は、眞實の心常久にして、しばらくもたえまなきことを云、不息を誠の義とするにあらず、よりて或人此兩說を以て、伊川先生にとひければ、先生のこたえかくのごとし、

○沖漠無朕、萬象森然已具、
沖漠とは、あはゆくしづかにして、色も音もなき貌なり、朕とは、獸の子の目いまだ開かずして、そのあはせめばかりあるを云、よりて物のきざしを朕とす、無朕とは、これもなきなり、森とは、木の多き貌なり、それ理は影形なけれども、其内に萬事の法象、森然としてすでにことごとく具はる、なを無極にして太極といひ、體用一源云が如し、
未應不是先、已應不是後、
これ上文の意を人心につきて云、その寂然としていまだ物に應ぜざる時は、これ先なりといへども、其内にそなふる所の者、唯これ應ずる事の理なるによりて、これ先ならず、感じて應ずる時は、これ後なりといへども、その事にあらはるゝ所の者、いまだ應ぜざる先の理なるによりて、これ後ならず、
如百尺之木、自根本至枝葉、皆是一貫、
百尺の木は、大木なり、根本は地中にかくれて、未應

○問時中如何、

時中とは、中庸の君子にして時に中するの中なり、

曰、中字最難識、須是默識心通、

凡そ道理を會得すること、唯言語を以て解説するばかりにては、いまだ意味の深き處を得がたし、この故に、默して其理を認め識り、われとみづから、心を以てこれに通ずべし、

且試言、

しばらく云て見んとぞ、

一廳則中央爲中、

廳とは、端の間なり、中央は廳のまんなかなり、

一家則廳中非中、而堂爲中、

廳中は、廳の中央、堂は、一家の中の間なり、

言一國、則堂非中、而國之中爲中、

國の中は一國の中央なり、

推此類可見矣、

上に云所は、唯その一例なり、

如三過其門不入、在禹稷之世爲中、若居陋巷則非中也、居陋巷、在顏子之時爲中、若三過其門不入則非中也、

禹の水を治め玉ふ時、外にあること八年、事いそがはしかりける故に、三たび其門外を過ぎても、內に入り玉はず、稷は后稷農事をつかさどる、水治まりて耕作すべし、其事相まつを以て、稷を並せ云、顏子は亞聖の德、王佐の才あれども、時に道をこなはれず、又夫子教を主どり玉ふ故に、自事とする所なし、よりて陋巷にかくれて、身を終へたり、其跡甚異なりといへども、皆時中なり、もし彼此其時を相易れば、みな中にあらず、もし其處を相易へば、顏子も亦禹稷の如くなるべし、禹稷も亦顏子の如くなるべし、事はみな孟子に見えたり、

時は、心を治め、身を修るは、大節にして本なり、洒掃應對は、小節にして末なり、節文小きなること、これそれ然りといへども、亦必その然る所以の理あり、理は唯一つにして、大小本末なし、

○楊子拔一毛不爲、

楊子は、楊朱なり、其道たゞ我が爲にするばかりにとりて、人のためには、身の毛一すぢぬくほどのことをもせず、

墨子又摩頂放踵爲之、

墨子は、墨翟なり、其道人をひとしく兼ね愛して、その親疎をわかず、もし人に利あることなれば、頂より踵にいたるまで、一身物にあたりて、つきすらるゝほどの勤苦をも、いとふことなくして、これをするなり、

此皆不得中、

二子のする所、みな中道を得ず、

至如子莫執中、欲執此之二者中、

子莫は、魯の賢人なり、楊墨が道、みな中を失へりと思ふ故に、此二つの者の中分をとりて、これを用ひまく欲す、此三子の事、みな孟子に出たり、

不知怎麼執得、

物の中分を中とするは、定れる處あり、子莫これを執らまく欲す、聖人の時中は、時にとりての理の當然、即至善のある處なり、中にもあり、端にもあり、又外にもあり、定れる處なし、いかんとしてこれを執り得ん、子莫此道理を知らざるなり、

識得則事事物物上、皆天然有箇中在那上、不待人安排也、安排着則不中矣、

道理を知り得る時は、事々物々の上に、天然としてこの中なる處、各その上にありて、人の安排することを待たず、もし人知慮を以て安排して、中とする處は、眞の中にあらず、着とは、只つけ字なり、

義なり、直上直下とは、ますぐにして、上下にとをりぬけ、前後左右に、かゝりさはることなき義なり、その天地の間の正理なることかくの如し、

出則不是、

此中發して外に出る時は、即これ和にして、中にあらず、

惟敬而無失最盡、

中を存養する工夫は、たゞ敬してこれを失ふことなきを、最つくせりとするなり、即その睹ざるにも戒愼し、その聞かざるにも恐懼すること、これ此中を存して、失ふことなきの方なり、

○伊川先生曰、公則一、私則萬殊、

凡そ人心公なる時は、諸人の心みな一つなり、私なる時は、諸人の心萬般に殊なり、かくの如くなれば、下文と一意なり、又此段を一人の心に見るも可なり、云意は、凡そ人、心を立ること公なる時は、萬事に應ずといへども、唯純一にして、理の當然を見るばかりなり、もしそれ私なる時は、一事に應ずといへども、千緒萬端にわかれて、定まらず、

人心不同如面、只是私心、

上の句は、鄭の子産が語、左傳に出たり、天下の人心、各かはれること、その面の異なるがごとし、唯これ人々、己を私にするの心なり、もし彼此共に公なる時は、その同きこと、符節を合するが如し、

○凡物有本末、

文大學に出づ、凡そ事物の間に、本とする所の者あり、末とする所の者あり、亦一事の上にも、本末あり、

不可分本末為兩段事、

事は萬殊にして、本末わかるれども、理は唯一つにして、本末精粗なし、わきて兩段のことゝせられぬなり、

洒掃應對是其然、必有所以然、

洒掃應對は、童子の禮節なり、文は論語、義は大學の序に詳なり、然りとは、如此と云義なり、事を以て云

腔子とは、身のことなり、俗にからだと云が如し、惻隱とは、孟子の文、人の患難疾苦を見て、おどろきいたむ心なり、それ人の血肉の心、その用一身に充ち滿る故に、手足のつまさきまでも、わづかにさしつくことあれば、その痛みをぼえずと云ことなし、これ即わが惻隱の眞情なり、程子此言、人わが痛みを知るの心、即人の痛みを惻隱するの心なることをさとりて、これを推し充てまく欲してなり、蓋し人みな天地の生氣をうけて生れ、即その生意を以て心とす、この故に、人心の德、即これ仁にして、物をあはれみ、いつくしまずと云ことなし、然れば身の痛く痒きことも、その歡び戚ることも、人と我と、異ならず思ふべき道理なり、されども常人は、人我の形ことなる處より、私欲生じて、ふさぎへだてらるゝなり、もしよくその私欲を克治する時は、心の德全うして、天理流行し、惻隱の情をのづから物に及ばずと云所なし、天地萬物一體の仁を示すこと、これより切なるはなし、

○天地萬物之理、無獨、必有對、皆自然而然、非有安排也、

安は、をく、排は、つらぬるなり、凡そ天地萬物の理、ひとりだちなる者なし、必相對することあり、天地陰陽寒暑晝夜、男女生死、寤寐動止の類これなり、此みな自然にしてかくの如し、一つも人のをきつらねたることあるにあらず、

每中夜以思、不知手之舞之、足之蹈之也、

中夜に理の對あることを思ふごとに、條理通達して、ふさがる所なし、そのおもしろきこと、舞樂に熟したる者の、手にまひ足のふむ所、をのづから拍子にあひて、われこれを知らざるが如し、本文は樂記並に孟子に出たり、

○中者天下之大本、

說前章に見えたり、

天地之間、亭亭當當、直上直下之正理、

亭々當々とは、物のよきほどに、ちやうどあたりたる

故に、その本體の中に善惡兩物相對しありて、其情各自に出來るにはあらず、情の惡きはみな氣習のなす所なり、

此理天命也、順而循之則道也、循之而修之、各得其分則敎也、自天命以至於敎、我無加損焉、此舜有天下而不與焉者也、

これ上文に性の善なることを論ずるにうけ、中庸の性道敎の說によりて、性善の分量を推し廣む、云意は、此性善の理は、天命によりて具はる、よくこれにうけ順ひて、その條理のまゝに循ふ時は、これ日用當然の道なり、これに循ひて、これを品節し、天下の人物をして、これに由らしめて、各その分際を得るは、これ敎なり、天命の性より、敎に至るまで、ひたすら天理のまゝにして、一毫もわが智慮作爲を以て、これに加へ、これを損すことゝなし、これ聖人にあらざればあたはざる所なり、これ舜の天下をたもちて、至治をなし玉ふこと、みな天理のまゝにして、我これと相あづからずと云者なりと、文は論語に出たり、

○觀天地生物氣象、周茂叔看、

天地の造化流行して、萬物を發生長育すること、ひろくあまねくして、條理通達す、人この氣象を觀る時は、その良心をして、油然として生ぜしむるの益あり、仁の體を知るにちかし、昔周子その窓の前の草、はらはせずして云く、生意自家と一般なりと、本注これを引て、此事程子にはじまらざることを云、

○萬物之生意最可觀、

萬物發生の意、これ初めてきざしもゆる時につきて云、此時最見るによしと、意は上章の如し、

此元者善之長也、斯所謂仁也、

元は善之長也とは、乾卦文言の詞なり、それ元は四德をかぬ、時にをいては春なり、人道を以て云時は、即これ仁にして、萬善の長がしらなり、萬物の生意を見るによきは、この故ぞと、義は前章に詳なり、

○滿腔子是惻隱之心、

者不爲水也、

これ上文に水を云にうけて、却て水の清濁を以て、氣質の善惡にたとへとく、皆水也とは、清むも濁るも、みな水なりとぞ、煩ふとは、俗にむづかしと云義なり、人力とは、濁りをすますます工夫をさす、これ第一に、氣質習染の蔽はれなくして、天然の全き者を云、これ聖人の性なり、其外は、清濁の遠近多少あり、遠近は、氣質さまでにあしからね共、習染にそこぬるの遲速を云、多少は、氣習を混じてとく、末二句は、上文善固性也と云の二句に應ず、

如此、則人不可以不加澄治之功、故用力敏勇則疾清、用力緩怠則遲清、

澄治とは、すましおさむるぞ、水の濁りを、ゐさせ、こして、すますことを云、功は、工夫なり、敏勇とは、とくしていさむなり、緩怠とは、ゆるびをこたるなり、これ上文をうけて云、性の惡きは、みな氣習にして、その本體にあらず、かくの如くなれば、人まさに修爲工夫の力を加へ、これを變化して、本性にかへるべし、而してその效を得るの遲速は、力を用ることの勇むと、怠るとによるとぞ、

及其清也、則却只是元初水也、不是將清來換却濁、亦不是取出濁來置在一隅也、

云意は、氣習の惡を變化して、善に至る時は、唯これ元初の天性なり、別に善性をもて來りて、惡性にひき換るにもあらず、亦その惡き處を取り出して、かた隅によせ置にもあらず、唯これ氣習を變化して、本來の性にかへれるなり、

水之清、則性善之謂也、故不是善與惡在性中爲兩物相對、各自出來、

各自とは、をの〳〵われ〳〵と云義なり、云意は、水の本來清めるは、則性の本體なるのいはれなり、この

容レ說、才說レ性時、便已不二是性一也、

此より下二段は、凡そ人、性の本體善なるを論ずることと、しばらく氣質に雜へずして云ばかりにて、性の名義には、あたらざることをいひて、中て生之謂レ性の義を明す、人生而靜天之性也と云は、樂記の文なり、人初めて生れおち、人欲いまだおこらずして、靜なる時に、天理渾然としてあることを云、こゝにこれを引て云意は、人の生るゝ初にして、はじめて性の說あり、これより以上は、唯これ理なるによりて、性を說かれず、わづかに性を說く時は、生れて後の氣質におちて、即すでに性の本體にあらずと、

凡人說レ性、只是說二繼之者善一也、孟子言二性善一是也、所レ謂繼之者善也者、猶二水流而就一レ下也、

易繫に云く、一陰一陽之謂レ道、繼レ之者善也、成レ之者性也と、一陰一陽、互に相推は、天地物を生ずるの機關にして、その然る所以の者は、これ道理なり、而してその生ずる所の氣、此陰陽繼ぎ續ぐの機に由て出づ、但いまだ質をなさず、此時に賦する所の理も、亦いまだ物につかずして、純粹至善なり、すでに形質を成せる時は、此理各物にそなはる、これ乃性なり、程子これを引ておもへらく、凡そ人性の本體善なることをとくは、唯これを繼ぐ者の善なるを以て云、孟子の性善なりと云これなり、孟子又云く、人性之善也、猶二水之就一レ下也と、程子又これによりておもへらく、所謂これを繼ぐ者の善、氣質の內にも變ぜずして、性の本體たるを知ること、四端の情の善なるの類、なを水の流れて、必下きに就が如くなるを以て、これを知ると、

皆水也、有二流而至一レ海、終無レ所レ汙、此何煩二人力之爲一也、有二流而未レ遠、固已漸濁一、有二出而甚遠、方有一レ所レ濁、有二濁之多者一、有二濁之少者一、淸濁雖レ不レ同、然不レ可下以レ濁

これ申で上句の義を明す、蓋し人物に、氣質をはなれたる性なき故に、性をいへば即氣質なり、氣質をいへば即性なり、而して氣質は唯これ性の形體なり、然れば性とは、即これ生と謂ことなり、

人生氣稟理有善惡、然不是性中元有此兩物相對而生也、

此より下三段は、通じて氣質の性を論ず、天地の氣に、清濁純雜あるによりて、人の生れて氣質を稟る所、善惡ひとしからざる道理あり、その淸みて純なる氣をうくる者は善なり、その濁りて雜はれるをうくる者は惡なり、然れども、性の本然の理は、みな善なり、其中にもと善惡兩物ありて、人これをうくる時に、善惡相對して生ずるにあらざるなり、

有自幼而善、有自幼而惡、后稷之克岐克嶷、子越椒始生、人知其必滅若敖氏之類、是氣稟有然也、

人の氣質善惡異なりといへども、生るゝ初は、なほ相近し、生れて後に、習れ染む所にしたがひて、善惡のおもむき相遠し、然れども又幼少の時よりして、即善惡見ゆるあり、本注后稷は、周の初祖、岐嶷はすぐれてさかんなる義なり、后稷の生れて、はひゆく時より、すでによく人にすぐれたる形狀ありしとぞ、事大雅生民の詩に出たり、楚の司馬子長越椒を生ず、其兄子文これを見て云く、必これを殺せ、この子熊虎の狀にして、豺狼の聲あり、殺さずは必わが若敖氏の族を滅さんと、事左傳に見えたり、これ幼よりして善惡異なるの引證なり、此みな氣稟によりて、かくの如くなることあり、性の本體然るにはあらざるなり、

善固性也、然惡亦不可不謂之性也、

性の本體、みな善なりといへども、性の名は、生によりて立てる故に、氣質の善なるは、勿論性なり、その惡なるも、亦性といはざることを得ざるなり、

蓋生之謂性、人生而靜以上不

故博施濟衆、乃聖之功用、

子貢ひろく恩澤を施して、民を濟ふことおほきは、仁といはるべきかと問ければ、夫子此はこれ唯仁と云のみならず、堯舜もなを難しとして、うれへ玉ふ所なりとの玉へり、程子これを引ておもへらく、仁の義は、上に云如し、この故に、子貢のとへる所は、これ乃聖人の功業作用にして、仁を求るには切ならずと、

仁至難言、故止曰、己欲立而立人、己欲達而達人、能近取譬、可謂仁之方也已、

仁の德たる、全體精微にして、至極いひがたき者なり、この故に、夫子たゞ子貢に告ての玉はく、仁者は其心至公なるによりて、己が身をたてまく欲すれば、則亦人をも同くたゝせ、己がする所を達せまく欲すれば、則亦人のする所をも同く達せしめ、よく近く己が身に取りて、己が心を以て人にたとへ、人も亦己に同きことを知りて、その欲する所を推して、人に及ぼす、かくの如くなれば、私欲にへだてられずして、其愛をのづから物に及ぶ、これを仁を求るの方といひつべきのみぞと、

欲令如是觀仁、可以得仁之體、

聖人人の仁を求るごと、外に向ひて、事功の上に求めず、かくの如くに、わが心の内よりたづね見て、仁の本體を知り得さしめまく欲すと、仁の本體は、即天地萬物を以て、わが身と一體とするこれなり、

○生之謂性、

此章性を論じて、まづ性の名義より説き出す、性の字、心に從ふ、生は其聲、亦其義なり、蓋し性は即理なり、此理を人物生れうくれば性と云、凡そ人物の生ずること、理これが主となりて、氣はその形質をなす、形質すでに成る時は、各一箇の性を具へて、本然の理、仍て其中に寓す、これ性の全體なり、然れども、氣質そなはりて後、はじめて性の名あり、よりて生を性と云なり、

性即氣、氣即性、生之謂也、

々對越する所以の意を明せり、

但得道在不繫今與後己與人、

人よく道に體して、道我に在ることを得る時は、今の世と後の世と、己と人とにかゝはらず、ゆくとして此道とそむきもとることとなしと、これ道の一なることをいひきはめて、上文をひきむすび、德に進みて、道を得る者よくかくの如くなることを示す、

○醫書言手足痿痺爲不仁、此言最善名狀、

痿は、なゆる、痺は、しびるゝなり、手足痿痺して、物にふれても、痛く痒きを覺えざる疾を、名づけて不仁と云、名狀とは、なつけかたどるなり、義は下文に見えたり、

仁者以天地萬物爲一體、莫非己也、

それ仁は、天地物を生ずるの心なり、人物みな此心をうけ生れて、亦各これを以て其心とす、然れば天地となり、人物となり、其形體はわかるれども、其氣脈みな貫通して、己が身と一體にあらずと云者なし、この故に仁者の見る所、常にかくの如し、

認得爲己、何所不至、

認むとは、此を是と識り得る義なり、人よく天地萬物、みな己と一體の者なりと、體認し得る時は、其心いづくにかゆきとゞかざる所あらんや、何物にをき何事につきても、自然に慈愛せずと云ことなかるべし、

若不有諸己、自不與己相干、如手足不仁、氣已不貫、皆不屬己、

もし身より外なる者を、みな己が身にある所ならずと見る時は、をのづから彼と己と、相あづからず、手足は一體なれども、不仁する時は、氣血相つらぬかずして、己が身につゞかざる者のやうなるが如くなり、不仁者の心、かくの如し、蓋し手足の不仁は、風濕の邪氣にへだてらるゝが故なり、人心の不仁は、物我の私欲にへだてらるゝが故なり、

り、つねに道義の助けとなりて、天下の事大小となく、これを負ひ荷ひてよくせずと云ことなし、蓋し從上の聖人、たゞ道理をとく、孟子又其中にゆきて、養氣の工夫を發揮し出す、人これによりて、たゞ天人一理なることを知るのみならず、又人の氣と天地の氣と、一つに貫けることを知る、凡道體をとくことここにをいて盡くせり、

故說神如在其上、如在其左右、大小大事、而唯曰誠之不可揜如此夫、徹上徹下、不過如此、

これ又上文をうけ、中庸の語をひきて、天と人と、理氣すべて一つなり、この故に道體ゆくとして在らずと云ことなきを云、大小は、多小の義と同じ、誠は實理を云、徹は、とをるなり、云意は、中庸に說く鬼神を祭る時に、洋々として、其上にも、其左右にもいますが如く、流動充滿して、いちじるしと、かくの如くに、道體の發見そこばく盛大なることをときて、その結語に、實理のあらはにして、おほはれざること、かくの如しといへり、然れば上にして天地鬼神、下にして萬事萬物、凡あらゆる者、みな其上下に貫き徹りて、此道理の外に、こえ出ることなしと、かの君子必乾々對越する所以の意、亦其中にあり、

形而上爲道、形而下爲器、須着如此說、器亦道、道亦器、

これ又易繫辭の文をひきて、これを釋す、道とは、事物の理を云、器とは、事物の體をさす、物にある道理は、虛くして形なき故に、物の内にあれども、形よりして上なる者とす、上に對して云時は、その形體は、下にある者なり、もし形よりして上下といはずして、形なく形ありと云時は、物と理と相離る、よりてかくの如きの說をつくべし、然れば物は理の寓る所にして、常に相はなれざるを以て、器も亦道なり、理は物の物たる所以にして、外にあらざるを以て、道も亦器なりと、これ上文に道は天人一にして、在らずと云ことなきことをとくにうけて、則この道の須臾もはなるべからざることを云、これを以て、ますます君子乾

對すとは、こなたよりさしむかふ義なり、越は、於の字と同じ、詞の助なり、在天とは、天にある神明なり、上帝をさす、此四字は周頌清廟の詩の詞なり、程子又これを引ておもへらく、君子終日天帝にさしむかふ敬畏を、忘れざるべし、然らば忠信の心至りて、工夫を用ること、をのづからやむことあたはずして、德にすゝむことを得べしとなり、

蓋上天之載、無聲無臭、其體則謂之易、其理則謂之道、其用則謂之神、

此より下二段は、天と人と一理なることを云て、君子終日乾乾して在天に對越するの工夫を、用ひざることあたはざる故をとく、首の二句は、大雅文王の詩の詞なり、載は事なり、道を以て云、體は、すがたと云義なり、云意は、天道は空虛にして、音も臭もなし、然れどもその陰陽の往來變化するすがたの顯然たるは、これを易と云、聖人卦にかたどりて、其變をつくせり、而してその往來變化する所以の理は、これを道と云、此はこれ天道即無極にして太極と云者なり、その功用の見つべき處、これを神と云、即功用を以て鬼神と云なり、

其命于人則謂之性、率性則謂之道、修道則謂之敎、

說中庸に詳なり、蓋し天理の人に命じてそなはれるは、これ性なり、然れば人心の動靜感應は、即天の易なり、言動作爲の見つべきは、即天の鬼神なり、上文の道は、此段の性にして體なり、この性に率ふの道は、用なり、此道を修めて、人に行はしむるは、敎へなり、これ上文をうけて、人の性道敎、みな天理と一つなることを云、

孟子去其中、又發揮出浩然之氣、可謂盡矣、

去るとは、ゆくと云義なり、發揮は、ひらきふるふぞ、浩然とは、盛り大いにして、流れゆく貌、これ天地の間の正大の氣なり、人よく敬を持ち、義を積む時は、わが身に此氣を養ひ成して、天地の間にみちふさが

ことなし、

○仁者天下之正理、失正理、則無序而不和、

これ論語に、子曰人而不仁如禮何、人而不仁如樂何と云義を明せり、仁は專言の仁にて、義禮智信を兼ぬ、それ仁は本心の德にして、天下の道理、これより正きことなし、不仁の人は、心の全德を失ふ故に、その發して事にあらはるゝ所、みなそむきもとりて次序なし、次序なきによりて、其事相和がぬなり、蓋し序は禮の本、和は樂の本なり、人もしそのする所、序でなくして和がざれば、禮樂の儀文器物そなはれども、これをいかんともすることなし、禮樂其人の用をなさゞるなり、

○明道先生曰、天地生物、各無不足之理、

天地の萬物を生すること、各一箇の太極を具足する故に、もと其德の不足なる道理あることなし、

常思天下君臣父子兄弟夫婦、有多少不盡分處、

われ常に思ひみるに、天下の君臣父子兄弟夫婦たる者、忠孝順正等の道にをいて、そこばく其分量をつくさゞる處ありと、然れば人その道あることを知らざる者は論せず、もし其道を行へども、行ひ得ざる所ある者、各其身にかへりて、自責めずばあるべからざるなり、

○忠信所以進德、終日乾乾、

これ易乾卦九三の爻辭文言の語を合せとく、乾々とは、自强めてやまざる義なり、云意は、夫子德に進み、業を修るを以て、君子終日乾々たるの事實とす、中にも忠信を、德に進む所以のこととして、人をして終日乾々としてつとめしむと、蓋し忠信は、實心なり、心の實いまだ至らざる時は、工夫をつみても、其效なし、德に進むことあたはざる所以なり、

君子當終日對越在天也、

て、才智勇力、人にこえたる所ある者まゝ多し、商辛が如きこれなり、辛は紂が名なり、

聖人以其自絶於善、謂之下愚、然考其歸、則誠愚也、

暴棄二つの者、畢竟みな自善道にたちさかるを以て、聖人共にこれを下愚と云、愚ならざるには似たりといへども、その歸く所を考れば、まことにみな愚におつるなり、

既曰下愚、其能革面何也、

これ又問をまうく、もし下愚と云者ならば、外をあらたむることをも、知るまじきに、そのよく面を革るはなんぞと、

曰、心雖絶於善道、其畏威而寡罪、則與人同也、

威とは、上の法令の威嚴をさして云、

唯其有與人同、所以知其非性之罪也、

その善を善とし、惡を惡とすること、人と同き所ありて、惡をおほひ、善をあらはすことを知る、この故に暴棄といへども、本性の罪にあらずして、氣質の然らしむる所なることを知るとなり、

○在物爲理、處物爲義、

處は、はからふ義なり、義は、宜の字の意なり、凡そ事に應じ、物に接るに、みな當然の理あり、物にあるを理とするなり、心に其理をさしはからひて、宜き所にかなはしむるを義とす、物を處するを義とするなり、此說蓋し告子が義外の說を正せり、朱子も義の字を訓して、心の制、事の宜といへり、義は即心に事の宜を裁制する處にして、外にあるにあらざるなり、

○動靜無端、陰陽無始、非知道者、孰能識之、

動靜の機をのづから互に相推てやまず、めぐれる環の端なきが如し、この故に陰陽のうつりかわること、陰の前は陽、陽の前は陰にして、いづれを始めとする

人の性本來たれも善なれど、又その間に、小人ありて、たゞ外のみを革れども、其内を革められざる者あるはいかんと、まづ此問をまうくるなり、

曰、語其性則皆善也、語其才則有下愚之不移、

才は、能なり、氣質の能する所と、能せざる所あるを云、性はみな善なれども、才には論語に所謂下愚の移らざる者あるなり、蓋し其才昏く弱きこと極りて、善に移ることあたはざる者を云、

所謂下愚有二焉、自暴也自棄也、

下愚に亦兩樣あり、孟子の所謂自暴自棄これなり、自暴とは、自その性の善を暴ふ者を云、自棄とは、自その性の善を棄る者を云、詳に下文に見えたり、

人苟以善自治、則無不可移者、

自治むとは、自その氣質の偏を克治して、改るなり、

雖昏愚之至皆可漸磨而進、

水に漸し、石にて磨くやうにして、やうやゝに善にすゝまるゝとぞ、

唯自暴者、拒之以不信、自棄者、絶之以不爲、雖聖人與居、不能化而入也、仲尼之所謂下愚也、

昏愚の中にたゞ、自暴者は、善を聞けども、そむきもとりて信用せず、これを以て自善をふせぐ、自棄者は、善を知れども、をこたりすてゝ、ふみ行はず、これを以て、自善を絶つ、これらは聖人これと共に居るといへども、感化して善に入ることあたはず、これ所謂下愚の移らざる者なり、

然天下自暴自棄者、非必皆昏愚也、往往强戾而才力有過人者、商辛是也、

往々は、毎々と云義なり、暴棄を下愚なりといへども、亦必しも昏愚なるのみにあらず、氣質强く、物に戻り

ずる所必應ありて、その應ずる所又感をなし、その感に又應あり、感應のやまざる所以なり、

感通之理、知道者默而觀之可也、

通とは、彼より此を感動する時に、此うけてこれに通達することを云、通ずるによりて、則これに應ずるなり、凡そ感通の道理、道を知る人、言語にあらはさずして默してこれを觀察せば、天下の事みなこれなることを見るべしとなり、○朱子おもへらく、感應の二字、對して云時は、彼感じて此應ずるなり、又唯感とばかり專にいひて、應をかぬることあり、恩を感じ、德を感ずるの類これなり、

○天下之理、終而復始、所以恒而不窮。

これ恒卦の彖辭に、天地の道恒久而不已也、終則有始也と云義を釋す、蓋し其體を論ずれば、始終常ありてかはらず、其用を論ずれば、始終變易して窮せず、四時たがひにゆき、日月かはる〴〵明なるは、これ用の變なり、二つの者其度の爽はざるは、これ體の常なり、其體常ありて、而して後によく用の變をなす、其用の變ずるは、則體をして常久ならしむる所以なり、

恒非一定之謂也、一定則不能恒矣、唯隨時變易、乃常道也、

これ上文の理を發明す、按ずるに、變易に亦經權の別あり、人の老少相ゆづり、盛衰かはる〴〵遷るを、各その時に宜く處置するが如きは、これ變易の常なり、綱常倫理の如き、一定して易へざる者をも、塞がる所ある時は、則亦變じて通ずるの道あり、これ變易の權なり、みな其道の常久にして、窮せざる所以なり、

天地常久之道、天下常久之理、非知道者、孰能識之、

此章の旨蓋し常久の理を論ずるによりて、常久の道をあはせ云なり、

○人性本善、有不可革者何也、

これ革卦上六の爻辭に、小人革面と云につきて論ず、

○一陽復於下、乃天地生物之心也、

これ復の彖辭に、復其見天地之心乎と云を釋す、その復は、靜なること極りて又動き、舊陽上に盡て、新陽下に復るの時なり、天地生物の心、しばらくもやまざることは、いつとてもこれを見つべし、されども此時最見やすきによりて、こゝにをいていへるなり、

先儒皆以靜爲見天地之心、蓋不知動之端、乃天地之心也、

魏の王弼が易の注、老莊有は無より生ずるの說にまどひ、冬至を極靜至無の時として、これを天地の心萬化の本とす、從來の諸儒大概此說によれり、動の端とは、即一陽初めて萌す時をいふ、

非知道者、孰能識之、

此より下に、此類の詞多し、大抵これ經の本語を稱贊する者にして、自贊の詞にあらず、されども程子も道に明なるを以て、よく先儒の非を見ひらけるなり、

○仁者、天下之公、善之本也、

仁者は、天地萬物を以て一體とす、天下公共の德にして、一毫の私意なきを以て、天下の公と云、而して四德萬善、仁に統せずと云ことなきを以て、又善の本と云なり、公とは心を以て云、善とは理を以て云、公なれば必善なり、二事あるにあらず、易に四德の元を、善の長なりと云も、亦此意なり、天道の元は、即人心の仁なり、

○有感必有應、

感とは、彼氣彼心を以て、此氣此心を動かすなり、應とは、此その感にこたふる所なり、凡そ感ずることあれば、應せずと云ことなし、天地の間のこと、唯一つの感と應とあるのみにて、更に他の事なし、

凡有動 皆爲感、感則必有應、所應復爲感、所感復有應、所以不已也、

凡こゝに動くことあれば、必よく感ずることをす、感

生於下矣、

消は、きゆるなり、息は、生するなり、卦を以て月に配合すれば、剝九月に當り、坤十月に當るといへども、氣の消息を以て云時は、陽氣剝盡するを坤とし、來復するを復とす、新陽生ずるまでは、舊陽いまだかつてつきず、剝して上に盡る時は、則又下に生ずるなり、

故十月謂之陽月、恐其疑無陽也、

古人十月を稱して陽月と云ことも、人その陽なきかと、疑はんことを恐るゝが故に、反てこれを陽月と云なり、

陰亦然、聖人不言耳、

四月純陽の乾卦の上に。陰のつきざること、亦かくの如くなりといへども、聖人これをいはぬのみなり、而して剝にをいてこれを云ことは、善人を慰めて、君子の道、ついにほろびざるたのみを、失はざらしめ、小人を戒めて、その惡をする志を、敢てきはめざらしめんためなり、聖人陽をたすけ、陰を抑ふる意、つねにかくの如し、○此章朱子易本義の說には、十月の中氣小雪に、剝の上九變盡して、すなはち復の一陽萌し、三十日を積て十一月の中氣冬至には、初九一爻すでに成ると見えたり、諸儒みな此說に從ふ、ひとり艸廬吳氏冬至を以て、陰陽消息の界限とす、今竊に此說をとる、蓋し程傳の盡の字、みな舊陽の盡るを以て云、新陽生ずるを兼て云と見がたし、又日いまだ南至せざるの前に、陽氣來復するの理あるべからず、上古の曆元は、朔旦冬至にして、其前の日なし、今月朔を中氣の前半月にをくことは、これ曆作るの法なり、歲の首は、冬至なれども、十一月の朔を、其前にをくこと、なを子の正刻は、日の始なれども、子正を中とせんために、昨日の終り半時を借りて、子初刻とするが如し、又十一月の中冬至に、一陽萌して、十二月の中大寒に、復の初九成り、正月の中雨水に、臨の九二成り、二月の中春分に泰の九三成る、これ正に陰陽中分交泰の象なり、もし本義に從ふ時は、冬至にして一陽成り、大寒にして二陽成り、雨水にして三陽成り、春分には四陽成りて、大壯の卦なり、交泰の象なし、三陰の否も、亦かくの如し、よりて疑なきことあたはざるなり、

有上九一爻尚存、

易卦皆六爻あり、四月は、六爻純陽の乾卦、五月に下より陰を生じて、一陽爻を變ずるを姤卦とす、これより毎月一爻を累變して、九月に至る時は、諸陽爻消え剝て、上九一陽爻なを存す、これを剝卦とす、

如碩大之果不見食、將有復生之理、

大いなる果實人にくひつくされず、種となりて、又生せんとする道理あるが如し、剝の上九に、此象あるを以て、其辭に碩果不食と云なり、

上九亦變、則純陰矣、

上九も亦變じて、陰となる時は、則純陰にして、十月の坤卦なり、

然陽無可盡之理、變於上則生於下、無間可容息也、

天地の間に、陽氣たえつくさるゝ道なし、十月純陰なりといへども、上九なをいまだ變じつきず、舊陽わづかに上につくれば、新陽即下に生ず、其つぎめに、唯一息をいるゝの間もなし、

聖人發明此理、以見陽與君子之道不可亡也、

聖人剝の上九にをいて、此理を發明して、これを以て天地の陽氣と君子の道とは、ついに亡ぼされざることを見る、凡そ易象には、君子を陽類とし、小人を陰類とす、

或曰、剝盡則爲純坤、豈復有陽乎、

或人疑ふ、剝して陽氣盡る時は純陰の坤となる、なんぞ又陽あらんやと、

曰、以卦配月、則坤當十月、以氣消息言、則陽剝爲坤、陽來爲復、陽未嘗盡也、剝盡於上、則復

の羞惡の情發す、此眞情を節文に施す時は、禮の辭讓の情發す、此眞情にて善惡をわかつ時は、智の是非の情發す、信は唯これ此眞情の實にある處なり、仁の惻隱は義禮智信の間に貫かずと云所なし、四德の元も、なをかくの如くなり、

偏言則一事、專言則包四者、

もし仁を一偏にかたつけ、義禮智信にならべて云時は、唯これ慈愛の一事なり、又仁を專ら一つ者にして云時は、義禮智信四つの者をかねて、みな其內にあり、元亨利貞をかぬるも、亦これに同じ、

○天所賦爲命、物所受爲性、

賦すとは、しきくばる義なり、物は、人をかねて云、これ中庸に天命を性と云義によりて、命と性とは、本一つなれども、天の賦する所と、物の受る所より、其名かはれることを明せり、それ天陰陽五行の氣を以て、人物を生じ、其氣形となる時は、氣にそなはれる理も亦これにしたがひて しきくばる、これ上より下に事を命令する如くなるによりて、これを命と云、人物をの〳〵其賦する所の理をうけて、心にそなへたる時は、これを性と云、仁義禮智信の性は、即これ木火土金水の理なり、

○鬼神者、造化之迹也、

造化とは、造はつくる、化はかはるなり、天地の物を生々することを云、たとへば草木を、地よりうみいだすは造なり、其間に春きざし、夏しげり、秋收まり、冬成るは化なり、其造化をなすありさまの、見とめ、さし云べき所をば迹と云、蓋し鬼神とは、唯これ陰陽の氣、をのづから靈妙にして、萬物を造化する迹を以てこれに名づく、別に鬼神と云者ありて、不思議をなすにあらずとなり、わかちて云時は、陽の靈なる所を神と云、陰の靈なる所を鬼と云、神は、伸の字の義にて、のぶるなり、物の生じてさかんなるまでは、陽のなす所、のびて來ることとなるによりて神と云、鬼は歸の字の義にて、かへるなり、物のおとろへてほろぶるは、陰のなす所、かがまりてかへることとなるによりて鬼と云なり、

○剝之爲卦、諸陽消剝已盡、獨

稱するなり、これを乾と云は、此天の性情、剛健にしてやむことなきより稱するなり、

夫天專言之則道也、天且弗違是也、

天をかたどる、種々の名稱ありといへども、其實を全くさし出して、專にこれを云時は、唯これ一つの道理なり、よりて易の文をひきて、此意を明す、云意は、聖人の爲る所は、道にかなはずと云ことなき故に、至尊の天といへども、聖人にそむくことあたはず、況や其外の者をやと、これ道を以て天を稱するなり、

分而言之、則以形體謂之天、

天を專にいはずして、分きて名づくる時は、その形體を以てこれを天と云、義は上文に見えたり、

以主宰謂之帝、

上に居て下に臨み、主張宰制して、命令を降し賦く所より、これを稱して帝と云、

以功用謂之鬼神、

造化の功を運らし用る所より鬼神と稱す、鬼は、歸なり、神は、伸なり、物の生息して、伸び來る所を神と云、物の消化して屈まり歸る所を鬼と云なり、

以妙用謂之神、

唯これを稱して、神とばかり云は、天の運用微妙にして、測り知らざる所より云なり、

以性情謂之乾、

義は上文に見えたり、

四德之元、猶五常之仁、

天道の四德元亨利貞の運、四時に合せて見れば見やすし、元は、唯是生意なり、天地も人と同く生き物にして、その生意たゆる時なし、元は春にして、生意發見のはじめなり、亨は夏にして、生意のひらけとをる時なり、利は秋にして、生意の收まりて遂る時なり、貞は冬にして、生意の成りかたまる時なり、貞又元を生ず、冬きはまりて春にかへるが如し、生意は始終に貫かずと云所なし、五常の仁も、惻隱は、人心本來の眞情なり、此眞情にふれて、そむくことある時は、義

理、みな此處より出るが故に、天下の大本と云なり、

發而皆中節謂之和、和也者、言感而遂通者也、故曰天下之達道、

節は、ほどよき處なり、喜怒哀樂の情、發動するに及んで、一々みな節度にあたる時は、四の者相雜るといへども、五味の調和するが如くにして、そむきもとる所なき故に、和と名づく、これ情の德なり、これ即人心の物に感じて應ずる處、ついに天下のことに通ずる所以の者をいへり、凡そ道理のこれによりて行はるゝ者、ゆくさきみな通達して、ふさがる所なき故に天下の達道と云なり、九達の道路通行せずと云ことなきが如し、

○心一也、有指體而言者、寂然不動是也、有指用而言者、感而遂通天下之故是也、惟觀其所見如何耳、

それ人心は一つなれども、經書に心を云處、體をさして云者あり、體はいまだ發せずして、靜なる處なり、用をさして云者あり、用はすでに發して、動く處なり、唯その文字にあらはるゝ所、いかんと云ことを見て、體用をわき知るべしとなり、よりて易の文を注として、その例をあぐ、

○乾天也、

古は天を稱して乾ともいへるなり、

天者、乾之形體、乾者、天之性情、乾、健也、健而無息之謂乾、

此段まづ健の字を會すべし、乾とは、健の字の義にてすぐやかなるを云、それ天一晝夜に、地球九萬里の外をめぐりて、萬古しばらくもやむことなし、これその性情至健なるが故なり、天に性情なけれども、その體にそなはり、用にほどこす所よりこれを云、然ればこれを天と云は、此乾の形體廣大にして涯りなきより

智守曰信、

德は、得の字の義にて、人この道理を天に得て、己に具へたるを云、蓋し誠はこれ性の本然、幾はこれ情の端倪、德は、これ體を主として、用を兼たる名、性情みな其内にあり、愛は、あはれみいつくしむ意、宜とは、心の事をはかりて、宜きにかなふ處、理は、爲る所の條理ありて、混ぜざるなり、通は、分別の通達して、ふさがらぬなり、守るとは、その守りの たがはず、わすれざることを云、これ五つの者の用に よりて 體に名づく、即五行の性なり、

性焉安焉之謂聖、

五常の德、天性のまゝにして、安らかに己に全きを聖人と云、これ學問勉强の工夫を待たずして、誠たたずと云ことなく、幾明ならずと云ことなく、德そなはらずと云ことなき者なり、

復焉執焉之謂賢、

修爲工夫を用ひ、氣質を變化して、天性の本然にかへり、これをとりまもりて失はざるを賢人と云、これ誠を思ひ、幾を審にして、以て其德を成す者なり、

發微不可見、充周不可窮之謂神、

發は、うごくなり、一念きざす時に、至理すでに具はる處、微妙にして、人これを見つけられず、その居る處に隨ひて、德光充滿し、及ぶ所のあまねきこと、きはめつくされず、これを神人と云、然れども神とは、聖人の妙用、測り知りがたきことを云なり、實は聖人の上に、又神人と云者あるにあらず、

○伊川先生曰、喜怒哀樂之未發謂之中、中也者、言寂然不動者也、故曰天下之大本、

此章は中庸の説をあげ、易の文をあはせて、これを釋す、喜怒哀樂の情いまだ發動せざる時は、性の理まん中にありて、かたよらず、かたぶかざる故に、中と名づく、これ性の德なり、即これ人心の寂然としづかにして、いまだ動かざる所以の者をいへり、萬事萬物の

以て云時は、仁義は體なり、惻隱羞惡の類は用なり、各其當る所ありて、條理みだれざるなり、

又曰、原始反終、故知死生之說、

これ又易の文をひきて、上文兩端の體用、又各始終を相爲して、始終亦一理なることを明す、凡そ古今生死晝夜語默の類みな今より前の始れる所を、たづねきはめて、則ひきかへして、今より後の終る所を見れば、亦かくの如し、人の生死のありさま、知りがたきことなりといへども、亦よく其說いかんと云ことを知るとなり、

大哉易也、斯其至矣、

上文を合せ結びて云く、易の書たること、包る所廣大にして、天下の理こと〴〵くそなはる、まことにそれ大いなるかな、然れども、此圖の發明する所、これ易道の至極なりとぞ、

○誠無爲、

これ亦周子の語なり、凡そ章の首に名のなきは、前章をかうむりてなり、下みなこれに倣ふべし、誠とは、人心本然の實理、即天命の性にして、太極の象なり、その靜なる時は、まことに爲ることなし、動いて爲ることあれども、實理の本體は、亦天然のまゝにして、人の作爲に、わづらはされざるを以て、すべて爲ることなしと云なり、

幾善惡、

本心うごく時は、爲ることありて、善惡あらはる、幾は、情のうごくきざしの、かすかなる處、善惡のわかるゝちまたにして、陰陽の象なり、蓋し人心わづかに動く時は、天理まことに發し、人欲も亦その間にきざす、天理は性命の正きにもとづき、人欲は形氣の私に生ず、人よく獨を愼みて、その幾を審にし、必自欺くことを禁止して、必自慊からんことを求むべし、朱子おもへらく、周子力を極めて、この幾の字を說く、すこぶる人を警發する所あり、近くは心の公私邪正、遠くは國の興廢存亡、たゞ此處にをいて看やぶれば、すなはちとりまはすことを得べし、此はこれ日用の親切第一の工夫なり、

德愛曰仁、宜曰義、理曰禮、通曰

と、天地と合ひ、其智の明なること、日月にひとしく、その動き靜まり、張り弛すこと、四時の序、うつりかはるが如く、その善におもむき、惡にさかり、德を賞し、罪を討ずるの類、鬼神の吉凶をなすにかなへり、日月四時鬼神に合ふことは、みな德を合はする內のことなり、

君子脩之吉、小人悖之凶、

二つの之の字は、中正仁義をさす、此段上文にひきつけて說く、聖人天地と德を合するは、即太極の全體にして、一動一靜、ゆくとして中正仁義の至極に、あらずと云ことなし、これ修爲工夫を借らずして、自然にかくの如し、いまだこゝに至らずして、これを修するは、君子の吉におもむく所以なり、これを知らずして、これに悖るは、小人の凶にかゝる所以なり、これを修すると、これに悖るとの、わかるゝちまたは、唯敬すると、肆なるとの間にあり、

故曰、立天之道曰陰與陽、立地之道曰柔與剛、立人之道曰仁與義、

陰と陽とは、物の象なるを以て天に屬す、柔なると剛とは、物の質なるを以て地に屬す、仁と義とは、心の德にして人にあり、陰柔義は一類、陽剛仁も一類なり、道は、即太極なり、わきて云時は、三才各一太極なり、合せて云時は、三才共に一太極なり、此段は又易の文をひき、上文聖人よく中正仁義を以て、天下の動を定めて、人の極をたて、其德天地日月四時鬼神にあふことは、三才の極、由て立つ所以の者、共に一理なるが故なりと云意を明す、而して又三才の道、各兩端ありて、相對せざれば、立たざることを示す、其兩端に亦各兩端あり、天に太陽少陽、太陰少陰をわく、地の剛柔にも亦各太少あり、人の仁義も、禮は仁の著れたる所、智は義の藏れたる所にして、わくれば四つ、つゞむればたゞ仁義の二つなり、なを春夏秋冬の一寒一暑に歸するが如し、又體用を以てわくれば、陽剛仁は、用の行はるゝ所以なり、陰柔義は體の立つ所以なり、然れども仁を以て心を存し、義を以て事を制すと云時は、又仁は體にして、義は用なり、又性情を

聖人定之、以中正仁義、聖人之之道、仁義中正而已矣、而主靜、無欲故靜、立人極焉、

中は、禮を行ひて、其宜きを得る處、正は、智を用ひて其當れるを得る處、仁義禮智と云時は、性の名にして體なり、中正仁義と云時は、道の名にして用なり、人極とは、天地人各一太極にして、人にある太極を云なり、此段上文をうけて説く、人の動作、萬變きはまりなくして、凡民善におもむき、惡にさかる法を知らざれば、人にあるの極、たゝざる所あり、聖人の氣質は、秀でたる中に、又秀でたるをうけたるが故に、其性渾全粹美なり、其理心の動靜の間に行はれて、その靜なる處、常に主本となり、動上にをけるの過失なくして其する所、みな天下の法則となれり、この故に、よく中正仁義の道を以て、天下の動作を鎭め定めて、妄に動くことなからしむ、人にあるの極、これによりてとり立ち、人々これを失はざることを得たり、これ聖人靜を主として、人極を立るなり、中正仁義を動靜にわくれば、中と仁とは、動に屬す、正と義とは、靜に屬す、又四つの者に、各體用ありて體は靜、用は動なり、上の本注の意は、聖人の道、廣大精微なりといへどもその大綱は、仁義中正の外なしとぞ、下の本注に、無欲故靜なりとは、凡そ人の身は、形ある動物にして、形氣の欲なきことあたはず、よりて動靜の理並に具はるといへども、あやまつ所、常に動上にあり、聖人の心は、澹然として明潔なり、一毫も形氣にわづらはさるゝ欲なし、動靜の機、とゞこほらずして、靜常に主となり、一つも妄に動くことなき故に、動くといへども亦靜なり、こゝを以て、よく天下の動を定むとなり、

故聖人與天地合其德、日月合其明、四時合其序、鬼神合其吉凶、

これ易の語をひく、それ聖人中正仁義の道を以て、天下の動を定め、人にある極をたてゝ、天地と共に、三才ならび立つ位にあり、この故に、其德の大いなるこ

して、乾道を得る者は、剛健にして男の體をなす、その陰に屬して、坤道を得る者は、柔順にして、女の體をなす、

一氣交感、化生萬物、

男女二體の氣、その形の交るによりて感通す、よりて各その種類を以て、萬物を化生するなり、此萬物は、人を兼て云、化は、かはる義なり、氣をかへて物となす故に、化生と云なり、これ形化のことを云、形化すでにまじはれる後は、又氣化の物なし、

萬物生生、變化無窮焉、

これ唯上二句をうけてその生々の窮りなきことを云、變化は、みなかはる義なり、化の漸くする所より變と云、變じてすでに成る所より化と云なり、

惟人也、得其秀而最靈、

萬物の中に、たゞ人のみ二五の氣の秀でたるをうけて生る、この故に、其心最靈妙にして五常の性全くそなはりてかぐることなし、

形既生矣、神發知矣、

神は、たましひなり、知るとは、知識ひらけて、物をわきしるなり、蓋し氣すでにこりかたまるの時、形體は陰の類なれば、陰氣によりて出生す、神知は陽の類なれば、陽氣によりて發出す、

五性感動、而善惡分、萬事出矣、

五常の性は、即五行の理、仁は木、義は金、禮は火、智は水、信は土なり、人の形神、外事物にまじはる時は、五性これがために感じ動きて、喜怒哀懼愛惡欲の七情出づ、其情本然の理にもとづきて、すぐさまに出れば、善となる、形氣の欲にふれて、なゝめに出れば、惡となる、情の善惡わかるゝによりて、吉凶悔吝相まじはりて、天下の事、千狀萬態、その變きはまりなきに至る、蓋し性は即太極なり、形生り神發するは、陰陽の分なり、五性の感動は、五行の生なり、善惡わかるゝは、男女となるの象なり、萬事出るは、萬物化生の義なり、陰陽の氣に、もと善惡のわけあらざれども、人情に發する時は、善は其理公明にして、陽の類なり、惡は其理闇曲にして、陰の類なり、易象に、君子を陽に屬し、小人を陰に屬するも、此義なり、

に貫き行きて、夏秋の間に旺なり、かくの如くに、其氣この序に順由して流布す、これ流行の陰陽なり、

五行一陰陽也、陰陽一太極也、

太極本無極也、

五行の質成り、氣めぐるに、とき至る時は、天地造化をなすの具、すでにそなはることを見る、而してこれをよむ者、太極陰陽に變じ、五行に分るゝを、くだくだしく見なさんことを恐る、この故に、又五行より、はじめにまきかへして、このあまたの者共に渾然として、一體なることを示す、云意は、五行は五物なりといへども、唯これ一陰陽の變合によりて成る、陰陽兩端ありといへども、唯これ一太極の動靜によりて生ず、而して太極はもと無極にして、形なき者なれば亦二氣五行の外にあるにあらずと、

五行之生也、各一其性、

これ五行各一物にわかるれども、亦各々に一太極の理を、全く具ることを云、性は物の生じて、うけ具ふる所の理、即太極なり、されども五行は五物にして、こゝにその生ずることを、云によりて、太極といはずして、性と云なり、蓋し陰陽兩端にわかるれども、それなを氣なるによりて、一太極を共にす、五行は其質各異なるによりて、亦各一箇の太極を具るなり、

無極之眞、二五之精、妙合而凝、

此より下は、天地の萬物を造化することを云、無極の理の、眞實にして妄なきは、即これ太極のことなり、陰陽五行の氣の、精純にして雜りなきは、その本來を以て云、妙合とは、自然にとけあふことを云、蓋し太極の理の眞實なる、その主宰となり、二五の氣の精純なる、これが材料となり、二つの者、をのづから渾合して、へだてなし、この故に人物の形質、凝りかたまりて、出來るなり、形質すでに成る時は、亦各一太極を具ふ、これ天地のはじめ、人物氣化の時を云、蓋し其生いまだ父母によらず、唯二五の氣をうけて化生す、

乾道成男、坤道成女、

これ易の語をとり用ふ、乾は、健なる意、坤は、順ふ義なり、人物氣化の間に、又陰陽の分あり、その陽に屬

に變じて陽生ず、

一動一靜、互爲其根、分陰分陽、兩儀立焉、

動くこと極りて靜なるは、これ靜動に根ざす、靜なること極りて又動くは、これ動靜に根ざす、兩儀は、兩體の容儀なり、易には陰陽を兩儀とす、こゝには借りて天地となす、立つとは、その開闢の初につきて云なり、蓋し陰陽兩端あれども、もと一氣なる故に、そのうつりゆくこと、かはる〲相推して相變ず、これを流行の陰陽とす、一氣なれども、又兩端ある故に、その分れ立つこと、相反きて相濟す、これを對待の陰陽とす、流行對待二つの者、一時に倶にありて、相悖らず、而して太極の理、至誠無妄なるによりて、流行する者、萬古とゞこほりやむことなく、對待する者も、亦萬古うつりかはることなし、

陽變陰合、而生水火木金土、

これ五行の質を生成することを云、太極陰陽を生じ、陰陽五行を生ず、理よりして氣、氣よりして質これぞの言を立る次第なり、變とは、變り動くなり、合とは、凝りて合ふなり、生ずるは、成すを兼て云、水火木金土は、これ五行生成の序なり、よりてその質微なるよりして、漸くに著なり、はじめに陽氣進みて、變動する時に、水を生ずれば、陰氣退きて凝合する時に、これを成す、陰氣の凝合によりて、又火を生ずれば、陽氣ふたゝび變動して、これを成す、木金土の生成も亦かくの如し、これを生ずる者は、內にありて精となり、これを成す者は、外にありて體となる、この故に、水は外くらくして、內明なり、火は外明にして、內くらし、木金土の質も、これに例して見るべし、木金は、陰陽の氣、水火にまじはりて生ず、土は最後に成る、地の體質にして、水火木金を、のする者なり、

五氣順布、四時行焉、

五氣は、五行の氣、順布とは、順ひ由りて、流れ布くなり、蓋し五行は、質地に具はりて、氣天に行く者なり、春は少陽にして、木氣行く、夏は太陽にして、火氣行く、秋は少陰にして、金氣行く、冬は太陰にして、水氣行く、冬をはりて、又春なり、土は冲和の氣、四時の內

近思錄

道體類、凡五十一條、

道體とは、體は體統の義にて、すぶる意あり、凡そ天道人性の類、みな道理をすべたる者にして、學問の根本なり、この故に、まづ首にこれをあつむ、

濂溪先生曰、無極而太極、

此一章は、周子の太極圖說なり、此句まづ太極の二字を會得すべし、太極は、天理の尊號なり、太とは、これを尊びて、大いなりとする詞、極は、もと屋の棟の名なり、その一屋の上にありて、衆材をすべたる者なるを以て、これを借りて、種々の義にとる、此極には、根極樞極の義あり、根極は、木の幹枝、根にすべたるが如くなることを云、樞極は、戶の開闔、樞にすべたるが如くなることを云、蓋し一箇の天理、品類を生ずる根本となり、造化をなす樞紐となるを以て、太極と稱す、然れども、他の極には、みな極の形あり、天理には、その極たる形狀方所なくして、而も天下の大根本、大樞紐となるを以て、無極にして太極なる者ありと云なり、

太極動而生陽、動極而靜、靜而生陰、靜極復動、

太極は、理にして形なし、陰陽は、氣にして形あり、理は氣の主宰にして、氣は理の形體なり、もと兩物にあらず、太極に動靜の理あるによりて、陰陽に動靜の機あり、太極その機の動くに乘る時は、陽氣あらはる、その機の靜なるに乘る時は、陰氣あらはる、これ動いて陽生じ、靜にして陰生ず、こゝにをいて、始めて出生すと云にあらざるなり、而してその動靜の機は、これをせしむる者あるにあらず、動くことと極まる時は、その勢によりて、をのづから靜に變じて陰生ず、靜なることと極まる時は、亦その勢によりて、をのづから動

循是而進、
此句まづ向望する所を知りて、後に科級によりて學ぶことを兼て云、
自卑升高、自近及遠、
必ひきくちかきよりはじめて、又ついに高く遠き所をきはむるぞ、
庶幾不失纂集之指、
上に云如くして後に、此書の纂集の旨趣を得て、とり失はざらんぞ、
若乃厭卑近而鶩高遠、
此より下は、上文に云所の學術に、循はざる、ついえをとく、これ卑近よりはじめずしてたゞちに高遠を求る者を云、
躐等陵節、
等級をこえてのぼり、節限をしのぎてすゝむ、みな卑近を厭ひて高遠に鶩るの事なり、
流於空虛、迄無所依據、
そのついえ必空寂虚無の境界に流れ陥りて、身心の依り據る所なきに至るぞ、
則豈所謂近思者耶、覽者宜詳之、
上に云如くなるは、反て此書に名づけたる、近思と云者にあらず、見る人此意を詳にすべしと、按ずるに、近思の二字は、もと論語の子夏の語に出たり、明道の意は、近く己が身にある所の者を、親切に思ふ義にとる、伊川の意は、己に近き處より思ひて、類を以て、遠き處に推し及ぼすの義にとる、今呂氏の説によりて見れば、篇に名づくるの義、二程の意を兼とれるならん、
淳熙三年四月四日、東萊呂祖謙謹書、

呂氏後序

近思錄既成、

集錄の功、既に成就す、

或疑首卷陰陽變化性命之說、

大抵非始學者之事、

首卷の道體類に云所、大抵深遠精微の道理にして、初學のさとりがたきことなるを疑ふ、蓋し近思と云題號にそむけりと、思へるなり、

祖謙竊嘗與聞次緝之意、

次緝は、つぎつぐなり、あみつらぬることを云、朱子此書を編次せられたる意をきけりと、これ兩先生共に作れる書なれども、謙退してかくの如くいへり、

後出晩進、

後出とは、人より後にいで學ぶ者を云、

於義理之本原、雖未容驟語、

義理の由來深遠なること、木の本、水源如し、

苟茫然不識其梗概、則亦何所底止、

茫然とは、はるかなる貌なり、底止とは、相持つ義なり、もし義理の本原にをいて、茫々として、その大槩を知らずは、亦何のとりとめ所もあるまじとなり、

列之篇端、特使之知其名義、有所嚮望而已、

太極陰陽性命等のことを、篇端につらぬること、唯初學の人をして、各その名義を知りて、道理の本原至極處は、こゝにありと、向ひ望む方角あらしむるばかりぞと、

至於餘卷所載、講學之方、日用躬行之實、具有科級、

科級は、しなゝり、きざはしの段々ある如くなることを云、二卷より以後の載する所は、みな致知力行して學を講はすの方法、日用躬に行ふの事實そなはりて、科級の次第あり、

誠得此而玩心焉、亦足以得其門而入矣、

此とは、此編をさす、玩心とは、よみ味ひ、心にかけて、すてざる義なり、

如此然後求諸四君子之全書、

まづ此編によりて入る所の門を得るの後、周二程張四君子の文集語錄の全書にをいて、其詳なる處をもとめてと、

沈潛反覆、

沈潛は、しづむなり、心を四子の書の內に、入れをくことを云、反覆はくりかへして、よみ思ふぞ、

優柔厭飫、

優柔は、ゆたかなる意、急速に會通を求めざることを云、厭飫は、あくなり、功を積むことを云、此四字は、左傳の序に出たり、

以致其博、而反諸約焉、

致博とは、四子の全書にひろく求ることを云、反約とは、博きより反りて、約かなる處に至り、その簡要を知ることを云、これ孟子の語によりていへり、

則其宗廟之美、百官之富、庶乎其有以盡得之、

これ論語に子貢孔子敎をうけて學びざるものは、其道德の尊きを知らざることをたとへて、不得其門而入不見宗廟之美、百官之富といへるを借りて、四子の道德を擬す、その門內にある宗廟のうるはしく、百官のさかんなることを、見つくさるべしとなり、

若憚煩勞、安簡便、以爲取足於此而可、

もし四子の全書をよむ、煩悶勞苦をそれて、此書の簡約便利なるに安んじ、わづかに足れることを、此に取りても可なりと思はいと、

則非今日所以纂集此書之意也、

纂も、あつむるなり、わが今日此書をあつめたる本意にあらずと、

五月五日朱熹謹識、

廣大にして津涯なければ、初學由りて入る所の門路を知らず、

因共掇取其關於大體而切於日用者、以爲此編、總六百二十二條、分十四卷、

道理の大體に關繫し、事務の日用に親切なる者をひろひとりて、あみつらぬるぞ、

蓋凡學者所以求端

首卷に道體を論ずる處、凡そ天道人性の類、各その名義につきて、まづその端緒を求め知るなり、

用力、

二卷に爲學大要を論じ、三卷四卷に致知存養の工夫を論ずる是なり、

處己、

己が行ふ所を處置す、身を脩るのことなり、五卷の克己、六卷七卷に家道出處を論ずる是なり、

治人之要、

八卷より十卷までに、治體治法政事を論じ、十一卷に教學の法を論ずる是なり、十二卷の警戒は、又通して己を脩め人を治るの戒めをあぐ、

與夫所以辯異端、

十三卷なり、

觀聖賢之大略

觀聖賢は十四卷なり、

皆粗見其梗概、

上二頭をすべて云、梗概は、おほむねとよむ、亦大略大率の義なり、

以爲窮鄕晩進、有志於學、而無明師良友以先後之者、

窮鄕とは、窮迫してゆきつまりたる里を云、晩進とは、年たけてすゝみ出る學者を云、先後之とは、あとさきになりて、ひきまはす義なり、

近思錄示蒙句解

中村惕齋講述

朱子後序、

近思錄は、朱子、東萊呂氏と共に、周程張子の語を、鈔錄せられたる書なり、編の終に兩先生の後序あり、今葉氏が集解に從ひて、よむ人をしてまづ此書の大意を知らしめんために、二序を編の首に移して、これを解す、

淳熙乙未之夏、

淳熙は、宋の孝宗の年號、乙未は、その二年なり、

東萊呂伯恭來自東陽、過予寒泉精舍、

東萊は、今の山東の萊州府なり、呂氏の先祖、漢の時、東萊侯に封ぜられし人あるによりて、子孫これを稱號とす、其後は世々金華人なり、呂氏名は祖謙、伯恭はその字なり、東陽は、即今の浙江の金華府なり、過るとは、たちよる義なり、精舍は、書齋の稱、寒泉精舍は、朱子の本郷福建の建寧府にあり、

留止旬日、

逗留して止ること十日ばかり、

相與讀周子程子張子之書、

周子は、濂溪先生、程子は、明道伊川二先生、張子は、橫渠先生なり、其書は、諸先生の著述する所、並に門人の記せる語錄なり、

歎其廣大閎博、若無津涯、

歎くは、ほめてなり、閎博も、大いにして廣きなり、津は、水のわたり處、涯は、水ぎはなり、

而懼夫初學者、不知所入也、

近思錄示蒙句解目次

近思錄示蒙句解叙

余既著小學四子示蒙解、爰不得獨遺此書、乃併及之、繕稾已成、初學後進請傳鈔者、急比小學四子、所以然者何也、蓋全帙所載、非古籍之文、則近賢之辭也、古文猶可從本編以明其義矣、近辭則在中華固不須釋而通曉之、如鳥魚生而能飛游也、故雖有注疏而涉此者幾希、在　本邦則其所難喩者未由尋訓詁矣、若夫博洽之儒、則或可類推以會意焉、蒙士豈得能然乎、是以雖淺解鄙說、亦不能不循由、猶學琴瑟者必先慣雜弄也、於其精蘊微趣、非此解所能發揮、亦知讀者考求不主乎此、特庶幾蒙學漸進之一助、而已、但恐其間多未愜言意、而失先哲之本旨者、夫大匠制用、則天下無棄材、佗日若得與君子之採摭、切望訂正修改以幸于世也、於是乎叙、

元祿辛巳春分之日　　南郊　仲欽敬甫　書

世の推服する所となる。紀伊侯其名を聞きて聘すれども就かず。臺閣公卿、往々弟子の禮を執る。此時に方り、碩儒輩出して其名を競ひ、互に詆排したれども、東涯は一語も他人を臧否せず。終日矻々として手に卷を釋かず、得る所あれば、隨て之を錄し、遂に等身の著を成すに至る。皆天下有用の書なり。元文元年歿す、年六十七。其著書擧げて數ふべからず。訓蒙用字格は、漢文の布字法を敎へんが爲に著せるものにして、廣く天下に行はれたるものなり。

るに此盜刻本は其校正粗漏にして幾多の誤を傳へたるを以て、門人奥田士亨之を歎き、綿密なる校訂を加へて梓行せしにより、之を盜刻本と區別せんが爲に、外題には新刊用字格、本文の初には新刊校正用字格、跋文には新雕用字格と記したれども、著者の序文中には訓蒙用字格と記せり。これ蓋し本書の原名なり。故に今は其原名に從つて訓蒙用字格と題す。此書の原版には布字の異同を見易からしめんが爲に、文字に括弧を施して、我(必)(不)レ仁、我(不)二(必)仁一の如くなしたれども、今は印刷の便を圖り、我(必不)レ仁、我(不二必)仁一の如く改めたり。

【著者の小傳】伊藤東涯は京師の鴻儒にして、名を長胤といひ、原藏と稱す、東涯は其號なり。父を仁齋といひ、一世の大儒なり。東涯家學を繼承し、博聞强記にして經術に深く、善く文を屬す。東涯人となり、恭儉寡默なり。然れども其經義を講ずるや、精微神に入り、一

り。斯る單純なる文例に在りては、極て初學なる者も、尙善く其意義の差を知るべしと雖も、少しく複雜なる文例に至りては、稍、素養ある漢學者と雖も、往々にして其區別を誤る事あり。漢籍にはあらざれども、實語敎と云ふ書に「山高故不レ貴、以レ有レ樹爲レ貴」と云ふ名文句あり。今此上半句を漢文の布字法に照して解釋すれば不の字を以て貴の字を打消せるものなれば「山は高きが故に賤し」といふ事となりて、正に原作者の意に反すべし。(原作者の意は「山不二高故貴一」なるべきこと明なり)布字上に於ける斯の如き過失は、初學者の免れ難き所なれば、深く注意せんことを要す。故に本書は、漢文の意義を正格に解釋せんが爲にも、正格なる漢文を作らんが爲にも、極て切要のものたるを疑はず。本書は稿成りて著者の未だ刊行せざるに、早くも寫本にて四方に流布し、忽ち盜刻の厄に遭ひたるものなり。其一世に渴望せられしこと知るべし。然

訓蒙用字格　伊藤東涯輯

【本書の解題】此書は漢文の布字法を詳にせんが爲に、幾多の古書に照して用例を示し、布字の異なると共に、意義も亦異なる理由を詳說したるものなれば、漢文を讀み、漢文を作る者の爲に、必須のものたるや言を俟たず。「我必不仁」と「我不必仁」との二例の如きは、其和讀の聲、全く同じきが故に、其布字の如何を見ずしては、其意義の如何を知るべからずと雖も、既に其布字の異なる上は、其意義も亦、異ならざるべからず。前者に在りては、必の字は不仁の二字に係るを以て、「我れ必ず不仁なり」の意なれども、後者に在りては、不の字を以て、下の必仁の二字を打消せるが故に、「我れは仁なりとは限らず、或は不仁なるやも知るべからず」の意となるな

所底止、列之篇端、特使之知其名義有所嚮望而已と云へるを觀れば、我が邦山崎闇齋の、子弟に本書を教ふる時、先づ爲學篇より始めしが如きは、亦本書講習の一法と謂ふべきか。去れども宋學の大原を窺はんとすれば、道體篇は必ず讀まざるべからず。本書の注釋頗る衆し、葉注の外に、淸の茅星來の近思錄集注、江永の近思錄集注等あり。我が朝貝原益軒の近思錄備考、澤田希の近思錄說略、中井竹山の近思錄說、佐藤一齋の近思錄欄外書等あれとも、皆漢文なれば、今玆には中村惕齋が葉氏注本によりて講述したる近思錄示蒙句解（刊本十冊）を取れり。此書本と朱子の本注を存せり。原版には之を示すに白字を以てしたれども、印刷の便宜のため文字の左に單杠を施して白字に代ふ。

【講述者の小傳】中村惕齋の小傳は、第一卷解題に揭げたり。

目に據りて稽考すれば、其の內容の大體果して如何なるかは推知するに難からざるべし。近思錄と名けしは、論語に子夏の言を載せて、博學而篤志、切問而近思、仁在其中矣とあるに基けり。眞西山の說に據れば、切問謂以切己之事問於人也、近思謂不馳心高遠就其切近者思之とあり。亦以て本書編纂の主意果して何れに在るかを知るを得べし。されば朱子は近思錄好看四子(四書)六經之階梯、近思錄四子之階梯也と云ひ、又、修身之法小學備矣、義理精微近思錄詳之と云へり。此より其後宋學を講ずる者は、以て、必讀潛研の書となし、我朝德川時代には、幕府の昌平學を始め、諸藩學校採りて教科書となし、民間學者の、朱學を崇奉する者も、攻擊する者も、亦均く一讀せし書なり。但首卷の道體一篇は編纂の當時、既に陰陽變化性命之說、大抵非始學者之事と疑ふ者ありしを、東萊は後出晚進於義理之本原、雖未容驟語、苟茫然不識其梗槩、則亦何

師道を以て自ら任じ、孔敎を宗として士習を端くするに努力せしも、其の直ちに天人の指歸を窺ひ、心性の靈妙を究め、往聖の爲めに絕學を繼き、萬世の爲めに太平を開くを以て仲尼の至敎となし、一身を講學に捧げて終身怨尤なき者に至りては、周程張朱等諸子の功に歸せざるを得ず。但事物の常情、動もすれば枉を矯め直に過ぐるは、今古の通弊にして、宋學の學者、卑近を厭ひて高遠に騖せ、空疎に流れて依據する所なきに迄る者あるは、洵に當時東萊呂氏の歎息憂慮せる言の如し。是に於て朱氏は呂氏と相謀り、周張二程の書に就き、學者に切要なる語を抄錄し、條分類別して一書を成せり。是れ即ち現行の近思錄なり。其の後葉采集解を作る時、朱子が嘗て書中逐篇の綱領を人に告げられし語に遵由し、多少文飾を加味して、道體、爲學、致知、存養、克己、家道、出處、治體、治法、政事、敎學、警戒、辨異端、觀聖賢の十四篇目となせり。今其の篇

先哲遺著漢籍國字解全書 第八卷

解題 附 著者小傳

近思錄

中村惕齋講述

【本書の解題】儒學の宋代に至りて、其思想界に一新紀元を劃せし觀あるは、周濂溪、程明道、伊川、張横渠の諸子、性理の說を唱道し、朱文公承けて集大成せしを以てなり。蓋漢唐の諸儒は專ら重きを訓詁度數に置き、其の弊や一部の尙書堯典の首にある曰若稽古の四字を解釋するに、三萬餘言を費して、尙且要領を得ざる者あるに至れり。豪傑聰明の士は其陳腐無用を厭ふの餘、或は老佛に投じ、或は商韓に歸し、儒教の危きこと、僅に一綫を將絕に繫ぐの感なくんばあらず。有宋の興るに及んで、胡安定、孫明復等の諸氏

第八巻

近思録　中村惕齋講

（附）

用字格　伊藤東涯輯

先哲遺著

漢籍國字解全書

早稻田大學出版部藏版



漢籍國字解全書